

平成 18 年 度 大学機関別認証評価 実施結果報告

平成 19 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

はじめに

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、平成10年の大学審議会答申を受けた大学評価関係法令の改正に伴い、平成12年4月の大学評価・学位授与機構への改組、平成16年4月の独立行政法人化を経て現在に至っております。

機構では、大学評価の試行的実施期間として、主に国立大学を対象（平成14年度着手分の大学評価において一部の公立大学が対象）に、「全学テーマ別評価」、「分野別教育評価」及び「分野別研究評価」を平成12年度から平成15年度にわたって実施してきました。平成16年度には、試行的評価に関する結果の検証を行い、それによって得られた結果は、機構の認証評価システムの構築に役立てることができました。

この間、平成14年11月の学校教育法等の改正により、平成16年度から、全ての大学・短期大学・高等専門学校が7年以内ごとに機関別の認証評価（文部科学大臣により認証評価機関として認証を受けた機関が実施する評価）を受けることが義務付けられました。

機構は、平成17年1月に大学及び短期大学、同年7月に高等専門学校の評価を行う認証評価機関として、文部科学大臣から認証を受け、平成17年度から認証評価を開始しました。

認証評価の実施に当たっては、大学機関別認証評価委員会の下に、具体的な評価を実施するための評価部会を編成し、対象大学から提出された自己評価書に基づく書面調査、及び訪問調査（対象大学の関係者との面談や資料・データ等の収集を行うとともに、学生、卒業（修了）生等との面談や、教育現場の視察等を行うもの。）の結果をもとに、評価結果（案）を取りまとめました。その後、対象大学に対して評価結果（案）を通知し、意見の申立ての手続きを経て、平成18年度の評価結果を取りまとめました。

本実施結果報告が、各大学の教育研究活動等の改善に役立てられるとともに、各大学が取り組んでいる教育研究活動等について、広く国民のみなさまの理解と支持を得るための一助となることを期待します。

目 次

はじめに

1. 平成 18 年度に機構が実施した大学機関別認証評価について	1-1
2. 対象大学ごとの評価結果	2
(1) 弘前大学	2-(1)-1
(2) 岩手大学	2-(2)-1
(3) 秋田大学	2-(3)-1
(4) 山形大学	2-(4)-1
(5) 東京農工大学	2-(5)-1
(6) 京都教育大学	2-(6)-1
(7) 徳島大学	2-(7)-1
(8) 奈良県立医科大学	2-(8)-1
(9) 沖縄県立芸術大学	2-(9)-1
(10) 沖縄県立看護大学	2-(10)-1
3. 用語解説	3-1

おわりに

<付 録>

- ・ 大学機関別認証評価実施大綱（平成 18 年度実施分）
- ・ 大学評価基準（機関別認証評価）（平成 18 年度実施分）
- ・ 自己評価実施要項 大学機関別認証評価（平成 18 年度実施分）
- ・ 評価実施手引書 大学機関別認証評価（平成 18 年度実施分）
- ・ 訪問調査実施要項 大学機関別認証評価（平成 18 年度実施分）
- ・ 独立行政法人大学評価・学位授与機構大学機関別認証評価委員会規則
- ・ 独立行政法人大学評価・学位授与機構大学機関別認証評価委員会細則

1. 平成18年度に機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しました。この認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること。
- (3) 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価の実施体制

評価を実施するに当たっては、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、その下に、具体的な評価を実施するため、対象大学の状況に応じた評価部会を編成し、評価を実施しました。

評価部会には、各大学の教育分野やその状況が多様であることなどを勘案し、対象大学の学部等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を評価担当者として配置しました。

3 評価プロセスの概要

※ 評価は、概ね以下のようなプロセスにより実施しました。

(1) 大学における自己評価

各大学は、「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成しました。

(2) 機構における評価

- ① 基準ごとに、自己評価の状況を踏まえ、大学全体としてその基準を満たしているかどうかの判断を行い、理由を明らかにしました。

なお、基準の多くが、いくつかの内容に分けて規定されており、これらを踏まえ基本的な観点が設定されていますが、基準を満たしているかどうかの判断は、その個々の内容ごとに行うのではなく「基本的な観点」及び大学が独自に設定した観点を分析の状況を含めて総合した上で、基準ごとに行いました。

- ② 基準を満たしているが、改善の必要が認められる場合や、基準を満たしているもののうち、その取組が優れていると判断される場合には、その旨の指摘も行いました。
- ③ 大学全体として、全ての基準を満たしている場合に、機関としての大学が当機構の大学評価基準を満たしていると認め、その旨を公表しました。（一つでも満たしていない基準があれば、大学全体として大学評価基準を満たしていないものとして、その旨を公表することとしています。）

4 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施しました。書面調査は、自己評価実施要項に基づき、各大学が作成した自己評価書（大学の自己評価で根拠として提出された資料・データ等を含む。）の分析、及び機構が独自に調査・収集した資料・データ等に基づいて実施しました。訪問調査は、訪問調査実施要項に基づき、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施しました。

5 評価のスケジュール

- (1) 機構は、平成17年7月から8月にかけて、国・公・私立大学の関係者に対し、機関別認証評価の仕組み、方法などについて説明会を実施しました。
- (2) 機構は、平成17年9月から10月にかけて、以下の10大学の申請を受け、評価を実施することとなりました。
 - 国立大学（7大学）
弘前大学、岩手大学、秋田大学、山形大学、東京農工大学、京都教育大学、徳島大学
 - 公立大学（3大学）
奈良県立医科大学、沖縄県立芸術大学、沖縄県立看護大学
- (3) 機構は、平成17年12月に国・公・私立大学の自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載などについて説明を行うなどの研修を実施しました。
- (4) 機構は、平成18年6月末に、対象大学から自己評価書の提出を受けました。
- (5) 機構は、平成18年7月に評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、大学評価の目的、内容及び方法等について評価担当者に対する研修を実施しました。

※自己評価書提出後の対象大学の評価は、次のとおり実施しました。

7月	書面調査の実施 評価部会、財務専門部会の開催（書面調査の基本的な進め方の確認等）
8月	運営小委員会の開催（各評価部会間の横断的な事項の調整） 財務専門部会の開催（書面調査による分析結果の整理及び訪問調査での確認事項の決定）
9月	評価部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項の決定及び訪問調査での役割分担の決定）
10月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月	運営小委員会、評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成）

- (6) 機構は、これらの調査結果を踏まえ、平成19年1月に評価委員会で評価結果（案）を決定しました。

(7) 機構は、評価結果（案）に対する意見の申立ての機会を設け、平成19年3月の評価委員会での審議を経て最終的な評価結果を確定しました。

6 評価結果

平成18年度に認証評価を実施した10大学のすべてが、機構の定める大学評価基準を満たしているとの評価結果となりました。

7 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成19年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

相澤 益 男	東京工業大学長
赤岩 英 夫	国立大学協会専務理事
鮎川 恭 三	前愛媛大学長
池端 雪 浦	東京外国語大学長
内永 ゆか子	日本アイ・ビー・エム株式会社取締役専務執行役員
岡本 靖 正	前東京学芸大学長
荻上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
梶谷 誠	信州大学監事
北原 保 雄	日本学生支援機構理事長
木村 靖 二	大学評価・学位授与機構評価研究部長
○小出 忠 孝	愛知学院大学長
河野 伊一郎	国立高等専門学校機構理事長
児玉 隆 夫	帝塚山学院学院長
後藤 祥 子	日本女子大学長・理事長
小間 篤	科学技術振興機構研究主監
齋藤 八重子	前東京都立九段高等学校長
曾我 直 弘	滋賀県立大学長
舘 昭	桜美林大学教授
外村 彰	株式会社日立製作所フェロー
檜崎 憲 二	読売新聞東京本社編集局次長
ハス ユーゲン・マルクス	南山大学長
福田 康一郎	千葉大学教授
前原 澄 子	京都橘大学看護学部長
森 正 夫	愛知芸術文化センター総長
森本 尚 武	前信州大学長
山内 一 郎	学校法人関西学院理事長
山内 芳 文	筑波大学教授
◎吉川 弘 之	産業技術総合研究所理事長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

赤 岩 英 夫	国立大学協会専務理事
鮎 川 恭 三	前愛媛大学長
岡 本 靖 正	前東京学芸大学長
◎荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
梶 谷 誠	信州大学監事
児 玉 隆 夫	帝塚山学院学院長
小 間 篤	科学技術振興機構研究主監
福 田 康一郎	千葉大学教授
前 原 澄 子	京都橘大学看護学部長
森 正 夫	愛知芸術文化センター総長
森 本 尚 武	前信州大学長
山 内 芳 文	筑波大学教授

※ ◎は主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第1部会)

荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
久 保 猛 志	金沢工業大学教授
住 岡 英 毅	滋賀大学教授
中 野 美知子	早稲田大学教授
西 口 郁 三	長岡技術科学大学副学長
○福 田 康一郎	千葉大学教授
◎森 本 尚 武	前信州大学長

※ ◎は部会長、○は副部会長

(第2部会)

◎赤 岩 英 夫	国立大学協会専務理事
○岡 本 靖 正	前東京学芸大学長
城 山 昌 樹	日興フィナンシャル・インテリジェンス投資工学研究所長
中 尾 昭 公	名古屋大学教授
永 原 裕 子	東京大学教授
松 下 照 男	九州工業大学教授
山 内 芳 文	筑波大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(第3部会)

内 田 和 子	岡山大学教授
荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
◎梶 谷 誠	信州大学監事
喜 田 宏	北海道大学教授
○小 間 篤	科学技術振興機構研究主監
仙 石 正 和	新潟大学工学部長
藤 沢 謙一郎	信州大学理事・副学長
松 野 隆 一	石川県立大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(第4部会)

◎鮎 川 恭 三	前愛媛大学長
生 田 茂	筑波大学教授
荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
吉 川 隆 一	滋賀医科大学長
住 岡 英 毅	滋賀大学教授
田 中 忠 次	東京大学教授
中 野 美知子	早稲田大学教授
○森 本 尚 武	前信州大学長

※ ◎は部会長、○は副部会長

(第5部会)

○鮎 川 恭 三	前愛媛大学長
喜 田 宏	北海道大学教授
◎小 間 篤	科学技術振興機構研究主監
首 藤 恵	早稲田大学教授
仙 石 正 和	新潟大学工学部長
武 田 和 義	岡山大学資源生物科学研究所長
山 内 芳 文	筑波大学教授
吉 川 誠 一	株式会社富士通研究所常務取締役

※ ◎は部会長、○は副部会長

(第6部会)

生 田 茂	筑波大学教授
◎岡 本 靖 正	前東京学芸大学長
○梶 谷 誠	信州大学監事

坂本 信幸	奈良女子大学教授
藤沢 謙一郎	信州大学理事・副学長
前原 金一	昭和女子大学副理事長
山内 芳文	筑波大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(第7部会)

○赤岩 英夫	国立大学協会専務理事
内田 和子	岡山大学教授
荻上 紘一	大学評価・学位授与機構教授
小田原 雅人	東京医科大学主任教授
川寄 敏祐	立命館大学教授
◎児玉 隆夫	帝塚山学院学院長
福田 仁一	九州歯科大学長

※ ◎は部会長、○は副部会長

(第8部会)

荻上 紘一	大学評価・学位授与機構教授
片桐 庸夫	群馬県立女子大学教授
金川 克子	石川県立看護大学大学院看護学研究科長
神崎 秀陽	関西医科大学教授
吉川 隆一	滋賀医科大学長
小島 操子	聖隷クリストファー大学教授
◎福田 康一郎	千葉大学教授
○前原 澄子	京都橘大学看護学部長

※ ◎は部会長、○は副部会長

(第9部会)

伊藤 隆道	東京芸術大学名誉教授
荻上 紘一	大学評価・学位授与機構教授
○児玉 隆夫	帝塚山学院学院長
長谷 高史	愛知県立芸術大学教授
三浦 尚之	福島学院大学教授
◎森 正夫	愛知芸術文化センター総長
渡邊 健二	東京芸術大学理事・副学長

※ ◎は部会長、○は副部会長

(第10部会)

荻上 紘一	大学評価・学位授与機構教授
草間 朋子	大分県立看護科学大学長
島内 節	国際医療福祉大学教授
◎前原 澄子	京都橘大学看護学部長
村嶋 幸代	東京大学教授
○森 正夫	愛知芸術文化センター総長

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

河野 伊一郎	国立高等専門学校機構理事長
清水 秀雄	公認会計士、税理士
○山内 一郎	学校法人関西学院理事長
◎和田 義博	公認会計士、税理士

※ ◎は部会長、○は副部会長

2. 対象大学ごとの評価結果

ここでは、評価を実施した対象大学ごとの評価結果を掲載しています。また、評価結果と併せて各対象大学に関する情報を参考資料として添付しています。

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 基準ごとの評価」において基準1から基準11のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として当機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。また、基準1から基準11の基準について、一つでも満たしていない基準があれば、当該大学全体として当機構の定める大学評価基準を満たしていないものとして、その旨を記述するとともに、その理由を記述しています。

さらに、対象大学の目的に照らして、「主な優れた点」、「主な改善を要する点」を抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1から基準11において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合には、それらを「優れた点」及び「改善を要する点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(3) 「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」では、評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果(案)の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述しています。

(4) 「参考」

「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」、「iii 自己評価の概要」を転載するとともに、自己評価書本文を掲載している「iv 自己評価書等リンク先」、「v 自己評価書に添付された資料一覧」を掲載しています。

弘前大学

目 次

認証評価結果	2-(1)-3
基準ごとの評価	2-(1)-4
基準1 大学の目的	2-(1)-4
基準2 教育研究組織（実施体制）	2-(1)-6
基準3 教員及び教育支援者	2-(1)-9
基準4 学生の受入	2-(1)-13
基準5 教育内容及び方法	2-(1)-16
基準6 教育の成果	2-(1)-26
基準7 学生支援等	2-(1)-29
基準8 施設・設備	2-(1)-33
基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	2-(1)-35
基準10 財務	2-(1)-39
基準11 管理運営	2-(1)-41
意見の申立て及びその対応	2-(1)-46
<参 考>	2-(1)-49
現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(1)-51
目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(1)-52
自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(1)-54
自己評価書等リンク先	2-(1)-62
自己評価書に添付された資料一覧	2-(1)-63

認証評価結果

弘前大学は、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

当該大学の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

「地元地域で活躍する独創的な人材の育成」に重点を置く独立研究科として、地域社会研究科が設置され、分野の垣根を越えた学際的研究を通じた教育の推進が可能となっている。

医学部医学科の教授選考では、教育評価、研究評価、人物評価、臨床評価の4項目についてスコア化する制度が導入されている。

医学部医学科では、編入学者選抜が20人規模で実施されている。また、推薦入学において、地域の医療を支える人材育成の観点から15人の「青森県内枠」が設けられ、「将来青森県内の地域医療又は医学研究に従事する者」であることがその要件の一つとなっている。

平成17年度に「青森へき地医療クリニカル・フェローシップ - 地域医療支援センターによる一貫サービスを基盤とする新教育プログラム - 」が文部科学省医療人GPに採択されている。また、平成18年度に「地域医療型クリニカルクラークシップ教育」が文部科学省現代GPに採択されている。

学長が学生等から直接意見を聴く取組として、学長オフィスアワーの設定、学長直言箱の設置、学生との懇話会や新入生保護者との学長懇談会が実施されている。

21世紀教育（教養教育）では、授業科目を担当することに対するインセンティブを高めるため、担当に応じた研究費が配分されている。また、21世紀教育センターでは、授業内容や評価方法・評価結果に問題があると判断した場合、担当教員に改善の要請を行っている。

21世紀教育センターでは、全学的な「ティーチング・ポートフォリオの導入と活用」を取りまとめ、学内の導入等について検証を行っている。

農学生命科学部では、各教員に「教員相互の教育評価自己申告表」を提出させ、また、自らの授業をビデオ撮影させ、自己点検させている。

当該大学の主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

大学院の一部の課程では、入学定員充足率が低い状況が見られる。

障害のある学生への支援として、障害者用駐車場、校舎玄関のスロープ、エレベーター、身障者用トイレが設置されているが、まだ十分に対応しているとは言えない。

基準ごとの評価

基準1 大学の目的

- 1 - 1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1 - 2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1 - 1 - 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

大学の目的は、弘前大学学則第1条に「教育基本法にのっとり、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、人類文化に貢献しうる教養識見を備えた人格者の育成をもって目的とする。」と定められている。

また、弘前大学長期総合計画の理念・目的に「世界に発信し、地域と共に創造する弘前大学」をスローガンとして、地域社会と密接に連携しながら、グローバルな視点に立った教育を行い、自ら課題を探求する能力を有する自立的な社会人と高度の専門的職業人となりうる人材を育成する。また、基礎的、応用的、学際的研究を推進し、その創造的成果をもって、地域・国際社会に寄与する。」と明記され、それを見直しつつ、中期目標・中期計画が定められている。

さらに、これら大学の目的をより明確にするため、各学部（学科）において教育研究活動に当たっての基本的な方針や養成しようとする人材像等が定められ、大学ウェブサイト、学部（学科）案内等に掲載されている。

これらのことから、大学の目的が明確に定められていると判断する。

- 1 - 1 - 目的が、学校教育法第52条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学の目的は、弘前大学学則第1条、弘前大学長期総合計画の理念・目的に定められている。

これらの目的は、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的から外れるものではないと判断する。

- 1 - 1 - 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第65条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学院の目的は、弘前大学大学院学則第1条に「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の発展に寄与することを目的とする。」と定められている。

また、大学院学則には、修士課程の目的が「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うものとする。」と定められ、博士課程の目的が「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の

高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。」と定められている。

これらの目的は、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものではないと判断する。

1 - 2 - 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

大学の目的は、大学ウェブサイト及び『弘前大学概要』等に掲載されており、また、これらをより分かりやすく表現した「学長メッセージ」が大学ウェブサイトに掲載されている。

『弘前大学概要』は、教員（学科・講座等ごと）、事務職員（グループごと）に配布されている。また、学則・大学院学則が掲載されている『学生便覧』は、すべての教員、事務職員（学務関係等の事務職員には全員、その他の事務職員にはグループごと）に配布されている。

なお、学生には、『学生便覧』が新入生ガイダンスにおいて配布されている。

これらのことから、目的が大学の構成員に周知されていると判断する。

1 - 2 - 目的が、社会に広く公表されているか。

大学の目的は、『弘前大学概要』に記載されているほか、大学ウェブサイトに掲載されており、平成 17 年 7 月から約 12 ヶ月のアクセス状況が約 11,000 ページビューとなっている。

また、各学部（学科）の教育研究活動に当たっての基本的な方針や養成しようとする人材像等が記載された『弘前大学案内』及び『学部（学科）案内』が、県下及び周辺諸県の高等学校に配布され、オープンキャンパス、高等学校訪問による学部説明会・出張講義、保護者懇談会等においても参加者に配布されている。

これらのことから、目的が社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 1 を満たしている。」と判断する。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

- 2 - 1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2 - 2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2 - 1 - 学部及びその学科の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は、人文学部、教育学部、医学部、理工学部及び農学生命科学部の 5 学部から構成されており、各学部では、それぞれの教育目的に応じて、課程制又は学科制を選択している。

各学部の課程又は学科の構成は、人文学部が 3 課程（人間文化課程、現代社会課程、経済経営課程）教育学部が 3 課程（学校教育教員養成課程、養護教諭養成課程、生涯教育課程）医学部が 2 学科（医学科、保健学科）理工学部が 6 学科（数理科学科、物理科学科、物質創成化学科、地球環境学科、電子情報工学科、知能機械工学科）農学生命科学部が 4 学科（生物機能科学科、応用生命工学科、生物生産科学科、地域環境科学科）となっている。

これらのことから、学部及びその課程又は学科の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2 - 1 - 学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成が学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2 - 1 - 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

21 世紀教育（教養教育）については、責任体制を明確にするため、21 世紀教育センターが設置され、すべての教員がいずれかの授業科目を担当する全学担当制により実施されている。

当該センターには、その円滑な運営のため、21 世紀教育センター運営委員会が設置され、その下に三つの専門委員会（教務、FD・広報、点検・評価）高等教育研究開発室、17 の科目主任会及び授業科目担当者グループが設置されている。

21 世紀教育センター運営委員会及び各専門委員会は、毎月ほぼ 1 回開催され、科目主任会及び授業科目担当者グループの会議は、カリキュラムの改正時など必要に応じて開催されている。なお、21 世紀教育センター運営委員会には、各科目主任会の代表者が委員として出席し、必要に応じて全科目主任が参加する科目主任総会も開催されており、教育現場からの意見聴取に努めている。

また、三つの専門委員会と高等教育研究開発室は、教育内容の点検・教育方法の改善等に向けて連携しており、「津軽学 - 歴史と文化 - 」(特設テーマ科目)の開発、『21 世紀教育フォーラム』(紀要)の刊行等の取組が行われている。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

2 - 1 - 研究科及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学では、すべての学部に関連する研究科が設置されており、各研究科・専攻の構成は、人文社会科学研究科（修士課程：文化科学専攻、応用社会科学専攻）、教育学研究科（修士課程：学校教育専攻、教科教育専攻、養護教育専攻）、医学系研究科（修士課程：保健学専攻、博士課程：医科学専攻）、理工学研究科（博士前期課程：数理システム科学専攻、物質理工学専攻、地球環境学専攻、電子情報システム工学専攻、知能機械システム工学専攻、博士後期課程：機能創成科学専攻、安全システム工学専攻）、農学生命科学研究科（修士課程：生物機能科学専攻、応用生命工学専攻、生物生産科学専攻、地域環境科学専攻）、岩手大学大学院連合農学研究科（博士課程：生物生産科学専攻、生物資源科学専攻、寒冷圏生命システム学専攻、生物環境科学専攻）となっている。

また、「地元地域で活躍する独創的な人材の育成」に重点を置く独立研究科として、地域社会研究科（博士後期課程：地域社会専攻）が設置されている。当該研究科では、分野の垣根を越えた学際的研究を通じた教育の推進が可能となっている。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2 - 1 - 研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成が大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2 - 1 - 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2 - 1 - 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

全学的なセンター等として、21世紀教育センター（21世紀教育の実施・改善等に関する企画・調整等を担当）、遺伝子実験施設、総合情報処理センター（IT基盤の管理運用等を担当）、生涯学習教育研究センター、地域共同研究センター、留学生センター、保健管理センター、アイソトープ総合実験室、機器分析センター（分析機器等の学内共同利用の推進等を担当）、学生就職支援センター、知的財産創出本部、弘前大学出版会（学内の研究成果の刊行等を担当）が設置され、当該大学の教育研究の目的に沿った活動が行われている。

また、各学部の附属施設・センターとして、附属病院（医学部）、附属学校（幼稚園、養護学校、小学校、中学校）（教育学部）、附属生物共生教育研究センター（農学生命科学部）等が設置され、各学部の教育研究の目的に沿った活動が行われている。

これらのことから、全学的なセンター等の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2 - 2 - 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

教育活動に係る重要事項を審議するため、国立大学法人法の定めるところにより、教育研究評議会が設置され、各学部（研究科）においては、教授会（研究科委員会）が設置されている。

大学全体の教育に係る重要事項は、教育研究評議会で審議され、役員会で決定されている。教授会（研究科委員会）では、大学全体の方針に基づき、各学部（研究科）の教育活動に係る重要事項が審議されている。

これらの会議は、教育研究評議会が毎月1回、各学部の教授会が毎月1回など定期的に行われている。これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2 - 2 - 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

各学部・研究科には、学務委員会（人文学部）や分野代表者会議（人文社会科学研究科）など、教育課程や教育方法等を検討する委員会等が設置されている。

これらの委員会等では、おおむね毎月1回開催され、学生の教育等に係る具体的な問題について、教授会で審議するための案が作成され、各学部・研究科及び21世紀教育のカリキュラム改正等を含む教育課程や教育方法の実質的な審議を行っている。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が、適切な構成となっており、実質的な検討が行われているとは判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

21世紀教育（教養教育）は、21世紀教育センターの下、すべての教員がいずれかの授業科目を担当する全学担当制により実施されている。

「地元地域で活躍する独創的な人材の育成」に重点を置く独立研究科として、地域社会研究科が設置され、分野の垣根を越えた学際的研究を通じた教育の推進が可能となっている。

基準3 教員及び教育支援者

- 3 - 1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3 - 2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3 - 3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3 - 4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3 - 1 - 教員組織編成のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされているか。

教員組織編成の基本的な方針は、中期目標に「策定した教育目標の実現を図るために必要な教育体制及び教育支援体制を整える。」と定められ、中期計画にその達成に向けた具体的な方策が定められている。

これら中期目標・中期計画の下、教員の配置が学長主導により進められている。また、教員配置の承認制度（各学部が教員補充のための理由書を提出し、学長がその承認を行う制度）が運用されており、定年退職等により生じた教員の定員枠を利用して、地域社会研究科の専任教員を1人増やすなど、重点事業や中期目標の達成のために必要な教員が配置されている。この過程の中で、教員補充や新規ポストが大学・学部の将来にとって、適切であるかどうかを点検・評価する仕組みが構築されている。

このほか、理工学部では、平成18年度から講座制が廃止され、学科所属の教員組織が編成されている。これにより、予算・人事は学科全体で管理することになり、それらの運用に柔軟性が生まれているほか、新たな教育研究分野への対応を柔軟にしている。

これらのことから、教員組織編成のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされていると判断する。

3 - 1 - 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

教員は、大学の目的に沿って十分な教育を実施するため、中期目標・中期計画に定める教員組織編成のための基本的な方針や方策、「国立大学法人弘前大学教員の資格、任免、分限及び懲戒に関する規程」等に基づき、各学部・研究科に配置されている。

各学部の教員は、人文学部が176人（常勤86人、非常勤講師90人）、教育学部が177人（常勤97人、非常勤講師80人）、医学部321人（常勤235人、非常勤講師86人）、理工学部110人（常勤100人、非常勤講師10人）、農学生命科学部71人（常勤62人、非常勤講師9人）となっている。

これらのことから、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されていると判断する。

3 - 1 - 学士課程において、必要な専任教員が確保されているか。

各学部の専任教員は、人文学部が84人（教授33人、助教授44人、講師7人）、教育学部が96人（教授54人、助教授37人、講師5人）、医学部が235人（教授67人、助教授52人、講師29人、助手87人）、理工学部が100人（教授41人、助教授37人、講師4人、助手18人）、農学生命科学部62人（教授29人、助教授26

人、講師2人、助手5人)となっている。

これらのことから、必要な専任教員が確保されていると判断する。

3 - 1 - 大学院課程(専門職大学院課程を除く。)において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

各研究科の研究指導教員及び研究指導補助教員は、人文社会科学研究科(修士課程)が82人(研究指導教員82人)、教育学研究科(修士課程)が101人(研究指導教員62人、研究指導補助教員39人)、医学系研究科保健学専攻(修士課程)が53人(研究指導教員26人、研究指導補助教員27人)、医学系研究科医科学専攻(博士課程)が126人(研究指導教員30人、研究指導補助教員96人)、理工学研究科(博士前期課程)が77人(研究指導教員63人、研究指導補助教員14人)、理工学研究科(博士後期課程)が39人(研究指導教員28人、研究指導補助教員11人)、農学生命科学研究科(修士課程)が49人(研究指導教員44人、研究指導補助教員5人)、地域社会研究科(博士後期課程)が24人(研究指導教員20人、研究指導補助教員4人)となっている。

これらのことから、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されていると判断する。

3 - 1 - 専門職大学院課程において、必要な専任教員(実務の経験を有する教員を含む。)が確保されているか。

該当なし

3 - 1 - 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置(例えば、年齢及び性別構成のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。)が講じられているか。

教員組織の教育研究活動の活性化のため、公募制、任期制の導入及び外国人教員の確保に努めている。

教員の採用については、原則として公募制がとられており、平成17年度には39のポストについて公募が行われ、33人が学外からの採用となっている。また、教員の任期制については、「国立大学法人弘前大学における教員の任期に関する規程」が定められ、すべての学部でその導入が可能となっており、医学部医学科と附属病院では、すべての教員を対象に任期制がとられている。

なお、教員の年齢構成については、若手教員の割合が少ない学部が見られる。女性教員の割合については、理工学部・農学生命科学部等では少ないが、大学全体では13.7%(74人)となっている。また、外国人教員は、すべての学部で採用されており、合計16人となっている。

医学部医学科では、国際化教育奨励賞など教育・研究に対する優秀教員の表彰制度が設けられている。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための措置がかなり講じられていると判断する。

3 - 2 - 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用や昇任の基準は、「国立大学法人弘前大学教員の資格、任免、分限及び懲戒に関する規程」に定められている。また、各学部においても、教員選考規程、教員選考基準など教員の採用や昇任について、より具体的な基準が定められている。

教員の選考においては、教育上の経歴、教授能力が考慮すべき項目に含まれており、各学部では、実務経験、社会的貢献及び教育実績等を重視し、教育と研究の力量を併せ持った人材の登用を行っている。ま

た、医学部医学科の教授選考では、教育評価、研究評価、人物評価、臨床評価の4項目についてスコア化する制度が導入されている。

大学院の教員としての採用は、学部の教員の採用時に実施されている。教員人事公募要領には、大学院課程における教育研究の指導能力を評価の対象にする旨が明記されており、また、研究業績に関する採用や昇格の基準が大学院の教員としての水準が保てるように設定されている。

これらのことから、教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用されていると判断する。

3 - 2 - 教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、機能しているか。

全教員の教育活動の評価については、「弘前大学評価システムの基本的な考え方」に基づき、評価室が平成18年度からの実施に向けて、教員の業績評価に係る評価基準の策定作業を進めている。

この評価基準(案)では、教育、研究、社会貢献、管理運営及び診療(診療業務に携わる教員のみ)の5項目が設定されている。平成17年度には、この基準(案)に基づき、教員が自己申告する「業績評価報告書(案)」及び「報告書記入要領(案)」が策定され、各学部から選出された教員を対象に試験運用が行われている。現在、この試験運用の結果を踏まえ、見直しが行われている。

また、教育・学生委員会は、大学のすべての授業を対象に学生による授業評価アンケートを実施しており、医学部医学科、農学生命科学部では独自の授業評価を実施している。

学生による授業評価アンケートは、学生からの回収率が63.8~83.5%と高くなっており(平成14年度後期から平成17年度後期)、その結果は「授業方法改善のための「学生による授業評価に関するアンケート調査」報告書」として周知・公表されている。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価を実施するための体制が適切に整備され、機能していると判断する。

3 - 3 - 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

当該大学の自己評価書に示されている代表的な事例等によると、学士課程の専門教育科目、大学院課程の授業科目の多くは、教員の研究活動及び研究業績と対応が見られる。

このことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3 - 4 - 大学において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教育課程を展開するに当たって、必要な教育支援者は、事務職員が学生センター等に適切に配置されている。また、技術職員は、医学部、理工学部、農学生命科学部等に適切に配置され、教員の教育活動等の支援に貢献している。

TAについては、227人採用されており、主に医学部、理工学部及び農学生命科学部において、演習や実験科目の教育補助業務等を担当している。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

医学部医学科の教授選考では、教育評価、研究評価、人物評価、臨床評価の4項目についてスコア化する制度が導入されている。

基準4 学生の受入

- 4 - 1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4 - 2 アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4 - 3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 4 - 1 - 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されているか。

アドミッション・ポリシーは、大学の目的に沿って学部ごとに明確に定められ、また学科・課程ごとに、より具体的な方針が定められており、これらは大学ウェブサイトに掲載されている。

さらに、オープンキャンパスや出張講義を含む高等学校訪問等の際、これらのアドミッション・ポリシーが参加者に説明されている。なお、大学院課程では、アドミッション・ポリシーが特に定められていないが、各研究科の目的に沿って、学生の受入れが行われている。

これらのことから、学士課程についてはアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

- 4 - 2 - アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

学士課程では、一般選抜と特別選抜（推薦入学、帰国子女・中国引揚者等子女・社会人・私費外国人留学生特別選抜）が実施されており、アドミッション・ポリシーに沿った学生を受け入れようとしている。

一般選抜では、大学入試センター試験、個別学力検査、実技検査、面接、小論文及び調査書の内容から、総合的に判定されている。また、医学部医学科の個別学力検査では、2段階選抜が実施されている。

推薦入学では、推薦書、調査書、面接及び小論文の結果をもとに総合判定が行われているが、一部の学科（専攻）では、大学入試センター試験の成績も加味している。また、医学部医学科では、地域の医療を支える人材育成の観点から、15人の「青森県内枠」が設けられている。この試験では、「将来青森県内の地域医療又は医学研究に従事する者」が要件の一つとなっており、志願時において受験生の意志が確認されている。学生には、青森県内の地域医療の重要性について、青森県と連携しつつ周知を図っている。

大学院課程では、一般選抜と特別選抜（推薦入学、社会人・外国人留学生特別選抜）が実施されており、一般選抜では、学力検査及び成績証明書により総合判定が行われている。

これらのことから、アドミッション・ポリシーに沿って学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

- 4 - 2 - アドミッション・ポリシーにおいて、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

学士課程における留学生、社会人及び編入学生の受入では、アドミッション・ポリシーに沿った学生を受け入れようとしている。

留学生特別選抜では、日本留学試験の成績、個別学力検査等（小論文又は実技と面接）の成績及び出願書類の結果に基づき、総合判定が行われている。医学部医学科では、さらに学力検査を課している。

社会人特別選抜では、出願書類、小論文及び面接の審査結果に基づき、総合判定が行われている。

編入学者選抜では、医学部、理工学部及び農学生命科学部において実施されている。医学部医学科では、入学定員が20人の規模で実施され、4年制大学の卒業生等の受入れが実施されている。いずれの学部においても、出願書類、面接の審査結果に基づき、総合判定が行われており、医学部医学科では、さらに学力検査の成績が加味されている。

大学院課程の社会人特別選抜では、学力検査試験に加えて提出論文及び研究業績の審査が行われており、外国人留学生特別選抜では、筆記試験、出願書類、面接の審査結果に基づき、総合判定が行われているなど、大学院全体及び各研究科の目的に沿った学生を受け入れようとしている。

これらのことから、アドミッション・ポリシーに応じた対応が講じられていると判断する。

4 - 2 - 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

学士課程の入学者選抜は、学長を委員長とする入学試験委員会のほか、入学者選抜選考委員会等が設置され、試験実施の詳細は、入学者選抜個別学力検査実施要領及びその実施計画書に記載されている。

入学試験問題の作成に当たっては、「入学試験問題作成上の留意事項」が明示され、各教科・科目ごとの責任者による主任会議の下、この留意事項についての確認が行われるなど、出題ミス等の防止に努めている。

入学試験の実施に当たっては、学長を本部長とする試験実施本部が設置されているほか、試験中に待機している各教科・科目の出題者が受験生からの出題に対する質問等に対応する体制がとられている。

試験終了後、各教科・科目の採点が行われ、各学部において、学科（専攻）内選考、学部内選考、教授会の議を経て、入学者選抜選考委員会において合格者が決定されている。

大学院課程では、研究科ごとに試験実施計画が定められ、各研究科長を責任者とする実施体制の下、入学試験問題の作成、試験実施及び選考が行われている。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4 - 2 - アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

教育・学生委員会の下、入学者選抜方法調査研究報告書作成ワーキンググループでは、センター試験と個別学力試験の成績との相関の解析、個別学力試験問題に関する高等学校教員へのアンケートを実施している。これらの結果は、各学部により行われた入学後の追跡調査の結果とともに、「入学者選抜方法調査研究報告書」に取りまとめられている。

入試課では、入学者選抜の募集人員、志願者数及び合格者数等を集計した『入学試験における調査』を作成しており、各学部では、入学者選抜検証のためのデータブックとして活用している。

志願者増加の方策として、学長の指示に基づき、各学部では、八戸試験場の開設を検討し、学長に報告している。また、理工学部では、平成18年度の学科再編に向けて、県内及び札幌市内の高校を訪問し、入試関連事情調査を行い、それらの結果をもとに札幌試験場の開設の必要性を学長に提言している。これらの経緯を経て、新たに八戸市（人文学部、理工学部、農学生命科学部）と札幌市（理工学部、農学生命科学部）に学外試験場が開設されている。

平成18年3月に設置された「臨時入学試験改善委員会」では、受験科目の簡素化、第二志望制度の導入等の

入学試験に関する改善に関する検討が、ほぼ毎月行われている。

これらのことから、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4 - 3 - 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合にはこれを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

学士課程の過去5年間の入学定員に対する実入学者数の充足率は、人文学部が平均1.03倍、教育学部が平均1.05倍、医学部が平均1.01倍、理工学部が平均1.04倍、農学生命科学部が平均1.01倍となっている。

大学院課程の過去5年間については、人文社会科学研究科（修士課程）が平均1.06倍、教育学研究科（修士課程）が平均0.99倍、医学系研究科保健学専攻（修士課程）が平均1.12倍、理工学研究科（博士前期課程）が平均1.17倍、理工学研究科（博士後期課程）が平均0.92倍、農学生命科学研究科（修士課程）が平均0.87倍となっている。また、地域社会研究科（博士後期課程）は、定員6人に対して、平均1.50倍となっている。

なお、医学系研究科医科学専攻（博士課程）については、平成17年度から実入学者数が入学定員の0.6倍未満の状態が続いている（17年度0.59倍、18年度0.55倍）。これは、卒後臨床研修の義務化に伴う大学院進学者の減少及び医師の大都市圏集中が要因として考えられるが、募集要項等を医療機関等に幅広く送付するなど入学者の確保に向けた取組を行っている。また、双方向型の遠隔地授業の実施、修業年限短縮制度の充実（3.5年への短縮制度を追加）など、社会人学生に対する配慮が見られる。さらに、平成19年度の保健学研究科（博士後期課程）の新設に当たっては、入学定員の一部を振り替え、入学定員を64人から55人とし、入学定員の適正化を図っている。

これらのことから、入学定員と実入学者数との関係の適正化がおおむね図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

医学部医学科では、編入学者選抜が20人規模で実施されている。また、推薦入学において、地域の医療を支える人材育成の観点から15人の「青森県内枠」が設けられ、「将来青森県内の地域医療又は医学研究に従事する者」であることがその要件の一つとなっている。

志願者増加の方策として、新たに八戸市と札幌市に学外試験場が開設されているほか、臨時入学試験改善委員会において、受験科目の簡素化、第二志望制度の導入など入学試験の改善に関する検討が積極的に行われている。

【改善を要する点】

大学院の一部の課程では、入学定員充足率が低い状況が見られる。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5 - 1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5 - 2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5 - 3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5 - 4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5 - 5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5 - 6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5 - 7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

< 学士課程 >

5 - 1 - 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置 (例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。) され、教育課程の体系性が確保されているか。

教育課程は、「21世紀教育科目」(教養科目)、「専門教育科目」及び「国際交流科目」の3区分から編成されている。

21世紀教育科目については、導入科目、技能系科目、基礎教育科目、テーマ科目から構成されており、1年次前期から、導入科目、技能系科目、基礎教育科目、1年次後期からはテーマ科目が配置され、それぞれ1～2年次に履修することになっている。21世紀教育科目の卒業所要単位は、学部ごとに異なっており、34～42単位となっている。

専門教育科目については、医学部では、「専門基礎科目」及び「専門科目」から構成されているほか、他学部においても、専門教育科目の一部が専門分野への入門科目として位置づけられており、4年(6年)一貫教育の方針の下、教養科目と専門科目の有機的な連携を図っている。

また、多くの学部や学科・課程では、コア科目や学部共通の専門科目が配置され、学部や学科・課程の専門教育の体系性を確保しているとともに、それぞれの目的に応じた特徴的な科目が配置されている。

特に、人文学部では、人間文化課程、現代社会課程、経済経営課程の3課程となっているが、系統的な履修と一定の専門性確保のため、各課程の下に複数のコースが置かれ、課程制の利点(総合性)を活かしつつ専門性を持たせた構成となっている。

国際交流科目については、英語による授業科目、留学生対象の日本語の授業科目等が配置されている。これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程の体系性が確保されていると判断する。

5 - 1 - 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

21世紀教育科目の授業は、「21世紀を生きるうえで必要となる基本的な力を養う」という教育の目的、

導入科目、技能系科目、基礎教育科目及びテーマ科目のそれぞれの目的に応じた内容となっている。

専門教育科目の授業についても、各学部の教育目的に基づき、また、専門分野の特性に応じた教育科目を含む幅広い内容となっている。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5 - 1 - 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。

当該大学の自己評価書に示されている研究活動の成果を授業に反映した多くの事例、シラバス及び授業参観の内容から、各教員は、研究活動の成果をテキスト、授業の配布資料及びシラバス等に反映しており、研究活動の成果と授業の内容には相関が見られる。

このことから、授業の内容が研究活動の成果を反映したものになっていると判断する。

5 - 1 - 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育）の実施、編入学への配慮、修士（博士前期）課程教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

他学部の授業科目の履修については、医学部を除く4学部において、その修得が最大26単位まで自由科目として認められている。他大学との単位互換については、弘前学院大学、岩手大学・秋田大学（当該大学を含む北東北国立3大学）放送大学との間で制度化されている。また、理工学部では、八戸工業高等専門学校と単位互換を開始している。他大学・短期大学（留学先を含む）における修得単位については、学則において最大60単位まで認定できることが定められている。

外国語については、「大学以外の教育施設等における学修の単位認定に関する規程」により、TOEIC等の資格試験で高得点を獲得した学生又は合格した学生は、21世紀教育の単位修得が可能となっている。

このほか、医学部保健学科看護学専攻では、卒業時に保健師など各種国家試験の受験資格が取得できるカリキュラムになっている。

理工学部では、一般学生に対して、講義の履修時期を決められた学年、又は学期ごとに指定しているが、編入学生に対しては、2年間で卒業できるように科目の並行履修を許可している。また、高等学校で物理、生物、地学を履修しなかった学生のために、1年次前期にそれぞれの科目に応じた授業が開講されているほか、物理科学科では、高等学校で物理を履修しなかった学生のために、補習授業が行われている。

医学部医学科では、3年次学士編入学生に対して個別の科目ごとに補習授業が実施されている。また、6年生を対象に医師国家試験についての補習授業が実施されている。

インターンシップについては、医学部を除く4学部で実施されている。また、学生を当該大学の事務局等に受け入れるインターンシップ制度が、平成18年度から開始されている。

平成17年度には、文部科学省が選定・支援する「地域医療等社会的ニーズに対応した医療人教育支援プログラム（医療人GP）」（プログラム名：青森へき地医療クリニカル・フェローシップ - 地域医療支援センターによる一貫サービスを基盤とする新教育プログラム - ）に採択され、また、平成18年度には、「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）」（プログラム名：地域医療型クリニカルクラークシップ教育）に採択されている。

これらのことから、学生の多様なニーズ、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

5 - 1 - 単位の実質化への配慮がなされているか。

単位の实質化への配慮として、各学部では、履修モデルが示されており、学生に対して、自主的学習が可能な履修を行うよう指導している。

21世紀教育の導入科目（基礎ゼミナール）では、その達成目標の一つに「自立的な学習態度の形成」が掲げられており、附属図書館に関連図書が配架されている。カリキュラム上の措置として、21世紀教育科目では、自習時間の確保のため、各学期に履修できる単位の上限が定められ、医学部保健学科では20単位、その他の学部・学科では24単位となっている。また、専門教育科目については、人文学部及び教育学部において、各学期に履修できる単位の上限が定められており、それぞれ原則として24単位、30単位となっている。

このほか、理工学部では、2年次の多くの開講科目が必修又は選択必修とされ、選択科目を履修しても週8～10科目程度になるよう配慮している。

医学部医学科では、チュートリアル教育により、自主学習を習慣づけさせる教育が行われており、医学部保健学科では、カリキュラム改正により約2割の授業科目が削減され、学生の自習時間の確保に努めている。

これらのことから、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5 - 1 - 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

該当なし

5 - 2 - 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用、TAの活用等が考えられる。）

各学部・学科では、それぞれの教育の目的を踏まえ、授業科目ごとの内容に応じて、講義・演習・実験・実習の授業形態がとられ、それらのバランスにも配慮が見られる。

各学部・学科では、発掘調査・社会調査等のフィールド型授業の実施（人文学部）、恒常的教育実習（Tuesday実習）をはじめとする実践的科目を各学年に配置（教育学部）重要な科目は、講義と演習を併せて設定（理工学部）農場等を活用したフィールド型授業の実施（農学生命科学部）、実験、少人数教育、チュートリアル教育及び臨床実習に力点を置き、コア科目と関連する実験科目を開講（医学部医学科）講義終了後に実習を実施（医学部保健学科）など、それぞれ特徴が見られる。

このほか、少人数教育や対話・討論型授業が21世紀教育をはじめ、各学部・学科において取り入れられている。21世紀教育の基礎ゼミナールでは、一人の教員が約10～15人の学生を担当しており、対話・討論型、フィールド型の授業が行われている。また、21世紀教育の言語コミュニケーション実習及び基礎教育科目の自然系基礎では、習熟度別のクラス編成が実施されている。

国際化への対応については、英語による授業や日本語の授業（留学生のみ）が行われる「国際交流科目」が開講されている。TAの活用についても、積極的にされている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが工夫され、教育内容に応じた学習指導法の取組がよくなされていると判断する。

5 - 2 - 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

当該大学では、21世紀教育及び各学部・学科の授業担当教員がシラバスを作成するに当たって、全学的な統一基準が示されており、平成18年度からは、新たに「授業としての具体的到達目標」、「担当教員のメールアドレス、オフィスアワー、個人ホームページアドレス」の項目が追加されている。各担当教員は、この統一基準に基づきシラバスを作成しているが、教員ごとに記載内容の充実度に差が見られる。

なお、理工学部と農学生命科学部の一部の学科では、JABEE受審に向けて、教育目標を設定し、この目標に基づいて各科目間の関連性を明確にしたシラバスが作成されている。

シラバスは、学生に配布されているとともに、大学ウェブサイトに掲載されている。

シラバスの活用状況については、「21世紀教育に関する学生アンケート調査」において、約3分の2の学部学生が「それぞれの科目はシラバスと授業内容が一致していましたか?」、「それぞれの科目の成績評価は、シラバスに記載された方法でおこなわれましたか?」という質問に回答できていることから、学生は21世紀教育のシラバスを利用していると言える。

これらのことから、おおむね教育課程の編成の趣旨に沿ったシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5 - 2 - 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

自主学習への配慮については、21世紀教育では、言語コミュニケーション実習においてTOEIC模擬試験のシステムが導入され、医学部医学科では、3年次の学生にチュートリアル教育が実施されている。学生には、自ら問題点を抽出し、その解決に向けた調査等を課すなど、自主的に学習プランを立て、学習を進めるよう、21世紀教育及び各学部・学科では、それぞれの特徴を活かした工夫が行われている。

また、学生共同研究室、自主学習室、コンピュータ室、マルチメディア総合演習室、学部図書室が設けられているほか、医学部医学科には、24時間利用可能な自習室が設けられている。

図書館の開館時間については、本館が平日22時まで、医学部分館及び保健学科分室が共に平日20時までとなっている。なお、4年次の学生には、卒業研究に支障がないよう施設後の校舎に入校可能なように工夫されている。

基礎学力不足の学生については、21世紀教育の自然系基礎の授業で高等学校の学習歴に従って、未学習者が学ぶ「」、学習経験のある学生が学ぶ「」に分けて、クラス編成が行われている。医学部医学科では、基礎学力不足の学生には再試験の機会を与え、3年次の編入学生に対しては、物理、生物及び化学の補習授業が行われている。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5 - 2 - 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5 - 3 - 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

21世紀教育及び各学部の成績評価や単位認定の基準は、学則第20条、21世紀教育履修規程、各学部の

学部規程及び履修規則において、優（100～80点）良（79～70点）可（69～60点）不可（59点以下）と定められ、「可」以上が合格となっている。卒業認定基準については、学則第13、41条、各学部の学部規程等に定められている。

学生には、これらの基準が記載されている『学生便覧』が配布されている。

このほか、21世紀教育科目及び各学部のシラバスには、授業科目ごとに成績評価方法が記載されている。これらのシラバスは、大学ウェブサイトに掲載されているほか、学生に配布されている。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5 - 3 - 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

成績評価・単位認定については、学則や各学部の学部規程等に記載された成績評価や単位認定の基準に従って、実施されている。

成績評価方法については、試験・レポート・出席状況等から評価（人文学部）筆記・実技試験・レポート・出席状況から総合評価を行い、各教員に対して、成績分布が偏っている場合にはその理由を示すことを義務化（教育学部）試験及び平常の成績・報告書等を総合評価（農学生命科学部）学務委員会において評価の偏りがなく確認（医学部医学科）など、学部ごとに特徴が見られる。

卒業認定については、学則や各学部の学部規程等に基づき、教授会等の議を経て、学長が卒業認定を行っている。理工学部の一部の学科では、主査・副査制のほか、卒業研究の発表後に教室会議を開催し、指導教員（主査）からのコメントを参考に構成員全体で合否を判定している。

これらのことから、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5 - 3 - 成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。

成績評価等の正確性を担保するため、学生からの成績評価等に関する疑問については、基本的には授業担当教員と担当職員が対応している。21世紀教育では、事務的に対応できない場合、21世紀教育センター教務専門委員会が事実の確認と対応の審議を行い、申立てに応じる措置がとられている。

また、各学部では、学部長に異議申立書を提出（人文学部）学務委員会にトラブル処理のための窓口教員を配置（教育学部）成績評価を学科掲示板に掲示し、1～2週間の異議申立て期間を確保（理工学部）など、それぞれ独自の措置が講じられている。

これらのことから、成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられていると判断する。

<大学院課程>

5 - 4 - 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。

修士（博士前期）課程は、人文社会科学研究科、教育学研究科、理工学研究科、農学生命科学研究科及び医学系研究科（保健学専攻）の5研究科、博士（博士後期）課程は、4年制の医学系研究科（医科学専攻）理工学研究科及び独立研究科の地域社会研究科の3研究科に設置されている。

大学院課程の授業科目は、教育課程編成の趣旨に基づき、必修・選択必修・選択・自由科目のバランスをとりつつ配置されている。

修士（博士前期）課程では、複数教員体制による演習、多様で幅広い授業科目の開講（人文社会科学研究所）各専攻に高度専門技術者志向コースと大学院博士課程進学コースを設け、目的に応じて、実践研究（高度専門職業人養成）と課題研究（研究者養成）の設定（農学生命科学研究科）など、それぞれ特徴が見られる。

博士（博士後期）課程では、学際的な発想の育成と高度な専門知識の習得のため、学際科目、専門科目の設定（医学系研究科医科学専攻）理学と工学の双方に精通した人材養成のために理学系・工学系の特論（講義科目）の必修化（理工学研究科）など、それぞれ特徴が見られる。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっていると判断する。

5 - 4 - 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

修士（博士前期）課程における教育は、高度な専門性をもった人材を育成するためのものとなっており、教育現場における実践的研究の重視とともに、選択・自由科目による幅広い知識の習得（教育学研究科）コ・メディカルスタッフ養成のための知識の習得、保健学分野の幅広い知識の習得（医学系研究科保健学専攻）目的に応じた幅広い知識の習得（理工学研究科）など、それぞれ特徴が見られる。

博士（博士後期）課程における教育は、自立して研究活動を行い、創造的な研究開発能力を持った研究者、技術者の養成を目指したものとなっており、複数指導教員による演習を中心とした緻密な指導（理工学研究科）地域社会の問題の現状把握とその課題探求、解決、実践能力の養成のための科目を履修（地域社会研究科）など、それぞれ特徴が見られる。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5 - 4 - 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。

当該大学の自己評価書に示されている多くの事例によると、各研究科の教員の研究活動の成果と授業の内容には関連性があり、各研究科・専攻の専門性に応じて研究活動の成果が授業に反映されている。

このことから、授業の内容が全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっていると判断する。

5 - 4 - 単位の実質化への配慮がなされているか。

各研究科・専攻では、履修ガイダンスにおいて、組織的な履修指導が行われている。大学院課程では、基本的に少人数教育であり、緻密な指導が行いやすいものとなっている。また、講義時間以外においても、教育研究の指導が行われている。各指導教員は、学生が自らの学習目標を設定し履修計画を立て、必要な学習時間を確保するように個別に指導している。学生には、専用の研究室も用意されている。

これらのことから、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5 - 4 - 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

当該大学には、夜間大学院は設置されていないが、社会人学生への配慮として、いくつかの研究科では、

夜間(平日の17時以降)や土・日曜日に授業を集中的に開講するなどの措置がとられている。青森サテライト教室、八戸サテライトでは、夜間あるいは土・日曜日の授業が設けられている。

医学系研究科医科学専攻では、主科目及び教育研究科目の授業を昼夜開講制とし、夜間の講義は、週2回、17時から18時30分までの間に集中的に行われている。

これらのことから、在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされていると判断する。

5 - 5 - 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。)

各研究科の授業形態は、基本的に講義と演習がセットとなっており、それぞれの教育の目的に応じて、講義、演習、実験、実習等がバランスよく配置されている。

各研究科では、少人数、対話・討論型授業が多く取り入れられており、フィールド型の授業も多く設けられている。医学系研究科では、遠隔地に勤務しながら、講義をリアルタイムで受講できる双方向型テレビ会議システムによる授業が実施されている。

このほか、学生に幅広い分野を受講させるため、講義を半期完結型にしているほか、複数教員による演習の実施(人文社会科学研究科)、教育実践研究により実践的な知識の習得に配慮(教育学研究科)、複数教員による演習、学内・学外の研究施設における実習(理工学研究科)、セミナー(討論会や現地実習)の実施(農学生命科学研究科)、学際連携セミナーを共通コア科目とし、他の学際領域との連携を重視(医学系研究科保健学専攻)、フィールドワークに基づく研究を重視(地域社会研究科)など、それぞれ研究科ごとに特徴が見られる。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5 - 5 - 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

人文社会科学研究科、医学系研究科保健学専攻、理工学研究科、農学生命科学研究科の教員は、研究科(専攻)として統一的な基準によって年度ごとにシラバスを作成しており、その他の研究科の教員もシラバスに相当する授業科目の概要等を作成している。

これらは、学生が研究計画に基づき、履修科目届を提出するに当たって、指導教員と相談しながら履修計画を立てる際、授業科目の選択に活用されている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿ったシラバス、又はそれに相当するものが作成され、活用されていると判断する。

5 - 5 - 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業(添削等による指導を含む。)放送授業、面接授業(スクーリングを含む。)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5 - 6 - 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。

大学院学則及び各研究科規程において、授業及び学位論文の作成等に対する指導を研究指導とすること

が定められており、各研究科とも両者を組み合わせた研究指導が行われている。

各研究科では、特別研究における一貫した研究指導体制を明確化（人文社会科学研究科）学内外の研究開発に実習として参加（理工学研究科）学位論文の指導において、課題研究、又は実践研究を選択させ、研究者養成、高度専門職業人養成のそれぞれに応じた指導を実施（農学生命科学研究科）など、それぞれ特徴が見られる。

このことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われていると判断する。

5 - 6 - 研究指導に対する適切な取組（例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、T A・R A（リサーチ・アシスタント）としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練等が考えられる。）が行われているか。

各研究科では、学生に研究計画書を出願時に提出させ、指導教員と相談しながら、入学時に履修科目届を提出させている。

修士（博士前期）課程では、在学中に論文作成に直接かかわる特別研究や課題研究の授業における継続的な指導のほか、主指導教員及び副指導教員による演習、低学年次の学際的領域のセミナーの受講など、幅広い視点から専門分野を研究させた後、学生に修士論文の研究テーマを絞り込ませるようにしている。

博士（博士後期）課程では、入学時又は1年次後期に研究テーマの決定、学会発表や論文の投稿等を博士論文作成へのステップとしている。

また、理工学研究科（博士後期課程）では、教員5人からなる「研究指導委員会」が設けられ、学生ごとに研究の進捗状況、研究指導の問題点などについてチェックを行い、学生の研究の進捗状況について研究科全体で責任を持つという取組が行われている。

社会人学生に対しては、長期履修学生制度の活用について指導するなど、余裕をもった研究計画が立てられるように配慮している。

T AやR Aに採用された学生には、その活動を通じて教育研究の訓練が行われている。

これらのことから、研究指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5 - 6 - 学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。

各研究科の学位論文の作成に係る指導は、大学院学則及び各研究科規程に基づき、主指導教員を中心にされており、理工学研究科、農学生命科学研究科及び地域社会研究科では、さらに副指導教員も学生を指導する体制がとられている。

これらのことから、学位論文に係る指導体制が整備され、機能していると判断する。

5 - 7 - 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

成績評価や単位認定の基準、修了認定基準は、大学院学則及び各研究科規程に定められ、『学生便覧』及び『履修（学習）案内』に記載されている。『学生便覧』及び『履修（学習）案内』は、全学生に配布され、研究科全体又は専攻ごとのガイダンスにおいて説明されている。

成績評価方法については、人文社会科学研究科、医学系研究科保健学専攻、理工学研究科及び農学生命科学研究科では、シラバスに記載されている。なお、教育学研究科では、各学期の第1回目の講義もしくは試験の前に、各教員が評価基準を説明しており、医学系研究科医科学専攻では、大学院選択必修科目、選択科目については、選択科目調査を個別に実施し、授業実施や成績評価の方法について個々に文書で通

知っている。また、地域社会研究科では、授業科目の成績評価方法については、入学ガイダンスの際に、研究科学務委員会委員長が成績評価の方法を学生に説明している。

修了認定については、その課程に所定の年限以上在籍し、当該研究科の定める所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた後、学位論文の審査及び最終試験に合格することとなっている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5 - 7 - 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

各授業科目の担当教員は、各研究科規程に定められている成績評価や単位認定の基準、授業科目ごとの成績評価方法に基づき、成績評価・単位認定を学期末など定期的に行っている。

修了認定については、大学院学則及び各研究科規程に基づき実施され、学位論文の審査及び最終試験に合格した者は、研究科委員会に諮られており、適切に行われている。

これらのことから、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5 - 7 - 学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。

学位論文に係る審査体制は、学位規則に規定されており、一部の研究科では、細則が定められている。

各研究科の修士（博士前期）課程では、主査1人、副査2人の教員が研究科委員会で選出され、厳密に審査が行われている。農学生命科学研究科では、公開の論文発表会を行い、その結果を審査の判断に加えており、審査体制の強化を図っている。

また、各研究科の博士（博士後期）課程では、博士論文の審査は「予備審査」と「本審査」の二段階制がとられ、複数の審査員により実施されている。また、医学系研究科医科学専攻と地域社会研究科では、学位論文は査読制のある学術雑誌に採択されたものであることが必須要件となっている。

これらのことから、学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能していると判断する。

5 - 7 - 成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。

成績評価に対する学生からの申し立ては、基本的に授業担当教員と教務課大学院担当が窓口となっている。人文社会学研究科では「院生総合相談室」が設けられ、5人の教員と大学院担当の事務職員1人が相談員となっている。

これらのことから、成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられていると判断する。

< 専門職大学院課程 >

該当なし

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

21世紀教育（教養教育）の言語コミュニケーション実習と自然系基礎の授業では、習熟度別のクラス編成が実施されている。また、編入学生への配慮として、個別の科目ごとに補習（医学部）等が実

施されている。

平成 17 年度に「青森へき地医療クリニカル・フェローシップ - 地域医療支援センターによる一貫サービスを基盤とする新教育プログラム - 」が文部科学省医療人GPに採択されている。また、平成 18 年度に「地域医療型クリニカルクラークシップ教育」が文部科学省現代GPに採択されている。

農学生命科学研究科では、各専攻に高度専門技術者志向コースと大学院博士課程進学コースを設け、それぞれ目的に応じて、実践研究と課題研究が設定されている。

【改善を要する点】

学士課程のシラバスは、全学的な統一基準に基づき作成されているが、教員ごとに記載内容の充実度に差が見られる。

基準6 教育の成果

6 - 1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6 - 1 - 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針は、学則及び弘前大学長期総合計画に定められているほか、各学部・研究科ごとに養成する人材像等が定められており、それは、学部（研究科）案内や大学ウェブサイト等に掲載されている。また、21世紀教育については、「21世紀を生きるうえで必要となる基本的な力を養う」という方針が実施要綱や履修マニュアルに明記されている。

これらの達成状況を検証・評価するため、「教育・学生委員会」が設置され、当該委員会の下、学生への授業評価アンケートが毎年度実施されているほか、平成17年度には、卒業生・企業に対するアンケートが実施されている。

また、21世紀教育センター、すべての学部（学科）等には、自己点検・評価を行う委員会が設置され、教育研究の達成状況等について検証・評価が行われている。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6 - 1 - 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位取得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

21世紀教育については、平成14～17年度の導入科目、技能系科目、基礎教育科目及びテーマ科目の平均点が、ほぼ70～80点となっている。また、成績分布については、導入科目、基礎教育科目（平成16年度前期及び平成17年度後期以外）、技能系科目及びテーマ科目では、60点未満（不可）の割合が1割以下に留まっている。

過去4年間における各学部の卒業率は、人文学部が平均75.2%、教育学部が平均83.5%、医学部が平均98.7%、理工学部が平均82.1%、農学生命科学部が平均83.0%となっている。また、各研究科の修了率は、修士（博士前期）課程については、人文社会科学研究科が平均72.1%、教育学研究科が平均83.7%、理工学研究科が平均90.1%、農学生命科学研究科が平均91.2%となっており（医学系研究科については、平成17年度開設のため、修了生が出るのは、平成18年度末からとなる）、博士（博士後期）課程については、医学系研究科が平均96.6%、地域社会研究科が平均27.5%となっている（理工学研究科については、平成16年度開設のため、修了生が出るのは、平成18年度末からとなる）。

教育職員免許状の取得は教育学部学校教員養成課程、養護教諭養成課程以外では必修ではないが、人文学部の教育職員免許状取得者の割合は、平成14～16年度の3年間でほぼ10%、教育学部生涯教育課程が

約60%（平成16～17年度）理工学部が約20%（平成16年度）となっている。

平成14～18年度の学芸員資格取得者は、人文学部を中心に、全学部で12～22人となっており、農学生命科学部の応用生命工学科の学生の多くが、食品衛生管理者及び食品衛生監視員の任用資格を取得している。理工学部の電子情報工学科では、テクニカルエンジニア（ネットワーク部門）の資格を取得している学生もいる。

医学部医学科では、平成16年度新卒者の医師国家試験の合格率が94.7%に達し、全国医科大学（医学部）のうち、21位となっている。医学部保健学科では平成17年度の看護師など各種国家試験の合格率が約80～100%となっている。また、各学部・研究科では、学会誌に論文を掲載している学生や各種学術賞を受けている学生もいる。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-1 学生の授業評価結果等から見て、大学が編成した教育課程を通じて、大学の意図する教育の効果があつたと学生自身が判断しているか。

平成14年度後期～17年度後期の「学生による授業評価アンケート」では、すべての項目（準備、理解、説明、構成、有益、満足）の5段階評価が、準備4.1～4.4、理解3.6～4.1、説明3.8～4.1、構成3.7～4.1、有益4.0～4.2（平成17年度前期まで）満足：3.8～4.1）となっている。ただし、これらの点数は、学部間で差が見られ、また、理系より文系、基礎系より応用系、低学年次より高学年次の授業点数が高くなる傾向が見られる。

また、「21世紀教育に関する学生アンケート」によると、基礎教育科目では、「ある程度」を含めて理解できたとする回答が75%に上っており、約80%の学生が、「今後の専門教育の学習や卒業後の自分にとって授業は有益だった」と回答している（平成15～16年度）。さらに、農学生命科学部独自の調査（平成16年度）では、卒業研究が有益だったと回答する学生が79%となっており、医学部医学科独自の調査（平成17年度後期）では、「講義への期待に対する満足度」が4.0となっている。

これらのことから、大学の意図する教育の効果が上がっていると判断する。

6-1-1 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成17年度就職率（就職者/就職希望者）は、学士課程全体が93.3%、大学院課程全体が97.5%となっている。

人文学部では、過去2年間の卸売・小売業、金融・保険業に就職した者の割合が、それぞれ22.5%、16.2%となっており、教育学部では、学校教育関係に就職する者の割合が高くなっているほか、理工学部では、製造業、情報通信業が就職先の多数を占めており、約38%の学生が大学院に進学している。また、農学生命科学部では、食品関係の製造業、卸売・小売業が就職先の多数を占め、3分の1の学生が大学院に進学しており、医学部では、医師国家試験の合格者全員が臨床研修医になっており、保健学科の就職者の96.8%が医療・福祉関係となっている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6 - 1 - 卒業（修了）生や、就職先等の関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しているか。また、その結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成 17 年度には、卒業生に対して、在学時に身に付けた学力や資質・能力に関するアンケート、また卒業生を採用している企業等に対しては、採用に当たったの重視事項、卒業生の印象、弘前大学の教育に期待すること等の項目についてのアンケートが実施されている。

卒業生アンケートでは、教育内容に満足（満足・どちらかと言えば満足の合計）という回答が大学全体の約 80%、自身がよい方向に変化したという回答がすべての学部で 82～90%となるなど全体として肯定的な結果が得られている。

しかし、就職先の企業等へのアンケートでは問題点も指摘されている。卒業生の印象については、「仕事に対する職務遂行能力」、「仕事に対する理解・判断力」、「責任感・粘り強さ・誠実性」、「仕事に対する知識・基礎学力」では、かなり高い評価を得ているが、「コミュニケーション能力」、「外国語の能力」では、低い評価となっている。

このほか、企業説明会、教育委員会や小・中学校との意見交換、臨床実習先の指導医師及び医療機関との定期的懇談会等において、在学生・卒業生に対する意見を聴く取組が行われている。

これらのことから、在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しており、その結果から、教育の成果や効果がおおむね上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 6 を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

就職先の企業等へのアンケートによると、「コミュニケーション能力」、「外国語の能力」では、低い評価となっている。

<p>基準7 学生支援等</p> <p>7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。</p> <p>7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。</p> <p>7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。</p>
--

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-1 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。
--

1年次の学生には、21世紀教育センターにより前期・後期開始時に21世紀教育ガイダンスが実施され、各学部においても、入学時に専門教育ガイダンスが実施されている。その際、資料としてシラバス、履修案内、履修手続に関する資料、その他ガイダンス用の資料等が配布され、平成17年度からは、新たに各学部のコア・カリキュラムを明確にした履修モデルが履修案内に記載されている。

2年次以上の学生には、年度当初に各学部においてガイダンスが実施され、学部履修案内、学部授業計画、その他ガイダンス用の資料等が配布されている。また、ゼミナール(研究室)所属のためのガイダンスも実施されている。

教職ガイダンスについては、新入生と教育職員免許状取得希望者を対象に、それぞれ4月と9月に実施され、また、留学生ガイダンスは、毎年度実施されている。

1年次の学生に対する21世紀教育アンケートでは、ガイダンス、履修マニュアルを通じて、「21世紀教育の重要性や意義が理解できた」(81.2%)、「履修のしかたが理解できた」(70.2%)、「履修マニュアルの解説が分かりやすかった」(82.6%)という回答が得られており、学生の満足度が高い結果となっている。

大学院課程では、入学時に研究科全体、又は専攻ごとのガイダンスが実施されている。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-1 学習相談、助言(例えば、オフィスアワーの設定等が考えられる。)が適切に行われているか。

新入生の履修相談は、ガイダンスから授業開始までの間に実施され、21世紀教育科目と専門教育科目の双方についての相談が行われている。21世紀教育アンケートによると、「履修相談に行った」と回答した学生が55.5%となっている。

また、学生担任制度によりクラス担任教員が配置されているとともに、教員には、『教員のための学生指導の手引き』が配布されている。このほか、クラスアワー、オフィスアワー等により相談に応じる体制がとられており、オフィスアワーの時間は、シラバス等に掲載されている。

これらのことから、学習相談、助言が適切に行われていると判断する。

7-1-1 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

学習支援に関する学生のニーズを把握する取組は、新入生対象の履修相談及びオフィスアワー等のほか、4年おきに取りまとめられている「学生生活実態調査報告書」の「学業生活」と「進路への希望と考え方」

の項目において、きめ細かい調査が行われている。そのうち、自由記述の欄には、大学の組織、教育、進学・就職状況、学内の環境等についての率直な意見が寄せられ、『弘大生の声』として取りまとめられており、『弘大生の声への対応』では、弘大生の声に対する学生生活委員会の見解が示されており、施設・キャンパス整備等の改善の参考となっている。

このほか、学長が学生等から直接意見を聴く取組として、学長オフィスアワーの設定、学長直言箱の設置、学生との懇話会や新入生保護者との学長懇談会（弘前、東京、仙台、札幌）が実施されている。各学部では、保護者懇談会において、学習支援の状況を説明し、保護者からの意見を聴いている。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズがよく把握されていると判断する。

7-1- 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1- 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）への学習支援が適切に行われているか。

留学生には、国際交流科目において日本語を学ぶ授業、英語により専門知識を学ぶ授業が行われており、国際交流科目のシラバスは、日本語と英語が併記されている。さらに、入学時のガイダンス、指導教員による指導・助言、チューターによる助言及び留学生センター教員のオフィスアワー等において、学習に関する指導・助言が行われている。これらの各種情報は、留学生センターのウェブサイト（英語版）において提供されている。留学生センターには、留学生用のパソコン10台が設置され、レポート作成等に活用されている。

社会人学生には、長期履修制度による修業年限の延長、授業料負担の軽減措置が講じられている。

また、遠隔地の学生のため、青森サテライト教室での授業の開講（人文社会科学研究科、教育学研究科）テレビ会議システムによる遠隔授業（医学系研究科）が行われている。

障害のある学生には、クラス担任の教員等が随時相談に応じるなどの支援が行われている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への学習支援がかなりよく行われていると判断する。

7-2- 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

学士課程では、演習室、実習室、学生用研究室、附属図書館の閲覧スペース等が、自主的学習のスペースとして利用されており、学部によっては、専用の自習・討論のスペースが確保されている。なお、附属図書館の開館時間は、本館では、平日9時から22時（休業期間中：9時から17時）、土・日曜日10時から17時（休業期間中：休館）医学部分館では、平日9時から20時（休業期間中：9時から17時）、土・日曜日10時から17時（休業期間中：10時から17時）、保健学科分室では、平日9時から20時（休業期間中：9時から17時）、土・日曜日休室（休業期間中：休室）となっている。

IT学習環境面では、基本ソフト、統計・画像処理ソフト、英語自習ソフト等を搭載した教育用のパソコン（600台）が総合情報処理センター及び各学部の情報演習処理室等に設置されている。なお、授業等で利用している時間以外は、自由に利用が可能となっている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2- 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

課外活動については、学生により組織されている課外活動団体連合会の活動を支援するため、当該連合会代表との課外活動連絡協議会が設置され、課外活動に関する学生のニーズを把握する体制が整備されている。また、課外活動に係る経費については、課外活動支援経費、体育施設等管理経費が配分されており、課外活動施設及び体育施設の使用については、そのルールや手続き等が学生便覧、大学ウェブサイトに掲載されている。

総合文化祭においては、学生による運営を教職員が支援しており、大学側が企画したイベントも開催されるなど、学生と教職員が一体となった取組が行われている。また、課外活動で顕著な功績があった団体及び個人、ボランティア活動を行っている団体に対しては、学生表彰制度が設けられている。

これらのことから、支援が適切に行われていると判断する。

7-3- 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。

学生が抱える諸問題については、学生総合相談室が設置され、各学部と学務部の相談員が対応しているほか、「何でも相談コーナー」が開設され、職員が教務、学生生活関係全般に関する相談窓口となるなどの対応を行っている。保健管理センターでは、学生総合相談室と連携しつつ健康相談を行っており、メンタルヘルスに関しては、専任カウンセラーが対応している。また、学外カウンセラーも置かれ、週1回の相談が行われている。これらの相談は、個人面談だけでなく、電話や電子メールによる相談も可能となっており、学生便覧に記載されている。

学生相談にかかわる学生総合相談室、保健管理センター、学外カウンセラー等の連携を図る組織として、学生相談担当者連絡協議会が設置されている。この協議会では、実施要項の策定、学生サポート研修会の開催のほか、今日の学生の変化について多面的な意見交換が行われている。

学生の就職に関する支援については、学生就職支援センターが設置され、就職相談、就職ガイダンス、企業説明会等が実施され、これらの情報は、当該センターのウェブサイトに掲載されている。

各学部では、学生担任制度により学生の生活相談等に応じる体制がとられている。

これらのことから、必要な相談・助言体制が整備され、機能していると判断する。

7-3- 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等が適切に行われているか。

留学生には、留学生センターが入学時にガイダンスを実施しているとともに、『外国人留学生の手引き』が配布されているなど、学内の各種手続き、日常生活、緊急時に関する情報が提供されている。また、留学生センターには、パソコン、テーブル等が設置され、自由に利用できるスペースが確保されている。

このほか、学士課程の留学生には2年間、大学院課程の留学生には1年間、それぞれチューターが配置され、日常生活上の問題、日本語会話の支援が行われているほか、日本人学生と留学生との交流を支援する「タンデムシステム」というユニークな取組が行われている。このシステムでは、留学生と一般学生がそれぞれ登録を行い、両者がペアとなって交流できるようになっており、日本語会話が向上するなど学習支援の効果も見られる。

障害のある学生への支援としては、障害者用駐車場、校舎玄関のスロープ、エレベーター、身障者用トイレが設置されているが、まだ十分に対応しているとは言えない。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への生活支援等が行われつつあると判断する。

7-3- 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

学生の生活支援に関するニーズを把握する取組については、「学生総合相談室」等による活動のほか、4年おきに取りまとめられている「学生生活実態調査」の「学生生活」、「健康」及び「経済状況」において、きめ細かい調査が行われている。

また、学生寮に入寮している学生から構成される「弘大寮連」との話し合いが定期的に行われ、寮環境の整備に関する問題について意見交換が行われている。さらに、学長オフィスアワーの設定、学長直言箱の設置、学生との懇話会等が実施され、学生からのニーズの把握に努めている。

各学部では、学生担任制度によりクラス担任教員が学生の生活等の相談に応じる体制がとられている。これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズの把握のために努力していると判断する。

7-3- 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

奨学金制度については、日本学生支援機構をはじめ、地方公共団体及び民間等からの奨学金制度が利用されている。医学部医学科では、青森県・青森県国民健康保険団体連合会による医師修学資金制度が利用されているほか、平成18年度から「黄傳明・若子記念医学生奨学基金」が開始されている。

授業料の免除は、「授業料等免除及び徴収猶予に関する規程」に基づき、教育・学生委員会が決定した免除選考基準により行われている。入学料の免除についても、同様の取扱いで行われている。

学生寮については、男子用2寮と女子用1寮が設置され、留学生を含む学生が入寮している。また、留学生専用の寄宿舎として、国際交流会館が設置されている。いずれも入居率は高く、学生によく利用されている。

学生のアルバイトについては、学務部学生課が家庭教師に関する情報を紹介しており、その他の情報については、大学生協が紹介している。これらの経済面の援助に関する各種情報は、学生便覧、大学ウェブサイトに掲載されている。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

学長が学生等から直接意見を聴く取組として、学長オフィスアワーの設定、学長直言箱の設置、学生との懇話会や新入生保護者との学長懇談会が実施されている。

遠隔地の学生のため、青森サテライト教室での授業の開講（人文社会科学研究科、教育学研究科）、テレビ会議システムによる遠隔授業（医学系研究科）が行われている。

【改善を要する点】

障害のある学生への支援として、障害者用駐車場、校舎玄関のスロープ、エレベーター、身障者用トイレが設置されているが、まだ十分に対応しているとは言えない。

基準 8 施設・設備

- 8 - 1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8 - 2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8 - 1 - 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。

大学の校地面積は、文京町キャンパスが 135,267 m²、本町キャンパスが 94,511 m²、学園町キャンパスが 176,403 m²となっており、大学全体の校舎面積は、291,139 m²となっている。

各学部・研究科には、講義室（111 室）、演習室（42 室）、ゼミ室（182 室）、実験室・実習室（265 室）、学生用研究室（57 室）が整備・利用されているほか、附属生物共生教育研究センター（農場等）、附属学校（幼稚園、養護学校、小学校、中学校）など、各学部・研究科の教育課程に応じた特色ある施設が整備・利用されている。

総合教育棟では、多くの講義室に大型モニター等の各種マルチメディア関連の設備が設置されている。また、分析機器等の設備については、機器分析センターが設置され、学内共同利用機器の整備が進められており、学外にも開放されている。

このほか、文京町キャンパスには、附属図書館（本館）、体育館、弓道場、武道場及びグラウンド、本町キャンパスには、附属図書館（医学部分館、保健学科分室）、体育館及び野球場、学園町キャンパスには、水泳プール及び総合運動場など、授業及び課外活動に必要な施設が整備されている。

中期目標には、「人と環境に優しい、豊かなキャンパスづくりの推進を図る。」という目標が掲げられ、また、文京町キャンパスを中心に、正門、外灯、遊歩道の改善などキャンパスの整備・美化を推進している。各学部の老朽化建物の改善については、平成 18 年 3 月に文京町キャンパスマスタープランの策定を行うなど、順次改善を図っている。

これらのことから、施設・設備が整備され、有効に活用されていると判断する。

- 8 - 1 - 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

総合情報処理センターを中心に高速のキャンパスネットワークが構築され、また、校舎（教育学部以外）や図書館では、無線 LAN が導入されており、自由に情報ネットワークが利用できる環境となっている。

学生が利用可能なパソコンは、総合情報処理センター実習室のほか、各学部等の情報演習処理室等に合計 600 台設置されており、それらの利用実績から、有効に活用されていると言える。

教職員に対しては、全研究室・事務室に学内 LAN が整備され、各種の情報伝達に利用されている。

情報ネットワークに関するセキュリティについては、「情報セキュリティポリシー」が策定されており、基本的な方向性等が定められている。これに基づき、情報セキュリティ委員会では、不正アクセスの防止、

セキュリティの強化など具体的な方策の実施について、検討を進めている。

これらのことから、情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されていると判断する。

8 - 1 - 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

施設・設備の運用に関する方針は、中期目標・中期計画に掲げられており、それらの方針に基づいて、担当理事の配置、関係諸規定等の策定等が行われ、施設・設備のマネジメントの体制が整備されている。また、施設環境部のウェブサイトには、遵守すべき法令、学内規程等が掲載されている。

安全衛生の面については、実験・研究に関する専門的な注意事項が明記された安全衛生ガイドラインのほか、衛生管理者による巡視結果報告等が大学ウェブサイトに掲載されている。

施設の利用については、附属図書館、総合情報処理センター等では、利用者向けの案内等を配布しており、体育・福利厚生施設については、学生便覧にそれらの使用心得が記載されている。

分析機器等の設備については、機器分析センターが設置され、学内共同利用機器の整備を図っている。これらの機器一覧、使用方法等は、当該センターのウェブサイトに掲載されている。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されていると判断する。

8 - 2 - 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

附属図書館（本館、医学部分館及び保健学科分室）には、和・洋書約 804,000 冊のほか、雑誌約 24,000 種類、その他視聴覚資料が整備され、電子ジャーナルも 2,680 タイトルが利用可能となっており、全体として系統的に整備されている。これら図書等の資料は、附属図書館図書選定委員会において選定され、系統的な資料の整備に努めている。また、地域に関連した文庫、コーナーが設置されている。

本館には、閲覧室、各種視聴覚関連資料の閲覧コーナーが設置され、閲覧室は文京町キャンパスの学生収容定員の約 10%に当たる 501 席となっている。また、医学部分館、保健学科分室の閲覧室には、それぞれ 74 席、45 席が設置されている。

基本的な外国雑誌は、全学共同利用雑誌として購入されており、電子ジャーナルとしても学内のウェブサイト利用可能となっている。また、大学の蔵書や世界の主要データベース等の情報検索サービスも提供されている。

平成 17 年度の利用状況は、入館者数が約 337,000 人、館外貸出冊数が約 74,000 冊、貸出人数が約 46,000 人となっている。

これらのことから、教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 8 を満たしている。」と判断する。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準9を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1- 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

大学評価・学位授与機構の大学機関別認証評価の実施に当たって、評価室では、全学に係る共通データを設定し、収集、整理・蓄積を行い、各学部・研究科、21世紀教育センターに提供している。また、各学部・研究科、21世紀教育センターの自己点検評価委員会等では、それぞれ個別のデータ・資料に基づき、平成17年度にそれぞれの自己点検・評価を実施している。

すべての国立大学法人等に義務づけられている各事業年度終了時の業務実績書の作成に当たっても、各学部・研究科等から自己点検・評価の情報が収集され、それらの情報をもとに、全学的な自己点検・評価が行われている。

21世紀教育センターでは、21世紀教育センター運営委員会の下、三つの専門委員会がデータの収集、蓄積を行い、各授業の担当教員が学期終了後提出している授業担当実施報告書、学生アンケートとその集計結果等から、「21世紀教育活動・評価報告書」を取りまとめている。

これらのことから、教育活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1- 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

教育・学生委員会では、学生による授業評価アンケートを学期ごとに実施し、その結果について集計・分析を行っており、FD（ファカルティ・ディベロップメント）活動の充実や評価の低い教員への対応の必要性を指摘している。また、各学部では、これらを授業改善にどう活かすか、今後の授業評価アンケートへの課題等について自己点検・評価を行っている。

これとは別に、21世紀教育センターでは、21世紀教育に関するアンケート調査、医学部医学科では、学生による教育評価（講義）についてのアンケート調査を実施し、自己評価書に活用している。

これらのことから、学生の意見の聴取が多様な方法によって行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に多く反映されていると判断する。

9-1- 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

平成14年度には、弘前大学運営諮問会議によって、教育・研究・管理運営等を中心に、全学及び各学部等の外部評価が実施され、その答申を受けて、学長は、各学部長に答申に対する見解を文書で提出させている。また、各学部・学科では、独自の外部評価、卒業生などの学外関係者からの意見聴取を実施し、

自己評価書及びカリキュラムの検証等に反映されている。

これらのことから、学外関係者の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価にかなり反映されていると判断する。

9 - 1 - 評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しや教員組織の構成への反映等、具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

平成 14 年度に実施された弘前大学運営諮問会議の答申を受けた各学部・学科等の対応が、「弘前大学運営諮問会議(答申とその対応)」に明示されている。また、人文学部では、さらに独自の外部評価を実施し、課程の名称変更とコース制の導入を行っており、理工学部では、学科再編を行っているなど、各学部等において、それぞれ具体的な方策が講じられている。

全学的な評価の実施体制は、平成 16 年 4 月の国立大学法人化と同時に、学長の下に評価室が設置され、評価に関する業務が行われている。

平成 17 年度には、大学評価・学位授与機構の大学機関別認証評価の実施に併せて、全学部・研究科、21 世紀教育センターでは、自己点検・評価を行い、それぞれの自己評価書で「改善を要する点」を明確にしている。

特に、21 世紀教育センターでは、21 世紀教育に関するアンケート調査の結果を踏まえ、基礎教育科目・テーマ科目の履修制限の緩和、各授業科目の難易度の設定の見直し、成績評価の方法の改定、コアテーマ科目における卒業所要単位の見直しなど、21 世紀教育の改善を図っている。また、授業科目を担当することに対するインセンティブを高めるため、担当に応じた研究費が配分されている。

これらのことから、評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるシステムが整備され、具体的かつ継続的な方策が講じられていると判断する。

9 - 1 - 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

21 世紀教育センターでは、学生への「21 世紀教育に関するアンケート調査」や教員から提出された「授業担当実績報告書」を通じて、21 世紀教育の授業について、個々の担当教員が質の向上を図るための情報を提供している。当該センターが授業内容や評価方法・評価結果に問題があると判断した場合には、担当教員に改善の要請が行われている。

また、各授業科目の到達目標に対する達成状況を確認する方策として、担当教員に学生の成績状況の提出を求め、各授業科目の平均点が一定の水準に達するように改善を求めるシステムが設けられている。さらに、オンライン教育システムを利用した学期途中のアンケートの試行的運用とそのフィードバック方法の検証、「授業方法改善のための学生による授業評価アンケート」の調査結果に基づく優れた授業改善の取組に対する教員アンケートの実施案の策定も行われている。

教育・学生委員会では、「授業方法改善のための学生による授業評価アンケート」の結果を授業の改善に活かすため、すべての担当教員に「授業改善計画書」を提出させ、組織的に授業の改善につなげるシステムを平成 18 年度から開始している。なお、訪問調査時においては、総科目数 2,369 に対して 848 科目(約 36%)の提出を確認している。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、継続的改善を行っているとは判断する。

9 - 2 - ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

21 世紀教育に関する F D 活動は、21 世紀教育センターの下に設置されている高等教育研究開発室等が中心となって、「21 世紀教育に関するアンケート」の結果や担当教員による「授業担当実施報告書」を参考に実施されている。具体的には、「基礎ゼミナール」(導入科目)改善のための「F D ワークショップ」、高大連携を図るために実施された「教養教育と高校教育の接点」をテーマとしたシンポジウムの開催などが挙げられる。

このほか、平成 18 年度の大学教育の国際化推進プログラムの申請に当たって、全学的な「ティーチング・ポートフォリオの導入と活用」を取りまとめ、学内の導入等について検証を行うなどの活動が行われている。

各学部では、教員養成学研修会の実施(教育学部)、クリニカル・クラークシップ実習の指針の配布(医学部医学科)、学生も交えた F D フォーラムの実施(医学部保健学科)、F D 講演会の実施(農学生命科学部)など、それぞれ独自の F D 活動が行われている。

これらのことから、F D について、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されていると判断する。

9 - 2 - ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

21 世紀教育センターや各学部・学科等では、21 世紀教育に関するアンケート調査など学生による授業評価アンケートや各種の F D 活動の結果を授業改善に結び付けるための取組を実施している。

各教員は、21 世紀教育センターや各学部等が実施している F D に関する各種研修会やシンポジウム等に参加しており、カナダの州立大学における授業改善についてのワークショップでは、4 人の教員が修了し、同大学から認定証を受けている。

このほか、高等教育研究開発室では、教育能力の開発・支援のための教育相談を行うコンサルティングを開始している。農学生命科学部では「農業土木プログラム」において、各教員に担当授業科目について、「教員相互の教育評価自己申告表」を提出させ、また自分が行う授業を客観的にみるため、学期内の数回、自らの授業をビデオ撮影させ、自己点検させている。

これらのことから、F D が、教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9 - 2 - 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

平成 15 年度からキャリアアップ研修募集要項、研修実施計画に基づき、事務職員、技術職員及び医療職員を対象に社会人入学によるキャリアアップ研修が行われている。大学院教育を受けさせる研修では、技術職員 2 人が、平成 16 年度から大学院理工学研究科(博士前期課程)に在学し、各自の業務と密接に関連する分野の研究を行い、修士の学位を取得している。

このほか、各学部等においては、技術職員の資質の向上を図るため、研修会等における技術指導、技術職員による「技術報告会」の開催など、さまざまな取組が行われている。

21 世紀教育や各学部等では、一部の授業科目において T A が活用されており、T A には、担当教員による個別指導が随時行われている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切になされ

ていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

21世紀教育（教養教育）では、授業科目を担当することに対するインセンティブを高めるため、担当に応じた研究費が配分されている。また、21世紀教育センターでは、授業内容や評価方法・評価結果に問題があると判断した場合、担当教員に改善の要請を行っている。

「授業方法改善のための学生による授業評価アンケート」の結果を活かすため、すべての担当教員に授業改革計画書を提出させ、組織的に授業改善につなげるシステムが開始されている。

21世紀教育センターでは、全学的な「ティーチング・ポートフォリオの導入と活用」を取りまとめ、学内の導入等について検証を行っている。

農学生命科学部では、各教員に「教員相互の教育評価自己申告表」を提出させ、また、自らの授業をビデオ撮影させ、自己点検させている。

技術職員2人が、平成16年度より大学院理工学研究科（博士前期課程）に在学し、修士の学位を取得している。

基準 10 財務

- 10 - 1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10 - 2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10 - 3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10 - 1 - 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 17 年度末現在の資産は、固定資産 54,231,625 千円、流動資産 8,156,167 千円であり、合計 62,387,792 千円である。なお、教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎等の資産を有している。

負債については、固定負債 24,034,643 千円、流動負債 8,063,838 千円であり、合計 32,098,482 千円である。なお、負債のうち、文部科学大臣から認可された償還計画に基づき返済している借入金が 19,253,952 千円であり、その他の負債については、ほとんどが実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

10 - 1 - 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

経常的収入としては、運営費交付金、学生納付金、附属病院収入及び外部資金等で構成されている。

平成 13 年度からの 5 年間における状況から、学生納付金収入及び附属病院収入は安定して確保されている。また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定して確保されている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10 - 2 - 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

平成 16 年度から平成 21 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、教育研究評議会、経営協議会及び役員会の議を経て、学長により決定されている。これらの計画は大学ウェブサイトで公表されている。

また、各学部説明会を開催し、学長が予算配分方針等の説明を教職員に対し行っている。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10 - 2 - 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成 17 年度において、経常費用 29,219,878 千円、経常収益 30,196,291 千円であり、経常利益 976,413 千円、当期総利益が 1,127,020 千円となっている。なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10 - 2 - 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

予算配分に当たっては、各年度毎に経営協議会、役員会の議を経て、学長が予算配分方針を決定している。これを踏まえて作成された各部局の予算案について、学長、役員等によるヒアリングを行った上で、経営協議会、役員会に諮り、学内の予算配分が行われている。

平成 17 年度においては、教育研究の基盤的経費を増額配分するなど、教育研究活動に必要な経費を配分している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10 - 3 - 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

法令に基づき、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、6年間一般の閲覧に供しなければならないこととなっている。法令を遵守し、財務諸表について、文部科学大臣の承認を受けた後、財務諸表等を適切な形で公表するとともに、大学ウェブサイトでも公表している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10 - 3 - 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査が行われている。

監事の監査については、監事監査規程に基づき実施されている。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施されている。

これらの監査報告書は大学ウェブサイトで公表されている。

内部監査については、独立性を持つ監査室を設け、内部監査規程等に基づき、監査室職員が監査を実施し、監査室長が内部監査結果を学長に報告している。報告された指摘事項や改善提案については、学長から各理事及び各学部長等に対して改善策の検討を指示するなどの措置を講じている。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 10 を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11 - 1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11 - 2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11 - 3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 11 - 1 - 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

当該大学では、学長、理事 5 人、監事 2 人の役員が置かれており、学長と 5 人の理事（総務担当、財務・施設担当、教育・学生担当、研究・産学連携担当及び社会連携・情報担当）による役員会、国立大学法人法に基づき、学長選考会議、経営協議会、教育研究評議会が設置されている。また、学長、理事、各学部長等により構成される運営会議が設置され、部局間の連絡調整等が行われている。

このほか、学長の下に、五つの実務委員会（総務、財務・施設、教育・学生、研究・産学連携及び社会連携・情報）が設置され、担当理事の職務を補佐するとともに、学長の諮問事項について審議し、学長のリーダーシップによる戦略的な大学運営を推進する体制が整備されている。さらに、自己点検・評価機能の強化と学内の透明性確保のため、評価室、監査室、人事苦情処理室が設置されている。

事務組織については、5 人の担当理事に直結した事務局各部が置かれ、各学部にも、事務部が置かれている。事務局各部は、平成 16 年 4 月の国立大学法人化以降、係制の廃止並びにグループ制への移行、事務職員配置の見直しなど、業務運営の効率化・合理化が図られている。

平成 16 年 10 月には、新規・重点業務への再配置を目的とした第 1 次事務組織再編が実施されている。これにより、学生センターが設置されているほか、産学連携・就職支援・安全衛生等の業務の強化が図られている。さらに、平成 17 年 4 月には、本町キャンパス（医学部・医学部附属病院）の事務部の再編を目的とした第 2 次事務組織再編が実施されている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っており、必要な職員が配置されていると判断する。

- 11 - 1 - 大学の目的を達成するために、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

大学全体の管理運営に関する事項は、役員会で審議されている。なお、経営協議会及び教育研究評議会の審議事項については、それぞれの審議を踏まえ、学長が役員会において意思決定している。

役員会では、監事、学長特別補佐（附属病院長）が陪席しており、各種重要事項の審議のほか、役員間の意見交換・情報共有が行われ、大学全体の活動状況の把握に努めている。

経営協議会では、大学の経営に関する重要事項が審議されている。教育研究評議会では、大学の教育研究に関する重要事項が審議されている。なお、部局間の円滑な連絡調整を図るため、教育研究評議会開催

日に合わせて、運営会議が開催されている。さらに、経営協議会・教育研究評議会合同会議では、学長が大学の戦略的な方針等の説明を行うなど、両会議間の意思疎通を円滑にしている。

これら重要な会議の審議事項は、学長により整理され、それに基づき、総務部総務課が関連する事務局各部との連絡調整等を行っており、効率的な会議運営を図っている。

五つの実務委員会の委員長には、各担当理事が充てられ、それぞれの審議状況は、教育研究評議会に報告されている。また、学長の下に設置されている評価室、監査室、人事苦情処理室の活動状況については、各室長から学長に報告されている。

理事と事務組織の連携については、各担当理事と直結する事務局各部において、役員会、経営協議会、教育研究評議会における審議事項の協議、担当理事が委員長を務める実務委員会の運営支援などが行われている。

これらのことから、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11 - 1 - 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

監事（常勤1人、非常勤1人）からの意見、経営協議会、経営協議会・教育研究評議会の合同会議における学外委員（すべて地元各界の有識者）からの意見は、管理運営の参考としている。

学長の下に設置された人事苦情処理室には、社会保険労務士等の有識者3人が置かれ、苦情申し立て時には、当室の審査結果に基づき、学長が問題解決を図っている。

学生のニーズについては、学生に対する授業や学生生活に関するアンケートの実施、学生担任制度によるクラス担任の配置等を通じて、その把握に努めている。

教職員のニーズについては、公益通報処理規程により法令違反行為等に関する相談・通報の適正な処理の仕組みが構築されているほか、学内予算や人件費改革等については、学長による説明会が開催されているなど、教職員のニーズの把握に努めている。

これらのことから、学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映していると判断する。

11 - 1 - 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

監事は、国立大学法人法及び監査規程に基づき、各事業年度に係る監査計画を策定し、それに基づき、各事業年度の業務及び会計の期末監査を実施している。

また、役員会、経営協議会、教育研究評議会等の重要な会議に陪席しているほか、中期目標・中期計画、年度計画、業務実績報告書等から業務の実施状況の調査を行っている。会計監査では、関係書類の確認、関係者からの状況聴取等を行うとともに、会計監査法人から監査方法及び結果の報告を受け、財務諸表、決算報告書の確認を行い、学長に監査結果を報告している。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11 - 1 - 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

大学主催の研修については、新採用職員研修、監督者研修（JST基本コース）が実施されているほか、職員の能力開発・自己啓発の向上を目的として、英会話研修、職員自己開発研修（放送大学科目履修）が実施されている。また、事務職員は、人事院、国立大学協会、東北地区の国立大学法人等が主催する職階

別の各種研修に参加している。

平成 14 年度からは、毎年度、アメリカのテネシー大学マーチン校に事務職員を 1 人派遣し、約 2 ヶ月間の語学研修が実施されている。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11 - 2 - 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

管理運営に関する基本方針は、中期目標に「中規模総合大学としての機能を十二分に発揮するため、学長がリーダーシップを発揮しつつ、全学的な視点に立った機動的な大学運営を遂行できる体制を整備する。」と定められ、それに基づき、管理運営規則が整備され、管理運営に関わる役員等の選考、責務、権限等が明確に定められている。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11 - 2 - 適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

大学の目的、中期目標・中期計画及び年度計画は、大学ウェブサイトに掲載されている。

大学の活動状況に関するデータや情報は、法人に関する情報として、国立大学法人法及び独立行政法人通則法に規定されている公表事項、役員会、経営協議会、教育研究評議会の議事録が大学ウェブサイトに掲載されている。また、教育研究者総覧、シラバス、『弘前大学概要』、『弘前大学案内』及び広報誌『ひろだい』等の刊行物についても、大学ウェブサイトに掲載されている。

これらのことから、大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能していると判断する。

11 - 3 - 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価（現状・問題点の把握、改善点の指摘等）を適切に実施できる体制が整備され、機能しているか。

自己点検・評価の実施体制は、国立大学の法人化と同時に、従前の自己点検委員会が廃止され、学長の下に、室長（総務担当理事） 教員 14 人、事務職員 4 人から構成される評価室が設置されている。また、中期計画において「学長が評価室の分析を基に改善方策を立てるとともに、改善結果の検証を行うことによって、大学運営の十分な改善を図る。」と掲げられている。

評価室では、教員の業績評価基準案の策定を行うとともに、大学評価・学位授与機構の大学機関別認証評価等の実施に当たって、各学部等の自己点検・評価に基づき、全学的な視野からの自己点検・評価を行い、また、現状の問題点・改善点を指摘している。

国立大学法人法により、すべての国立大学法人等に義務づけられている各事業年度終了時に係る自己点検・評価では、評価室長の下、各学部等からの自己点検・評価に基づき、当該事業年度に係る実績報告書（案）が取りまとめられ、学長、各理事による中期目標・中期計画の達成状況等に基づく分析を踏まえ、報告書が作成されている。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、自己点検・評価を適切に実施できる体制が整備され、機能していると判断する。

11-3- 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

自己点検・評価の結果は、大学評価・学位授与機構の試行的評価における自己評価書及び評価報告書が評価室のウェブサイトに掲載されている。また、平成14・15年度に行われた弘前大学運営諮問会議による外部評価報告書は冊子として学内外に配布され、評価室のウェブサイトに掲載されている。

さらに、大学評価・学位授与機構の大学機関別認証評価の実施に当たって、すべての学部・研究科等が実施した自己点検・評価の結果が評価室のウェブサイトに掲載されているほか、21世紀教育センターが取りまとめた「21世紀教育活動・評価報告書」など、各学部等が独自に実施した自己点検・評価の結果についても、大学ウェブサイトに掲載されている。

これらのことから、自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対してかなり広く公開されていると判断する。

11-3- 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）によって検証する体制が整備され、実施されているか。

平成14年度には、弘前大学運営諮問会議による全学的な外部評価が実施されている。この外部評価では、運営諮問会議委員のほかに、専門委員が置かれ、委員と専門委員による各学部別の合同討議・学部長ヒアリング、会長による学長ヒアリングを経て、学部・研究科ごとの評価を踏まえた大学全体の評価結果が答申されている。平成15年度には、地域貢献について行政・産業・経済・教育・文化・医療の分野ごとの評価結果が答申されている。平成13年度から15年度には、大学評価・学位授与機構の試行的評価を受けている。

また、すべての国立大学法人等に義務付けられている各事業年度終了時の自己点検・評価については、文部科学省に置かれる国立大学法人評価委員会による評価を受けている。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、かなり多くの外部者によって検証する体制が整備され、実施されていると判断する。

11-3- 評価結果が、フィードバックされ、大学の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、機能しているか。

弘前大学運営諮問会議の評価結果を受けて、学長は、「弘前大学の国立大学法人化へ向けての基本戦略」を第1期中期目標・中期計画の原点と位置付けて、策定している。また、中期計画に掲げられた「本学の教育目標・目的に即した、各学部ごとのコア・カリキュラムの導入を図る。」に基づき、ほぼすべての学部において、カリキュラム改正が行われるなど、改善に結び付いている。

国立大学法人評価委員会による平成16年度に係る業務の実績に関する評価結果については、学長が、学部個別の事項について、学部に「改善とその具体策」の策定を指示するとともに、この評価結果や平成17年度の進捗状況を踏まえ、平成18年度の年度計画が策定されている。

これらのことから、評価結果が、フィードバックされ、大学の目的の達成のための改善に結び付けられるシステムが整備され、機能していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 11 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

米国テネシー大学マーチン校に事務職員 1 人を毎年度派遣し、2 ヶ月間の語学研修が実施されている。

意見の申立て及びその対応

当機構は、評価結果を確定するに当たり、あらかじめ当該大学に対して評価結果(案)を示し、その内容が既に提出されている自己評価書及び根拠資料並びに訪問調査における意見の範囲内で、意見がある場合に申立てを行うよう求めた。

機構では、意見の申立てがあったものに対し、その対応について大学機関別認証評価委員会において審議を行い、必要に応じて修正の上、最終的な評価結果を確定した。

ここでは、当該大学からの申立ての内容とそれへの対応を示している。

申立ての内容	申立てへの対応
<p>基準7 学生支援等</p> <p>(評価結果の根拠・理由)</p> <p>観点7 - 1 -</p> <p>社会人学生には、長期履修制度による修業年限の延長、授業料負担の軽減措置が講じられている。</p> <p><u>医学系研究科では、遠隔地の学生のため、青森サテライト教室での授業開講、テレビ会議システムによる遠隔授業が行われている。</u></p> <p>【意見】</p> <p>修正文案のとおり変更願いたい。</p> <p>【修正文案】</p> <p>社会人学生には、長期履修制度による修業年限の延長、授業料負担の軽減措置が講じられている。</p> <p><u>また、遠隔地の学生のため、青森サテライト教室での授業開講(人文社会科学研究科、教育学研究科)、テレビ会議システムによる遠隔授業(医学系研究科)が行われている。</u></p> <p>【理由】</p> <p>青森サテライト教室での授業開講は、人文社会科学研究科と教育学研究科で行われ、テレビ会議システムによる遠隔授業は、医学系研究科で行われているため。</p>	<p>【対応】</p> <p>次のとおり修正を行う。</p> <p>社会人学生には、長期履修制度による修業年限の延長、授業料負担の軽減措置が講じられている。</p> <p>また、遠隔地の学生のため、青森サテライト教室での授業の開講(人文社会科学研究科、教育学研究科)、テレビ会議システムによる遠隔授業(医学系研究科)が行われている。</p> <p>【理由】</p> <p>申立てのとおり。</p>

<p>【基準7】 学生支援等</p> <p>【優れた点】 <u>医学系研究科では、青森サテライト教室での授業の開講、テレビ会議システムによる遠隔授業が行われている。</u></p> <p>【意見】 修正文案のとおり変更願いたい。</p> <p>【修正文案】 <u>遠隔地の学生のため、青森サテライト教室での授業開講(人文社会科学研究科、教育学研究科)、テレビ会議システムによる遠隔授業(医学系研究科)が行われている。</u></p> <p>【理由】 青森サテライト教室での授業開講は、人文社会科学研究科と教育学研究科で行われ、テレビ会議システムによる遠隔授業は、医学系研究科で行われているため。</p>	<p>【対応】 次のとおり修正を行う。</p> <p>遠隔地の学生のため、青森サテライト教室での授業の開講(人文社会科学研究科、教育学研究科)、テレビ会議システムによる遠隔授業(医学系研究科)が行われている。</p> <p>【理由】 申立てのとおり。</p>
---	---

< 参 考 >

現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

（１）大学名 弘前大学

（２）所在地 青森県弘前市文京町 1

（３）学部等の構成

学部：人文学部，教育学部，医学部，理工学部，
農学生命科学部

研究科：人文社会科学研究科(修士課程)，教育学研究
科(修士課程)，理工学研究科(博士課程)，医学系研究
科(修士課程・博士課程)，農学生命科学研究科(修士課
程)，地域社会研究科(後期3年博士課程)

関連施設：21世紀教育センター，遺伝子実験施設，総
合情報処理センター，生涯学習教育研究センター，地域
共同研究センター，保健管理センター，留学生センター

（４）学生数及び教員数（平成 18 年 5 月 1 日）

学生数：学部 6,098 名，大学院 694 名

教員数：790 名

2 特徴

本学は，昭和 24 年 5 月，青森師範学校，青森青年
師範学校，旧制弘前高等学校，青森医学専門学校及
び弘前医科大学を包括し，教育学部，文理学部，医
学部の 3 学部を有する新製の国立大学として設置さ
れた。

そして，平成 15 年の国立大学法人法の施行により，
平成 16 年 4 月，国立大学法人弘前大学が設置する大
学となり，教育学部の前身である青森県師範学校の
創立（明治 9 年）から数えて，130 年の歴史と伝統を
有する総合大学となっている。

この間，昭和 30 年に農学部を，昭和 40 年には文
理学部を改組して，人文学部，理学部及び教養部を
設置した。平成 9 年 9 月には教養部を廃止し，同年
10 月に理学部及び農学部を改組し，理工学部及び農
学生命科学部を設置した。また平成 12 年 10 月に医
療技術短期大学部を改組し，医学部保健学科を設置
した。

さらに，現在までに，各学部を基礎とした大学院
研究科を設置し，平成 14 年 4 月には，文理融合型大
学院として後期 3 年博士課程の地域社会研究科を設
置した。

本学は，「世界に発信し，地域と共に創造する」
をモットーに，21 世紀を力強く生き抜く，活力ある
人材の育成を目指すことを特徴としている。教養教

育については，21 世紀教育の名のもとに，21 世紀教
育センターを実施運営組織として，全学担当制及び
科目主任制を敷き，学習目的を明確化しつつ，学生
の学習歴の多様化に対応したテーマ科目・基礎教育
科目・技能系科目・導入科目の科目群を設定してい
る。また，専門教育との有機的連関を図りながら
「幅広く深い教養を培う」ことを可能にするために
「学部設計単位」を新設したところである。

一方，学部専門教育においては，21 世紀教育との
連関を図りつつ，各学部の分野・領域の特色を活か
したコア・カリキュラムを設定または導入し，学士
課程教育の質の保証を目指している。

研究の特徴としては，本学の目標として掲げる
「人文科学，社会科学，自然科学の融合を図りなが
ら，国際的レベルにある研究，時代を先取りする先
見性のある基礎的研究及び地域に貢献する研究の 3
項目を重点研究として指定」することによって，項
目ごとに学長指定重点研究課題を設定し，効率的且
つ戦略的な経費の投入を図り，研究推進を行っている。
また平成 17 年度には，各学部附属の研究センタ
ーを新たに計 19 設置し，学部の特色を活かした研究
の推進を促進している。さらに，本学の学術的研究
成果の公表や教科書の刊行を目的として，「弘前大
学出版会」を設置し，現在まで 15 点を出版し，学界
及び地域社会へ学術的寄与を果たしている。

地域貢献及び産学官連携については，地域共同研
究センター，生涯学習教育研究センター，八戸サテ
ライト，青森サテライト教室を設置するほか，都心
部にも弘前大学東京事務所（千代田区八重洲）と東
京事務所分室（江戸川区船堀）を設置することによ
り，当該事業の強化を図っている。

本学は，課外活動の振興にも力を入れ，人間性の
陶冶をめざし，体育・文化活動を支援しており，世
界大会・全国大会においても著しい成果を挙げ，そ
の成績には注目すべきものがある。

本学は，青森県及び隣接する北東北・北海道地域
に足場を置き，人文社会科学系，教育学系，医学・
保健学系，理工学系，農学系の幅広い教育研究分野
を有する中規模総合大学として，その特徴を活かし
て地域社会の要請に応える優れた教育研究の成果を
生み出すべく，教育体制の整備，研究の質の向上を
目指す取り組みを進めているところである。

目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 大学の理念・目的

本学は、学則第1条（目的）において、「弘前大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（昭和22年法律第25号）の精神にのっとり、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、人類文化に貢献しうる教養識見を備えた人格者の育成をもって目的とする。」と定め、これを目的としている。

2 大学の基本的方針

本学は、中期目標・中期計画の策定にあたり、「弘前大学長期総合計画」（平成13年12月策定・公表）を踏まえつつ見直し、大学の基本的な目標を次のように定めている。

「弘前大学は、人文学部、教育学部、医学部、理工学部及び農学生命科学部の5学部から成り、幅広く学問領域をカバーしている地方の中規模総合大学である。この特徴を最大限に生かし、弘前大学のモットーである「世界に発信し、地域と共に創造する弘前大学」の実現に向け、教育、研究及び地域貢献を展開する。」

そして、教育に関する目標を以下のように設定する。

「弘前大学は、自ら課題を探究する能力を有する自立的な社会人と高度の専門的職業人として国内外で先導的に活躍する人材の育成を目標とする。」

これに基づき、教育に関する方針・目標を以下のように設定する。

3 教育に関する方針・目標

（1）入学者の受入

【方針】人間及び人間が作りあげてきた文化・社会のあり方に強い関心を持ち、さまざまな課題に対して積極的に取り組む姿勢をもつ学生や社会人を受け入れる。またそのための受入体制を整備し、周知・公表する。

【目標】（a）本学のアドミッションポリシーとして、学部が求める学生像とともに各学部の特徴に対応した受け入れ方針を立てて公表し、社会人・留学生を含めた多様な学生を受け入れるための制度を整備する。

（b）入学受入のあり方（選抜方法等）について、その適切性を点検・評価し、改善を図る。

（c）青森サテライト教室及び八戸サテライトの活用、また高等学校へ出向いての講義や説明会、高校生の体験入学を通して、社会人や高校生に対して大学情報の提供を積極的に行う。

（d）学外試験場を設定する。

（2）教育内容の性格

【方針】教育内容について、自立した社会人を育成するために、内外の大学に止まらず、地域の総合大学としての本学の特徴を活かし、地域社会の多様な組織との連携を組み入れたカリキュラムに整備する。

【目標】（a）各分野・領域における基礎力の強化を図るために、授業科目を精選し、コア・カリキュラムを設定する。

（b）他大学との単位互換制度を拡充するとともに、開講授業科目の見直し・整備を行う。

（c）高大連携の促進により、大学教育における適応能力を高める方策を講ずる。

（d）地域社会の多様な組織との連携により、学外教育等の充実を図る。

（e）社会と連携した卒業研究等の研究テーマを開発・設定する。

（f）企業等の提供による寄附講義、冠講義等を受け入れ、選択科目の充実を図る。

（3）教育の成果及び人材養成

【方針】各分野・領域に関する専門的知見を持ち、語学能力、プレゼンテーション能力、情報処理能力を備えた、日本や世界の諸地域で活躍できる人材養成をめざすために、以下の目標を設定する。

【目標】（a）情報関連科目に関わる技能習得プログラムと、情報化社会における倫理教育とを連動して行う。

（b）到達目標に応じた外国語教育プログラムを整備し、外国語能力評価の客観化を図る。

（c）キャリア教育を導入し、自立した社会人を目指す姿勢を涵養する。

（d）インターンシップ、企業人等の活用により、実学の充実とともに進路選択を拡大する。

（e）就職・進学等を含めた卒業率の向上を図る。

（f）学外資格試験、認定制度等の活用により、教育方法の研究及び改善を図る。

（g）各分野・領域における専門的資格・能力の育成を図る。

(h) 教育の成果・達成度を測るために、適切な成績評価の方法・基準を定める。

(i) 教育の成果を点検するために、在学生・卒業生に対するアンケート等を実施し、定期的にその検証を行う。

(4) 教育方法

【方針】教育成果・人材養成の目的の実現の方法として、教育内容及び教育課程について適切な指導と授業内容を提供する。

【目標】(a) 双方向的授業，少人数教育，実践的な授業によって，きめ細かな指導を推進する。

(b) 学生による授業評価アンケートの実施，FD活動等によって，教育方法・内容の質の向上を図る。

(c) 教育の質の向上のために，設定された教育内容及び教育課程・カリキュラムが最適なものとなっているかを不断に検証し，改善する取り組みを継続的に行う。

(5) 学習及び学生生活支援のあり方

【方針】学生の主体性・自主性を引き出し育てる体制を作り，履修環境及び学習環境の改善に取り組むとともに，学生からの種々の相談あるいは苦情に応ずる体制を整備する。

【目標】(a) 学生の自学・自習を促進するために，学生研究室・自習室の整備を図る。

(b) 学習環境の改善を図るために，履修面では，総合的な各種ガイダンス・履修相談によって，また個別相談にはクラス担任制・オフィスアワーを設定することによって取り組む。

(c) 学生からの苦情処理体制をつくり，学習環境の改善に努める。

(6) 教育の実施体制

【方針】教育の質の向上を図るために，教育研究の組織・構成，実施運営体制を整備する。

【目標】(a) 21世紀教育（教養教育）の実施運営組織である21世紀教育センターの機能を強化する。

(b) 学士課程においては，学部・学科・課程・専攻等の組織及び構成について，教育研究目標の達成の観点から見直し，その結果に基づき改善を図る。

(c) 大学院課程においては，高度専門職業人及び研究者の養成という観点から，その組織・構成を整備する。

4 研究に関する方針・目標

【方針】本学は，前記のごとく，中期目標・中期計画の策定にあたり，「弘前大学長期総合計画」を踏まえつつ見直し，大学の基本的な目標を次のように定めている。

「弘前大学は，人文学部，教育学部，医学部，理工学部及び農学生命科学部の5学部から成り，幅広く学問領域をカバーしている地方の中規模総合大学である。この特徴を最大限に生かし，弘前大学のモットーである「世界に発信し，地域と共に創造する弘前大学」の実現に向け，教育，研究及び地域貢献を展開する。」

そして，研究に関する目標を以下のように設定している。

「弘前大学は，人文科学，社会科学，自然科学の融合を図りながら，国際的レベルにある研究，時代を先取りする先見性のある基礎的研究及び地域に貢献する研究の3項目を重点研究として指定するとともに，長期的な研究成果をも念頭に置きながら，全学横断的な支援協力体制の下に研究を推進する。」

この基本的方針に基づき，以下の具体的目標を設定する。

【目標】

(a) 本学の研究ポリシーを定めた研究推進戦略を策定する。

(b) 大学として取り組む重点研究を定め，予算の重点配分を行う。

(c) 国際的レベルに達している分野・領域を明確にし，全学的支援を行う。

(d) 先見性のある基礎的研究の推進について学内公募を行い，研究テーマを学長指定重点研究に指定する。

(e) 地域社会の課題である産業，環境，医療，教育，文化等に関わる研究テーマについて，産学官の連携をとりながら推進する。

(f) 全学共同利用の機器分析センターの充実を図るとともに，地元企業等への機器使用の開放を行う。

(g) 地域共同研究センター産学官コーディネーターを中心として，産学官連携また分野横断的な研究プロジェクトの形成を推進する。

(h) 分野領域ごとの研究については，各学部附属施設・センターの充実・活用を図ることによって推進する。

(i) 研究実施体制等の整備については，その研究体制，研究支援体制を整備し，人材の効率的な再配置を進める。

(j) 研究資金の効率的かつ適正な配分方法を策定するため，評価システムを構築する。

(k) 研究の活性化に必要な施設・設備等を含めた研究推進のための基盤的整備を行う。

自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準1 大学の目的

本学の理念・目的は、教育研究のあり方については、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること、育成する人材については、人類文化に貢献しうる教養識見を備えた人格者にそれぞれ対応しているところから、学校教育法の定めを外れるものではない。また修士課程・博士前期課程については、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うものと定め、博士課程・博士後期課程及び後期3年博士課程においては、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものと定めている。これらの目的は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的としているところから、学校教育法の定めを外れるものではない。

本学の理念・目的、目標、また学部としての理念・目的、目標等について、全教職員及び学生に対しては、ホームページ、大学概要に記載することによって周知を行っている。社会に対しては、ホームページ、大学案内、及び学部案内に記載することによって、広く公表・周知している。

基準2 教育研究組織（実施体制）

本学は5学部を擁する中規模総合大学として各学部の育成する人材の目標に応じて、課程制、学科制を選択して教育組織を構築しており、大学の目標及び社会のニーズに対応した適切な学部・学科構成となっている。

また研究組織としては、各学部に講座が置かれて専門分野の研究が行われているが、理工学部では、講座を廃止して新たな研究分野に、柔軟に対応できる体制をとるなど、特色ある取り組みも行われている。

21世紀教育は、21世紀教育センターが責任母体となり全教員が参加する体制が確立され、また教務、FD・広報、点検・評価に関わる委員会が常時、教育内容の企画、点検、改善を行う制度ができていることから、教養教育の体制が適切に整備され機能していると評価できる。

研究科についても、全ての学部に直結した研究科が設置され、また地域の要望の高い学際的な研究を可能とする地域社会研究科も独立して設置されているところから「高度の専門的職業人として国内外で先導的に活躍する人材の育成を目指す」研究科の教育目的に適合した構成となっている。

全学的な施設・センターについても、目的に応じてそれぞれの特徴に応じた機能により、教育研究に大きく寄与しており適切である。

教育活動の重要事項を審議する組織として大学全体では教育研究評議会が、学部・研究科においては教授会あるいは研究科委員会が定期的開催され、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っている。

また各学部や研究科、21世紀教育センターにおいて、カリキュラム改正等を含む教育課程や教育方法を検討する委員会を定期的開催し、必要事項の審議を行っている。

基準3 教員及び教育支援者

教員組織編成は、中期計画の基本方針の下、全て学長の承認の下で進めることとなっており、退職後の教員補充及び新規ポストが大学及び学部の将来計画にとって適切であるかどうかを点検・評価する仕組みを構築し、学長保留定員による重点事業への教員配置も行っている。また各学部においても、学部長が学部の目標・目的

を踏まえて効果的な教員配置を行っている。

教員組織の内容として、専任教員一人あたりの在籍学生数は 11.6 人である。いずれの学部等においても、教育課程を遂行するために必要な教員数が確保されている。

学士・修士・博士の各課程における専任教員の数は、設置基準上必要な専任教員数を上回っていることから、各課程内には、必要な専任教員が十分に確保されている。

教員の採用・昇任に当たっては原則として公募制がとられ、教員任期制は制度としては全学で導入可能となっており、実際に医学部医学科及び附属病院では平成 13 年度から、全教員を対象に開始している。公募においては、とくに年齢や性別を指定していないが、職名を指定することによって年齢構成も適度に考慮されており、結果的に、年齢的に概ねバランスのとれた任用が達成されている。

教員の採用や昇格については、大学全体で一般的な基準を定め、各学部において詳細な選考基準に関する申し合わせを定めており、厳正な評価により教員の採用と昇格を行っているとは評価できる。また、どの学部においても、教員の採用、昇格については教育研究上の指導能力を評価する項目を設け、教育能力も評価している。各学部における採用・昇格基準は研究業績を大学院研究科の水準に設定しており、大学院授業の担当指導能力も適切に評価している。

平成 10 年度から、学生による卒業研究を含む全授業を対象としたアンケート調査を開始し、継続して定期的実施してきており、その結果を報告書として公表し、全教員に周知している。教員の教育活動に関する評価は、評価室が業績評価基準の策定作業を進めており、平成 18 年度に全教員を対象とした評価の実施を予定している。21 世紀教育においても、教育システムに関する独自の評価を行っており、報告書として学部の全教員に配布している。

教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われている。

教育課程を展開するために必要な事務職員は、学生センター等に適切に配置している。医学部、理工学部、農学生命科学部では、技術職員を適切に配置し教育支援に貢献している。TA は、教育補助者として積極的に活用している。

基準 4 学生の受入

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は、大学の理念・目的に沿って、学部ごとに明確に定め、学部によっては、学科、課程ごとの具体的な方針を定めている。これらは、大学ホームページに掲載し、広く社会に公表している。

学士課程の一般選抜は、大学入試センター試験の成績と、大学が実施する個別学力検査・実技検査・面接・小論文及び調査書の内容により総合判定し、医学部医学科の個別学力検査では、2 段階選抜を実施している。推薦入学では、推薦書、調査書、面接及び小論文の結果により総合判定し、一部の学科（専攻）では大学入試センター試験の成績を評価に加えている。

大学院課程の一般選抜では、学力検査及び成績証明書により総合判定している。これら、学力検査、面接等の選抜方法により、求める学生を適切に見出すための方策を講じており、入学者受入方針・各研究科の目的に沿って適切な学生の受入方法を採用している。

留学生、社会人、編入学生の受入も、入学者受入方針及び各研究科の目的に沿って、入学者選抜を行っており、適切な対応を講じている。

入学試験は、学長を委員長とする入学試験委員会の責任の下、実施している。入学者選抜個別学力検査の実施要領及び実施計画書を定め、試験問題作成については入学試験問題作成上の留意事項に明示している。試験の実施は、学長を本部長とする試験実施本部を設置し行っている。試験実施後、各教科・科目の採点委員によ

り採点を行い、各学部において、学科（専攻）内選考、学部内選考、教授会の議を経た後、入学者選抜選考委員会において合格者を決定している。

大学院課程では、研究科ごとに試験実施計画を定め、研究科長を責任者とする実施体制の下、試験問題作成、試験実施及び入学者選考を行っている。

また志願者の増加を図るため、平成18年度前期日程試験において、八戸市と札幌市に学外試験場を開設した。平成19年度及び平成20年度の入学試験に向けて、入学試験実施体制の抜本的な改善を図るため、臨時入学試験改善委員会を設置し、受験科目の簡素化、第二志望制度の導入、学外試験場の拡大・充実等についての検討を行っている。

入学定員と実入学者数との関係については、学士課程では適正化が図られている。大学院課程では、医学系研究科医科学専攻（博士課程）において、実入学者数が入学定員の約60%程度となっている状況が続いている。これは、平成16年度から実施された卒後臨床研修の義務化に伴う外的な要因が背景にあり、入学者の確保に向けて、募集要項等を医療機関等に幅広く送付するなどの取組を強化している。

基準5 教育内容及び方法

< 学士課程 >

本学では、4年間一貫教育（医学部医学科は6年）の方針の下、大学への導入教育と教養教育、及び専門への基礎となる教育を担う科目として「21世紀教育科目」を設け、これに専門教育における「専門基礎科目」や入門的な科目を設定し、教養教育と専門教育の有機的な連関を図りつつ、さらに学部・学科ごとにコア科目や共通科目を設けることで、専門教育の体系性の確保に配慮した教育課程編成を行っている。専門教育科目では、各学部・学科の教育目的に応じた特徴的な授業科目を設定し、本学が目標とする人材の育成に資する取組みをしている。教員の研究成果は、テーマ設定、テキスト、プリント資料などによって、授業内容に反映されている。また国内外の大学との単位互換制度や、インターンシップ、大学高校連携の高校生セミナー（公開講座）に積極的に取り組むなど、学生や地域社会のニーズに対応している。学生の履修にあたっては、きめ細かなガイダンスと、履修モデル等を提示し、履修単位の上限を設けるなど、学生の自学・自習と単位の実質化に配慮している。

授業形態や学習指導法については、各学部・学科とも演習や実験・実習を重視し、フィールド型の授業を設け、さらに少人数教育や対話・討論型授業を拡充して、学生が自ら学習する教育の実現に力を入れている。シラバスについては、全学的に統一的な記載項目を設け、21世紀教育科目を先導として、その充実に努めているが、教員によって記載にばらつきがある点の改善や、全学レベルでの学生の利用状況の把握については、今後の課題である。また学生の自学自習の環境整備のために、自習室・コンピュータ室の設置や、附属図書館の時間延長を行い、学力不足の学生に対する補習授業も、一部で実施している。

成績評価については、学則に基づき、21世紀教育科目及び学部ごとに、評価方法と評価基準を定めており、基本的に筆記・実技試験、レポート、及び授業への出席状況によって、総合的に判断している。とくに21世紀教育科目は、この分野での取組を進め、平常評価・中間評価・期末評価を総合した成績評価の完全な実施と、目標とする平均点の設定など、一層の改善に努めている。これらの評価方法・基準については、シラバスに明記し、成績評価に対する異議申立ての機会も保障している。

< 大学院課程 >

全ての研究科では、それぞれの教育目的に応じて、研究・教育活動のための能力形成の土台となる基礎科目・共通科目・コア科目を設定し、演習・特別研究を必修科目、講義・特論・特別講義を選択（又は必修）科目として配置しつつ、履修方法にも工夫を加えながら、教育課程を編成している。また必要とされる専門科目をバ

ランスよく配置して、学生の要望に応えるカリキュラムを形成している。

教員の研究活動は授業科目と整合しており、研究成果は授業内容に反映されている。また大学院教育は基本的に少人数教育で行っており、教員と学生とのコミュニケーションは密である。社会人学生に配慮した授業の夜間・休日開講や昼夜開講制、対話・討論型授業、フィールド型授業、情報機器を活用した遠隔地授業も積極的に行っている。大学院独自のシラバスもほとんどの研究科で作成し、充実した内容のものになっている。

研究指導は、ほとんどの研究科で複数教員指導体制としている。とくに理工学研究科博士後期課程で、学位論文指導に当たって、主副指導教員を含む5名の教員からなる「研究指導委員会」を設置し、学位論文作成に向けた研究指導状況のチェックを行う体制を構築するように定めたことは、指導教員任せという従来の大学院教育に広くみられた欠陥をチェックする試みとして優れたものである。TAには全ての研究科で学生が積極的に起用され、学生の教育能力・指導力育成に寄与している。

授業の成績評価と単位認定、および学位論文の審査と修了認定は、各研究科で定めた基準に従って適切に行っており、これまでのところ問題は生じていないが、成績評価に対する学生の異議申立て制度の充実については今後の課題である。

基準6 教育の成果

教育理念・目標や人材養成の方針については、21世紀教育や各学部・研究科ごとに策定し、公表している。達成状況の検証・評価についても、全学レベルの組織として教育・学生委員会があり、また21世紀教育センターや全ての学部・学科等で、自己点検評価委員会等を設けて検証している。

教育の成果や効果については、21世紀教育は着実に教育効果を上げていると判断され、各学部・学科における教育の成果も、大部分の学部で卒業率85%を超え、医学部医学科卒業者の医師国家試験の合格率も高い。また教員免許状など、各種資格の取得者も一定の数に上っている。学生表彰を受けた者などは高いレベルの成果を上げている。

「学生による授業評価アンケート」によれば、年を追って学生の評価が上昇し、現在では一定の高い理解度・満足度が得られていることが判明する。その他各学部等が行っているアンケートでも学生の満足が得られており、大学の意図する教育の効果があつたと学生自身が判断している。

就職・進学など、各学部ともその目標に応じた人材が育成されており、教育の成果や効果が上がっている。また卒業生のメッセージなどからは、直接的に大学の教育が学生の進路に影響を与えたり、現在の仕事に役立っていることがわかり、教育の成果や効果が上がっている。

卒業生アンケートの回答によれば、本学の教育に対する評価や満足度は高く、また学部の特徴に応じた、教育の成果や効果が上がっているといえる。就職先の評価でも、おおむね良い評価を得ているが、コミュニケーション能力・外国語能力のやや低い評価について、今後、改善のための分析・検討をする必要がある。

基準7 学生支援等

授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスは、入学時や2年次以降も適切な時期に実施しており、1年次学生へのアンケートでは、学生の満足度も高い結果となっている。新入生対象の履修相談は、ガイダンスの後に実施し、21世紀教育科目と専門教育科目の双方についての相談に応じている。学生担任制度によりクラス担任教員を配置するとともに、クラスアワー、オフィスアワー等で相談に応じている。

学生のニーズの把握としては、学生生活実態調査、学長オフィスアワーなどにより学生からの意見を汲み上げ、学習支援・生活支援の課題を明らかにし、施設・キャンパス整備などの改善に結びついた事例がある。

留学生への支援は、入学時のガイダンス、指導教員による指導・助言、チューターによるサポートなどを行

っている。外国人留学生の手引きによる日常生活等に関する情報を提供し、日本人学生との交流を支援する「タンドムシステム」を運用している。障害の持つ学生への支援として、障害者用駐車場、校舎玄関のスロープ、エレベータ、身障者用トイレを設置し、整備を進めている。社会人学生には、大学院設置基準第 14 条特例による教育、長期履修制度の措置が行われ、一部の研究科では、青森サテライト教室での授業開講、テレビ会議システムによる遠隔授業を行っている。

学生の自習・討論の専用スペースは、学部によっては十分とはいえないが、演習室、実習室及び学生用研究室など、また附属図書館が自主的学習のスペースとして利用されている。教育用パソコン 600 台を各学部等のサテライト教室に設置し、学生の利用率も高いものとなっている。

課外活動については、学生による課外活動団体連合会が組織され、その活動を人的・経費面等で支援している。総合文化祭は、学生による運営を教職員が支援するとともに、大学側が企画したイベントも開催し、学生と教職員が一体となった特色ある取組となっている。

学生の相談体制では、学生総合相談室、健康管理センター、学外カウンセラーなどを整備している。平成 16 年度に設置した就職支援センターでは、就職相談、就職ガイダンス等を行い、全学合同企業説明会を開催し、平成 17 年度は全国から 185 社の企業と学生 631 名が参加した。

奨学（育英）制度は、日本学生支援機構をはじめ、地方公共団体、民間等の奨学金を利用している。また医学部医学科では、青森県・青森県国民健康保険団体連合会による医師修学資金制度を 26 名の学生が利用しているほか、平成 18 年度からは「黄傳明・若子記念医学生奨学基金」が始まっている。入学料、授業料等の免除は、大学の選考基準に基づき行っており、学生寮、国際交流会館を設置し、学生の経済面の援助を適切に行っている。

基準 8 施設・設備

校地・校舎については、設置基準上必要な面積を大きく上回っている。講義室も収容定員の 1.4 倍が収容可能となっているほか、講義室の設備もマルチメディア関連機器は充実しており、稼働状況も適正である。

各学部のカリキュラムに応じて附属病院、附属学校、農場などの施設や、アイソトープ、遺伝子など高い機密性が必要な実験室、その他実験機器も整備され、体育施設についても正規のカリキュラムのほか、課外活動、地域住民への開放も行われている。

各学部等の建物については老朽化しているものの、適正に維持管理されているとともに、文京町地区についてはキャンパスマスタープランにより整備の必要な部分を明示している。老朽化建物の保有面積も多く、改修・整備が必要である。

情報ネットワークについては、総合情報処理センターを中心に構築しており、学生の教育用端末もセンターの他各学部に設置し、建物によっては無線 LAN 環境も整備している。利用状況は、教育用端末が 1 台あたり年平均 507 時間の利用実績があり、英語自習システム、シラバス検索、求人票検索等にも活用されている。またホームページによる情報発信や教員の研究、事務の遂行にも利用され有効に活用されている。

施設・設備に関する方針は、中期目標に掲げ、関係諸規定等を整備し、施設環境部ホームページで周知している。施設の利用については、学生には学生便覧、ホームページで周知している。

附属図書館では、和・洋書及び雑誌が約 828,000 冊、CD、DVD 等の視聴覚資料、電子ジャーナルを備えている他、基礎ゼミナール指定図書のように教育課程に応じた図書を整備している。年間約 74,000 冊の貸出があり、学内 LAN から各種学術データベースも利用可能となっており、有効に活用されている。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

評価室が全学の関連データの収集・蓄積を行うとともに、各学部・学科等の自己点検評価委員会等が自己点検・評価を実施することで、資料収集・蓄積のための体制も整備した。評価室は全学の評価に関する業務を行い、そのもとで、教育の状況に関わる改善について、教育・学生委員会が各部局等との連携を図りつつ、具体的な改善方策の策定と実施を継続的に行っている。

21世紀教育センターでは、運営委員会のもとに、教務、FD・広報、点検・評価の3つの専門委員会を置き、教育改善に向けた活動の中心として、各種のデータ・資料の継続的・組織的な収集・蓄積を行っている。収集資料は、「センターニュース」や「21世紀教育活動・評価報告書」にまとめ、学期・年度ごとに公表している。各学部・学科等においても、自己評価委員会やFD委員会を設け、独自のアンケート実施や、自己評価報告書の作成などを通じて、資料の収集を行っている。授業評価に関する学生の意見聴取は、平成10年度以来、全学的な「学生による授業評価アンケート」として毎学期実施し、教育改善に役立てている。学外関係者からの意見聴取も、運営諮問会議の答申や外部評価などの形で行い、さらに平成17年には卒業生及び就職先の企業を対象とするアンケートを実施した。また21世紀教育センターと全学の教育・学生委員会は、教育内容の「高大接続」をめざして、平成14年度以降、継続的にFD研修会や勉強会、さらにFDシンポジウムを開催し、学力低下時代に備えた大学教育を構築していくための、先進的な取組を行っている。評価結果を組織改善や教育改善に結びつけるシステムも、21世紀教育センターをはじめとして、各学部・学科等で構築されており、それをもとにした組織改革や、教育・カリキュラム改革を全学的に行っている。評価結果に基づく個々の教員の授業改善についても、従来の教員の自発性に任せるあり方から一歩進めて、全教員に「授業改善計画書」を提出させる試みが、平成17年度末にスタートした。

学生・教員のニーズを反映させたFDの取組は、21世紀教育センターや医学部保健学科をはじめとして、多くの学部・学科で活発に行っているが、大学全体としての組織的な取組が必要である。

また教育支援者、教育補助者に対しては、大学全体としての研修のほか、各学部でも、それぞれの職務内容に応じた研修を適切に行っているが、大学院学生の活用によるTAは、授業担当教員に委ねている場合もあり、組織的な対応が必要である。

基準 10 財務

本学の資産は、国立大学法人化前の土地及び建物等が全て国からそのまま現物出資を受けており、大学の目的に沿った教育研究活動が安定して遂行できる。一方、債務の償還についても、償還計画を立て、確実に償還を行ってきた。

財源の約6割を占める自己収入のうち、学生納付金については、入学者及び受験者の確保に努め、附属病院収入についても、効率的・効果的な診療体制を整備し、安定した収入を確保している。外部資金については、社会情勢等が厳しい中で、毎年収入額が増加しており、それに伴って安定した収入を確保している。

中期計画の予算、収支計画、資金計画は、学内の諸会議において審議後学長が決定し、文部科学大臣に申請し、認可を受けている。年度計画の予算、収支計画、資金計画についても、学内の諸会議において審議後学長が決定し、文部科学大臣に届け出ている。それらについては、本学のホームページで公開しており、関係者に明示している。

平成16事業年度及び平成17事業年度の収支の状況は、当期総利益が計上されており、短期借入も行っており、支出超過とはなっていない。

学内予算配分に当たっては、中期計画及び年度計画を踏まえ、教育研究の活性化を図るため、要求に対し、学長、役員等によるヒアリングを行った上で、学内諸会議に諮り、資源配分を行っており、教育研究活動に必要な経費は、前年度より増額配分を確保するなど、適切な資源配分を行っている。

財務諸表等は、文部科学大臣の承認を受けた後に、官報に公告し、書面を事務局に備え、本学ホームページに掲載するなど、適切な形で公表している。

財務に対する監査は、監事監査、会計監査人監査が行われ、更に内部監査も実施し、監査報告書を受けており、会計監査等が適正に行われている。

なお、中期計画における総人件費改革を踏まえた人件費削減のためにも、現在行っている業務の見直しと合理化及び効率化を更に推進する必要がある。

基準 11 管理運営

管理運営組織については、法令に基づいて設置した、役員、学長選考会議、経営協議会、教育研究評議会の構成は適切なものとなっている。また運営会議、実務委員会等を設置し、学長のリーダーシップによる戦略的な大学運営を推進する体制を整備している。事務組織は、各理事と直結する事務局各部が連携し円滑な法人運営が図られ、段階的な事務組織再編により、組織・事務職員配置の見直しを行うなど、組織の適正化を推進している。

管理運営に関する事項は、役員会で審議し、経営協議会・教育研究評議会の審議事項については、それぞれ適切な頻度で会議が開催され、その審議を踏まえ、学長が役員会において意思決定を行っている。また管理運営に関わる役職員間における円滑な連絡調整を図るため、運営会議、経営協議会・教育研究評議会合同会議を開催している。各理事が所掌する業務に即して、事務局各部を直結させ、密接な連携の下、実務委員会を開催し業務を実施している。効果的な意志決定を行える組織形態となっている。

役員会及び経営協議会に学外の有識者を加え、学外関係者のニーズを把握し、管理運営上の参考としている。法人化後、人事苦情処理室を全国的に先駆けて設置し、社会保険労務士等の学外有識者3名を置き、うち1名を室長に充て、問題解決を図っている。

学生については、アンケート等の実施により大学へのニーズに関する意見を汲み上げている。また学長が、学長オフィスアワー等により大学構成員のニーズを把握しているほか、時期に即した課題等に関する学内説明会を開催し、その場で意見を聴いている。

監事は、法令等に基づき、監事が定めた監査計画等により、業務監査を適切に実施するとともに、会計監査については、会計監査人の報告を受け、財務諸表、決算報告書の監査を行い、学長に監査結果の報告を行っており、監事として適切な役割を果たしている。

事務職員等の資質の向上のため、他機関が主催する各種研修に事務職員を積極的に参加させているとともに、大学独自の階層別研修、自己啓発等の研修を実施している。キャリアアップ研修では、技術職員2名が大学院理工学研究科(博士前期課程)の修士(理工学)を取得した。また平成14年度から、米国の大学に事務職員1名を約2か月間派遣する長期語学研修を実施している。

管理運営に関する方針は、中期目標に明確に定められ、それに基づき、管理運営規則を整備し、管理運営に関わる役員等の選考、責務、権限等も明確に示している。

大学の目的、計画、活動状況に関する一部のデータ・情報は大学ホームページに掲載している。

法人化を機に、全学に係る自己点検・評価の体制を強化するため、学長の下、評価室を設置し、教員の業績評価基準の策定、認証評価に係る全学的な自己点検・評価を行った。平成17年度、認証評価に備えて、全ての学部・研究科及び21世紀教育センターが自己点検・評価を実施し、その結果を各学部等のホームページに掲載し、公表している。

弘前大学運営諮問会議の評価結果(答申書)について、学長は法人化へ向けての基本戦略を提示し、それを第1期中期目標・中期計画の原点として位置づけ、中期目標・中期計画を策定した。また各学部において、指

摘事項への対応策が立てられ、それに基づき改善に結びついた事例がある。

中期目標・中期計画に、評価結果を大学運営の改善に十分反映させることを掲げ、法人の平成 16 年度に係る業務の実績に関する評価結果について、学長は、学部へ改善とその具体策の策定を指示するとともに、平成 18 年度の年度計画策定の過程において、平成 16 年度の評価結果を踏まえ、平成 17 年度の進捗状況を確認しつつ、各理事とによる集中的な検討を行い、年度計画を策定している。

自己評価書等リンク先

弘前大学のホームページ及び機構に提出した自己評価書本文については、以下のアドレスからご参照下さい。
なお、自己評価書の別添として提出された資料の一覧については、次ページ以降の「自己評価書に添付された資料一覧」をご参照下さい。

弘前大学	ホームページ	http://www.hirosaki-u.ac.jp/
	自己評価書	http://www.hirosaki-u.ac.jp/hyoka/hyokaindex/18ninsyo.html
機構	ホームページ	http://www.niad.ac.jp/
	自己評価書	http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou200703/daiqaku/jiko_hirosaki_d200703.pdf

自己評価書に添付された資料一覧

基準	資料番号	根拠資料・データ名
基準 1	1-1-1-1	人文学部 学部案内 「人文学部 2007」
	1-1-1-2	教育学部 学部案内 「教育学部 2007」
	1-1-1-3	医学部医学科ホームページ
	1-1-1-4	医学部保健学科 学科案内 「医学部保健学科 2007」
	1-1-1-5	理工学部 学部案内 「理工学部」
	1-1-1-6	農学生命科学部 学部案内 「農学生命科学部」
	1-1-3-1	人文社会科学研究科(修士課程)「概要 平成 18 年度」
	1-1-3-2	教育学研究科(修士課程)「概要 平成 18 年度」
	1-1-3-3	医学系研究科(医科学専攻)(博士課程)ホームページ
	1-1-3-4	医学系研究科(保健学専攻)(修士課程)ホームページ
	1-1-3-5	理工学研究科(博士前期課程)ホームページ
	1-1-3-6	理工学研究科(博士後期課程)「履修の手引 学位申請の手引 平成 18 年 4 月 理工学研究科博士後期課程」
	1-1-3-7	農学生命科学部(修士課程)ホームページ
	1-1-3-8	地域社会研究科(博士後期課程)「概要 平成 18 年度」
	1-2-1-1	大学ホームページ「理念・目標」
	1-2-1-2	大学概要
	1-2-1-3	学長メッセージ
1-2-2-1	大学案内 2006	
基準 2	2-1-1-1	学部「概要 平成 18 年度」
	2-1-4-1	大学院「概要 平成 18 年度」
	2-1-7-1	学内共同教育研究施設等「概要 平成 18 年度」
	2-2-1-1	教育研究評議会議事録
	2-2-1-2	管理運営組織図
基準 3	3-1-1-1	弘前大学教員人事に関する申し合わせ
	3-1-6-1	弘前大学における教員の任期に関する規程
	3-1-6-2	医学部教員任期制実施要項(平成 17 年 8 月)
	3-1-6-3	医学部学術賞・医学科国際化教育奨励賞及び附属病院診療奨励賞について
	3-2-1-1	弘前大学教員の資格, 任免, 分限及び懲戒に関する規程
	3-2-1-2	人文学部教員選考規程等
	3-2-1-3	教育学部教員選考規程等
	3-2-1-4	医学部教員選考規程
	3-2-1-5	理工学部教員選考規程等
	3-2-1-6	教員選考に関する教授会申し合わせ(農学生命科学部)
	3-2-2-1	評価室運営規程
	3-2-2-2	評価室員名簿

	3-2-2-3	弘前大学評価システムの基本的な考え方
	3-2-2-4	平成 17 年度後期「授業方法改善のための学生による授業評価に関するアンケート」集計結果について
	3-2-2-5	授業改善計画書の提出について
	3-2-2-6	3.21 世紀教育に関するアンケート調査「21 世紀教育活動・評価報告書 平成 17 年度」
	3-3-1-1	教育内容等と関連する教員の研究活動（各学部における代表的な事例）
	3-4-1-1	大学ホームページ：事務局
	3-4-1-2	学生生活について 学務部について「平成 18 年度 学生便覧」
	3-4-1-3	理工学部技術職員による「技術報告会」を開催
基準 4	4-1-1-1	大学ホームページ入試情報
	4-1-1-2	2005 オープンキャンパスプログラム
	4-1-1-3	高校訪問実績
	4-2-1-1	平成 18 年度学生募集要項（一般選抜）
	4-2-1-2	平成 18 年度入学者選抜要項
	4-2-1-3	平成 18 年度学生募集要項（推薦入学）
	4-2-1-4	（ ）医学部「平成 18 年度学生募集要項（推薦入学）」
	4-2-1-5	平成 16～18 年度入試問題
	4-2-1-6	平成 18 年度人文社会科学部研究科学生募集要項（修士課程）一般選抜・社会人特別選抜
	4-2-1-7	平成 18 年度教育学部研究科学生募集要項 研究科案内
	4-2-1-8	平成 18 年度医学部研究科医科学専攻学生募集要項（博士課程）
	4-2-1-9	平成 18 年度医学部研究科保健学専攻（修士課程）学生募集要項（一般選抜・社会人特別選抜）
	4-2-1-10	平成 18 年度理工学研究科博士前期課程募集要項（一般選抜・社会人・外国人特別選抜）
	4-2-1-11	平成 18 年度理工学研究科博士前期課程学生募集要項（推薦入学）
	4-2-1-12	平成 17 年秋季入学 平成 18 年度春期入学 理工学研究科博士後期課程学生募集要項
	4-2-1-13	平成 18 年度農学生命科学研究科修士課程学生募集要項
	4-2-1-14	平成 18 年度地域社会研究科学生募集要項（後期 3 年博士課程）（社会人特別選抜を含む）
	4-2-2-1	平成 18 年度私費外国人留学生学生募集要項
	4-2-2-2	平成 18 年度学生募集要項（特別選抜）帰国子女特別選抜・中国引揚者等子女特別選抜・社会人特別選抜
	4-2-2-3	平成 19 年度医学部医学科第 3 年次編入学（学士入学）学生募集要項
	4-2-2-4	平成 19 年度第 3 年次編入学学生募集要項（医学部保健学科）
	4-2-2-5	平成 18 年度理工学部編入学学生募集要項（推薦選抜入学，一般選抜入学）
	4-2-2-6	平成 18 年度農学生命科学部編入学学生募集要項
	4-2-3-1	入学試験委員会規程
	4-2-3-2	入学試験運営細則
	4-2-3-3	入学試験問題作成上の留意事項
	4-2-3-4	平成 18 年度入学者選抜個別学力検査実施要領
	4-2-3-5	平成 18 年度入学者選抜個別学力検査実施計画書
	4-2-3-6	入学試験委員会委員名簿

	4-2-3-7	入学者選抜選考委員会委員名簿
	4-2-3-8	平成 18 年度大学院理工学研究科博士前期課程（一般選抜，社会人・外国人留学生特別選抜）実施計画
	4-2-4-1	平成 16・17 年度入学者選抜方法調査研究報告書 平成 18 年 1 月
	4-2-4-2	平成 17 年度入学試験に関する調査
	4-2-4-3	教育研究評議会議事要録（平成 17 年 3 月 8 日開催）
	4-2-4-4	入学試験委員会議題等（平成 17 年 6 月 13 日開催）
基準 5	5-1-1-1	学則第 12 条「平成 18 年度 学生便覧」
	5-1-1-2	平成 18 年度各学部等授業時間割
	5-1-1-3	平成 18 年度国際交流科目授業時間割「国際交流科目シラバス」
	5-1-1-4	21 世紀教育履修規程「平成 18 年度学生便覧」
	5-1-1-5	学部規程及び履修細則「平成 18 年度学生便覧」
	5-1-1-6	国際交流科目履修規程「平成 18 年度学生便覧」
	5-1-2-1	「21 世紀教育」実施要項 [改訂版]
	5-1-2-2	21 世紀教育シラバス「平成 18 年度(2006) 21 世紀教育科目授業計画概説（シラバス）」
	5-1-2-3	人文学部履修案内「平成 18 年度 履修案内（人文学部）」
	5-1-2-4	人文学部シラバス「2006SYLLABUS 授業計画 人文学部」
	5-1-2-5	教育学部シラバス「平成 18 年度 授業科目概要（教育学部）」
	5-1-2-6	教育学部履修案内「平成 18 年度 学習案内（教育学部）」
	5-1-2-7	観察実習入門 2005 年版
	5-1-2-8	平成 18 年度 Tuesday 実習（附属中学校）のガイダンス
	5-1-2-9	医学部規程別表第 1 医学科（第 4 条関係）イ 専門教育科目及び単位配当表「平成 18 年度 学生便覧」
	5-1-2-10	医学部医学科シラバス「平成 18 年度医学部（医学科）授業計画〔1～3 年次〕」
	5-1-2-11	医学部医学科シラバス「平成 18 年度医学部（医学科）授業計画〔4 年次以上〕」
	5-1-2-12	臨床実習要項（医学部医学科）
	5-1-2-13	医学部医学科クリニカルクラークシップ実習指針
	5-1-2-14	保健学科授業案内
	5-1-2-15	理工学部履修案内・シラバス「平成 18 年度入学者用授業計画（履修案内及びシラバスを含む）」
	5-1-2-16	農学生命科学部シラバス「平成 18 年度授業科目概要（シラバス）（農学生命科学部）」
	5-1-2-17	国際交流科目シラバス
	5-1-3-1	研究活動の成果の授業内容への反映例（各学部における代表的な事例）
	5-1-4-1	学則第 15 条「平成 18 年度 学生便覧」
	5-1-4-2	人文学部規程別表第 1～第 10 自由科目の欄「平成 18 年度 学生便覧」
	5-1-4-3	教育学部規程第 12 条備考「平成 18 年度 学生便覧」
	5-1-4-4	理工学部規程別表第 1～第 6 自由科目の欄「平成 18 年度 学生便覧」
	5-1-4-5	農学生命科学部規程別表第 1～第 5 自由科目の欄「平成 18 年度 学生便覧」
	5-1-4-6	弘前大学における「弘前学院大学との単位互換」の単位認定に関する規程「平成 18 年度 学生便覧」

5-1-4-7	弘前大学 21 世紀教育科目における「北東北国立 3 大学との単位互換」の単位認定に関する規程「平成 18 年度 学生便覧」
5-1-4-8	弘前大学 21 世紀教育科目における「放送大学との単位互換」の単位認定に関する規程「平成 18 年度 学生便覧」
5-1-4-9	学則第 17 条（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）「平成 18 年度 学生便覧」
5-1-4-10	学則第 18 条「平成 18 年度 学生便覧」
5-1-4-11	弘前大学 21 世紀教育科目における「大学以外の教育施設等における学修」の単位認定に関する規程「平成 18 年度 学生便覧」
5-1-4-12	弘前大学理工学部と八戸工業高等専門学校との間における相互履修に関する協定書
5-1-4-13	習熟度別クラス編成 (2)技能系科目「21 世紀教育実施要項 [改訂版]」
5-1-4-14	弘前大学インターンシップ受入制度
5-1-4-15	人文学部規程別表第 1～第 10 中の企業等実習「平成 18 年度 学生便覧」
5-1-4-16	教育学部規程別表第 1 中の企業等実習「平成 18 年度 学生便覧」
5-1-4-17	理工学部規程別表第 7 中の企業等実習「平成 18 年度 学生便覧」
5-1-4-18	農学生命科学部規程別表第 6「平成 18 年度 学生便覧」
5-1-4-19	学則第 26 条（編入学）第 27 条（転学）「平成 18 年度 学生便覧」
5-1-4-20	人文学部規程 第 5 章 編入学，転学，転学部及び所属課程の変更 「平成 18 年度 学生便覧」
5-1-4-21	教育学部履修細則 第 11 条（転専攻課程，転学部，転学）第 12 条(学部への転学，編入学)「平成 18 年度 学生便覧」
5-1-4-22	医学部規程 第 5 章 転学，編入学及び転専攻「平成 18 年度 学生便覧」
5-1-4-23	理工学部規程 第 4 章 編入学，転学，転学部及び転学科「平成 18 年度 学生便覧」
5-1-4-24	農学生命科学部履修細則 第 11 条（学部への編入学，転入学）第 12 条（転学部，転学科）「平成 18 年度 学生便覧」
5-1-5-1	基礎ゼミナール指定図書
5-1-5-2	人文学部履修細則第 1 条の 5「平成 18 年度 学生便覧」
5-1-5-3	教育学部履修細則第 4 条の 4「平成 18 年度 学生便覧」
5-1-5-4	理工学部規程別表第 1～第 6「平成 18 年度 学生便覧」
5-1-5-5	平成 18 年度チュートリアル教育実施要項 医学部医学科
5-1-5-6	保健学科カリキュラム新旧対照表
5-2-1-1	平成 16 年度（前・後期）授業方法改善のための学生による授業評価に関するアンケート調査
5-2-1-2	21 世紀教育履修マニュアル
5-2-2-1	大学ホームページ「シラバス」
5-2-2-2	理工学部知能機械工学科 カリキュラムガイド
5-2-2-3	農学生命科学部 教育第一コース 農業土木プログラム 地域環境プログラム
5-2-2-4	21 世紀教育に関する学生アンケート調査 問 5，問 6「21 世紀教育活動・評価報告書」
5-2-3-1	マルチメディア総合演習室 利用案内
5-2-3-2	農学生命科学部情報処理演習室（農生サテライト端末室） 利用案内
5-2-3-3	TOEIC 模擬テストの画面
5-2-3-4	基礎教育科目「自然系基礎」未習と既習のクラス編成「21 世紀教育履修マニュアル」

5-2-3-5	医学部（医学科）専門教育科目試験申合せ「医学部（医学科）授業計画「1～3年次」
5-3-1-1	学則第20条「平成18年度 学生便覧」
5-3-1-2	21世紀教育履修規程 第8条，第14条「平成18年度 学生便覧」
5-3-1-3	人文学部規程第14条，人文学部履修細則第4条「平成18年度 学生便覧」
5-3-1-4	教育学部規程第17条，教育学部履修細則第10条「平成18年度 学生便覧」
5-3-1-5	医学部規程第14条，第17条「平成18年度 学生便覧」
5-3-1-6	理工学部規程第16条，理工学部履修細則第10条「平成18年度 学生便覧」
5-3-1-7	農学生命科学部規程第14条，農学生命科学部履修細則第9条「平成18年度 学生便覧」
5-3-1-8	21世紀教育科目の『成績評価の方法と基準』「平成18年度21世紀教育科目授業計画概説（シラバス）」
5-3-1-9	授業展開と評価の方針，及び，授業科目概要の見方「平成18年度授業科目概要 教育学部」
5-3-1-10	学則第13条，学則第41条「平成18年度 学生便覧」
5-3-1-11	人文学部規程第17条，人文学部履修細則第3条「平成18年度 学生便覧」
5-3-1-12	教育学部規程第21条「平成18年度 学生便覧」
5-3-1-13	医学部規程第18条「平成18年度 学生便覧」
5-3-1-14	理工学部規程第18条「平成18年度 学生便覧」
5-3-1-15	農学生命科学部規程第17条「平成18年度 学生便覧」
5-3-1-16	卒業研究「平成18年度 履修案内 人文学部」
5-3-2-1	平成14～17年度 21世紀教育科目 履修状況と成績の分布
5-3-2-2	テーマ科目と基礎教育科目の平均点の分布（平成14-17年度）
5-3-2-3	人文学部履修規程第17条第2項「平成18年度 学生便覧」
5-3-2-4	教育学部規程第21条第2項「平成18年度 学生便覧」
5-3-2-5	医学部規程第18条「平成18年度 学生便覧」
5-3-2-6	理工学部規程第18条第2項「平成18年度 学生便覧」
5-3-2-7	農学生命科学部規程第17条第2項「平成18年度 学生便覧」
5-3-3-1	成績評価について 異議・苦情申し立て「平成18年度履修案内 人文学部」
5-3-3-2	成績評価についての苦情申し立て「平成18年度授業科目概要教育学部」
5-4-1-1	大学院学則「平成18年度 学生便覧」
5-4-1-2	大学学位規則「平成18年度 学生便覧」
5-4-1-3	人文社会科学研究科規程「平成18年度 学生便覧」
5-4-1-4	教育学研究科規程「平成18年度 学生便覧」
5-4-1-5	医学系研究科規程「平成18年度 学生便覧」
5-4-1-6	理工学研究科規程「平成18年度 学生便覧」
5-4-1-7	農学生命科学研究科規程「平成18年度 学生便覧」
5-4-1-8	地域社会研究科規程「平成18年度 学生便覧」
5-4-2-1	平成18年度各研究科授業時間割表
5-4-2-2	人文社会科学研究科シラバス「人文社会科学研究科「講義案内」」
5-4-2-3	教育学研究科履修案内
5-4-2-4	医学系研究科医科学専攻シラバス「医学系研究科医科学専攻「教育研究科目の研究内容及び指導内

	容」
5-4-2-5	医学系研究科保健学専攻シラバス「医学系研究科保健学専攻授業案内」
5-4-2-6	理工学研究科博士前期課程「履修案内」
5-4-2-7	理工学研究科博士後期課程履修案内「履修の手引 学位申請の手引」
5-4-2-8	理工学研究科シラバス
5-4-2-9	農学生命科学研究科シラバス「授業科目概要(シラバス)農学生命科学研究科」
5-4-2-10	地域社会研究科「履修案内(付授業概要)」
5-4-3-1	研究活動の成果の授業内容への反映例(各研究科における代表的な事例)
5-4-5-1	大学院学則第13条「平成18年度 学生便覧」
5-5-1-1	「大学院医学系研究科医科学専攻概要 平成17年度」
5-6-1-1	大学院学則第12条「平成18年度 学生便覧」
5-6-1-2	人文社会科学研究科規程第4条「平成18年度 学生便覧」
5-6-1-3	教育学研究科研究科規程第4条「平成18年度 学生便覧」
5-6-1-4	医学系研究科規程第5条「平成18年度 学生便覧」
5-6-1-5	理工学研究科規程第5条「平成18年度 学生便覧」
5-6-1-6	農学生命科学研究科規程第5条「平成18年度 学生便覧」
5-6-1-7	地域社会研究科規程第4条「平成18年度 学生便覧」
5-6-2-1	大学院長期履修学生に関する規程「平成18年度 学生便覧」
5-6-3-1	人文社会科学研究科規程第3条,第8条「平成18年度 学生便覧」
5-6-3-2	教育学研究科規程第3条,第7条「平成18年度 学生便覧」
5-6-3-3	医学系研究科規程第3条,第4条,第9条,第10条「平成18年度 学生便覧」
5-6-3-4	理工学研究科規程第4条,第8条「平成18年度 学生便覧」
5-6-3-5	理工学研究科博士後期課程研究指導に関する細則「平成18年度 学生便覧」
5-6-3-6	農学生命科学研究科規程第4条,第8条「平成18年度 学生便覧」
5-6-3-7	地域社会研究科規程第3条,第7条「平成18年度 学生便覧」
5-7-1-1	人文社会科学研究科規程第16条,第20条「平成18年度 学生便覧」
5-7-1-2	教育学研究科規程第15条,第19条「平成18年度 学生便覧」
5-7-1-3	医学系研究科規程第17条,第22条「平成18年度 学生便覧」
5-7-1-4	理工学研究科規程第17条,第21条「平成18年度 学生便覧」
5-7-1-5	農学生命科学研究科規程第16条,第20条「平成18年度 学生便覧」
5-7-1-6	地域社会研究科規程第15条,第18条「平成18年度 学生便覧」
5-7-3-1	医学系研究科規程第21条「平成18年度 学生便覧」
5-7-3-2	学位規則医学系研究科修士課程細則「平成18年度 学生便覧」
5-7-3-3	学位規則医学系研究科博士課程細則「平成18年度 学生便覧」
5-7-3-4	学位規則地域社会研究科細則「平成18年度 学生便覧」
5-7-3-5	理工学研究科博士後期課程学位論文審査等に関する細則「履修の手引き・学位申請の手引」
5-7-3-6	議題3 連携推進事業について 大学院学位審査における審査委員の相互派遣の継続「北東北連携推進協議会医学系分野専門委員会 H17.1.14 議事要旨より」
5-7-4-1	院生総合相談室の利用案内

基準 6	6-1-1-1	21 世紀教育科目履修マニュアル
	6-1-1-2	教育・学生委員会議事要録
	6-1-2-1	前年度入学者単位取得状況一覧 (H14 ~H17)
	6-1-2-2	教員免許取得状況 (人文学部)
	6-1-2-3	教員免許取得状況 (教育学部)
	6-1-2-4	教員免許取得状況 (理工学部)
	6-1-2-5	教員免許取得状況 (農学生命科学部)
	6-1-2-6	学芸員資格取得者統計
	6-1-2-7	情報技術最難関を県内 2 学生突破「Web 東奥 2006 年 1 月 22 日」
	6-1-2-8	弘前大学学生表彰実施要項
	6-1-2-9	平成 16 年度・17 年度弘前大学学生表彰一覧
	6-1-3-1	21 世紀教育に関する学生アンケート調査「平成 15 年度 21 世紀教育活動・評価報告書」
	6-1-3-2	21 世紀教育に関する学生アンケート調査「平成 16 年度 21 世紀教育活動・評価報告書」
	6-1-3-3	農学生命科学部・農学生命科学研究科教育改善に向けたアンケート調査報告書 平成 16 年度 卒業生対象教育評価アンケート調査
	6-1-3-4	学生による評価結果 (講義) まとめ (医学部医学科)
	6-1-4-1	就職先一覧「弘前大学就職応援ブック 2006」
	6-1-4-2	教員採用試験結果 (平成 17 年度) (教育学部)
	6-1-4-3	卒業生からのメッセージ「人文学部 2007」
	6-1-4-4	理工学部卒業生メッセージ
	6-1-5-1	平成 17 年卒業生アンケート調査結果
	6-1-5-2	平成 17 年企業等アンケート集計結果
	6-1-5-3	平成 17 年度青森県小学校長会・青森県中学校長会・弘前大学教育学部連絡会議
	6-1-5-4	「臨床実習教育協力病院との協議会」及び「平成 18 年 4 月～平成 19 年 3 月臨床実習教育協力病院ガイダンス」の開催について (依頼)
	6-1-5-5	医学部医学科臨床教育運営協議会幹事会の開催について
6-1-5-6	弘前大学医学部附属病院における臨地・臨床実習に関する合同検討会要項	
基準 7	7-1-1-1	21 世紀教育に関する学生アンケート調査 一年生に対するアンケート「21 世紀教育活動・評価報告書 平成 17 年度」
	7-1-2-1	学生担任制度に関する要項「平成 18 年度 学生便覧」
	7-1-2-2	教員のための学生指導の手引き
	7-1-2-3	「学生担任制」に関する実施状況調査結果一覧
	7-1-3-1	学生生活実態調査報告書
	7-1-3-2	弘大生の声
	7-1-3-3	弘大生の声への対応
	7-1-3-4	学長オフィスアワー
	7-1-3-5	学長直言箱
	7-1-5-1	外国人留学生数「概要 平成 18 年度」
	7-1-5-2	外国人留学生の手引き

	7-1-5-3	留学生チューターの手引き
	7-1-5-4	留学生センターホームページ「留学生の皆さんへ」
	7-1-5-5	青森サテライト教室受講生（科目等履修生，聴講生）募集
	7-2-2-1	課外活動団体連合会規約
	7-2-2-2	課外活動連絡協議会に関する申し合わせ
	7-2-2-3	課外活動について「平成 18 年度 学生便覧」
	7-3-1-1	12. 学生生活について 学生総合相談室，14. 心身の健康について「平成 18 年度 学生便覧」
	7-3-1-2	学生総合相談室相談事項報告書（H15～H17）
	7-3-1-3	学生就職支援センター業務内容
	7-3-2-1	タンデムシステム
	7-3-4-1	医師修学資金制度
	7-3-4-2	入学料免除及び徴収猶予に関する規程
	7-3-4-3	授業料等免除及び徴収猶予に関する規程
	7-3-4-4	入学料免除選考基準
	7-3-4-5	授業料免除選考基準
	7-3-4-6	平成 18 年度「公益信託黄傳明・若子記念医学生奨学基金」の募集ご案内
基準 8	8-1-1-1	福利厚生施設，土地・建物，建物配置図「概要 平成 18 年度」
	8-1-1-2	各学部の教育課程に対応した附属施設等を利用した授業科目の例
	8-1-1-3	全学共通の教育研究施設を利用した授業科目の例
	8-1-1-4	総合教育棟 講義室設備状況
	8-1-1-5	機器分析センター
	8-1-1-6	体育施設の利用状況
	8-1-1-7	スポーツ・体育実技の概要
	8-1-1-8	文京町地区の環境整備
	8-1-1-9	文京町キャンパスマスタープラン
	8-1-2-1	総合情報処理センターシステム構成
	8-1-2-2	SINET 学術情報ネットワーク
	8-1-2-3	農学生命科学部 LAN アクセスポイントの利用について
	8-1-2-4	総合情報処理センター利用状況
	8-1-2-5	ソフトウェアについて
	8-1-2-6	学内 LAN の活用事例 総合情報処理センター広報「HIROIN No.23」
	8-1-2-7	求人票検索
	8-1-2-8	Web を利用した授業等の連絡の例（美術論・美術史ゼミ）
	8-1-2-9	情報セキュリティーポリシー
	8-1-3-1	施設環境規則
	8-1-3-2	施設環境部ホームページ
	8-1-3-3	総合情報処理センターホームページ
	8-1-3-4	附属図書館利用案内
	8-1-3-5	創立 50 周年記念会館のご案内

	8-1-3-6	学生関係規程集
	8-1-3-7	機器分析センター機器使用内規
	8-2-1-1	附属図書館概要
	8-2-1-2	所蔵コレクション等(ピーターパン・バリ文庫, 太宰治研究文庫, りんご研究資料コーナー, 松木文庫)「概要 平成 18 年度」
	8-2-1-3	津軽学コーナー
	8-2-1-4	附属図書館図書選定委員会内規
	8-2-1-5	学生用図書の選定について
	8-2-1-6	図書館利用者希望図書申込
	8-2-1-7	全学共同利用雑誌
	8-2-1-8	各種情報検索サービス
	8-2-1-9	亀ヶ岡文化研究センター「人文学部 2007」
基準 9	9-1-1-1	評価室運営規程(業務 第2条(1)(7))
	9-1-1-2	大学機関別認証評価データ集
	9-1-1-3	自己点検・評価報告書
	9-1-1-4	16 年度実績報告・評価結果
	9-1-2-1	平成 17 年度後期「授業方法改善のための学生による授業評価に関するアンケート」集計結果について
	9-1-2-2	3. アンケート調査全体を通してのまとめ「平成 16 年度(前・後期)授業方法改善のための学生による授業評価に関するアンケート調査報告書」
	9-1-2-3	学長との対話集会アンケート集計結果
	9-1-3-1	弘前大学運営諮問会議(答申とその対応)2002 年
	9-1-3-2	人文学部の教育課程再編の必要性
	9-1-3-3	人文学部外部評価報告書-教育面を中心に-(2003)
	9-1-3-4	理工学部学科改組関連資料(平成 17 年 5 月)
	9-1-3-5	弘前大学教育学部教員養成学研究開発センターニュース(協同)
	9-1-3-6	医学部保健学科外部評価報告書
	9-1-4-1	評価室運営規程(業務 第2条(1)~(6))
	9-1-4-2	中期目標・中期計画一覧表
	9-1-4-3	第 14 回・第 47 回役員会議事要録(改組関連)
	9-1-4-4	6 21 世紀教育授業運営・担当評価「21 世紀教育活動・評価報告書(平成 17 年度)」
	9-1-5-1	4 21 世紀教育授業実施報告書「21 世紀教育活動・評価報告書(平成 17 年度)」
	9-2-1-1	医学教育センター Faculty Development のご案内「Info-Hiro 21 第 158 号」
	9-2-1-2	平成 16・17 年度保健学科 F D 活動報告書
	9-2-1-3	教育改善委員会平成 16 年度活動内容(農学生命科学部)
	9-2-1-4	FD コンサルティングのご案内
	9-2-2-1	21 世紀教育 F D 研修会「21 世紀教育活動・評価報告書」
	9-2-2-2	弘大 4 教授に授業改善研修認定証「Web 東奥 2006.6.10」
	9-2-2-3	農学生命科学部 地域環境科学科 教育第 1 コース 農業土木プログラム 自己点検評価書

	9-2-2-4	2-(2) 設問別平均点数の推移(年度・学期) 「授業方法改善のための学生による授業評価に関するアンケート調査」
	9-2-3-1	平成18年度弘前大学社会人入学によるキャリア・アップ(自己啓発)研修募集要項
	9-2-3-2	平成16年度東北・北海道地区大学附属農場協議会及び農場教育研究集会
	9-2-3-3	新しく模擬患者さん(SP)になられる方へ
基準10	10-1-1-1	平成16年度財務諸表「平成16年度財務諸表等」
	10-1-1-2	平成17年度財務諸表「平成17年度財務諸表等」
	10-1-1-3	財務償還計画
	10-2-1-1	弘前大学中期計画
	10-2-1-2	平成16年度 年度計画
	10-2-1-3	平成17年度 年度計画
	10-2-1-4	平成18年度 年度計画
	10-2-3-1	平成16年度国立大学法人弘前大学予算配分方針
	10-2-3-2	平成17年度国立大学法人弘前大学予算配分方針
	10-2-3-3	平成16年度国立大学法人弘前大学予算実施計画
	10-2-3-4	平成17年度国立大学法人弘前大学予算実施計画
	10-3-2-1	監事監査規程
	10-3-2-2	平成16事業年度 監事監査報告書「平成16年度財務諸表等」
	10-3-2-3	平成16事業年度 独立監査人の監査報告書「平成16年度財務諸表等」
	10-3-2-4	内部監査規程
	10-3-2-5	平成16年度内部監査報告書
	10-3-2-6	平成17事業年度 監事監査報告書「平成17年度財務諸表等」
	10-3-2-7	平成17事業年度 独立監査人の監査報告書「平成17年度財務諸表等」
	10-3-2-8	平成17年度内部監査報告書
基準11	11-1-1-1	事務機構図「概要 平成18年度」
	11-1-1-2	役職員数「概要 平成18年度」
	11-1-1-3	役職員名簿「概要 平成18年度」
	11-1-1-4	大学管理運営規則
	11-1-1-5	大学事務組織規程
	11-1-1-6	事務局組織図
	11-1-2-1	会議・委員会開催状況
	11-1-3-1	経営協議会委員名簿
	11-1-3-2	経営協議会・教育研究評議会合同会議議事要録(平成17年7月26日開催)
	11-1-3-3	人事苦情処理室「大学管理運営規則」第110条
	11-1-3-4	公益通報処理規程
	11-1-3-5	学長による各種説明会の開催状況
	11-1-3-6	授業料改定について(学長見解)
	11-2-1-1	中期目標・中期計画一覧表
	11-2-2-1	法人に関する公表情報

11-2-2-2	委員会議事録
11-2-2-3	大学案内に関する情報
11-2-2-4	教育・研究者総覧
11-2-2-5	サイボウズ社ホームページ「導入事例集」
11-3-1-1	評価室ミーティングの開催状況
11-3-1-2	評価室における認証評価実施スケジュール
11-3-2-1	評価室ホームページ
11-3-3-1	大学基準協会加盟登録資料
11-3-3-2	大学評価・学位授与機構の試行的評価
11-3-3-3	弘前大学運営諮問会議（答申とその対応）2003年
11-3-4-1	弘前大学運営諮問会議答申に対して改善を図った事例

岩手大学

目 次

I	認証評価結果	2-(2)-3
II	基準ごとの評価	2-(2)-4
	基準1 大学の目的	2-(2)-4
	基準2 教育研究組織（実施体制）	2-(2)-6
	基準3 教員及び教育支援者	2-(2)-9
	基準4 学生の受入	2-(2)-12
	基準5 教育内容及び方法	2-(2)-15
	基準6 教育の成果	2-(2)-24
	基準7 学生支援等	2-(2)-27
	基準8 施設・設備	2-(2)-31
	基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	2-(2)-33
	基準10 財務	2-(2)-37
	基準11 管理運営	2-(2)-39
<参 考>		2-(2)-45
i	現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(2)-47
ii	目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(2)-48
iii	自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(2)-50
iv	自己評価書等リンク先	2-(2)-58
v	自己評価書に添付された資料一覧	2-(2)-59

I 認証評価結果

岩手大学は、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

当該大学の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 大学を紹介するテレビ番組「ガンダイニング」を放送し、大学の目的や活動状況に関する情報を地域社会へ浸透させるように努めている。
- 「地域に開かれた大学」であることを社会にアピールするため、キャンパス全体をミュージアムとして開放している。
- 地域連携推進センターは、大学の知的資産を産業界や住民に還元することで社会貢献を実質的に推進する機関として有効に機能している。
- 教員評価指針を定め、個々の教員についての評価を一次評価として各部局が実施し、その評価の妥当性をチェックする二次評価とを組み合わせた評価を行っている。
- 平成17年度に「各学部の特性を生かした全学的知的財産教育」、平成18年度に「持続可能な社会のための教養教育の再構築－『学びの銀河』プロジェクト」が文部科学省現代GPに採択されている。
- 就職支援担当者が東北地域の企業等約150社を訪問し、企業の求める人材、大学への要望等についてきめ細かいアンケート調査を実施している。
- 地域連携推進センター機器活用部門では、学内の大型設備の共同利用、管理運営の集約化を推進し、学外者を含めた利用者の利便性向上を図っている。
- 新規採用職員に対し、事務局各課における1ヶ月間の業務体験を実施し、また、全学共通教育科目「岩手大学論」の聴講及び学内施設見学を行うことにより、大学の歴史や現在の活動状況、今後の展望についての理解の深化を図っている。

当該大学の主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 大学院の一部の課程では、入学定員超過率が高い状況が、専攻科及び別科では、入学定員充足率が低い状況が見られる。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

- 1-1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-1-① 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

平成13年に大学の理念を策定し、学則第1条に「真理を探究する教育研究の場として、学術文化を創造しつつ、幅広く深い教養と高い専門性を備えた人材を育成することを旨とするとともに、社会に開かれた大学として、その教育研究の成果をもとに地域社会と国際社会の文化の向上と発展に貢献することを目的とする」と定め、教育研究の基本的方針と養成しようとする人材像を明示している。

さらに、学部ごとに、学部の理念と目標等の具体的方針を定め、必要に応じてアドミッション・ポリシーと融合させ、大学概要や学生募集要項等に明示している。

これらのことから、大学の目的が明確に定められていると判断する。

- 1-1-1-② 目的が、学校教育法第52条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

学則に定める大学の目的や各学部の具体的方針は、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的から外れるものではないと判断する。

- 1-1-1-③ 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第65条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学院の目的は、大学院学則第1条に「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与すること」と定められている。また、修士（博士前期）課程の目的は、大学院学則第2条に「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うこと」、博士（博士後期）課程の目的は、「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこと」と定められている。

これらのことから、大学院の目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものではないと判断する。

- 1-1-2-① 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

大学概要、各学部案内、『履修の手引き』、『学生生活の手引き』等に目的や具体的な活動方針を掲載し、全教職員及び学生に配布している。また、大学ウェブサイトにも掲載している。新入生オリエンテーションにおい

ても、大学の教育理念及び教育目標を説明している。

これらのことから、目的が大学の構成員に周知されていると判断する。

1-2-② 目的が、社会に広く公表されているか。

大学の理念、教育目標、研究目標及び社会貢献目標、並びに各学部理念及び目標等が、大学ウェブサイト上で公表されている。大学案内にも大学の目的等が記載され、高等学校や大学公開説明会の参加者へ配布しており、受験生に配布する学生募集要項にも掲載している。

大学の目的の一つである「地域に開かれた大学」であることを社会にアピールするために、「岩手の“大地”と“ひと”と共に」のキャッチ・コピーを考案し、種々の場面で呈示している。また、平成13年には、三つの展示室と植物標本室からなるミュージアム本館が設置され、「農学部附属農業教育資料館」、「農学部獣医学科の標本室」、「植物園」、「自然観察園」等の施設と併せて、キャンパス全体を「岩手大学まるごとミュージアム」として開放している。

さらに、学外向け広報誌『Hi！ こちら岩手大学』を発行し、大学を紹介するテレビ番組「ガンダイニング」を民放で放送するなど、大学の目的や活動状況に関する情報を地域社会に浸透させるように努めている。

これらのことから、目的が社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 大学を紹介するテレビ番組「ガンダイニング」を放送し、大学の目的や活動状況に関する情報を地域社会へ浸透させるように努めている。
- 「地域に開かれた大学」であることを社会にアピールするため、キャンパス全体をミュージアムとして開放している。

基準2 教育研究組織（実施体制）

- 2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-1① 学部及びその学科の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

社会に開かれた大学として、その教育研究の成果をもとに地域社会と国際社会の文化の向上と発展に貢献することを目的に、人文社会科学部、教育学部、工学部及び農学部の4学部を設置している。人文社会科学部には、人間科学、国際文化、法学・経済、環境科学の4課程、教育学部には、学校教育教員養成、生涯教育、芸術文化の3課程、工学部には、応用化学、材料物性工学、電気電子工学、機械工学、建設環境工学、情報システム工学、福祉システム工学の7学科、農学部には、農業生命科学、農林環境科学、獣医学の3学科を設置している。

これらのことから、学部及びその学科・課程の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-1② 学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成が学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-1③ 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

教養教育は、「教養科目」と「共通基礎科目」から構成される全学共通教育として実施され、全学の教育課程編成の基本方針と基本計画を決定する教育推進本部が統括している。教育推進本部の下に実務を担当する6部門からなる大学教育総合センターを設置し、その1部門である全学共通教育企画・実施部門が全学共通教育の実施体制を担っている。全学共通教育企画・実施部門には、教育科目区分ごとの分科会を設置し、分科会ごとに責任学部を定め、運営と責任体制を明確にしておき、さらに、全教員がいずれかの分科会に所属することで、全学共通教育の充実・発展に向けて大学全体で取り組む体制となっている。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

2-1-1④ 研究科及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的に、人文社会科学研究科、教育学研究科、工学研究科、農学研究科及び連合農学研究科の5研究科を設置している。修士課程として、人文社会科学研究科には、人間科学、国際文化学、社会・環境システムの3専攻、教育学研究科には、学校教育、障害児教育、教科教育の3専攻、農学研究科には、農業生命科学、農林環境科学の2専攻を設置し、工学研究科には、博士前期課程として応用化学、材料物性工学、電気電子工学、機械工学、建設環境工学、情

報システム工学、福祉システム工学、金型・鋳造工学、フロンティア材料機能工学の9専攻、博士後期課程として物質工学、生産開発工学、電子情報工学、フロンティア材料機能工学の4専攻を設置している。当該大学を基幹校とする連合農学研究科には、弘前大学、山形大学、帯広畜産大学が参加しており、博士課程として、生物生産科学、生物資源科学、寒冷圏生命システム学、生物環境科学の4専攻を設置している。また、岐阜大学大学院連合獣医学研究科博士課程に参加している。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-⑤ 研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成が大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑥ 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

教育学部に設置している特殊教育特別専攻科は、主として現職教員を対象に質の高い障害児教育教員の育成を図っており、養護学校教諭一種免許状の取得を可能としている。

農学部を設置している農業別科は、農業自営者及び農業技術者に技術教育を行い、地域農業のリーダーとしての知識・実践力を養成することを目的としている。

これらのことから、別科、専攻科の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-⑦ 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

全学的な教育研究支援施設として、以下のセンター等を設置している。

大学教育総合センターは、教育の充実・改善を図ることを目的としており、入試、全学共通教育企画・実施、教育評価・改善、専門教育関係連絡調整、学生生活支援、就職支援の6部門で構成されている。

情報メディアセンターは、学術情報発信のシステム構築及び管理運営を行い、教育研究活動並びに地域社会及び国際社会へ貢献することを目的としており、図書館、情報処理センター、ミュージアムの3部門で構成されている。

地域連携推進センターは、大学の知的資産を産業界や住民に還元し、地域振興と住民の生涯学習に貢献することを通して、知的創造サイクルの確立を目指すことを目的としており、企画管理、リエゾン、知的財産移転、機器活用、生涯学習・知的資産活用、地域司法の6部門で構成されている。

国際交流センターは、国際社会の発展に貢献する人材の養成と学術の発展を図るために、国際交流の企画推進及び国際教育の実施を目的としており、国際企画、国際教育の2部門で構成されている。

保健管理センターは、学生及び教職員の健康の保持増進を図るため、心身の健康相談、学校保健法及び労働安全衛生法に基づく健康管理、健康教育、安全衛生管理を行っている。

R I 総合実験室は、密封されていない放射性同位元素を使用する特殊な実験施設として、全学に利用の機会を提供する目的で設置されている。

これらのことから、全学的なセンター等の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

中期目標・中期計画、学則、教員人事等の、大学の教育活動に係る重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を設置し、月1回定例開催している。また、教育に関する基本方針及び運営・実施等の重要事項を審議する機関として、教育推進本部を設置している。

学部の教育研究活動等に係る重要事項を審議する機関として、各学部に教授会が置かれ、月1回の定例開催のほか、必要に応じて臨時教授会も開催されている。さらに、研究科の教育研究活動に係る重要事項を審議する機関として、各研究科に研究科委員会が置かれている。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数 of 会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

大学教育総合センターには、全学的な立場から教育課程や教育方法等を検討するため、全学共通教育企画・実施部門、教育評価・改善部門、専門教育関係連絡調整部門が置かれている。

当該センターでは、センター運営委員会で授業計画や授業評価の実施等の実務的な事項やカリキュラム改革案作成等について審議している。センター運営委員会は、センター長、各学部副学部長、各学部選出委員、各部門長、分科会代表、学務部長で構成され、全学的な合意形成が可能な体制になっている。

また、教育課程や教育方法等を検討する組織として、各学部に教務委員会（教育学部は学務委員会）が設置されており、各学科・課程等から選出された委員で構成され、教育課程の編成、時間割編成、学生の単位認定や卒業認定等、教育現場で必須な具体的事項について審議している。これらの会議は、月1回の定例開催のほか、必要に応じて臨時会議も開催されている。

さらに、人文社会科学研究科では、人文社会科学研究科専門委員会、教育学研究科では、教育学研究科代議員会、工学研究科では、工学研究科運営委員会、農学研究科では、農学研究科運営委員会を設置し、大学院課程の教育に係る審議を行っている。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっており、実質的な検討が行われているとは判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教育の充実・改善を図ることを目的として、大学教育総合センターを設置しており、大学教育に関して有機的な連携・運営を可能としている。
- 地域連携推進センターは、大学の知的資産を産業界や住民に還元することで社会貢献を実質的に推進する機関として有効に機能している。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員組織編成のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされているか。

各学部に学科又は課程を置き、学部又は学科には講座を置くと学則第3条に定めている。また、教育研究支援施設である各センターに専任教員を配置している。

現在、教員は講座に配置しているが、人的資源の有効活用を図るため、平成19年度より、教員の所属を学部・研究科から独立させて全学で一元化し、専門分野を同じくする教員の集団である「学系」に配置することとした。

これらのことから、教員組織編成のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされていると判断する。

3-1-② 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

各学部に配置されている教員は、人文社会科学部が116人（常勤81人、非常勤講師35人）、教育学部が150人（常勤90人、非常勤講師60人）、工学部が173人（常勤135人、非常勤講師38人）、農学部が168人（常勤104人、非常勤講師64人）となっている。また、学部間でも専任教員が学内非常勤講師（兼任）として相互補完を行っている。

これらのことから、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-③ 学士課程において、必要な専任教員が確保されているか。

各学部の専任教員は、人文社会科学部が81人（教授45人、助教授35人、講師1人）、教育学部が90人（教授52人、助教授33人、講師5人）、工学部が135人（教授52人、助教授46人、講師5人、助手32人）、農学部が104人（教授46人、助教授41人、講師8人、助手9人）である。

これらのことから、必要な専任教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学院課程（専門職大学院課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

人文社会科学研究科には、研究指導教員47人、研究指導補助教員36人、教育学研究科には、研究指導教員53人、研究指導補助教員42人、工学研究科博士前期課程には、研究指導教員74人、研究指導補助教員26人、同博士後期課程には研究指導教員51人、研究指導補助教員43人、農学研究科には、研究指導教

員 31 人、研究指導補助教員 38 人、連合農学研究科には、研究指導教員 155 人、研究指導補助教員 74 人が確保されている。

これらのことから、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されていると判断する。

3-1-⑤ 専門職大学院課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

該当なし

3-1-⑥ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別構成のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

中期目標・中期計画に、教職員の人事の適正化に関する目標を達成する措置として、教員の原則公募採用、女性教職員採用の拡大、外国人教員の採用促進、任期制の導入を明記し、それに沿った努力を行っている。

教員の年齢構成は、30代から60代まで特定の範囲の年齢に著しく偏ることなくバランスの取れた構成となっている。

女性教員の割合は、大学全体では8.4%であるが、過去3年間で徐々に増加しており、教育研究支援施設では、女性教員の占める割合は30%に達している。

外国人教員は、大学全体で6人であるが、「岩手大学における外国人教員の任用促進に関する特例措置について」を定め、採用促進に努めている。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

学士課程では教育上の指導能力、大学院課程では研究上の指導能力を中心とした、教員の選考基準あるいは資格審査基準を各学部の教員人事委員会が定めており、教員の採用又は昇任の選考に際しては、選考委員会、資格審査委員会等が、上記基準に基づき実施している。

工学部では、研究上の評価基準として、専門分野及び職位別に必要な論文数を定め、農学部では、教育能力については履歴、経験年数及び教育業績を参考に審査し、研究能力については研究業績の内容及び研究活動の状況を参考に審査すると定められている。

これらのことから、教員の採用基準や昇格基準が明確かつ適切に定められ、適切に運用されていると判断する。

3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、機能しているか。

教育活動、研究活動、社会貢献活動、大学運営活動の四つの領域についての評価を2年ごとに実施するという教員評価指針を平成17年5月に定めている。部局の教員に対する部局としての評価を「一次評価」として行い、部局の評価が適切に行われているかの観点で、学長の下に置く人事評価委員会が「二次評価」を行う体制となっている。

評価基準は、部局ごとに、専門分野の特徴等を考慮して定められており、評価の結果、「問題があり改善を要する」と評価された教員については、部局長が指導及び助言を行うこととしている。

大学教育総合センターでは、全学共通教育の授業科目について、教育評価・改善部門が学生による授業評価アンケートを年2回実施し、評価結果を教員にフィードバックしているほか、優秀授業の表彰、FD（ファカルティ・ディベロップメント）合宿も行っている。各学部においても、学生による授業評価を実施している。

また、定年5年前に過去の業績の評価を行い、必要に応じて改善勧告をしている。さらに、連合農学研究科では、主指導教員の資格審査を8年ごとに行っており、教員の教育研究活動の質の確保に努めている。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、機能していると判断する。

3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

学部ごとに毎年発行される紀要、年報、『教育研究活動状況一覧』等によって示されている研究活動の内容は、それぞれの学部、研究科の教育目的に関連するものであることから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-① 大学において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

事務の一元化及び簡素化のためのグループ制の導入により、教務・学生関係の事務は学務部の下に集約され、人社・教育グループ、工学・農学グループ、全学共通教育グループ、教務企画・教務情報グループにそれぞれ4人を配置し、総務グループを加えて、18人が担当している。

教育、研究及び社会貢献に関して、全学的立場から技術支援等を行うために技術部を組織し、技術部長の下に工学部技術室及び農学部技術室を設置している。平成18年度からは、全学教育研究支援施設及び教育学部の技術職員も技術部に合流して、83人の技術職員が全学一元化体制で技術支援にあたる体制が確立されている。

TAについては、各学部における実験・実習・演習で活用が図られ、大学教育総合センターでは、全学共通教育科目の一部にTAを配置している。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教員評価指針を定め、個々の教員についての評価を一次評価として各部局が実施し、その評価の妥当性をチェックする二次評価とを組み合わせた評価を行っている。

基準4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されているか。

平成16年度に「岩手大学入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）」として、大学の理念、教育目標、求める学生像を定め、加えて、学部・研究科ごとのアドミッション・ポリシーも定めている。

これらを記載した学生募集要項、大学案内等を県内のすべての高等学校及び北海道、東北、関東地方の高等学校等へ配布し、周知を図っている。また、大学ウェブサイトにも掲載し、公表している。

これらのことから、アドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

4-2-① アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

学士課程においては、大学入試センター試験を免除し、小論文・面接や出身学校長からの推薦書を重視した「推薦入学Ⅰ」、大学入試センター試験と個別学力検査・実技検査及び調査書で総合判定する「一般選抜前期日程」、大学入試センター試験と小論文・面接及び調査書で総合判定する「同後期日程」、社会体験を重視した「社会人特別選抜」等、多様な入学者選抜を実施している。

大学院課程においては、教育学研究科、工学研究科及び農学研究科で、複数の受験機会を設けている。

これらのことから、アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2-② アドミッション・ポリシーにおいて、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

アドミッション・ポリシーは、一般学生のみならず、留学生、社会人、編入学生の受入にもそのまま適用されている。

私費外国人留学生については、アドミッション・ポリシーを記載した『私費外国人留学生募集要項』を作成し、留学生の受入を推進している。入学者選抜に際しては、大学入試センター試験を課さないこと、日本留学試験を課すことや個別学力検査として面接を課すことなどの対応が講じられ、工学部では、日本留学試験及び出願書類を総合して判定する渡日前入学許可制度を実施している。

編入学生については、人文社会科学部、工学部及び農学部で募集しており、小論文、面接を中心とした試験による選抜を行っている。人文社会科学部では、一般選抜のほか、外国語試験を免除する社会人特別選抜による編入学制度を設け、工学部では、推薦編入と一般編入の2回に分けて募集している。

社会人については、上記の人文社会科学部の編入学募集以外に、教育学部の生涯教育課程生涯教育コー

ス及び芸術文化課程造形コース（美術）で実施しており、小論文及び持参論文又は持参作品、面接、履歴書及び出願理由書の総合判定により選抜している。

これらのことから、アドミッション・ポリシーに応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4-2-1③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

学務担当理事を委員長とする入学者選抜全学委員会が入学者選抜に係る事項の全般を所掌している。

試験は、試験監督、警備等の諸業務に関する実施要項等を作成し、事前に説明会を開催して周知の上、実施されている。試験当日は、学長を実施本部長とする試験実施本部を設置し、学部ごとに設置される試験場本部が、試験場の解錠時、試験開始時、開始30分後、終了時等に報告をする体制をとっている。

合否については各学部教授会、入学者選抜全学委員会、役員会の3段階の審議を経て決定している。

また、個別学力検査終了後、岩手県高等学校教育研究会（教科部会）に実施要項、記入様式、試験問題、解答例を送付し、教科・科目ごとに外部評価を依頼しており、その評価結果と作題者が行う自己評価を入学者選抜全学委員会委員長が取りまとめ検証し、次期作題者に提示して、作題の改善に資する取組を行っている。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-1④ アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

入試データの解析と検討が学部ごとに記載された『入学試験実施結果報告書』が入学者選抜調査研究専門委員会により毎年度刊行されている。それを基礎資料として各学部で検討した結果、各入学者選抜の定員配分・試験科目・配点等の見直しや、入試広報の改善が図られている。

大学教育総合センター、各学部教務委員会や各学部入試委員会で受入学生の追跡調査の分析が行われており、「3通りの入学選抜方式別学生の卒業時（在学中）の単位取得評点」及び「入試の成績上位、下位別学生の卒業時（在学中）の単位取得評点」について比較分析がなされている。

平成18年度に専任教員を配置し設置した大学教育総合センター入試部門で、「全入時代に向けた入試の基本的考え方について」を提示し、AO入試実施の検討も含めて入学者選抜の改善を図ろうとしている。

これらのことから、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っていると判断する。

4-3-1① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

学士課程においては、過去5年間の平均実入学者数は、人文社会科学部が入学定員の約1.1倍、教育学部が約1.11倍、工学部が約1.08倍、農学部が約1.11倍である。

大学院課程においては、過去3年間を見ると、教育学研究科が入学定員の約1.1倍、工学研究科博士前期課程が約1.69倍、農学研究科が約1.13倍、連合農学研究科が約2.11倍である。人文社会科学研究科は定員が6人と少ないこともあって、平成16～18年度の3年間で入学定員の3.17～4倍と、超過割合が大きい。工学研究科博士後期課程は0.67～1.13倍であり、年度によってばらつきがある。

また、平成16～18年度の3年間における特殊教育特別専攻科の実入学者数は、入学定員（30人）の0.1～0.43倍、農業別科は入学定員（20人）の0.05～0.1倍である。

岩手大学

上記で、実入学者が大幅に定員を上回っている工学研究科博士前期課程は、平成 16 年度に福祉システム工学専攻とフロンティア材料機能工学専攻を、平成 18 年度には金型・鋳造工学専攻を新設した。また、同年連合農学研究科は寒冷圏生命システム学専攻を新設した。人文社会科学研究科でも、平成 16 年度に 2 専攻から 3 専攻に改組し、定員増に向けて取り組んでいる。さらに、大幅に入学者が少ない農業別科については、募集要項送付時のアンケート調査等を行い、その在り方を検討している。

これらのことから、大学院の一部の課程では、入学定員超過率が高い状況が、専攻科及び別科では、入学定員充足率が低い状況が見られ、これを改善する取組が行われているが、適正な状況には至っていないと判断する。

以上の内容を総合し、「基準 4 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 個別学力検査について、岩手県高等学校教育研究会（教科部会）に依頼し、外部評価を行っている。

【改善を要する点】

- 大学院の一部の課程では、入学定員超過率が高い状況が、専攻科及び別科では、入学定員充足率が低い状況が見られる。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】**基準5を満たしている。****(評価結果の根拠・理由)**

<学士課程>

5-1-① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置（例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）され、教育課程の体系性が確保されているか。

大学の教育目的を達成するために、学則で教育課程の編成方針と教育体系が明確に定められている。

教育課程は、主に全学共通教育科目と専門教育科目から構成され、希望に応じて留学生を対象とした国際交流科目と教職科目の履修が可能な編成となっている。

全学共通教育科目が卒業認定単位に占める割合は、人文社会科学部が約 35%、教育学部が約 25%、工学部が約 22%、農学部が約 27%である。

専門教育科目は、導入教育、基礎教育、専門教育及び卒業研究からなり、これらに有機的なつながりを持たせ、段階的な学業の進展が可能になるように配慮している。

各学部の授業時間割から、授業科目の配置が適切であることが確認され、必修科目と選択科目のバランスも考慮されている。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程の体系性が確保されていると判断する。

5-1-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

全学共通教育は教養科目と共通基礎科目に区分されており、それぞれが教育目標を明確に定めている。教養科目は、全学共通教育の理念における「幅広い教養」、「深い教養」及び「総合的な判断力」という目標に基づいて設定され、主題別に、「人間と文化」、「人間と社会」、「人間と自然」、「総合科目」、「環境教育科目」の授業科目群を開講している。共通基礎科目は、「外国語科目」、「健康・スポーツ科目」、「情報科目」を開講している。

専門教育科目では、学部・学科・課程・コースのそれぞれの教育目標に沿って、特色ある授業科目を提供している。例えば、人文社会科学部では、「専門深化」と「総合化」という学部理念の実現に向け、学部

教育の総合化の方向付けを与える授業科目として「総合科学論」を学部の必修科目として開講している。教育学部では、総合的観点から物事を判断できる人材を養成するため、他コース等の科目を相互に履修させている。工学部では、幅広い工学的基礎能力を持つ人材を育成するため、学部共通科目として専門基礎科目と工学基礎科目を開講している。農学部では、附属寒冷フィールドサイエンス教育研究センターの教員を中心に授業を行う「総合フィールド科学」を1年次必修とし、農学部学生としての心構えや、将来の方向付けを考える機会を与えている。なお、地域環境工学コースは、平成16年度にJABEEの認定を受けている。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。

教員の研究活動の成果は、担当授業科目に直接・間接に反映しているが、以下のような各学部の特色もうかがえる。

人文社会科学部では、総合的・学際的研究が学部理念として掲げられており、研究が反映された授業の例として、環境科学研究会で発表されたエントロピーと環境学に関する研究成果を反映した「環境科学演習」、ジェンダーとセックスに関する研究成果を反映した「総合科学論」がある。

教育学部では、附属学校との共同研究を行っており、その成果が「養護学校教育課程論」、「異文化理解」等の授業に反映されている。

工学部や農学部では、学問の性格上、科学技術の急速な進展に影響を受け、授業内容にもそれを盛り込む必要があり、教員の研究活動の成果は授業の随所に反映されている。例えば、情報処理を利用した構造力学に関する研究が反映された「構造力学Ⅰ」、果樹園芸学汎論の研究が反映された「果樹園芸学」がある。また、基肥窒素無施用・疎植栽培条件下における水稻の生育特性の解明に関する研究が反映された「食用作物学特論」を開講し、寒冷地における水稻の安定生産技術の構築に貢献できる人材の育成を目指している。

これらのことから、授業の内容が、研究活動の成果を反映したものとなっていると判断する。

5-1-④ 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、編入学への配慮、修士（博士前期）課程教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

他学部及び単位互換協定を結んだ他大学の開講科目から10単位（一部8単位）を上限に単位認定する制度が整備されている。単位互換は、「北東北国立3大学」（弘前大学、秋田大学、岩手大学）間、「いわて5大学」（岩手県立大学、盛岡大学、富士大学、岩手医科大学、岩手大学）間で実施され、平成17年度には、954人の学生が北東北国立3大学の単位互換制度を利用している。また、放送大学の科目の単位認定も行っており、「岩手大学と放送大学との間における単位互換モデル構築に向けた研究プロジェクト」に取り組んでいる。

国外の大学とも大学間及び学部間で学生交流協定を締結して交換留学による単位互換を行っている。平成16年度には、受入5人、派遣7人、17年度は、受入10人、派遣6人の学生を交換しており、徐々に実績が上がってきている。

インターンシップによる単位認定は、工学部と農学部で実施され、TOEFL等の各種語学検定試験や

海外語学研修も単位認定の対象にしている。

工学部では、全学科の1年次を対象に、高等学校での履修が不十分であった数学、物理、化学の補充教育を実施し、合格者には専門科目の単位が付与される。また、編入学者への配慮として、既修得単位の単位認定制度も整備している。

多様な学生の能力やニーズに応えるために、早期卒業、長期履修、転学部、転学科、転課程を可能にして、柔軟に学習機会を変更できる諸制度を整備している。

全学共通教育及び各学部の専門教育で環境関連科目を開講しているが、その実績を踏まえて、環境教育と知的財産教育を接合させる試みである「各学部の特性を生かした全学的知的財産教育」が平成17年度に「文部科学省現代的教育ニーズ取組支援プログラム」(現代GP)に採択され、平成18年度からは全学の教育課程に組み込まれており、環境教育と知的財産教育を通じて社会の要請に応えようとしている。加えて、すべての教養科目にESD(持続可能な開発のための教育)を織り込み、四つの領域と「関心の喚起」から「問題解決の体験」までの四つのタイプによって教養科目を構造化することで、教養教育を、複眼的視野を持った「21世紀型市民」育成のための教育プログラムとして再構築する「持続可能な社会のための教養教育の再構築—『学びの銀河』プロジェクト」が平成18年度に文部科学省現代GPに採択されている。

また、人文社会科学部において、複眼的視野を持つ人材の育成という観点から、平成17年度より主副専攻制度を導入し、多数の学生が活用している。

これらのことから、学生の多様なニーズ、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

5-1-⑤ 単位の実質化への配慮がなされているか。

学則第41条に履修科目の登録の上限を置くことを明記し、「授業科目の履修登録単位数の上限に関する規則」で、標準で半期22単位と定めている。成績優秀者及び編入学生については早期卒業が可能となるように上限を28単位に引き上げている。これらは『履修の手引き』に記載され、履修ガイダンスを適宜実施している。

また、シラバスに「教室外の学習」の項目を設け、予習・復習やレポート課題を課すこと等を明示することにより、授業時間外の学習を授業計画全体に盛り込んでいる。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-1-⑥ 夜間において授業を実施している課程(夜間学部や昼夜開講制(夜間主コース))を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

該当なし

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用、TAの活用等が考えられる。)

各学部における開講科目の授業形態別(講義、演習・講読、実験・実習)の割合は、講義62.3%~76.6%、演習・講読4.6%~32.8%、実験・実習4.9%~25.4%で、全学共通教育科目では、講義32.9%、演習・講読64.3%、実験・実習2.8%となっており、教育分野の特質に合った適切なバランスとなっている。

個々の授業については、さまざまな指導法、教材の使用、教育補助機器・システムの使用による工夫が

なされている。

外国語科目では、語学実習装置や視聴覚機器を多用するとともに、ネイティブスピーカーを活用した少人数の対話型クラスを多数開講している。また、英語及び日本語教育の一部は e-learning を活用している。

各学部の専門教育で共通に重視されていることは、分野に即したフィールド型授業を実施していることである。例えば、人文社会科学部の「社会体育学」、教育学部の「学校現場の観察実習」、工学部の「地下計測学」、「応用地質学」、農学部の「総合フィールド科学」等、大学の外へ出て現場で学ぶ実践的教育となっている。特に、農学部では、附属施設である寒冷フィールドサイエンス教育研究センター、動物病院及び地方自治体等と連携した授業を実施している。

また、工学部の応用化学科では、夏季集中授業「国際研修」を用意しており、オーストラリアのモナシュ大学で英語と化学を学びながら国際感覚を身に付ける研修を実施し、単位認定を行っている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-2② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスの基本構成については全学的に統一が図られ、シラバス作成に当たってのガイドラインが示されている。

全学共通教育及び各学部の専門教育とも全授業科目にわたってシラバスが作成され、大学ウェブサイトで公開するとともに、新入生に対しては冊子として配布している。

シラバスを読んでいるか、シラバスがわかりやすいものだったかを学生による全学共通教育授業アンケートにおいて確認しており、利用状況の把握に努めている。学生は、主に授業内容を確認するためにシラバスを活用している。

また、平成 17 年度に、授業記録、学習支援、教員学生双方向連絡等の機能を付加した「全学統一拡張 Web シラバス（愛称：アイアシスタント）」システムを構築し、平成 18 年度から試験運用を行っており、平成 19 年度から本格実施を予定している。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-2③ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

1 学期当たりの履修科目数を制限して自主学習時間を確保できるよう配慮し、シラバスに「教室外の学習」欄を設け、自主学習を促している。また、図書館の休日開館、教室の開放が行われ、情報メディアセンターが、OPAC（オンライン閲覧目録）の使い方や図書館の利用方法を記載した『情報探索入門』を発行するなどによって自主学習を支援している。

基礎学力不足の学生への配慮として、全学共通教育の英語では、TOEFL 模試または試験の結果に基づく習熟度別クラス編成を行っている。工学部と農学部では、学力不足の学生を対象に、基礎学力の養成に比重を置いた授業科目を開講している。

また、各学部とも担任教員制度を設け、学習相談に応じている。さらに、学部・学年ごとに、標準的な修得単位数を「激励基準単位数」と定め、これに達しない学生に対しては、成績通知書を、該当学生の所属学部長、担任教員、学生保証人に送付し、関係者の理解のもとで修学が適切に行われるようきめ細かい指導体制がとられている。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断

する。

5-2-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

単位の授与にかかわる成績の審査及び評価は学則に定められ、評価と評点の関係は『履修の手引き』に記載して、学生に周知されている。また、各授業科目の成績評価の方法と基準は、シラバスを通じて公開されている。

卒業認定及び学位の授与については学則に定められ、それに基づく卒業要件等の卒業認定基準の細目は学科、課程、コースごとに定められ、『履修の手引き』や大学ウェブサイト等を通じて学生に周知されている。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-3-② 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

成績評価は学則に基づき、各授業担当者が成績評価の方法をシラバス等で明示して実施している。工学部では全授業科目について成績評価が適切に行われているかを検証した『授業実施報告書』を学科ごとに作成している。また、教員間の成績評価にばらつきが生じる場合があり、大学教育総合センターの教育評価・改善部門で「成績評価基準のガイドライン」の作成に向け、検討を行っている。

卒業要件については各学部で明確に定められ、卒業判定は教授会の審議事項になっており、認定は適切に行われている。

これらのことから、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。

成績評価基準は、学則、『履修の手引き』及びシラバスに明記されている。評価に疑問を感じた場合には、授業担当教員へ直接説明を求めることができるほか、「学生何でも相談室」、「意見箱」及び学務課窓口等第三者を通じての問い合わせも可能となっている。

これらのことから、成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられていると判断する。

<大学院課程>

5-4-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。

研究科ごとに教育目的及び授与する学位を定め、基本的に専攻ごとに授業科目を設定している。

人文社会科学研究科は専攻ごとにさらに2～3の専門領域を設けて、それぞれに標準の授業科目構成を示している。教育学研究科の教科教育専攻では、教科ごとの専修コースを置き、それぞれの専門に応じた

授業科目を設定している。工学研究科博士前期課程では5科目、同博士後期課程では3科目の研究科共通科目を置き、技術者・研究者として共通に必要な素養を身に付けられるよう配慮している。

研究科の授業科目はほとんどが選択科目であるが、工学研究科博士前期課程では、各専攻とも特別研修と特別研究の2科目を必須とし、同博士後期課程では、各専攻とも特別演習、特別研修及び特別講義の3科目を必須としている。

すべての研究科で、修了及び学位授与の要件として、学位論文の提出と最終試験を課している。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっていると判断する。

5-4-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

研究科ごとに授業科目の内容、単位数及び履修方法を定めており、すべての研究科において専攻ごとに多様で専門的な授業科目で構成されていることから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。

すべての研究科において教育目的を考慮しつつ、研究分野を基に教員を配置し、これまでの研究成果を背景とした授業を行っている。

人文社会科学研究科では担当教員の研究を基に「臨床心理学特論Ⅰ」、「環境思想特論」等の授業科目を編成し、教育学研究科では教育目的に関連する研究活動に取り組み、研究活動の成果を事例研究や教材として「教育史特論」、「教育コミュニケーション特論」等の授業で活用している。工学研究科における「有機材料化学特論」、「凝固工学特論」等の授業は、科学技術、研究の急速な進展に対応した内容を盛り込んでいる。農学研究科でも、研究分野を背景とした「植物栄養生理学」、「遺伝子資源利用学」等の授業を実施している。連合農学研究科では、研究活動の成果が直接教育に反映している「連合ゼミナール」を実施している。

これらのことから、授業の内容が、研究活動の成果を反映したものとなっていると判断する。

5-4-④ 単位の実質化への配慮がなされているか。

各研究科の授業形式は演習、講義など幅広く、連合農学研究科では学位論文提出までに共通ゼミナールを60時間以上受講することを条件としているなど、予習・復習が不可欠な授業編成になっている。また、学生の主体的な学習を促すため、入学式後のオリエンテーションに加え、専攻、講座ごとにあるいは指導教員の指導のもと、履修指導のガイダンスを行っている。さらに、研究の進捗状況を確認するため、中間研究発表会、研究室のゼミナールを通じて指導を行っている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-4-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

すべての研究科において社会人学生が在籍しており、社会人学生が勤務時間外に授業や研究指導を受けられるように配慮している。人文社会科学研究科及び教育学研究科では夜間授業を実施し、教育学研究科

では、加えて、夏季・冬季の長期休業中の集中講義や研究指導を行っている。工学研究科、農学研究科及び連合農学研究科では、教員と学生が個別に研究指導の日程調整をするなどの弾力的な対応をしている。また、図書館は平日の21時まで利用でき、休日にも利用できる。

これらのことから、在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされていると判断する。

5-5-1① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。)

人文社会科学研究科及び教育学研究科の授業科目は主に講義及び演習として実施され、工学研究科及び農学研究科の授業科目は講義、演習、実験・実習を複合した構成となっており、各研究科の特性に合った授業形態のバランスとなっている。いずれの研究科においても、少人数授業、対話・討論型授業、輪講、フィールド型授業、多様なメディアを利用した授業等を実施している。連合農学研究科では、農学探求者として共通に持つべき教養を体得させることを目的に、少人数による対話・討論型の講義である「共通ゼミナール」を必須として課している。また、毎年、夏休み(8月下旬)に2泊3日で合宿ゼミナール等も実施している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-5-1② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

各研究科では科目名、単位数、担当教員名、授業内容、教科書、備考等が明記されたシラバスが作成されており、入学時に冊子として配布し、大学ウェブサイトでも公開している。連合農学研究科では、一般ゼミナールの講義概要を学期ごとに作成し、学生に事前に配布している。学生は、主に授業内容を確認するためにシラバスを活用している。

これらのことから、おおむね適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-1③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業(添削等による指導を含む。)、放送授業、面接授業(スクリーニングを含む。)、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-6-1① 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。

大学院指導教員の資格及び研究指導の内容は、各研究科規則に定められている。人文社会科学研究科、工学研究科、農学研究科では主任指導教員を置き、教育学研究科では指導教員を置いて研究指導を行い、連合農学研究科では、学生1人に対し主指導教員1人と副指導教員2人(内1人は他構成大学の教員)で指導する体制をとっており、学生の研究指導を主導的に行う教員を置いて直接指導する体制を整えている。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われていると判断する。

5-6-② 研究指導に対する適切な取組（例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、TA・RA（リサーチ・アシスタント）としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練等が考えられる。）が行われているか。

すべての研究科において複数教員による研究指導体制をとっており、研究テーマは指導教員と学生との合議によって決定している。

また、大学院生の多くがTAとして、学士課程学生の指導補助に従事し、教育的機能を訓練する機会が与えられ、RAとして研究能力を向上させる機会が与えられている。

これらのことから、研究指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5-6-③ 学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。

すべての研究科において複数教員による指導体制をとっており、その指導体制が各研究科規則、履修要項、学位論文審査等に関する細則等に定められていることから、学位論文に係る指導体制が整備され、機能していると判断する。

5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

成績評価基準は、大学学則の規定を準用すると大学院学則に定められている。試験、報告書、論文及び平常の成績を審査し、優、良、可及び不可の4段階で評価することとしており、優、良、可を合格としている。学位論文審査及び最終試験、修了認定基準等についても大学院学則に規定され、学生には、入学時に『大学院学生便覧』を配布して説明している。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-7-② 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

授業科目の成績評価は、各授業担当教員が成績評価基準に従い行っており、単位認定は研究科委員会の議を経て研究科長が行っている。学位論文は、複数の審査員による審査結果に基づき各専攻で合否が判定される。

修了認定は、修得単位数、学位論文の合否及び最終試験の結果を踏まえて、課程修了認定基準に従い、研究科委員会が行っている。

これらのことから、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-③ 学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。

学位論文の審査及び最終試験の合否決定は、研究科委員会において行うと大学院学則に定められている。学位論文の審査については、主任指導教員を含む3人以上が、論文査読、口頭試問、質疑応答、公開の研究発表会等を実施している。連合農学研究科では、学位論文ごとに4人からなる学位審査委員会を設置して審査している。

これらのことから、学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能していると判断する。

5-7-④ 成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。

いずれの研究科においても、担当教員に直接申し立てることができるほか、研究科運営委員会委員、「学生何でも相談室」の相談員に相談できる。また、意見箱を通じて第三者に相談することができる。連合農学研究科では、専任教員と代議員からなるハラスメント問題調査委員会が相談窓口を置き、学生からのさまざまな苦情相談を受け付けている。

これらのことから、成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられていると判断する。

<専門職大学院課程>

該当なし

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 平成17年度に「各学部の特性を生かした全学的知的財産教育」、平成18年度に「持続可能な社会のための教養教育の再構築—『学びの銀河』プロジェクト」が文部科学省現代GPに採択されている。

基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

大学全体としての教育目標を定め、全学共通教育及び各学部専門教育についての理念と目標を明確にして、『履修の手引き』で解説している。大学院課程については、アドミッション・ポリシーの一部として明示しており、これらは大学ウェブサイトでも公開されている。

教育学部では、「教育実習・教育実習研究の受講資格」を設けており、他学部においても、教育実習受講資格として修得単位等の条件を設けている。教育実習受け入れ校に対する大学としての姿勢を示すものである。

農学部農林環境科学科地域環境工学コースではJABEE認定を受けており、同学科森林管理技術学コースでは予備審査・本審査を申請中である。さらに、工学部でもJABEE認定の準備を進めている。

全学共通教育については大学教育総合センター、専門教育については各学部の教務関係委員会で、教育目標の達成状況の検証作業に取り組んでいる。

工学研究科博士前期課程及び農学研究科では学会発表を、工学研究科博士後期課程及び連合農学研究科では、国際学会での発表や学会誌への投稿を課して、専門分野の評価に耐えうる実力を身に付けたかを検証している。

また、学位論文の作成に当たっては、予備審査や公聴会を開催し、厳正な審査を行うことによって達成状況を検証している。

これらのことから、学生が身に付けるべき学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位取得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成15・16年度前・後期及び平成17年度前期における、全学共通教育科目の教養科目（選択科目）の受講申請学生の約85%が単位認定を受け、その約43%が「優」評価を得ており、必修科目の外国語科目では約94%が単位認定を受け、その約51%が「優」評価を得ている。

平成13～16年度における、農学部獣医学科を除く学部卒業生については、卒業に必要な単位に対する卒業時の単位修得率は教育学部で約122%、他の学部で約111%、「優」の取得比率は工学部で約48%、他の学部で約58%、標準修業年限での卒業率（卒業生数÷入学者数）は約82%である。大学院修士（博士前期）課程修了者については、修了に必要な単位に対する修了時の単位修得率は約115%、「優」の取得比

率は約91%、標準修業年限での修了率（修了者数÷入学者数）は約82%である。大学院博士（博士後期）課程修了者については、標準修業年限での修了率は約52%である。

資格取得の実績から見ると、平成16年度学部卒業生の約23%にあたる277人が教員免許状を取得しており、そのうち約27%が教育学部以外の卒業生である。そのほか、博物館学芸員、社会教育主事、公認スポーツ指導者受験資格、獣医師受験資格、家畜人工授精師等の多様な免許・資格を取得している。農学部獣医学科における過去5年間の獣医師国家試験合格率は84.4～94.6%で、おおむね全国の新卒者合格率（91%）の水準を維持している。

大学院修士（博士前期）課程においては学会発表を奨励している。例えば、工学研究科博士前期課程については、平成16年度入学者200人による学会での口頭発表の総数371件、学会誌への掲載論文は18編であった。大学院博士（博士後期）課程においては、査読付き原著論文1編以上を修了要件として課している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 学生の授業評価結果等から見て、大学が編成した教育課程を通じて、大学の意図する教育の効果があつたと学生自身が判断しているか。

全学共通教育科目については、全授業科目にわたり、大学教育総合センターが学生アンケートを実施している。その結果によると、「満足」約30%、「やや満足」約40%、「不満」約30%となっており、約70%の学生が教育効果があつたと判断している。集計結果は授業担当者に返却・報告されている。

各学部の専門教育科目についても学習達成度や教育効果を含めて授業アンケート調査を実施しており、農学部では実施報告書を作成している。

人文社会科学部では、卒業時に4年間受けた教育全般に関するアンケート調査を実施し、教育効果に関連した項目について設問しており、いろいろな学問分野を関連付けることができる「総合的視野」が身に付いたかどうかについて、平成15～17年度で平均約70%の学生が「おおいにそう思う」又は「そう思う」と回答している。

また、在学生が自身の専攻内容や将来の抱負等を述べた「声」、「メッセージ」を各学部案内に掲載しており、そこからおおむね教育の効果があつたと判断していることがうかがえる。

これらのことから、大学の意図する教育の効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

就職先は多種多様であるが、大学全体として、公務員、教員のほかに、製造業、サービス業への就職が多い。進学先は、各学部とも当該大学大学院への進学が最も多い。

平成17年度の学部卒業生全体に対する進学者の比率は約32%、就職希望者に対する就職率は人文社会科学部約89%、工学部約96%、農学部約97%となっている。教員採用数自体が減少している教育学部は約70%であるが、教育学部主催の「教員採用セミナー」において、卒業生の参加も受け入れるなどのアフターケアを行っている。大学院課程修了者の就職率は、96%を超えている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しているか。また、その結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

就職先からの卒業生（修了生）に関する意見については、就職委員会委員や就職支援課職員が東北地域の企業等約150社を訪問し、企業の求める人材、大学への要望等をきめ細かいアンケート調査により聴取しており、就職先の人事担当者による卒業生の印象として「おとなしい」、「活発さに欠ける」との指摘もあるが、おおむね「ねばり強い」、「頑張る」、「まじめ」等の肯定的評価を受けている。

また、在学中にどのような学力や資質・能力を身に付けておくべきか等について、卒業生が就職ガイダンス等で在學生に話している。

さらに、在学時に身に付けた学力や資質・能力等、教育の成果や効果に関する意見を卒業生から聴取し、各学部案内に掲載している。

これらのことから、在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を適切に実施し、その結果から、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 就職支援担当者が東北地域の企業等約150社を訪問し、企業の求める人材、大学への要望等についてきめ細かいアンケート調査を実施している。

基準7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

人文社会科学部では、学部新入生全員を対象に1泊2日の合宿研修を行ってガイダンスを実施している。また、平成17年度から学生主催の新入生歓迎学部学科オリエンテーションが行われており、学部・学科・課程ごとに、上級生が履修相談、生活相談を行っている。

進級する学生に対しては、各学部で、『履修の手引き』やシラバス等を活用して、年度末試験終了後や研究室配属前にガイダンスを行い指導している。

さらに、学務部では、前期・後期の各履修申告日に特別相談室を設け、学生の相談に応じている。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定等が考えられる。）が適切に行われているか。

平成16年度から全教員にオフィスアワーが設定されている。工学部では、全教員のオフィスアワーを大学ウェブサイトに掲載しているほか、研究室ドアに掲示し積極的に活用を促し、学生委員会で実施状況を点検し、運用の改善、周知の徹底を図っている。人文社会科学部では、シラバスにオフィスアワーの欄を設け、教育学部及び農学部では、留意点としてシラバスにオフィスアワーを記載している教員もいる。

オフィスアワー以外も、各学部で担任による助言が行われているが、工学部では、平成17年度から放課後に2教室を自習室として開放し、TAを配置して、学習相談にも対応している。

平成15年度から「学生何でも相談室」が設けられて、職員が学習相談にも応じているが、平成17年度からは「ピアサポート相談室」を週3回設け、学生による相談員が相談に応じている。

これらのことから、学習相談、助言が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

学生からの意見・要望等を討議し、全学学生の見解として集約し、大学へ働きかける役割を持った学生組織「学生議会」が平成17年度に設置された。全学学生委員会は学生議会との懇談会を開催して学生の要望を聴取し、トイレの改修を行うなど、学生の要望に応じている。また、理事・副学長より、学生議会運営委員長宛に、要望についての所見を伝えており、要望を大学として前向きに受け止めている。

さらに、学部・学科又は講座単位で実施される合宿、担任との懇談会あるいは学長と学生との懇談会等の対話の機会や、意見箱に寄せられる投書、「学生何でも相談室」、「ピアサポート相談室」を通じてニーズの把握に努めている。

そのほか、各学部においても授業アンケート、氏名と授業の感想を記入して授業終了後に提出するレスポンスカード、大学ウェブサイト、懇談会等を活用して意見や要望を把握している。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-1-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-⑤ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）への学習支援が適切に行われているか。

平成17年11月現在で、留学生198人、社会人学生108人、障害のある学生30人が在籍している。

留学生には、日本語学習に関する日本語特別コースとして、レベルに合わせて17～19科目が用意され、平均して1科目約12人が受講している。また、日本語研修コースがあり、毎学期約5人が受講している。

留学生に対するチューター制もあり、チューター対象留学生に対して実際にチューターを付けた割合は、平成17年度前期は約87%、後期は約69%である。

社会人学生には、平成17年度から現職者に対する長期履修制度を設けており、平成18年度は、学士課程1人、大学院修士（博士前期）課程5人、大学院博士（博士後期）課程4人が利用している。

障害のある学生のうち、特別の支援を申し出ている者への配慮として、校内環境を整え、「ノートテイカー」の募集と配置等を行った。

そのほか、平成17年度から、学務担当理事の下に「岩手大学障害学生支援チーム」を発足させ、障害のある学生の支援を統括している。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への学習支援が適切に行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

学生は、学生センター内の学生控室、エントランスホール、就職資料室、学生コミュニケーションスペース、各学部の学生控室、図書館を自習室として利用できる。図書館の開館時間は、平日は9時から21時まで、土・日は9時30分から17時までである。

人文社会科学部では、学生の自主学習の場として学生研究室を8室設置している。教育学部では、各講座単位で、学生が自主的に利用できる演習室や実験室を用意している。工学部では、平成17年度から放課後に2教室を自習室として開放し、農学部では、予約制で講義室を利用できる。各学部のパソコン室も利用可能である。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

平成17年度に学生組織共同体として学生議会を発足させ、経費的支援を含む運営支援を実施している。学生組織である学友会傘下の各サークルに対しても経費的支援、顧問教員の配置等の支援を行っている。

また、学生による、当該大学及び地域社会に根ざした独創的な取組を支援することを目的に、その取組を「Let'sびぎんプロジェクト」として募集している。平成17年度は、小中学生が理科に興味を持って

くれるように県内の各地方に出張し、手作りロボットを作成する「あなたの街へ出張ものづくり！」等8件が学長裁量経費で実施されている。

さらに、サークルリーダーシップセミナーの開催、課外活動サークルによるボランティア活動に対しての支援、学生表彰の実施等を行っている。

これらのことから、支援が適切に行われていると判断する。

7-3-① 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。

健康、メンタルヘルスの相談については、保健管理センターではカウンセラーが対応し、「学生何でも相談室」では事務職員が対応している。

また、ハラスメント防止規則を定め、学長が指名する相談員を置いてハラスメントに関する苦情相談に応じている。

生活相談や学習・進路相談については、「担任教員制度」、「学生何でも相談室」、学生が相談員となる「ピアサポート相談室」が設けられている。

就職相談については、大学教育総合センター就職支援部門が対応しており、「学内公務員試験対策講座」、「企業合同セミナー」、「教員採用セミナー」等の準備教育を実施している。また、「ジョブカフェいわて」との連携協力事業として「ジョブカフェ岩手大学スポット」を開設し、「ジョブカフェいわて」カウンセラーを招いて就職相談に応じるほか、模擬面接や就職ガイダンスを連携して実施している。

これらのことから、必要な相談・助言体制が整備され、機能していると判断する。

7-3-② 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等が適切に行われているか。

留学生への生活支援については、平成4年度から「留学生後援会」を立ち上げ、生活資金や学業資金の貸与、民間アパートの連帯保証及び住宅総合補償保険料の補助、救援者費用保険への加入の支援等を行っている。また、チューターが学業面のみならず、生活面での相談役として支援している。留学生の宿舎については、国際交流会館（留学生用単身室30室）及び国際学生宿舎（留学生割当数24室）が設置されており、国際交流センターが中心となって入居手続きを支援している。

障害のある学生への生活支援については、大学構内での生活に支障がないように、自動ドア、スロープ、エレベータ、トイレ等を新設・改修し、バリアフリー環境を整えている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への生活支援等が適切に行われていると判断する。

7-3-③ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

意見箱の設置、学長と学生議会との懇談会、担任教員との懇談会等を設けている。また、「学生何でも相談室」、「ピアサポート相談室」を通じて、あるいは担任教員・指導教員が直接ニーズを把握している。

保健管理センターでは、エントランスホールに「してほしいことBOX」を設置し、主に大学の施設・設備、環境、健康づくりに関しての学生のニーズを把握している。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-3-④ 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

入学料免除、授業料免除の制度を設け、各種奨学金制度を学務部が窓口になって学生に周知し、支援している。

大学独自の奨学金貸与制度として、平成17年11月から「がんちゃん奨学資金貸与制度」が新設され、一時的に経済的理由により生活が困難な学生に、生活資金として10万円を限度に貸し付けている。

また、北東北三県の弁護士過疎の課題の解決を目指して、他大学の法科大学院に進学し、弁護士を目指す卒業生に年額100万円を貸与する「法科大学院進学者地域貢献奨学金制度」を平成17年4月より発足させた。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学生組織共同体として、「学生議会」の発足を支援し、そこから学生の要望を聴取し、理事・副学長が要望についての所見を伝えている。
- 「Let'sびぎんプロジェクト」等により学生の自主的活動を奨励し、支援を行っている。
- 「ジョブカフェいわて」との連携協力事業として「ジョブカフェ岩手大学スポット」を開設し、学生の就職支援を充実させている。

基準 8 施設・設備

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。

事務局及び4学部、5研究科を一つのキャンパス（上田地区）に、教育学部附属学校を加賀野地区及び東安庭地区に、寒冷フィールドサイエンス教育研究センターを滝沢村及び雫石町に、国際学生宿舎を高松地区に設置している。

上田地区における校地面積は429,091㎡、校舎面積は137,845㎡で、いずれも大学設置基準を上回っている。

各学部とも、学部の特性に合わせた講義室、研究室、実験実習室等を整備している。講義室の稼働率は、約40～65%であり、通常講義、集中講義、演習、自習等に活用されている。

教育研究支援施設としては、図書館、情報処理センター及びミュージアムを含む情報メディアセンター、地域連携推進センター、R I 総合実験室があり、それぞれの目的と任務に沿って設備が整備され、活用されている。

体育施設は、400mトラックの運動場、体育館2棟、合宿研修施設等が整備され、授業のほかに課外活動に活用されている。

学生寮は、学寮2寮（男子101室、定員404人）、国際学生宿舎2寮（男女243室、定員243人、内留学生割当数24人）、研究所所属の留学生及び外国人研究者のための宿舎として国際交流会館を整備している。

これらの施設・設備については、整備してから長期間が経過して老朽化が著しいものもあり、将来に向けた課題であると認識されている。

これらのことから、老朽化が著しいものもあるが、施設・設備がおおむね整備され、有効に活用されていると判断する。

- 8-1-② 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

情報メディアセンターの一部門である情報処理センターが、情報ネットワークシステムを構築し、管理運営している。情報処理センターと4学部及び図書館の6箇所に情報端末室が置かれ、そこで情報ネットワークを利用できるほか、講義室や研究室から学内LANを介しても利用できる。

ネットワークの機密性及び保守性を確保するため、ネットワークセキュリティ委員会がネットワークの安全管理を担い、情報処理部門会議が情報処理センターの運営や利用に関する基本的事項を審議している。

大学ウェブサイトは、情報処理センター長を委員長とする広報委員会ホームページ専門委員会によって

管理され、各部局等へリンクが可能となっている。大学教育総合センターのウェブサイトには「意見&感想入力フォーム」、人文社会科学部のウェブサイトには「電子掲示板」があり、授業や学生生活に対する意見や要望を書き込むことができ、学生のニーズの把握に活用されている。

これらのことから、情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

施設の運用の全学的基本方針を定めた「施設マネジメント」を踏まえ、具体的運用方を各学部の教授会や施設の運営委員会等で審議し、教職員に周知している。また、施設ごとに使用に関する規則を定めている。

図書館の利用規則は、図書館ウェブサイトに掲載されている。また、『学生生活の手引き』、『大学院学生便覧』等にも掲載されており、それらを配布することで学内外に周知している。健康相談、学生相談、健康診断等の利用方法は、保健管理センターのウェブサイトに掲載されている。

設備の運用に関しては、地域連携推進センターに大型設備の管理運用の集約を進めており、センターのウェブサイトで利用に関する情報提供を行うなど、学外者を含めた利用者の利便性向上を図っている。

これらのことから、施設、設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているとともに学外者にも周知されていると判断する。

8-2-① 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

図書館は、図書、逐次刊行物、視聴覚資料及びその他の資料の4種類の図書館資料を所蔵し、平成17年度末の蔵書数は832,898冊、雑誌は5,834タイトルである。雑誌の電子ジャーナルへの切り替えを進めており、現在までに、3,474タイトルを電子ジャーナル化している。また、被引用索引データベース「Web of Science」を導入し、さらに、視聴覚教材等としてビデオテープ、CD-ROM、マイクロフィルムを収集している。

平成16年度の開館日数、入館者数、館外貸出冊数はそれぞれ329日、246,111人、53,889冊であった。また、情報端末を通じて電子ジャーナル及び図書館所蔵の文献検索、文献依頼をすることができる。

図書館ウェブサイトに総合案内、開館日程、利用方法等を掲載しており、学生・教職員を対象とするだけでなく、学外者をも対象として情報公開を図っている。

なお、当該大学の前身校の一つである盛岡高等農林学校の、宮沢賢治の得業論文等の貴重資料を所蔵しており、その複製等を公開し研究教育に資している。

これらのことから、教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 地域連携推進センター機器活用部門では、学内の大型設備の共同利用、管理運営の集約化を推進し、学外者を含めた利用者の利便性向上を図っている。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準9を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

教育活動のデータと資料のうち、学生の履修状況及び授業に関する基礎的データと資料は主として学務課が収集及び蓄積に当たっている。教育課程の編成や改善の検討に必要なデータで、全学共通教育に関するものは、大学教育総合センターの教育評価・改善部門が中心となってまとめ、専門教育については、主に各学部の教務（学務）委員会が担当している。そのほか、地域連携推進センターでは、公開講座等の生涯教育関係の資料、国際交流センターでは、国際教育交流に関する資料を収集・蓄積している。

また、教育研究等の水準の向上等に資するため、教育評価指針を定め、評価項目の一つとして、担当講義等及び時間数、授業評価、教科書等の執筆、学生生活指導活動等の教育活動のデータを入力することになっており、教育活動の実態把握に役立てている。

これらのことから、教育活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

学生による授業評価は、全学共通教育については、大学教育総合センター教育評価・改善部門が実施し、専門教育については各学部で実施している。

全学共通教育では、毎学期（前期、後期）全科目の授業アンケートが実施され、その集計結果が担当教員に伝えられ、それについての教員の意見等を当該センターにフィードバックしている。また、授業アンケートに関するニュース、分析結果等を『大学教育総合センター通信：erudio』で詳細に公開している。さらに、学生の回答結果を基に優秀授業を表彰し、その授業を撮影したビデオを当該センターのウェブサイト上で公開しており、授業アンケートをFDの一環としても利用している。

専門教育でも各学部で授業あるいはカリキュラム全般に関するアンケートが実施されており、工学部及び農学部ではアンケート調査結果をまとめた冊子を作成している。

また、学生の意見を聴取するため、学生議会によせられた要望の提出、オフィスアワー、学生と担任の懇談会、学生と学長との懇談会等が行われている。

これらのことから、学生の意見の聴取が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に反映されていると判断する。

9-1-③ 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

学外関係者の意見聴取のため、各学部において外部評価を行っている。

全学共通教育については、全授業科目を毎学期約1週間にわたって保護者と一般市民に公開し、学外関係者の意見を聞く機会としている。また、地域連携のネットワークを活用し、教育学部関連の「岩手県教育研究ネットワーク（IEN）」、工学部関連の「岩手ネットワークシステム（INS）」、農学部関連の「岩手農林研究協議会（AFR）」を通じて教育研究について意見を聞く機会がある。さらに、インターンシップ派遣先企業、同窓会あるいは全学共通教育や各学部の後援会の会報を通じて保護者から意見を聞く機会がある。

得られた意見により、教育課程等の見直しが行われ、平成18年度には工学研究科金型・鋳造工学専攻が、平成19年度には社会人を対象とした人文社会科学研究科一年制コースが設置されることとなった。

これらのことから、学外関係者の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に反映されていると判断する。

9-1-④ 評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しや教員組織の構成への反映等、具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

大学全体としての自己点検・評価を担う点検評価委員会は、自己点検・評価、外部評価等を実施するとともに、その結果により、改善が必要と認められた事項の具体的方策を審議することを定めている。また、各部局における自己点検・評価及び外部評価を実施するため、部局点検評価委員会を置くことを定め、各部局点検評価委員会は、当該部局の自己点検・評価を実施するとともに、その結果により必要となった改善について具体的方策を審議し、実施することを定めている。このように、自己点検・評価と改善は一体的に、点検評価委員会が担う体制となっている。

特に、教育活動に関しては、教育推進本部が自己点検・評価、改善を含めて教育活動全体を統括し、その下に置かれた大学教育総合センターに設けられた教育評価・改善部門が全学共通教育の評価と改善に当たっているが、同センターの専門教育連絡調整部門と連携して専門教育の改善にも貢献している。

また、大学評価・学位授与機構が試行的に実施した「全学テーマ別評価」の結果を受け、各担当専門委員会から点検評価委員会委員長宛に「評価結果への対応」という提言が提出され、自己点検・評価を改善に結び付けるための取組が行われた。例えば、平成16年度には、留学生センターの機能を発展・充実させ、国際交流を一元的に扱う国際交流センターを設置し、また、地域との教育交流を拡大・深化させるために、生涯学習教育研究センター等を地域連携推進センターと統合するなど、組織改編に反映させた。全学共通教育に関しては、これまでの評価結果を総合的に分析し、「全学共通教育の充実・発展に向けて：改革実施案」が取りまとめられ、平成19年度からの実施に向け準備中である。

これらのことから、評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、具体的かつ継続的な方策が講じられていると判断する。

9-1-⑤ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

全学共通教育では、学生による授業評価を大学教育総合センター教育評価・改善部門が分析し、結果を教員にフィードバックして、継続的に授業改善への取組を促している。その一環として、学生の授業評価

結果に対する教員用のアンケート調査を行い、各教員の対応を調査している。また、英語教育において習熟度別クラス編成を採用するなど、教育科目分科会単位でも改善を行っている。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、継続的改善を行っているとは判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

大学としてのFDは、大学教育総合センター教育評価・改善部門が企画・実施しており、学長も参加する合宿研修、ワンポイント講習等が行われている。平成17年度には41人、平成18年度には40人が参加した合宿研修では、「FDの現状と課題」、「セクシュアル・ハラスメントとは何か」、「シラバスとは何か」等について講演が行われ、ワンポイント講習では、板書について、授業アンケート結果を紹介しながら改善すべき点を紹介した。実施後にはアンケート調査を行い、報告書としてまとめ教員に配布している。この一連のプロセスで、学生・教員のニーズを反映することが可能となっている。

これらのことから、FDについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されていると判断する。

9-2-② ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

FDは、合宿研修、講習会、授業公開等様々な方法によって全学的に行われているが、その主な目的を、教育のあり方に関する意識の向上と授業改善の二つにおいている。前者については、即効性はないが、教員の意識改革による教育の質の向上に期待でき、授業時間の厳守等に改善が見られる。後者については、シラバス作成等に関するワークショップ、板書やパワーポイントについての講習会等具体的な研修によって、実際に授業に取り入れて改善を図っている。また、FD合宿ではこれまで機会のなかった他分野の考え方や手法に触れることができるため、各教員の教育観や授業方法・授業計画を問い直す良い機会となっている。

これらのことから、FDが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-③ 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

教育支援者としては、学務部職員、研究交流部国際課職員、技術職員等が該当し、教育補助者としては、TAが該当する。

技術職員については、工学部では、専門研修、グループ研修、個別研修、技術発表交流会、機器分析技術交流会及び全国的技術研究会等、農学部では、全体研修、技術発表会、現地研修等多彩な充実した研修が行われている。

事務系職員については、国立大学協会、東北地区国立大学法人等が主催する各種研修会や、学内で実施される「学務部等職員SD研修会」に適宜参加して、事務職員の専門知識と資質の向上に努めている。

TAについては、全学共通教育にかかわる場合は大学教育総合センター教員が、専門教育にかかわる場合は各学部教員が学期ごとに打ち合わせを行っている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切になされていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 全学共通教育については、学生のアンケート結果を基に優秀授業を表彰しており、その授業をビデオ撮影し、大学教育総合センターのウェブサイトで公開している。

基準 10 財務

- 10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成17年度末現在の資産は、固定資産57,887,508千円、流動資産2,675,509千円であり、合計60,563,018千円である。なお、教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎等の資産を有している。

負債については、固定負債5,272,493千円、流動負債2,579,817千円であり、合計7,852,311千円である。なお、負債については、ほとんどが実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

10-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

経常的収入としては、運営費交付金、学生納付金及び外部資金等で構成されている。

平成13年度からの5年間における状況から、学生納付金収入は安定して確保されている。また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定して確保されている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-2-① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

平成16年度から平成21年度までの6年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、教育研究評議会、経営協議会及び役員会の議を経て、学長により決定されている。これらの計画は大学ウェブサイトで公表されている。

また、平成17年度においては、平成16年度実績をベースに、資金運用計画、人件費計画、施設整備計画、事業へのニーズを反映した将来需要予測等を盛り込んだ財務計画が策定され、関係者に周知されている。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成17年度において、経常費用12,074,586千円、経常収益12,241,752千円であり、経常利益167,166千円、当期総利益が169,929千円となっている。なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

予算配分に当たっては、計画的・戦略的な特色ある大学を目指すため、全学的な視点で予算配分することを基本的な考え方とし、教員一人当たりの研究経費については、特に若手教員の研究活動がより活性化するように、職種区分によらない統一単価とするなど、効率的、効果的な資源配分を行うための基本方針が策定されている。

この方針の下で、平成18年度においては、教育研究の活性化のためのプロジェクト経費、教育研究支援施設の事業戦略に基づいて配分する戦略経費、動物病院等収入関連事業の更なる増収支援や外部資金獲得支援のためのインセンティブ付与のための経費、また学生サービス向上のため学生教育関連予算の充実等、教育研究活動に必要な経費を配分している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

法令に基づき、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、6年間一般の閲覧に供しなければならないこととなっている。法令を遵守し、財務諸表について、文部科学大臣の承認を受けた後、財務諸表等を適切な形で公表するとともに、大学ウェブサイトでも公表している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査が行われている。

監事の監査については、監事監査規則に基づき実施されている。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施されている。

これらの監査報告書は大学ウェブサイトでも公表されている。

内部監査については、独立性を持つ監査室を設け、内部監査実施要項等に基づき、監査室職員が監査を実施し、監査室長が監査報告書を作成し学長に報告している。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

管理運営組織として、国立大学法人法に基づき、学長、学長選考会議、役員会、経営協議会、教育研究評議会及び監事 2 人が置かれている。学長とともに役員会を構成する理事 4 人は、学術担当、学務担当、地域連携担当の 3 理事が副学長を兼務し、財務・労務担当は事務局長を兼ねている。また、別に副学長を 2 人置き、教員組織担当と外部資金担当に充てている。さらに、大学の意思決定と執行の円滑化のため、前記 2 人の副学長と役員会メンバーによる学長・副学長会議を設けている。そのほか、教育研究現場の運営組織として、各学部には教授会、各学内教育研究支援センターの運営委員会及び多数の専門的な委員会が置かれている。

事務組織については、理事である事務局長の下、事務局の 4 部 13 課と各学部の事務部に約 180 人の職員が配置されている。法人化を契機に、理事の担当業務の執行を支援する事務組織の所掌を明確にし、事務の効率化を図るため平成 17 年 7 月からグループ制に移行している。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っており、必要な職員が配置されていると判断する。

- 11-1-② 大学の目的を達成するために、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

役員会、教育研究評議会、経営協議会における重要事項についての審議を補完し、大学の意思決定、執行を円滑に行うために、学長が主宰する学長・副学長会議、学部長等連絡会等を置いて、学長が理事・副学長及び学部長等による業務運営状況を把握するとともに部局間の調整をし、学長のリーダーシップに基づく意思決定がスムーズに図られるようになっている。

また、各担当理事・副学長が主宰する学術推進本部、教育推進本部及び地域連携推進本部を置き、理事・副学長を重要な各種委員会の委員長とすることによって、職務分担と責任を明確にし、学長のリーダーシップの下で、理事・副学長による担当業務執行の効率的・効果的推進を図っている。さらに、理事の職務を円滑に機能させるための補佐機関として、教員と事務職員からなる理事室を置き、企画、調査、評価、渉外等について各理事を補佐している。

学部においても、学部長の下に運営会議を置き、教授会運営や学部運営に当たり学部長を補佐している。これらのことから、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1-③ 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

学生に対しては、学内に意見箱を設置し、学生議会との懇談会や学生と学長・理事との懇談会を定期的
に開催することなどにより、広く意見・要望等を把握している。平成17年度には、トイレの改修、課外活
動共同施設等への網戸設置、窓口対応のあり方の見直しが行われた。また、学務部職員が「もっとあなた
の考えが聞きたい」と学生に呼びかけ、毎月1回、昼食を無料で提供して、大学を良くしていく方策につ
いて語り合う会「ガンチョンタイム」を開催し、学内全面禁煙、駐輪問題、学生ボランティア等について
意見交換を行っている。その結果、一定の研修を受けた学生が、図書館の利用者をサポートするボランティ
ア組織「図書館サポーターズ」が発足した。

教職員等に対しては、大学運営に関する懇談会や意見交換会を各学部で開催し、意見を聴取している。
また、主に若手職員から業務改善についてのアイデア「キラッ!と光る あなたのアイデア」を募集
しており、平成16年度には、四半期人事異動の定着、係のあり方の見直し、アウトソーシングの推進等
34のアイデアによる業務改善が実施され、共通業務マニュアルの作成、労働安全衛生管理業務の一元化
等14のアイデアが実施に向けて検討中であるとの報告が公表されている。

学外の関係者に対しては、岩手県高等学校長協会教育懇談会、いわて5大学学長会議シンポジウム等を
通じて管理運営についてのニーズを把握するほか、各部局における外部評価においても管理運営に関して
評価を受け、評価結果への対応策を示している。

これらのことから、学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運
営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

監事は、監事監査規則に則り策定した監査計画に基づき、年に3回の定期監査及び必要に応じて臨時監
査を実施している。監査方法は、中期計画に基づく年度計画の達成状況等の把握を含めて書面監査を実施
し、必要に応じ実地監査を実施している。

また、監事は、役員会、学長・副学長会議、経営協議会、教育研究評議会、学部長等連絡会等の会議に
出席し、必要に応じて意見を述べている。

監事監査の結果は学長に提出され、学内に公表されるとともに、その後の大学側の対応についても報告
されており、監事監査が大学の管理運営の改善に効果を発揮している。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職
員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

国立大学協会トップセミナーによる幹部職員研修のほか、事務系職員については、階層別研修、当該大
学主催研修、他大学との連携研修及び人事院等外部機関の研修を活用している。

新規採用職員に対しては、事務局各課における1ヶ月間の業務体験を実施し、全学共通教育科目「岩手
大学論」の聴講及び学内施設見学を行っており、大学の歴史や現在の活動状況、今後の展望についての理
解の深化を図り、職員の大学への帰属意識や勤務意欲を高めている。

また、平成17年度には、国際対応能力及び語学能力の向上を図るため、事務職員1人、技術職員1人
をオーストラリアのモナシュ大学に約10週間派遣し、日本学術振興会国際学術交流研修として事務職員1
人をストックホルムに1年間派遣した。

さらに、毎年継続的に事務職員2人を研修のため市内のホテルに派遣しており、視野を広め、民間的な考え方を学ぶ機会を提供している。

これらのことから、管理運営にかかわる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

法人化に当たって、組織業務、人事制度、目標・評価及び財務会計制度に関する基本方針を盛り込んだ国立大学法人岩手大学制度設計大綱が策定されている。それに基づき、管理運営に必要な関係諸規則が整備されており、学長をはじめ、管理運営にかかわる役員、部局長、委員の選考、採用に関する規定や方針及び各構成員の責務と権限を文書として明確に示している。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営にかかわる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

大学の活動に関するさまざまな情報やデータは、大学ウェブサイトに随時掲載され、本学の教職員のみならず、学生、学外者等が広くアクセスできるようになっている。

また、年1回発行される大学概要のほかに、全般の活動や指針等を伝えるための広報誌として『大学通報』を年2～3回発行している。さらに、研究内容やキャンパスライフ等を幅広く伝えるための広報誌『Hi！こちら岩手大学』を年3回発行し、大学の構成員、入学志願者及び一般市民に配布するとともに大学ウェブサイトでも公開している。各部局・センター等でも、それぞれの活動状況を知らせる年報、報告書等を発行し、各部局・センターのウェブサイトで公開している。

平成17年度には大学情報データベースを構築し、研究、教育、社会貢献、大学運営活動に関する情報の収集・蓄積を行っている。

これらのことから、大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能していると判断する。

11-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価（現状・問題点の把握、改善点の指摘等）を適切に実施できる体制が整備され、機能しているか。

大学全体の自己点検・評価に関する事項を審議する点検評価委員会を置き、各部局においても、点検評価委員会（農学部は戦略企画・評価室）あるいは運営委員会を置き、それぞれに規則を設けて、自己点検・評価の役割を明確に定めている。

大学の点検評価委員会は、理事（地域連携担当）が委員長となり、理事、副学長、学部長、研究科長、評議員のうち各学部から選出された者、事務局の部長等で構成されている。この委員会は、大学全体の自己点検・評価の実施に責任を有するほか、各部局等に置かれた点検評価委員会に必要な事項を付託できることになっており、連携体制が整備されている。点検評価委員会において審議される組織の役割や意思決

定については、教授会や運営委員会で承認を得ることになっており、教職員の協力と連携を配慮した体制となっている。

また、各部局等で、自己点検・評価や外部評価が実施され、報告書が公表されている。さらに、大学の点検評価委員会が、平成14年度の自己点検・評価の結果を踏まえて、『岩手大学の現状と課題』という法人化後の課題をまとめた冊子を発行したことは、学長のリーダーシップの下で自己点検・評価の結果を活かしたものである。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、自己点検・評価を適切に実施できる体制が整備され、機能していると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

自己点検・評価の結果については、報告書としてまとめ、学内及び学外では国立大学、近隣の大学・高等学校、大学共同利用機関、岩手県等に配布している。『自己点検評価報告書—新たな段階に向けて—』(平成14年11月 人文社会科学部・大学院人文社会科学研究科)、『岩手大学教育学部自己点検評価書・外部評価資料』(平成16年3月)及び『岩手大学附属図書館の現状と課題』(平成16年3月 情報メディアセンター(図書館部門)(旧附属図書館))は、各学部・センターのウェブサイト上でも公開している。

これらのことから、自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-③ 自己点検・評価の結果について、外部者(当該大学の教職員以外の者)によって検証する体制が整備され、実施されているか。

大学の点検評価委員会、各部局の点検評価委員会ともに、外部評価を行うことを明確に定めており、その実施体制は自己点検・評価と同様に整備されている。これまでも、各部局が外部評価を積極的に受けしており、また、大学評価・学位授与機構による全学テーマ別評価及び分野別研究評価の試行的評価も受けている。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者によって検証する体制が整備され、実施されていると判断する。

11-3-④ 評価結果が、フィードバックされ、大学の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、機能しているか。

大学の点検評価委員会、各部局の点検評価委員会ともに、その委員会規則によって、自己点検・評価や外部評価等の結果により改善が必要と認められる事項がある場合は、その具体的方策を審議し、実施することを明確に定めている。具体的には、点検評価委員会等から関係するワーキンググループ等にフィードバックされ、把握された問題点を洗い出し、改善に結び付ける方策等について検討を行い、各学部・研究科教授会等に報告されている。

大学評価・学位授与機構による全学テーマ別評価及び分野別研究評価の試行的評価を受けた際には、改善の指摘があった項目について、それぞれの専門委員会で改善の方策について検討し、点検評価委員会に報告されている。その結果、例えば、教養教育の改善等のため、大学教育センターを新たに設置し、全学教員の参加による科目別授業担当登録教員による組織が編成され、全学実施体制を構築し、その実質化が図られている。

これらのことから、評価結果が、フィードバックされ、大学の目的の達成のための改善に結び付けられ

るようなシステムが整備され、機能していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 11 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学務部職員と学生が語り合う会「ガンチョンタイム」を開催し、学生のニーズを把握している。
- 新規採用職員に対し、事務局各課における 1 ヶ月間の業務体験を実施し、また、全学共通教育科目「岩手大学論」の聴講及び学内施設見学を行うことにより、大学の歴史や現在の活動状況、今後の展望についての理解の深化を図っている。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 国立大学法人岩手大学

(2) 所在地 岩手県盛岡市

(3) 学部等の構成

学部：人文社会科学部，教育学部，工学部，農学部

研究科：人文社会科学研究科（修士課程），教育学研究科（修士課程），工学研究科（博士前期・後期課程），農学研究科（修士課程），連合農学研究科（博士課程）

※上記の研究科の他，岐阜大学連合獣医学研究科に参加している。

附置研究所：該当なし

関連施設：大学教育総合センター（平成 17 年度までは大学教育センター）
情報メディアセンター
地域連携推進センター
国際交流センター
保健管理センター
RI 総合実験室

(4) 学生数及び教員数（平成 18 年 5 月 1 日）

学生数：学部 5,390 人，大学院 949 人

教員数：431 人

2 特徴

岩手大学は，人口約 30 万人の県庁所在地である盛岡市のほぼ中心地に位置し，自然環境に恵まれた約 43 万㎡の盛岡市上田地区キャンパスに全学部が集中して配置されている。これに加えて，盛岡市内及び近郊に附属学校（小学校・中学校・養護学校・幼稚園），附属寒冷フィールドサイエンス教育研究センター（農場・牧場，演習林）の諸施設を有している。また，東京都千代田区に岩手大学東京オフィスを設置している。

本学は，盛岡高等農林学校（昭和 19 年以降盛岡農林専門学校），盛岡工業専門学校，岩手師範学校及び岩手青年師範学校を母体に新制大学として発足し，現在は人文社会科学部，教育学部，工学部，農学部の 4 学部と，人文社会科学研究科（修士課程），教育学研究科（修士課程），工学研究科（博士前期・後期課程），農学研究科（修士課程），連合農学研究科（博士課程）の 5 研究科を有する総合大学に発展している。寒冷地等の地域特性を生かした本

学の研究に対する最近の評価の一端は，平成 16 年度に 21 世紀 COE プログラム「熱一生命システム相関学拠点創成」の採択にも象徴されている。

法人化を契機として，全学体制による全学共通教育の企画・立案・実施，教育内容・方法等の調査・研究及び大学教育に係る連絡調整を統括的に行うために大学教育センターを設置した。平成 17 年度には文部科学省「現代的教育ニーズ支援プログラム」として「各学部の特色を生かした全学的知的財産教育」が採択され，同センターを中心に実施されている。平成 18 年度にさらに入試部門を包括した大学教育総合センターに改組した。

中期目標においては，教育，研究に加えて社会貢献を大学の理念として掲げ，「岩手の”大地”と”ひと”と共に」のキャッチフレーズにより本学の地域貢献に対する姿勢を象徴させている。また，岩手県内 10 市町村と相互友好協定を締結し，15 市町村と共同研究を実施，5 市町村から共同研究員の派遣を受けている。産官学連携や生涯学習など地域連携の種々の社会ニーズに対して，窓口機能をワンストップで果たす施設として地域連携推進センターを平成 16 年度に設置しており，平成 17 年度採択された文部科学省「知的財産本部整備事業」についても同センターで実施している。

桐の花をモチーフとした岩手大学の学章は，昭和 27 年に本学教員のデザインにより制定された。また，昭和 28 年には本学学生作詞・本学教員作曲による学生歌が作成され，現在にいたるまで行事のたびに学生・教職員によって歌い継がれている。法人化に際しては，学生を含めた本学構成員の帰属意識を高め，地域社会が親近感を抱いて本学発信の情報を受けとめられるように，イメージキャラクターを学内公募した結果，本学学生の発案による「がんちゃん」を採用し，商標登録の上，すべての広報メディアで活用している。

本学は自然環境及び歴史的環境に恵まれており，国の重要文化財に指定されている農業教育資料館（旧盛岡高等農林本部），約 5 万㎡の附属植物園等の施設を有している。これに加えて盛岡市街地という立地条件を活かして，「キャンパスまるごとミュージアム」の理念のもとに，その中核施設として岩手大学ミュージアムを平成 13 年に設置して地域社会との交流を促進している。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1. 大学の使命

国立大学法人岩手大学は、以下の理念を実現することを大学の使命としている。

岩手大学は、真理を探究する教育研究の場として、学術文化を創造しつつ、幅広く深い教養と高い専門性を備えた人材を育成することを目指すとともに、社会に開かれた大学として、その教育研究の成果をもとに地域社会と国際社会の文化の向上と発展に貢献することを目的とする。

2. 教育研究活動を実施する上での基本方針

国立大学法人岩手大学は、教育研究活動を実施する上での基本方針として、以下の教育目標を中期目標において掲げている。

1. 教育目標

岩手大学は、教養教育と専門教育の調和を基本として、次のような資質を兼ね備えた人材の育成を目指す。

- (1) 幅広く深い教養と総合的な判断力を合わせ持つ豊かな人間性
- (2) 基礎的な学問的素養に裏打ちされた専門的能力
- (3) 環境問題をはじめとする複合的な人類的諸課題に対する基礎的な理解力
- (4) 地域に対する理解とグローバル化に見合う国際理解力
- (5) 柔軟な課題探求能力と高い倫理性

3. 達成しようとしている基本的な成果

上記の中期目標のもとに、幅広い教養と基礎学力を備えた人材育成を最大責務として掲げ、学生の立場に立った教育サービスの充実を目指して、以下の項目を達成しようとしている。

1) 人材養成

① 学士課程における一貫教育

大学教育総合センター全学共通教育企画・実施部門及び専門教育関係連絡調整部門を中心に全学的な教育支援策の充実を図り、学士課程においては一貫教育の観点から教養教育及び基礎教育を充実し、幅広く深い教養と総合的視野を持った人材の育成を実施する。

② 教養教育実施体制の充実

大学教育総合センター全学共通教育企画・実施部門を中心に全学実施体制を構築し、課題探求能力を育成するためのプログラムを含めて教養教育の質を向上させる。また、他大学との単位互換制度についても推進する。

③ 環境問題に役立つ知的財産教育の実施

文部科学省「現代的教育ニーズ支援プログラム」として採択された「各学部の特徴を生かした全学的知的財産教育」を通じて、環境問題に役立つ知的財産という観点から知的財産教育を体系づけ、地域連携推進センターが行っている知的財産本部整備事業のバックアップの下で、実学的な知財教育を全学的に実施する。

④ 理念・教育目標の周知徹底と教育活動への反映

大学教育総合センター教育評価・改善部門を中心に全学的なFD体制の充実及び見直し等を行い、岩手大学の理念・教育目標に基づく授業改善を行い、シラバス作成等を実施する。

⑤ 学士課程における基礎的な専門的能力の育成

教養教育及び基礎教育の充実と併せて、各学部の教育目標に沿った専門教育を充実して、基礎的な学問に裏打ちされた専門的能力を備えた人材の育成を実施する。

⑥ 情報メディアセンター及び国際交流センターの教育機能の強化

情報メディアセンターの図書館部門・情報処理部門・ミュージアム部門が連携し、情報教育関係を中心に新たな教育支援を実施する。また、国際交流センターでは、留学生教育に加えて、日本人学生を対象に英語等の外国語能力向上のための教育支援を実施する。

⑦ 大学院課程における高度専門職業人教育体制の整備

学士課程における幅広い教養と基礎学力を備えた人材育成を踏まえて、大学院課程において職業人としての高い専門性を備えた人材育成を実施する。

2) 学生支援

①学生相談・支援窓口の強化

学務部を中心に学生支援体制を整備し、就学・生活・就職等全般にわたる学生支援はもとより、不登校、健康、生活、進路、各種ハラスメント等についての相談・支援体制を強化する。国際交流センターにおいても、留学生に対する相談・支援体制を強化する。

②就職支援体制等の強化

学務部就職支援課に就職相談室を設置し、定期的かつ高頻度に就職説明会、企業セミナー及び採用試験ガイダンスを開催し、学生の就職活動を支援する。

③成績評価に関する苦情窓口の整備

学務部学務課を中心に、学生からの成績評価に対する苦情・意見を受ける窓口を整備し、成績評価の透明性を確保する。

④学長等と学生の懇談会の開催

一般学生、留学生、学友会及びサークルの学生等を対象として、学長及び副学長が学生生活上の意見・要望を定期的に汲み上げる多様な機会を設ける。

⑤授業料等の減免等

検定料・入学料・授業料は現状の水準（標準額）を維持するとともに、入学料・授業料の減免制度を保持し、財政面での就学支援体制を整備・充実する。

⑥障害のある学生に対する環境整備

障害のある学生に対応できる施設の整備計画を策定し、逐次整備を行う。

3) 入学者受け入れ

①アドミッションポリシーに沿った適切な学生の受け入れ

アドミッションポリシーの周知に努めるとともに、同ポリシーに照らして適切かつ公正な入学者選抜となっているかをチェックし、大学教育センターを総合化して入試に関わる部門を設置する。

②10月入学の実施

外国人留学生、社会人等のために、大学院課程において10月入学を実施する。

③転学部・転学科等の制度化

入学後、学内での進路変更を一定程度可能とするために、転学部・転学科（課程）についての制度化を進める。

iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準1 大学の目的

大学の目的は、学則に「真理を探究する教育研究の場として、学術文化を創造しつつ、幅広く深い教養と高い専門性を備えた人材を育成することを目指すとともに、社会に開かれた大学として、その教育研究の成果をもとに地域社会と国際社会の文化の向上と発展に貢献することを目的とする。」と定めており、これらの目的は学校教育法の定めを外れるものではない。また、これらを具体的に実現するために各学部において活動方針を定めている。

大学院の目的は、大学院学則に「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。」「修士課程及び博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。」及び「博士後期課程及び博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。」と定めており、学校教育法の定めを外れるものではない。

本学の目的や具体的な活動方針はウェブサイトに掲載しているほか、教職員に対しては「2005 岩手大学概要」、各学部案内、「履修の手引き」、「学生生活の手引き」を配布している。学生に対しては、オリエンテーション、ガイダンスを実施することを通じて周知しており、目的が本学の構成員に周知されている。また、ウェブサイト、入学案内及び学生募集要項に記載することによって社会に対して広く公表している。ウェブサイトの使いやすさについても評価されている。

本学の目的の一つである「地域に開かれた大学」に関しては、キャッチ・コピー「岩手の”大地”と”ひと”と共に」を考案し種々の場面で呈示するとともに、キャンパス全体をミュージアムとして開放していることに加えて、具体的な活動状況についても、テレビ番組を含む各種メディアを有効活用して社会への浸透を図っている。

基準2 教育研究組織（実施体制）

基準1に示した本学の目的を達成するために、人文社会科学部4課程、教育学部3課程、工学部7学科、農学部3学科を設置しており、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっている。

教養教育の実施体制は、法人化に合わせて大学教育センターを設置し、そこに全学共通教育企画・実施部門を置いて、全学共通教育として取り組んでおり、全学体制を有効に機能させる体制を整備している。現在、全教員が全学共通教育のいずれかの分野の分科会に所属して、全教員担当体制を確立するための改善に取り組んでいる。

大学院課程については、基準1に示した目的を達成するために、人文社会科学研究科は3専攻、教育学研究科は3専攻、農学研究科は2専攻の修士課程を設置しており、工学研究科では、前期2年の課程9専攻及び後期3年の課程4専攻に区分する博士課程を設置している。また、連合農学研究科は、後期3年のみの博士課程4専攻を設置している。研究科及び専攻の構成は、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっている。

教育研究支援施設として、大学教育総合センター、情報メディアセンター、地域連携推進センター、国際交流センター、保健管理センター、RI総合実験室の6施設を設置している。大学教育総合センターは全学共通教育をはじめとする教育の充実・改善を図ることを目的に設置しており、本学の教育に関して有機的な連携・運営を可能にしている。また、地域連携推進センターは、本学の特徴である社会貢献を推進する機関として、

その活動成果が社会的にも高く評価されている。各センターの活動は本学の教育，研究，社会貢献の目的達成に寄与している。

教育研究活動に係る重要事項を審議する教育研究評議会及び学部教授会は，月1度の定例開催の他に，必要に応じて適時開催され，教育に関する事項を十分に審議している。各学部には教育課程や教育方法等を検討する組織として，各学部では教務委員会又は学務委員会を設置しており，実質的な検討を行っている。

基準3 教員及び教育支援者

教員組織編成の基本的方針は学則に定めており，それに基づいた教員配置を行うための審議機関として岩手大学組織検討委員会が設置されており，教育研究を遂行する上での適切な教員配置が行われている。

学部，大学院を併せた学生収容定員ベースでの教員1人当たりの学生数は10.6～15.8名であり，教育課程を遂行することができ，学士課程における専任教員と大学院課程における研究指導教員及び研究指導補助教員は十分確保されている。

教員の年齢構成は，特定の範囲に著しく偏ることなくバランスの取れた構成となっている。女性教員の割合は大学全体で8.4%であるが，女性の採用・登用の拡大を図っている。教員の採用は原則公募制としており，任期制は，教育研究支援施設及び大型研究プロジェクト等の教員から導入を図っている。また，外国人教員の採用を促進するための特例措置を定めている。

教員の採用基準や昇格基準等については，大学院担当の資格審査を受けることを原則として，教育，研究等の項目について評価している。

教員の教育活動の向上に資するための定期的な評価実施体制として，全学共通教育科目について，「学生による授業評価アンケート」を毎学期実施している。また，教員評価を実施する指針として，平成17年5月に，教育・研究・社会貢献・大学運営の4つの活動領域を対象とした「岩手大学教員評価指針」を定め，評価体制を整備している。

教育の目的を達成するための基礎として，教育内容等と関連する研究活動が活発に行われており，特に卒業研究等を通じて教員の研究活動が教育に密接に関連し，十分に反映される体制になっている。

教育課程を展開するのに必要な教育支援者及び教育補助者は，適切に配置され十分な活用が図られている。

基準4 学生の受入

アドミッション・ポリシーとして，大学全体の「岩手大学の理念」，「岩手大学の教育目標」，「岩手大学が求める学生像」を定め，これに加えて各学部及び研究科のアドミッション・ポリシーを示している。それらを記載した「一般選抜学生募集要項」，「大学案内」等を県内外の高等学校等へ広く配布するとともに，大学のウェブサイトでも公開し，広く周知している。

アドミッション・ポリシーに沿った学生を受け入れるために，「推薦入学I」，「一般選抜前期日程」及び「同後期日程」，「社会人特別選抜」から成る，多様な入学者選抜を実施している。各選抜毎に，学部・学科（課程，コース）で募集定員や検査項目を適切に定め，総合的にアドミッション・ポリシーに沿った学生の受入を図っている。以上のことから，アドミッション・ポリシーに沿った適切な受入方法が採用されており，実質的に機能している。

留学生，社会人，編入学生の受入に関しては一般学生と同一のアドミッション・ポリシーに則り受け入れている。留学生に対しては，アドミッション・ポリシーを記載した「私費外国人留学生募集要項」を作成している。また，編入学生募集及び社会人特別選抜に際しても，募集要項にアドミッション・ポリシーを示し，各学部それぞれの適切な対応で受け入れている。

岩手大学

入学者選抜全学委員会が入試実施の全般にわたり所掌している。試験問題は、科目別作題等専門委員会による作成作業、点検委員及び字句訂正委員による点検作業を経て、最終決定会議により決定される。試験の実施に際しては、諸業務に関して要項等を作成し、適切な実施体制で臨んでいる。合否決定に関しては各学部教授会、入学者選抜全学委員会、役員会の3段階の審議を経て決定している。

アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜を実施したのは平成16年度以降であるため、受入学生を対象とした検証は緒についたところであり、学年進行によるデータの蓄積を経て検証することが今後の課題となっている。

選抜方法の検証及び改善については、入学者選抜調査研究専門委員会により毎年度刊行される「入学試験実施結果報告書」において、受入学生の追跡調査も含めて分析が行われており、これをもとに選抜方法の検証及び改善についての検討が行われている。

過去5年間、大学全体として実入学者数が入学定員を上回るか、85%を下回らない状況であり、入学定員と実入学者数との関係は概ね適正化が図られているが、一部の研究科で実入学者が定員を下回るあるいは上回る状況が生じており、入学定員増等の改善に取り組んでいる。

基準5 教育内容及び方法

<学士課程>

本学の教育課程は全学共通教育と専門教育に大別し、導入教育から卒業研究まで段階的かつ体系的な学士課程一貫教育を行っている。また、他に教職科目と国際交流科目の区分を設けて学生の多様なニーズに込えている。

全学共通教育科目は教養科目と共通基礎科目に大別し、教養科目には、「人間と文化」「人間と社会」「人間と自然」「総合科目」「環境教育科目」を配置し、共通基礎科目には「外国語科目」、「健康・スポーツ科目」、「情報科目」を配置している。専門教育については、教員の研究成果を踏まえながら、各学部の教育目標を実現するために必要な授業科目を系統的に開講している。

教育課程の編成と履修方法については学生の多様なニーズに込え、また社会の動向にも対応できるように、国内外の提携大学との単位互換を実施し、TOEFL等の資格試験、海外研修、インターンシップ等も単位認定の対象にしている。転学部、転学科制度も整備している。また、本学の特色である環境教育と知的財産教育の実績を踏まえ、「各学部の特性を生かした全学的知的財産教育」が現代GPに採択されている。

単位の実質化のためには、各学期で修得できる単位数に上限を設けて自主的な教室外学習の時間を確保している。また、ガイダンス等は入学時から学年進行にともなって適切に行っている。シラバスについては単位数等の基本情報の他、「授業の目標」、「概要と計画」、「教室外の学習」、「成績評価の方法」等の情報を網羅して、冊子及びウェブ上で公開している。なお、ITを活用し新たな機能を付加した「全学統一拡張Webシラバス」を構築し現在試験運用を行っている。

学力不足の学生については、必要に応じて補習授業を行っている。また、英語はTOEFL試験等を利用して習熟度別クラス編成を取っている。

成績評価基準等は、「履修の手引き」やシラバス等で学生に周知し公正に行っており、学生からの申し立てにも適正に込じる体制が取られている。なお、より客観的な成績評価基準の設定が課題となっており、大学教育センター教育評価・改善部門が中心となって検討を行っている。卒業認定は教授会の審議事項となっており透明性を確保して適切に実施している。

<大学院課程>

本学大学院課程は研究科ごとに教育課程を編成し、研究活動の成果に基づいた適切な授業科目を開講している。人文社会科学研究科では、総合的視野と高度の専門的判断力を持つ人材を養成するために、自然科学を含む学際的、総合的領域の教授研究を特徴とし、教育学研究科は地域の教育水準の向上に資する優れた人材養成を目指した3専攻による教育編成となっている。工学研究科は高度専門技術者や研究者の養成を目指し、博士前・後期課程を設置し、学士課程積み上げ方式の専攻の他、独立専攻を設けて、柔軟で機能的な教育システムを構築している。農学研究科は、生命、食料、環境に関する分野で専門的知識と能力を備えた人材の養成のために、学士課程からの積み上げ方式による体系的な教育課程を編成しているほか、獣医学分野は岐阜大学大学院連合獣医学研究科に参加している。連合農学研究科は、寒冷圏における農学の先端的教育研究を推進し、この分野の優れた研究者や技術者を養成している。

各研究科とも学位取得に必要な授業の形態は講義、演習、実験・実習のバランスをとり、いずれの科目も受講者が積極的に参加する必要がある、単位の実質化がなされている。社会人への対応を考慮している研究科では夜間や休業日に開講し、附属図書館も対応している。シラバスについては各研究科とも学生の授業選択に資するよう作成している。

研究指導に関しては、大学院学則の定めにより、各研究科とも個々の学生について主導的に指導する教員のほか必要に応じて他の指導教員も置き、研究指導から学位論文作成まで直接指導する体制を整えている。TA、RAについては教員の指導の下に実践的な教育研究訓練の機会を与えている。

成績評価基準と修了認定基準は大学院学則等に基づいており、大学院学生便覧を通じて学生に周知している。授業科目については基準に基づき成績評価と単位認定を行い、修士学位論文（芸術分野においては作品・演奏）は複数の指導教員により審査され、最終試験を経て、基準に従って修了認定を実施している。博士学位論文は学位審査委員会の審査結果と最終試験結果に基づき、研究科委員会（教授会）の投票により可否を決定している。成績評価等の正確性を担保するための措置としては、第三者機関へ申し立てが出来るほか、学位論文の口頭発表及び質疑応答は一般公開にするなど審査の透明性確保を図っている。

基準6 教育の成果

教養教育及び専門教育等課程の方針は、大学全体の教育目標として制定し、全学共通教育についての理念と教育目標及び各学部専門教育の教育目標等とともに「履修の手引き」に明示している。併せて、大学ウェブサイトに掲載し公開している。

教育課程が有効に実施され、目的が達成されているかについては、大学教育総合センター及び各学部で検証作業に取り組んでいる。卒業研究の着手条件を全学部において設定するなど、教育目標の達成状況を一定程度チェックしている。なお、JABEEについては、農学部の一部学科において現在認定されており、工学部でも認定準備を進めている。

教育の成果や効果が上がっているかについては、全学共通教育での単位認定状況及び卒業に必要な単位に対する卒業時の単位取得率から見て、十分に教育の成果や効果が認められる。過去5年間の卒業率から見ると約80%の学生が標準修業年限で卒業している。なお、これまでの取り組みにもかかわらず休・退学者等が多い。さらにきめ細かな指導や相談体制の整備を図る必要がある。

学部ごとに教育職員免許状、博物館学芸員等の多様な免許・資格が取得可能である。学生の授業評価結果については、全学共通教育では、全授業科目にわたり教育効果に関する項目について学生アンケート調査を実施した結果、70%ほどの学生が教育効果があったと判断している。各学部の専門教育科目についても、アンケート調査を実施しており、概ね肯定的な評価が得られている。

就職先については各学部の特徴が現れて多種多様であり、就職希望者に対する就職者率は人文社会科学部と

岩手大学

教育学部は80%程度、工学部と農学部は96%程度となっている。卒業生全体に対する進学者の比率は26%程度であり、各学部とも岩手大学大学院への進学が最も多く、他大学大学院への進学も多く見られる。

就職支援担当者が企業訪問した際に、企業の求める人材、本学への要望等についてアンケート調査を実施しており、岩手大学卒業生の印象として「ねばり強い」、「頑張る」、「まじめ」等の評価を受けている。また、就職ガイダンスにおいても、企業の意見・要望・感想等について聴取するとともに、在学中にどのような学力や資質・能力を身に付けておくべきか等に関して卒業生が在學生に話す機会を設けている。

以上のことから、本学の教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっている。

基準7 学生支援等

授業科目及び専門・専攻の選択については、履修の手引きやシラバスをもとに、オリエンテーションや合宿・意向調査・話し合い・説明会・授業等も活用して、ガイダンスを行っている。全教員にはオフィスアワーが設けられている他、担任教員による学習相談、助言も常時行われている。学務部でも学生何でも相談室・ピアサポート相談室を設置し、学習相談に対応をしている。

学習支援や生活支援等に関する学生のニーズは、学生議会との懇談、合宿、担任との懇談、学長と学生との懇談、学生何でも相談室・ピアサポート相談室等における対話の機会を活用し、授業アンケート、レスポンスカード、学生の意見箱、ウェブサイトに寄せられる文章によっても把握している。

特別な学習支援が必要な留学生には、日本語学習に関する特別コースと国際交流科目を用意し、チューター制も実施している。留学生には住居・生活費等の経済面の支援もある。障害のある学生にはバリアフリー環境を整え、ノートテイカーの募集と配置を行い、岩手大学障害学生支援チームを発足させた。社会人学生に対して長期履修制度を設けている。

自主的学習環境として、学生センター棟の学生控室、エントランスホール、就職資料室、学生コミュニケーションスペースを活用できるようにしており、附属図書館も利用できる。また、各学部の学生控室、一般教室、パソコン室も利用可能としている。

課外活動の支援として特記することは、学生組織共同体として学生議会を発足させたことである。この他、学友会傘下の各団体の課外活動には顧問教員を配置しており、各サークルの自主的活動にも、経費的支援を含めて支援している。また、サークルリーダーシップセミナーの開催、学生表彰も実施している。さらにLet'sびぎんプロジェクトやボランティア活動に対しても支援している。

学生の健康・生活・進路・各種ハラスメントの相談等のために、保健管理センター、学生何でも相談室、セクシュアル・ハラスメント相談窓口が対応している他、担任教員制度、ピアサポート制度、学務部就職支援課を設け、きめ細かく相談に応じている。とくに就職相談事業として、ジョブカフェ岩手大学スポットを開設し、公務員試験対策講座・企業合同セミナー・教員採用セミナーといった就職に向けた準備教育も実施している。

学生への経済面の援助として、入学金免除、授業料免除の制度、日本学生支援機構奨学金、本学独自の「がらんちゃん奨学資金」貸与制度を設けている。困窮学生に対しては、学生寮への入寮の際に配慮している。

以上のことから、学生支援は十分に行われている。

基準8 施設・設備

本学は、事務局と学生教育に直接結びついている4学部、5研究科及び教育研究支援施設を1つのキャンパスに整備しており、施設、設備を効率的かつ計画的に整備、利用している。学生一人当たりの校地の面積は大学設置基準を大幅に上回っており、校舎の面積も基準以上を整備している。

施設の運用に関する方針は、「施設マネジメント」に基づき策定している。また、設備の運用に関しては、地域連携推進センターに大型設備の管理運用を進め、利用に関する情報提供を行い、学外者も含め利用者の利便性向上を図っている。

人文社会科学部・人文社会科学研究科は、大講義室を複数整備するなど、学内外の多様なニーズに対応している。教育学部・教育学研究科では、文化、社会科学、自然科学のみならず、体育、芸術など幅広い分野の教育研究に対応できるように整備している。工学部・工学研究科・農学部・農学研究科・連合農学研究科では、実験実習重視という観点から講義室に加え、多様な実験実習に対応できるように実験室、教育研究センター等を整備している。

体育施設に関しては、幅広い施設を整備しており、授業のみならず、課外活動にも有効に使用されている。

教育研究支援施設は、学生の教育研究を支援することを目的に、多様な活動が実施できるように整備している。図書館は、平成 12 年の増改築後、日曜開館の実施、文献画像伝送システム、自動貸出返却システムの導入など、利用者のための改革に取り組み、成果を上げている。図書館資料は教員の推薦のもとに系統的に収集し、管理している。また、情報処理センターと連携し、情報ネットワークの構築、電子ジャーナルの受入等により、教育研究のための利便性が格段に向上している。情報処理センターは各部局に情報処理端末室を整備するとともに、研究室、講義室でも情報処理が可能になるよう、セキュリティ面に配慮して情報ネットワークを構築している。地域連携推進センターは機器活用部門への大型設備、機器の登録及び共同利用並びに管理運営の集約化を推進し、学外者にも開放し、利用者の利便性向上を図っている。

以上より、本学が編成した教育組織を運営し、教育課程を実現するためにふさわしい施設・設備、情報ネットワーク及び教育上必要な資料を整備し、また、これらを運用する方針を明確に規定し、構成員に周知しており、有効に機能している。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

本学の教育活動については学務部が学生の履修状況や卒業・修了状況、及び教員の授業担当状況、時間割、シラバスなどの基礎的データを収集・蓄積している。教育の国際交流活動については国際交流センターが、公開講座などの生涯学習については地域連携推進センターが資料の収集と蓄積に当たっている。教育課程の編成や授業改善の検討に必要な資料の収集と蓄積については大学教育総合センター、点検評価委員会、教務（学務）委員会等が当たっている。また、平成 18 年度から実施される教員の評価のためのデータベースには教育活動の項目も含まれている。このように本学では様々な方法と組織を通じて教育活動全体の把握に努めている。

在学生の意見聴取は授業アンケート、学生と担任の懇談会、学生と学長の懇談会、学生議会からの要望等様々な方法で行われており、本学の教育活動の改善・向上に反映させている。学外関係者の意見聴取については、各部局が実施する外部評価があるほか、卒業生、保護者、インターンシップや就職先の企業、高等学校等からも適宜行っている。また、岩手ネットワークシステム（INS）をはじめ、本学が力を入れている地域とのネットワークも学外関係者の意見を聞く機会となっている。

本学の教育活動に関して収集・蓄積した資料は教育研究評議会、教育推進本部、点検評価委員会、大学教育総合センター、教授会、教務（学務）委員会等の組織を通じて、全学共通教育や各学部・研究科の教育課程の見直しに反映されている。また、学生による授業評価は各教員が自分の教育活動を見直す機会として特に有効であり、FD 合宿などのファカルティ・ディベロップメントと併せて、個々の教員の教育に対する意識の向上と授業改善に役立っている。

学務部職員や技術職員等の教育支援者に対しては、本学の教育活動の一翼を担う不可欠な要員として必要な研修を行っている。また、TA に対しては、学業との両立に配慮しながら、事前研修のほか、担当教員が適宜

岩手大学

必要な指導を行っている。

基準 10 財務

本学では、基盤的教育研究や本学の研究成果を活かした地域貢献のための資産整備など、教育研究活動に十分な資産を有しているほか、施設設備の増改修やメンテナンスについても、全て自己資金で対応しており、借入金などの実質的な債務は負っていない。老朽化した施設設備について、現状では支障がないが将来に向けた対応が課題である。

学生納付金や外部資金等の様々な自己収入の継続的確保や増収に向けた努力を続けているほか、国立大学法人運営費交付金もあわせ、経常的な収入は確保されている。

本学の活動の財務上の基礎となる計画として、平成 17 年度に本中期計画期間中の財務計画を策定し、関係者に周知している。

収入予算や支出予算、資金状況等について、月次の決算を行いながら一元的に管理し、健全な財務状況を維持している。

本学の中期目標・中期計画に基づいた戦略的・効果的な予算編成の方針を定め、これを通じて適切な資源配分を行っている。

本学の財務諸表等については、官報への掲載等定められた方法による公表はもちろんのこと、本学のウェブサイトでも、専門的知識を持たなくても理解できるよう簡単な数値分析も取り入れた説明文とともにわかりやすく公表している。

会計監査については、役員である監事、監査法人が務める会計監査人、学内の内部監査室の3者を置き、相互に独立性を保ちながら連携を図ってそれぞれの視点で適正に行っている。

基準 11 管理運営

管理運営組織については、学長の下に大学運営の重要テーマに応じて理事・副学長を置いている。また、国立大学法人法に定める役員会、教育研究評議会及び経営協議会並びに各学部教授会が置かれ、大学の管理運営の機能を十全に果たしている。この他、学長・副学長会議、学部長等連絡会、学部運営会議及び各種委員会が機能して学内合意形成が円滑に行われている。

事務組織についても、組織再編や事務の効率化の面からグループ制に移行し、大学の管理運営の機能を十全に果たしている。

学生のニーズについては、学長・理事との懇談会等により意見・要望等を把握している。教員、事務職員等のニーズについては、懇談会、意見交換会及び関係シンポジウム等の開催を通じて把握しているほか、職員からの業務改善に向けたアイデア提案や各部局の外部評価の際に管理運営に関して評価を受けて把握している。

監事は、監事監査規則に基づき厳格な監査を行うとともに、その都度監査結果を構成員に示しているほか、主要な会議に出席し、本学の管理運営等に関わっている。

管理運営に関わる職員の資質の向上のため、階層別研修制度を整備し実施するとともに、多種多様な研修を実施している。

管理運営に関する方針は、国立大学法人岩手大学制度設計大綱に定め、本学の運営に必要な関係規則を整備するとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限を文書として明確に示している。

本学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報については、ホームページに随時掲載し、また、広報誌等を発行し配布するなど、本学の構成員のほか学外にも情報発信している。

自己点検・評価の実施体制については、全学対応としての点検評価委員会及び各部局の点検評価委員会又は運営委員会を置き、現状・問題点の把握・改善点の指摘等を審議する体制が整備されており、組織の役割・人的規模・組織間の連携や意思決定のプロセス等も整備されている。なお、全学的視点での自己点検・評価を推進するために恒常的な評価体制の充実に向け検討する必要がある。

自己点検・評価の結果については、本学の構成員及び関係機関に配布しているとともに、ホームページ上でも公開している。また、指摘事項については、各部局の点検評価委員会又は各教育研究支援施設の運営委員会から各ワーキンググループ等にフィードバックされ、そこで把握された問題点等を洗い出し、改善に結び付ける方策等について検討を行っている。

iv 自己評価書等リンク先

岩手大学のホームページ及び機構に提出した自己評価書本文については、以下のアドレスからご参照下さい。
なお、自己評価書の別添として提出された資料の一覧については、次ページ以降の「v 自己評価書に添付された資料一覧」をご参照下さい。

岩手大学	ホームページ	http://www.iwate-u.ac.jp/
	自己評価書	http://www.iwate-u.ac.jp/unei/ninshohyoka.html
機構	ホームページ	http://www.niad.ac.jp/
	自己評価書	http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou200703/daigaku/jiko_iwate_d200703.pdf

v 自己評価書に添付された資料一覧

基準	資料番号	根拠資料・データ名
基準1	1-1-2-1	国立大学法人岩手大学学則
	1-1-2-2	「履修の手引き」人文社会科学部 27～29 頁、教育学部 61 頁、工学部 131 頁、農学部 157 頁
	1-1-3-1	「岩手大学概要」
	1-2-1-1	「履修の手引き」
	1-2-1-2	人文社会科学部案内
	1-2-1-3	教育学部案内
	1-2-1-4	工学部案内
	1-2-1-5	農学部案内
	1-2-1-6	「学生生活の手引き」
	1-2-2-1	岩手大学案内
	1-2-2-2	大学公開説明会参加者状況
	1-2-2-3	一般選抜学生募集要項
	1-2-2-4	看板の写真
	1-2-2-5	ミュージアムガイドブック
	1-2-2-6	「Hi! こちら岩手大学」
	1-2-2-7	ガンダイニングの資料
	1-2-2-8	「全国大学サイト・ユーザビリティ調査 2005 国公立大学編 調査報告書」日経 BP コンサルティング社
	基準2	2-1-3-1
2-1-3-2		岩手大学教育推進本部規則、岩手大学大学教育総合センター規則、岩手大学大学教育総合センター全学共通教育企画・実施部門会議規則、岩手大学大学教育総合センター全学共通教育企画・実施部門会議分科会規則
2-1-4-1		国立大学法人岩手大学大学院学則
2-1-6-1		岩手大学特殊教育特別専攻科教育課程規則
2-1-6-2		岩手大学別科規則
2-1-7-1		岩手大学大学教育総合センター規則
2-1-7-2		岩手大学情報メディアセンター規則
2-1-7-3		岩手大学地域連携推進センター規則
2-1-7-4		岩手大学国際交流センター規則
2-1-7-5		岩手大学保健管理センター規則
2-1-7-6		岩手大学 RI 総合実験室規則
2-2-1-1		国立大学法人岩手大学教育研究評議会規則
2-2-1-2		岩手大学教育推進本部規則
2-2-2-1		岩手大学大学教育総合センター運営委員会規則、大学教育センター運営委員会議事録
2-2-2-2		岩手大学人文社会科学部教務委員会規則、教務委員会議事録
2-2-2-3		岩手大学教育学部学務委員会規則、学務委員会議事録

	2-2-2-4	岩手大学工学部教務委員会規則、教務委員会議事録
	2-2-2-5	岩手大学農学部教務委員会規則、教務委員会議事録
基準3	3-1-1-1	岩手大学組織検討委員会規則、組織検討委員会記録
	3-1-6-1	岩手大学教員の任用に関する規則
	3-1-6-2	岩手大学における外国人教員の任用促進に関する特例措置について
	3-2-1-1	各学部の人事委員会及び教員候補者選考委員会規則
	3-2-1-2	岩手大学工学部教員資格審査基準
	3-2-1-3	岩手大学農学部教員資格審査基準
	3-2-2-1	岩手大学教員評価指針
	3-2-2-2	岩手大学大学教育センター年次報告
	3-2-2-3	岩手大学人文社会科学部・人文社会科学研究科点検評価委員会規則、岩手大学人文社会科学部教員個人評価基準
	3-2-2-4	岩手大学教育学部点検評価委員会規則、岩手大学教育学部点検・評価の原則
	3-2-2-5	岩手大学工学部人事評価委員会規則、岩手大学工学部教員評価基準
	3-2-2-6	岩手大学農学部教員評価委員会規則、岩手大学農学部教員評価指針、岩手大学農学部教員評価基準、岩手大学農学部教員評価実施要領
	3-3-1-1	岩手大学人文社会科学部・人文社会科学研究科外部評価報告書
	3-3-1-2	岩手大学教育学部・教育学研究科外部評価報告書
	3-3-1-3	岩手大学工学部・工学研究科外部評価報告書
	3-3-1-4	岩手大学工学部・工学研究科教育研究活動状況一覧
	3-3-1-5	岩手大学農学部・農学研究科外部評価報告書
	3-4-1-1	岩手大学事務組織図
	3-4-1-2	岩手大学事務組織規則
	3-4-1-3	岩手大学技術部の組織再編について
	3-4-1-4	岩手大学人文社会科学研究科TA採用者一覧
	3-4-1-5	岩手大学教育学研究科TA採用者一覧
	3-4-1-6	岩手大学工学研究科TA採用者一覧
	3-4-1-7	岩手大学農学研究科TA採用者一覧
	3-4-1-8	岩手大学連合農学研究科TA・RA採用者一覧
	3-4-1-9	全学共通教育科目TA採用者一覧
基準4	4-1-1-1	入学者選抜要項
	4-1-1-2	岩手大学大学院人文社会科学研究科（修士課程）学生募集要項
	4-1-1-3	岩手大学大学院教育学研究科（修士課程）学生募集要項
	4-1-1-4	岩手大学大学院工学研究科博士前期課程学生募集要項
	4-1-1-5	岩手大学大学院工学研究科博士後期課程学生募集要項
	4-1-1-6	岩手大学大学院農学研究科（修士課程）学生募集要項
	4-1-1-7	岩手大学大学院・連合農学研究科（後期3年のみの博士課程）学生募集要項
	4-1-1-8	推薦入学学生募集要項
	4-1-1-9	岩手大学教育学部社会人特別選抜学生募集要項

	4-1-1-10	岩手大学案内等配布先一覧
	4-2-1-1	岩手大学大学院教育学研究科（修士課程）第2次学生募集要項
	4-2-1-2	岩手大学大学院工学研究科博士前期課程第2次学生募集要項
	4-2-1-3	岩手大学大学院工学研究科博士後期課程第2次学生募集要項
	4-2-1-4	岩手大学大学院農学研究科（修士課程）第2次学生募集要項
	4-2-2-1	私費外国人留学生募集要項
	4-2-2-2	入学者選抜要項 38 頁
	4-2-2-3	岩手大学人文社会科学部編入学学生募集要項 ー 一般選抜・社会人特別選抜 ー
	4-2-2-4	岩手大学工学部編入学学生募集要項
	4-2-2-5	岩手大学農学部編入学学生募集要項
	4-2-2-6	岩手大学農学部獣医学科学士編入学募集要項
	4-2-3-1	岩手大学入学者選抜全学委員会規則
	4-2-3-2	検査実施本部の実施体制
	4-2-4-1	岩手大学入学者選抜調査研究専門委員会規則
	4-2-4-2	平成 15 年度入学試験実施結果報告書 104～158 頁
	4-2-4-3	平成 16 年度入学試験実施結果報告書 121～161 頁
	4-2-4-4	全入時代に向けた入試の基本的考え方について
	4-3-1-1	入学者選抜の実施結果（平成 13 年度～平成 17 年度）
	4-3-1-2	入学者の超過人数
	4-3-1-3	組織検討委員会記録
基準 5	5-1-1-1	「履修の手引き」 1 頁
	5-1-1-2	岩手大学全学共通教育規則
	5-1-1-3	全学共通教育授業時間割表
	5-1-1-4	人文社会科学部授業時間割表
	5-1-1-5	教育学部授業時間割表
	5-1-1-6	工学部授業時間割表
	5-1-1-7	農学部授業時間割表
	5-1-1-8	人文社会科学部研究科授業時間割表
	5-1-1-9	教育学研究科授業時間割表
	5-1-1-10	工学研究科授業時間割表
	5-1-1-11	農学研究科授業時間割表
	5-1-2-1	全学共通教育の理念と教育目標
	5-1-2-2	全学共通教育シラバスの抜粋
	5-1-2-3	人文社会科学部シラバスの抜粋（代表的科目の選択）
	5-1-2-4	「総合科学論」の手引き
	5-1-2-5	教育学部シラバスの抜粋（代表的科目の選択）
	5-1-2-6	工学部シラバスの抜粋（代表的科目の選択）
	5-1-2-7	農学部シラバスの抜粋（代表的科目の選択）
	5-1-3-1	各学部の研究活動の成果を授業内容に反映させた代表的な例

5-1-3-2	「環境科学研究会例会」一覧
5-1-3-3	「現代学問論の再構築のための基礎的研究」
5-1-4-1	他学部、他大学開講科目の履修
5-1-4-2	北東北国立3大学協定書、単位互換実績、いわて5大学協定書、単位互換実績
5-1-4-3	岩手大学と放送大学との間における単位互換モデル構築に向けた研究プロジェクト実施報告書
5-1-4-4	外国大学との学生交流を示す資料
5-1-4-5	岩手大学編入学生の全学共通教育科目履修基準、岩手大学における既修得単位の認定実施要項
5-1-4-6	岩手大学における在学期間の特例に関する規則、岩手大学における長期にわたる教育課程の履修に関する規則、岩手大学転学部に関する規則、岩手大学転学科及び転課程取扱要項、早期卒業、長期履修制度、転学部、転学科の実績データ
5-1-4-7	岩手大学で開講の環境関連科目一覧
5-1-4-8	「各学部の特性を生かした全学的知的財産教育」(現代G P)、「現代G P関連開講科目
5-1-4-9	岩手大学工学部インターンシップ実施報告書
5-1-4-10	農学部インターンシップの実施状況
5-1-4-11	人文社会科学部主副専攻制度関連資料
5-1-4-12	工学部の補充授業のシラバス
5-1-4-13	岩手大学が単位認定する外国語資格試験(「履修の手引き」6頁)、認定のデータ
5-1-4-14	学部3年次大学院入学制度(「履修の手引き」9頁)
5-1-5-1	授業科目の単位(「履修の手引き」1頁)
5-1-5-2	履修単位数の上限に関する規則(「履修の手引き」4頁)
5-2-1-1	各学部及び全学共通教育授業科目一覧と授業形態の比率
5-2-1-2	英語習熟度別クラス編成資料
5-2-1-3	「基礎ゼミ」及び「初期ゼミ」のクラス編成と受講者数
5-2-1-4	S C Sの利用状況
5-2-1-5	英語におけるe-learning
5-2-1-6	T A実施状況を示す資料
5-2-1-7	本文記載の人文社会科学部の特色ある授業のシラバス等
5-2-1-8	本文記載の教育学部の特色ある授業のシラバス等
5-2-1-9	本文記載の工学部の特色ある授業のシラバス等
5-2-1-10	本文記載の農学部の特色ある授業のシラバス等
5-2-2-1	全学共通教育科目講義要目(シラバス)
5-2-2-2	人文社会科学部講義要目(シラバス)
5-2-2-3	教育学部講義要目(シラバス)
5-2-2-4	工学部講義要目(シラバス)
5-2-2-5	農学部講義要目(シラバス)
5-2-2-6	シラバス作成要項
5-2-2-7	全学共通教育科目に対する学生による授業アンケートのシラバスの項の分析結果

	5-2-2-8	「全学統一拡張Webシラバス」概要
	5-2-3-1	英語習熟度別クラス編成のためのTOEFL-ITP受験ガイダンス
	5-2-3-2	各学部開講の入門的科目の例
	5-2-3-3	担任教員制度等
	5-2-3-4	図書館開館時間、各学部学生用の部屋及び教室開放の資料
	5-2-3-5	情報探索入門
	5-3-1-1	各学部の学科・課程・コースごとの卒業認定基準
	5-3-2-1	平成16年度前期と平成17年度前期の成績分布
	5-3-2-2	工学部授業実施報告書
	5-3-2-3	大学教育センター教育評価・改善部門会議記録
	5-4-1-1	岩手大学大学院人文社会科学研究科規則
	5-4-1-2	岩手大学大学院教育学研究科規則
	5-4-1-3	岩手大学大学院工学研究科規則
	5-4-1-4	岩手大学大学院農学研究科規則
	5-4-1-5	岩手大学大学院連合農学研究科規則
	5-4-1-6	岩手大学学位規則
	5-4-2-1	岩手大学大学院学生便覧58・59頁
	5-4-4-1	岩手大学大学院連合農学研究科共通ゼミナール実施要項
	5-5-1-1	岩手大学大学院人文社会科学研究科大学院科目紹介
	5-5-1-2	岩手大学大学院教育学研究科履修案内
	5-5-1-3	岩手大学大学院工学研究科（博士前期課程）講義要目 SYLLABUS
	5-5-1-4	岩手大学大学院農学研究科（修士課程）講義要目 SYLLABUS
	5-5-2-1	連合一般ゼミナール講義概要
	5-6-3-1	岩手大学大学院連合農学研究科の学位論文審査等に関する中間発表会の申し合わせ
	5-6-3-2	岩手大学大学院連合農学研究科の学位論文審査等に関する細則
	5-7-1-1	岩手大学大学院学生便覧
	5-7-4-1	学生何でも相談室の資料
	5-7-4-2	意見箱の資料
	5-7-4-3	岩手大学大学院連合農学研究科ハラスメント問題調査委員会規則
基準6	6-1-1-1	岩手大学大学教育総合センター運営委員会規則
	6-1-1-2	各学部教務委員会資料
	6-1-1-3	「履修の手引き」11頁
	6-1-1-4	岩手大学人文社会科学部専門教育課程履修基準等
	6-1-1-5	教育実習・教育実習研究の受講資格（「履修の手引き」67頁）
	6-1-2-1	全学共通教育の単位取得、成績評価結果
	6-1-2-2	入学者追跡データ（学士課程・大学院課程）
	6-1-2-3	「教育職員免許状・各種資格の取得方法」（「履修の手引き」191頁）
	6-1-2-4	学部別取得可能な資格
	6-1-2-5	教育職員免許状取得者数

	6-1-2-6	各種資格等取得人数
	6-1-2-7	国家公務員試験情報
	6-1-2-8	大学院生の学会発表状況
	6-1-2-9	学生の受賞状況
	6-1-3-1	人文社会科学部 卒業時アンケート、アンケート用紙（教育学部）、工学部 授業アンケート用紙
	6-1-3-2	農学部の授業に関する学生アンケート実施報告書
	6-1-4-1	学部別主な就職先
	6-1-4-2	学部別主な進学先
	6-1-4-3	岩手大学学部卒業生の進路状況（13～17年度）
	6-1-4-4	岩手大学大学院修士課程生の進路状況（13～17年度）
	6-1-5-1	企業訪問のまとめ「企業の求める人材」
	6-1-5-2	就職ガイダンス
基準7	7-1-1-1	人文社会科学部新入生合宿研修実施要項
	7-1-1-2	新入生歓迎学部学科オリエンテーション資料
	7-1-2-1	「学生生活の手引き」16・17頁
	7-1-2-2	工学部学生委員会議事録
	7-1-2-3	「ピアサポート相談室」の資料
	7-1-3-1	学生議会の図と説明資料
	7-1-3-2	全学学生委員会議事録等
	7-1-5-1	特別コース（受講者数含む）・国際交流科目（受講者数含む）・チューター制の資料
	7-1-5-2	留学生指導教員・チューターの配置表、外国語の時間割・シラバス
	7-1-5-3	岩手大学における長期にわたる教育課程の履修に関する規則、実績
	7-1-5-4	ノートテイク従事集計表
	7-1-5-5	「岩手大学障害学生支援チーム」募集要項等
	7-2-1-1	利用状況
	7-2-2-1	支援内容一覧
	7-3-1-1	保健管理センターの資料、学生何でも相談室の資料
	7-3-1-2	「ジョブカフェ岩手大学スポット」の概要・仕事
	7-3-1-3	「学内公務員試験対策講座」・「企業合同セミナー」・「教員採用セミナー」の資料
	7-3-1-4	国立大学法人岩手大学ハラスメント防止規則
	7-3-1-5	「セクシュアル・ハラスメント相談窓口」
	7-3-2-1	「岩手大学留学生後援会」規約、支援事業一覧等
	7-3-2-2	国際交流会館等利用状況一覧
	7-3-2-3	環境整備を施した箇所を示す学内図
	7-3-3-1	学生と学長らとの懇談会における資料
	7-3-3-2	学生から保健管理センターへの意見・要望の資料
	7-3-4-1	「がんちゃん奨学資金貸与制度」資料
	7-3-4-2	国立大学法人岩手大学 法科大学院進学者地域貢献奨学金制度骨子

基準8	8-1-1-1	DATA of Iwate University
	8-1-2-1	岩手大学ネットワークセキュリティ委員会規則
	8-1-2-2	岩手大学情報メディアセンター情報処理部門会議規則
	8-1-2-3	岩手大学広報委員会ホームページ専門委員会要項
	8-1-3-1	施設マネジメント
	8-1-3-2	岩手大学人文社会科学部財務委員会規則
	8-1-3-3	岩手大学教育学部代議員会規則
	8-1-3-4	岩手大学工学部将来計画委員会規則
	8-1-3-5	岩手大学工学部財務委員会規則
	8-1-3-6	研究のための工学部管理の土地・建物の一時使用を許可する場合の申し合わせ
	8-1-3-7	岩手大学農学部施設委員会規則
	8-2-1-1	DATA of Iwate University 20頁
	8-2-1-2	岩手大学附属図書館の現状と課題
基準9	9-1-1-1	岩手大学大学教育総合センター教育評価・改善部門会議規則、岩手大学人文社会科学部教務委員会規則、岩手大学教育学部学務委員会規則、岩手大学工学部教務委員会規則、岩手大学農学部教務委員会規則
	9-1-1-2	教員個人評価教育活動の項目
	9-1-1-3	「岩手大学地域連携推進センター年報」生涯学習・知的資産活用部門 207～214 頁、「岩手大学国際交流センター年次報告」教育部門報告 23～48 頁
	9-1-2-1	「学生議会によせられた学生の意見に基づく要望について」
	9-1-2-2	学生による全学共通教育授業評価集計結果の教員への通知例
	9-1-2-3	優秀授業の選出
	9-1-2-4	人文社会科学部卒業直前アンケート
	9-1-2-5	教育学部専門授業改善アンケート（用紙、集計結果等）
	9-1-2-6	工学部「学生による授業評価」
	9-1-3-1	工学部「インターンシップ実施報告書」抜粋、全学共通教育及び人文社会科学部教育後援会報抜粋、教育学部教授会記録
	9-1-3-2	授業公開の資料
	9-1-4-1	岩手大学点検評価委員会規則、活動例として議事録等、各学部点検評価関連委員会規則、活動例として議事録等
	9-1-4-2	岩手大学教育推進本部規則、活動例として議事録等、岩手大学大学教育総合センター規則、活動例として議事録等
	9-1-4-3	全学共通教育改革骨子案
	9-1-4-4	平成17事業年度に係る業務の実績に関する報告書
	9-1-5-1	学生への授業アンケート集計分析結果の教員への通知例及び教員のレスポンス例
	9-2-1-1	岩手大学大学教育総合センター教育評価・改善部門規則
	9-2-1-2	ファカルティ・ディベロップメント報告書
	9-2-1-3	ITファカルティ・ディベロップメント実施状況
	9-2-2-1	各年度のFD合宿テーマ

岩手大学

	9-2-2-2	FDワークショップ的な事例
	9-2-3-1	研修一覧
	9-2-3-2	工学部技術部技術室研修資料、農学部技術部技術室研修資料
基準10	10-1-1-1	DATA of Iwate University 18頁(土地及び建物一覧)、貸借対照表
	10-1-1-2	地域連携推進センター概要
	10-1-2-1	国立大学法人岩手大学の予算の概要
	10-2-1-1	財務計画書「Gプラン」
	10-2-2-1	損益計算書、決算報告書
	10-2-3-1	平成18年度国立大学法人岩手大学予算の編成方針
基準11	11-1-1-1	平成17年度岩手大学概要 4・5頁
	11-1-1-2	国立大学法人岩手大学役員会規則
	11-1-1-3	国立大学法人岩手大学経営協議会規則
	11-1-1-4	岩手大学人文社会科学部教授会規則
	11-1-1-5	岩手大学教育学部教授会規則
	11-1-1-6	岩手大学工学部教授会規則
	11-1-1-7	岩手大学農学部教授会規則
	11-1-1-8	役員別の関係委員会等と事務組織との対応について
	11-1-1-9	国立大学法人岩手大学事務組織図について
	11-1-2-1	岩手大学学長・副学長会議規則
	11-1-2-2	岩手大学学部長等連絡会規則
	11-1-2-3	岩手大学学術推進本部規則
	11-1-2-4	岩手大学地域連携推進本部規則
	11-1-2-5	岩手大学人文社会科学部運営会議規則
	11-1-2-6	岩手大学教育学部運営会議規則
	11-1-2-7	岩手大学工学部運営会議規則
	11-1-2-8	岩手大学農学部運営会議規則
	11-1-2-9	岩手大学通報 No.443 別冊 4頁
	11-1-3-1	昼食会(ガンチョンタイム)関係資料
	11-1-3-2	法人化後の大学運営に関する懇談会関係資料
	11-1-3-3	国立大学法人岩手大学の運営に関する意見交換会関係資料
	11-1-3-4	キラッ!と光る あなたのアイデア 業務改善関係資料
	11-1-3-5	岩手県高等学校長協会教育懇談会関係資料
	11-1-3-6	いわて5大学学長会議シンポジウム関係資料
	11-1-3-7	「農学系」研究・教育評価報告書
	11-1-3-8	平成15年度外部評価に基づく総括と展望および今後の課題(農学部附属寒冷バイオシステム研究センター)
	11-1-3-9	岩手大学地域共同研究センター総合評価報告書
	11-1-4-1	国立大学法人岩手大学監事監査規則
	11-1-4-2	監事監査実施状況資料

11-2-1-1	国立大学法人岩手大学学長選考規則
11-2-1-2	国立大学法人岩手大学学長選考会議規則
11-2-1-3	国立大学法人岩手大学理事に関する規則
11-2-1-4	岩手大学人文社会科学部学部長選考規則
11-2-1-5	岩手大学教育学部学部長選考規則
11-2-1-6	岩手大学工学部学部長選考規則
11-2-1-7	岩手大学農学部学部長選考規則
11-2-1-8	岩手大学大学院連合農学研究科学部長選考規則
11-2-1-9	岩手大学通報No.443 別冊
11-2-2-1	アクセス状況資料
11-2-2-2	岩手大学通報
11-2-2-3	岩手大学人文社会科学部紀要
11-2-2-4	岩手大学教育学部学会報告書
11-2-2-5	岩手大学農学部年報
11-2-2-6	岩手大学農学部附属寒冷バイオシステム研究センター年報
11-2-2-7	岩手大学農学部附属寒冷フィールドサイエンス教育研究センター年報
11-2-2-8	連大年報No.7
11-2-2-9	広報誌 erudio
11-2-2-10	岩手大学情報処理センター報告Σ
11-2-2-11	岩手大学保健管理センター紀要
11-3-1-1	岩手大学点検評価委員会規則
11-3-1-2	岩手大学人文社会科学部・人文社会科学研究科点検評価委員会規則
11-3-1-3	岩手大学教育学部点検評価委員会規則
11-3-1-4	岩手大学工学部点検評価委員会規則
11-3-1-5	岩手大学農学部戦略企画・評価室規則
11-3-1-6	岩手大学大学院連合農学研究科点検評価委員会規則
11-3-1-7	岩手大学情報メディアセンター運営委員会規則
11-3-1-8	岩手大学地域連携推進センター運営委員会規則
11-3-1-9	岩手大学国際交流センター運営委員会規則
11-3-1-10	岩手大学保健管理センター運営委員会規則
11-3-1-11	岩手大学大学院連合農学研究科教授会規則
11-3-1-12	「自己点検評価報告書－新たな段階に向けて－」（岩手大学人文社会科学部・大学院人文社会科学研究科）
11-3-1-13	岩手大学教育学部自己点検評価書・外部評価資料
11-3-1-14	工学部・工学研究科自己評価報告（外部評価資料1～9）
11-3-1-15	岩手大学農学部自己点検評価報告書
11-3-1-16	岩手大学大学院連合農学研究科における教育研究の現状と課題並びにその改善の方策
11-3-1-17	研究活動面における社会との連携及び協力に関する岩手大学の取組の実績と効果（岩手大学地域共同研究センター自己評価）

岩手大学

11-3-1-18	岩手大学の現状と課題
11-3-2-1	各部局等の自己評価報告書等の配布先一覧
11-3-3-1	「教育サービス面における社会貢献」評価報告書
11-3-3-2	「教養教育」評価報告書
11-3-3-3	「研究活動面における社会との連携及び協力」評価報告書
11-3-3-4	「国際的な連携及び交流活動」評価報告書
11-3-3-5	「農学系」評価報告書
11-3-4-1	大学評価・学位授与機構による評価結果への対応について

秋田大学

目 次

I	認証評価結果	2-(3)-3
II	基準ごとの評価	2-(3)-4
	基準1 大学の目的	2-(3)-4
	基準2 教育研究組織（実施体制）	2-(3)-6
	基準3 教員及び教育支援者	2-(3)-10
	基準4 学生の受入	2-(3)-13
	基準5 教育内容及び方法	2-(3)-16
	基準6 教育の成果	2-(3)-24
	基準7 学生支援等	2-(3)-27
	基準8 施設・設備	2-(3)-31
	基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	2-(3)-33
	基準10 財務	2-(3)-36
	基準11 管理運営	2-(3)-38
<参 考>		2-(3)-43
i	現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(3)-45
ii	目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(3)-46
iii	自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(3)-48
iv	自己評価書等リンク先	2-(3)-55
v	自己評価書に添付された資料一覧	2-(3)-56

I 認証評価結果

秋田大学は、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

当該大学の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 教養教育科目として『秋田大学論Ⅰ、Ⅱ』を開設することにより、学生が大学の目的、特性、現況、将来像についての理解を深め、学生に大学の目的の周知を図り、かつ秋田大学での主体的学習を促進している。
- 教育推進総合センターを設置して教養教育に力を注ぐこととともに、充実したカリキュラム運営になっている。
- 平成15年度に「三学部連携による地域・臨床型リーダー養成」、平成18年度に「ゲーミング・シミュレーション型授業の構築—社会的実践力を培う体験的学習プロジェクト—」が文部科学省特色GPに採択されている。また、平成17年度に「教育研究リーダーの学校臨床型養成」が文部科学省教員養成GPに採択されている。
- 教育成果の検証に関する調査を多彩な方法で実施している。
- 学習をサポートする体制として、学生による学習支援及び相談活動「学習ピアサポート・システム」を平成18年度から導入している。
- 学期の半ばに中間評価を実施したり、同僚評価の結果を授業担当者にフィードバックするなど、独特の工夫がなされている。

当該大学の主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 大学院設置基準違反とは言えないが、各教科に係る「専攻」に準じる形で教育研究活動を実施している教育学研究科教科教育専攻の「専修」のいくつかでは、教員配置状況が「教科に係る専攻において必要とされる教員数」を下回っている。
- 大学院の一部の課程、及び専攻科では、入学定員充足率が低い状況が見られる。

II 基準ごとの評価

基準 1 大学の目的

- 1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準 1 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-1-① 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

大学の目的は、学則第 1 条及び大学院学則第 2 条に、「学術、文化の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって平和文化の進展に寄与する人材の育成を目的とする。」「大学の目的使命に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。」とそれぞれ定められている。また、「国際的な水準の教育・研究の遂行」、「地域の振興と地球規模の課題の解決」、「国の内外で活躍する有為な人材の育成」という全学の教育研究活動の基本理念を定めるとともに、これらを達成するための基本的目標や養成する人材像を教育目標として定めており、これらは大学概要等に明確に示されている。このほか、各学部及び研究科においても、養成しようとする人材像を明確にした教育研究の目的が定められ、学部案内や研究科案内等にそれぞれ明確に示されている。

これらのことから、大学の目的が明確に定められていると判断する。

- 1-1-1-② 目的が、学校教育法第 52 条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学の目的は、学校教育法第 52 条に規定された大学一般に求められる目的を踏まえ、学校教育法の基本的な考え方の上に、当該大学独自の理念や特性を加味し、具体化されていることから、目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的から外れるものではないと判断する。

- 1-1-1-③ 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第 65 条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学院の目的は、学校教育法第 65 条に規定された大学院一般に求められる目的を踏まえ、各研究科において、それぞれの教育研究活動の特性のもとに、教育研究の目的として目指す方向性や養成しようとする人材像等を掲げていることから、大学院の目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものではないと判断する。

- 1-2-1-① 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

大学の目的は、大学概要、大学ウェブサイト、『秋田大学広報誌アプリーレ』、『キャンパスライフ』、『秋田大学論 I、II』等を活用し、大学の構成員に公表・周知している。なお、周知に当たっては、印刷媒体

や大学ウェブサイトへの掲載のほか、教養教育科目の授業や新任教員研修会等において、学長や大学役員から、大学の目的についての講話が行われている。また、平成18年には、理念・目標を携帯可能なカードに印刷して、教職員及び学生に配布し、さらなる周知に努めている。

これらのことから、目的が、大学の構成員に周知されていると判断する。

1-2-② 目的が、社会に広く公表されているか。

大学の目的は、大学概要、大学ウェブサイト、『秋田大学広報誌アプリーレ』、大学入学案内等を活用し、社会に広く公表している。また、平成17年に教育推進総合センターが当該大学の卒業生を受け入れている事業所を対象に「教育成果の検証に関する調査」を実施したが、その調査結果から大学の目的が学外に広く理解されていると認められている。

これらのことから、目的が、社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教養教育科目として『秋田大学論Ⅰ、Ⅱ』を開設することにより、学生が大学の目的、特性、現況、将来像についての理解を深め、学生に大学の目的の周知を図り、かつ秋田大学での主体的学習を促進している。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

- 2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-① 学部及びその学科の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は、教育文化学部、医学部、工学資源学部の3学部から構成されている。

教育文化学部は、学校教育課程、地域科学課程、国際言語文化課程及び人間環境課程の4課程で構成されている。医学部は、医学科と保健学科で構成されている。工学資源学部は、資源系学科の地球資源学科、環境物質工学科の2学科と工学系学科の材料工学科、情報工学科、機械工学科、電気電子工学科、土木環境工学科の5学科で構成されている。これらの学科・課程は、いずれも「国際的な水準の教育研究の遂行」、「地域の振興と地球規模の課題の解決」、「国の内外で活躍する有為な人材の育成」という大学の理念に対応して融合的に機能している。工学資源学部の資源系学科は大学の伝統を活かし、社会的ニーズに対応した特色のあるものと言える。

これらのことから、学部及びその学科・課程の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成が学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-③ 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

当該大学における教養教育は、リベラルアーツとしての「教養教育」と専門基礎としての「基礎教育」から成る「教養基礎教育」として編成され、教養基礎教育から専門教育へと円滑に移行できるように設計されて、全学教員出動体制で実施している。

教養教育は、初年次ゼミ、目的・主題別科目、国際言語科目、スポーツ科学という四つの科目群から構成され、各学部とも20単位から24単位以上の履修を求めている。平成18年度からは、目的・主題別科目に「教養ゼミナール」を開設し、少人数授業によるきめ細かい指導を1、2年次生に対して実施している。

教養基礎教育のカリキュラムの企画・立案、教育内容、教育方法、教育環境の調査・研究・開発・評価等には、教育推進総合センターの教育活動部門と教育開発部門が当たり、教育活動部門の下には教養教育実施部会と基礎教育実施部会が置かれて、「『学習者』中心の大学教育」という大学の基本的目標の実現を目指し、教養基礎教育の充実と向上に向けた活動を展開している。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

2-1-④ 研究科及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院は、教育学研究科、医学研究科及び工学資源学研究科の3研究科で構成され、これらはそれぞれ教育文化学部、医学部及び工学資源学部に対応し、学部における教育との連携が図られている。

教育学研究科は、「21世紀の初等中等教育を担う、優れた質の高い教員の養成」を目標とし、学校教育専攻、教科教育専攻の2専攻12専修から構成されている。

医学研究科は、「最先端の医学・医療を学ぶ向上心と意欲を修得させるとともに、国際的な視野に立ち、専攻分野あるいはその隣接領域について自立した研究活動を行い、高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有する研究・教育者あるいは高度専門職業人の養成」を目的とし、構造機能系専攻、病理病態系専攻、社会医学系専攻、内科系専攻、外科系専攻の5系5専攻40分野、及び秋田県脳血管研究センターとの連合大学院である外科系（脳循環代謝動態学）の6系41分野から構成されている。

工学資源学研究科博士前期課程は、「国際的に活躍する資源、環境技術や先端科学技術に貢献する専門技術者、先端機能材料の開発を目指す専門技術者、マルチメディア社会に即応できる専門技術者、人と環境にやさしい機械システムの開発に貢献できる専門技術者、創造的エレクトロニクス専門技術者及びノーマライゼーション理念で社会基盤設計を行う専門技術者の育成」を目標とし、地球資源学専攻、環境物質工学専攻、材料工学専攻、情報工学専攻、機械工学専攻、電気電子工学専攻、土木環境工学専攻の7専攻から構成され、同後期課程は、「地球の資源・物質環境を考えた総合的な資源学の体系化、物質に関する広範囲の知識を総合した開発、組織的なものづくりと生活基盤整備、電気電子技術を基盤とした情報技術の開発のできる人材の育成」を目標とし、資源学専攻、機能物質工学専攻、生産・建設工学専攻、電気電子情報システム工学専攻の4専攻から構成されている。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-⑤ 研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成が大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑥ 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

昭和55年以来、1年課程の特殊教育特別専攻科を設置している。同専攻科は、障害児教育、特別支援教育の充実を図る方策の一環として、一般社会人を含む有資格者（大学等を卒業し、教員普通免許状を所有する者）を対象に、主に知的障害児を教育する養護学校教員の養成を目的とする知的障害教育専攻から成る。修了者は養護学校教諭一種免許状を取得することができる。

これらのことから、本専攻科の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-⑦ 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

全学的な施設・センターとして、地域共同研究センター、総合情報処理センター、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー、バイオサイエンス教育・研究センター、放射性同位元素センター、環境安全センター

の六つの学内共同教育研究施設と、評価センター、教育推進総合センター、学生支援総合センター、社会貢献推進機構、国際交流推進機構、知的財産本部、保健管理センターの七つのセンター・機構等を設置している。これらの施設・センターは、それぞれ規程に目的を明確に定め、大学の基本理念である「国際的な水準の教育・研究の遂行」、「地域の振興と地球規模の課題の解決」を目指して、大学の基本的目標である「基礎から応用までの研究、特に『環境』と「共生』を課題とした独創的研究、「環日本海地域をも含めた地域との共生」、「国際的な教育・研究拠点を形成し、地球規模の課題の解決」のために、それぞれの特性に基づいた教育研究活動を展開している。

また、各センター長等で組織する「学術研究企画会議」を月1回程度開催し、学術研究に関する重要事項を審議するとともに、各センター間の連絡調整、情報交換等の連携を図っている。

これらのことから、全学的なセンターの構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

学則第12条及び大学院学則第9条に基づいて、各学部及び研究科にそれぞれ教授会、研究科委員会が設置され、教育課程の編成に関する事、学生の入学・卒業その他その在籍に関する事や学位の授与に関する事等、教育活動に係る重要事項の審議が毎月行われている。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

平成16年4月に、「大学の理念と目的に沿って、教養基礎教育を中心とする教育体制の構築と教育活動を推進し、調査・研究活動により教養基礎教育及び専門教育の改善・充実を図るとともに、入学者選抜に関する調査・研究活動により入学試験の実施に関し改善を図ることを目的とする」教育推進総合センターを設置している。同センターは、教育活動部門、教育開発部門、入学者選抜部門の三つの部門から構成され、教育活動部門は、(1)教養基礎教育を中心とする大学教育の実施・運営に関する事、(2)教養基礎教育を中心とするカリキュラムの企画・立案等に関する事、(3)履修上の教育支援に関する事、(4)その他教育活動に関する事、教育開発部門は、(1)教養基礎教育を中心とする教育内容、教育方法、教育環境に関する調査・研究・開発・評価に関する事、(2)教育活動に関するFD活動に関する事、(3)その他教育開発に関する事、をそれぞれ業務担当している。教育活動部門には、下部組織として、教養教育実施部会と基礎教育実施部会が置かれ、実務に当たっている。センター全体の運営については、同センター長の下に「教育推進企画会議」が置かれ、「センターの運営に関する重要事項を審議」とともに、各部門の連絡調整に当たっている。

「教育推進企画会議」は2ヶ月に1回程度、部門会議は月1回以上開催され、教育方法及び授業科目の検討・改善等に関する審議を行っている。平成17年度には教養基礎教育授業科目の再編成、問題解決型授業の開設、学習相談体制の整備等の検討を行っている。

また、教育文化学部では教育内容・方法等検討委員会、医学部では医学科及び保健学科それぞれに学務委員会、工学資源学部では教育学生委員会が、各研究科では学務委員会等が設置されており、これらは原則として月1回開催され、教育課程に関する事等、教育全般にかかわる問題の審議を行っている。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が、適切な構成となっており、実質的な検討

が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教育推進総合センターを設置して教養教育に力を注ぐこととともに、充実したカリキュラム運営になっている。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員組織編成のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされているか。

教員組織は、それぞれの学部の特性に応じ、教育文化学部では講座制、医学部及び工学資源学部では大講座制による編成となっている。また、法人化後は、中期計画に「適切な教職員の配置等に関する具体的方策」に関する目標を定めるとともに、「国立大学法人秋田大学における教育系職員の任期に関する規程」等、教育系職員に関する諸規程等や「同一大学出身者の割合、外国人、女性及び障害者の積極的登用にに関する指針」を整備するなど、大学の活性化に向けた教員編成の推進を図っている。

これらのことから、教員組織編成のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされていると判断する。

3-1-② 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

平成18年5月1日現在、各学部配置されている教員は、教育文化学部が177人（常勤109人、非常勤講師68人）、医学部が431人（常勤272人、非常勤講師159人）、工学資源学部190人（常勤158人、非常勤講師32人）、センター等が10人（常勤10人）となっている。常勤は、学部又はセンター等に所属し、教授、助教授、講師が主要な授業科目を、非常勤講師は、一部の教養基礎教育科目と専門教育科目を担当し、助手は、実験、実習等の補助及び学生への学習支援を行っている。専任教員1人あたりの学生数は、学士課程5.52人、大学院課程1.19人である。

これらのことから、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-③ 学士課程において、必要な専任教員が確保されているか。

平成18年5月1日現在、教育文化学部109人（教授54人、助教授45人、講師10人）、医学部に272人（教授56人、助教授38人、講師45人、助手133人）、工学資源学部に158人（教授58人、助教授48人、講師17人、助手35人）、センター等に10人（教授2人、助教授6人、講師1人、助手1人）の専任教員が配置されており、学士課程における教育指導を遂行するために必要な専任教員を十分に確保している。

これらのことから、必要な専任教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学院課程（専門職大学院課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

大学院課程に配置されている研究指導教員及び研究指導補助教員は、平成 18 年 5 月 1 日現在、教育学研究科（修士課程）に 102 人（研究指導教員 63 人、研究指導補助教員 39 人）、医学研究科（博士課程）に 71 人（研究指導教員 71 人）、工学資源学研究科（博士前期課程）に 118 人（研究指導教員 95 人、研究指導補助教員 23 人）、工学資源学研究科（博士後期課程）に 103 人（研究指導教員 74 人、研究指導補助教員 29 人）である。

教育学研究科教科教育専攻は、国語教育専修、社会科教育専修など 10 の専修から構成されている。当該専攻の設置認可時点においては、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会の審査内規「教員養成大学に設置される大学院に関する審査内規について」に基づき、複数の教科を含む専攻の必要教員数は、当該専攻に含まれることとなる教科に係る専攻の基準の合計数とされていた。しかし、平成 15 年の準則主義化により、同審査内規は廃止されている。一方、設置されてから現在までの当該専攻の教育研究は、専修を専攻に準じる形で実施してきた実態がある。この状況に鑑み、当該専攻の各専修に対して教科に係る専攻の基準を準用すれば、いくつかの専修においては、教科に係る専攻において必要とされる教員数を下回っている状況が長期にわたって続いていることになる。このことは、当該専攻の教育研究の目的を達成する上で重大な支障があると考えざるを得ないが、準則主義の立場から、大学院設置基準に教科教育専攻の必要教員数の規定がないことを前提にすれば、当該専攻の現状を大学院設置基準違反と断ずることはできない。しかしながら、当該専攻の教育研究の目的を達成するためには、専攻に準じて教育研究活動を実施している専修が、教科に係る専攻において必要とされる教員数を下回っている現状は、可及的速やかに是正されなければならない。

これらのことから、教育学研究科教科教育専攻において、教育研究の目的達成の上で、不十分な教員配置状況にあるものの、大学全体としては必要な研究指導教員及び研究指導補助教員がおおむね確保されていると判断する。

3-1-⑤ 専門職大学院課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

該当なし

3-1-⑥ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別構成のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

教員組織の活動をより活性化するために、教員採用に当たっては、すべての学部において原則的に公募制が導入されており、年齢のバランスも考慮されている。性別のバランスについては、平成 18 年 5 月 1 日現在、男性が 476 人、女性が 73 人、そのうち外国人教員の男性が 8 人、女性が 1 人となっている。

なお、平成 16 年度に、中期計画及び年度計画に定める「教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置」に係る具体的方策の推進を図るため、「教職員の人事の適正化に関する推進会議」を設置し、平成 17 年度には「同一大学出身者の割合、外国人、女性及び障害者の積極的登用に関する指針」を策定している。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用・昇任は、「国立大学法人秋田大学教員選考基準」に基づいて実施されている。選考に当たっては、各学部において、それぞれの特性に応じた採用基準及び昇任基準を定め、教育上の指導能力や経歴も重視した審査が行われている。

また、研究科についても、基本的に学部の規程に準拠した取扱いがなされている。

これらのことから、教員の選考基準が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、機能しているか。

教育活動に関する評価については、教員昇任資格審査に伴う教育活動評価のほか、教養基礎教育科目及び専門教育科目に関する学生による授業評価、同僚評価、教員の自己評価が定期的実施され、評価結果が教員にフィードバックする体制が整備されている。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、機能していると判断する。

3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

各学部等における主要な授業科目の教育内容とそれを担当する教員の研究活動及び研究業績等はおおむね整合性を持っており、その検証は、教員の採用・昇任人事において、また教育課程編成時においても実施されていることから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-① 大学において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教育課程を展開するために、教務にかかわる事務職員 36 人が、各学部及び学務部教務課に、技術職員 91 人が、各学部、学科・課程に配置されている。

TA等の採用については、「秋田大学ティーチング・アシスタント取扱要項」、「秋田大学リサーチ・アシスタント取扱要項」に明示しており、任用計画書により、TA330 人、RA46 人が全学に配置されている。教養基礎教育科目については、主に英語関連の授業、とりわけ授業補助及びデータ処理等の教育支援事業の遂行、また専門科目については、講義・演習・実験及び実技における準備・教材整理・授業補助及びデータ処理等の教育支援業務の遂行を考慮して配置されている。

これらのことから、教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、また、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 大学院設置基準違反とは言えないが、各教科に係る「専攻」に準じる形で教育研究活動を実施している教育学研究科教科教育専攻の「専修」のいくつかでは、教員配置状況が「教科に係る専攻において必要とされる教員数」を下回っている。

基準4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されているか。

学士課程における全学のアドミッション・ポリシーは、「豊かな教養と専門性を備えた社会人になりたい学生」、「教育文化、医療・保健福祉、科学技術の発展に尽くしたい学生」、「国際的、学際的な分野で活躍したい学生」を求めるとして、平成16年に整備・策定されている。

これらは、各種媒体で公表されており、また大学説明会やオープンキャンパス、高校訪問等の機会においても積極的に活用され、志願者、高校関係者、保護者、社会一般に周知されている。

大学院課程においても、各研究科は、それぞれ独自にアドミッション・ポリシーを策定し、大学ウェブサイト及び各研究科の学生募集要項で公表している。

これらのことから、アドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

- 4-2-① アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

学士課程では、一般選抜、特別選抜（推薦入学Ⅰ・Ⅱ、社会人特別選抜、帰国子女特別選抜）、私費外国人留学生選抜、AO入学試験、編入学試験等で、入学後の学業に支障なく、基礎学力を持ち、高い学習意欲のある学生を選抜することに努めている。

一般選抜では、大学での専攻分野で必要とされる基礎的及び応用的学力の到達状況を大学入試センター試験と個別試験、実技試験、面接、小論文により総合的に判定している。

推薦入学では、大学入試センター試験を課さない推薦入学Ⅰと同試験を課す推薦入学Ⅱが行われている。推薦入学に当たっては選抜方法や面接、小論文、実技試験の採点・評価の基準やねらいを明確にし、志願者の特性や特徴を尊重した選抜を実施している。医学部では、平成18年度から、秋田県内の医師不足の解消に向けて、県内医療に従事する優秀な学生の確保と医師の養成を図るために、秋田県内高等学校出身者を募集対象とする「地域枠」を設けている。

工学資源学部を導入されているAO入試では、学力に偏ることなく、個性、意欲、積極性などを含めて、受験生の様々な能力を評価するために、「スクーリング」、「自己アピールを含む提出資料」、「口頭試問を含むいねいな面接」により、総合的に判断し、合否を判定している。

大学院課程では、一般選抜と特別選抜（社会人特別選抜、外国人留学生特別選抜）を実施している。

一般選抜では、筆記試験、口述試験、書類審査の結果を総合的に判定している。工学資源研究科の特別選抜においては、口述試験、書類審査の結果を総合的に判定している。工学資源学研究科博士前期課程では、学士課程3年修了者の受入れも実施している。

これらのことから、アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2-2② アドミッション・ポリシーにおいて、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

アドミッション・ポリシーは、全学、学部学科・課程、大学院研究科すべてにおいて年齢、国籍を問わずあらゆる志願者を対象にしたものである。

留学生については、学士課程の入学者選考において、日本語、総合科目、数学、理科などの日本留学試験及び個別学力試験の結果を総合して判定している。大学院課程において、工学資源学研究科では、外国人留学生特別選抜を実施し、また教育学研究科では、私費外国人留学生の志願者に対して学力検査科目について配慮を行っている。

社会人については、医学部保健学科理学療法学専攻では、調査書、自己推薦書、小論文及び面接の結果を総合して判定している。大学院課程において、教育学研究科では、現職教員の入学に配慮して外国語科目の代替に研究業績等を用いることを認めている。医学研究科では、社会人を対象とした昼夜開講制授業や研究指導時間の設定を平成13年度から導入し、受入体制を整えている。工学資源学研究科では、実社会で活躍する研究者・技術者・教育者等を現職のまま受け入れる社会人特別選抜を行っている。

編入学生については、医学部医学科では、平成18年度第1次募集では3次選考まで、第2次募集は2次選考までにわたるきめ細かい入学者選抜方法を採用している。

これらのことから、アドミッション・ポリシーに応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4-2-2③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

学士課程における入学者選抜試験の全学的な実施に当たっては、入学試験委員会、学力検査委員会、入試データ処理委員会、教育推進総合センター入学者選抜部門等が組織されている。大学院課程においては、研究科ごとに学務委員会等を中心にして入学者選抜が実施されている。

学部入試委員会では、当該学科等に関する小論文問題等の作成、実施、採点、面接の実施とともに、合格判定（案）を作成し、学部教授会で合否判定を行っている。また、入学試験の問題作成については、その適切性を確保するために、点検マニュアルを作成している。

入学者選抜の情報公開については、合格者の入学試験データ（総得点の平均点、標準偏差、最高点・最低点等）を公表するなど、透明性を高めている。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-2④ アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

学士課程の入学者選抜については、入学者選抜方法改善研究委員会によって検証が進められ、その結果については『入学者選抜研究報告書』を発行して、入学者選抜の改善に役立っている。

大学院課程の入学者選抜については、教育学研究科ではアドミッション・ポリシー策定後に入学した学生が今年度初めての修了者となるため、検証は行われていない。医学研究科では、アドミッション・ポリシーに従って入学した学生が、それぞれ目的のところに就職できたかどうかを、修了後の進路により、検証している。

これらのことから、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組がおおむね行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

学士課程における入学者に関しては、平成16年度から平成18年度の3年間平均で、教育文化学部が1.08倍、医学部が1.01倍、工学資源学部が1.02倍となっている。

大学院課程における入学者に関しては、教育学研究科修士課程においては、年度による増減はあるが、約0.80倍の定員充足率である。特殊教育特別専攻科における入学者に関しては、0.13倍から0.17倍の定員充足率となっている。さらに医学研究科においては、0.50倍から0.53倍の定員充足率となっている。工学資源学研究科においては、博士前期課程では、0.96倍から1.11倍の定員充足率であり、博士後期課程では、平成18年度は1.00倍の定員充足率であるが、平成16年度は0.75倍、平成17年度は0.38倍となっている。

なお、医学研究科においては、博士課程の入学定員の見直しや修士課程の設置等を含めた大学院改革の検討が進んでいる。

また、工学資源学研究科では、「大学院定員確保対策検討ワーキング」を立ち上げ、奨学金制度の充実、留学生・社会人入学者の増加策を検討するなど、入学者増加の推進に向けた検討が進められている。

これらのことから、入学定員と実入学者数との関係は一部を除いておおむね適切であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 大学院の一部の課程、及び専攻科では、入学定員充足率が低い状況が見られる。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1-① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置（例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）され、教育課程の体系性が確保されているか。

教養基礎教育科目は、当該大学の教育目標である「学習者」中心の大学教育を実現する基盤となる「幅広い知識と教養や総合的に考える力」を身に付けさせることを目的として、全学共通で初年次ゼミ、目的・主題別科目、国際言語科目、スポーツ科学から構成され、多様かつ特徴的な授業科目を配置している。

専門教育科目については、教養基礎教育を踏まえて、教育文化学部では、その基礎となる学問領域の専門性を充実しながら、応用力の習得を目指し、また実践力を培うことに力点を置いた教育方法による教育課程を編成している。医学部では、医療あるいは生命科学研究従事者としての諸能力の育成、及び国家試験受験資格取得に向けた教育課程を編成している。工学資源学部では、応用力や創造性を重視した専門教育、社会における科学技術の役割の実習、国際性を養う専門教育などの教育課程を編成している。

また、教養基礎教育のうち、教養教育科目は、学生に幅広く深い教養や総合的かつ自立的な判断力を身に付けさせるための科目であるのに対して、基礎教育科目は、専門教育の準備や基礎となる授業科目を履修する内容になっている。基礎教育科目の担当は、全学の専門教育担当教員であり、これによって基礎教育と専門教育の有機的な連携も実現している。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程の体系性が確保されていると判断する。

5-1-1-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

教養教育については、学生が幅広い知識と教養や総合的に考える力を身に付けることを目的として科目編成されており、初年次ゼミでは大学での生活・学習・基本的な考え方について習得するための授業内容を取り入れ、また日本語能力育成教育も進めている。基礎教育についても、各専門教育段階への円滑な移行を支える適切な内容の授業が配置されている。

専門教育については、各学部の特성에応じた特徴的かつ幅広い授業科目を開設している。例えば、教育文化学部では、複合的学部という性格から、授業科目及び内容は多様な分野によって構成され、授業内容は、教育課程編成の趣旨に基づいて用意されている。医学部医学科では、医師、もしくは生命科学研究者としての問題解決能力を身に付けるための内容をもった専門科目を展開している。医学部保健学科では、教養基礎教育科目、専門基礎教育科目、専門教育科目を系統立てて配置し、専門科目は医療専門職となるための必修科目で、目標とする国家試験受験資格取得に対応している。工学資源学部では、各学科の専門教育カリキュラムに加えて、「海外英語実習」、「テクニカルコミュニケーション」、「外国文献講読」により国際化時代に対応した資質の向上を「創造工房実習」、「卒業課題研究」を通じた問題発見解決能力や創造性の開発、「研究プロポーザル」によるエンジニアリングデザイン能力の向上を図る内容の授業科目を配置している。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。

各学部の代表的な研究成果が反映された授業例の一覧及びシラバス、研究者総覧、授業視察等の内容から、各教員の研究成果は、テキスト、シラバス等に反映されている。

これらのことから、授業内容が、研究活動の成果を反映したものになっていると判断する。

5-1-④ 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、編入学への配慮、修士（博士前期）課程教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

教養基礎教育及び各学部の専門教育において、それぞれの学部の教育目標や特性に応じながら、他学部の授業履修、単位互換、インターンシップ・カリキュラムの採用、編入学者への単位認定を実施しており、工学資源学部においては物理、化学の補充教育も実施している。また、「北東北国立3大学（弘前大学、岩手大学、秋田大学）での単位互換」及び「大学コンソーシアムあきた」が運営している県内大学等間の単位互換事業にも積極的に参加している。教育文化学部では「企業・行政研修」、「人間環境学体験実習」を導入し、専門科目として単位認定している。医学部医学科では、TOEFL等の成績に応じた教養基礎教育科目の単位認定や医学部附属病院内で臨床実習を終了した後に地域包括保健・医療・福祉実習（6年次、平成6年から）をカリキュラムに組み入れ、県内の主要病院や保健所等にて実践医療を経験する学習をさせることで単位を認定している。

平成15年度には、文部科学省が推進している「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」に、「三学部連携による地域・臨床型リーダー養成」、平成18年度には、「ゲーミング・シミュレーション型授業の構築—社会的実践力を培う体験的学習プロジェクト—」が採択された。また、平成17年度には、「大学・大学院における教員養成推進プログラム（教員養成GP）」に、「教育研究リーダーの学校臨床型養成」が採択された。

これらのことから、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

5-1-⑤ 単位の実質化への配慮がなされているか。

単位の実質化への配慮として、教育文化学部、工学資源学部では単位修得の上制限を実施している。医学部では、全専門科目必修の中で、自主学習を必須とする授業展開が進められている。シラバスにおいては自主学習を促す記述形態が定着し、また単位の実質化を促進するFD活動も進んでいる。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-1-⑥ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

該当なし

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用、TAの活用等が考えられる。）

教養基礎教育では、授業科目は講義、演習・ゼミ、実習、実験等の四つのカテゴリーから成り、1年次入学者には「初年次ゼミ」を必修として課し、学生参加型を重視した双方向的少人数教育、フィールド型授業、情報機器の活用、課題解決型学習、専門教育への導入教育などを行っている。

専門教育では、すべての学部において、講義、演習、実験、実習等の各種授業方法を取り入れた科目配置になっている。また、少人数制教育、対話型・討論型授業、フィールド型授業、チュートリアル教育、クリニカル・クラークシップなどの工夫ある授業方式も取り入れられている。

さらに、教養基礎教育及び専門教育において、授業理解を深め、学生の主体的学習を促進することを目的として、これら授業を支援するTAも積極的に活用している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

教養基礎教育及び各学部では、シラバスの基本構成として、授業の「開講期間」、「担当教員名」、「授業科目」、「到達目標」、「授業概要・計画」、「授業内容」、「履修要件」、「テキスト・参考書等」、「成績評価の方法と基準」、「オフィスアワー」、「キーワード」などの項目を含む、統一的書式をもったシラバスを作成している。

シラバスは、オリエンテーションやガイダンスで用いられるとともに、学生の授業外学習や授業選択で有効に利用されている。

さらに、例えば、工学資源学部の「シラバスの活用に関するアンケート」の授業評価調査でも、授業の選択科目を決める上でシラバスを参考にしたという回答が8割を超えていることから、その活用状況の高さが確認できる。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-③ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

自主学習及び多様な学習履歴の入学生への配慮等は、担任制の実施、オフィスアワー、シラバス、学習

環境の整備、チューターの配置、補充教育、習熟度別授業の実施等が教養基礎教育、専門教育を通して組織的に行われている。この取組が適切であることについては、工学資源学部における学生による授業評価で、「自学自習のための指示の適切性」に対する肯定的回答が多いことから確認できる。

また、基礎学力不足問題については、教育推進総合センター教育活動部門に基礎教育実施部会を設置し、実態調査を行い、対応策を検討している。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクリーニングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

卒業認定の基準は、秋田大学学則第16条（修業年限）、同34条（卒業の要件）、各学部規程により明確に定められている。成績評価の基準については、教養基礎教育及び各学部の専門教育について、それぞれの関係規程において明確に規定されている。これらの卒業認定基準や成績評価基準については、履修案内等を通じて学生に周知し、また入学時や新年度時のオリエンテーション、ガイダンスでも説明されている。

これらのことから、教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-3-② 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

卒業認定については、学部規程等に定める授業科目を履修し、実習及び必要とされる試験、課題、卒業研究等の履行によってそれぞれの要件を満たした者に対して、学部教授会の議を経て学長が卒業を認定している。

成績評価、単位認定については、シラバスに成績評価の方法等が記載されており、授業の特性に応じて、学生の学習状況や到達度について多面的に判定が行われている。

また、成績評価の実施状況については、教養基礎教育及び各学部とも、委員会等を組織して検証しており、分析結果の公開やこれら結果を踏まえたFD活動なども進められている。

これらのことから、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。

成績評価の正確性を担保する措置として、教養基礎教育及び各学部の成績評価について学生からの異議申立ての仕組みを整え、実施している。教養基礎教育では、平成16年度2期より、学生が教養基礎教育科目に関して質問・疑問がある場合には、教育推進総合センターを通して授業担当教員に確認することができる「成績評価確認制度」を運用している。教育文化学部では、各教員に連絡し、個別に対応している。工学資源学部では、申立ての内容が教員全員にフィードバックされ、教育活動の改善に生かされている。また医学部医学科では、成績評価の正確性を確保するために、6年次の統一試験の問題と正解を公開し、不

適切な問題は削除するなどの特徴ある取組を進めている。

これらのことから、成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられていると判断する。

<大学院課程>

5-4-1① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。

大学院研究科の教育課程の編成に当たっては、教育学研究科では、各専修が教育目的達成に必要な「必修科目」、「選択必修科目」、「選択科目」から構成される教育課程を編成している。医学研究科では、専攻ごとに、「主科目」、「副科目」、「選択科目」から構成される教育課程を編成し、学生の希望する研究と高度化し多様化する学術内容の進展に対応させている。工学資源学研究科の博士前期課程では、各専攻とも主要な技術分野について幅広く授業科目の教育課程を編成している。なお、演習と課題研究は必修科目としているが、その他の大半の科目は自由選択（選択科目）である。さらに、国際関係論などの特別講義を配置することによって、社会人としての素養が身に付けられるように配慮している。博士後期課程では、学生の自主性を尊重するカリキュラム体系となっているが、学生便覧で履修モデルを明示している。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野からの期待にこたえるものになっていると判断する。

5-4-1② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

各研究科とも、それぞれの教育目的と教育研究上の特性に応じて教育課程を編成し、その趣旨に沿った授業を配置している。また、医学研究科の社会人入学(夜間)にみられるように、学問分野及び社会的要請に対応した教育課程編成に向けて、さらなる検討も進められている。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-1③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したのとなっているか。

教育学研究科(修士課程)案内、医学研究科便覧、工学資源学研究科学生便覧等に、授業担当者の研究領域・成果を示すことによって、学生が授業担当教員の研究内容・成果と授業内容の整合性を把握・検証できるようにしていることから、授業の内容が、研究活動の成果を反映したのになっていると判断する。

5-4-1④ 単位の実質化への配慮がなされているか。

単位の実質化に向けて、各研究科では自習室等で自由に学習できる環境や研究室に配属して、指導教員との適切な指導が受けられる環境の整備に努めている。また、シラバスで授業科目ごとにオフィスアワーが明示されており、授業時間外の自主学習をサポートする体制が整えられている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-4-1⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

該当なし

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。)

各研究科の教育目的及び分野の特性に応じながら、講義、演習、実験、実習等の授業が配置されている。学習指導方法においては、「学習者」中心の大学教育を実現する少人数制の授業が、すべての授業科目で展開されている。

教育学研究科では、フィールド型授業として、附属学校・園での授業参観・参加、心理教育実践専修における臨床心理実習等の臨床型授業などを実施している。

医学研究科では、各専攻ともきめ細やかな個別指導を行うとともに、リサーチカンファレンス、抄読会、各種セミナー、研究会・学会等への積極的な参加と発表を課している。

工学資源学研究科では、学生との対話や討論を主体とする授業を数多く設置している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

教育学研究科及び工学資源学研究科においては、シラバスの基本構成として、「授業目的の明示」、「授業内容及び進行」、「授業形態・方法」、「成績評価方法と基準」、「教科書・参考書」、「オフィスアワー」などの共通項目を提示し、また統一的書式をもったシラバスを作成している。なお、医学研究科では、統一したシラバスを作成していない。

シラバスは、年度初めの履修届作成前に全学生に配布され、学生はシラバスから授業目的・内容を把握し、履修計画を立てるとともに自主学習を進めている。

これらのことから、おおむね適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業(添削等による指導を含む。)、放送授業、面接授業(スクリーニングを含む。)、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-6-① 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。

研究指導は、大学院学則及び各研究科規程に基づいて、各研究科とも学生に対する研究指導教員を定め、履修上の適切な指示や学位論文作成に向けての研究指導を行い、それぞれの分野における学位授与と養成しようとする人材像に向けた指導が行われている。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われていると判断する。

5-6-② 研究指導に対する適切な取組(例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、TA・RA(リサーチ・アシスタント)としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練等が考えられる。)が行われているか。

研究指導は、各専攻・専修における研究指導教員を主とし、必要に応じて他の分野の研究指導教員及び研究指導補助教員の協力を得つつ、あるいは複数の教員によるチーム的指導を実施している。研究テーマ

の決定に対する指導に関しては、担当指導教員の研究分野との関連を考慮しつつ、学生の自主性を尊重して実施している。

また、TA・RAの任用制度については、学士課程の学生に対する効果的な学生支援という側面や大学院生が教育活動に参画することによる教育・研究能力の育成という側面があることから、これを積極的に活用している。

これらのことから、研究指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5-6-③ 学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。

学位論文に係る指導体制に関しては、すべての研究科において、担当となる研究指導教員を主とし、さらに研究指導補助教員の協力を得る指導体制がとられている。その結果として、標準修業年限内学位取得率（平成14年度入学者数に対する標準修業年限内修了者数）は、教育学研究科では93%、工学資源学研究科（博士前期課程）では89.8%、工学資源学研究科（博士後期課程）では57.1%となっている。

また、医学研究科では、平成17年度の学位取得者は30人となっている。

これらのことから、学位論文に係る指導体制が整備され、機能していると判断する。

5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

大学院課程修了認定基準は、大学院学則第19条（修士課程及び博士前期課程の修了要件）、同20条（博士課程の修了要件）、同21条（博士後期課程の修了要件）、同22条（課程修了の認定）に明示している。また、授業修了基準、成績評価基準は、各研究科の規程に定めている。成績評価に関する基準は、履修案内、学生便覧等において記載することで周知し、オリエンテーションや各授業などにおいて説明している。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-7-② 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

成績評価については、シラバスに記載されている成績評価の方法等にしたが、学生の学習状況や研究進捗状況に関する多面的な判定が行われている。

修士課程及び博士前期課程・博士後期課程の修了認定については、大学院学則、学位規程、各研究科の規程に基づき、提出論文の内容、論文発表会での報告並びに質疑応答、及び修得単位数をもとにして、各専攻での修了認定審査が行われ、さらに研究科委員会での審議を経て、学長が学位授与を行っている。

大学院博士課程では、優れた業績を上げた者に対して、在学期間短縮の特例制度（課程修了の特例）を導入し、平成14年度1人、平成15年度1人、平成16年度2人、平成17年度1人、平成18年度1人が特例修了をしている。

これらのことから、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-③ 学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。

学位論文に係る審査体制は、大学院学則を踏まえ、学位規程に則って実施されている。課程修了後の学位論文は研究科長に提出され、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認は、研究科委員会が学位審査委員会を設けて行っている。学位審査委員会は3人以上（工学資源学研究科博士後期課程では5人以上）の学位審査委員をもって組織され、審査員は研究指導担当の教授であるが、必要があるときは研究科委員

会の議を経て、教授以外の研究指導担当の助教授を学位審査委員に充てることできる。また、研究科委員会の議を経て、他の大学院又は研究所等の教員の協力を得ることもできる。

研究科委員会は、学位審査委員会の報告を受けて合否判定を行い、研究科長は、その結果を学位論文の要旨等を添えて学長に提出し、学長は学位授与の決定を行い、学位を授与している。

これらのことから、学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能していると判断する。

5-7-④ 成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。

各研究科では、学生からの成績評価等に関する申立てがあり次第、大学院学務委員会等で対応している。工学資源学研究科では、申立てを行う場合「工学資源学研究科成績評価確認票」に、成績評価について質問・疑問等の内容を記載し、それに対する回答は担当教員が文書で行っている。

これらのことから、成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられていると判断する。

<専門職大学院課程>

該当なし

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教育目標としている「学習者」中心の教育を達成するために、教養教育科目が適切に配置されている。
- 平成15年度に「三学部連携による地域・臨床型リーダー養成」、平成18年度に「ゲーミング・シミュレーション型授業の構築—社会的実践力を培う体験的学習プロジェクト—」が文部科学省特色GPに採択されている。また、平成17年度に「教育研究リーダーの学校臨床型養成」が文部科学省教員養成GPに採択されている。

【改善を要する点】

- 医学研究科において、統一したシラバスが作成されていない。

基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

教育の目的に沿って、教養教育及び専門教育等において、大学及び各学部・研究科は、それぞれの目的に沿った形で、養成しようとする人材像を明示し、大学概要、学部概要、入学案内、履修案内、シラバス、大学ウェブサイト等に公表し、周知を図っている。

教育目的の達成状況を検証する取組としては、教育推進総合センターが、卒業生及び卒業生を受入れた就職先関係者に対して平成17年度に「教育成果の検証に関する調査」を実施し、教養基礎教育を中心とした当該大学の教育目的の達成状況を検証している。また、各学部・研究科においても委員会等を設置し、学生による授業評価をはじめ、進級判定、卒業判定、就職状況、国家試験合格率等に基づいた、それぞれの教育成果や達成状況を検証している。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位取得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

進級、卒業、修了状況について、学士課程では、全学で留年4.5%、休学2.1%、退学2.0%、除籍0.3%、大学院課程では、留年5.7%、休学3.3%、退学3.3%、除籍0.6%である。

資格取得状況等について、教育文化学部は、教員免許を卒業時に取得した学生は、平成15年度が164人、平成16年度が161人、平成17年度が163人となっている。また、医学部医学科は、医師国家試験平成18年度の合格率は94.0%で、国立医科系大学・学部の中では8位となっている。さらに、工学資源学部は、平成16年度に材料工学科及び土木環境工学科が、平成17年度に環境物質工学科がJABEEの教育プログラム認定を得ており、JABEE認定コースの修了生を輩出している。

大学院課程について、医学研究科及び工学資源学研究科における課題研究の成果は、国際会議や全国規模の学会で発表され、優秀論文賞や優秀講演賞などを受賞する学生もいる。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 学生の授業評価結果等から見て、大学が編成した教育課程を通じて、大学の意図する教育の効果があつたと学生自身が判断しているか。

平成17年度の授業アンケート（全学の回答者数12,307人）から、「授業の内容が十分身に付きましたか」

という問いに対して、肯定的な回答「そう思う」、「どちらかといえば思う」が47.9%、否定的な回答「どちらかといえば思わない」、「そう思わない」が13.2%となっている。また学部の授業アンケートでは、授業の目的や達成目標の理解、学習に対する学生自身の取組、教員の説明と内容の理解、授業の満足度等の設問に対して、肯定的な回答「そう思う（はい）」、「どちらかといえばそう思う」が、否定的な回答「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない（いいえ）」と比較して高率であり、大学の提供する教育について、学生はおおむね高い満足感を抱いていることがわかる。

これらのことから、大学の意図する教育の効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

卒業（修了）後の進路状況については、平成17年度学士課程卒業生851人のうち、174人（20.4%）が大学院へ進学し、612人（71.9%）が就職しており、進学・就職を合わせた進路決定率は92.4%である。

教育文化学部では、卒業生281人のうち、18人（6.4%）が進学、教職57人を含む222人（79%）が就職している。医学部医学科では、卒業生108人のうち、101人（93.5%）が医療関連に従事するかもしくは進学している。工学資源学部では、卒業生462人のうち、289人（62.5%）が就職し、156人（33.8%）が進学しており、就職先としては、大半が建設業、製造業に占められている。

大学院修了生は、教育学研究科では、32人の修了生のうち、1人（3.1%）が進学、教職9人を含む16人（50%）が就職している。医学研究科では、30人のうち、29人（96.6%）が就職し、工学資源学研究科では、146人のうち、133人（91.1%）が就職し、5人が進学している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しているか。また、その結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成16年度から17年度にかけて、当該大学における教育成果が社会においてどのように評価されているか、また、卒業生は当該大学における教育・学習活動をどのように評価しているかを明らかにするため、平成13年度（医学部医学科は平成15年度）の卒業生とその卒業生を受け入れている事業所を対象に、全学的な教育成果調査として「教育成果の検証に関する調査」が実施されている。《卒業生対象者数856人（うち回答者数162人）、事業所対象数689カ所（うち回答事業所数135カ所）》

その結果、半数近くの卒業生から教養基礎教育科目は「役立っている」との肯定的な回答を得ている。また、専門教育が現在の仕事・業務に「役立っている」との肯定的な回答は91.9%、「役立っていない」との否定的な回答は0.9%となっている。

事業所からの回答では、当該大学の卒業生について日頃感じていることとして、「向上心に富み、常に新しい知識・技術を吸収しようとする姿勢が見られる」かとの問いに対して、「非常にそう思う」「そう思う」との回答が74.0%、「あまりそう思わない」「そう思わない」との回答が2.2%、また、「専門的能力を有している」かとの問いに対しては、「非常にそう思う」「そう思う」との回答が44.5%、「あまりそう思わない」「そう思わない」との回答が4.4%となっている。

これらのことから、在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しており、その結果から、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教育成果の検証に関する調査を多彩な方法で実施している。

基準7 学生支援等

- | |
|---|
| <p>7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。</p> <p>7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。</p> <p>7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。</p> |
|---|

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<p>7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。</p>

全学新生オリエンテーションを含め、すべての学部、研究科において年度初めにガイダンスが行われ、医学部では入学後早期に宿泊型オリエンテーションが行われている。新入生に対する初年次ゼミは、大学における学習活動の進め方を理解させると同時に、専門科目の学習や専門領域の選択のためのガイダンス機能も果たしている。

また、すべての学部で担任制を採用しており、担当教員が学生の履修に関する指導も行っている。教育学研究科では、科目履修にあたって指導教員が履修すべき科目の指導を行っている。医学研究科では、各専攻の指導教員が個別に履修指導を行っている。工学資源学研究科では、ガイダンスを実施し、履修方法及びカリキュラムについて説明と指導を行っている。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

<p>7-1-② 学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定等が考えられる。）が適切に行われているか。</p>
--

全学的にオフィスアワーによる学習相談、助言体制が整備されている。また、全学部でクラス・学科担任制を導入し、学生の学習相談や進路相談等をはじめ、様々な生活相談に対応している。

また、教育推進総合センターが実施する研修を受けた学生を「ピアサポーター」に委嘱し、学生同士の学習支援及び相談活動を通じて、学生（特に1年次生）が学習に関する様々な課題に直面した際に、課題克服に向けて学習をサポートする体制として「学習ピアサポート・システム」が学習・進学相談の新たな取組として平成18年度から導入されている。

これらのことから、学習相談、助言が適切に行われていると判断する。

<p>7-1-③ 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。</p>
--

学習支援に関する学生のニーズについては、全学的には、4年に1度、学務部学生課が「学生生活実態調査」によって学業・学生生活、心身の健康、卒業後の進路、生活支援の満足度・要求等についての調査から、学生のニーズを把握し、分析している。

また、学長と学生との懇談会を開催して、学長が直接、学生からの学習支援に関するニーズや提案を含めた意見聴取する機会を設けている。各学部においても、クラス担任制、学部長・教員との懇談会の開催、意見箱の設置などの諸施策によってニーズの把握に努めている。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-1-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-⑤ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）への学習支援が適切に行われているか。

留学生の支援については、支援スタッフとして日本語科目担当教員や学生チューターを配置し、学習成績、単位修得、資格取得等についての助言やレポート作成の際の日本語支援等が行われている。さらに、日本語の能力が十分ではない留学生に対しては、補講や専門教育の補習も実施している。また、附属図書館では、平成17年度から留学生との懇談会を年1回開催し、留学生の意見や要望を取り入れている。

編入学生に対しては、各学部とも担当の委員を配置し、学習上の指導や助言をはじめ、教務関係、厚生関係等の相談にも応じている。社会人学生については、大学院学則の第13条に基づき、夜間やその他特定の時間又は特定の時期に授業を実施するほか、授業履修の配慮や学習の相談のための体制を整備している。

障害のある学生に対する学習支援について、教育文化学部では、各課程主任や専修・講座主任を通して随時情報を提供している。医学部では、指導内容や成績評価における配慮を行っている。工学資源学部では、受験の際、事前に照会するよう募集要項に記載し、受験や入学の場合に、教育学生委員会及び学部事務部が協力するなどの対応が取られている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への学習支援が適切に行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

自主的学習環境として、すべての学部で、空いている教室を学生自習室として開放している。研究室に配属される学部4年次生及び大学院生には、各研究室等において机など必要な備品が用意されている。

学生用情報端末は手形地区（教育文化学部、工学資源学部等）の総合情報処理センター、本道地区（医学部、医学部附属病院等）の情報処理端末計算機室（保健学科ではコンピュータ演習室）にあり、学生は登録して利用できる体制が整えられている。また、学生の自学自習環境の整備への配慮として、附属図書館では、平日は21時まで、総合情報処理センターでは、平日20時まで利用時間の延長を実施している。医学部では、臨床実習期間に、附属病院の臨床カンファレンス室も深夜まで開放し、本道会館（研修室・談話室）とともに自主学習の場として提供している。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

課外活動支援は、平成16年4月の学生支援総合センターの設置に伴い、課外活動支援部門を中心に実施されている。平成18年度学生支援総合センターへの登録団体は、体育系が53団体、文化系が27団体あり、体育系組織を統轄する自治組織としては体育会がある。学生総合支援センターでは、折りたたみ椅子等の備品の提供、駅伝大会、大学祭、「今日歩」大会等の行事への物品の購入支援、各種団体への経費の一部支援、スキー合宿・サークルリーダー研修会の開催などを行っている。課外活動施設・設備の老朽化への対策など、学生からの要求に対しては、修復整備の年度計画を立てて、順次実施している。

これらのことから、支援が適切に行われていると判断する。

7-3-① 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。

学生のための相談体制に関しては、保健管理センター内に、「学生相談所」が設置され、医師・看護師・臨床心理士など専門の相談員が対応しているほか、学生支援総合センターには、学生支援担当職員が対応する「よろず相談室」、工学資源学部には、臨床心理士が担当する「学生なんでも相談室」が整備されている。

セクシュアル・ハラスメントに関しては、学内規程を設け、予防及び問題に対する対応を行い、セクシュアル・ハラスメント相談員を配置し、学生からの相談体制も整えられている。

就職支援体制に関しては、全学的には学生支援総合センターが、各学部においては就職支援室等が、就職ガイダンスの実施、就職懇談会の実施、就職情報の分析及び提供、就職相談、就職先の開拓などの就職支援を行っている。

これらのことから、必要な相談・助言体制が整備され、機能していると判断する。

7-3-② 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等が適切に行われているか。

留学生に対する生活支援は、平成 17 年度に学生支援組織として「教育研究支援基金」を設立し、居住費支援、経済的支援を中心に進めている。また、留学生の居住施設として留学生会館、国際交流会館を設置している。学部においても、外国人留学生受入経費助成金給付制度による渡航費支援（医学部）や外国人留学生奨学資金援助制度（工学資源学部）による経済的支援が行われ、多くの留学生がこれらを活用している。

障害のある学生のための情報の提示や施設設備のバリアフリー化が推進されている。また、附属図書館では、介助が適切に実施されるよう図書館職員やボランティアによる支援体制を整備しているほか、車椅子、スロープ、エレベーターを設置している。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への生活支援等が適切に行われていると判断する。

7-3-③ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

学生生活実態調査は、4年に1回、全学的に実施され、生活支援等に関する学生ニーズを総合的かつ詳細に調査し、その結果を教育研究や学生生活支援の改善や充実に役立てている。また、学生の声を直接聴取する貴重な機会として、「学長と学生との懇談会」や医学部での学部長及び学務委員会委員による懇談会「学生との話し合いの会」を定期的で開催している。また、各キャンパスには意見箱を設置し、学生からの意見や要望を把握している。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-3-④ 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

学生の経済面の支援としては、日本学生支援機構、都道府県、市町村、民間団体等からの奨学金制度、授業料免除制度があり、また「教育研究支援基金」による大学独自の全学的な奨学金制度など、経済支援の強化を推進している。

医学部医学科では、医学科後援会奨学基金からの生活費及び学費貸与制度、秋田大学医学部創立 20 周

秋田大学

年記念会から受入れた奨学寄附金を基に「秋田大学医学部医学科国際交流基金」による支援制度、工学資源学部では、秋田大学鉱山学部創立 75 周年記念会から受入れた奨学寄附金を基に「秋田大学工学資源学部国際交流基金」による支援制度があり活用されている。

学生寄宿舍については、男子用 1 寮(北光寮)と女子用 2 寮(手形寮、本道寮)が設置されており、北光寮では、定員 240 人に対して 129 人、手形寮では、定員 40 人に対して 40 人、本道寮では、定員 31 人に対して 31 人が入寮している。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 7 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学習をサポートする体制として、学生による学習支援及び相談活動「学習ピアサポート・システム」を平成 18 年度から導入している。

基準 8 施設・設備

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。

校地面積は 353,898 m²、校舎面積は 177,340 m²であり設置基準を満たし、また学生の学習活動及び課外活動にふさわしい条件を備えている。

校舎等施設には、学長室、会議室、事務室、研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室、語学学習用教室、学生用情報端末室）、医務室（保健管理センター）、学生自習室、学生控室等を備えている。

教育文化学部や工学資源学部等がある手形地区及び医学部等がある本道地区のいずれのキャンパスにも運動場及び図書館を有している。運動施設としては、陸上競技場、多目的グラウンド、野球場、体育館、プール、テニスコート、弓道場がある。附属図書館本館及び同医学部分館には、教育研究上必要な資料を整備し、閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫が設置されている。

附属施設として、教育文化学部には、附属小学校・中学校・養護学校・幼稚園・教育実践総合センター、医学部には附属病院、工学資源学部には、ものづくり創造工学センター及び附属鉱業博物館を設置している。

これらのことから、施設・設備が整備され、有効に活用されていると判断する。

- 8-1-② 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

情報ネットワークについては、総合情報処理センターが主に管轄し、教職員・学生が学外からも電子メールや掲示板機能を利用できるウェブメールが導入され、情報連絡手段の環境も整備している。また、学内外の情報セキュリティ管理は、「秋田大学情報セキュリティポリシー」に従い、ウイルスチェックなどが実施されている。スペース・コラボレーション・システム（SCS）を活用した画像・音声伝送、遠隔授業実施の環境整備等を行うとともに、全学情報教育及び学生の自習支援のためのパソコンは197台あり、端末室は平日20時まで利用可能とし、土曜日においては半日開館等を行っている。附属図書館の情報検索システムは、24時間対応可能なシステムとして整備されている。

これらのことから、情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されていると判断する。

- 8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

施設・設備の運用に関する方針については、「秋田大学施設マネジメントの基本理念・基本方針」に、また、教育研究共用スペースの確保については「秋田大学における教育研究施設の有効活用に関する規程」

に定められており、学内通知や大学ウェブサイトによって構成員に周知している。放射性同位元素センター、バイオサイエンス教育・研究センター、附属図書館、総合情報処理センターにおいては、それぞれ運営方針を定め、施設利用の手引き等も作成・配布している。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

附属図書館においては、「秋田大学附属図書館蔵書構築基本要項」に基づき、教育研究用に必要な学生用図書、研究用図書、学術雑誌、電子情報資料、視聴覚資料等を系統的に収集し、コレクションも所蔵している。蔵書冊数は、本館約39万冊、医学部分館約10万冊あり、シラバスに記載された参考書等をすべて配置するなど、学生への学習上の便宜も図られている。電子ジャーナルの増加、価格の高騰に伴う経費の上昇、施設の狭隘化、及び図書関係経費の削減等により、新規図書の購入確保は必ずしも満足できるものではないが、学生教育の図書購入費の確保には努力している。

附属図書館における他大学との連携サービスとしては、文献複写及び図書の相互貸借を実施している。また「秋田地区大学等図書館連絡協議会相互協力便覧」の大学ウェブサイトを作成し、秋田県内の各大学図書館と相互利用の連携を図っていることなどが挙げられる。

また、留学生コーナー、秋田県コーナーなどの企画コーナーによって、学生に興味をもたせ、学習意欲を抱かせる工夫を行っている。

これらのことから、おおむね教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準9を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

各学部及び教育推進総合センターにおいて、教育の状況や活動の実態を示す学籍関係、成績関係、進級・卒業・学位授与状況の収集・蓄積したデータ等は、全学的な教務事務電算システムによって集約・蓄積され、各部局での活用のための利便性が図られている。また、入学試験に関するデータ等は学務部入試課において収集・蓄積している。

現在、当該大学においては、教育研究や教育施設・設備等の状況に関する情報を収集・蓄積し、これを大学の活性化に向けて活用することを目的とした「秋田大学情報データベースシステム」の構築と運用が進められている。

これらのことから、教育活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

教養基礎教育及び各学部において授業評価が実施され、教養基礎教育では、学生による学期末ごとの授業評価に加えて、平成16年度第2学期より、学期半ばに中間評価も実施し、学生による授業評価、満足度評価、学習環境評価の要素項目を取り入れたアンケートを教育推進総合センターで集計し、結果を速やかに担当教員にフィードバックすることにより、授業改善に役立てている。また、FD活動の推進にあつては、授業評価や学生の意見から抽出された課題をテーマとしている。さらに、学生と学長、学生と部局長等との懇談会及び意見交換の場の設定や各キャンパスでの意見箱の設置、各部局の担当窓口での対応など、意見聴取方法を多様化するなどの工夫が行われている。

これらのことから、学生の意見の聴取が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-③ 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

教育推進総合センターにおいて、卒業生及び卒業生の就職先の事業所を対象とする「教育成果の検証に関する調査」を平成17年4月に実施し、この分析結果を今後の教育改善に反映させる取組が進められている。また、各学部及び附属図書館においても学外関係者からの意見聴取を実施しており、その評価結果は将来計画や教育目標の策定、教育課程の改善、施設の整備等の具体的教育改善に反映させ、これを『秋田大学「教育成果の検証に関する調査」報告書』、『秋田大学教育文化学部外部評価報告書』など、各種報告

書にまとめて刊行・公表している。

これらのことから、学外関係者の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-④ 評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しや教員組織の構成への反映等、具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

自己点検・評価の結果について、各部局において検討組織が作られ、その結果は、各部局の教育改善に反映されている。例えば、全学FDワークショップ及び全学FDシンポジウムの開催、医学科教育賞制度の導入、チュートリアル教育の改善、視聴覚機材の充実、学部シラバスの記載内容と周知方法の改善、大学院シラバスの作成、県内の高校に対する学部の教育内容を深く理解してもらうための広報活動の充実などが、自己・点検評価の結果を受けて実施された。

これらのことから、評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるシステムが整備され、具体的かつ継続的な方策が講じられていると判断する。

9-1-⑤ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

個々の教員に関しては、学生からの授業評価は、各学部で組織的に集計・分析された上で各教員にフィードバックされ、それぞれの授業改善に生かされる仕組みが整えられている。また、各学部とも授業アンケート結果を各担当教員に送付するだけでなく、総合的な集計結果及びその分析結果を文書や大学ウェブサイトによって、全教員、全学生に周知している。さらに、学生からの授業アンケートを踏まえたFDワークショップによって、教育方法の改善に努めている。医学部医学科においては、教員の授業評価とともにそこで選定された優秀授業の表彰(医学科教育賞制度)も行われ、毎年度最優秀教育賞1人と優秀教育賞2人を表彰している。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、継続的改善を行っていると判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

FD活動は、教養基礎教育及び各学部において組織的に実施され、テーマの設定に当たっては、授業評価からの意見、FD実行委員会における各学科・課程教員の意見を反映させており、これまでに学生参加型授業の推進、成績評価にかかわる問題、シラバスの記載と活用、授業方法や内容の改善などのテーマが設定されている。FD活動の報告書を刊行・公表することにより、教員間での成果の共有も図られている。

医学部で実施されているFD活動については、「医学教育者のためのワークショップ」として「チューター養成のためのワークショップ」や「客観試験問題作成のためのワークショップ」が実施されている。

これらのことから、FDについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されていると判断する。

9-2-② ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

全学及び各学部単位でも活発に行われているFD活動は、教育改善に関する教員の意識を向上させ、その成果は、平成15年度及び平成18年度の「文部科学省特色ある大学教育支援プログラム」(特色GP)と

平成17年度の「文部科学省大学・大学院における教員養成推進プログラム」（教員養成GP）をはじめ、カリキュラムプランニング、成績評価、シラバスの記載形態、コア・カリキュラムの策定、その他教育方法の改善に結び付く取組に役立てている。また、FD活動については、それぞれ報告書等が作成・発行されることで、多くの教員が活動の成果を共有している。

これらのことから、FDが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-③ 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

技術職員の研修は、「国立大学法人秋田大学に勤務する技術系職員（施設系を除く）に関する取扱要項」に定められ、これを踏まえて、全学規模で研修委員会が組織され、毎年度計画的に、教育文化学部では「教育文化学部技術部研修会」、医学部では「テクニカルセンター研修会（技術部研修会）」、工学資源学部では「工学資源学部技術部・総合情報処理センター技術部発表会」を開催している。また、教養基礎科目の実験補助に関するTA研修、留学生のためのチューター研修、教養初年次ゼミ教育での学習ピアサポート・システムに協力する学生の研修等も実施されている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切になされていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学期の半ばに中間評価を実施したり、同僚評価の結果を授業担当者にフィードバックするなど、独特の工夫がなされている。

基準 10 財務

- 10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成17年度末現在の資産は、固定資産34,695,188千円、流動資産7,088,650千円であり、合計41,783,839千円である。なお、教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎等の資産を有している。

負債については、固定負債11,779,799千円、流動負債5,729,175千円であり、合計17,508,975千円である。なお、負債のうち、文部科学大臣から認可された償還計画に基づき返済している借入金が9,072,986千円であり、その他の負債については、ほとんどが実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

10-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

経常的収入としては、運営費交付金、学生納付金、附属病院収入及び外部資金等で構成されている。

平成13年度からの5年間における状況から、学生納付金収入及び附属病院収入は安定して確保されている。また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定して確保されている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-2-① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

平成16年度から平成21年度までの6年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、教育研究評議会、経営協議会及び役員会の議を経て、学長により決定されている。これらの計画は大学ウェブサイトで公表されている。

また、平成17年度においては、人件費を含めた中期計画中の財政計画が定められており、これらの収支に係る計画は学部教授会等において報告されている。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成17年度において、経常費用24,629,347千円、経常収益25,277,546千円であり、経常利益648,198千円、当期総利益が837,982千円となっている。なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

予算配分に当たっては、毎年度「予算編成の考え方」「予算作成・執行指針」を作成し、教育研究評議会、経営協議会及び役員会の審議を経て、学長が決定し、予算配分が行われている。

平成17年度においては、教育研究基盤経費のほか、教育研究を向上するため、教育研究プロジェクト等の経費を学長裁量により重点的に予算配分するなど、教育研究活動に必要な経費を配分している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

法令に基づき、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、6年間一般の閲覧に供しなければならないこととなっている。法令を遵守し、財務諸表について、文部科学大臣の承認を受けた後、財務諸表等を適切な形で公表するとともに、大学ウェブサイトでも公表している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査が行われている。

監事の監査については、監事監査規則に基づき実施されている。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施されている。

これらの監査報告書は大学ウェブサイトで公表されている。

内部監査については、会計内部監査規程に基づき、学長が財務部所属職員から監査員を任命した上で実施し、主任監査員が監査報告書を学長に提出している。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

秋田大学運営規則等の規定に基づき、管理運営組織として、学長、理事、学長特別補佐、部局長等を構成員とする役員会、教育研究評議会、経営協議会が設置され、これらと有機的な連携を持つものとして、事務組織が設置されている。

管理運営にかかわる事務組織としては、各理事、学長特別補佐、部局長の下に、事務業務の遂行及び委員会活動の支援のために、総務部、財務部、施設部、学務部等が置かれ、220 人の事務職員が配置されている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っており、必要な職員が配置されていると判断する。

11-1-② 大学の目的を達成するために、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

重要事項を審議する組織として、管理運営にかかわる役員会、財務会計等経営にかかわる経営協議会、教育及び研究にかかわる教育研究評議会が設置されている。大学の目的を達成するため、学長主導のもとに、これらの会議が種々の案件の審議を行っている。また、必要に応じて部局長等連絡調整会議でも部局長間の連絡調整を行っている。これらの組織運営体制により、大学の管理運営を適切に遂行するとともに、新たなニーズに対応した新規施策の実施を推進している。その主な例としては、秋田大学評価センターの設立、各種評価基準の策定、評価改善戦略会議の設置等があげられる。

これらのことから、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1-③ 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

経営協議会においては、学外有識者をとおして学外関係者のニーズを把握し、これを管理運営に反映させているほか、懇談会、フォーラム、大学ウェブサイトから常時意見などを募集することによって、学生、教員、事務職員、学外関係者、市民等からも様々な意見聴取が行われている。その結果は、学年暦の見直し、構内の禁煙、講義室の空調設備の新設、課外活動施設の整備、高等学校への出張講義、「大学コンソーシアムあきた」の設置、共同研究等産学官連携の推進等に反映されている。

これらのことから、学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運

営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

2人の監事が置かれ、監事監査規則に基づき、大学の業務運営状況、業務遂行状況、会計処理状況の実態を把握し、また各種委員会や行事、FD活動への積極的参加によって情報を収集し、その執行状況についての関係法令等に基づく適正な監査を行っている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

国立大学法人秋田大学職員研修規程及び企画・立案に参画できる能力を開発するための研修プログラムの指針等に基づいて、職員の資質向上や企画立案能力育成に向けた、大学主催の「事務職員幹部研修」、国立大学協会主催の「国立大学法人等トップセミナー」、「大学マネジメントセミナー」、「国立大学病院経営セミナー」への参加を図り、さらに学内における各種研修を企画・開催しているとともに、国際的視野を持った職員の養成を図るため、国際交流協定校において、上級英会話研修を実施するなど、他機関主催の研修にも職員を積極的に派遣している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

「学長のリーダーシップの下、柔軟で有機的な運営体制を構築する」ことを趣旨とした管理運営に関する方針に基づき、183件の規程、132件の関連細則等が整備されるとともに、管理運営に関わる学長、理事、副学長、学長特別補佐等の委員や役員の選考、採用に関する規程及び各構成員の責務と権限が秋田大学運営規則、秋田大学役員会規則、秋田大学職員就業規則等に規定されている。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報は、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるように、「秋田大学ウェブサイト」に掲載されており、また「秋田大学情報データベース」には、全学にかかわる各種統計値を含む情報・データが収集、蓄積されている。この情報は、各学部のデータベースシステムと連動・連携し、中期計画の法人評価、認証評価等の第三者評価への対応、全学的外部評価への対応、全学的経営戦略のための基礎資料の作成、科学技術振興機構のReaD（研究開発支援総合ディレクトリ）への対応、全学の統計情報・評価結果等の学内外への公開、全学の研究・教育・社会貢献国際交流活動状況の学内外への公開など、大学の適切な管理・運営に向けて重要な役割を果たしている。

これらのことから、大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能していると判断する。

11-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価（現状・問題点の把握、改善点の指摘等）を適切に実施できる体制が整備され、機能しているか。

当該大学の総合的な状況についての自己点検・評価を統括的に実施する組織として設置された評価センターは、国立大学法人評価の実績報告書作成を統括し、また、平成18年度実施の大学評価・学位授与機構による機関別認証評価において、評価・実施の中心的な機能を果たしている。センターの活動は、各部局から選出された評価委員による評価委員会によって支えられており、部局選出の各評価委員が中心となって推進する当該部局の自己点検・評価活動の集積が全学の総合的な自己点検・評価として集約され、この分析を踏まえた提言は、役員会、教育研究評議会、経営協議会、部局長等連絡調整会議に提示される。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、自己点検・評価を適切に実施できる体制が整備され、機能していると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

国立大学法人年度評価並びに大学評価・学位授与機構が実施した試行評価に伴う自己点検・評価活動の結果、及び医学部、工学資源学部、附属図書館、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーにおける自己点検・自己評価の結果は、大学ウェブサイトでの公開、あるいは冊子の発行・配布によって大学内及び社会に公開している。

これらのことから、自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-③ 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）によって検証する体制が整備され、実施されているか。

自己点検・評価は、各部局・附属図書館等において実施されており、その結果は、教育文化学部では、『秋田大学教育文化学部外部評価報告書』（平成13年11月）、医学部では、『秋田大学医学部外部評価報告書』（平成13年2月）、工学資源学部では、『秋田大学工学資源学部将来ビジョン検討調査報告書』（平成15年3月）、附属図書館では、『秋田大学附属図書館外部評価報告書』（平成18年3月・大学ウェブサイト上で公開）、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーでは、『秋田大学ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー外部評価報告書』などの報告書にまとめられ、公開されている。

また、平成18年度には、国立大学法人評価や認証評価などの外部者からの評価の実施に取り組んでいる。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者によって検証する体制が整備され、実施されていると判断する。

11-3-④ 評価結果が、フィードバックされ、大学の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、機能しているか。

国立大学法人評価及び認証評価結果は、評価センターの分析に始まり、これについて学長及び役員会において対応方針を決定し、それを部局長等連絡調整会議で審議した上で全部局にフィードバックして、各部局それぞれで具体的な施策を策定し、それを推進する方針としている。

これらのことから、評価結果が、フィードバックされ、大学の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、機能していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 11 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 評価センターが設置され、役員会への提言などにより、評価結果のフィードバックにおいて適切な機能を果たしている。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 国立大学法人 秋田大学

(2) 所在地 秋田県秋田市

(3) 学部等の構成

学部：教育文化学部，医学部，工学資源学部

研究科：教育学研究科（修士課程），

医学研究科（博士課程），

工学資源学研究科（博士前期課程），

工学資源学研究科（博士後期課程）

専攻科：特殊教育特別専攻科

附置研究所：地域共同研究センター，総合情報

処理センター，ベンチャー・ビジネス

・ラボラトリー，バイオサイエンス

教育・研究センター，放射性同位元素

センター，環境安全センター

関連施設：附属図書館，評価センター，教育推

進総合センター，学生支援総合セン

ター，社会貢献推進機構，国際交流推

進機構，知的財産本部，保健管理セン

ター

(4) 学生数及び教員数（平成18年5月1日現在）

学生数：学部4,463人，大学院531人，専攻科4人

教員数：542人（休職者7名で外数）

2 特徴

(1) 秋田大学の位置づけと歴史的発展

秋田大学は、北東北の日本海側に位置する人口114万人の秋田県の県都である秋田市のほぼ中心部にある。秋田県には4年制の大学が5校あるが、秋田大学が秋田県の高等教育界を牽引していると言っても過言ではない。

その生い立ちは秋田師範学校と秋田鉱山専門学校を母体に昭和24年、学芸学部及び鉱山学部からなる新制国立大学として発足した。その後、学芸学部を教育学部と改称して教員養成系の学部の特化し、昭和45年に創設された医学部は戦後初めての国立の医学部として、鉱山学部は日本で唯一の学部としての特色を打ち出してきた。

平成元年に医療技術短期大学部を併設し、3学部1短期大学部となり、更に平成10年、教育学部は教育文化学部、鉱山学部は工学資源学部へと改組・再編した。医療技術短期大学部は、平成16年に医学

部保健学科として発展的に改組した。

(2) 秋田大学の基本理念

秋田大学の基本理念は、学内全ての人的・知的財産を核として、国際的な水準の教育・研究を遂行することにより、地域の振興と地球規模の課題の解決に寄与し、国の内外で活躍する有為な人材を育成することにある。

これにあたっての基本的目標の一つとして「学習者中心の大学教育」を掲げ、全学をあげて学生の自己実現に向けた支援体制の整備を進めている。

(3) 教養基礎教育の考え方と実施体制

秋田大学における教育の特徴に教養基礎教育がある。教養基礎教育は、いわゆるリベラルアーツとしての「教養教育」と専門基礎のための「基礎教育」から編成されている。ここでは教養基礎教育と専門教育を有機的に連携させて教育効率の向上を目指す。教養基礎教育を含め、大学教育の質的向上にむけた重要施策の一つが教育推進総合センターの設置（平成16年4月1日）である。同センターは、学生の立場に視点をすえて、時代ニーズに適合した全学教養基礎教育の企画推進と、本学アドミッション・ポリシーに則した入学者選抜の調査・研究を行ない、また授業アンケートとそれを踏まえたFD活動、シラバスの作成・活用状況の調査、成績評価の実施状況調査とこれに基づいたシンポジウムの開催等も実施しており、教育課程の内容・方法の改善に活かしている。

(4) 秋田大学の現況と展望

平成14年、「優れた研究・教育拠点（COE）」として大学院医学研究科申請の「細胞の運命決定制御（生命科学分野）」が採択され、「21世紀COEプログラム（平成14年度採択拠点）中間評価」では最上位のA評価を受けている。また平成15年には「特色ある大学教育支援プログラム（教育GP）」に申請した「3学部連携による地域・臨床型リーダー養成」が、平成17年には「大学・大学院における教員養成推進プログラム（教員養成GP）」で「教育研究リーダーの学校臨床型養成」が採択された。これは、実績に支えられた現在の実力と将来への構想力が評価されているものと認識する。

秋田大学は少ない学部数ながら、全学一体となった教育・研究を推進しており、それぞれの分野で活躍できる人材を全国に送り出すとともに、地域の発展にも多大な貢献をしている国立大学である。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1. 秋田大学の基本理念と基本的目標

秋田大学は、その設置目的を、教育基本法及び学校教育法に則りながら「秋田大学学則 第1章総則 第1節目的第1条」において、「秋田大学は、学術、文化の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって平和文化の進展に寄与する人材の育成を目的とする。」と定めている。また、「大学院学則 第1章総則 目的 第2条」において、「本学の目的使命に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。」と定めている。

この目的を踏まえながら、国立大学法人として出発するにあたり、次の3点を基本理念・基本的目標として、本学の教育、研究、社会貢献、国際交流を推進する上での指針とした。すなわち、

（基本理念）

- (1) 国際的な水準の教育・研究を遂行します。
- (2) 地域の振興と地球規模の課題の解決に寄与します。
- (3) 国の内外で活躍する有為な人材を育成します。

さらに、この理念を実現するうえでの基本的目標として次の5項目を設定した。

（基本的目標）

- (1) 「学習者」中心の大学教育を行い、幅広い教養と深い専門性、豊かな人間性と高度の倫理性を備えた人材を養成します。
- (2) 基礎から応用までの研究、特に『「環境」と「共生」』を課題とした独創的な研究活動を行います。
- (3) 地域と共に発展し、地域と共に歩む「地域との共生」を目指します。
- (4) 国際的な教育・研究拠点の形成を目指し、地球規模の課題の解決に貢献します。
- (5) 学長のリーダーシップの下、柔軟で有機的な運営体制を構築します。

2. 本学が養成しようとする人材像とその実現方策

秋田大学では、全学の共通教育目標、すなわち次のような人材の育成を目指している。

（学士課程）

- (1) 社会の変化に柔軟に適応できる幅広い教養と深い専門性、豊かな人間性と高度の倫理性を備え、社会の発展に貢献できる人材を養成します。
- (2) 地域の文化的・経済的発展に貢献できる人材を養成します。
- (3) 国際人として通用するコミュニケーション能力・異文化理解力を備えた人材を養成します。

（大学院課程）

- (1) 国際人として通用する、高度な専門性・独創性と倫理性を備えた人材を養成します。
- (2) 専門性の高い研究能力を備え、指導者になりうる人材を養成します。

基本的目標に掲げた「学習者」中心の大学教育は、人材の育成のための中心の方途とし、学生のニーズ・学習履歴に応じた教育の提供、双方向的な授業、学生が自分自身で学び考える能力を付与する授業、などの工夫により、学生が、自己実現に向けた主体的取り組みを展開することのできる力量を養成するものである。

3. 各学部、研究科等の教育目標

各学部、研究科等は、全学の教育目標を基礎にして、さらにそれぞれの特性に応じた以下の教育目標を設定し、教育を展開している。

(各学部における教育目標)

教育文化学部

これまでの教育学部から発展・改組した教育文化学部は、人文・社会・自然科学を横断統合する学際的な人間科学を探究する複合学部である。その教育目標は「人間の発達への深い理解にたつて、人間存在をめぐる現代的諸課題を総合的に探求し、あらたな生活文化の創造を担う人材の養成」を目標とする。

各課程は以下の人材養成を展開する。すなわち学校教育課程は次世代を育てる教員の養成、地域科学課程は地域活性化に貢献する人材の育成、国際言語文化課程は国際交流に貢献する人材の育成、人間環境課程は人間生存環境を構築する人材の育成、である。

医学部

医学科は、適切な科学・医学知識や、医療技術を取得した上で、豊かな文化的教養を身につけ、臨床研修や基礎研究を始めるために必要な意欲と能力をもつ人材を育成するとともに、高度先進医学・医療を推進し、地域社会における医療・福祉の充実に貢献することを教育・研究目標とする。

保健学科では、豊かな感性と高い教養を備え、医療に関する幅広い専門知識と高度な技術を身に付け、国民の健康と医療・福祉に貢献できる医療技術者、並びに教育・研究の発展に寄与できる創造性豊かな人材を育成する。

工学資源学部

工学資源学部は、「地球環境と調和のとれた資源学」と「豊かな人間性を支える工学」の発展に寄与できる技術者及び研究者の養成を目的とする。資源系学科では、地球規模となった資源・環境・エネルギー問題の解決のための教育・研究の発展を図り、国際的に活躍できる資源技術者の養成を行なう。工学系学科においては、先端分野・学際分野への展開を継続しながら、地域の課題である高齢化への対応や新たな産業への創出などに寄与できる教育・研究分野の充実に図り、地域の産業を担う人材の養成を行なう。

(各研究科における教育目標)

教育学研究科（修士課程）

21世紀の初等中等教育を担う、優れた質の高い教員の養成を目標とする。

医学研究科（博士課程）

最先端の医学・医療を学ぶ向上心と意欲を習得させるとともに、国際的な視野に立ち、専攻分野あるいはその隣接領域について自立した研究活動を行ない、高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有する研究・教育者あるいは高度職業人の養成を目的とする。

工学資源学研究科（博士前期課程・博士後期課程）

博士前期課程は、国際的に活躍する資源専門技術者、環境技術や先端科学技術に貢献する専門技術者、先端機能材料の開発を目指す専門技術者、マルチメディア社会に即応できる専門技術者、人と環境に優しい機械システムの開発に貢献できる専門技術者、創造的エレクトロニクス専門技術者、ノーマライゼーション理念で社会基盤設計を行なう専門技術者の育成を目標とする。

博士後期課程では、地球の資源・物質環境を考えた総合的な資源学の体系化、物質に関する広範囲の知識を総合した開発、組織的なものづくりと生活基盤整備、電気電子技術を基盤とした情報技術の開発などを行なう研究者・高度専門技術者の養成を目標とする。

(専攻科における教育目標)

特殊教育特別専攻科

基礎的・実地的な能力を持った障害児教育（障害児保育、療育を含む）の専門家育成を目標とする。

iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準 1 大学の目的

秋田大学の目的は、秋田大学学則に「学術、文化の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって平和文化の進展に寄与する人材の育成を目的とする。」と規定している。これを踏まえ、全学的な教育研究活動実施の基本的方針を「秋田大学の中期目標」の冒頭で、以下の様に示している。

1. 秋田大学は、「学習者」中心の大学教育を行い、幅広い教養と深い専門性、豊かな人間性と高度の倫理性を備えた人材を養成する。
2. 地域の文化的・経済的發展を支え、国際人としても通用するコミュニケーション能力・異文化理解力を備え、近未来に予想される社会環境の変化に柔軟に適応できる人材を養成する。

この全学的方針に基づいて、各学部・研究科においても、それぞれの特性に応じた基本的教育研究方針を定め、また養成しようとする人材像を明かにしている。

これら秋田大学の目的や養成しようとする人材像については、さまざまな媒体・方途によって、公表周知している。学外向けには、秋田大学概要、大学広報紙「アプリーレ」、秋田大学入学案内等の冊子に掲載し、またホームページも積極的に活用している。学内に向けては、新入生を対象とした「キャンパスライフ」、学生便覧、教育推進・学生支援総合センターリーフレット等にも明記している。これらに加え、学生には教養教育における授業科目の「秋田大学論」によって学長、大学役員、部局長等から大学の目的や養成しようとする人材像について語られ、また「初年次ゼミ」の授業科目では、担当教員から大学・学部の教育研究目的や方針、学生に望む資質等が伝えられる。大学の教職員に対しては、新任教員研修会や学長との懇談会等の機会が、大学理念や教育目標周知の場としても有効に機能している。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

本学の教育組織は、学士課程としての教育文化学部、医学部、工学資源学部の3学部、大学院課程としての教育学研究科（修士課程）、医学研究科（博士課程）、工学資源学研究科（博士前期課程、博士後期課程）の3研究科、及び特殊教育特別専攻科で構成し、さらに教育研究に関わる6学内共同教育研究施設、7センター・機構及び本部を設置している。

教育文化学部は、学校教育課程、地域科学課程、国際言語文化課程、人間環境課程の4課程で編成している。医学部は、医学科と保健学科で編成し、工学資源学部は資源系学科と工学系学科に大別される7学科で編成し、資源系学科は地球資源学科及び環境物質工学科、工学系学科は材料工学科、情報工学科、機械工学科、電気電子工学科、土木環境工学科によって構成する。

大学院課程の教育学研究科（修士課程）は、学校教育専攻及び教科教育専攻で編成する。学校教育専攻には学校教育専攻と心理教育実践専攻の2専攻が設置され、教科教育専攻は、初等中等教育学校の全ての教科に対応する10専攻を整えている。医学研究科は、基礎医学、社会医学、臨床医学の諸領域を基礎とした専攻編成となっている。工学資源学研究科では、博士前期課程は学部の学科に対応する7専攻によって、また博士後期課程は、資源学専攻、機能物質工学専攻、生産・建設工学専攻、電気電子情報システム工学専攻の4専攻で編成する。

秋田大学の教育研究に関わる全学的センターとしては、学内共同教育研究施設として地域共同研究センター、総合情報処理センター、放射性同位元素センター、環境安全センター、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー、バイオサイエンス教育・研究センターが、センター・機構として評価センター、教育推進総合センター、学生

支援総合センター，社会貢献推進機構，国際交流推進機構，知的財産本部，保健管理センターが設置されている。これらセンター等は，「国際的な水準の教育・研究の遂行」，「地域の振興と地球規模の課題の解決」という本学基本理念に立脚した研究とそれに付随する教育活動を展開している。

教育活動に係る重要事項の審議とそれに必要な活動を行う組織として，学士課程では各学部教授会が，また大学院課程は各研究科の研究科委員会がその任にあっている。

教養基礎教育を管轄する部局としては，教育推進総合センターを設置している。教育推進総合センターには教育推進企画会議がおかれ，教養基礎教育の運営の基本方針，事業計画を策定している。教育推進企画会議の下部機構には，教養基礎教育体制の構築とその教育活動を推進する教育活動部門，並びに教養基礎教育及び専門教育の調査・研究・開発・評価を行う教育開発部門が置かれ，これらにより大学教育の改善・充実に向けた活動を展開している。

基準 3 教員及び教育支援者

教員数確保の状況は，各学部，研究科とも設置基準を満たし，学士課程及び大学院課程教育が有効に遂行できる教員数を確保している。

教員組織の活性化に向けて，教員採用にあたっての公募制の導入，女性・外国人教員の採用，任期制の導入も進められている。平成 17 年 12 月には，教員採用時や組織編成にあたっての方向性を示す「同一大学出身者の割合，外国人，女性及び障害者の積極的登用に関する指針」が定められて，これに対応した改善，充実に進んでいる。教員組織の年齢構成は，全学部を通じてバランスがとれている。

教員の採用・昇任にあたっては，各学部ともに教育上の指導能力・経歴を重視している。教員の教育活動に関する評価については，教養基礎教育や各学部を単位として実施している。これにあたっては，学生による授業評価，同僚評価，教員の自己評価，及び教員昇任資格審査に伴う教育活動の評価，等を中心にして定期的を実施する。これらの評価結果は，教員個々へフィードバックされ，それぞれの授業改善が図られる。授業評価結果の総合的状況については，学部評価委員会，教育学生委員会，学部 F D 実行委員会等が中心となって分析検討を進め，全ての授業改善に生かされるよう体制を整備している。

各学部における主要な授業科目の教育内容とそれを担当する教員の研究活動については，両者に高い整合性がある。その検証は，教員の採用・昇任人事において，また教育課程編成時においても実施されている。

教学に関わる事務職員は，多種多様な教育支援を行っている。また，技術職員も教育研究支援のための技術開発，技術業務，学生への技術指導にあたっており，各学部への配置数が常に適切に確保されるように「技術部業務依頼等に関する取扱要項」によって管理調整している。

T A 等の活用は，学部学生に向けた学習支援のみならず，T A 本人の教育活動訓練機会としても重視しており，各授業・実習において学生への教育支援や教務補助業務にあっている。

事務職員，技術職員，T A 等の配置については，学生による授業評価の結果において教育支援を十二分に果たしていることが確認できる。

基準 4 学生の受入

秋田大学の基本理念，教育目標にそって，全学学士課程，各学部，各研究科それぞれにおいてアドミッション・ポリシーを策定している。アドミッション・ポリシーは，広報，パンフレット等やホームページによって，高校生や志願者，学校関係者，保護者，社会一般に広く公表されている。また大学説明会やオープンキャンパス，高校訪問の機会でも積極的に周知している。

入学者選抜については，学士課程，大学院課程ともに，入学後の学業に支障なくバランスのとれた基礎学力

秋田大学

を持ち、高い学習意欲のある者を選抜することが前提となっている。また、学力検査以外に、面接や小論文、志願者の特性や経歴を尊重した選抜も採用するなど選抜形態も多様である。

学士課程の入学選抜は、基礎学力の有無を基本とし、志願者の多面的な能力・資質や関心・意欲も評価するよう工夫をしている。入学選抜は、一般選抜、特別選抜、AO入試に大別され、それぞれの選抜形態において、学力検査、実技試験、面接、小論文、等含む選考方法を用いている。医学部の地域枠入試、工学資源学部のAO入試などは特徴のある取組である。

大学院課程における入学選抜では、高度職業人・研究者の育成という教育目標に対応させ、専門領域に関する学力と外国語能力を重視し、学習活動の状況も審査して、志願者の入学を認めている。また、選抜試験を複数回実施して受験機会の拡大を図るとともに、社会人や留学生等の受験にも配慮している。

入学選抜の実施体制が組織整備される一方、入学選抜の公正性を高めるための情報公開も進み、合格者の入学試験総合データを公表している。さらに、受験者本人には試験成績、調査書（「指導上参考となる諸事項」及び「備考」欄の記載を除く）も開示している。

アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入れ状況を検証するための取組も、全学及び各学部で進められ入学選抜形態による入学者の資質の把握も進んでいる。なお、大学院研究科では、現在その組織の策定や検証方法の検討を行なっているところである。

定員に対する入学者の充足率について、学士課程では適切な入学者数を保っているが、大学院課程では入学者数が定員数を割り込む年もあり、改善に向けた取組を進めている。

基準 5 教育内容及び方法

学士課程は、大学設置基準に準拠しつつ、独自の工夫を加えている。教養基礎教育は、「幅広い知識と教養や総合的に考える力」の習得、さらに「専門教育」への橋渡し、及び「導入教育」の役割を担っている。専門科目は、各学部、学科・課程の教育目的や特性、及び国家資格取得を踏まえた教育課程を編成し、多様かつ系統的な授業科目を開設・編成している。また、「学習者」中心の実習型授業、チュートリアル教育、くさび形履修モデルなどを導入している。教員の研究活動の成果が授業内容に反映されている。

他学部との単位互換、インターンシップ型科目の導入、編入学者への履修配慮、及び補充授業を実施する一方、北東北三大学連携や秋田県内高等教育機関連携による単位互換制度など、地域性を生かして、本学にはない教育領域での学習機会を提供している。

履修単位の上限を定めるとともに、シラバスは、各学部とも学生の学習を効果的に誘導・支援する統一的書式をもって作成し、教員のFD活動も実施して単位の実質化を行なっている。

講義、演習、実験、実習など、授業形態の構成も適切であり、少人数教育、対話・討論型教育、フィールドワークなどの授業も積極的に工夫している。さらに、基礎学力不足の学生への配慮等も学部それぞれの特性に応じながら組織的に行っている。

成績評価基準、単位認定基準、卒業認定基準に関する学部規程や申し合わせが定められ、学生便覧等を通じ入学時や年度始めのオリエンテーション、ガイダンスで説明・周知している。成績評価の検証については、教養基礎教育及び各学部とも委員会等を組織して検討・審議する一方、FD活動も進めている。また、全学部で成績評価への申し立てを可能とする体制を整備している。

大学院教育課程は、大学院設置基準に準拠して編成され、授与学位及び人材育成目標に適した授業科目等を配置している。

教員の研究活動と担当授業内容との間には関連があり、研究成果が授業内容に反映されている。大学院課程の授業形態は、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業等で構成され、学会参加、情報機器の活用

など様々な工夫がみられる。研究及び学位論文指導は、複数教員による指導体制がとられ、入学者に対する学位授与数の比率は高い。

成績評価及び修了認定の基準が策定されており、学生からの成績評価に関する申立てにも対応するシステムが作られている。

基準6 教育の成果

学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針は、教養基礎教育、各学部、及び研究科で策定している。これらは入学案内、学部案内、ホームページ、シラバス、履修案内等で公表明示しており、高校訪問や進学相談、新入生ガイダンス、初年次ゼミ等でも説明している。

各学年や卒業（修了）時において学生が身に付けた学力や資質・能力についての達成状況は、教養基礎教育及び各学部で、それぞれ委員会等を設置し検証している。

教育成果について、単位取得、進級、卒業（修了）の状況等からみて、大学全体でいずれも順調である。就職状況からみても、良好な就職率を示し、それぞれの学部が目指す人材養成の成果を上げている。具体的には、教育文化学部では、学部改組による新しい方向性、すなわち民間企業への就職状況に成果を上げつつあり、県内をはじめ首都圏での教員採用にも成果がみられる。医学部医学科では、卒業者のほとんどが医療従事もしくは進学をし、教育目的を十分に上げている。卒業生の秋田県内定着率増加に向けた課題については、地域包括保健・医療・福祉実習を授業に組み込み、県内基幹病院との間で調整するなどの努力を払っている。工学資源学部では、就職希望者のほとんどが就職先を決定しており、十分な成果をあげている。

さらに、教員免許、医師資格等の資格取得の状況も順調である。

教養基礎教育及び学部において組織的に実施した授業評価結果では、学生は大学が提供する授業について高い満足度を示しており、大学の意図する教育について効果があったと判断している。

教育推進総合センターは、卒業生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する教育目的の達成状況の検証として、卒業生及び卒業生を受入れた就職先関係者に対して「教育成果の検証に関する調査」を実施している。また、学部単位でも同様のアンケートや聞き取り調査を実施している。これらの調査においても、秋田大学における教育の成果について、回答者から高い満足度が示されている。なお、大学院課程についての全学的修了生調査は今後の課題である。

基準7 学生支援等

授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスは、全ての学部、研究科において実施され、有効に機能している。また、新入生向けに実施される「初年次ゼミ」もガイダンス機能を果たしている。

学習相談、助言については、オフィスアワーやクラス・学科担任制による支援体制が全学的に整備され、学生の学習相談や進路相談等の生活相談にも柔軟に対応している。

学習や生活支援等に関する学生ニーズの把握については、学生生活実態調査を4年毎全学的に実施しており、調査分析結果は公表して、今後の学生支援の改善に役立てている。また、「学長と学生との懇談会」、「学部長と学生との話し合いの会」、「意見箱の設置」などを実施し、学生の声を直接聴取している。

留学生には、修学上の日本語支援体制を全学的に整え、またニーズ把握のための意見聴取も行なっている。社会人学生、編入学生、及び障害のある学生への支援についても、入学者受入れ、授業配置時間、修学時期、授業履修や試験受験の介助、施設・設備の整備、など様々な配慮・実施している。

学生のための自主的学習環境も相応に整備されている。これにあつては、財政的限度のなかで、現有施設を有効に活用するための工夫もこらされている。

秋田大学

学生の生活・健康全般に関する支援推進のための全学的組織として学生支援総合センターを設置し、課外活動、就職、生活、健康・生活相談、等について物心両面での支援を行っている。課外活動の施設・設備に関しては、老朽化を指摘する不満も学生からあり、修復整備のための年度計画を立てて順次整備を図っている。就職支援については、専門の相談員を配置し、多くの学生が利用している。留学生に対する生活支援は、学生総合支援センター及び各学部によって居住費を含む経済面について行われている。また、障害をもつ学生には設備のバリアフリー化を進めるなどの便宜を図っている。

学生への経済的支援としては授業料免除制度がある。奨学金制度について、現在、「教育研究支援基金」による支援の強化を進めている。居住支援として学生寮を整備している。なお、医学部と工学資源学部では、独自の奨学制度がある。

基準 8 施設・設備

秋田大学における教育研究推進のための施設・設備は、大学設置基準に準拠して整備され、有効に活用されている。また、全学教育研究施設の有効活用に向けた改善・改修が進められ、老朽化が進んでいる施設・設備についても改修計画が進んでいる。

学内情報ネットワークは、総合情報処理センターが主に管轄し、教育内容や教育方法、学生のニーズに配慮して整備を進めている。たとえば、接続通信速度の向上、Webメールの導入、衛星利用SCSを活用した画像・音声伝送、遠隔授業実施の環境整備、等が行なわれるとともに、端末室の開館時間延長や土曜日半日開館等の利用上の改善も実施している。また、附属図書館で提供する文献検索システムは、24時間対応可能な情報検索システムとしても、有効に活用されている。

施設・設備の運用に関する方針については、「秋田大学施設マネジメント」によって定められ、共用スペースの確保については「教育研究施設の有効活用に関する規程」で定められている。これら方針は、学内通知やホームページによって構成員に周知している。その他、放射性同位元素センター、バイオサイエンス教育・研究センター、附属図書館、総合情報処理センター、また、各部局附属の施設・設備においても、それぞれの運営方針を定め、利用の手引き等を作成・配布し、大学構成員に周知している。

附属図書館は教育研究用に必要な図書、学術雑誌、電子情報資料、視聴覚資料を系統的に収集し、シラバスに記載されている参考図書等をすべて収集・配置するなど、学生への便宜を図っている。電子ジャーナルの増加、価格の高騰に伴う経費の上昇、施設の老朽・狭隘化、及び図書関係経費の削減等のため、新規図書の購入確保は必ずしも十分ではないが、学生用図書の購入確保に鋭意努力している。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

教育状況に関するデータや資料は、各学部及び教育推進総合センターが収集・蓄積している。また、入学試験に関するデータ等は、学務部入試課が収集・蓄積している。これら各学部等で収集されたデータ等は、全学的な教務事務電算システムにより集約・蓄積している。現在、秋田大学情報データベースシステムが構築され、各学部、教養基礎教育で収集・蓄積された組織データは、このシステムに連動することになっている。ここに集約されたデータや情報は、教育改善や大学の戦略的運営に力を発揮することが期待されている。

学生の意見聴取については、授業評価が重要な役割を果たしている。アンケートでは、授業個々についての評価に加え、授業の満足度評価、学習環境評価の要素項目も取り入れている。各学部で実施した個々の授業評価結果及び組織的に集計・分析された結果は、授業担当者や各部署にフィードバックする仕組みが整えられ、学生ニーズに応えた教育改善を推進している。

外部評価は、各部局において実施しており、その評価結果は、将来ビジョンや教育目標の策定、教育課程の

改善，施設・設備の整備，など具体的改善に反映させている。また，外部評価結果とその検討結果は，各種報告書やホームページに公表している。

各部局においては，自己点検・評価の結果を検討する委員会等の組織を設置している。そこでの検討結果を改善活動に結びつける体制は整備されている。

F D活動は，教育推進総合センター及び各学部において組織的に実施されている。F D活動のテーマ設定にあたっては，授業評価からの意見や各教員の意見を反映している。これまでに，学生参加型授業の推進，カリキュラムプランニング，成績評価に関わる問題，シラバスの記載と活用，コア・カリキュラムの策定，その他授業方法や内容の改善などのテーマで開催している。実施結果については，報告書の発行やホームページでの公開によって，教員間で成果を共有できるようにしており，また学生参加を積極的に促しているF D活動もある。

教育支援者としての技術職員の資質向上のために，毎年計画的に研修会や技術発表会を開催している。研修会の内容等は多岐にわたり，参加者も多く，技術職員の資質向上に重要な役割を果たしている。T Aに関しても，基礎教育科目の実験補助に関する研修が実施されている。

T A等の教育補助者にも教育支援能力向上のための研修を実施している。

基準 10 財務

秋田大学の資産総額（固定資産及び流動資産），負債総額（固定負債及び流動負債），資本総額（資本金，資本剰余金，利益剰余金）等は，貸借対照表，損益計算書，キャッシュ・フロー計算書，利益の処分に関する書類，及び業務実施コスト計算書の財務諸表から判断して，大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる状況である。また，流動比率も124%と100%を超えており，大学の運営を損なわない範囲の債務である。

経常的収入は，運営費交付金，学生納付金（検定料，入学料，授業料），及び附属病院収入であり，それらは安定的に確保されている。なお，今後の運営費交付金の削減を勘案すれば，減額分を補う財源確保及び支出削減の工夫が重要課題であり，収入の多様化・安定化に向けて，産学連携推進などの共同研究・受託研究の増加への取組，教育研究支援基金の創設，寄付金増募，などの工夫も試みられている。

収支に係る基本方針は，秋田大学中期計画に示している。中期計画では，平成16年度から平成21年度までの6年間の予算，収支計画，資金計画を定め，さらに各年度計画において，当該年度における予算，収支計画及び資金計画を具体化している。予算の執行にあたっては，運営費交付金算定ルールに則り，「予算編成の考え方」等に準拠して配分された予算の範囲内でおこない，基本的に支出超過となることはない。

教育研究経費の予算配分については，本学の教育研究内容の向上につながるような計画への優先的配分に努めており，平成17年度においては，年度計画を確実に実施し本学の教育研究を向上するためのプロジェクト推進経費等に年度計画推進経費から重点的に配分している。ここから基盤的教育研究活動及び競争的プロジェクトに対して学長裁量による資源配分をしている。また，教育研究環境の整備を図るために施設予防保全推進経費を新設している。

大学を設置する法人の財務状況については，官報，ホームページ，大学広報誌によって，教職員，保護者，在学生，及び来学者や市民に対して公開している。

本学の財務に関わる会計監査は監査担当部門で日常的に行われているとともに，財務部職員による年1回の実地監査を実施して会計事務の適正化に努めている。また，会計監査法人による監査も適正に実施しており，財務に対する会計監査等は適正に行われている。

基準 11 管理運営

秋田大学の管理運営にあたり、重要事項の審議・基本方針の意志決定は、学長のリーダーシップに基づいて運営される役員会、教育研究評議会、経営協議会で行なわれている。管理運営に関する方針は中期目標に示され、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、役員の選考、採用に関する規程や方針及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されている。大学の管理運営にあたっては、経営協議会に学外委員を加えて、学外のニーズを反映させている。また、教員、職員、学生、学外関係者、及び市民の意見を反映する取組も行なわれている。

大学の管理運営業務に関わる事務組織は、各理事、学長特別補佐、部局長の下に、適切な人員規模をもって編成配置している。管理運営に関わる職員の資質向上のための取組として、企画・立案に参画できる能力を開発するための研修プログラム指針を策定した。

監事（2名）は、各種委員会、行事及びFD活動に参加して情報収集を行ない、監査活動を実行している。

大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報は、ホームページに掲載し、大学の構成員が必要に応じてアクセスできる。

また、大学の活動状況に関するデータや情報を蓄積する秋田大学情報データベースシステムの構築を進めているので、大学の諸活動全般に関わる情報・データを収集、蓄積し、大学の活性化に向けた役割を果たすことが期待される。

大学の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づきながら自己点検・評価を推進するために、設置された秋田大学評価センターが、国立大学法人評価及び大学機関別認証評価に対応した企画・調整の中心拠点となっている。

国立大学法人評価や大学機関別認証評価、及び各部局における自己点検・評価の結果等はホームページによって公開し、学内構成員間の認識の共有と一般社会への説明責任を果たしている。

大学全体に関わる国立大学法人評価や大学機関別認証評価の結果は評価センターが分析し、学長が招集した役員会で改善策への対応方針が決められる。その後、評価改善戦略会議で審議するとともに、全部局へ情報提供が行なわれる。各部局では、評価結果の周知と改善推進体制を整備し、具体的な改善活動が進められ、成果を上げている。

外部評価は、部局単位での評価委員会等の体制を構築し、実施している。外部評価で得られた結果やその検討結果は公開されて、教育・研究方策の改善や将来ビジョンの策定に活かされている。

iv 自己評価書等リンク先

秋田大学のホームページ及び機構に提出した自己評価書本文については、以下のアドレスからご参照下さい。
なお、自己評価書の別添として提出された資料の一覧については、次ページ以降の「v 自己評価書に添付された資料一覧」をご参照下さい。

秋田大学	ホームページ	http://www.akita-u.ac.jp/
機構	ホームページ	http://www.niad.ac.jp/
	自己評価書	http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou200703/daigaku/jiko_akita_d200703.pdf

v 自己評価書に添付された資料一覧

基準	資料番号	根拠資料・データ名
基準1	1-2-1① 1-2-1② 1-2-1③ 1-2-2①	大学目的の周知状況（秋田大学概要 平成18年度、キャンパスライフ、秋田大学入学案内） 秋田大学論Ⅰ・Ⅱ（シラバス） 携帯カード 秋田大学 教育成果の検証に関する調査－調査結果・ダイジェスト版－
基準2	2-1-1① 2-1-3① 2-1-3② 2-1-3③ 2-1-4① 2-1-6① 2-1-7① 2-2-1① 2-2-1② 2-2-2①	教育研究組織 秋田大学教育推進総合センター規程 教育推進総合センター組織図 教育推進総合センターにおける会議議題一覧 秋田大学大学院医学研究科の改組 特殊教育特別専攻科案内 学内共同教育研究施設及びセンター等の活動目的、活動内容、組織規模等 各学部教授会における教育活動に係わる審議事項一覧 各研究科委員会における教育活動に係わる審議事項一覧 教育課程や教育方法等を検討する委員会の組織、活動状況一覧表
基準3	3-1-4① 3-1-6① 3-1-6② 3-2-1① 3-2-1② 3-2-1③ 3-2-1④ 3-2-1⑤ 3-2-1⑥ 3-2-1⑦ 3-2-1⑧ 3-2-2① 3-3-1① 3-4-1① 3-4-1② 3-4-1③	秋田大学大学院教育学研究科・特殊教育特別専攻科・教育文化学部現員表（平成18年5月1日現在） 中期計画・年度計画に定める「教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置」推進会議の設置について 同一大学出身者の割合、外国人、女性及び障害者の積極的登用に関する指針 国立大学法人秋田大学教員選考基準 秋田大学教育文化学部教員選考基準 秋田大学医学部医学科及び医学部附属病院教授候補者選考内規の細部に関する申し合わせ 秋田大学医学部医学科及び医学部附属病院教員選考に関する内規 秋田大学医学部保健学科教員選考に関する内規 秋田大学工学資源学部教授会申し合せ事項〔教員関係〕 秋田大学工学資源学部教授会申し合せ事項（大学院担当教員選考基準） 教員資格審査調査記載項目 授業評価の組織的実施状況の一覧（平成10年前後より） 教員の研究活動と教育内容の関連が把握できる一覧表 技術部業務依頼等に関する取扱要項 秋田大学ティーチング・アシスタント取扱要項 秋田大学リサーチ・アシスタント取扱要項
基準4	4-1-1① 4-1-1② 4-1-1③ 4-2-1① 4-2-1②	アドミッション・ポリシーの策定状況 〔学士課程〕平成18年度入学者選抜要項〔アドミッション・ポリシー〕 〔大学院課程〕平成18年度各研究科の学生募集要項〔アドミッション・ポリシー〕 平成18年度一般選抜学生募集要項〔個別学力検査等の実施教科・科目等〕 平成18年度推薦入学学生募集要項〔推薦入学Ⅱ〕

	4-2-1③	平成 18 年度推薦入学学生募集要項〔推薦入学 I (医学部地域枠)〕
	4-2-1④	〔新聞記事〕「秋田大学医学部・地域枠」(平成 18 年 3 月 5 日秋田魁新報)
	4-2-1⑤	工学資源学部アドミッション・オフィス入学試験(AO入試)学生募集要項
	4-2-1⑥	平成 18 年度秋田大学大学院工学資源学研究所 博士前期課程 学生募集要項〔出願資格(学士課程 3 年修了者の受入れ)〕
	4-2-2①	平成 18 年度秋田大学大学院工学資源学研究所 博士前期課程 学生募集要項〔外国人留学生特別選抜〕
	4-2-2②	平成 18 年度秋田大学大学院工学資源学研究所 博士後期課程 学生募集要項〔外国人留学生特別選抜〕
	4-2-2③	平成 18 年度秋田大学大学院教育学研究科(修士課程)学生募集要項〔私費外国人留学生学力検査科目等〕
	4-2-2④	平成 18 年度社会人特別選抜学生募集要項(医学部保健学科理学療法専攻)
	4-2-2⑤	平成 18 年度秋田大学大学院教育学研究科(修士課程)学生募集要項〔研究業績等による代替措置〕
	4-2-2⑥	平成 18 年度秋田大学大学院医学研究科(博士課程)学生募集要項〔社会人特別選抜〕
	4-2-2⑦	平成 18 年度秋田大学大学院工学資源学研究所 博士前期課程 学生募集要項
	4-2-2⑧	平成 18 年度秋田大学大学院工学資源学研究所 博士後期課程 学生募集要項
	4-2-2⑨	編入学(教育文化学部)
	4-2-2⑩	編入学(医学部医学科)
	4-2-2⑪	編入学(医学部保健学科)
	4-2-2⑫	編入学(工学資源学部)
	4-2-2⑬	編入学(工学資源学部 社会人)
	4-2-3①	秋田大学入学試験委員会規程
	4-2-3②	秋田大学学力検査委員会規程
	4-2-3③	秋田大学入試データ処理委員会規程
	4-2-3④	秋田大学教育推進総合センター規程
	4-2-3⑤	入学試験実施体制等
	4-2-3⑥	入学試験問題に係る点検マニュアル
	4-2-3⑦	平成 18 年度入試データ〔秋田大学入学案内〕
	4-2-4①	秋田大学入学者選抜方法研究委員会 平成 14 年度 研究報告書〔目次〕
	4-3-1①	秋田大学大学院医学研究科の改組
	4-3-1②	大学院学生収容定員充足率の検討状況について
基準 5	5-1-1①	学士課程の授業科目配置表(教養基礎教育, 教育文化学部, 医学部, 工学資源学部)
	5-1-1②	学士課程コースツリー(教養基礎教育, 教育文化学部, 医学部, 工学資源学部)
	5-1-2①	教養基礎教育の授業内容事例
	5-1-2②	教育文化学部の授業内容事例
	5-1-2③	医学部の授業内容事例
	5-1-2④	工学資源学部の授業内容事例
	5-1-3①	授業と研究の対応表(教養基礎教育)
	5-1-3②	授業と研究の対応表(教育文化学部)
	5-1-3③	授業と研究の対応表(医学部)
	5-1-3④	授業と研究の対応表(工学資源学部)
	5-1-3⑤	平成 18 年度 授業計画(土木環境工学科)

5-1-4①	「北東北国立3大学（弘前大学，岩手大学，秋田大学）での単位互換」の実施について
5-1-4②	大学コンソーシアムあきた
5-1-4③	教育文化学部と工学資源学部の相互開講科目
5-1-4④	「平成15年度特色ある大学教育支援プログラムGP：三学部連携による地域・臨床型リーダー養成」プログラム
5-1-4⑤	インターンシップ授業「企業・行政研修」及び「人間環境学体験実習」
5-1-4⑥	医学部医学科 地域包括保健・医療・福祉実習
5-1-4⑦	平成18年度工学資源学部入学者用履修案内〔放送大学との単位互換〕
5-1-4⑧	平成18年度秋田大学教養基礎教育授業計画〔入門物理学・入門化学〕
5-1-5①	単位の上限設定に関する取扱い〔教育文化学部・工学資源学部〕
5-1-5②	授業外学習を指示する記載のあるシラバス〔教養基礎教育・工学資源学部〕
5-1-5③	単位の実質化に関連したFD活動やワークショップの一覧
5-2-1①	平成18年度教養基礎教育学習案内〔初年次ゼミ〕
5-2-1②	指導法に工夫のある授業事例 <ul style="list-style-type: none"> ・対話型の討論型授業〔授業参観コメントシート（教育文化学部 日本語学Ⅲ・Ⅳ）〕 ・フィールド型授業〔地域包括保健・医療・福祉実習（医学部医学科）〕 ・チュートリアル教育〔平成18年度チュートリアル授業一覧（医学部医学科）〕 ・クリニカル・クラークシップ〔医学部第三内科ホームページ〕
5-2-2①	学部ごとに統一した様式のシラバス例
5-2-2②	平成18年度教養基礎教育授業計画（シラバス）の作成について〔授業評価（シラバス）作成時にご留意いただきたい点〕
5-2-2③	「シラバス」の活用に関するアンケート報告書〔工学資源学部〕
5-2-3①	学習ピアサポート・システムの案内 <ul style="list-style-type: none"> ・学習ピアサポート・システムを活用しよう〔新入生の皆さん〕 ・学生による学習支援「学習ピアサポート・システム」がスタートしました〔教養基礎教育広報〕
5-2-3②	基礎教育実施部会要項
5-2-3③	平成16年度工学資源学部における学生による授業評価報告書
5-3-1①	各学部の卒業に関する規定 <p style="text-align: center;">秋田大学教育文化学部規程，秋田大学医学部規程，秋田大学工学資源学部規程</p>
5-3-1②	教育文化学部履修案関係規程〔平成18年度入学者用〕
5-3-1③	平成18年度授業計画〔医学部保健学科看護学専攻〕
5-3-2①	平成17年度FDシンポジウム〔成績評価の方法・基準を考える〕 <ul style="list-style-type: none"> ・成績評価に関するアンケート・成績分布一覧
5-3-3①	平成18年度教養基礎教育学習案内〔成績評価確認制度について〕
5-3-3②	工学資源学部専門教育成績評価確認制度について
5-4-1①	平成18年度秋田大学大学院教育学研究科（修士課程）案内
5-4-1②	平成18年度秋田大学大学院医学研究科便覧
5-4-1③	平成18年度秋田大学大学院工学資源学研究科学生便覧
5-4-2①	授業内容表（教育学研究科）

	<p>5-4-2② 授業内容表 (医学研究科)</p> <p>5-4-2③ 授業内容表 (工学資源学研究科)</p> <p>5-4-2④ 平成 18 年度秋田大学大学院医学研究科便覧 (博士課程)</p> <p>5-4-3① 授業と研究の対応表 (教育学研究科)</p> <p>5-4-3② 授業と研究の対応表 (医学研究科)</p> <p>5-4-3③ 授業と研究の対応表 (工学資源学研究科)</p> <p>5-4-3④ 秋田大学大学院教育学研究科 (修士課程) 案内 [大学院担当教員の研究及び教育領域]</p> <p>5-4-3⑤ 秋田大学大学院医学研究科便覧 (博士課程) [研究分野概要]</p> <p>5-4-3⑥ 秋田大学大学院工学資源学研究科学生便覧 [教育研究分野の内容, 担当教員及び授業科目]</p> <p>5-5-2① 平成 18 年度秋田大学教育学研究科授業計画 [シラバス]</p> <p>5-5-2② 平成 18 年度授業計画 (秋田大学大学院工学資源学研究科) [シラバス]</p> <p>5-6-2① 平成 18 年度学生便覧 (工学資源学研究科) [指導体制]</p> <p>5-6-3① 平成 18 年度秋田大学大学院医学研究科便覧 (博士課程) [学位申請一覧]</p> <p>5-6-3② 標準修業年限内学位取得率</p> <p>5-7-1① 履修案内 [教育学研究科]</p> <p>5-7-1② 便覧 [医学研究科]</p> <p>5-7-1③ 学生便覧 [工学資源学研究科]</p> <p>5-7-2① 秋田大学大学院医学研究科における在学期間の短縮に関する申し合わせ</p> <p>5-7-2② 特に優れた研究業績を上げた者の在学期間短縮について (工学資源学研究科)</p> <p>5-7-3① 大学院医学研究科の学位審査体制と学位授与までのプロセス</p> <p>5-7-3② 大学院学位審査における審査委員の相互派遣 [北東北 3 大学連携推進協議会医学系分野専門委員会]</p> <p>5-7-4① 工学資源学研究科成績評価確認票</p>
基準 6	<p>6-1-1① 秋田大学「教育成果の検証に関する調査」報告書</p> <p>6-1-1② 教育成果の評価システム (案)</p> <p>6-1-2① 学生の留年, 休学, 退学, 除籍状況一覧 (平成 17 年度)</p> <p>6-1-2② 教育文化学部における教員免許, 臨床心理士受験資格等取得状況</p> <p>6-1-2③ 医師国家試験大学別合格率 (平成 16 年～平成 18 年)</p> <p>6-1-2④ 工学資源学部 J A B E E 認定コースの修了者数</p> <p>6-1-3① 教養基礎教育授業評価実施要領 [形成的評価・総括的評価]</p> <p>6-1-3② 平成 17 年度秋田大学教育文化学部 F D 活動報告書</p> <p>6-1-3③ 平成 16 年度後期 工学資源学部における学生による授業評価報告書</p> <p>6-1-4① 平成 17 年度卒業者等就職状況</p> <p>6-1-5① 平成 15 年度材料工学科外部評価報告 ～卒業生アンケート～</p>
基準 7	<p>7-1-1① 平成 17 年度新入生オリエンテーション実施計画書 [医学部 (宿泊型)]</p> <p>7-1-1② 初年次ゼミシラバス [平成 18 年度教養基礎教育授業計画]</p> <p>7-1-1③ 平成 17 年度新入生ガイダンス日程 [工学資源学部]</p> <p>7-1-2① キャンパスライフ (Q&A 「学業・進路・日常生活等で個人的に相談したいことがある」)</p> <p>7-1-2② クラス担任一覧 [医学部保健学科]</p> <p>7-1-2③ 学生のための教育関連委員一覧 [工学資源学部材料工学科]</p>

	7-1-3①	学生生活実態調査報告書〔平成14年度版〕
	7-1-3②	秋田大学学園だより No.179〔第7回学長と学生との懇談会について〕
	7-1-3③	意見箱の設置について〔キャンパスライフ2006〕
	7-1-3④	意見箱に寄せられた意見等に対する回答
	7-1-3⑤	附属図書館 学生用図書館資料整備に関するアンケート調査（学生用）
	7-1-5①	平成17年度外国人留学生に対する特別指導実施計画書〔医学研究科〕
	7-1-5②	留学生との懇談会について〔附属図書館〕
	7-2-1①	土曜日開館〔総合情報処理センター〕
	7-2-1②	開館時間の年度内延長について〔総合情報処理センター〕
	7-2-1③	秋田大学メディアプラザ（仮称）基本計画書（案）
	7-2-2①	秋田大学学生支援総合センター規程
	7-2-2②	秋田大学学生支援企画会議規程
	7-2-2③	学生支援総合センター〔課外活動支援部門〕
	7-2-2④	課外活動団体一覧〔体育系団体・文化系団体〕
	7-2-2⑤	平成17年度学生支援総合センター所要見込額
	7-2-2⑥	平成17年度医学部学生団体（クラブ・サークル），後援会助成費受領簿
	7-3-1①	学生相談について
	7-3-1②	セクシュアル・ハラスメントについて
	7-3-1③	セクシュアル・ハラスメント相談員
	7-3-1④	学生支援総合センターの紹介〔課外活動支援部門〕
	7-3-1⑤	学部における就職支援体制〔教育文化学部〕
	7-3-1⑥	学部における就職支援体制〔工学資源学部〕
	7-3-2①	平成17年度外国人留学生奨学金募集状況一覧
	7-3-2②	国立大学法人秋田大学教育研究支援基金規程
	7-3-3①	学生生活実態調査報告書 平成14年度版
	7-3-4①	授業料等の納付と免除・寄宿寮の額と納付方法〔キャンパスライフ2006〕
	7-3-4②	秋田大学授業料等免除及び徴収猶予に関する規程
	7-3-4③	平成17年度授業料等免除実績一覧
	7-3-4④	秋田大学学生寮規程
	7-3-4⑤	秋田大学女子学生寮規程
	7-3-4⑥	学生寮入居者数等資料〔男子寮・女子寮〕
	7-3-4⑦	医学科後援会奨学金貸与内規
	7-3-4⑧	秋田大学医学部医学科国際交流基金事業実施要項・秋田大学医学部医学科国際交流基金内規・秋田大学医学部国際交流基金事業実施細則
	7-3-4⑨	秋田大学工学資源学部国際交流基金規則・同管理運用委員会内規・同事業実施要項
基準8	8-1-1①	校地及び宿舍面積算出表・土地・建物
	8-1-1②	施設配置図〔手形地区・本道地区・保戸野地区〕
	8-1-1③	平成16年度既存施設の利用状況調査
	8-1-2①	秋田大学キャンパス情報ネットワークシステム

	8-1-2②	教職員用 Web メール利用申請開始のお知らせ（総合情報処理センター）
	8-1-2③	情報セキュリティポリシー（目次）
	8-1-2④	秋田県内3大学遠隔講義新システム公開実験
	8-1-3①	秋田大学施設マネジメントの基本理念・基本方針
	8-1-3②	秋田大学における教育研究施設の有効活用に関する規程
	8-1-3③	国立大学法人秋田大学附属図書館利用規程
	8-1-3④	秋田大学総合情報処理センター利用細則
	8-1-3⑤	ものづくり創造工学センター
	8-2-1①	秋田大学附属図書館蔵書構築基本要項
	8-2-1②	図書館資料の現状〔秋田大学附属図書館自己点検・評価報告書〕
	8-2-1③	図書館資料の現状〔秋田大学附属図書館自己点検・評価報告書〕
基準8	9-1-1①	教務事務電算システムについて
	9-1-1②	秋田大学情報データベース構築業務一式仕様書
	9-1-3①	秋田大学「教育成果の検証に関する調査」報告書（目次）
	9-1-3②	外部評価報告書（目次）〔教育文化学部〕
	9-1-3③	外部評価報告書（目次）〔医学部〕
	9-1-3④	外部評価報告書（目次）〔医療技術短期大学部〕
	9-1-3⑤	第3回自己点検・評価報告書（目次）〔医療技術短期大学部〕
	9-1-3⑥	外部評価報告書（目次）〔工学資源学部のさらなる飛躍をめざして〕
	9-1-3⑦	秋田大学工学資源学部将来ビジョン検討調査報告書（目次）
	9-1-3⑧	外部評価報告書（目次）〔附属図書館〕
	9-1-4①	秋田大学教育推進企画会議規程
	9-1-4②	第三者評価機関及び外部評価活用マニュアル
	9-1-5①	医学部医学科教育賞を授与〔平成16年度・平成17年度〕（医学部・附属病院だより）
	9-1-5②	秋田大学教員個人評価の指針
	9-2-1①	平成17年度 秋田大学全学FDシンポジウム（成績評価の方法・基準を考える）〔教育推進総合センター〕
	9-2-1②	平成17年度 秋田大学全学ワークショップ報告書（授業デザイナー学生参加型授業を中心として）〔教育推進総合センター〕
	9-2-1③	「秋田大学医学教育者のためのワークショップ」の記録〔医学部医学科〕
	9-2-2①	特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）「三学部連携による地域・臨床型リーダー養成」
	9-2-2②	大学・大学院における教員養成推進プログラム（教員養成GP）「教育研究リーダーの学校臨床型養成」
	9-2-2③	工学資源学部 JABEE 認証（材料工学科，土木環境工学科，環境物質工学科）〔工学資源学部ホームページ〕
	9-2-3①	国立大学法人秋田大学に勤務する技術系職員（施設系を除く）に関する取扱要項
	9-2-3②	平成17年度国立大学法人秋田大学技術部合同研修実施要項
	9-2-3③	技術部の充実・発展に関する検討会議
	9-2-3④	TAトレーニング報告書・学生実験TA実施報告書の例〔工学資源学部電気電子工学科〕
	9-2-3⑤	学習ピアサポーター研修会の実施について〔教育推進総合センター〕
基準10	10-1-1①	財務諸表・附属明細書・決算報告書

	10-1-2①	収入の状況〔平成13年度～平成17年度〕
	10-2-1①	中期計画中の財政計画について
	10-2-3①	「平成17年度予算編成の考え方」「平成17年度予算作成・執行指針」
	10-2-3②	平成17年度年度計画推進経費配分一覧
	10-3-1①	平成16年度（第1期）財務諸表〔ホームページ〕
	10-3-1②	秋田大学だより No.11 2005年12月〔やさしい16年度決算の見方〕
	10-3-2①	国立大学法人秋田大会計内部監査規程
	10-3-2②	平成17年度会計内部監査結果の報告について
	10-3-2③	独立監査人の監査報告書
	10-3-2④	監査に関する情報（ホームページ）
基準11	11-1-1①	国立大学法人秋田大学運営規則
	11-1-1②	秋田大学運営組織
	11-1-1③	国立大学法人秋田大学事務組織規程
	11-1-1④	国立大学法人秋田大学事務分掌規程
	11-1-1⑤	秋田大学事務組織図（18.5.1）
	11-1-1⑥	全学の管理運営に関わる委員会等
	11-1-2①	第三者評価機関及び外部評価の評価結果の流れ及び結果活用マニュアルの流れ図
	11-1-2②	学長のリーダーシップが発揮された主な事例
	11-1-3①	経営協議会委員からの指摘・提案事項に対する対応
	11-1-3②	秋田県高等学校長協会と秋田大学との懇談会
	11-1-3③	地域と秋田大学との交流フォーラム
	11-1-4①	国立大学法人秋田大学監事監査規則
	11-1-4②	監査報告書
	11-1-4③	平成16年度監査報告書
	11-1-4④	平成16年度国立大学法人秋田大学監事監査計画
	11-1-5①	国立大学法人秋田大学職員研修規程
	11-1-5②	企画・立案に参画できる能力を開発するための研修プログラムの指針
	11-1-5③	平成17年度国立大学法人秋田大学職員研修等実施状況一覧
	11-1-5④	上級英会話研修（オーストラリア・グリフィス大学）受講者一覧
	11-2-1①	秋田大学規則・規程等一覧（評議会審議分制定）
	11-2-1②	秋田大学規則・規程等一覧（学長裁定分制定）
	11-2-1③	国立大学法人秋田大学役員会規程
	11-3-1①	秋田大学評価大綱
	11-3-1②	秋田大学評価センター規程
	11-3-1③	秋田大学評価センター（リーフレット）
	11-3-1④	秋田大学評価センターの体制
	11-3-2①	ホームページ（自己点検・評価の結果）
	11-3-4①	第三者評価機関及び外部評価の評価結果の流れ及び結果活用マニュアル
	11-3-4②	評価センター広報（中期計画平成16年度実績の評価結果について）

山形大学

目 次

認証評価結果	2-(4)-3
基準ごとの評価	2-(4)-4
基準1 大学の目的	2-(4)-4
基準2 教育研究組織（実施体制）	2-(4)-6
基準3 教員及び教育支援者	2-(4)-10
基準4 学生の受入	2-(4)-14
基準5 教育内容及び方法	2-(4)-17
基準6 教育の成果	2-(4)-26
基準7 学生支援等	2-(4)-28
基準8 施設・設備	2-(4)-33
基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	2-(4)-35
基準10 財務	2-(4)-39
基準11 管理運営	2-(4)-41
意見の申立て及びその対応	2-(4)-45
<参 考>	2-(4)-47
現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(4)-49
目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(4)-50
自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(4)-52
自己評価書等リンク先	2-(4)-59
自己評価書に添付された資料一覧	2-(4)-60

認証評価結果

山形大学は、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

当該大学の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

主要キャンパスが分散しているにもかかわらず、全学体制により、教養教育が適切に実施されている。

教員の活動をより活性化することを目的に、教員の評価を全学的に統一し、共通の視点で個人評価を行うシステムをつくり、実施している。

平成 16 年度に「地域ネットワーク F D “樹氷”」及び「生涯医学教育拠点形成プログラム 包括的地域医療支援機構創設」、平成 18 年度に「エリアキャンパス未来遺産創造プロジェクト」及び「体験と実習を礎とする職業観形成法の確立」が文部科学省現代 G P に採択されている。

教育委員会の下、全学体制で、全学統一形式のシラバスの作成、学生一人一人の G P A 等を記載した資料の作成ときめの細かい指導を実践している。

G P A 制度、アドバイザー教員制度及び学習サポート教員制度を柱として導入された「Y U サポートシステム」によって、学生の学習・生活支援に対して、日常的な取り組みが行われている。

教育方法の具体的な改善事例を『教養教育改善充実特別授業報告書』及び『授業改善ハンドブック』あつとodorok授業改善 山形大学実践編』などに紹介し、全学的な情報の共有を図っている。

ワークショップ・F D 合宿セミナー・公開授業などにより多角的に F D に取り組んでいる。

当該大学の主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

大学院設置基準違反とは言えないが、各教科に係る「専攻」に準じる形で教育研究活動を実施している教育学研究科教科教育専攻の「専修」のいくつかでは、教員配置状況が「教科に係る専攻において必要とされる教員数」を下回っている。

大学院の一部の課程では、入学定員超過率が高い状況が見られる。

基準ごとの評価

基準1 大学の目的

- 1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-1 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

大学の目的は学則において明確に述べられている。さらに、その目的を具体化した活動方針として、大学を取り巻く状況の検討の上で「山形大学のあるべき姿」を取りまとめ、大学の基本理念等、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針をより明確にしている。それに基づき、大学全体及び学部ごとの教育理念を「山形大学の教育理念等」として定め、養成しようとしている人材像をはじめ、達成しようとする基本的な成果等を明らかにしている。

また、これまでの上記の展開を受けた内容で、国立大学法人山形大学中期計画として、文部科学大臣に提示し認可を受けている。

これらのことから、大学の目的が明確に定められていると判断する。

- 1-1-1 目的が、学校教育法第52条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学の基本理念として「自然と人間の共生」を掲げ、「教育・研究・地域貢献に真摯に取り組み、次世代を担う人材の育成、知の探求・継承・発展及び豊かな地域社会の実現に努め、もって人類全体の幸福と国際社会の平和的・持続的発展に貢献する」ことを目的としており、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的から外れるものではないと判断する。

- 1-1-1 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第65条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学院規則において、大学院の目的として、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与すること」と明記し、課程の目的として、修士課程は、「広い視野に立って、精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うこと」、博士課程は、「専攻分野の研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するのに必要の高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこと」を掲げている。「山形大学のあるべき姿」の中で、大学院の教育研究活動の基本的な方針もこの目的に沿って定められている。

これらのことから、大学院の目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものではないと判断する。

1 - 2 - 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

大学の目的、使命、理念、中期目標及び中期計画等を、大学ウェブサイトをはじめ、大学概要、学生便覧により大学の構成員に周知を図っている。また、新採用教職員の研修、学生の入学時及び各学部の学生へのガイダンス等を機会として周知を図っている。

これらのことから、目的が、大学の構成員に周知されていると判断する。

1 - 2 - 目的が、社会に広く公表されているか。

「山形大学のあるべき姿」、「山形大学の教育理念」等を大学ウェブサイトで広く社会に公表している。さらに、教育理念及びアドミッション・ポリシーを入学者選抜要項に掲載し、学校説明会や山形県内4地域（庄内、最上、村山、置賜）で実施しているオープンキャンパスにおいて配布している。

これらのことから、目的は、社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準2 教育研究組織（実施体制）

- 2 - 1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2 - 2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 2 - 1 - 学部及びその学科の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

文系と理系の広い分野にわたって、基礎研究と応用研究の多様な成果を活かした教育が十分可能な6学部21学科で構成されている。すなわち、人文学部、地域教育文化学部、理学部、医学部、工学部、農学部の6学部を置き、人文学部は、人間文化学科・法経政策学科の2学科、地域教育文化学部は、地域教育学科・文化創造学科・生活総合学科の3学科、理学部は、数理科学科・物理学科・物質生命化学科・生物学科・地球環境学科の5学科、医学部は、医学科・看護学科の2学科、工学部は、機能高分子工学科・物質科学工学科・機械システム工学科・電気電子工学科・情報科学科・応用生命システム工学科の6学科、農学部は、生物生産学科・生物資源学科・生物環境学科の3学科で構成されている。

これらのことから、学部及びその学科の構成が、目的を達成する上で適切なものになっていると判断する。

- 2 - 1 - 学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成が学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

- 2 - 1 - 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

教育担当副学長を委員長とする教育委員会を置き、その下に教養教育専門委員会と教養教育実施委員会を設けている。教養教育専門委員会で「山形大学教養教育の基本方針」を定め、その中で、専任の全教員が教養教育授業科目区分の少なくとも一つに登録することを求め、全教員が責任を負う全学体制で教養教育を実施している。また、教養教育の実施が「山形大学教養教育の基本方針」に基づいていることから、その理念や教育目標・内容の体系性・継続性が確保され、カリキュラムが維持・管理されている。

教養教育の実施に当たっては、教養教育実施委員会の下で、小白川（人文学部・地域教育文化学部・理学部）飯田（医学部）米沢（工学部）鶴岡（農学部）の各学部の主要キャンパスのうち、小白川にある3学部を幹事学部として責任・実施体制を強化している。また、教養教育担当教員用の「教養教育マニュアル」を作成し、教育方法の統一を図っている。

このように、主要キャンパスが分散しているにもかかわらず、教養教育の実施に工夫がなされ、責任体制が明確になっている。

これらのことから、教養教育の実施体制が適切に整備され、機能していると判断する。

2 - 1 - 研究科及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院は、5研究科27専攻で構成されている。すなわち、社会文化システム研究科、教育学研究科、医学系研究科、理工学研究科、農学研究科の5研究科を置き、社会文化システム研究科は文化システム専攻・社会システム専攻の修士課程2専攻、教育学研究科は学校教育専攻・教科教育専攻の修士課程2専攻、医学系研究科は看護学専攻の修士課程1専攻、医学専攻の博士課程1専攻、生命環境医科学専攻（独立専攻）の博士前期・後期課程1専攻、理工学研究科は数理科学専攻・物理学専攻・物質生命化学専攻・生物学専攻・地球環境学専攻・機能高分子工学専攻・物質化学工学専攻・機械システム工学専攻・電気電子工学専攻・情報科学専攻・応用生命システム工学専攻・ものづくり技術経営学専攻（独立専攻）・生体センシング機能工学専攻（独立専攻）の博士前期課程13専攻、地球共生圏科学専攻・物質生産工学専攻・システム情報工学専攻・生体センシング機能工学専攻（独立専攻）の博士後期課程4専攻、農学研究科は生物生産学専攻・生物資源学専攻・生物環境学専攻の修士課程3専攻で構成されている。

さらに、連合大学院として岩手大学大学院連合農学研究科（博士課程）を担っている。

これらの専攻のうち、独立専攻である、医学系研究科の生命環境医科学専攻及び理工学研究科の生体センシング機能工学専攻の博士前期・後期課程は、医学、工学両分野の教育研究の連携を基盤として設立されたものであり、医工連携による学際分野への新しい展開と見ることができる。

「大学院規則」第4条にある専攻の名称等から見て、各研究科は、学部の専門教育を基礎に、専門分野の研究能力（課題発見・解決能力）及び高度の専門性を要する職業に必要な能力の養成を目的として専攻を構成している。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものになっていると判断する。

2 - 1 - 研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成が大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2 - 1 - 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

1年課程の養護教諭特別別科を設置し、看護師免許取得者又は取得予定者を対象に、児童・生徒の保健教育と保健管理を実践的・創造的に担い、健康の保持・増進と健やかな発育・発達を保障するために活躍できる養護教諭を養成している。その教育課程は、一般教育科目、保健体育科目、教職科目、障害児教育関連科目、実習（観察実習、健康診断実習、養護実習）及び卒業研究から構成されている。この特別別科は、学則にある大学の目的と使命を具体化した大学の理念である「自然と人間の共生」を21世紀のテーマとし、教育・研究・地域貢献に真摯に取り組み、・・（中略）・・もって人類社会の幸福と国際社会の平和的・持続的発展に貢献する」に適合している。

これらのことから、別科の構成が、目的を達成する上で適切なものになっていると判断する。

2 - 1 - 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

附属図書館のほか、地域共同研究センター、学術情報基盤センター、遺伝子実験施設、高等教育研究企画センター、留学生センター、教職研究総合センターの6学内共同教育研究施設、附属博物館、放射性同位元素総合実験室、環境保全センター、大学院ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーの4学内共同利用施設、そして、医学教育における臨床実習の場である医学部附属病院、保健管理センター、学部附属の教育研究施設及び教員を目指す学生の教育実習の場である附属学校を設置している。これらは、それぞれ教育研究及びその支援、教育及びその支援、研究推進・社会貢献と主として大別できる固有の役割を持ち、広い教育研究分野に亘っている。

これらのことから、全学的なセンター等の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2 - 2 - 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

教育活動に係る重要事項を審議するため、全学組織として国立大学法人法に規定する教育研究評議会と、各学部には学校教育法に規定する教授会を設置している。教育研究評議会は、平成17年度は11回開催され、教育に関する中期目標・中期計画・年度計画のほか、学則等の教育に関わる重要な規則の制定・改廃、教員人事及び教育課程の編成方針、学生の在籍と学位授与に関する方針、教育の状況に関する自己点検・評価など、教育活動に関する基本方針を審議している。各学部の教授会は、それぞれの教授会規則の規定により、定期的に行われ、教育課程の編成、学生の在籍及び学位の授与に関する事項、その他教育に関する重要事項を審議している。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2 - 2 - 教育課程や教育方法を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

全学的に教育活動に関する基本方針等の事項を審議する委員会として、教育委員会を、全学体制の構成の下に設置している。

教養教育に関する事項は、教育委員会の下で審議することにより、縦割りの弊害が出がちな教養教育と専門教育の間の有機的な連携を図る体制をとり、教育委員会の下に専門委員会を恒常的に設置し、不断の改善を行っている。さらに、平成16年度に教育内容と教育体制の改善を図るための専門組織として「高等教育研究企画センター」を設置し、センター教員のうち選出された教員が教育委員会委員として、成果を全学の教育に反映させる体制となっている。

各学部には、それぞれ教務に係る委員会が設置され、教育課程や教育方法の検討などの学部教育全般について審議している。

これらのことから、教育課程や教育方法を検討する組織が、適切な構成となっており、実質的な検討が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

主要キャンパスが分散しているにもかかわらず、全学体制により、教養教育が適切に実施されている。

医学、工学両分野の教育研究の連携を基盤として、医学系研究科の生命環境医科学専攻及び理工学研究科の生体センシング機能工学専攻が設立されている。

基準3 教員及び教育支援者

- 3 - 1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3 - 2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3 - 3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3 - 4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3 - 1 - 教員組織編成のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされているか。

教員の人事に当たっては、水準の高い教育研究活動の推進や社会貢献を果たすため、多彩な人事制度を構築することを中期目標として掲げ、各学部それぞれの学問領域の特徴に配慮した上で、優秀な人材を確保する制度の構築をそのための措置としている。学士課程では、各学部とも講座制又は大講座制をとっており、大学院は、多くは学士課程担当教員が担当している。これらの教員組織を具現化したものとして、平成16年2月の評議会決定による「法人化後の人員管理の基本的考え方」に基づき、大学の円滑な運営を行うため、教職員の人件費を適切に管理することを重視して部局別教員定員表を定めている。また、全学的な戦略構想の推進と管理運営の効率化に柔軟に対応するために37人の学長裁量定員を新設している。

これらのことから、教員組織編成のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされていると判断する。

3 - 1 - 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

教員は、学部や大学院、附属施設等に所属しており、教授、助教授及び講師が授業科目を担当し、助手は実験・実習、演習科目を補助している。教員の選考に当たっては、研究業績に加えて、教育実績、教授能力など総合的視点を重視し採用している。また、「自治体経営」、「知的財産所有権」など最新の学際領域のうち専任教員で開講が困難な科目は、非常勤講師を雇用しているほか、特に、全学部で必修科目として50人規模のクラス編成で開講している英語を中心に語学を非常勤講師で補っている。

各学部で教育を担当している教員は、人文学部が135人(常勤88人、非常勤講師47人)、地域教育文化学部が131人(常勤93人、非常勤講師38人)、理学部が93人(常勤75人、非常勤講師18人)、医学部が316人(常勤150人、非常勤講師166人)、工学部が178人(常勤138人、非常勤講師40人)、農学部が94人(常勤66人、非常勤講師28人)であり、教員1人当たり1学年2.3人(昼夜開講課程を持つ工学部は4.6人)を担当している。また、教養教育を担当する非常勤講師を56人配置している。

これらのことから、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されていると判断する。

3 - 1 - 学士課程において、必要な専任教員が確保されているか。

各学部の専任教員は、人文学部が88人(教授42人、助教授43人、講師3人)、地域教育文化学部が93人(教授54人、助教授31人、講師5人、助手3人)、理学部が75人(教授38人、助教授26人、講師5人、助手6

人) 医学部が150人(教授32人、助教授27人、講師34人、助手57人) 工学部が138人(教授52人、助教授50人、講師2人、助手34人) 農学部が66人(教授34人、助教授23人、助手9人)である。

教養教育の実施に関しては、担当可能な領域を全教員が分担して教育する全学体制方式をとっている。教養教育専門委員会で審議決定した開講コマ数、学部別担当コマ数に基づき、教養教育実施委員会が時間割の枠組等を検討し、教養教育実施委員会の下に、授業科目区分(一般教育科目においては領域)ごとに連絡会を設置して授業科目の配置を行っている。各学部の履修科目のうち主要な科目については必修又は選択必修の指定をしており、その担当には原則として学部所属の専任教員を充てている。

これらのことから、必要な専任教員が確保されていると判断する。

3-1- 大学院課程(専門職大学院課程を除く。)において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

大学院修士課程では、専門領域の博士の学位又はそれに準じた資格を持つ有資格教員が研究指導に当たり、その他の教員は研究指導を支援している。博士課程は優れた研究実績を持つ専任教員が指導し、資格審査では、研究業績のほか教育実績を考慮している。

各研究科の研究指導教員及び研究指導補助教員は、社会文化システム研究科(修士課程)が87人(研究指導教員68人、研究指導補助教員19人)、教育学研究科(修士課程)が89人(研究指導教員58人、研究指導補助教員31人)、医学系研究科(修士課程:看護学専攻)が27人(研究指導教員17人、研究指導補助教員10人)、医学系研究科(博士課程:医学専攻)が95人(研究指導教員54人、研究指導補助教員41人)、医学系研究科(博士前期課程:生命環境医科学専攻)が24人(研究指導教員15人、研究指導補助教員9人)、医学系研究科(博士後期課程:生命環境医科学専攻)が23人(研究指導教員14人、研究指導補助教員9人)、理工学研究科(博士前期課程)が235人(研究指導教員186人、研究指導補助教員49人)、理工学研究科(博士後期課程)が201人(研究指導教員136人、研究指導補助教員65人)、農学研究科(修士課程)が67人(研究指導教員58人、研究指導補助教員9人)となっている。

教育学研究科教科教育専攻は、国語教育専修、社会科教育専修など10の専修から構成されている。当該専攻の設置認可時点においては、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会の審査内規「教員養成大学に設置される大学院に関する審査内規について」に基づき、複数の教科を含む専攻の必要教員数は、当該専攻に含まれることとなる教科に係る専攻の基準の合計数とされていた。しかし、平成15年の準則主義化により、同審査内規は廃止されている。一方、設置されてから現在までの当該専攻の教育研究は、専修を専攻に準じる形で実施してきた実態がある。この状況に鑑み、当該専攻の各専修に対して教科に係る専攻の基準を準用すれば、いくつかの専修においては、教科に係る専攻において必要とされる教員数を下回っており、合計数においても不足している状況が長期にわたって続いていることになる。このことは、当該専攻の教育研究の目的を達成する上で極めて重大な支障があると考えざるを得ないが、準則主義の立場から、大学院設置基準に教科教育専攻の必要教員数の規定がないことを前提にすれば、当該専攻の現状を大学院設置基準違反と断ずることはできない。しかしながら、当該専攻の教育研究の目的を達成するためには、専攻に準じて教育研究活動を実施している専修が、教科に係る専攻において必要とされる教員数を下回っている現状は、可及的速やかに是正されなければならない。

これらのことから、教育学研究科教科教育専攻において、教育研究の目的達成の上で、不十分な教員配置状況にあるものの、大学全体としては必要な研究指導教員及び研究指導補助教員がおおむね確保されていると判断する。

3 - 1 - 専門職大学院課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

該当なし

3 - 1 - 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別構成のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

教員の採用は、すべての学部で原則公募制をとり、その選考過程で年齢構成に配慮している。多くは性別や国籍に関わらず採用している。

また、全学共通の評価項目による教員の個人評価において、教育に関する目標の設定や実績を自己申告した上での評価を実施しており、教員の活動を活性化するための特別な措置として、工学部、医学部で学生に選ばれた最優秀教員を褒賞する制度がある。

任期制については、全学的には、「国立大学法人山形大学における個別契約任期付教員に関する規則」及び「国立大学法人山形大学特任教授に関する規則」を制定し、導入等をサポートしている。これを基に、医学部で完全導入し、他部局でも導入の検討を開始している。

なお、医学部では、平成19年1月から24時間体制の保育所を開設し、女性教職員の任用推進のための勤務環境の整備を進めている。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための措置が講じられていると判断する。

3 - 2 - 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の選考基準は、「国立大学法人山形大学教員選考基準」に明確に定められている。選考に際しては、この基準の下で、各部局が設置する教員選考委員会で審議している。学士課程では、研究業績に加えて教育実績や社会貢献を考慮し、医学部医学科の臨床系講座では臨床能力を重視している。大学院修士課程は、研究業績に加えて、教育実績や教授能力及び学位の有無も考慮し、博士課程では、研究業績と教育実績を重視した選考を行っている。教員選考委員会の組織形態は学部により異なるが、そのポストごとに選考委員会を設置し、他学科の委員を含めるなど公平性を十分に確保しながら、審議を行い選考している。

これらのことから、教員の選考基準は明確に定められ、運用されていると判断する。

3 - 2 - 教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、機能しているか。

教養教育については、教育委員会の下に教育方法等改善委員会を置き、学生の授業改善アンケートや公開授業などのファカルティ・ディベロップメント（以下、「FD」という。）活動を行っている。学部で開講している全科目について、学生の授業改善アンケートを実施し、各部局の評価に関する委員会で分析・評価し、授業担当者にフィードバックしている。一部の学部・学科は、教員同士が相互に参観する公開授業を実施し、授業改善の意見交換を行っている。

また、教員活動の活性化を目指し、「山形大学における教員の個人評価」を取りまとめ、その中で教員の個人評価指針を明確にし、教員の個人評価を実施している。この個人評価は、教員の活動を「教育」、「研究」、「社会連携」、「管理運営」の4領域に分け、それぞれの領域について行っている。なお、医学部臨床部門においては、「診療」を加えた5領域としている。教員個人から提出された教員個人評価調査票を基に部局の評価組織が行った評価は部局長に報告され、その後、取りまとめられた部局における評価結果を、

部局長から学長に報告する体制となっている。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価を実施するための体制が整備され、機能していると判断する。

3 - 3 - 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

「教育内容と関連する研究活動例」の資料から見て、各部局とも教員は、教育内容に相関性をもつ研究活動を展開しており、これらは学部や大学院の教育に反映しているものと考えられる。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3 - 4 - 大学において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

学部は各キャンパスに分散しているが、教育課程の展開に必要な事務職員は、各キャンパスに配置している。3学部が集中する小白川キャンパスには、学生系事務部門を一元化した「学生センター」を設置し、集中的に支援する体制をとっている。教養教育では、教養教育を専門に担当する事務職員に加えて、情報処理、語学教育などの科目にはティーチング・アシスタント（以下、「TA」という。）を配置している。各学部では、専門教育の実施に関する事務を担当する事務職員及び理系学部では実験・実習・演習などを補助する技術系の職員を配置している。また、実験・実習・演習などの授業の準備を補助する大学院学生のTAを多数活用している。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

工学部、医学部で学生の視点からの最優秀教員の褒賞制度がある。

医学部で、平成19年1月から24時間体制の保育所を開設し、女性教職員の任用推進のための勤務環境の整備を進めている。

教員の活動をより活性化することを目的に、教員の評価を全学的に統一し、共通の視点で個人評価を行うシステムをつくり、実施している。

【改善を要する点】

大学院設置基準違反とは言えないが、各教科に係る「専攻」に準じる形で教育研究活動を実施している教育学研究科教科教育専攻の「専修」のいくつかでは、教員配置状況が「教科に係る専攻において必要とされる教員数」を下回っている。

基準4 学生の受入

- 4 - 1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4 - 2 アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4 - 3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 4 - 1 - 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されているか。

基本理念及び教育目的に沿って、アドミッション・ポリシーを明確に定め、大学ウェブサイト、大学案内、学生募集要項等に掲載し公表している。また、学部・学科ごとに、概要・特色、理念・目標、求める学生像、選抜方針の各項目で具体的に示し、大学案内及び学部案内をはじめ、入学者選抜要項、学部ウェブサイト等に掲載している。

さらに、オープンキャンパス、高等学校訪問、各地区で行う高等学校教員及び高校生を対象とした進学説明会においても、大学の特色や基本理念、アドミッション・ポリシーを説明し周知を図っている。

大学院課程は、教育理念や入学者選抜に関する事項を大学ウェブサイト等を通じて公表している。

これらのことから、アドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

- 4 - 2 - アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

アドミッション・ポリシーに沿った学生を確保するために、学士課程、大学院課程ともに多様な選抜を実施している。

学士課程では、特別選抜及び一般選抜（前期日程、後期日程）を有効に利用し、多様な方法により求める学生の選抜を行っている。

推薦による特別選抜は、すべての学部で実施している。理学部及び工学部の一部の学科を除いた学部・学科では、大学入試センター試験を免除し、調査書及び推薦書のほか、学科の特性に応じた面接・小論文・実技検査を加味して実施している。

大学院修士課程・博士前期課程では、学力検査、面接（口頭試問を含む。）により総合的に判定している。理工学研究科及び医学系研究科の博士課程・博士後期課程では、学力検査、面接（口頭試問を含む。）のほか、研究実績や研究計画書などの調書も合わせて総合的に判定している。これにより各学部等において求める学生にふさわしい基礎知識、論理的思考力、表現力、コミュニケーション能力、将来への目的意識・関心・意欲を評価している。

これらのことから、アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

- 4 - 2 - アドミッション・ポリシーにおいて、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

留学生・社会人・編入学生のアドミッション・ポリシーは、一般選抜の学生の基本方針に準じている。

これに応じた対応として、私費外国人留学生の受入れは、各学部で指定した日本語留学試験の教科・科目のほか、人文学部、地域教育文化学部及び医学部では学力検査等を実施している。社会人特別選抜は、人文学部、地域教育文化学部及び工学部で行い、志願理由書及び調査書と面接（口頭試問を含む。）をもとに総合的に判定している。3年次編入学生の受入れは、人文学部、医学部、工学部及び農学部で行い、書類審査のほか、学力検査を実施している。修士課程・博士前期課程では、社会人特別選抜及び外国人留学生選抜を行っている。選抜方法は、学力検査（外国語、専門科目）及び面接（口頭試問を含む。）により判定している。ただし、社会貢献実績及び研究業績を踏まえ、一部試験を免除する場合もある。教育学研究科では、研究業績を外国語又は専門科目の一つに代替することができ、理工学研究科ものづくり技術経営学専攻（独立専攻）は学力検査を免除し、農学研究科は外国語を免除している。

これらのことから、アドミッション・ポリシーに応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4 - 2 - 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学試験の実施は、学長を委員長とする入学試験委員会が掌握している。入学試験の実施に当たって、個別学力検査、実技検査、面接及び小論文並びに推薦による特別選抜、社会人特別選抜等に関する業務を円滑に行うために「入学試験実施委員会」を設置している。

個別学力検査の問題作成に当たっては、問題作成を担当する教員に加えて、同時に選出された査読・校正担当教員等によって不備がないよう細心の注意を払うとともに、試験当日は、問題作成者及び別に選出された特別委員が、チェックを行い、受験生の質問等に迅速かつ適正に対処するための体制を整備している。各学部の入学試験の実施は、入学試験実施細則等に則り、各学部に入学者選抜実施の業務を行う委員会を設置し、入学試験委員会及び学務部入試課と連携し入学試験業務を行っている。

各学部における個別学力検査の実施は、各学部の委員会が、入学試験実施について必要な対応を明示し、試験を実施している。

各学部の委員会は、入学者選抜試験の結果に基づいて合格者判定資料を作成し、その資料に基づき教授会の議を経て合否判定を厳正に行っている。

入学者選抜試験の採点に当たっては、小論文・面接・実技検査は、複数名の教員により採点し、それにより公正な判定を行っている。学力検査の得点集計作業も、複数名の教員で確認し合い、ミスを防いでいる。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4 - 2 - アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

学長の下に入学者選抜方法研究委員会を設置し、受験者の状況及び傾向、入学試験の結果、入学後の学業成績の追跡調査、高等学校教員らの外部者の意見の聴取等を行い、入学者選抜方法の改善に向けた検討を行い、その結果を報告書としてまとめている。各学部では、この報告書を参考に入学者選抜試験の改善に取り組んでいる。さらに、各学部とも、改善のためにできる限り多くの有用な情報を収集するためオープンキャンパスや高等学校訪問の機会を有効に活用している。

これらのことから、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っていると判断する。

4 - 3 - 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

過去3年間における各学部、研究科及び別科の入学定員に対する実入学者の定員超過率は、学部では、平成16年度から平成18年度の3年間平均で、人文学部が1.06倍、地域教育文化学部（平成16年度は教育学部）が1.07倍、理学部が1.06倍、医学部が1.00倍、工学部が1.10倍、農学部が1.12倍となっている。研究科では、平成16年度から平成18年度の3年間平均で（理工学研究科（博士前期課程：ものづくり技術経営学専攻）については平成17年度開設のため平成17年度、平成18年度の平均）社会文化システム研究科（修士課程）が平均1.22倍、教育学研究科（修士課程）が平均0.98倍、医学系研究科（修士課程：看護学専攻）が平均1.16倍、医学系研究科（博士課程：医学専攻）が平均1.05倍、医学系研究科（博士前期課程：生命環境医科学専攻）が平均0.93倍、医学系研究科（博士後期課程：生命環境医科学専攻）が平均1.33倍、理工学研究科（博士前期課程）が平均1.28倍、理工学研究科（博士後期課程）が平均0.95倍、農学研究科（修士課程）が平均0.82倍となっている。

修士課程・博士前期課程及び博士後期課程は、研究科ごと、年度ごとに多少の差が見られる。特に、理工学研究科機能高分子工学専攻においては平成16年度から平成18年度の3年間平均で1.79倍の定員超過率となっている。学問分野の新たな展開と地域の要請に基づくこの状況を受けて、理工学研究科博士前期・後期課程に平成19年4月から新たに有機デバイス工学専攻が設立されることになっている。養護教諭特別科では、平成16年度から平成18年度の3年間とも1.00倍の定員超過率となっている。

このことから、一部を除き、入学定員と実入学者数との関係は適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

大学院の一部の課程では、入学定員超過率が高い状況が見られる。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5 - 1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5 - 2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5 - 3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5 - 4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5 - 5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5 - 6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5 - 7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

< 学士課程 >

5 - 1 - 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置（例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）され、教育課程の体系性が確保されているか。

授業科目は教養教育に関する科目と専門教育に関する科目に区分して編成されている。

教養教育は、全学の教育課程の基本方針等を担当する教育委員会の下に全学体制で実施し、1年次学生全員が、小白川キャンパスにおいて教養教育を受けることを基本にしている。なお、工学部のBコース（夜間主コース）は、米沢キャンパスで教養教育が行われている。

キャンパスが地域に分散していることから、小白川キャンパス以外にある医学部、工学部及び農学部では、2年次への進級条件を設けている。これらの学部では2年次以上にも教養教育が履修できるように、リアルタイムのリモート講義を開講しているほか、米沢キャンパスではBコース（夜間主コース）も併設されていることから、対面授業での高年次履修も可能である。このように教養教育科目の高年次修得も可能なシステムを構築している。

教養教育科目の内容は「一般教育科目」、「外国語科目」、「情報処理教育科目」、「日本語・日本事情科目」の4区分で構成されている。各学部で基礎的な専門教育科目も開講しているが、「一般教育科目」のうち、専門教育を学ぶ上で必要となる内容の授業を関係する学部・学科が指定する「受講指定」の制度を設けている。

なお、「一般教育科目」では、総合大学の利点を活かして6領域に分けて授業科目を配置し領域ごとの履修登録の上限設定を行い、一定の領域に偏らない文系・理系のバランスのとれた幅広い履修を促している。

各学部の専門教育科目は、基礎学力・知識の習得のための「専門基礎科目」と発展的な「専門科目」で構成され、基本的な科目から発展的な科目へと段階的、体系的に構成し、必修科目・選択必修科目・選択科目と体系的に配置している。4年次の学生に対しては、各学部とも卒業論文や卒業研究を設け、少人数

での研究実践により学士課程の総まとめとしている。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程の体系性が確保されていると判断する。

5 - 1 - 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

教養教育は、全体の総括的な目的・目標に基づき授業区分や領域ごとに具体的な目標と授業内容を定め、それによって多様なテーマを持った個々の授業を提供している。

専門教育は、各学部が教育理念・目標に沿った教育課程の編成方針の下、基礎から応用に向けた段階的カリキュラムに基づき、授業を実施している。

これらのことから、授業内容が、全体として教育課程編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5 - 1 - 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したのものとなっているか。

論文・専門科学雑誌・単行本等として発表した各教員の研究成果を、教養教育・専門教育で意欲的に利用し、研究成果を効果的に授業科目に反映し、学生へ還元している。

また、中期計画では、教育目標を達成するための措置として、21世紀の諸課題に対応するため、新しい視点からの研究成果を活かした授業科目の開設を謳っており、研究活動の成果の授業への反映を積極的に進める姿勢を示している。

これらのことから、授業の内容が、研究活動の成果を反映したのものになっていると判断する。

5 - 1 - 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育）の実施、編入学への配慮、修士（博士前期）課程教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

学生に多様な教育を提供するために、他大学との単位互換を、平成18年度から山形県内のすべての大学（放送大学・短期大学・高等専門学校を含む。）の連合体である「大学コンソーシアムやまがた」において実施しているほか、工学部では5大学（山形大学、群馬大学、徳島大学、愛媛大学、熊本大学）間の教育・研究交流協定に基づく単位互換が実施されている。

文部科学省現代的教育ニーズ支援プログラム（現代GP）には、大学全体として取り組み、以下の4件のプログラムが採択され、実施中である。

- 1.平成16年度に採択された「地域ネットワークFD“樹氷”」は、山形県内の6つの大学・短期大学の連携によって高等教育の機能強化を図り、地域の教育力の向上を目指す取組として、共有する教養教育カリキュラムの開発、単位互換の実施を目指して、公開授業、合同FDなどを実施している。
- 2.平成16年度に採択された「生涯医学教育拠点形成プログラム 包括的地域医療支援機構創設」は、地域医療に大学医学部が貢献できる方法等を研究し、医学教育に反映することを目指しており、地域医療推進のための講演会などを実施している。
- 3.平成18年度に採択された「エリアキャンパス未来遺産創造プロジェクト」は、「エリアキャンパスもがみ」として、山形大学と最上地区8市町村との間の協定に基づく、最上広域圏全体をキャンパスに見立て教育・研究・地域貢献等を展開する取り組みの中で採択されたもので、大学の初年次教育と地域の人材育成を相乗的に活性化していく現地体験型授業が展開されている。
- 4.平成18年度に採択された「体験と実習を礎とする職業観形成法の確立」は、社会で輝くエンジニアの

育成を目指して、職業観の形成に向けた総合的キャリア形成プログラムを構築し、実施する取組であり、キャリア形成論を開講するとともに、実践的就労実習の実施、自己理解用ツールの開発などを進めている。

教養教育では、外国語科目の「英語」において外部試験の成果を単位として認定している。一方、専門科目を履修するために必要な知識に関連する未学習内容を補うため、補充教育を医学部及び工学部で実施している。

当該大学や他大学からの学生の進路変更などのニーズに応えるため、編入学・転入学・転学部・転学科制度を設置し、毎年試験により適格者を受け入れている。

工学部では学部・大学院一貫教育制度を設け成績優秀と認められた4年次学生が、大学院博士前期課程の講義科目を受講でき、大学院入学後に単位として認定する制度を設けている。

インターンシップ制度を、医学部を除く各学部で導入し、学生の社会経験を単位化しているほか、「一般教育科目」の「総合」領域でキャリア教育の授業を導入している。さらに、工学部では、Bコース（夜間主コース）の学生を対象に長期インターンシップの制度を開始している。このほか複数の学部で介護体験及び教育実習を実施している。

これらのことから、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

5 - 1 - 単位の実質化への配慮がなされているか。

GPA制度、アドバイザー制度及び学習サポート教員制度を三つの柱とする「YUサポーターティングシステム」を導入し、学生の修学支援体制を充実させている。全学部でGPA制度を導入し、これによる成績の把握に基づき、各学生のアドバイザー教員は、学生の履修状況や学業成績の確認及び指導・助言等の組織的な学習指導を行っている。また、きめ細かい教育指導を目的として「学習相談室」や「学習サポートルーム」を設けて、学習サポート教員によって、学習や履修を中心とした種々の相談に応じている。

さらに、教養教育及び専門教育の「授業内容ガイダンス」、「履修の取り消し制度」等のガイダンスやオフィスアワーを利用し「受講のあり方」、「予習のあり方」、「復習のあり方」の項目による授業時間外学習の指導を行い、教室内外のトータルな学習時間に基づく単位の実質化を図っている。

教養教育では、「一般教育科目」において、領域ごとに10単位を上限と設定して、バランスのとれた履修に配慮している。また、医学部、工学部及び農学部の3学部は専門科目への移行とキャンパスの移動を配慮して1年次から2年次の進級条件を課している。以上のことに加えて、各学部では、1年次における専門科目の履修上限を16単位に設定しているほか、2～4年次における授業開講の学年指定（医学部では各進級基準等を設定）、履修モデル、履修方法の提示などの単位の実質化への配慮を行っている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5 - 1 - 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

工学部では、全学科にBコース（夜間主コース）を設置している。Bコースでは、米沢キャンパスで夜間の受講のみで卒業可能な教育課程を構築するとともに、昼間主コース科目の一部も履修可能な科目として設定している。

これらのことから、在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされていると判断する。

5 - 2 - 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用、T Aの活用等が考えられる。)

教養教育では、講義や演習による授業のほかに、対話・討論型授業やフィールド型授業など学生が参加して経験する授業を行っており、情報機器を用いてT Aを活用した授業が実施されている。

専門教育では、各学部の目的に応じて、講義・実習・実験・演習等のバランスに十分に配慮して提供している。これらの授業に際して、医学部医学科のチュートリアル教育に見られるような、学生参加型授業などの工夫が見られる。演習・実習・実験においては、教育効果を上げるため積極的にT Aを活用している。また、情報教育は全学的に行っており、最新機器の環境整備に留意している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5 - 2 - 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスは、教育課程の編成の趣旨に沿って、授業概要、授業計画、学習の方法、成績評価の方法、テキスト、参考書、その他と掲載項目を全学で統一した様式として作成されている。記載内容は、学生による授業評価の項目になっており、教員は、それをシラバス改善に役立てている。

シラバスは、各学部で冊子等として全学生に配布するほか、大学ウェブサイトに掲載し、学生の科目選択や受講の参考としている。また、開講時のガイダンスで、シラバス活用による授業の内容説明を行っている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿ってシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5 - 2 - 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

附属図書館では、夜間及び土曜・日曜・祝日も開館し、利用を可能にしている。各学部では、自習室の設置、講義室の空き時間使用許可など学生の自主学習の環境を支援している。また、教養教育における学生の自主学習のため、図書館以外にも1年次学生向けの「学生用多目的室」の整備、LL教室のCALLシステムでのTOEIC学習ソフトの導入、マルチメディア室のパソコンなどを整備し、新入生向けの学習マニュアル冊子『なせば成る!』を学生に配布している。

基礎学力不足の学生に対しては、一般教育科目の理数系の授業において、高等学校での履修状況に応じた能力別のコースを設けているほか、情報処理教育科目では、共通テキストを一般コースと発展コースに区分して一冊にまとめたものに改訂して授業に使用している。

全学部において、基礎学力不足の学生に対し、GPA制度を活用した「YUサポーターティングシステム」により、アドバイザー教員が、学生一人一人の勉学状況を把握し、成績不振の学生に対する指導を実施している。工学部では、正規のカリキュラムの枠外で1年次に英語・数学・物理・化学の補習を開講している。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5 - 2 - 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5 - 3 - 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

成績は学則に基づき、学部ごとに履修した授業科目に対して、試験・レポート・論文・出席状況・授業中の質疑応答等により審査し、合格者に所定の単位を与えている。成績評価基準は全学的に統一して、合格（A、B、C、D）不合格（F）の5段階評価を設定し段階に対応したGPを付与している。具体的な成績評価の方法は、全学統一様式のシラバスに明示し、各授業科目の受講ガイダンスで教員が学生に直接説明している。

卒業認定基準は、学則に基づき、学部ごとに必要在籍年数及び修得単位数を定めている。学位は、山形大学学位規則別表に定める種類の学位を学長が授与している。

これらの成績評価基準及び卒業認定基準は、各学部で作成している学生便覧（地域教育文化学部は履修の手引）及び教養教育履修案内に明記し、入学時のガイダンスで学生全員に配布し周知している。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5 - 3 - 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

教養教育及び専門教育の成績評価は、具体的評価基準と方法をシラバスに明示し、それに従って適正に行っている。また、評価認定作業は、各学部の教務委員会等を経て教授会で協議・承認し透明性を確保している。卒業認定は、各学部の基準に照らし、学科会議、教務関係委員会等を経て教授会で協議・決定しており、透明性を確保し適切に実施している。なお、教養教育の単位認定については、毎年発行する「教養教育科目の履修状況」の中ですべての授業の単位修得率（合格率）を授業担当者名を付して報告し、医学部では特別講義と統合試験を行い、卒業時に医師としての適性を総合的に判定するなどの工夫をしている。

これらのことから、成績評価・単位認定・卒業認定が基準に従って実施されていると判断する。

5 - 3 - 成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。

学生が、成績評価の正確性に対して疑義を持つ場合は、授業担当教員・アドバイザー教員を通して申立て、成績評価の正確性に関して確認することができる。さらに、学生からの意見申立てについては、授業担当教員、アドバイザー教員、学生センター職員、学習サポートルーム担当教員及びキャンパス・ハラスメント防止委員会委員による複合的なシステムでの対応を可能としている。

これらのことから、成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられていると判断する。

<大学院課程>

5 - 4 - 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。

各研究科・専攻の教育課程は、教育の目的や授与される学位に相応して、専門分野の高度な知識・専門性をマスターするための特論を中心とする講義、研究能力を養うための演習・実験と学位論文指導などを体系的に編成している。また、他専攻開講科目を履修可能にすることにより、広い視野・学識を身に付けることに配慮している。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっていると判断する。

5 - 4 - 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

特論を中心とする講義では、主に高度な実践的研究能力を養い、演習・実験・実習と学位論文の研究指導により研究能力を養うことができる授業内容となっている。各研究科では、その教育課程の編成の目的に応じて、例えば、教育学研究科教育学専攻の「授業実践研究」、理工学研究科の研究計画及び論文計画のための「計画科目」、医学系研究科医学専攻の「共通講義」や「基本的研究ストラテジー修得コース」など特色ある授業科目を提示している。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の主旨に沿ったものになっていると判断する。

5 - 4 - 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。

各研究科における研究活動と、その成果の授業内容の代表的な反映例の資料から見て、授業の内容は研究活動の成果を反映したものとなっている。各研究科では、教員（あるいはグループ）が、研究活動の成果に基づくテキストを作成し、授業で用いており、また、配属研究室での演習や輪講・セミナーや学位論文の研究指導は、最新の研究成果を反映したものである。

これらのことから、授業の内容が、研究活動の成果を反映したものとなっていると判断する。

5 - 4 - 単位の実質化への配慮がなされているか。

学生は、所属研究室等に自分の席を持つか、あるいはパソコン等を備えた大学院学生室を利用して、いつでも自習が可能な環境にある。通常研究室単位で行う演習・輪講などは、指導教員によるきめ細かな指導が行われており、学生は自習時間を確保しつつ、教育課程に沿った科目を履修している。

これらのことから、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5 - 4 - 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

農学研究科を除くすべての研究科で教育方法の特例を適用しており、地元企業や地方公共団体等からの社会人入学者を積極的に受け入れて指導を行っている。適用を受ける学生の実情に応じて、指導教員が夜間開講、休日開講、情報機器を用いた遠隔受講、スクーリング等を組み合わせた方法により指導している。

医学系研究科看護学専攻では、社会人受入れのための教育方法の特例措置に関する内規を定め、夜間開講の充実を図るとともに、社会人の在職での通学計画に資するため、入学者選抜募集要項に授業内容と時間割の情報公開を行っている。また、理工学研究科ものづくり技術経営学専攻では、年4学期制を採用すると同時に、夜間・土曜日に講義を開講している。

さらに、修業年限の延長を申請し、認可を受けた者は経済負担の増加なく、修業期間を標準修業年限期間の2倍まで延長することができる制度を設けている。

これらのことから、在籍する学生に配慮した時間割の設定等がなされていると判断する。

5 - 5 - 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。)

履修要項等からみて、各研究科のすべての専攻において、講義・演習・実験・実習はバランスよく配置され、それらの組合せは適切である。

演習は、少人数による対話型・討論型であり、研究科・専攻の目的に応じ、野外調査実習、公開授業研究、フィールド型授業としてのインターンシップ、医学系研究科の附属研究施設を利用した講義などの授業形態を取り入れるなど、学習指導法にさまざまな工夫がある。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5 - 5 - 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

すべての研究科において講義・演習の概要は、履修の手引き等に記載している。各研究科(社会文化システム研究科を除く。)では、修士課程・博士前期課程のシラバスを作成している。これらの資料は、ガイダンスの際に配布又は周知し、各学生は指導教官と相談して履修計画を作成する際に活用している。社会文化システム研究科、医学系研究科医学専攻博士課程・生命環境医科学専攻及び理工学研究科博士後期課程ではシラバスを作成していないが、少人数教育の特性を活かし、授業開始後に、学生の履修歴等の実態に応じて授業内容を個別に調整している。

これらのことから、シラバス又はそれに準じるものが作成され、活用されていると判断する。

5 - 5 - 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業(添削等による指導を含む。)放送授業、面接授業(スクーリングを含む。)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5 - 6 - 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。

修士課程・博士前期課程では、各学生の入学時に1人の指導教員(医学系研究科看護学専攻では別に補助指導教員)を定め、履修計画の作成の指導を行っている。専攻ごとに、指導教員が担当する科目は、特別研究、課題研究、特別演習・実験などとして必修単位化しており、これらの科目を通して指導を行うほか、学位論文の研究指導を日常的・継続的に行い、研究能力・高度専門職としての能力を養っている。

博士課程・博士後期課程では、各学生に対し、主指導教員の下に、複数の教員からなる指導教員グループを構成する。これにより豊かな学識と高度な研究能力を養っている。また、研究計画や論文計画(理工学研究科)あるいは中間報告書(医学系研究科)などを通して、自立した研究者となるための教育を行っている。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われていると判断する。

5 - 6 - 研究指導に対する適切な取組(例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、T A・R A(リサーチ・アシスタント)としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練等が考えられる。)が行われているか。

博士課程・博士後期課程においては、複数教員による指導体制をとっている。修士課程・博士前期課程の指導教員は、基本的には1人だが、医学系研究科看護学専攻では、多様な背景をもつ社会人学生などからの要望に応えるため、研究指導に関する申し合わせを作成し、補助指導教員を置いている。また、理工学研究科においては、指導教員が専攻内の研究グループに属する場合は、そのグループでサポートする体制をとることがある。農学研究科修士課程の生物生産学専攻及び生物環境学専攻では、実質的に複数教員による指導を行う体制を整備している。

研究テーマは、指導教員と学生の合議の上で選定している。

T A・R Aの制度は、すべての研究科において導入しており、学生の教育的機能の訓練等に有効に活用し成果を上げている。

これらのことから、研究指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5 - 6 - 学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。

修士論文については、指導教員と学生の合議の上でテーマ選定を行い、学生は、指導教員から指導を受け学位論文の作成を行っている。博士論文については、指導教員グループによる複数の教員から指導を受け学位論文の作成を行っている。

さらに、修士論文の中間発表会、博士論文の中間報告(あるいは研究計画)などにより、学生は複数の教員から指導を受けている。

これらのことから、学位論文に係る指導体制が整備され、機能していると判断する。

5 - 7 - 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

修了認定基準は、学則、大学院規則等に基づき策定され、成績評価基準とともに、全学生に配布される各研究科の履修要項等に明記し、入学時のガイダンスの際に説明・周知している。

個別の科目の成績評価基準については、各研究科(社会文化システム研究科を除く。)の修士課程・博士前期課程では、シラバスに記載し学生に周知している。社会文化システム研究科、医学系研究科医学専攻博士課程・生命環境医科学専攻及び理工学研究科博士後期課程では、少人数の教育であるため、指導教員が個々の学生に対して成績評価基準を説明している。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5 - 7 - 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

個別の科目の成績評価は、成績評価基準に従って行い、単位を認定している。多くはレポート又は試験あるいはその組合せで評価している。修了の認定は、修士・博士の学位授与に関して定められた学位規則、各研究科において定められた審査要項に従い、修了認定のための必須条件である学位論文と最終試験に関しては、審査委員が判定し、その上で、修了認定は、学務関係委員会などを経て、最終的には研究科委員会において出席委員の3分の2以上の賛成により決定している。

これらのことから、成績評価、単位認定、修了認定は基準に従って実施されていると判断する。

5 - 7 - 学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。

修士論文・博士論文とも、事前に指導教員又は指導教員グループの承認を得て、論文題目を確定する。論文が提出されると、審査のために1人を主査とする3人以上の審査委員が、研究科委員会で選出される。その際、必要があれば、他研究科や学外の教員等を審査委員に加えることができるようになっている。博士論文の場合、学術雑誌への既掲載論文数や国際学会での発表数などに、専攻ごとに下限が設けられていることが多い。

論文審査は、提出された学位論文については、多くの専攻で開催される公聴会を経て、その内容の精査により厳格に行われる。さらにその後、論文に関連した内容を中心に最終試験が課される。審査委員は論文審査と最終試験の可否を判定し、学務関係委員会などを通じて研究科委員会に報告する。最終的な学位授与の可否は、研究科委員会で審議を経て決定される。

これらのことから、学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能していると判断する。

5 - 7 - 成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。

学生は、個別の科目の成績評価について異議がある場合は、担当事務局あるいは担当教員に申立てを行うことができる。担当教員は、学生の申立てに基づき成績を確認し、その結果を学生に伝えるとともに、学務関係の事務局に通知する。また、必要に応じて学務関係委員会が仲介を行って成績評価等の正確性を担保している。

これらのことから、成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられていると判断する。

< 専門職大学院課程 >

該当なし

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

平成16年度に「地域ネットワークFD“樹氷”」及び「生涯医学教育拠点形成プログラム 包括的地域医療支援機構創設」、平成18年度に「エリアキャンパス未来遺産創造プロジェクト」及び「体験と実習を礎とする職業観形成法の確立」が文部科学省現代GPに採択されている。

教育委員会の下、全学体制で、全学統一形式のシラバスの作成、学生一人一人のGPA等を記載した資料の作成ときめの細かい指導を実践している。

医学系研究科において「基本的研究ストラテジー修得コース」など特色ある科目を設け、教育目的を達成するための工夫を行っている。

基準6 教育の成果

6 - 1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6 - 1 - 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

大学全体及び学部ごとに養成しようとする人材像は、教育理念や中期目標・中期計画に明記し、学生・教職員に周知している。

教養教育において学生が身に付ける学力、資質・能力や教養教育でこれらを養成するための方針は「山形大学教養教育の基本方針」に明示し、学生及び全教員に周知している。教養教育の方針の達成状況を検証・評価する取組としては、履修状況調査、授業評価(改善)アンケート、在学生や卒業生へのアンケート調査などを組織的に実施し、その結果を分析するとともに「教養教育改善充実特別事業報告書」にまとめて改善を図っている。

専門教育については、学部・学科ごとの概要、特色等とともに、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針を山形大学2006年度総合案内、学部ウェブサイトやシラバスなどで明らかにしている。その達成状況の検証・評価は、各学部教務関係委員会と教授会において、進級、進学、就職状況の分析を通し行っている。

なお、工学部は、国際的水準の教育を実践するために日本技術者教育認定機構(JABEE)認定プログラムとして、教育4プログラムが認定されている。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6 - 1 - 各学年や卒業(修了)時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位取得、進級、卒業(修了)の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業(学位)論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

教養教育科目のうち「一般教育科目」での学生の平均修得単位数は卒業要件を上回っており、教養教育全体の単位修得状況も高く、学部2年次への進級率は96%以上となっている。各学部における卒業(修了)者数は、定員に比してほぼ同数である。

資格取得に関しては、医師国家試験合格率は最近3年間では、国公立大学通して平均10.6位と常に上位を占めている。また、看護師資格の取得率は医学部看護学科でほぼ100%である。

卒業論文・修士論文の多くは、対応する学会等において発表され、在学中に学会の論文賞を受賞したり、特許を出願する学生もいる。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6 - 1 - 学生の授業評価結果等から見て、大学が編成した教育課程を通じて、大学の意図する教育の効果があつたと学生自身が判断しているか。

教養教育について、学生アンケートによる授業評価結果によれば、総合満足度の5段階評価の平均値を見ると、教養教育の全授業科目の平均は4.1であり、学生の満足度が高い水準となっている。

各学部における学生による「授業評価結果一覧」から見れば、各学部とも学生の満足度は高い。

これらのことから、大学の意図する教育の効果が上がっていると判断する。

6 - 1 - 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

各学部・大学院の卒業・修了後の進路は、進学のほか、地方公共団体、教員、医療業、各種製造業、食品関係企業など、それぞれの学部・研究科の専門性に関連した分野が中心になっている。就職希望者の就職率は、ほぼ90%を超えている。平成17年度における学部卒業生の大学院進学率は27.6%である。卒業・修了生には地方公共団体、企業等の専門的業務や管理部門における要職についている者も多数ある。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6 - 1 - 卒業（修了）生や、就職先等の関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しているか。また、その結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

外部の専門会社に委託して、平成16年度に卒業生及び受入企業に対して、山形大学に関するアンケート調査を実施し、その中で教育効果についても調査している。調査結果では、卒業・修了生や就職先等の関係者から見て、教育の成果や効果は上がっていると評価を得ている。

このほか、教養教育や各学部の専門教育においても、独自に同様のアンケート調査を実施し、更に企業訪問の際に卒業・修了生の勤務状況や問題点などを聴取している。

これらのことから、在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しており、その結果から、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

基準7 学生支援等

- 7 - 1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7 - 2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7 - 3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7 - 1 - 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

学部の学生に対しては、新入生に対するガイダンスとして、「学部全体ガイダンス」及び「学科別ガイダンス」が、教育課程・履修手続・学生生活等に関して、それぞれの学部・学科で行われている。2年次以降の学生に対しては、年度当初あるいは学期ごとに、専門課程での具体的な履修方法・専門や専攻の選択に関するガイダンスなど、教育内容に即したガイダンスが実施されている。

大学院の学生に対しては、各研究科において、入学時にガイダンス等を実施している。

特に、学部の新入生に対するガイダンスは、教養教育実施委員会が「教養教育オリエンテーション」を実施するほかに、学習相談室を設けて、前期・後期の開始時期にそれぞれ1週間ずつ新入生の履修選択上の質問に個別に答えるなどの対応をとっている。

専門・専攻・講座・研究室所属を選択するためのガイダンスは、各学部で適切な時期に工夫を凝らして実施している。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7 - 1 - 学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定等が考えられる。）が適切に行われているか。

オフィスアワーは、学部・学科掲示板、大学ウェブサイト、シラバス等により周知を図り、すべての学部において各教員が週1～2時間程度の時間を設け、学生との学習相談・助言に当たっている。また、研究室等配属後の学生に対しては指導教員を定めて、学習相談・助言等に当たっている。

さらに、GPA制度、アドバイザー教員制度及び学習サポート教員制度を柱とする、全学的な学生支援体制としての「YUサポーターシステム」を導入している。アドバイザー教員は、学生の所属する学部の専任教員が務め、継続的に指導する。その主な任務は必要に応じた修学指導、学期ごとのガイダンスや成績確認表の配布・指導等である。1年次学生のアドバイザー教員は、学科や専攻など、入学定員の最小単位を基準とし、専任教員1人当たり担当学生20人以内を原則として選出している。2年次以降のアドバイザー教員は、担任、ゼミ教員、卒業研究指導教員等、各学部の従来の指導体制に合わせて選出している。また、このアドバイザー制度を円滑に運用するため、全学的な「アドバイザー連絡委員会」を設置し、運用上の問題への対処、各学期の活動の総括等を行っている。

学習を中心とした相談体制を多重化する目的で設けられた学習サポート教員は、主として1年次学生から寄せられる日常的な学習や生活相談に応じている。特に、医学部・工学部・農学部の学生は1年次にアドバイザー教員が同じキャンパスにいないため、学習サポート教員がこれらの学生からの相談に応じると

ともに、各キャンパスのアドバイザー教員との橋渡しを行っている。

これらのことから、学習相談、助言が適切に行われていると判断する。

7-1- 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

全学的には、「学生生活実態調査」の調査結果を基に、授業内容についての理解度や満足度、日頃個人的に教員と話す機会、図書館の利用目的や利用時間などを把握している。

学生の個々のニーズは「YUサポーターシステム」の学生相談・指導体制に基づき、アドバイザー教員や学習サポート教員が面談により個別に把握・対応する体制をとっている。

また、教養教育では、すべての授業について「学生による授業改善アンケート」を実施し、学習環境を含めた教育の質の向上を目指すとともに、学生の授業に対する理解度を正確に把握しつつ、授業改善の努力を続けている。

専門教育では、各学部で「学生による授業改善や学習環境改善のアンケート」調査を実施し学習支援に反映できるよう努めている。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが把握されていると判断する。

7-1- 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1- 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）への学習支援が適切に行われているか。

留学生の学習支援については、小白川キャンパスにある留学生センターが中心となり、他のキャンパスについては、同センターが各学部の留学生担当係と連携して行っている。平成17年12月現在、168人の留学生が在籍しており、留学生センターの専任教員5人（教授1人、助教授4人）が、日本語・日本文化の教育及び専門教育に当たっている。また、留学生センターに交流ラウンジを設置しているほか、附属図書館に留学生対象の国際交流コーナーを設け、日本語教育等に係る図書を備え、自主学習の支援に供している。留学生のためのガイダンスを4月に実施し、『外国人留学生ガイドブック』を配布するほか、大学院学生を中心にチューターを配置し、「チューターマニュアル」に沿って、学生の視点から留学生の教育・研究について個別に課外指導を行っている。

社会人学生等の学習支援としては、学部学生に対して補習授業を、大学院学生に対して長期履修学生制度や教育方法の特例による休日・夜間開講に加えて、夏期の集中講義や授業ビデオの貸し出し等による指導等がある。

障害のある学生の学習支援のために、学習室を用意するとともに、アドバイザー教員を中心に、障害の程度に応じて板書に代わる講義資料を準備するなど必要な支援を行うとともに、施設のバリアフリー化を進めている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への学習支援が適切に行われていると判断する。

7-2- 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

キャンパスが小白川地区（教養教育、人文学部、地域教育文化学部、理学部）、飯田地区（医学部）、米沢地区（工学部）、鶴岡地区（農学部）に分散しており、各地区で学生の自主学習環境の整備が行われている。

学術情報基盤センターにおいて授業での使用時間を除き学生が自由に利用できるパソコンは、各地区に設置され、学内LANに接続され、学生のレポート作成や情報検索等に利用されている。

附属図書館は、各地区とも休日も開館し学生の自主的学習の支援を行っている。また、医学部分館では、無人開館（電子錠利用入退館）システムを利用して大学院学生が24時まで利用できる体制をとっている。しかしながら、附属図書館の開館時間のさらなる延長を希望する自主的学習意欲の高い学生が多いことから、今後の対応が望まれる。

自習室等については、各教室や施設を授業に使用する時間を除き開放しているほか、教養教育の施設には、学生用多目的室を設けており、学生の自習に活用している。LL教室のCALLシステムには、英語の自主学習システムを備えてあり、学生が自由に活用できる体制をとっている。また、マルチメディア室には51台のパソコンを設置しており、利用マニュアルを配布し、学生の自学自習に供している。平成17年4月から平成18年2月までのマルチメディア室の延べ利用者数は概数で21,000人であった。

さらに、各学部とも自習室・学生多目的室・多目的スペース・リフレッシュルーム等を建物の各階に整備し、学習机・椅子・学内LANに接続したパソコン等も設置し、学生の自主的学習のための施設・設備を整備している。

これらのことから、おおむね自主的学習環境が整備され、利用されていると判断する。

7-2- 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

「学生生活ハンドブック」で課外活動について紹介するなど、学生がより課外活動に参加しやすい環境を整える努力を継続している。各サークルでは、顧問教員が指導・助言に当たっているなど、教職員が協力して指導・助言を行っている。また、学生のサークル活動に必要な施設は備えられている。さらに、定期的に「学生生活実態調査」を行い、学生の要望を調査し、課外活動支援の参考としている。

これらのことから、課外活動が円滑に行なわれるよう支援が行われていると判断する。

7-3- 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。

学生の修学支援をも含めた総合的學生支援体制として「YUサポートシステム」を構築している。このシステムは、アドバイザー教員による学生への支援・助言体制を中核とし、「学習サポート教員」、「学生センター」、「保健管理センター」、「キャンパス・ハラスメント防止委員会」等と連携して総合的に機能するようシステム化したものである。必要な情報が総合的に活用できるように電子化された「サポートファイル」が学務情報システムを通して個人情報に留意しながら利用に供され、学生からの多様な要請に対して適切かつ迅速に対処できるよう努めており、十分機能している。学生センターの「なんでも相談コーナー」には年間延べ4,000人が訪れ、相談窓口で対応している。

健康相談と怪我などの応急処置は、小白川地区にある保健管理センターと飯田、米沢、鶴岡の各地区にある保健室が当たっている。保健管理センターと各保健室内には「学生相談室」を設けて、臨床心理士によるカウンセリングや精神科学校医による「心の健康相談」を行っており、同センター及び各保健室間をテレビ電話で結ぶことによって、常勤医師と臨床心理士のサービス範囲を広げている。また、電子メールを活用して健康診断等の直前に直接個々の学生に案内している。

キャンパス・ハラスメントについては、「キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規則」を制定し全学にキャンパス・ハラスメント防止委員会、各学部に対策委員会を置くなど、関連規則及び組織体制を整備し、キャンパス・ハラスメントの防止に努め、恒常的な広報及び啓発活動を展開している。その他の生活相談や進路相談には基本的にアドバイザー教員が当たっている。

就職支援については、全学及び各学部の就職委員会・学務部就職課・担任又はアドバイザー教員が連携して対処している。平成17年度には就職課における随時の個別相談をはじめとして、就職ガイダンス、企業説明会等の支援事業を90件ほど実施し、延べ9,000人の学生が参加している。また、東京サテライトを活用して就職支援を行っている。

これらのことから、必要な相談・助言体制が整備され、機能していると判断する。

7-3- 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等が適切に行われているか。

外国人留学生の修学及び生活面における支援は、留学生センター教員・留学生課職員・各キャンパス留学生担当係・チューター・保健管理センター教職員などの連携により十分な支援体制をとっている。留学生の宿舎は、国際交流会館や学生寮を提供するとともに、民間宿舎への入居希望者には、留学生課職員・留学生担当係がアドバイスしている。また、留学生住宅総合補償に加盟し、機関保証を行っている。

「留学生懇談会」を開催し、留学生の要望・意見を聞く機会をつくっている。また、この懇談会と「県民と留学生との交流会」は、地域の留学生支援事業団体のメンバーと留学生が親睦を深める場として機能している。

留学生センターウェブサイトには、日本語・英語・中国語・韓国語の4カ国語版を作り、さらに、外国人登録、住居等、日常生活に関わる様々な情報を記した『外国人留学生ガイドブック』を作成、配布するほか、留学生センターウェブサイトからもアクセスできるようにしている。また、制度・業務に関する事項のほか、留学生支援の際の注意事項を具体的に記載した「チューターマニュアル」を作成している。

なお、留学生支援を目的の一つとする「山形大学国際交流事業基金」を設立し、これに基づき「留学生救済者費用保険」に加入している。

障害のある学生への生活支援については、各学部とも、エレベーター・身障者用トイレ・身障者優先駐車場などを設置したり、介護者のための控室を準備して対処している。また、障害の状況に合わせて、アドバイザー教員を中心として生活や修学に必要な支援に関する相談に応じている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への生活支援等が適切に行われていると判断する。

7-3- 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

学生センターに様々な相談窓口を置き、さらに「YUサポーターシステム」のアドバイザー制度を活用して、教職員が学生のニーズに関して多くの情報を収集する機会を設けている。学生生活実態調査等の結果から、生活に関する学生の状況を分析し、投書箱等の設置による個々の学生の直接的な意見の収集により、学生のニーズを適切に把握することに努めている。学生の重要なニーズに関しては、学生生活委員会で取り上げ、改善を図る体制を作っている。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズは把握されていると判断する。

7 - 3 - 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

日本学生支援機構の奨学生は、平成 16 年度末現在で学部学生の 33%、大学院学生の 36%である。また、地方公共団体等からの奨学金は学部学生全体で 63 人が貸与を受けている。

授業料・入学料免除は、選考基準に基づいて厳正に審査した後、学生生活委員会で審議し決定している。授業料免除は、全額免除者が申請者の 73%であり、入学料免除(全額・半額)は申請者の 65%が受けている。なお、新潟県中越地震の被災学生に対して、学部及び大学院を合わせて 11 人に授業料の特別免除処置を行っている。

大学の学生宿舎については、小白川地区でほぼ定員を満たしているが、米沢及び鶴岡地区の学生寮で定員を満たしておらず、現在、改修に向けてワーキング・グループを設置して検討を行っている。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 7 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

GPA制度、アドバイザー教員制度及び学習サポート教員制度を柱として導入された「YUサポートシステム」によって、学生の学習・生活支援に対して、日常的な取り組みが行われている。

分散しているキャンパスに対応する学生支援等が、さまざまな工夫の下で適切に整備され、運用されている。

【改善を要する点】

附属図書館の開館時間のさらなる延長を希望する自主的学習意欲の高い学生が多いことへの対応が望まれる。

<p>基準 8 施設・設備</p> <p>8 - 1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。</p> <p>8 - 2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。</p>
--

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<p>8 - 1 - 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。</p>

大学設置基準を上回る校地面積 510,026 m²及び校舎面積 211,681 m²を有している。

教育研究施設は、各キャンパスに各学部等に属する講義室、研究室、実験・実習室、演習室等からなる建物を有するほかに、学内共同教育研究施設、学内共同利用施設、附属施設及び課外活動施設等の施設を有し、情報処理や語学学習等に必要な設備を整備している。

情報処理学習のための施設としては、小白川キャンパスの学術情報基盤センター並びに各キャンパスのセンター分室の実習室、情報処理教室及びマルチメディア室等を設置している。また、附属図書館は、小白川キャンパスの中央図書館、飯田キャンパスの医学部分館、米沢キャンパスの工学部分館、鶴岡キャンパスの農学部分館から構成されている。

このように、学内共同教育研究施設、学内共同利用施設、附属施設及び課外活動施設等の施設も教育研究活動に支障を来さないよう整備され、有効に活用されている。

今後の施設・設備の整備・充実を推進するための「キャンパス整備計画」を策定するとともに、施設利用の効率化と共同利用スペースの確保など教育研究活動の活性化を促すことを目的とした「施設の有効利用に関する規則」等を制定し、プロジェクト型研究等の推進に向けた、総合教育研究施設や共同利用スペースの一層の整備を図っている。

これらのことから、施設・設備が整備され、有効に活用されていると判断する。

<p>8 - 1 - 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。</p>
--

学術情報基盤センター及びIT戦略会議が中心となって学内LANを整備し、情報メディア基盤の整備を図っている。分散している各キャンパス間の通信ネットワークの整備、高速通信ネットワークへの改善、コンピュータウイルス等の対策のためのファイアウォールの設置、無線LANの導入などが進められている。情報関連教育施設は各キャンパスに配置されており、情報処理教育や自習用として整備しているほか、研究室配属の学生のための学内LANも整備し、活用されている。

これらのことから、情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されていると判断する。

<p>8 - 1 - 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。</p>

各施設・設備の設置目的及び運用規程は、学内規則として制定されている。これらは学内ウェブサイト

に掲載するほか、施設の使用に関する手続き等と併せ「学生生活ハンドブック」に掲載し、新入生及び学内に配布し周知している。さらに、各施設独自に施設案内や利用方法等を記載したパンフレット等を作成・配布するとともに各施設ウェブサイトに掲載している。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されていると判断する。

8 - 2 - 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

附属図書館では、平成 17 年 4 月現在、図書約 100 万冊、学術雑誌約 6,000 種類が整備されている。また、電子的情報資料として、4,900 種類以上の電子ジャーナル及び国際的な引用文献索引データベースである Web of Science の全部門をはじめとするオンラインデータベースが整備されている。視聴覚資料としては、ビデオ、レーザーディスク、コンパクトディスク等の整備を図っている。学生用図書については授業を担当する教員の推薦、各図書館・分館の図書委員会での選定を通して、体系的整備を図るとともにシラバスに掲載している参考図書は全点収集している。ただ、訪問調査時の学生の要望を勘案するとき、学術雑誌の一層の充実が望まれる。

これらの利用に当たっては、図書及び雑誌の目録データをすべて入力した蔵書検索用のオンライン蔵書目録を用意している。また、電子的情報資料についてはキャンパス内から 24 時間利用が可能である。さらに、附属図書館ウェブサイトを通じて、山形県内の大学図書館をはじめとしてインターネット上にある教育研究上必要な学術資源へのリンク集も用意している。また、貴重資料等利用に制限のある資料に対しては、資料へのアクセスを容易にするよう電子化を積極的に図っている。

これらの資料は、電子ジャーナルの論文全文の利用が年間約 12 万件に見られるように有効に活用されている。

平成 17 年度の利用状況は、中央図書館で入館者数が約 205,000 人、貸出冊数が約 32,500 冊、医学部分館で入館者数が約 83,900 人、貸出冊数が約 9,400 冊、工学部分館で入館者数が約 144,200 人、貸出冊数が約 16,400 冊、農学部分館で入館者数が約 52,400 人、貸出冊数が約 4,500 冊となっている。

これらのことから、おおむね教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 8 を満たしている。」と判断する。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9 - 1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9 - 2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準9を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9 - 1 - 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

教養教育においては、教養教育実施委員会及び高等教育研究企画センターが、授業の実施状況を取りまとめた「教養教育科目の履修状況等」を、また、毎学期実施している学生の授業アンケート調査による収集データとその分析結果をまとめた『教養教育改善充実特別授業報告書』を発表しデータを蓄積している。

専門教育においては、各学部の関係委員会が、学生の授業アンケート調査による収集データとその分析結果やFDワークショップの実施などの教育活動の実施状況等をまとめ、『授業改善アンケート調査報告書』、『教育・授業に関する調査報告書』等として収集・蓄積している。

これらのことから、教育活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9 - 1 - 学生の意見の聴取(例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。)が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

教養教育においては、学生による授業改善アンケートを実施し、教育方法等改善委員会がその集計・分析結果をとりまとめ、毎年度末に『教養教育改善充実特別授業報告書』として発表している。これにより、授業担当教員は、自分に対する学生の評価、他の教員との比較を通して、授業改善に効果的に利用している。授業改善アンケートの分析・評価結果はFD研修等に活用している。

専門教育においては、全学部で学生による授業評価を実施しているほか、さまざまな形で学生の意見聴取に取り組んでいる。

また、5年ごとに学生生活委員会が、学部学生を対象に実施するアンケート調査の結果は『学生生活実態調査報告書』として公表している。さらに、外部の専門会社に委託して在学生を対象としたアンケート調査を実施し、在学生に対する『山形大学に関するパーセプション把握調査・結果報告書』として取りまとめている。

これらの調査による学生の意見や要望については、例えば、外国語教育に対する評価が低いことから、英語教育の充実について検討を行い、少人数・習熟度別クラス編成の実施と、英語教育のためのセンターの設置が進められた例に見られるように、検討課題としてとりまとめ、担当理事を中心に点検評価を行い、可能なものについては改善に取り組むとともに、自己点検・評価に反映させている。

これらのことから、学生の意見の聴取が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に反映されていると判断する。

9 - 1 - 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

外部の専門会社に委託して実施した、卒業生と受入企業関係者に対するアンケート調査を『山形大学に関するパーセプション把握調査・結果報告書』として取りまとめ、「『教育効果・広報に関するアンケート結果』に見る改革に向けた検討課題」に整理し、教養教育見直し検討委員会等、学内の各種委員会で改善に向けての検討・取組を進めている。

また、各学部においては、外部評価委員による外部評価、卒業生・修了生、就職先、関連企業等に対するアンケート調査、学部の目的と関連する行政をはじめさまざまな関係者との協議会の設置等の工夫を重ね、意見聴取を行い、教育の状況に関する検討課題を取りまとめ改善のための取り組みに資している。また、山形県内外で開催される学部同窓会へ学部長等が出席し、卒業・修了生からの意見を聴取している。

これらのことから、学外関係者の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に反映されていると判断する。

9 - 1 - 評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しや教員組織の構成への反映等、具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

評価結果を教育の質の向上に継続的に結び付けるため、教育に関する点検・評価の取りまとめを行う高等教育研究企画センター、目標・計画及び点検・評価等に関する業務を行う評価分析室を設置し、専任教員を配置している。

高等教育研究企画センターでは、地域ネットワークFD“樹氷”に取り組むとともに、企画マネジメント部門と学外連携推進部門が連携してエリアキャンパスもがみ、e-learning研究、高大連携事業を実施している。教育評価分析部門は教育方法等改善委員会と連携し、教養教育科目の学生による授業改善アンケートの分析を行い、『教養教育改善充実特別事業報告書』に掲載するとともに、その成果をFD事業の企画内容に反映させている。また、語学教育研究部門は外国語教育の見直し・改善にむけての企画立案に取り組んでいる。

評価分析室では、中期目標・中期計画の原案、年度計画及び年度毎の事業の実績報告書、認証評価に係る自己評価書の取りまとめなどを行っている。

教養教育の自己点検・評価結果は、教育委員会の基本方針のもとに教育方法等改善委員会の作業部会で検討し、継続的に授業改善を行ってきた。また、教養教育見直し検討委員会において、教養教育の更なる改善のための見直し検討を行っている。

各学部の専門教育に関しては、各学部で実施している授業改善のための授業評価の自己点検・評価を行う委員会等でアンケートを継続的に実施し、教育の質の向上・改善の方策に取り組んでいる。

これらの結果を踏まえ、平成16年度に大学院医学系研究科生命環境医科学専攻（独立専攻）の設置、平成17年度に教育学部の地域教育文化学部への改組、大学院理工学研究科博士前期課程ものづくり技術経営学専攻（MOT）の設置、平成18年度に人文学部の2学科を人間文化学科及び法経政策科学科への改組が行われている。

これらのことから、評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるシステムが整備され、具体的かつ継続的な方策が講じられていると判断する。

9 - 1 - 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

教養教育において、学生による授業評価結果を各授業科目担当教員にフィードバックしている。これについての担当教員に対するアンケート結果からは、学生による授業評価の結果をこれからの授業に活かす意思を示した教員が大多数であった。具体的な改善事例は、『教養教育改善充実特別授業報告書』及び授業改善ハンドブック『あっとおどろく授業改善 山形大学実践編』などに紹介し、全学的な情報の共有を図っている。

各学部の専門教育についても、各学部で学生による授業評価を実施し、その結果を授業担当教員にフィードバックして、教員からのアンケート等により意見を得ている。また学生の授業評価の結果は、それぞれ関係委員会で分析して公表し、教員間での授業改善への情報交換として活用している学部もある。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、継続的改善を行っている判断する。

9 - 2 - ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

教養教育を中心とする全学的FDは、学生及び教職員に対する授業改善アンケート調査結果を踏まえ、高等教育研究企画センターと教育方法等改善委員会の共催で、ワークショップ・FD合宿セミナー・公開授業・公開検討会と多様な方法で組織的に継続して実施している。例えば、教養教育FD合宿セミナーでは、教養教育が全学出動体制であることから、これを教員の共通基盤として捉え、教養教育を題材として学部間の人的交流の拡大充実を図ることを狙いとして実施しており、大学の持つ課題、方向、具体的な科目設計等を個々の教員が主体的に検討し、再構築するプログラムを継続的に実施している。

さらに、これらのFD活動は、山形県内の三つの4年制大学と三つの短期大学が連携して地域教育力の向上を目指す地域ネットワークFDへと発展している。また、その内容には教職員のニーズを反映し、絶えず改善がなされている。

専門教育については、医学部医学科では合宿形式の「医学教育ワークショップ」、「問題作成ワークショップ」を毎年行っている。工学部及び農学部ではFDフォーラム(学生との懇談会を含む。)の開催、公開授業等を行っている。

これらのことから、FDについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されていると判断する。

9 - 2 - ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

高等教育研究企画センター企画の「授業改善リレーエッセイ」は、授業改善方法及びその効果に関する公表の場となっている。また、FDによる具体的な改善事例は、『教養教育改善充実特別授業報告書』及び授業改善ハンドブック『あっとおどろく授業改善 山形大学実践編』などに紹介し、改善事例の全学的な共有を図っている。

これらを通して、教養教育や専門教育のFDは、新しい授業の設計、ワークショップ及び公開授業による授業改善のヒントやアドバイスを得ることにつながっており、教育の質の向上及び授業の改善に結び付いていると判断する。

9 - 2 - 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

教養教育における情報処理教育のT A及び実習補助者に対し、各学期はじめにガイダンスを開催し、担当教員が業務内容の説明や指導を行っている。専門教育の講義・演習・実験・実習に、各学部の特質に従って配置されている技術職員・T A等の教育支援者や教育補助者は、実験・演習開始前に、授業担当教員から学生指導方法のガイダンスを受けている。また、医学部、工学部では、技術職員に対して資質の向上を図ることを目的とした研修会、講習会を実施している。なお、学内教育研究施設等の技術職員は、それぞれの関連する機関で研修を受けて資質の向上に努めている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組がなされていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

教育方法の具体的な改善事例を『教養教育改善充実特別授業報告書』及び授業改善ハンドブック『あっとおどろく授業改善 山形大学実践編』などに紹介し、全学的な情報の共有を図っている。

学外の専門会社に委託して、在学生、卒業生と受入企業関係者等に対するアンケート調査を行い、そこで指摘された学外関係者の意見を改善に活かしている。

ワークショップ・FD合宿セミナー・公開授業などにより多角的にFDに取り組んでいる。

基準 10 財務

- 10 - 1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10 - 2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10 - 3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10 - 1 - 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 17 年度末現在の資産は、固定資産 72,698,758 千円、流動資産 7,471,730 千円であり、合計 80,170,488 千円である。なお、教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎等の資産を有している。

負債については、固定負債 15,089,782 千円、流動負債 6,840,207 千円であり、合計 21,929,989 千円である。なお、負債のうち、文部科学大臣から認可された償還計画に基づき返済している借入金が 7,898,201 千円であり、その他の負債については、ほとんどが実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

10 - 1 - 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

経常的収入としては、運営費交付金、学生納付金、附属病院収入及び外部資金等で構成されている。

平成 13 年度からの 5 年間における状況から、学生納付金収入及び附属病院収入は安定して確保されている。また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定して確保されている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10 - 2 - 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

平成 16 年度から平成 21 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、教育研究評議会、経営協議会及び役員会の議を経て、学長により決定されている。これらの計画は大学ウェブサイトで公表されている。

また、中期計画等を踏まえた中期財政計画が関係者の意見等も得て策定されている。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10 - 2 - 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成 17 年度において、経常費用 28,956,498 千円、経常収益 29,603,504 千円であり、経常利益 647,005 千円、当期総利益が 1,019,529 千円となっている。なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10 - 2 - 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

予算配分に当たっては、予算編成方針を策定し、それに基づく予算学内配分案を作成し、財務会計委員会、経営協議会等の審議を経て、役員会で決定している。

平成18年度においては、教育・研究の活性化を図るとともに、その活動に支障が生じることのないよう、教育関連経費、研究関連経費、教育研究支援関連経費、施設費関連経費等、教育研究活動に必要な経費を配分している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10 - 3 - 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

法令に基づき、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、6年間一般の閲覧に供しなければならないこととなっている。法令を遵守し、財務諸表について、文部科学大臣の承認を受けた後、財務諸表等を適切な形で公表するとともに、大学ウェブサイトでも公表している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10 - 3 - 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査が行われている。

監事の監査については、監事監査規則等に基づき実施されている。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施されている。

これらの監査報告書は大学ウェブサイトで公表されている。

内部監査については、独立性を持つ学長直轄の監査室を設け、内部監査規則等に基づき、監査室職員が監査を実施し、監査室長が内部監査結果報告書を学長等に提出している。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11 - 1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11 - 2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11 - 3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 11 - 1 - 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

学長のリーダーシップの下に役員会が、全学的な管理運営に責任を持つ体制である。役員会は学長と理事 5 人で構成され、管理運営全般について意見交換を行い学長を補佐している。さらに、学長特別補佐 2 人を置き、学長の職務のうち特定事項を補佐している。また、監事 2 人が、業務全般と会計・経理の監査を行っている。さらに、内部監査室を設置し内部監査体制の強化を図り、適正な管理運営に努めている。

毎月 1 回開催される教育研究評議会のほか、経営協議会を年数回開催し、教育・研究や経営に関する事項を審議している。また、毎月学部長会議を開催し、学内の調整と学部等の連携協力を図っているほか、大学の主要会議においては、課長クラス以上の事務職員が出席することによって、主要事項の共通認識と事務処理の迅速化を図っている。

各学部には、教授会が設置されており、学部長のリーダーシップの下に各学部の管理運営を行っている。事務組織は、各理事が副学長を兼務し、直接各事務部門を担当してマネジメントに責任を持つ体制となっている。事務局に総務部・財務部・学務部・施設部の 4 部を置き、各学部（医学部にあつては附属病院を含む。）及び附属図書館には、それぞれの運営のための事務部を配置しており、事務組織は、関連業務を担当する副学長と連携を図り、管理運営・教育・研究支援に参画している。また、円滑な事務運営を図るために事務協議会を設置している。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っており、必要な職員が配置されていると判断する。

- 11 - 1 - 大学の目的を達成するために、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下に役員会が、全学的な管理運営に責任を持つ体制である。役員会を構成する理事はそれぞれ担当を持ち、担当区分ごとに分類される全学委員会の委員長を務めることによって、各種委員会からの意見を反映させるとともに、執行部からの提案に理解と協力が得られる組織形態をとっている。また、教育・研究に関する審議を行う教育研究評議会と経営に関する審議を行う経営協議会には、学長、理事が構成員として参加しており、迅速かつ効果的な意思決定が行える組織形態となっている。

これらのことから、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11 - 1 - 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

学生に対して「学生生活実態調査」を行い、その調査分析結果を報告書として取りまとめている。また、高校生・卒業生・企業等に対して教育効果・広報アンケート調査を実施し、『山形大学に関するパーセプション把握調査・結果報告書』を作成するなど、ニーズを組織的に把握している。

これらの調査を基礎に、改革の検討課題を整理し、課題ごとに担当する理事を定め検討するなど、役員会を中心に課題解決に向けた取組を行い、管理運営に活かしている。

教員からのニーズは、全学委員会・各学部教授会・教育研究評議会等を通じて、また、事務職員からのニーズは、事務協議会を通じて、管理運営に反映させている。さらに、学内ウェブサイトにも学長のブログを開設するとともに、重要な事項についてはパブリック・コメントを求め学内の意見を聴取している。

また、役員会及び経営協議会には外部の有識者が委員として加わっており、その委員の意見は、管理運営に直接反映されている。

各学部においては、独自に学外の有識者との懇談会等を通じてニーズを把握し学部運営に反映させている。

これらのことから、学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、管理運営に反映していると判断する。

11 - 1 - 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

常勤1人、非常勤1人計2人の監事が、業務全般と会計・経理の監査を行うとともに、役員会・経営協議会・教育研究評議会等の重要な会議に出席し、意見を述べるほか、大学の管理運営に関する諸業務及び会計処理に関して、必要に応じて助言と指導を行っている。監事監査に当たっては、内部監査規則に基づく監査室が補助業務を行っている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11 - 1 - 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

管理運営に係る職員の研修等については、地域ブロックごとに開催される研修会及び他機関が企画する研修に参加し資質の向上を図っている。また、大学経営に関する大学院（通信制）に入学した職員への学費の援助、学内における大学経営10回連続セミナー等を実施し、管理運営に関わる教職員の質的向上を図っている。

さらに、ジョブローテーション検討グループを設置し「ジョブローテーション制度」、「キャリアアップ制度」、「適切な評価制度」について構築したシステムが実施段階に入っている。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11 - 2 - 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

管理運営に関する基本方針として、中期目標に「役員会、経営協議会及び教育研究評議会の効果的な運

営を基礎に、学長を中心とした戦略的かつ機動的な大学運営を推進する」ことを「運営体制の改善に関する目標」として掲げている。その方針を踏まえ、組織等に係る学内規則を整備している。これらの学内規則に、各構成員の責務と権限を明確に示しているほか、学長・理事・学部長・施設長・評議員の選考又は採用に関する規定を明確に示している。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11 - 2 - 適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

組織に係る基本情報や教育・研究・社会連携活動状況等のデータを一元管理した大学情報データベースを始めとする各種データベースを構築し、管理運営に必要なデータや情報を蓄積している。当該大学の理念及び使命、教育理念、中期目標・計画等とともに、これらのデータのうち、研究者情報・入学試験等の大学活動の理解を得るために必要な情報は、大学ウェブサイトに掲載し学内外に公表し、大学の構成員も含め、広く誰もがが必要に応じてアクセスできるシステムを構築し、機能させている。ただ、研究者情報の一部に未完成のものが見受けられる。

これらのことから、一部未完成のものがあるものの、大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能していると判断する。

11 - 3 - 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価（現状・問題点の把握、改善点の指摘等）を適切に実施できる体制が整備され、機能しているか。

自己点検・評価の実施体制として、基本構想委員会及び評価分析室を設置している。基本構想委員会では、組織に係る基本情報や教育・研究・社会連携活動状況等のデータに基づく自己点検・評価、中期目標に係る評価等に対応する評価の企画・立案、第三者評価、組織評価及び教員の個人評価並びに評価結果の分析と改善案の策定について審議している。評価分析室においては、専任教員1人を配置し、各部局における自己点検・評価を踏まえ、大学全体の目的や中期目標に係る計画の進捗状況を調査・分析し、必要に応じてヒアリングを実施し、基本構想委員会に改善策を提案している。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、自己点検・評価を適切に実施できる体制が整備され、機能していると判断する。

11 - 3 - 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

平成13年度に実施した大学基準協会の正会員加盟判定時の自己点検・評価、大学評価・学位授与機構の試行的評価に係る自己点検・評価結果及び各事業年度に係る業務実績の評価結果を大学ウェブサイトで公表している。なお、自己点検・評価の結果については、中期計画において公表することを明記している。

これらのことから、自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11 - 3 - 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）によって検証する体制が整備され、実施されているか。

平成 13 年度に自己点検・評価を実施し、大学基準協会の加盟判定審査による第三者評価を受け、その結果を『山形大学自己点検・評価報告書』として公表した。さらに、平成 18 年度に『大学機関別認証評価自己評価書』を作成し、独立行政法人大学評価・学位授与機構の認証評価を受けている。また、中期目標・中期計画に係る毎年度の進捗状況を報告する事業実績報告書などは、提出前に外部の有識者を加えた役員会及び経営協議会で審議している。各学部においては、独自の外部評価を実施しており、外部者によって検証する体制を整備し、実施している。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者によって検証する体制が整備され、実施されていると判断する。

11 - 3 - 評価結果が、フィードバックされ、大学の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、機能しているか。

自己点検・評価結果を、大学の目的を達成するための改善にフィードバックするシステムは、基本構想委員会及び評価分析室が、ヒアリングを実施するなどして課題を抽出し、担当理事が委員長を務める委員会等で検討し、役員会を中心に課題解決に向けて取り組む形で確立され、機能している。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、大学の目的の達成のための改善に結び付けられるシステムが整備され、機能していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 11 を満たしている。」と判断する。

意見の申立て及びその対応

当機構は、評価結果を確定するに当たり、あらかじめ当該大学に対して評価結果(案)を示し、その内容が既に提出されている自己評価書及び根拠資料並びに訪問調査における意見の範囲内で、意見がある場合に申立てを行うよう求めた。

機構では、意見の申立てがあったものに対し、その対応について大学機関別認証評価委員会において審議を行い、必要に応じて修正の上、最終的な評価結果を確定した。

ここでは、当該大学からの申立ての内容とそれへの対応を示している。

申立ての内容	申立てへの対応
<p>基準7 学生支援等</p> <p>(評価結果の根拠・理由)</p> <p>観点7-2-</p> <p>附属図書館は、各地区とも休日も開館し学生の自主的学習の支援を行っている。<u>ただ、学生の自主的学習に資するために、開館時間の延長が望まれる。</u>また医学部分館では、無人開館(電子錠利用入退館)システムを利用して大学院学生が24時まで利用できる体制をとっている。</p> <p>【意見】</p> <p>この部分の記述を削除願いたい。</p> <p>【理由】</p> <p>附属図書館の開館時間については、提出した「自己評価書 観点7-2-」(p.59)の記述に正確さを欠くところがあった。同頁【観点到に係る状況】の第3段落目の記述に「附属図書館は、各地区とも開館時間は8:45～20:15で」とあるが、正確には自己評価書の別添資料8-1-1-「附属図書館概要(2005)」(p.13-17)に記載されているように、附属図書館を構成する4館のうち、2館(医学部分館、工学部分館)の開館時間は9:00～21:15(通常期平日、以下同様)であり、1館(中央図書館)が8:45～20:15、1館(農学部分館)が9:00～20:15となっており、半数の図書館は夜間の21:15まで利用できるようになっている。</p> <p>また、各館への訪問調査時に御説明申し上げたように、館によっては学生の要望に応じ</p>	<p>【対応】</p> <p>次のとおり修正を行う。また、これに伴い、【改善を要する点】についても修正を行う。なお、【主な改善を要する点】については記述を削除する。</p> <p>(評価結果の根拠・理由)</p> <p>観点7-2-</p> <p>附属図書館は、各地区とも休日も開館し学生の自主的学習の支援を行っている。また、医学部分館では、無人開館(電子錠利用入退館)システムを利用して大学院学生が24時まで利用できる体制をとっている。しかしながら、附属図書館の開館時間のさらなる延長を希望する自主的学習意欲の高い学生が多いことから、今後の対応が望まれる。</p> <p>【改善を要する点】</p> <p>附属図書館の開館時間のさらなる延長を希望する自主的学習意欲の高い学生が多いことへの対応が望まれる。</p> <p>【理由】</p> <p>各地区の附属図書館の開館時間並びに中央図書館及び医学部分館において学生の要望に応じた開館時間の延長を行っていることについて確認している。</p> <p>「ただ、学生の自主的学習に資するために、開館時間の延長が望まれる。」という記述については、訪問調査時において工学部Bコースの学生が授業終了後に図書館を利用できないこと、</p>

<p>た開館時間の延長を行っている。具体的には、医学部分館では閉館後24時まで研究室単位に貸与しているキーカードを用いて利用可能であり、中央図書館では試験期間（7月10日～31日、1月22日～2月9日）における開館時間を約2時間延長して8:45～22:00まで開館（自己評価書の別添資料7-2-1- 「附属図書館利用案内等」参照）している。</p> <p>なお、今回の訪問調査の御指摘を踏まえ、中央図書館では平成19年1月に利用者アンケート調査を行った。その要望に基づき、中央図書館では平成19年度には試験期間以外も8:45～21:00までの開館時間とする予定である。また、工学部分館では平成19年度には工学部夜間コースの学生が授業終了後（21:10）にも利用できる環境を提供するために、22:00まで開館時間を延長する予定である。</p>	<p>及び開館時間の延長を希望する学生のニーズが確認されたことから、学習意欲の高い学生への対応が必要であると判断したことによるものである。</p> <p>このことは、当該大学が附属図書館の開館時間の延長についての対応を全くとっていないということではなく、学習意欲の高い学生も多いことから、このような学生に適切に対応していくことは、大学をさらに良くしていくものであるとの考えに基づくものである。</p> <p>したがって、この趣旨が明確となるよう記述を修正することとした。また、誤解を生じることのないよう主な改善を要する点での記述を削除することとした。</p>
--	---

< 参 考 >

現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 山形大学

(2) 所在地 山形県山形市

(3) 学部等の構成

学部： 人文学部，地域教育文化学部，理学部，
医学部，工学部，農学部

研究科： 社会文化システム研究科，
教育学研究科，医学系研究科，
理工学研究科，農学研究科

附置研究所： 該当なし

関連施設： 保健管理センター，医学部附属病
院，附属図書館，地域共同研究センター，学
術情報基盤センター，遺伝子実験施設，高等
教育研究企画センター，留学生センター，教
職研究総合センター，附属博物館，放射性同
位元素総合実験室，環境保全センター，大学
院ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー，附
属小学校，附属中学校，附属養護学校，附属
幼稚園

(4) 学生数及び教員数（平成 18 年 5 月 1 日）

学生数：学部 8,138 名，大学院 1,287 名
別科 40 名

教員数： 759 名

2 特徴

本学は、昭和 24 年 5 月の国立学校設置法により、山形高等学校、山形師範学校、山形青年師範学校、米沢工業専門学校及び山形県立農林専門学校を母体として、文理学部・教育学部（山形市）、工学部（米沢市）、農学部（鶴岡市）を有する地域分散型の大学として発足した。その後、昭和 42 年 6 月の文理学部の改組に伴う人文学部、理学部及び教養部の設置、昭和 48 年 9 月の医学部（山形市）新設により、6 学部 1 教養部を持つ総合大学に発展した。

平成 8 年 4 月の教養部廃止に伴い、教育面では、学生は入学当初から各学部所属となり、早くから専門科目に触れるとともに、高学年次においても教養教育を学ぶことができる 4 年（医学部医学科は 6 年）一貫教育の推進・充実に全学を挙げて取り組んできている。特に、全学体制で取り組んでいる教養教育の運営・実施は、総合大学としての利点を効果的に発揮しながら、十分な成果を上げてきている。

この間、全学部に大学院が整備され、現在では、修士課程として 3 研究科、博士課程として 2 研究科を有しており、

岩手大学を設置校とする岩手大学大学院連合農学研究科に参画している。また、附属図書館等の教育・研究を支援するための関連施設が設置されている。

本学の特徴は、次のとおりである。

山形県内唯一の総合大学として教育・研究の中心的役割を担い、これまで多くの卒業生を社会に輩出しており、旧制諸学校時代からの地域社会との強い結びつきが保たれて、地域に根ざした大学づくりを行っている。

その実践例として、山形県で高等教育機関のない最上地域にソフト型キャンパス構想を展開し、学生の参加型人間教育と地域密着型研究を展開している。また、平成 15 年度「21 世紀 COE プログラム」に採択された「地域特性を生かした分子疫学研究」があり、これは、長年に亘る地域保健関係者との共同による健康診断を基礎に立ち上げた分子疫学研究であり「地域に根ざし、世界を目指す」という大学のモットーを具現化したものである。

特定の専門的・職業的能力を有するだけではなく、総合的な判断力と豊かな人間性とを併せ持った人材を育成することが大学における教育の使命であるとの認識に立ち、特に学部段階の教育では、専門的能力の育成と総合的能力の育成とが共に等しく重要であると位置づけている。

教育理念を確実に実現するために、専門教育は、主として学部の専門性に適合した教育課程と環境において行う。教養教育は、学生の専攻する分野の違いを問わずに共通に行うべき教育として捉え、これらが最終的に学生自身において統合されることを理想に掲げている。

学生支援として、学習サポートルームを総合的に活用した「YU サポートシステム」（学生支援）により、学生へのきめ細かい修学支援を図っている。

研究活動面における社会貢献は、社会と連携して共同研究を推進するだけでなく、大学の持つ知的資源を社会に還元するという意味においても重要である。地域貢献を推進する全学施設として地域共同研究センターを設置し、民間機関等との共同研究を更に推進し大学の活性化を図っている。

国際交流は、本学の将来構想における重要な課題と位置付け、アジアを中心とした諸外国の高等教育機関との交流強化を進めている。

目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

大学の基本的な目標等

本学は、「教育基本法」の精神にのっとり、学術文化の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的及び応用的能力を展開させて、平和的・民主的な国家社会の形成に寄与し、文化の向上及び産業の振興に貢献することを目的及び使命」とし、以下の理念・使命を掲げている。

大学の理念

「自然と人間の共生」を 21 世紀のテーマとし、教育・研究・地域貢献に真摯に取り組み、次世代を担う人材の育成、知の探求・継承・発展及び豊かな地域社会の実現に努め、もって人類全体の幸福と国際社会の平和的・持続的発展に貢献する。

大学の使命

1. 学部（学士課程）教育を重視した人材養成

学部教育を重視した人材養成を最優先の使命と捉え、教養教育では、幅広く創造的な知性と豊かな人間性を必須の素養として育む。専門教育では、大学院教育との接続も見据え、優れた専門性を養うとともに、特に課題発見・解決能力に優れた人材を養成する。さらに大学院では、実践面を重視した教育課程により、専門分野に強いスペシャリストを養成する。

2. 総合大学の利点を活かした研究の推進

先端的研究に重点的に取り組み、世界水準の研究を推進し、それに支えられた先端の大学院プログラムによる教育を実施するとともに、長期的な基礎研究分野の持続的発展を図る。

3. 開かれた学術・教育の地域拠点の形成

東北地区有数の総合大学として、地域や社会に広く門戸を開放し、様々な学習機会を提供し、社会人・留学生を積極的に受け入れ、産官民との広範な連携を推進するとともに、アジアと日本を結ぶ教育・研究の拠点として、学術・文化の発信及び国際交流の充実・強化を図る。

上記の理念及び使命を実現するために、以下に掲げる目標が設定されている。

教育理念：

1. 基本理念

創造性：高度な研究水準に裏付けられた教育により、すぐれた専門性を有し、時代の要請に対応できる創造力豊かな人材を育成する。

人間性：水準の高い教育指導と学生への手厚い学習・生活支援を通じて、幅広い教養を身につけ、高い倫理観を持ち、豊かな人間性を備えた人材を育成する。

2. 行動理念

地域との連携：研究・教育を通じ地域社会に貢献するとともに、地域社会で活躍できる人材を育成する。また、社会に開かれた大学を目指し地域社会との交流・提携を進める。

国際化の推進：国際交流を進め、研究を通じて人類の福祉に貢献するとともに、世界的視野を身につけ、国際的な場で活躍できる人材を育成する。

応用性の重視：産業・経済、行政を初めとする幅広い社会の要請に対応するため、学際的な研究・教育を促進し、実社会に役立つ人材を育成する。

上記の理念及び使命を実現するために、以下に掲げる目標を設定している。

教育に関する目標

1. 教養教育と専門教育のカリキュラムの一層の充実を図り、豊かな人間性と優れた創造性・専門性を育み、実社会で活躍できる知的・人間的資質を備えた人材の育成を行う。また、多様な研究成果を活かした教育を通じて、持続可能な社会の実現に向けて、地域や国際社会に貢献できる人材を育成する。

2. 「幅広い教養と豊かな人間性」「社会で活躍するために必須の基礎リテラシー（知的技法）」及び「優れた専門性」を三位一体として培い、課題発見・解決能力等の応用力に秀で、社会に貢献できる人材を育成する。

〔学士課程〕

1. 入学者の選抜方法を含めたアドミッション・ポリシーを明確にし、本学の求める学生の入学を促進するために、多様な入学選抜を実施する。

2. 幅広い教養と豊かな人間性を育み、学問の遂行に必要な基礎リテラシーを養成するため、教養教育の一層の充実を図る。また、高校教育から円滑に大学教育へ移行できるよう、カリキュラムの充実・改善を進め

る。

3. 外国語教育の改革に取り組み、英語については確かな技量の養成を重視し、その他の外国語については、語学的訓練を基盤としつつ国際的な文化理解を重視した内容とする。
4. 21世紀の市民に要求される学際的能力と世界観を育む教育課程を充実させる。
5. 課題発見・解決能力を有し、大学院・実社会において活躍できる優れた専門性を身に付けた人材を養成する。
6. 不断のFD活動により、質の高い効果的な教育方法の確立と教育の質の向上を図る。
7. 他大学との単位互換を積極的に進め、教育課程や教育内容の充実を図る。
8. 公正かつ厳格で、教育効果に反映しうる成績評価の実現を図る。

〔大学院課程〕

1. 各研究科の理念・教育目的に沿ったアドミッション・ポリシーを確立し、入学者選抜方法を見直し改善を図る。
2. 社会人や留学生を含めた多様で質の高い入学者を確保する。
3. 各研究科の教育目的の明確化を図るとともに、入学者のニーズに合致した教育課程を確立する。
4. 各研究科の特性に応じて、課題発見・解決能力を効果的に育成するための教育方法を積極的に導入する。
5. 公正かつ厳格な成績評価を実施する。

教育の実施体制等に関する目標

1. 教育目標の達成と教育成果の向上のため、教員の教育業績を適切に評価し、教職員を適正に配置する。
2. 教育環境の充実を図るため、教育施設の整備を進める。
3. 教育の質の向上を図るため、組織体制の整備と研究活動の充実を図る。

学生への支援に関する目標

1. 学生一人一人の多様な能力を最大限に伸ばすため、きめ細かな学習支援体制を構築する。
2. 快適なキャンパス生活を実現するため、施設・環境を整備する。
3. 課外活動の活性化と学生の地域貢献活動の促進を図る。
4. 学生相談体制の充実を図る。
5. 就職支援体制の一層の整備を図る。

社会との連携、国際交流等に関する目標

1. 地方に位置する大学として、地域社会へ教育・研究成果を積極的に公開し、地域連携窓口を充実させ、地域社会の抱える課題を把握・解決し、地域社会の発展に貢献する。
2. 教育・研究を通じて、国際社会の平和的発展と人類福祉に貢献するため、国際交流を促進し、国際的に活躍できる人材を育成する。

運営体制に関する目標

1. 役員会、経営協議会及び教育研究評議会の効果的な運営を基礎に、学長を中心とした戦略的・機動的な大学運営を推進する。
2. 開かれた大学を目指し、地域社会のニーズを積極的に取り入れて大学運営を推進する。
3. 教育・研究の進展状況や社会的要請及び種々の評価を踏まえ、教育研究組織の整備・充実を図る。
4. 教員の人事に当たっては、水準の高い教育研究活動及び社会貢献を実現するため、多彩な人材を確保できる人事制度を構築し、教員の多様化を促進する。

財務に関する目標

本学の自律性を高めるため、一定の自己収入を確保し、その増加を図るとともに、予算の効率的な執行に努め、適切な財務内容の実現を図る。

1. 教育・研究・社会貢献等、大学における主要な業務の質の向上と遅滞ない遂行を図るため、入学試験検定料等一定の自己収入の確保とその増加に努める。また、科学研究費補助金や産学官連携の推進に伴う外部資金の獲得に努める。
2. 教育・研究を充実するため、業務運営の改善及び効率化を図り、経費の節減に努める。
3. 資産を効率的・効果的に運用・管理し、質の高い教育・研究を実現するために、充実したキャンパス環境を整備する。

自己点検・評価及び情報の提供に関する目標

国からの財源措置を受ける国立大学法人として、総合大学にふさわしい教育・研究を展開する。目標達成に努め、その達成度を公表し、社会に対して説明責任を果たす。

自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準 1 大学の目的

本学では、昭和 24 年に大学の目的及び使命を策定し基本的な方針を示した。また、平成 13 年に、昭和 24 年以来掲げてきた大学の目的を具体化し、21 世紀を見据えた活動方針として「山形大学のあるべき姿」を取りまとめ、本学の理念・使命をより明確にし、大学全体及び各学部ごとの教育理念を定めた。これらの基本方針を踏まえ、今日まで、本学の目的を達成するための具体的な活動を展開してきた。

理念に掲げている「自然と人間の共生」は、これを 21 世紀のテーマとして位置付け、教育・研究・地域貢献に真摯に取り組み、次世代を担う人材の育成、知の探求・継承・発展及び豊かな地域社会の実現に努める。それにより人類全体の幸福と国際社会の平和的・持続的発展に貢献することを目的としており、これは、学校教育法の規定に適合している。

大学の目的は、全教職員及び全学生に、目的を記載した山形大学概要と学生便覧を配布し、周知を図っている。また、社会に対して、大学のウェブサイト及び入学案内に目的を記載し、広く公表している。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

本学は、東北地区 2 番目の規模を持つ学部教育に重点を置いた総合大学として、大学の理念と使命に基づき、学士課程では広く文系と理系の分野に跨って、人文学部・地域教育文化学部・理学部・医学部・工学部・農学部の 6 学部を設置している。学問研究の高度化に対応した大学院の重要性に鑑み、修士課程では、社会文化システム研究科、教育学研究科、農学研究科の 3 研究科、博士課程では、理工学研究科、医学系研究科の 2 研究科並びに岩手大学を設置校とする大学院連合農学研究科を担当している。これらの学部と研究科では、充実した広い教養教育とより深い専門教育との有機的な編成により、創造性豊かな人間性と優れた専門性を育む教育を行っている。それを基盤として実社会で活躍できる知的・人間的資質を備えた人材の養成及び多様な研究成果を活かした教育活動を通じて、地域や国際社会における次世代を担う人材育成を行っている。

教育活動に係る重要事項を審議するため、国立大学法人法に規定する教育研究評議会及び学校教育法に規定する学部教授会を設置している。前者では、主に全学の教育に関する基本的方針と計画を、後者では、学部教育に関する具体的案件を審議し、それぞれの役割を明確に区分し、効率化を図っている。

総合大学としての教育活動に関する重要事項を審議する全学委員会として、教育担当副学長を委員長とする「教育委員会」を設置している。同委員会は、各学部長、各学部選出教員 2 名のほか、学内共同教育研究施設長を委員とし、全学的な委員会構成としている。教養教育に関する事項をこの委員会の下で審議することにより、総合大学としての教養教育と専門教育との有機的な連携を図る体制をとっている。

教育委員会の下には、教養教育の教育課程を審議する「教養教育専門委員会」、教養教育担当教員の確保、授業時間割の編成、学生向けガイダンスの企画立案を行う「教養教育実施委員会」、教育方法の改善に関する審議を行う「教育方法等改善委員会」を設置するとともに、教育方法の改善に関する調査・研究を行い、FD 活動等を推進する専門組織「高等教育研究企画センター」を設置している。

以上のように、本学の教育研究評議会、各学部教授会、各種委員会等は、それぞれその役割と分担を明確に規定し、かつ相互に連携を図りながら活動している。したがって、教育の実施体制は適切に整備され有効に機能している。

基準 3 教員及び教育支援者

本学では、大学設置基準の範囲内で教員組織を編成し、教員の定員管理を行ってきた。本学の教員について

は、学士課程 6 学部・大学院課程 5 研究科と、学内共同教育研究施設及び学内共同利用施設に配置している。博士課程は、修士課程とは異なる組織構成とし、教育レベルに対応した柔軟な教育体制を敷いている。それにより、研究成果を学士課程や大学院課程の講義と演習に反映させて教育研究指導に当たっている。

教養教育は、平成 13 年度から全教員が責任を負う全学体制で実施している。

教員の採用は、原則的にすべての学部で公募制をとっている。国立大学法人山形大学教員選考基準のもとに、学部又は学科の特徴に沿って選考基準を明確に定め、適切に運用している。選考は、学士課程・大学院課程を通して研究業績に加えて、教育実績・教授能力・社会貢献等を重要視して行っている。大学院博士課程における理系教員の助教授以上については、すべて博士の学位又はこれと同等の資格を持つ十分な指導能力のある者で構成している。

教員は、学士・修士・博士課程の教育及び研究指導を行うに十分な数を確保し、活発な教育研究活動を展開している。最新の学際領域は、専任教員のほか非常勤の教員を雇用し対応している。

本学では、大学の目的に応じて教員の活動を活性化するための措置として、年齢構成を考慮した選考を行っている。今後、女性や外国人教員の任用の方策について検討を進めることとしている。任期制は医学部で完全実施しており、他学部でも検討を進めている。

教員の教育活動は、すべての学部とも独自の評価組織で実施し、学生の授業アンケートはすべての学部で実施している。教員相互に公開授業を行っている学部・学科もあり、自己評価の実質化が進んでいる。平成 18 年度から、全学統一基準で教育に関する個人評価を行うシステムを稼働させ、さらに教育の質の向上に役立てることを期している。

教員は、教育内容に研究活動を有機的に取り入れる努力により、学士課程や大学院課程の講義・演習に最新の研究知見を加味し継続的に内容の更新に努めている。

教育支援は、事務職員を適切に配置し、実験・実習・演習には、技術職員や大学院学生の T A を活用し、支援体制を十分に機能させている。

基準 4 学生の受入

本学の基本理念及び教育目的に沿って、アドミッション・ポリシーを明確に定めている。アドミッション・ポリシーは、各学部・学科ごとに具体的に明示されている。さらに、ウェブサイトをはじめ、大学及び学部案内、入学者選抜要項、学生募集要項に掲載・公表し、高等学校訪問・オープンキャンパスで進路指導教員や高校生に直接説明できる機会を設定し周知を図っている。

学生の受入れは、アドミッション・ポリシーに沿って、学力検査のほか、面接（口頭試問を含む）、小論文、実技検査等により、受験者の学力、思考力、コミュニケーション能力、人間性、適性、関心や意欲等を総合的に判定している。高専や短大からの編入学生、私費外国人留学生、社会人特別選抜等、学部・大学院にわたり多様な学歴や経験を有する者に対応した入学試験を実施し、学生の適正な受入れを図っている。

入学者選抜の実施は、入学試験委員会が全てを統括し、その下で各専門委員会や各学部の入学試験委員会が実質的な作業を行っている。入学者選抜試験の実施計画、試験問題の作成及び査読・校正、試験の実施、試験の採点及び合格者判定においては、個々の業務における責任の所在を明確にしており、適切な実施体制を構築している。これによって、入学者選抜試験は公正に実施されている。

入学者選抜試験の検証と改善は、入学者選抜方法研究委員会が、受験生の動向、入学試験の結果、入学後の学業成績の追跡調査、学生へのアンケート、高等学校教諭との意見交換等、様々な視点から情報を収集し、入学者選抜の検証を行い報告書にまとめている。この報告書を踏まえて、各学部で独自の調査を行い、入学者選抜試験の改善を図っている。

入学者の状況は、過去数年間では、各学部とも若干入学定員を上回るもののほぼ定員通りであり、入学定員と入学者数とは適正な関係にある。大学院において一部の研究科で入学者数減少の徴候がみられる。今後、エンロールメント・マネジメント室を中心に、学部・大学院学生の受入れに関する有効な対策を検討していく予定である。

基準 5 教育内容及び方法

< 学士課程 >

本学の学士課程は、教養教育科目と専門教育科目がバランスよく構成されており、また、講義・演習・実験・実習等の授業形態の組合せも適切である。

授業内容は、授業区分が領域ごとに具体的に定められ、個々の教員の研究活動の成果を反映したものとなっている。また、インターンシップを授業科目として医学部を除く各学部で取り入れており、早期から職業意識を持たせる教育課程により社会の要請にしている。

授業に当たっては、少人数授業、対話・討論型授業を中心とした学生参加型の形態を積極的に採用し、GPAを活用したYUサポーターシステムによる個別修学指導とともにTAを活用したきめ細かい指導が行われている。

学習環境は、附属図書館及び学術情報基盤センターを始め、自主学習を支援する環境が整えられている。

成績評価は、シラバスに評価基準を明記することにより学生に周知し、厳正な評価を行っている。また、卒業認定についても、各学科会議を経て出された原案を教務関係委員会及び教授会において審議の上、判定を行っており適正に実施している。

< 大学院課程 >

本学大学院の教育課程は、主に高度な専門性を養う講義と、主に研究能力を養う演習・実験・実習及び学位論文の指導がバランスよく構成されており、対話型・討論型の科目が数多く設けられている。さらに、各研究科がそれぞれ目的に応じた特色ある科目を設けている。各科目の概要は、全学生に配布する履修要項等に記載している。ほとんどの研究科の修士課程・博士前期課程でシラバスを作成しており、講義目的、計画、成績評価方法は詳細に記載している。

修士論文の研究指導は、指導教員（看護学専攻は別に補助指導教員も定めている。）により懇切に行われている。学生は、多くの専攻で中間発表などにより複数教員の指導を受ける機会がある。博士論文の指導は、複数の教員からなる指導教員グループを組織して行う。また、TAやRAの制度を活用し、学生の教育能力を育成している。修了認定基準・学位論文の審査基準は、明文化して学生に周知するとともに厳格に適用している。

基準 6 教育の成果

大学において、学生が身に付けるべき学力・資質・能力及び養成しようとする人材像等に関する本学の方針は、山形大学 2006 年度総合案内、インターネットの各学部のホームページやシラバス、教養教育の基本方針などにより明示されている。さらに、学部・学科ごとの概要・特色等の紹介も学生及び教職員に広く周知されている。

また、教育方針の達成状況を検証・評価する取組みについては「履修状況調査」「授業改善アンケート」「在学生や卒業生へのアンケート調査」などを実施し、いずれも報告書にまとめている。

学年進級時及び卒業時における学力・資質・能力は、各学部の担当委員会と教授会によって審議している。

就職率は、いずれの学部も 90%を超えている。

また、各種国家試験の合格率は上昇傾向にあり、特に平成 18 年施行の医師国家試験は全国 18 位、国立大学 10 位と高い。修士・博士論文の多くは学会などで発表され、学術誌にも掲載されている。

教養教育や各学部での「学生による教員の講義内容への評価」では、いずれも総合満足度は高いという結果が出ている。全学的に実施した「山形大学に関するパーセプション把握調査」や学部で実施した「卒業生に対するアンケート」でも同様の結果を得ていることから、大学の意図する教育効果があったと判断できる。一方、外国語による会話能力の向上については、教育課程の改善を求められている。

地方大学としての山形大学では、地域の活性化・振興・貢献なども求められている。卒業生のうち県内に職を求める者も少なくなく、この観点からも教育の成果が上がっていると判断できる。

卒業・修了生の学力や資質・能力については、就職先などから事情を聴取したり、学部の進路指導委員による企業訪問の際に、企業に在職する卒業生から聴取し評価を得てきている。

また、医師・看護師を含めた就職先は県内が最も多いため、様々な機会ですら直な評価を聞ける機会は多い。企業等からのアンケート調査結果を踏まえ、それらを総合すると、卒業生の評価は学力等に問題がなく、人物像として率直・真面目・努力を惜しまないなどのプラス面が多いと判断できる。一方、おとなしく積極性に欠ける傾向を指摘されている。プラス面も含めて東北人気質を反映したものと思われる。

以上のことから、本学の教育の成果は十分上がっていると判断する。

基準 7 学生支援等

ガイダンスは、各学部・学科・専攻・学年別で、各学期始めに、教育課程・履修手続・学生生活等に関してきめ細かく行っている。また、入学時には教養教育ガイダンスと各学部の新入生ガイダンスを実施している。履修指導・学習相談などについては、「YU サポートシステム」の学生相談・指導体制にもとづき、アドバイザー教員が、オフィスアワーを設定し懇談会を設けるなどして、懇切丁寧に指導している。学生の生活実態調査や各学部等での授業改善アンケートを実施し、その結果も踏まえて、学生の学習に対するニーズの把握に努めている。

各地区ごとに学生の自主的学習環境の整備を進めており、各学部や部局等では、学内 LAN と接続したパソコンを設置し、学生も頻繁に利用している。平成 17 年度には、学生が持ち込むパソコンでも学内 LAN の使用が可能なように無線 LAN を導入しており、平成 18 年度はそのサービスを附属図書館等に拡大することとしている。また、附属図書館では利用者のニーズに合わせて休日や夜間も開館しており、多くの学生が利用している。各学部では、自習室や学生用多目的室等を漸次確保し効果的に利用されている。

サークル活動は、全学及び各地区で行われており、それらを統括する組織が学友会である。学友会は活動方針の決定や予算配分を行っている。各学部の後援会はサークル活動を財政的に支援している。教職員は、各サークルの顧問就任・交流会等参加を通して関与している。健康相談、特に精神面の相談については、保健管理センターが中心となって対応しており体制は整っている。昨今相談件数が急増しており、今後相談員の増員の検討が必要とされる。就職指導については、就職課による多様な企画並びに就職担当教員の働きかけ及び各教員の協力体制は整いつつある。学生が意欲的に志望職種に就くために努力するようになってきているが更なる努力が必要である。各種ハラスメントについての相談体制は、全学・学部レベルで整備されている。

留学生に対しては、留学生センターを中心として、チューター等とも協力しながら支援を行っている。日本語や日本文化に関する研修を実施する等、修学・生活面で支援体制は整っている。また、障害を持つ学生への支援として、障害者用トイレやスロープ等のバリアフリー対応の設備改修を行っている。

学生寮は、小白川地区に男子寮 1、混住寮 1、女子寮 1 があり、米沢地区と鶴岡地区に男子寮がそれぞれ 1

の合計5つの寮がある。小白川地区は収容定員をほぼ満たしている。老朽化した米沢・鶴岡地区の学生寮の改修に係る検討を早急に進め、対策を講じる必要がある。

このように、学生の修学（編入学生への学習支援、補習を含む）、就職、生活等において、学生のニーズに合わせて適切な支援を行うための体制が整っている。

基準8 施設・設備

本学は、その教育研究活動の運営と実践のため、大学設置基準を上回る土地・建物を有し、それらを有効に活用している状況である。「大学ランキング 2007（朝日新聞社）」では、校地・校舎面積はAランク評価され、学生一人当たり面積では全国723校中22位、改修済み（非老朽化）施設比率では、35位（75.2%）と高位に位置している。

学術情報基盤センター及びIT戦略会議が中心となって、サイバーキャンパスを実現するため、情報メディア基盤の整備を図っており、分散している各キャンパス間の通信ネットワークを整備し、平成13年に1Gbpsの高速通信ネットワークに改善した。学内ネットワークは、学外からの攻撃や不正アクセスに対する防御のため、ファイアウォールを設置するとともに各キャンパス間においてもファイアウォールを設置するなど、コンピュータウイルス等の対策を講じている。

情報関連教育施設は各キャンパスに配置されており、合計567台のパソコンを配置し、情報処理教育や自習室として整備している。また、研究室配属の学生のための学内LANが整備されている。さらに、平成17年度から、学生が持ち込むパソコンでも学内LANの使用が可能ないように無線LANを導入しており、そのサービスの附属図書館等への拡大を図っている。学生一人当たりのPC設置台数も全国723校中79位（0.79台）と高位である。

附属図書館では、平成17年4月1日現在、図書1,022,714冊、受入雑誌6,144種類が整備されている。また、電子的情報資料として欧米の主要な学術出版社の4,900種類以上の電子ジャーナル及び国際的な引用文献索引データベースであるWeb of Scienceの全部門が昭和59年分以降整備されている。視聴覚資料としてビデオ（1,364種類）、レーザーディスク（131種類）、コンパクトディスク（66種類）等の整備を図っている。学生用図書については授業を担当する教員に推薦を依頼し、各図書館・分館の図書委員会で選定し、体系的整備を図るとともにシラバスに掲載している参考図書は全点収集し、更に学生から購入希望のあった図書を優先的に購入している。

さらに、蔵書の検索のためにオンライン蔵書目録（OPAC）を用意し、図書及び雑誌の目録データを全て入力している。これらの資料は附属図書館内の利用や館外貸出ができるのみならず、電子ジャーナル及びデータベース等の電子的情報資料についてはキャンパス内から24時間利用が可能であり、利用の便を図っている。また、附属図書館のウェブサイトを通じて、県内大学図書館を始めとしてインターネット上にある教育研究上必要な学術資源へのリンク集を用意している。

以上のとおり、本学の教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備、図書等の教育研究上必要な資料が整備され、有効に活用されている。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

本学の教育の状況については、高等教育研究企画センターが、教養教育に係る活動の実態を示すデータを蓄積するとともに、各学部の関係委員会が学生の授業アンケート調査を含め収集・蓄積している専門教育に係る活動データも掌握し、自己点検・評価に反映させている。また、教養教育に係る学生の授業改善アンケートは、全学的に平成12年度から実施し、教育方法等改善委員会がその集計・分析結果をとりまとめ、毎年度末に発行

する『教養教育改善充実特別授業報告書』に収録・発表しデータを蓄積している。さらに、学生生活委員会が、5年ごとに学部学生を対象にアンケート調査を行っており、その結果は『学生生活実態調査報告書』として公表している。

授業担当教員は、アンケート調査結果をみて、自分に対する学生の評価を知るだけでなく、他の教員と比較することも可能であり、授業改善に効果的に利用している。教養教育の自己点検・評価の結果は、教育委員会の基本方針のもとに教育方法等改善委員会の作業部会（ワーキンググループ）で検討し、継続的に授業改善を行ってきている。

平成16年には、学外の専門会社に委託して、在学生、卒業生と受入企業関係者等に対する教育効果等アンケート調査を行い、平成17年6月に山形大学に関するパーセプション調査結果として取りまとめた。そこで指摘された学外関係者の意見は、『教育効果・広報に関するアンケート結果』に見る改革に向けた検討課題」として整理し、教育委員会等の学内の各種委員会で改善に向けた検討・取組を進めている。

高等教育研究企画センターでは、教育方法等改善委員会と連携して、授業改善アンケートの分析・評価結果をFD研修等に活用している。具体的な改善事例は、『教養教育改善充実特別授業報告書』及び平成15年に発行された授業改善ハンドブック『あっとおどろく授業改善 山形大学実践編』などに紹介し、全学的な情報の共有を図っている。

このように、本学の組織的に実施しているFDは、新しい授業の設計、ワークショップ及び公開授業による授業改善のヒントやアドバイスを得ることにより、教育の質の向上・授業改善に結びついている。

教育支援者であるTA及び技術職員に対しては、担当教員が中心になって学生指導方法の指導を行うとともに、学内外において技術職員の資質向上のための研修を実施している。

基準10 財務

本学の資産は、法人化以前の土地・建物等すべての出資を受けていることから、安定した教育研究活動を遂行できる資産を十分に有している。経常的収入の継続的確保として、自己収入（授業料、入学料、検定料、病院収入等）については、今後も安定した収入を継続的に確保し、教育研究活動の基盤経費とすることとしている。また、競争的資金を含めた外部資金獲得等の重要性は、学内共通の認識となっており、特に外部資金獲得のため「研究プロジェクト戦略室」に専任教員を配置するなど、継続的・安定的な資金確保を図る体制を構築している。

本学の運営方針である「中期計画・年度計画」「中期財政計画」及び「予算編成方針」の策定に当たっては、学内の関係委員会での審議・協議・報告のほか、学外有識者の提言・意見を得ている。

中期計画・年度計画等はウェブサイトに掲載するなど、適切な収支に係る計画を策定し公表している。

教育研究活動に要する経費については、前年度以上の配分額を確保し、教育・研究の重点化及び活性化を図るなど、適切な資源配分を実施している。

財務諸表等については、文部科学大臣の承認後、官報に公告し、監事及び会計監査人の意見とともに閲覧に供し、大学のウェブサイトに掲載するなど適切な形で公表している。また、財務監査として、法人規則及び法令に基づき内部監査、監事監査及び会計監査人監査を実施し、いずれも適正である旨の報告書が提出されている。

基準11 管理運営

本学には、大学の目的の達成に向けた管理運営のための組織として、役員会、経営協議会、教育研究評議会等を設置し、学長がリーダーシップを発揮して機動的な大学運営を行うために必要な支援体制と補佐体制を整

備している。事務組織は、事務局に4部を、6学部(医学部にあつては附属病院を含む。)及び附属図書館に各々事務部を置き、大学の管理運営に参画するとともに、教育研究活動を支援しており、必要な職員が配置されている。

大学の意思決定に当たっては、教育・研究に関する審議を行う教育研究評議会と経営に関する審議を行う経営協議会の議を経て、役員会が審議を行った上で、学長が意思決定を行い執行する体制をとっている。また、学長を補佐する理事が全学委員会の委員長を務めることにより、迅速かつ機動的な業務遂行に当たっている。なお、全学の意思決定を円滑に行うため学部等との連携・協力を図る学部長会議を毎月1回開催している。

学生・教職員・その他学外関係者のニーズの把握については、次のような取組を行っており、そこで得られた課題を適切な形で管理運営に反映している。

「5年毎に行う学生生活実態調査」「每学期実施する学生による授業評価」「YUサポーターティングシステム(修学支援)」を介する学生のニーズの把握

高校生・卒業生・企業等に対する「教育効果・広報アンケート調査」「学外有識者との懇談会」による社会のニーズの把握

校内各種会議等を介した教職員のニーズの把握

本学の諸活動に対しては、監事2名が業務全般と会計・経理の監査を行うとともに、役員会・経営協議会・教育研究評議会等の重要な会議に出席し、必要に応じて適切な助言と指導を行っている。

監事監査に当たっては、内部監査規則に基づく監査室が補助業務を行っている。

管理運営に当たっては、学内外の各種研修会等を活用し、組織的に教職員の資質向上を図っている。また、管理運営に関する基本方針を中期目標に明確に定め、それを踏まえる形で管理運営に関する学内規則を整備し、管理運営に関わる役員等の選考・責務・権限等も規則として明確に示している。

一方、大学の目的・計画・活動状況に関する情報は、一元化した管理体制で蓄積し、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるシステムとしている。これらの情報に基づき、大学の諸活動の総合的な状況について、自己点検・評価を行う実施体制を構築して点検・評価を行っている。各部局への予算配分についても、評価に基づいた適正な配分を取り入れている。

これらの自己点検・評価の結果については、ウェブサイト等で大学内及び社会に対して広く公開するとともに、外部の有識者を加えた経営協議会で審議し検証する体制を整備している。

評価結果や検証で得られた大学の目的を達成するための課題については、学長を中心とする執行部が、各種委員会等を通じて改善に取り組む体制が確立され、満足すべき成果を上げている。

自己評価書等リンク先

山形大学のホームページ及び機構に提出した自己評価書本文については、以下のアドレスからご参照下さい。
なお、自己評価書の別添として提出された資料の一覧については、次ページ以降の「自己評価書に添付された資料一覧」をご参照下さい。

山形大学	ホームページ	http://www.yamagata-u.ac.jp/index-j.html
	自己評価書	http://www.yamagata-u.ac.jp/html/ninshou.html
機構	ホームページ	http://www.niad.ac.jp/
	自己評価書	http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou200703/daigaku/jiko_yamagata_d200703.pdf

自己評価書に添付された資料一覧

基準	資料番号	根拠資料・データ名
基準1	1-1-1-1	山形大学学則（第1条（抜粋））
	1-1-1-1	山形大学のあるべき姿
	1-1-1-1	山形大学の教育理念（大学、人文学部、地域教育文化学部、理学部、医学部、工学部、農学部）ウェブサイト
	1-1-1-1	中期目標・中期計画
	1-1-3-1	山形大学大学院規則（第2条、第3条（抜粋））
	1-2-1-1	山形大学概要（教育理念、抜粋）
	1-2-1-1	学生便覧（教育理念掲載例示）
	1-2-2-1	入学者選抜要項（教育理念、アドミッションポリシー抜粋）
	1-2-2-2	山形大学ウェブサイトアクセス件数
基準2	2-1-1-1	組織機構図（山形大学概要（学部・学科等））、学則（第2条、別表第1）
	2-1-1-1	学位規則（第二章、別表学士の学位）
	2-1-3-1	担当教員名簿（教養教育案内）
	2-1-3-1	教育委員会規則等（教育委員会規則、教養教育専門委員会規則、教養教育実施委員会規則）
	2-1-3-1	教養教育マニュアル（P13まで、P37～P49）
	2-1-4-1	大学院規則（第4条（抜粋））
	2-1-6-1	養護教諭特別別科学生募集要項
	2-1-6-1	履修の手引（養護教諭特別別科P67～P72）
	2-1-7-1	山形大学学則（第13条まで（抜粋））
	2-1-7-1	センター等の規則に規定する設置目的の抜粋表（設置目的（抜粋））
	2-2-1-1	教育研究評議会等の規則に規定する審議事項の抜粋（教育研究評議会規則、学部教授会規則（審議事項））
	2-2-1-1	教育研究評議会議事録（抜粋）
	2-2-1-1	各学部教授会規則・議事録（抜粋）
	2-2-2-1	教育委員会規則
	2-2-2-2	各学部の教務に係る委員会議事録
基準3	3-1-1-1	部局別教員定員表
	3-1-1-1	山形大学教員選考基準
	3-1-1-1	山形大学概要（学部、大学院、別科）
	3-1-1-1	岩手大学大学院連合農学研究科・ウェブサイト
	3-1-2-1	職員数（山形大学概要（抜粋））
	3-1-2-1	非常勤講師現員表
	3-1-3-1	入学定員表（入学者選抜要項（抜粋））
	3-1-6-1	山形大学における教員の個人評価（抜粋）
	3-1-6-1	国立大学法人山形大学における教員の任期に関する規則
	3-2-2-1	教育方法改善委員会規則

	3 - 2 - 2 -	学生と教員による授業改善アンケート（教養教育改善充実特別事業報告書（抜粋））
	3 - 2 - 2 -	公開授業・公開検討会等の取組例（教養教育改善充実特別事業報告書（抜粋））
	3 - 2 - 2 -	ベストティーチャー授賞式（医学部、工学部教員表彰・ウェブサイト）
	3 - 3 - 1 -	教育内容と関連する研究活動例
	3 - 4 - 1 -	学生センター案内・ウェブサイト
基準 4	4 - 1 - 1 -	入学者選抜要項（アドミッション・ポリシー（抜粋））
	4 - 2 - 2 -	大学院の募集要項等（抜粋）
	4 - 2 - 3 -	山形大学入学試験委員会規則
	4 - 2 - 3 -	入学試験実施細則等（山形大学入学試験実施細則、平成 18 年度個別学力検査等監督要領及び整理要領（例示、人文学部））
	4 - 2 - 4 -	山形大学入学者選抜方法研究委員会要項等（山形大学入学者選抜方法研究委員会要項、山形大学入学者選抜調査研究専門委員会規則）
	4 - 2 - 4 -	入学者選抜方法研究報告書（平成 15・16 年度（その 3））
	4 - 3 - 1 -	入学試験実施状況調
基準 5	5 - 1 - 1 -	履修要項等（教養教育規則集（教養教育案内）取得単位数（各学部学生便覧））
	5 - 1 - 2 -	教養教育の基本方針（教養教育マニュアル）
	5 - 1 - 3 -	代表的な研究活動と、その成果の授業内容への反映例
	5 - 1 - 3 -	中期計画（P 9 まで）
	5 - 1 - 4 -	大学コンソーシアムやまがた単位互換一覧・ウェブサイト、単位互換科目の履修について（学生便覧）
		単位互換に関する包括協定書（学生便覧）
		単位互換実施に関する覚え書き（学生便覧）
		単位互換実施に関する内規（山形大学）（学生便覧）
	5 - 1 - 4 -	外部試験の成果の認定（教養教育案内 P 18）
	5 - 1 - 4 -	学部・大学院一貫教育制度について（工学部学生便覧 P 9）
	5 - 1 - 5 -	YU サポートシステム
	5 - 1 - 5 -	履修上の注意事項（教養教育案内）
	5 - 1 - 5 -	進級条件（教養教育案内）
	5 - 1 - 6 -	工学部 B コース授業時間割表・学生便覧（B コース）
	5 - 2 - 1 -	山形大学シラバス 2006 教養教育（抜粋）
	5 - 2 - 2 -	シラバスに係る学生のアンケート等（教養教育改善充実特別事業報告書）
	5 - 2 - 3 -	図書館利用案内・ウェブサイト
	5 - 2 - 3 -	マルチメディア室利用マニュアル（教養教育案内）
	5 - 2 - 3 -	新入生の学習マニュアル（抜粋）
	5 - 2 - 3 -	補習授業について（工学部）
	5 - 3 - 1 -	成績評価（教養教育マニュアル）
	5 - 3 - 1 -	学部別卒業要件（各学部学生便覧）
	5 - 3 - 1 -	学位規則第二章・別表
	5 - 3 - 2 -	教養教育科目の単位修得率（教養教育科目の履修状況）

	5 - 3 - 2 -	各学部の卒業判定教授会議事録
	5 - 4 - 1 -	各研究科履修要項等（履修方法等、授業科目抜粋）
	5 - 4 - 1 -	各研究科講義時間割（各研究科抜粋）
	5 - 4 - 2 -	科目の概要抜粋（授業内容の概要（各研究科履修要項）等）
	5 - 4 - 3 -	代表的な研究活動と、その成果の授業内容への反映例
	5 - 4 - 3 -	教材に用いたテキスト・プリント例
	5 - 4 - 4 -	各研究科履修要項等
	5 - 4 - 5 -	社会人受入れのための教育方法の特例措置に関する内規
	5 - 4 - 5 -	山形大学医学系研究科看護学専攻入試要項
	5 - 4 - 5 -	ものづくり技術経営工学専攻履修要項等（ものづくり技術経営工学専攻の概要・ウェブサイト、授業科目等（各研究科履修要項））
	5 - 4 - 5 -	山形大学長期履修学生に関する規則
	5 - 5 - 2 -	修士課程・博士前期課程シラバス、ウェブサイト
	5 - 6 - 1 -	履修方法（指導教員）（各研究科履修要項）
	5 - 6 - 1 -	履修方法（指導教員グループ）（各研究科履修要項）
	5 - 6 - 2 -	「看護学専攻における研究指導に関わる問題の対処に関する申し合わせ」
	5 - 6 - 2 -	T A ・ R A の採用状況
	5 - 6 - 3 -	山形大学学位規則（各研究科便覧）
	5 - 6 - 3 -	学位授与者数
	5 - 7 - 1 -	履修方法（終了要件）（各研究科履修要項）
	5 - 7 - 2 -	各研究科学位審査要項等（各研究科履修要項）
	5 - 7 - 3 -	審査スケジュール（各研究科履修要項）
	5 - 7 - 3 -	学位論文審査のための条件について（各研究科委員会資料）
基準 6	6 - 1 - 1 -	山形大学教養教育の基本方針（教養教育マニュアル P37 ~ P49）
	6 - 1 - 1 -	教養教育改善充実特別事業報告書・ウェブサイト
	6 - 1 - 1 -	山形大学 2006 年度総合案内（抜粋、P3、P12、P13）
	6 - 1 - 1 -	学部・学科等・ウェブサイト（例示）
	6 - 1 - 1 -	専門学部への進級（教養教育科目の履修状況）
	6 - 1 - 1 -	卒業・修了者就職状況表
	6 - 1 - 1 -	認定書等
	6 - 1 - 3 -	学生と教員による授業改善アンケート（教養教育改善充実特別事業報告書 P 169 ~ P 173）
	6 - 1 - 4 -	就職先一覧
	6 - 1 - 5 -	山形大学に関するパーセプション把握調査・結果報告書
基準 7	7 - 1 - 1 -	新入生・各学年及び大学院オリエンテーション関連資料（平成 18 年度）（例示、医学部）
	7 - 1 - 1 -	教養教育オリエンテーション資料
	7 - 1 - 1 -	学習相談室・学習サポートルーム案内（教養教育案内 P21）
	7 - 1 - 1 -	専門・専攻、講座・研究室選択のためのオリエンテーション関連資料
	7 - 1 - 1 -	合宿セミナー関連資料
	7 - 1 - 2 -	オフィスアワー関連資料

	7 - 1 - 2 -	YUサポーターシステム 教員マニュアル(2004年度版冊子P 8まで)
	7 - 1 - 2 -	学生とアドバイザーとの懇談会実施要領(人文学部)
	7 - 1 - 2 -	学習サポート教員一覧
	7 - 1 - 3 -	『学生生活実態調査報告書 2005 - 新しい時代の大学で充実した学生生活を送るために - 』 (P 3まで、 P97 ~ P106)
	7 - 1 - 3 -	学生と教員による授業改善アンケート(教養教育改善充実特別事業報告書 P169 ~ P173)
	7 - 1 - 3 -	あっとおどろく授業改善 - 山形大学実践編
	7 - 1 - 5 -	『外国人留学生ガイドブック』第7章
	7 - 1 - 5 -	チューターマニュアル
	7 - 1 - 5 -	山形大学大学院長期履修学生に関する規則
	7 - 2 - 1 -	学術情報基盤センター利用案内(学生生活ハンドブック)
	7 - 2 - 1 -	附属図書館利用案内等
	7 - 2 - 1 -	マルチメディア室利用マニュアル(教養教育案内)
	7 - 2 - 2 -	学生生活ハンドブック(平成17年度)(P53 ~ P57、 P75 ~ 79) 小白川キャンパスサークル一覧
	7 - 2 - 2 -	学友会規則等
	7 - 3 - 1 -	山形大学学生センター ・ YUサポーターシステム ・ 保健管理センター ・ 学生センター ・ 就職支援室
	7 - 3 - 1 -	『学生生活ハンドブック』(平成18年度版)
	7 - 3 - 1 -	キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規則等(キャンパス・ハラスメントの防止等 に関する規則、キャンパス・ハラスメントの防止等に関するガイドライン、平成18年度キャン パス・ハラスメント相談員名簿)
	7 - 3 - 1 -	アドバイザー名簿
	7 - 3 - 1 -	学務部就職課の活動状況・ウェブサイト
	7 - 3 - 2 -	留学生センター・ウェブサイト
	7 - 3 - 3 -	山形大学に関するパーセプション把握調査・結果報告書等
	7 - 3 - 4 -	日本学生支援機構奨学生の貸与状況(15、16年度)
	7 - 3 - 4 -	地方公共団体・民間等奨学金受給状況(15、16年度)
	7 - 3 - 4 -	山形大学授業料免除選考基準
	7 - 3 - 4 -	授業料免除の選考状況(15、16、17年度)
	7 - 3 - 4 -	山形大学入学料の免除及び徴収猶予規則
	7 - 3 - 4 -	入学料免除実施状況(15、16年度)
	7 - 3 - 4 -	寮別寮生数(18年度)
基準 8	8 - 1 - 1 -	山形大学概要(土地・建物、建物配置図、位置図)
	8 - 1 - 1 -	附属図書館概要 2005
	8 - 1 - 1 -	キャンパスの整備計画
	8 - 1 - 1 -	施設の有効利用に関する規則
	8 - 1 - 2 -	学術情報基盤センター概要(P 3 ~ 6)
	8 - 1 - 2 -	実習室一覧(p c 配置台数)

	8 - 1 - 2 - 8 - 1 - 3 - 8 - 1 - 3 - 8 - 1 - 3 - 8 - 1 - 3 - 8 - 2 - 1 - 8 - 2 - 1 - 8 - 2 - 1 -	附属図書館p c 台数一覧 山形大学学生会館規則等 学生生活ハンドブック抜粋 (各施設の使用手続等の掲載箇所) (P77 ~84) 各施設のパンフレット 安全への手続きの学内ウェブサイトの掲載箇所 オンライン蔵書目録 (O P A C) 他機関情報サービス 附属図書館ウェブサイトのアクセス状況
基準 9	9 - 1 - 1 - 9 - 1 - 1 - 9 - 1 - 1 - 9 - 1 - 2 - 9 - 1 - 2 - 9 - 1 - 3 - 9 - 1 - 3 - 9 - 1 - 5 - 9 - 1 - 5 - 9 - 2 - 1 - 9 - 2 - 1 - 9 - 2 - 1 -	教養教育科目の履修状況等 (目次抜粋) 教養教育改善充実特別事業報告書 (P169 ~ P175) 授業改善アンケート集計結果等 山形大学に関するパーセプション把握調査・結果報告書 『2005 学生生活実態調査報告書』に見る改革に向けた検討課題 「英語特別クラス」について 『教育効果・広報に関するアンケート結果』に見る改革に向けた検討課題 教養教育改善充実特別事業報告書 (P243 ~ P245) あっとおどろく授業改善 - 山形大学実践編 各種ワークショップの実施概要等 授業改善リレーエッセイ・ウェブサイト 技術職員研修関係資料
基準 10	10 - 1 - 1 - 10 - 1 - 1 - 10 - 1 - 2 - 10 - 2 - 1 - 10 - 2 - 1 - 10 - 2 - 1 - 10 - 2 - 1 - 10 - 2 - 2 - 10 - 2 - 3 - 10 - 3 - 1 - 10 - 3 - 2 - 10 - 3 - 2 - 10 - 3 - 2 -	平成 17 事業年度 貸借対照表 償還計画 過去 3 年間の自己収入及び外部資金受入状況 中期計画・平成 18 年度年度計画 第一期中期財政計画について 平成 17・18 年度予算編成方針、平成 16 年度予算学内配分要領 情報公開法第 22 条に規定する情報・ウェブサイト 平成 17 事業年度損益計算書 平成 18 年度予算学内配分 官報公告 (抜粋) 監事監査規則・監査計画、内部監査規則・監査計画 会計監査人監査計画 監事・内部監査・会計監査人監査報告書
基準 11	11 - 1 - 1 - 11 - 1 - 1 - 11 - 1 - 1 - 11 - 1 - 1 - 11 - 1 - 2 - 11 - 1 - 3 -	役員会規則等 (役員会規則、理事の業務分担) 教育研究評議会規則等 (教育研究評議会規則、学部長会議規則) 事務職員配置表等 事務協議会規則 これからの 2 年間の山形大学の行動指針 (マニフェスト) 学生生活実態調査

11 - 1 - 3 -	山形大学に関するパーセプション把握調査・結果報告書
11 - 1 - 3 -	学外有識者との懇談会次第等
11 - 1 - 4 -	監事監査報告書等
11 - 1 - 5 -	各種研修参加人数一覧
11 - 1 - 5 -	ジョブローテーション検討グループの検討結果
11 - 2 - 1 -	中期目標、学長選考規則等
11 - 2 - 2 -	山形大学情報データベースシステム・ウェブサイト等
11 - 3 - 1 -	基本構想委員会規則等
11 - 3 - 1 -	ISO9001:2000認定証写し、JABEE認定証写し
11 - 3 - 2 -	山形大学における点検・評価・ウェブサイト
11 - 3 - 3 -	各学部外部評価報告書等
11 - 3 - 4 -	各種調査等に見る改革に向けた検討課題

東京農工大学

目 次

認証評価結果	2-(5)-3
基準ごとの評価	2-(5)-4
基準1 大学の目的	2-(5)-4
基準2 教育研究組織（実施体制）	2-(5)-6
基準3 教員及び教育支援者	2-(5)-9
基準4 学生の受入	2-(5)-12
基準5 教育内容及び方法	2-(5)-15
基準6 教育の成果	2-(5)-25
基準7 学生支援等	2-(5)-27
基準8 施設・設備	2-(5)-30
基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	2-(5)-32
基準10 財務	2-(5)-35
基準11 管理運営	2-(5)-37
意見の申立て及びその対応	2-(5)-40
<参 考>	2-(5)-41
現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(5)-43
目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(5)-44
自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(5)-46
自己評価書等リンク先	2-(5)-53
自己評価書に添付された資料一覧	2-(5)-54

認証評価結果

東京農工大学は、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

当該大学の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

大学の基本理念が「MORE SENSE（使命志向型教育研究 - 美しい地球持続のための全学的努力として -）」と表現されているとともに、「地球をまわそう。MORE SENSE! 農工大」というキャッチフレーズを掲げているなど、大学の目的の周知を図る取組が積極的に行われている。

全学的な視点から教育及び学生の受入に関する研究、企画及び調整を行う大学教育センターが設置されている。

大学の知的財産の創造、保護及び活用を総合的に促進する産官学連携・知的財産センターが設置されている。

テニユア・トラック制度の導入、男女共同参画推進室の設置及び「男女共同参画推進ポリシー」の作成など、若手研究者の育成や男女共同参画の推進が積極的に行われている。

農学部では、農場・演習林等を活用した各種フィールドワーク型授業、工学部では、ものづくりの実験・実習が展開されている。

文部科学省 21 世紀 COE プログラム（プログラム名：「ナノ未来材料」、「新エネルギー・物質代謝と生存科学の構築（経済性・安全性を主眼とした農工融合型物質エネルギー代謝と生存科学体系の構築）」）の研究内容は、「COE 特別講義」、「COE 国際コミュニケーション」の授業に反映されている。

技術経営研究科では、3～4 回分の授業をまとめた「モジュール」と呼ばれる単位ごとに達成度を確認しながら、授業を進める方式がとられている。

平成 17 年度に「ビデオ教材による技術リスク教育の高度化」が文部科学省「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」に採択されている。また、平成 18 年度に「MOT 協議会における教育推進プログラム」が文部科学省「法科大学院等専門職大学院教育推進プログラム」に採択されている。

定例 FD セミナー、新任教員のためのセミナー及びベスト・ティーチャー表彰制度の受賞教員による講演会の開催など、大学教育センターを中心に学内の FD 活動が活発に行われている。

当該大学の主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

大学院の多くの課程では、入学定員超過率が高い状況が見られる。

オンラインジャーナルについては、さらに充実してほしいという要望が見られる。

基準ごとの評価

基準 1 大学の目的

- 1 - 1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1 - 2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準 1 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1 - 1 - 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

大学の目的は、国立大学法人東京農工大学学則第 1 条に「学術の理論及び応用を教授研究し、真理と平和を希求する教養豊かな人材を育成するとともに、社会・環境と調和した科学技術の進展に寄与し、教育研究の推進を通じて人類の生存と繁栄、美しい地球の持続及び文化の進展に貢献することをその目的及び使命とする。」と定められている。

また、平成 13 年度には、大学の基本理念において「従来の農学と工学の 2 つの科学技術系領域を基本とし、産業技術とそれに関連する諸分野を対象とした教育・研究を推進し、それを通じて、人類の生存・繁栄と美しい地球の持続を実現する」と定められ、それは「MORE SENSE : Mission Oriented Research and Education giving Synergy in Endeavors toward a Sustainable Earth (使命志向型教育研究 - 美しい地球持続のための全学的努力として -)」と表現されている。この基本理念は、大学ウェブサイトに掲載されているほか、東京農工大学憲章、中期目標、大学概要及び学生便覧等に記載されている。

さらに、大学の目的をより具体的にするため、各学部・学府等において教育目的・教育目標が定められているとともに、各学科・専攻ごとに教育目的・養成する人材像等が定められている。

これらのことから、大学の目的が明確に定められていると判断する。

- 1 - 1 - 目的が、学校教育法第 52 条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学の目的は、学則第 1 条及び基本理念に定められている。また、学部の目的については、学則第 82 条において「本学の目的及び使命に則り、学部は、農学及び工学に関する学術の基盤及び教養を授け、社会の要請に応える課題探求能力を養うことを目的とする。」と定められている。

これらの目的は、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的から外れるものではないと判断する。

- 1 - 1 - 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第 65 条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学院の目的は、学則第 44 条の 2 において「本学の目的及び使命に則り、大学院は、農学、工学及び融合領域における学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、科学技術の高度化及び学際化に対応し、独創性と実行力を備え、高度の専門能力、確かな研究能力及び教育能力を持つ職業人、研究者又は教育者の育成を目的とする。」と定められている。

また、学則には、修士課程の目的が「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。」(第45条)と定められ、博士課程の目的が「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基盤となる豊かな学識を養うことを目的とする。」(第46条)と定められている。さらに、専門職学位課程の目的が「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。」(第46条の2)と定められている。

これらの目的は、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものではないと判断する。

1-2- 目的が、大学の構成員(教職員及び学生)に周知されているか。

教職員には、大学の基本理念が記載されている『東京農工大学概要』が配布されている。また、学生には、大学の基本理念等が記載されている『学生便覧』及び『履修案内』が新入生オリエンテーションの際に配布されている。これらは、大学ウェブサイトにおいても閲覧できるようになっている。

さらに、平成17年度からの「UP農工大」プロジェクトの一環として、基本理念の内容を表現した「MORE SENSE」を活かしたロゴタイプ、スローガンの募集活動が全学的に展開されている。また、平成18年度からは、循環型社会の構築に貢献する姿勢をより明確に示すため、「地球をまわそう。MORE SENSE! 農工大」というキャッチフレーズが掲げられている。これらの取組も構成員に対する目的の周知に寄与している。

これらのことから、目的が大学の構成員に周知されていると判断する。

1-2- 目的が、社会に広く公表されているか。

大学の基本理念及び各学部・学府の教育目的等は、大学ウェブサイトに掲載されている。また、これらの目的が記載された『大学案内』が、農学部及び工学部で年2回実施されている大学説明会において受験生に配布されているほか、オープンキャンパス等においても高校生及び保護者等に配布されている。

これらのことから、目的が社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

大学の基本理念が「MORE SENSE(使命志向型教育研究-美しい地球持続のための全学的努力として-)」と表現されているとともに、「地球をまわそう。MORE SENSE! 農工大」というキャッチフレーズを掲げているなど、大学の目的の周知を図る取組が積極的に行われている。

基準2 教育研究組織（実施体制）

- 2 - 1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2 - 2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 2 - 1 - 学部及びその学科の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

学士課程は、農学部及び工学部の2学部から構成されている。

また、農学と工学の2分野及びその融合分野における多様で広範な専門的知識が身に付けられるように、農学部には生物生産学科、応用生物科学科、環境資源科学科、地域生態システム学科及び獣医学科の5学科、工学部に生命工学科、応用分子化学科、有機材料化学科、化学システム工学科、機械システム工学科、物理システム工学科、電気電子工学科及び情報工学科の8学科が、各学部の教育目的・教育目標に沿って設置されている。

農学部では、農学府（修士課程）でより多様で専門的な専攻に接続されている。また、工学部では、化学系の学科が工学府（博士前期課程）で一つの専攻に接続されており、それぞれ特徴がある。

これらのことから、学部及びその学科の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

- 2 - 1 - 学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成が学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

- 2 - 1 - 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

教養教育については、その円滑な開講・実施のため、大学教育委員会、大学教育センター等が担当教員の配置、教育内容に関する調整等を行い、全教員がいずれかの教養科目に登録する「全学出動体制」により実施されている。

この全学出動体制では、各科目区分（人文社会科学科目、自然科学科目（数学）等）の関連科目を主として担当する教員群を配置している学科を実施責任学科に充てるとともに、両学部の連携を図るため、他方の学部に連絡調整学科が設けられ、教養教育の実施責任を明確にしている。なお、基礎ゼミ及び総合科目については、各学部・学科が責任を持って実施することになっている。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

- 2 - 1 - 研究科及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院課程では、学生のみが所属する教育組織である農学府、工学府及び生物システム応用科学府に加え、連合農学研究科、技術経営研究科及び岐阜大学大学院連合獣医学研究科が設置されている。

農学府、工学府及び連合農学研究科は、密接に学部及びそれぞれの学科と連携している一方、農学及び工学の融合分野の教育を目指す生物システム応用科学府、MOT（技術経営）の専門職大学院として技術経営研究科があり、農学、工学及びそれらの融合分野における多様な教育研究分野について、高度な教育研究の指導が実施できる構成となっている。

農学府では、有機的な教育研究分野の組み合わせに基づき、多様な専攻が設置されている。また工学府では、化学系の学科を融合した応用化学専攻（博士前期課程）、博士前期課程の電気・電子及び情報系を融合した電子情報工学専攻（博士後期課程）が設置されており、それぞれ特徴がある。

これらのことから、学府・研究科及びそれぞれの専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2 - 1 - 研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成が大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

平成 16 年度の再編及びその後の改組により、従来の教育研究組織は教育組織と研究組織に分離され、また、研究組織については、当該大学のすべての研究分野が 2 拠点及び 8 部門に編成され、これらの拠点・部門から構成される「共生科学技術研究院」が単一の研究組織として設置されている。

ほとんどの教員は、共生科学技術研究院に所属し、教育組織である各学部・学府等を兼務する形をとっている。

共生科学技術研究院の設置により、農学、工学、理学及び人文社会科学を横断した広い視野からの共同研究を促進しているほか、学生のみが所属する教育組織である各学部・学府においては、専攻等の枠組みを超えた教員の「全学出動体制」により、柔軟かつ多様な教育課程の編成を円滑にしている。

これらのことから、研究科及び専攻以外の基本的組織である共生科学技術研究院の構成は、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2 - 1 - 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2 - 1 - 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学の目的を達成するため、全学的なセンター・施設として、全学的な視点から教育及び学生の受入に関する研究、企画及び調整を行う大学教育センター、知的財産の創造、保護及び活用を総合的に促進する産官学連携・知的財産センター、図書館、保健管理センター、遺伝子組換え技術の習得等が可能な遺伝子実験施設、分析・計測機器等を集中させた機器分析センター、留学生センター、IT 基盤の整備・管理運用等を行う総合情報メディアセンターが設置されている。

これらのことから、センター等の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2 - 2 - 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

国立大学法人法の定めるところにより、教育研究に係る重要事項を審議する組織として教育研究評議会が設置されている。また、各部局においては、教育研究評議会からの委任事項及び当該部局の教育研究に関する重要事項を審議するため、教授会及び運営委員会が設置されている。

これらの教育研究評議会、教授会及び運営委員会には、運営規程等が整備されており、教員選考、学生の入退学及び卒業認定等の教育活動に係る重要事項の審議が行われている。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2 - 2 - 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

全学的立場から教育課程や教育方法等を検討するため、全学計画評価委員会の教育部会の下に大学教育委員会等が設置されている。大学教育委員会は、全学的な教育課程等に関する事項を所掌しており、平成16年度には、大学教育委員会の下に教養教育運営小委員会、教職課程小委員会及びe-ラーニング推進小委員会が設置され、それぞれ教育課程や教育方法等に関する専門的な事項を所掌している（なお、教養教育運営小委員会等の一部は、平成18年度から大学教育委員会に統合されている）。

また、各部局には、教育委員会及び学務委員会等の教育課程等に関する事項を検討する委員会が設置されている。

これらの大学教育委員会等の各種委員会は、所要の回数が開催され、それぞれが所掌する事項について実質的な検討が行われている。

なお、平成18年度の新カリキュラムの検討に当たっては、大学教育委員会等において審議する前に、教育研究評議会の下に設置された教育改革検討委員会が従前のカリキュラムの課題等の抽出・分析を行い、新カリキュラムの基本設計を行っている。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われているとは判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

全学的な視点から教育及び学生の受入に関する研究、企画及び調整を行う大学教育センターが設置されている。

大学の知的財産の創造、保護及び活用を総合的に促進する産官学連携・知的財産センターが設置されている。

<p>基準3 教員及び教育支援者</p> <p>3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。</p> <p>3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。</p> <p>3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。</p> <p>3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。</p>

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<p>3-1- 教員組織編成のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされているか。</p>
--

教育研究評議会における審議を踏まえ、平成16年度に「教育職員人事に関する基本方針」及び「全学採用計画」が決定され、各部局では、本方針等に基づき、選考方針及び採用計画を策定している。

各教員は、これらの方針等に沿って計画的に採用・配置され、教員組織が編成されている。また、平成15年度からの「教育力・研究力向上のための全学的措置」により、全学から21人の教員枠が確保され、平成17年度までに13人の教員が農学部の獣医学科、大学教育センター及び技術経営研究科(専門職大学院)に配置されている。

ほとんどの教員は、単一の研究組織である「共生科学技術研究院」に所属し、教育組織である各学部・学府等を兼務する形をとっている。

これらのことから、教員組織編成のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされていると判断する。

<p>3-1- 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。</p>

教員については、大学の目的に基づいた「教育職員人事に関する基本方針」、「全学採用計画」及び各部局の選考方針等に沿って、適切な採用と昇任が実施され、各学部・学府等の授業を担当している。また、非常勤講師については、「非常勤講師時間数の取り扱いについて」等に基づき、必要に応じて採用され、各学部・学府等の授業を担当している。

各学部に配置されている教員は、農学部が291人(常勤128人、非常勤講師163人)、工学部が421人(常勤186人、非常勤講師235人)となっている。

これらのことから、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されていると判断する。

<p>3-1- 学士課程において、必要な専任教員が確保されているか。</p>
--

各学部の専任教員は、農学部が128人(教授59人、助教授51人、講師8人、助手10人)、工学部が186人(教授76人、助教授56人、講師10人、助手44人)となっている。

農学部の獣医学科では、主要科目55科目のうち、12科目が非常勤講師の担当となっているが、ほかの12学科では、主要科目のほとんどが専任教員の担当となっている。

これらのことから、必要な専任教員が確保されていると判断する。

3 - 1 - 大学院課程（専門職大学院課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

各学府及び研究科の研究指導教員及び研究指導補助教員は、農学府（修士課程）が106人（研究指導教員101人、研究指導補助教員5人）、工学府（博士前期課程）が145人（研究指導教員99人、研究指導補助教員46人）、工学府（博士後期課程）が138人（研究指導教員98人、研究指導補助教員40人）、生物システム応用科学府（博士前期・後期課程）が23人（研究指導教員18人、研究指導補助教員5人）、連合農学研究所が225人（研究指導教員160人、研究指導補助教員65人）となっている。

これらのことから、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されていると判断する。

3 - 1 - 専門職大学院課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

技術経営研究科の専任教員数は、16人（教授13人、助教授3人）となっている。そのうち、実務家教員は、8人となっている。

これらのことから、必要な専任教員が確保されていると判断する。

3 - 1 - 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別構成のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

公募制を活用するとともに、任期制を徐々に拡充している。民間企業等の経験者も採用され、各学部・学府等に配置されている。また、若手研究者の自立を支援するため、一定期間の間に研究者としての資質・能力等が高いと認められた場合には、その期間後もポストが与えられるテニュア・トラック制度が平成18年度から導入されている。当該大学のテニュア・トラック制度は、平成18年度に22人の若手研究者を国際公募で採用する計画となっており、訪問調査時において、そのうち10人が採用・配置されていることを確認している。

女性教員については、男性教員との比率が低い状況ではあるが、学内の男女共同参画を推進するため、男女共同参画推進室を設置するとともに、「男女共同参画推進ポリシー」を作成しているなど積極的な取組が見られる。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3 - 2 - 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用及び昇任の基準は、「国立大学法人東京農工大学職員採用・昇任規程」及び各部局の選考・資格審査に係る規程等に明確に定められている。これらの規程等に従って、各部局の教授会及び運営委員会において採用及び昇任の審査が実施されており、また、書類選考だけでなく、模擬授業等を実施するなど教育研究上の指導能力の評価が実施されている。

これらのことから、教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用されていると判断する。

3 - 2 - 教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、機能しているか。

大学の中期目標・中期計画及び自己点検・評価等に係る事項を一元的に所掌する組織として、全学計画評価委員会及び全学自己点検・評価小委員会が設置され、その活動の一環として教員の教育研究等の多面的な活動を定期的に評価する体制の検討等が行われている。

また、大学教育センターでは、教員及び学生への授業評価アンケートを実施しているほか、「成績評価・期末試験実施報告」の結果に基づき、成績評価の分析・チェックを行っている。

工学府においては、教育方法等の改善のために、平成 11 年度から授業方法等が優秀な教員を表彰するベスト・ティーチャー表彰制度が実施されている。また、生物システム応用科学府においても、同様の表彰制度が平成 18 年度から実施されている。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、機能していると判断する。

3 - 3 - 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

当該大学の自己評価書に示されている代表的な事例によると、各教員の研究活動及び主な研究業績等と担当している授業科目の内容には関連性が見られることから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3 - 4 - 大学において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

大学の教育活動を支援するために、事務職員及び技術職員が各部局及び各センター等に適切に配置されている。また、実験の準備・指導等の教育補助のため、平成 17 年度には、大学院課程の学生 764 人がTAとして採用されている。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

平成 15 年度からの「教育力・研究力向上のための全学的措置」によって、全学から 21 人の教員枠が確保され、平成 17 年度までに 13 人の教員が戦略的に配置されている。

テニユア・トラック制度の導入、男女共同参画推進室の設置及び「男女共同参画推進ポリシー」の作成など、若手研究者の育成や男女共同参画の推進が積極的に行われている。

工学府及び生物システム応用科学府では、授業方法等が優秀な教員を表彰するベスト・ティーチャー表彰制度が実施されている。

基準4 学生の受入

- 4 - 1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4 - 2 アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4 - 3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 4 - 1 - 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されているか。

学士課程のアドミッション・ポリシーについては、学部共通で「自然や科学技術に関心を持ち、常に自己を啓発し、実行力に優れ、社会で活躍することを目指す学生を国内外から広く受け入れます。」と定められ、さらに学部ごとに定められている。

また、大学院課程のアドミッション・ポリシーについても、大学院共通で「高度な専門的・学際的知識の習得と知の開拓に強い意志を持ち、最新の科学技術の展開に関心を持ち、実践的に行動する意欲を持った学生を国内外から広く受け入れます。」と定められ、さらに学府・研究科ごとに定められている。

これらのアドミッション・ポリシーは、大学ウェブサイト及び学生募集要項等に掲載されるとともに、オープンキャンパス及び学部説明会等において、高校生及び保護者等に対する周知が図られている。

これらのことから、アドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

- 4 - 2 - アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

学士課程では、大学入試センター試験で理科2科目、数学2科目を課すなどアドミッション・ポリシーに定められている「自然や科学技術に関心を持つ学生」を受け入れようとしている。また、国際性に配慮するため、一般選抜の個別学力検査において英語が設けられ、農学部（前期日程）と工学部では必須科目となっている。

さらに、一般選抜（後期日程）の個別学力検査において、工学部では、解答の正誤だけでなく、解答を導く過程も評価する総合科目が置かれており、農学部では、外国語（英語）に代えて小論文を選択できるように配慮されているなど、各学部のアドミッション・ポリシーに適合した多様な学生を受け入れようとしている。

大学院課程についても、農学府において筆記試験（外国語、専門科目）のほか、研究計画に関する口述試験の実施、技術経営研究科（専門職大学院）において「技術経営」に関する小論文・口述試験による選抜方法の採用など、アドミッション・ポリシーに沿った学生を受け入れようとしている。

これらのことから、アドミッション・ポリシーに沿って、適切な学生の受入方法が採用され、実質的に機能していると判断する。

- 4 - 2 - アドミッション・ポリシーにおいて、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

学士課程では、「自然や科学技術に関心を持ち、常に自己を啓発し、実行力に優れ、社会で活躍することを旨とする学生を国内外から広く受け入れます。」とのアドミッション・ポリシーに沿って、私費外国人留学生特別選抜、社会人特別選抜、第3年次編入学選抜、帰国子女特別選抜が実施されており、また、自然科学系科目、英語及び面接等を組み合わせた選抜方法で多方面から人材を確保するよう努めている。

また、大学院課程では、留学生に配慮した秋季入学試験及び社会人特別選抜が実施されている。

これらのことから、アドミッション・ポリシーに応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4 - 2 - 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

学士課程の入学者選抜では、入学試験委員会をはじめとして、学力検査小委員会及び査読小委員会等の組織が整備され、入学者選抜に係る基本方針等の作成、試験問題の作成、試験の実施及び採点、合格者の決定までが適切に実施されている。

また、一般選抜の個別学力検査においては、学部1年生を試験問題モニター員として配置し、試験開始30分前から試験問題を解答させているほか、試験終了後、外部業者委託（予備校など）による入試問題・解答のチェックが実施されているなど出題ミスの早期発見・防止等に努めている。また、出題ミス等があった場合には、大学ウェブサイト等に速やかに公表することとしている。

大学院課程の入学者選抜については、基本的に学士課程に準じて実施されている。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4 - 2 - アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜を充実させるため、大学教育センター、入学者選抜方法研究小委員会（工学府・工学部）及び入試制度等研究委員会（農学府・農学部）等が連携・協力し、AO入試の導入についての審議等が行われている。

また、入学者選抜方法研究小委員会（工学府・工学部）では、「高校で履修した理科科目と大学での理科科目受講の際の支障の程度」等について検証し、その結果を入試問題の作成に活用している。

これらのことから、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っていると判断する。

4 - 3 - 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合にはこれを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

学士課程の過去5年間の入学定員に対する実入学者数の充足率は、農学部が平均1.12倍、工学部が平均1.08倍となっている。

また、修士（博士前期）課程では、農学府が平均1.29倍、工学府が平均1.37倍、生物システム応用科学府が平均1.48倍となっている。博士（博士後期）課程では、工学府が0.77～1.91倍、生物システム応用科学府が平均1.03倍、連合農学研究科が1.20～2.79倍となっている。なお、平成17年度から学生の受入を開始した技術経営研究科（専門職学位課程）は、平成17・18年度の平均が1.25倍となっている。

これらのことから、入学定員と実入学者数との関係がおおむね適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

大学院の多くの課程では、入学定員超過率が高い状況が見られる。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5 - 1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5 - 2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5 - 3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5 - 4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5 - 5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5 - 6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5 - 7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専門職大学院課程)

- 5 - 8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5 - 9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。
- 5 - 10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5 - 11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

< 学士課程 >

5 - 1 - 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置（例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）され、教育課程の体系性が確保されているか。

学士課程では、「教養科目」及び「専門科目」の2区分から教育課程が編成されている。

「教養科目」については、「分野別科目」（人文社会科学科目等）に加えて、高校教育から大学教育への移行を図ることを目的とした少人数クラス方式の「基礎ゼミ」、現代社会の諸問題に対して総合的に判断し、対応できる能力を養う「総合科目」、国際化に備えた「リテラシー科目」などが、いわゆる「くさび型」に配置されている。

「専門科目」については、各学部・学科の教育目的・教育目標に沿って、基礎的な科目が1～2年次、より専門的な科目が3～4年次に配置されている。また、教養科目と専門科目の有機的な接続に配慮した「基礎・専門教養科目」が1～2年次に配置されているなど、全体としてくさび型に編成されている。

なお、現在の教育課程は、従来の教育課程について教育改革検討委員会による全学的な自己点検・評価の結果を踏まえ、平成18年度から改善されたものとなっている。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程の体系性が確保されていると判断する。

5 - 1 - 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

基礎ゼミ、総合科目及び分野別科目等の「教養科目」の授業内容は、専門の如何を問わず大学生として学ぶべき普遍的教養や市民的教養の涵養等の目的に沿ったものとなっている。

「専門科目」のうち「基礎・専門教養科目」は、くさび型の教育課程編成の趣旨から「教養教育と専門教育の有機的連携による円滑な専門教育への導入」という役割を果たしている。

また「学科専門科目」は、各学部・学科の教育の目的等に応じて、講義、実験、実習及び演習を通じて、専門性を身に付けることのできる授業内容となっている。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5 - 1 - 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したのものとなっているか。

ほとんどの教員は、原則として単一の研究組織である「共生科学技術研究院」に所属しながら、各学部を兼務する形をとっており、関連する学問分野の研究活動の成果等に基づき、講義、実験、演習及び実習を担当している。この方式により、教員は、専門分野の研究活動の成果だけでなく、広範な基礎的学問分野に関する知見を授業内容へ反映させやすくなっている。

これらのことから、授業の内容が、研究活動の成果を反映したのものになっていると判断する。

5 - 1 - 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育）の実施、編入学への配慮、修士（博士前期）課程教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

社会からの要請に対応するため、「食の安全」、「環境保全」、「生態系保護」及び「エネルギー問題」等に関する科目が配置されている。

学士課程教育と修士（博士前期）課程教育との連携を図るため、学部学生と大学院生共通のセミナーが行われているほか、成績が優秀で大学院への進学意欲のある4年生に対して、大学院で開講されている授業を履修可能としている。また、最新の学術発展の動向に関して、多くの特別講義等が開講されている。

このほか、他学部の開講科目の履修単位認定、他大学との単位互換の推進、インターンシップの実施、補習教育や入学前教育の実施とともに、編入学生については、高大連携体験教室への参加及び期末試験後の補習授業などきめ細かな対応が行われており、幅広い学生のニーズに応えている。

また、産官学連携・知的財産センターや技術経営研究科が設置されていることから、所属教員の協力により、特許等の知的財産権、起業家育成及び技術者倫理に関する授業が提供されている。

これらのことから、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

5 - 1 - 単位の実質化への配慮がなされているか。

単位の実質化を図る取組として、GPA（Grade Point Average）制度、履修登録単位数の上限を定めたCAP制度が導入されている。CAP制度については、全学的に1学期当たりの単位上限が原則として26単位に統一され（成績優秀者に認定された場合には、次学期は30～34単位まで履修可能）、平成18年度の新カリキュラムから実施されている。

また、履修案内にGPA制度及びCAP制度の導入の趣旨を記載し、趣旨の周知徹底を図るなど適切な履修指導が実施されている。さらに、単位の実質化を促進するため、予習・復習の喚起が行われている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5 - 1 - 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

該当なし

5 - 2 - 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用、TAの活用等が考えられる。）

教養科目の授業形態は、講義形式が主体であるが、少人数対話型の基礎ゼミが実施され、分野別科目のクラスが100人以下、リテラシー科目のクラスが原則30人以下に編成されており、学習効果の向上を図っている。

専門科目の授業形態は、各学部・学科の教育目的及び特徴等に応じて、相応数の実験・実習・演習科目を講義科目と組み合わせている。

学習指導法における工夫については、基礎ゼミに代表される少人数授業・対話討論型の授業を重視した取組、情報機器の活用、多数のTA（764人）の活用、さらに農場・演習林等を活用した各種フィールド型授業や機械工場を活用したものづくりの実習・実験の展開など、教育効果を上げる努力が見られる。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5 - 2 - 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

各学部のシラバスは、全学共通のフォーマットにより、授業概要、授業内容、テキスト・参考書、成績評価の方法等の10項目について作成されている。また、あらゆるシラバス情報を検索できる「シラバスデータベースシステム」が整備され、インターネット環境の下、図書館等の学内の施設だけでなく、学外からのアクセスも可能となっている。さらに、ポスター等により積極的に学生にシラバスの活用を呼びかける一方、「シラバス作成ガイドライン」を教員に配布して、分かりやすいシラバスの作成・更新を指示するなど、その質・量両面の改善を目指した結果、シラバスを活用する学生が増えている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5 - 2 - 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

自主学習への配慮については、教室、リフレッシュコーナー及びPC教室等が学生に開放されている。また、基礎学力が不足している学生、帰国子女及び社会人編入生に対する補習授業、留学生に対する日本語の補習教育等が行われている。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5 - 2 - 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5 - 3 - 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

学則第 29 条及び各学部の履修案内において、成績評価や単位認定の基準が定められている。成績評価は、S (100~90 点)、A (89~80 点)、B (79~70 点)、C (69~60 点)、D (59 点以下) の 5 段階評価とし、C 以上を合格としている。また、これらの成績評価や単位認定の基準は、大学ウェブサイトに掲載されているほか、1 年次のオリエンテーション時に周知が図られている。

各科目の具体的な成績評価方法については、シラバスに記載することにより周知が図られている。

卒業認定基準については、学則第 98 条に定められ、学生便覧、各学部履修案内及び大学ウェブサイト等に掲載されている。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5 - 3 - 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

成績評価及び単位認定は、各学部において、学則、履修案内及びシラバス等に記載された成績評価基準・方法に基づき、試験、レポート及び授業への出席状況等を総合して、S・A・B・C・D の 5 段階評価が行われている。また、「2005 年前期成績評価・期末試験実施報告」によると、ほとんどの授業科目において、シラバスに記載された成績評価方法に基づき、成績評価が実施されていることが分かる。

卒業認定については、卒業認定基準に基づき、各学部の教授会等において行われている。

これらのことから、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5 - 3 - 成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。

成績評価等の正確性を担保するため、学期ごとに成績確認期間が設定されている。学生は、成績評価に異議がある場合、この期間内に担当教員、又は学生サポートセンターに申し出ることができる。申し出を受けた担当教員は、修正が必要な場合には措置を講じているほか、確認した結果を学生に伝えている。

これらのことから、成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられていると判断する。

<大学院課程>

5 - 4 - 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。

学則に定められている大学院、修士課程及び博士課程の目的、各学府における教育目的等に基づき、修士（博士前期）課程では、それぞれの専攻において講義科目と論文研究等のための科目、専門分野と関連分野の科目のバランスがとられ、全般にわたって体系的に編成されている。

博士後期課程では、修士（博士前期）課程に比べ、論文作成等のための科目の比率が大きくなっている。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっていると判断する。

5 - 4 - 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

各学府及び研究科においては、学部専門科目と連携する高度な専門教育の実施、課題探求・解決能力の育成、異なった研究分野への理解力の涵養等の教育課程の編成の趣旨に即して、各専攻で編成された教育課程に基づき、講義科目、実験・実習及びセミナー等を組み合わせ、適切な内容の授業が配置されている。

工学府では、科学特論、フロンティア特論、COE 特別講義及び COE 国際コミュニケーション等の先端的、

学際的、あるいは国際的な科目が配置されている。また、生物システム応用科学府では、博士前期課程に起業科目（アントレプレナー特論）が配置されているなど、各学府及び研究科ごとに特徴が見られる。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5 - 4 - 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したのとなっているか。

教員の研究活動と授業内容の間には関連性があり、各学府の専門性に応じて研究活動の成果が授業内容に反映されている。特に、文部科学省 21 世紀 COE プログラム（プログラム名：「ナノ未来材料」、「新エネルギー・物質代謝と生存科学の構築（経済性・安全性を主眼とした農工融合型物質エネルギー代謝と生存科学体系の構築）」）については、関連科目の「COE 特別講義」等の授業に反映されている。

これらのことから、授業の内容が、研究活動の成果を反映したのとなっていると判断する。

5 - 4 - 単位の実質化への配慮がなされているか。

各学府の単位の实質化への配慮として、予習・復習を促すためにシラバスが作成され、コースツリーが提示されている。また、各専攻のオリエンテーション、授業開始時において履修指導が行われている。

これらのことから、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5 - 4 - 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

該当なし

5 - 5 - 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。）

講義、実験・演習及びセミナー等の授業形態の割合は、各学府の課程ごとに違いはあるが、講義形式による当該専門分野の基礎、実験演習・セミナー等を通じて、学生の主体性を引き出す授業等のバランスは適切なものとなっている。

実験・演習及びセミナーでは、マンツーマンの教育として、教員と学生との相互コミュニケーションにより学生の能力を引き出すことが可能となっている。

このほか、生物システム応用科学府では、合同セミナーを設け、学生全員がプレゼンテーションを行うことで、分野を越えた議論ができるように配慮されているなど、学習指導方法の工夫については、各学府に特徴が見られる。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5 - 5 - 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

各学府のシラバスは、学生に配布されているとともに、大学ウェブサイトに掲載されている。

また、学生にシラバスを活用させるため、1年次当初及び専攻ごとに開催しているオリエンテーション等で履修指導が行われており、シラバスを活用している学生が徐々に増加している。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5 - 5 - 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5 - 6 - 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。

大学院課程では、主指導教員 1 人及び副指導教員 1 ~ 2 人による複数指導体制となっている。

修士（博士前期）課程では、研究活動の進捗状況等の発表会が実施されているほか、学生は、在学中に研究成果を専門分野の学会等で発表している。

また、博士後期課程では、二つの文部科学省 21 世紀 COE プログラム（プログラム名：「ナノ未来材料」、「新エネルギー・物質代謝と生存科学の構築（経済性・安全性を主眼とした農工融合型物質エネルギー代謝と生存科学体系の構築）」）の推進にかかわる研究をはじめとして、様々な先進的な教育研究が行われているほか、博士論文以外のテーマについて文献等の資料による調査・研究を行う「特別計画研究」が行われている。これらの研究成果は、関連する学会・国際会議で発表され、学会誌等に掲載されている。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われていると判断する。

5 - 6 - 研究指導に対する適切な取組（例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、T A・R A（リサーチ・アシスタント）としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練等が考えられる。）が行われているか。

大学院課程では、複数の教員による研究指導体制が整備されており、例えば、学生は、研究題目や研究計画を指導教員とともに綿密に検討、立案し、研究題目届を提出している。

工学府では、博士後期課程の学生を企業等に 3 ヶ月程度派遣し、派遣先の研究者等と共同で研究指導を行い、「特別計画研究」として単位の認定が可能な「派遣型高度人材育成プログラム」が創設されている。また、農学府では、J I C A（国際協力機構）等を通じて海外で研究活動等を行うことが奨励されている。

このほか、大学院課程の学生の約 40%が T A として採用され、また博士（博士後期）課程の学生の約 12%が R A として採用されており、教育研究活動の補助に充たらせることにより、学生自身の研究能力及び指導能力の向上が図られている。T A の採用に当たっては、大学教育センターで研修が行われている。

これらのことから、研究指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5 - 6 - 学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。

大学院課程では、研究題目の決定から学位論文の作成に至るまで、学生 1 人に対して主指導教員 1 人と副指導教員 1 ~ 2 人の教員による複数指導体制がとられており、きめの細かい指導ができる少人数体制となっている。

また、論文作成までの期間中に、論文執筆の方法やプレゼンテーション技法等に関する指導が行われている。さらに、研究の進捗状況や方向性については、中間発表等で確認され、必要に応じて指導が行われている。

これらのことから、学位論文に係る指導体制が整備され、機能していると判断する。

5 - 7 - 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

学則第 29 条において成績評価基準が定められている。成績評価は、S (100~90 点)、A (89~80 点)、B (79~70 点)、C (69~60 点)、D (59 点以下) の 5 段階評価とし、C 以上を合格としている。

また、これらの成績評価基準及び単位認定基準は、各学府の履修案内等に記載されているとともに、大学ウェブサイトに掲載されている。具体的な成績評価方法については、シラバスに明示されている。

修了認定基準については、学則第 72~74 条に定められており、学生便覧、履修案内等に記載されている。また、入学時のオリエンテーション等で学生に説明されているとともに、大学ウェブサイトに掲載されている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5 - 7 - 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

成績評価については、学則第 29 条に基づき、各教員は、シラバスに記載した成績評価方法に従って、成績評価・単位認定を行っている。なお、連合農学研究科では、単位制の授業を課していないため、成績評価に代えて「研究状況報告書」を学生に提出させている。

修了認定は、学則第 72~74 条に基づき、各学府等の教授会において行われている。論文審査については、3 人の審査委員による審査と最終試験等が行われている。

これらのことから、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5 - 7 - 学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。

大学院生に対して、学位論文を提出する義務が学則に規定されており、その提出時期及び審査方法等については、学位規程及び各学府の教育規則に定められている。

修士（博士前期）課程では、修士論文について、教授会等で選出された主査及び 2 人の副査の審査委員が論文審査を行っている。各専攻では、修士論文の発表会及び最終試験が行われ、論文審査の結果と併せて教授会等で審議・承認されている。

博士（博士後期）課程では、博士論文についての審査委員会が設置され、提出された論文の審査、公表論文等の精査が行われるとともに、博士論文の発表会が行われ、これらの結果に基づき、教授会等で審議・承認されている。

これらのことから、学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能していると判断する。

5 - 7 - 成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。

大学院生は、成績評価に異議がある場合、成績確認期間に担当教員、又は学生サポートセンターに申し出ることができる。申し出を受けた教員は、修正が必要な場合には措置を講じるほか、確認した結果を学生に伝えることとなっている。

これらのことから、成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられていると判断する。

< 専門職大学院課程 >

5 - 8 - 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されているか。

MOT（技術経営）の専門職大学院である技術経営研究科は、技術リスクを予見し最小化する知見とスキルを持つ人材を育成することを教育目的としている。

この教育目的に沿って、教育課程は、合理的な経営能力及び管理能力の土台を築く「基礎科目」、先端技術を教育する先端産業創出分野、知的財産・工業標準分野、経営戦略分野及び技術管理分野からなる「応用科目」、それらで得た知識を総合的に実践する場である「プロジェクト研究」から構成されている。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されていると判断する。

5 - 8 - 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

教育目的の達成のため、機械、情報、バイオ・ナノ材料及び環境分野等の先端産業分野に関する様々な内容の授業が配置され、学生が将来のキャリア・パスに沿って講義を選ぶことができるようになっている。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5 - 8 - 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したのとなっているか。

産業界との共同研究や大学発ベンチャーの企業運営の実績を有する教員、企業経営の現場における実績が豊富な実務家教員及び著名なコンサルタント・経営者などの客員教員は、教育目的に沿って、その経験・実績と知見等に基づき授業を行っている。

これらのことから、授業の内容が、教員の様々な実績を反映したのとなっていると判断する。

5 - 8 - 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該研究科の修了要件である2年以上の在学と46単位以上の修得という履修要件を達成させるため、学生のキャリア・パスと志望に沿った履修モデルが提示されているほか、履修オリエンテーションやアドバイザー制度などによりきめ細かい履修指導が行われている。

また、自己学習施設やe-ラーニングシステムが整備され、自主的な学習が可能な環境も提供されている。さらに、3～4回分の授業をまとめた「モジュール」と呼ばれる単位ごとに達成度を確認しながら、授業を進めるという方式がとられている。

これらのことから、単位の实質化への配慮はなされていると判断する。

5 - 8 - 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

平日の授業を6時限以降（18時15分から）に設定するなど、社会人学生に配慮した時間割が設定されているほか、「遠隔講義システム」及び予習・復習用に講義資料の閲覧等が可能な「講義支援システム」が整備され、e-ラーニングが積極的に活用されている。これらの取組により、固定の場所や時間帯等にとられないフレキシブルな学習環境が学生に提供されている。

これらのことから、課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされていると判断する。

5 - 9 - 教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものになっているか。

MOTの専門職大学院として当該研究科を設置するに当たって、企業等へのアンケートの結果から、技術リスクマネジメントを理解するためには、基本的な知識及びリスクマネジメントの意義等の基礎的な知見の習得が必要であるという企業等のニーズを把握し、「確率・統計」、「企業経営論」、「リスク評価」等の基礎科目を配置することで、それらのニーズを教育課程及び教育内容に反映している。

これらのことから、教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものになっていると判断する。

5 - 10 - 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。)

教育目的の達成に向けて、基礎科目及び応用科目では、演習やケーススタディを取り入れた実践重視の授業が行われている。また、「プロジェクト研究」においては、ビジネスプランの作成やケーススタディ、フィールドスタディ等の実践的な学習指導が行われている。これらの教育指導は、少人数になるよう配慮されている。

平成 17 年度には、文部科学省「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」に「ビデオ教材による技術リスク教育の高度化」が採択され、さらに、平成 18 年度には、文部科学省「法科大学院等専門職大学院教育推進プログラム」に「MOT協議会における教育推進プログラム」が採択されている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5 - 10 - 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスには、学生が履修計画を立てる際のガイドラインとして必要な情報が記載されている。

学生には、オリエンテーション等においてシラバスの内容が説明されているほか、その活用についても指導が行われている。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5 - 10 - 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業(添削等による指導を含む。)放送授業、面接授業(スクーリングを含む。)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5 - 11 - 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

成績評価基準については、学則第 66 条の 3 に予め学生に明示することが定められており、教育規則等に 5 段階評価(S・A・B・C・D)で行うことが定められ、S・A・B・Cを合格としている。また、成績評価・単位認定は、モジュールごとに学習の達成度をレポートや演習等で評価し、60%以上の理解度を示していると判定した場合に、当該モジュールの成績を可とし、最終的な総合評価は、各モジュールの成績の可の数と期末試験の成績をもとに 5 段階評価することとなっている。

修了認定基準については、学則第 74 条の 2 に定められている。

これらの成績評価基準及び修了認定基準等は、オリエンテーションで説明されるとともに、大学ウェブサイト等に掲載されている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5 - 11 - 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

成績評価は、モジュールごとの学習の達成度をレポート等で評価し、各モジュールの成績と期末試験の結果をもとに、成績評価基準に基づき、5段階評価で実施されている。また、教員に対する評点基準講習が定期的に行われている。

修了認定は、修了認定基準に基づいた教授会の議と研究科長の認証を経て、学長が行うこととしている（ただし、当該研究科は平成17年度開設のため、修了生が出るのは、平成18年度末からとなる）。

これらのことから、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5 - 11 - 成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。

学生が成績内容に疑問がある場合には、当該科目の担当教員に成績の確認を依頼することが可能である。また、成績評価の資料を保管しており、修正が必要な場合は、迅速に適切な措置を講ずることとしている。

これらのことから、成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

農学部では、農場・演習林等を活用した各種フィールドワーク型授業、工学部では、ものづくりの実験・実習が展開されている。

文部科学省21世紀COEプログラム（プログラム名：「ナノ未来材料」、「新エネルギー・物質代謝と生存科学の構築（経済性・安全性を主眼とした農工融合型物質エネルギー代謝と生存科学体系の構築）」）の研究内容は、「COE特別講義」、「COE国際コミュニケーション」の授業に反映されている。

「派遣型高度人材育成プログラム」では、博士後期課程の学生を企業等に派遣し、企業の研究者等と共同で研究指導が行われている。また、派遣された学生は、「特別計画研究」の単位修得が可能となっている。

技術経営研究科では、3～4回分の授業をまとめた「モジュール」と呼ばれる単位ごとに達成度を確認しながら、授業を進める方式がとられている。

平成17年度に「ビデオ教材による技術リスキ教育の高度化」が文部科学省「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」に採択されている。また、平成18年度に「MOT協議会における教育推進プログラム」が文部科学省「法科大学院等専門職大学院教育推進プログラム」に採択されている。

基準6 教育の成果

6 - 1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6 - 1 - 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

大学、大学院、各学部・学科及び各学府（研究科）・専攻ごとの特徴に応じて、学生が身に付けるべき学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が、大学・大学院等の目的（学則）、基本理念及び各学部・学府等の教育目的・教育目標等において明らかにされている。

これらの方針は、学部学生及び大学院生に対して、入学時ガイダンス、オリエンテーション等において明示されている。

教育の成果・効果の達成状況については、大学教育センター及び大学教育委員会が中心となって、学生への授業評価アンケート、教員自身による授業評価アンケート、「成績評価・試験実施報告」の分析、卒業（修了）生に対するアンケートなど多様な手段を用いて、調査・検証が行われている。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされ、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6 - 1 - 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位取得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

学士課程については、単位の取得率が、全学で約88%であり、所定の年限で卒業した者の割合（卒業率）が、全学で約82%となっている（平成17年度）。

平成13～17年度の学会発表件数は、農学部が年間平均182件、工学部で年間平均376件となっており、学術論文として公表されている論文もある。

また例年、中学校・高等学校の教育職員免許や学芸員のほか、獣医師や電気主任技術者等の資格を取得する学生がいる。なお、獣医師免許国家試験の合格率は、過去5年間の平均で約91%となっている。

大学院課程については、学位の取得率が、修士（博士前期）課程全体で約91%、博士（博士後期）課程全体で約94%となっている（平成17年度）。また、優れた学会発表などに与えられる各種コンペティション等の受賞件数は、年間平均で約24件となっている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6 - 1 - 学生の授業評価結果等から見て、大学が編成した教育課程を通じて、大学の意図する教育の効果があつたと学生自身が判断しているか。

大学教育センターでは、学生による授業評価アンケートを実施しており、「授業が有意義だったか」という設問に対して、1～5の5段階評価で学士課程全体が3.65、大学院課程全体が3.94という評価が得られている（平成17年度）。

また、平成17年度の学生生活実態調査における「本学への満足度」という設問に対しては、学部学生の76.8%が「満足」あるいは「ほぼ満足」と回答し、大学院生の85.2%が「満足」あるいは「ほぼ満足」と回答している。

これらのことから、教育の効果が上がっていると判断する。

6-1-1 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

学士課程の卒業生が大学院に進学する割合は、農学部51.5%、工学部65.1%となっており、修士（博士前期）課程の修了生が上位の教育課程に進学する割合は、11.2%となっている（平成17年度）。特に、博士後期課程進学者数の約9割は、当該大学の博士前期課程の修了生となっている。

卒業（修了）生の就職状況については、進学者を除き、学士課程の卒業生の75.9%、修士（博士前期）課程の修了生の93.1%が就職している（平成17年度）。また、博士（博士後期）課程では、75.9%の修了生が就職している（平成17年度、連合農学研究科を除く）。

農学部及び農学府では、サービス業、官公庁、食品関係の就職先が多く、工学部、工学府及び生物システム応用科学府では、運輸・通信業、電気機器、化学工業等の就職先が多くなっている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-1 卒業（修了）生や、就職先等の関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しているか。また、その結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成17年3月に行われた卒業後5年の卒業生及び卒業（修了）後10年の卒業（修了）生を対象としたアンケートでは、在学時に受けた教育に関する意見聴取が行われている。

アンケートの結果、「総合的に見て入学して良かったか」という設問に対して、1～5の5段階評価でほぼ4.0という回答が得られており、大学での学習や経験を総合的に高く評価していることが分かる。

これらのことから、在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しており、その結果から、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

基準7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-1 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

学士課程・大学院課程では、共に授業科目の選択及び専門・専攻の選択のために、シラバス及びコースツリー等が整備されている。

また、年度当初には、原則として履修のガイダンスが行われており、特に新生に対しては、学部・大学院全体のガイダンスに加え、学科・専攻ごとの詳細な説明も行われている。さらに、学士課程では、クラス担任を配置し、学生からの履修相談に対応している。

専門科目における研究室選択のための情報提供については、教員のプロフィール等が掲載された『教育と研究』などを通じて、教員のプロフィール及び教育研究の内容等の紹介が行われている。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-1 学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定等が考えられる。）が適切に行われているか。

学習支援に係る取組として、学士課程では、学習面のみならず幅広く指導・助言を行うクラス担任制が導入されている。また、オフィスアワーの設定、メールによる学習相談などの相談体制が整備されており、訪問調査時の面談によると、学生は、クラス担任の教員等に学習に関する相談をしていることが窺える。

これらのことから、学習相談、助言が適切に行われていると判断する。

7-1-1 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

学生のニーズを把握するため、学士課程では、クラス担任を通じて直接的な意見・要望等を把握するとともに、学生による授業評価アンケートの自由記述欄、学生生活実態調査のアンケート、全学学生大会で出された要望等を活用している。

また、大学院課程では、学長と大学院生との懇談会が開催され、施設設備、授業及び学習環境等について意見交換が行われている。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-1-1 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-1 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）への学習支援が適切に行われているか。

留学生に対しては、チューターの配置、日本語や日本事情の教育が実施され、社会人（編入学生を含む）学生に対しては、e-ラーニングシステムによる支援が行われている。また、高等専門学校からの編入学生に対しては、既修単位の認定が行われている。

また、障害のある学生、心身のケアを必要とする学生等特別な学習支援を必要とする学生に対しては、必要とする支援の内容に応じて、学科の教育委員、クラス担任及び保健管理センター等により所要の対応が行われている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への学習支援が適切に行われていると判断する。

7-2-2 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

自主的な学習環境として図書館、総合情報メディアセンター及びオープンスペース（建物ごと）等が整備されている。また、学生の自習のため、講義室が開放されている。ただし、図書館の開館時間については、月～金曜日が8時45分から19時45分（試験期間等：8時45分から20時45分、長期休業日等：8時45分から17時）、土曜日が12時30分から16時30分となっているが、開館時間の延長を希望する学生も多い。

また、e-ラーニングを推進するため、両キャンパスには、e-ラーニング受講室が整備されている。

これらのことから、自主的学習環境が整備され、利用されていると判断する。

7-2-2 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

サークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるようにするため、サークル棟・合宿研修施設の新設・改修等の環境整備、サークルのリーダーに対する研修の実施、予算補助及び表彰、サークルの顧問教員による教育研究活動の中での配慮など、積極的な支援が行われていることから、支援が適切に行われていると判断する。

7-3-3 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。

学生生活委員、クラス担任及び留学生センター教員と連携しながら、学生サポートセンターが様々な相談に応じる体制がとられている。相談の内容に応じて、学生相談室、保健管理センター、進路・就職相談室において対応が行われているほか、セクシャル・ハラスメント相談員及びハラスメント防止・対策委員会の設置など各種ハラスメントの相談体制も整備されている。

これらのことから、必要な相談・助言体制が整備され、機能していると判断する。

7-3-3 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等が適切に行われているか。

留学生に対しては、チューター制度の設定、小金井国際交流会館の学生室等の住居の提供、地域ボランティアとの交流の場の提供など積極的な支援が進められている。

障害のある学生に対しては、スロープ、自動ドアの設置などバリアフリー環境の整備が進められている。さらに、災害被災者の子女に対しては、授業料免除の措置を講じるなど応急的な支援が行われている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への生活支援等が適切に行われていると判断する。

7 - 3 - 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

学生生活実態調査をはじめとするさまざまなアンケート調査、また、役員と学生との懇談会、クラス担任と学生との意見交換などを通じて、学生の生活支援に関するニーズの把握に努めていることから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7 - 3 - 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

日本学生支援機構のほか、実吉奨学会など各種財団等による外部の奨学金制度が活用されており、平成17年度については、日本学生支援機構から学部学生210人、大学院生311人、その他各種財団等からは学部学生9人、大学院生3人が奨学金を受けている。また、平成18年度には、博士後期課程の学生を対象とした当該大学独自の奨学金制度が創設されている。

また、授業料免除に関しては、半額免除の占める割合を増やすことにより免除の対象者を拡大し、また、災害被災者子女に対する免除枠を設定するなどの取組が行われている。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

図書館の開館時間については、延長を希望する学生が多い。

基準 8 施設・設備

- 8 - 1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8 - 2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8 - 1 - 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。

大学の校地面積は、府中キャンパスが 273,765 m²、小金井キャンパスが 159,838 m²となっており、校舎面積は、府中キャンパスが 67,444 m²、小金井キャンパスが 93,521 m²となっている。

講義室については、府中キャンパスに 40 室、小金井キャンパスに 45 室が整備されており、また、実験・実習室については、府中キャンパスに 172 室、小金井キャンパスに 349 室が整備され、演習室は、府中キャンパスに 25 室、小金井キャンパスに 26 室が整備されている。

図書館については、キャンパスごとに整備されており、また、自主的な学習に利用できるように、自習室及びグループ学習室が整備されている。また、両キャンパスには、総合情報メディアセンターの管理の下、PC 教室が整備されている。

附属施設については、農学部には、附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター（農場及び演習林）、附属家畜病院及び附属硬蛋白質利用研究施設、工学部には、附属機械工場及び附属繊維博物館が整備されている。

平成 17 年度の学生生活実態調査における「講義室など教育環境は、どう思いますか。」という設問に対しては、学部学生の 67.0%、大学院生の 76.3%が「満足している」という回答が得られている。

また、当該大学では、耐震診断調査等の結果に基づき、緊急度の高い箇所を中心に予算の配分を行っているほか、計画的に学内の施設等の改修を進めるため、平成 18 年度から「キャンパスマスタープラン」及び「キャンパス・アメニティ総合整備計画」が策定されている。

これらのことから、施設・設備が整備され、有効に活用されていると判断する。

- 8 - 1 - 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

当該大学は、学術情報ネットワーク（SINET）のネットワーク拠点となっており、情報ネットワークは、学外との接続速度の高速化が図られるとともに、小金井・府中の両キャンパス間が光ファイバーで結ばれ、キャンパス内はギガネットワークによる高速かつ高品質な基幹ネットワークが構築されている。

研究室等には、情報コンセントが備え付けられるとともに、各キャンパス内には 100 台以上のアクセスポイントが設置され、無線 LAN のサービスが提供されている。

また、ネットワークの保守契約による適切なメンテナンスが実施されているほか、情報セキュリティポリシーの策定、ファイアウォールシステム等のセキュリティ管理も行われている。さらにe-ラーニング受講室の整備などe-ラーニング環境も整備されている。

これらのことから、情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されていると判断する。

8 - 1 - 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

各施設・設備についての運用方針は明確に規定されている。大学の構成員に対して、利用申請手続きをはじめ、施設・設備を利用するための「利用案内・手引」及び各種関係資料が配布されているほか、大学ウェブサイトに掲載することで周知が図られている。

特に学生には、『学生便覧』や施設・整備等を利用する際の『安全マニュアル』の配布等により、学生生活、教育研究を行う上で必要な施設、設備の利用方法等について周知が図られている。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されていると判断する。

8 - 2 - 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

府中・小金井の両キャンパスの図書館では、図書約495,000冊、雑誌約12,000タイトルが利用できるほか、学内のウェブサイトで各種電子ジャーナル及び各種データベースへのアクセスが可能となっている。

図書等の資料は、図書館職員の支援を受けて、図書委員会が教職員の意見や教育課程に応じて系統的に整備しており、さらに学生が希望する図書等を整備する制度がある。

平成17年度の利用状況は、両キャンパスの図書館で約304,000人が入館し、貸出図書は約80,000冊となっている。また、平成17年度の「学生生活実態調査報告書」によると、図書館を「よく利用する」と回答した学生は、全体の34.5%となっている。なお、オンラインジャーナルについては、さらに充実してほしいという要望が見られる。

これらのことから、オンラインジャーナルについては、さらに充実してほしいという要望が見られるが、教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

研究室等には、情報コンセントを備え付けられるとともに、各キャンパス内には100台以上のアクセスポイントが設置され、無線LANのサービスが提供されている。全体として、自由に情報ネットワークが利用できるモバイル環境が提供されている。

【改善を要する点】

オンラインジャーナルについては、さらに充実してほしいという要望が見られる。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。

9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準9を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1- 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

平成12年度より大学活動に係るデータ・資料等の収集及び蓄積が開始されており、平成16年度には、大学教育センターが発足されるとともに、学内情報化の推進のために学術情報チーム等が再編され、情報の収集、蓄積及び管理の体制が整備されている。

また、大学情報委員会では、教員の教育活動を含む各種の大学情報システム間の整理・統合を検討し、教職員活動データベース、学務情報システム等を連携させたデータベースの整備を推進している。

これらのことから、教育活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1- 学生の意見の聴取(例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。)が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

教育改革検討委員会、全学自己点検・評価小委員会等では、大学教育センターが中心となって定期的に実施している「学生による授業評価アンケート」、学生生活委員会が実施している「学生生活実態調査」及び「学長と学生との懇談会」における意見聴取等の結果から、カリキュラムの課題等を自己点検・評価に反映している。また、学生による授業評価アンケート及び学生生活実態調査の結果については、各項目の回答について、全学的な傾向等の分析が行われている。

これらのことから、学生の意見の聴取が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1- 学外関係者(例えば、卒業(修了)生、就職先等の関係者等が考えられる。)の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

平成17年3月に、卒業後5年の卒業生及び卒業(修了)後10年の卒業生・修了生を対象にアンケート調査が実施され、在学時に受けた教育に関する意見が聴取されている。また、大学評価・学位授与機構の平成14年度分野別教育評価(農学系)実施の際に、卒業生、就職先の関係者等から必要とするデータ、資料が収集されている。これらの結果は、教育改革検討委員会、全学自己点検・評価小委員会等における自己点検・評価に反映されている。

なお、大学教育センターでは、平成18年度に雇用主に対するアンケート調査を計画している。

これらのことから、学外関係者の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9 - 1 - 評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しや教員組織の構成への反映等、具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

教育改革検討委員会では、従前のカリキュラムの課題等について見直しを行った上で、平成 18 年度の新カリキュラム導入に向けての検討を行い、新カリキュラムの基本設計を行っている。

また、大学改革検討ワーキング・グループでは、今後の教育研究組織等について見直しを行い、『「中期的な見通しに基づく大学運営のための検討課題」について（中間答申）』を学長に提出している。

これらのことから、評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、具体的かつ継続的な方策が講じられていると判断する。

9 - 1 - 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

学生による授業評価アンケート結果は、全教員の統計的なデータとともに個々の教員へフィードバックされており、また、教授会等を通して担当の教員より内容等の説明が行われている。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、継続的改善を行っていると判断する。

9 - 2 - ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

大学教育センターでは、学生による授業評価アンケートを実施しており、また、その結果を踏まえて、定例 F D セミナーのテーマ設定を行っている。

当該大学の F D（ファカルティ・ディベロップメント）活動は、定例 F D セミナーのほか、新任教員のための F D セミナー、ベスト・ティーチャー表彰制度の受賞教員による講演会等が行われている。

また、「教育改善支援プログラム」（学内 G P）では、教育効果の高い活動や新たな教育活動プロジェクトを学内で選定し、1 件につき最高で 150 万円の助成が行われている。さらに、この成果は、学内 G P 報告会において学内への啓蒙が図られている。

これらのことから、F D について、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されていると判断する。

9 - 2 - ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

大学教育センターが中心となって実施している F D 活動が教育の質の向上や授業の改善に結び付いていることは、『大学教育センターニュース』に掲載されている参加者の感想、F D 活動に参加した教員のアンケートの自由記述欄の内容のほか、学生への授業評価アンケートにおける教育の効果を検証する項目についての評価点の平均（1～5 の 5 段階評価）が、平成 16 年度 3.35（学士課程のみ実施）、平成 17 年度 3.51（学士課程）、3.84（大学院課程）になっていることなどから把握できる。

これらのことから、F D が、教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9 - 2 - 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

事務職員の専門性を高めるため、主として教務・学生担当の事務職員を対象に各種セミナーが実施されている。また、主として教育補助をする技術職員には、職務に関する専門的知識の習得及び技術の発表を通じて、技術職員として必要な能力等の向上を図る研修が実施されている。

TAに対しては、大学教育センター主催の職務全般のTAセミナーが実施されている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切になされていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

定例FDセミナー、新任教員のためのセミナー及びベスト・ティーチャー表彰制度の受賞教員による講演会の開催など、大学教育センターを中心に学内のFD活動が活発に行われている。

「教育改善支援プログラム」では、教育効果の高い活動や新たな教育活動プロジェクトを選定し、1件につき最高で150万円の助成が行われている。また、この成果は、学内GP報告会において学内への啓蒙が図られている。

基準 10 財務

- 10 - 1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10 - 2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10 - 3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10 - 1 - 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 17 年度末現在の資産は、固定資産 92,315,761 千円、流動資産 3,231,028 千円であり、合計 95,546,788 千円である。なお、教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎等の資産を有している。

負債については、固定負債 3,953,042 千円、流動負債 3,353,133 千円であり、合計 7,306,174 千円である。なお、負債については、ほとんどが実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

10 - 1 - 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

経常的収入としては、運営費交付金、学生納付金及び外部資金等で構成されている。

平成 13 年度からの 5 年間ににおける状況から、学生納付金収入は安定して確保されている。また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定して確保されている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10 - 2 - 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

平成 16 年度から平成 21 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、教育研究評議会、経営協議会及び役員会の議を経て、学長により決定されている。これらの計画は大学ウェブサイトで公表されている。

また、毎年度の予算については、予算示達として、部局長を通じ教職員に通知されるとともに、収入支出予算額が大学概要に記載され、関係者に対して公開されている。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10 - 2 - 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成 17 年度において、経常費用 12,304,932 千円、経常収益 12,657,753 千円であり、経常利益 352,821 千円、当期総利益が 322,570 千円となっている。なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10 - 2 - 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

予算配分に当たっては、教育研究評議会及び経営協議会において基本方針等について審議し、役員会で議決した上、学長が当初予算を決定している。また、適宜補正予算を組み、予算配分が行われている。

平成 17 年度においては、運営基盤経費としての教育経費、研究経費等や特別経費としての特別教育研究経費等、教育研究活動に必要な経費を配分している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10 - 3 - 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

法令に基づき、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、6年間一般の閲覧に供しなければならないこととなっている。法令を遵守し、財務諸表について、文部科学大臣の承認を受けた後、財務諸表等を適切な形で公表するとともに、大学ウェブサイトでも公表している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10 - 3 - 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査が行われている。

監事の監査については、監事監査規程等に基づき実施されている。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施されている。

これらの監査報告書は大学ウェブサイトで公表されている。

内部監査については、独立性を持つ監査室を設け、監査室職員が監査を実施し、監査室長が内部監査結果報告を学長等に提出している。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 10 を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11 - 1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11 - 2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11 - 3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 11 - 1 - 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

大学の目的を達成するための管理運営組織として、役員会、教育研究にかかわる重要事項について審議する教育研究評議会、経営にかかわる重要事項について審議する経営協議会等が設置されている。また、各部局には、部局運営に係る重要事項等を審議する教授会、教授会から委任された事項等を審議する運営委員会が設置されている。

これらの組織を支援する事務組織については、教育担当、学術・研究担当、広報・国際担当及び総務担当の4人の理事（副学長）の業務に応じて、学務チーム、計画評価チーム、広報・社会貢献チーム及び総務チーム等の各チームをグループ化したグループ・チーム制が採用され、柔軟な業務運営が可能になっている。また、1年ごとに、この体制が適切に機能しているかについて検証し、必要に応じて見直しが行われている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っており、必要な職員が配置されていると判断する。

- 11 - 1 - 大学の目的を達成するために、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

国立大学法人化により、学長のリーダーシップの下に役員会を中心とする大学運営を行うため、4人の理事をすべて常勤とし、全員が副学長を兼務して業務を遂行する体制がとられている。

また、事務組織は、役員会との乖離をなくし、効率的な業務遂行を可能にするため、4人の理事（副学長）が所掌する業務に応じて、直接事務組織をそれぞれ統括する体制がとられている。

これらのことから、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

- 11 - 1 - 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

「学長と学生代表の懇談会」や各種アンケート調査等で学生及び学外関係者のニーズを定期的に把握し、それらのニーズを管理運営に反映するシステムが整備され、講義室及びトイレ改修等のための目的積立金等の充当、小金井キャンパスのトレーニングルーム整備のための予算措置等が行われている。

また、教職員に対しては、従来の各種会議等を通じての反映にとどまらず、「学長へのひとことカード」というメールボックスにより、直接学長がニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映できる制度の試行運用が開始されている。

これらのことから、学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11 - 1 - 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

常勤監事、非常勤監事がそれぞれ1人ずつ配置されており、業務及び会計を対象とした監査が実施されている。定期監査については、業務監査が毎年度1回、会計監査が毎年度決算時に実施されている。また、監事が必要と認めた場合には、臨時監査が実施されている。

監事は、役員会へ参加しており、業務運営について意見を提言している。また、監事による監査結果は、学長に報告され、TA任用の責任の明確化について監事が提言した結果、大学教育委員会がカリキュラムの編成に応じてTAを任用することになるなど必要な措置が講じられている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11 - 1 - 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

学長、理事等は、各種セミナーやシンポジウム等に参加している。

また、事務職員についても、学務関係の事務職員を対象としたデパートのスタッフによる接客マナーの研修、海外の大学職員との意見交換を含む長期海外語学研修（約1年間）など、組織的に研修が実施されている。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11 - 2 - 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

管理運営の方針は、基本理念等の大学の目的に明記されている。この方針に基づき、学内の諸規則等が整備されている。管理運営にかかわる委員や役員の選考等についても規定されており、大学ウェブサイトにも明確に示されている。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営にかかわる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11 - 2 - 適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

各教職員活動情報の運用管理の効率化を図るため、「教職員活動データベース」を導入し、大学ウェブサイトに掲載することにより、データや情報が蓄積されている。

大学ウェブサイトには、大学の目的、計画及びその他の基本的なデータ等が掲載されており、大学の構成員は、常時アクセスすることが可能となっている。

これらのことから、大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能していると判断する。

11 - 3 - 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価（現状・問題点の把握、改善点の指摘等）を適切に実施できる体制が整備され、機能しているか。

自己点検・評価を所掌する組織として、「全学計画評価委員会」が役員会の下に設置され、その下に、全学的な自己点検・評価を定期的実施する「全学自己点検・評価小委員会」が設置されている。これらの組織によって、平成 17 年度年度計画の進行状況等について自己点検・評価が取りまとめられている。

これらのことから、大学活動の総合的な状況について自己点検・評価を適切に実施できる体制が整備され、機能していると判断する。

11 - 3 - 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

国立大学法人化により各法人に義務付けられている「各事業年度に係る業務の実績に関する報告書」等が、大学ウェブサイトに掲載されており、学内外から閲覧することができるようになっていることから、自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11 - 3 - 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）によって検証する体制が整備され、実施されているか。

過去 5 年間では、自己点検・評価の結果について、外部者によって検証された実績はないが、平成 18 年度に大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価を受けていることから、自己点検・評価の結果について、外部者によって検証する体制が整備され、実施されていると判断する。

11 - 3 - 評価結果が、フィードバックされ、大学の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、機能しているか。

自己点検・評価に基づき、改善を実施するシステムとして、教育面では、全学計画評価委員会の下、教育部会、全学自己点検・評価小委員会及び大学教育委員会等が設置されている。

管理運営面については、全学自己点検・評価小委員会の下、自己点検・評価の結果に基づき、グループ・チーム制の再編、「学長へのひとことカード」の設置等が行われている。また、学生生活実態調査報告書の結果から、音楽サークル棟の改修工事や街灯の増設等キャンパス環境の改善等が図られている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、大学の目的の達成のための改善に結びつけられるシステムが整備され、機能していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 11 を満たしている。」と判断する。

意見の申立て及びその対応

当機構は、評価結果を確定するに当たり、あらかじめ当該大学に対して評価結果(案)を示し、その内容が既に提出されている自己評価書及び根拠資料並びに訪問調査における意見の範囲内で、意見がある場合に申立てを行うよう求めた。

機構では、意見の申立てがあったものに対し、その対応について大学機関別認証評価委員会において審議を行い、必要に応じて修正の上、最終的な評価結果を確定した。

ここでは、当該大学からの申立ての内容とそれへの対応を示している。

申立ての内容	申立てへの対応
<p>基準4 学生の受入</p> <p>【主な改善を要する点】及び【改善を要する点】 「大学院の多くの課程では、入学定員超過率が高い状況が見られる。」</p> <p>【意見】 「大学院の一部では、入学定員超過率が高い状況が見られる。」に修正</p> <p>【理由】 観点4-3- の評価結果(案)では、「入学定員と実入学者数との関係がおおむね適正であると判断する。」としており、その整合性から、上記修正案が妥当であると思われるので、修正願いたい。</p>	<p>【対応】 原文のままとする。</p> <p>【理由】 当該大学は、大学院の多くの課程において入学定員超過率が高い状況が見られるが、学士課程においては、入学定員と実入学者数の関係の適正化が図られている。 このような状況を踏まえ、大学全体としては、「入学定員と実入学者数の関係がおおむね適正である」としている。</p>

< 参 考 >

現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 国立大学法人東京農工大学

(2) 所在地 東京都府中市

(3) 学部等の構成

学 部：農学部、工学部

大学院：共生科学技術研究院、工学府、農学府、
生物システム応用科学府、連合農学研究科、
技術経営研究科

関連施設：大学教育センター、産官学連携・知的
財産センター、図書館、保健管理センター、
学内共同教育研究施設（遺伝子実験施設、
機器分析センター、留学生センター、総合
情報メディアセンター）、附属施設（農学
部附属広域都市圏フィールドサイエンス教
育研究センター、農学部附属家畜病院、農
学部附属硬蛋白質利用研究施設、工学部附
属繊維博物館、工学部附属機械工場）、共
同利用施設（環境管理施設、放射線研究
室）

(4) 学生数及び教員数（平成18年5月1日）

学生数：学部4,124名、大学院1,990名

教職員数：650名（役員、非常勤理事、並
びに非常勤監事、事務職員、技術職員等
を含む）

2 特徴

本学の淵源をたどると、農学部は明治7（1874）年設
立の内務省勸業寮内藤新宿出張所農事修学場をその源とす
る東京高等農林専門学校であり、一方、工学部は明治17
（1884）年設立の農商務省農務局蚕病試験場を源とする東
京高等蚕糸学校である。本学は、戦後の学制改革により、
上記の東京農林専門学校と東京繊維専門学校を母体として、
農学部及び繊維学部（工学部として改組）からなる新制大
学として、昭和24（1949）年に発足した。

以来、本学は産業の基幹となる農業と工業を支える農
学と工学の二つの学問領域を中心として、幅広い関連分野
をも包含した全国でも類を見ない特徴ある科学技術系大学
として、我が国の科学技術の発展に寄与するとともに、産
業界を始め各界に有為の人材を輩出してきた。

そして、時代の社会的要請に応じて幾度かの改組再編
を実施してきたが、平成16年4月の国立大学法人化に伴い、
学部は農学部及び工学部、大学院は共生科学技術研究部、

工学教育部（大学院博士前期・後期課程）、農学教育部
（修士課程）、生物システム応用科学教育部、連合農学研
究科を教育研究上の基本組織とする新たな国立大学法人と
して出発することとなった。

平成17年4月には専門職大学院「技術経営研究科」を
開設した。また、平成18年4月から、大学院組織名の変更
を行い、共生科学技術研究部は「共生科学技術研究院」、
工学教育部は「工学府」、農学教育部は「農学府」、生物
システム応用科学教育部は「生物システム応用科学府」と
各々改称した。なお、工学部情報コミュニケーション工学
科、工学教育部情報コミュニケーション工学専攻を、工学
部情報工学科、工学府情報工学専攻と改称したこともあ
わせて付記する。

本学は、20世紀の社会と科学技術が顕在化させた「持続発展
可能な社会の実現」に向けた課題を正面から受け止め、農学、
工学及びその融合領域における自由な発想に基づく教育研
究を通して、世界の平和と社会や自然環境と調和した科学技
術の進展に貢献するとともに、課題解決とその実現を担う人材
の育成と知の創出に邁進することを基本理念とする。この基本
理念を「使命志向型教育研究 - 美しい地球持続のための全
学的努力」(MORE SENSE: Mission Oriented Research and
Education giving Synergy in Endeavors toward a Sustainable
Earth)として掲げ、自らの存在と役割を明示して、21世紀の人
類が直面している課題の解決に真摯に取り組んでいる。

目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

本学は、広汎な学問領域における急激な知の拡大深化に対応して教育と研究の絶えざる質の向上を図り、20世紀の社会と科学技術が残した「持続発展可能な社会の実現」の課題を正面から受け止め、科学技術系大学院基軸大学として、農学・工学及びその融合領域における使命志向型教育研究を通じて、社会や環境と調和した科学技術の進展に貢献することを目的とする。

使命志向型の科学技術大学として、下記の目標を掲げる。

- 1．知識伝授に加えて、知の開拓能力・課題解決能力の育成を主眼とし、高い倫理性を有する高度専門職業人や研究者を養成する。このためにアドミッション・ポリシーに沿った学生を国内外から幅広く受け入れる。
- 2．入学から卒業までの期間を通して、学習面、健康面、生活・経済面、進路・就職面等の幅広い支援を行う。
- 3．学術の展開や社会的な要請に留意しつつ、自由な発想に基づく創造的研究に加えて、社会との連携により総合的・学際的な研究も活発に展開し、社会的責任を果たす。
- 4．国際性豊かな人材を育成するとともに、教育と研究の両面で国際的な交流・協力を推進し、世界に貢献する。
- 5．教育研究と業務運営の全活動について、目標・計画の立案と遂行状況の点検評価を実施・公表し、開かれた大学として資源活用最適化を図り、全学の組織体制と活動内容の絶えざる改善を行う。
- 6．上記目標を達成するために、必要な組織、施設、情報システム等の教育研究のための基盤を整備するとともに適切な人材配置を進める。

（学士課程・大学院課程等ごとの独自の目的）

【学士課程】

本学は農学及び工学という技術系二分野からなる特徴を活かし、両分野及び融合分野における自然科学の確かな専門知識をもつ人材を育成する。この人材は豊かな教養に基づいた健全な科学的思考や倫理観を持ち、生涯にわたり自己啓発できる能力を身につける必要がある。

このため、

- (1) アドミッション・ポリシーとして、「自然や科学技術に関心を持ち、常に自己を啓発し、実行力に優れ、社会で活躍することを目指す学生を国内外から広く受け入れる。」を掲げる。
- (2) 教養教育と専門教育のバランスを考慮し、講義・演習・実験・実習を体系的に配置し、それらの有機的連携を図るとともに、大学院課程との整合性のあるカリキュラム編成を行う。
- (3) 農学、工学及び融合領域分野における研究の成果を活かした教育を実施し、科学技術者として必要かつ十分な教養・基礎・専門知識を伝授し、実践能力を育成する。
- (4) 履修科目の到達目標、習得項目及び評価方法等をシラバス等に明示するとともに適切なガイダンスを行う。また、厳格な成績評価を行い、単位の実質化を図る。
- (5) 学習意欲の向上と探究心を育成できるように、少人数の授業形態を構築するとともに、学生が自立的に学習できる教育環境を提供する。
- (6) 教育の全活動について、自己点検・評価を実施し、教育活動の絶えざる改善を行う。
- (7) 恵まれた人的及び自然環境を活かし、学生に対して豊かな学習環境とキャンパスライフを提供する。

【大学院課程】

農学、工学及び融合領域における学問の高度化及び学際化に対応し、独創性と実行力を備え、高度の専門能力、確かな研究能力及び教育能力を持つ職業人、研究者又は教育者を育成する。

（博士前期課程・修士課程）博士前期課程・修士課程は、広い視野に立って、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要能力を養う。

（博士後期課程・博士課程）博士後期課程・博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要能力及びその基礎となる豊かな学識を養う。

（専門職学位課程）専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う。

このため、

- (1) アドミッション・ポリシーとして「高度な専門的・学際的知識の習得と知の開拓に強い意志を持ち、最新の科学技術の展開に関心を持ち、実践的に行動する意欲を持った学生を広く国内外から受け入れる。」を掲げる。

- (2) 農学、工学及び融合分野の最新の展開に即応した科目を体系的に配置したカリキュラムを編成するとともに、学際的、国際的素養を身に付けることのできる授業形態を柔軟に採用し、シラバスを充実する。
- (3) 農学、工学及び融合領域分野における研究の成果を活かした高度な教育と研究指導を実施する。
- (4) 学生へのきめ細かい学習指導・研究指導を行い、学習成果を発展させる能力及び確かな研究能力を涵養する。
- (5) 教育研究における社会との連携を通して、社会人としての自覚と自信をもって活躍できる人材を養成する。
- (6) 教育の全活動について、自己点検・評価を実施し、教育活動の絶えざる改善を行う。
- (7) 恵まれた人的及び自然環境を活かし、学生に対して豊かな学習環境とキャンパスライフを提供する。

自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準 1 大学の目的

本学では、平成 13 年度に大学の目的を明確に定めており、その目的は、学校教育法の定めを外れるものではない。また、大学院の目的も同様である。

大学の全教職員及び全学生に対して、本学の目的を記載した大学概要及び学生便覧等を配布し、Web 上に掲載することによって、周知している。また、社会にも広く公表し、学内外における周知の効果を把握しながら、積極的な情報発信を行い、その周知に努めている。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

学士課程において、農学部 5 学科、工学部 8 学科を設置し、教育目的を達成するのに適した教育組織を整備しており、その構成は適切なものとなっている。

教養教育については、大学教育委員会、教養教育運営小委員会等の教育課程を編成し検討する委員会を整備しており、全教員がいずれかの教養科目に登録する「全学出勤体制」により、これを実施している。

大学院課程において、工学府博士前期課程 6 専攻、博士後期課程 4 専攻、農学府修士課程 9 専攻、生物システム応用科学府博士前期課程 1 専攻、博士後期課程 1 専攻、連合農学研究科博士課程 3 専攻、技術経営研究科専門職学位課程 1 専攻を設置している。各学府、研究科、専攻に教育目的を達成するに適した教育組織を整備しており、その構成は適切なものとなっている。

研究科、専攻以外の基本的組織として、本学の目的を達成するために、研究組織として共生科学技術研究院を設置している。その構成は適切なものであり、大学院基軸大学を目指す取組として優れている。

本学に設置している各センター及び施設等は、本学の目的を達成する上で適切な構成となっている。特に大学教育センターは本学の教育活動に主体的にかかわっており、優れた構成となっている。

教育研究評議会、教授会、部局運営委員会等は、教員選考、卒業認定等の重要事項を審議しており、教育に係る必要な活動を行っている。

教育課程や教育方法等を検討する教育改革検討委員会、大学教育委員会、部局教育委員会等の組織を整備しており、その構成は適切であり、必要な回数の会議を開催し、教育に係る実質的な活動を行っている。

基準 3 教員及び教育支援者

平成 16 年度から、教員人事（選考）に関する基本方針等を確定し、教員組織を編成している。また、平成 15 年度から中期的な編成方針を定め、全学から 21 名の教員枠を確保・運用して、「教育力・研究力向上のための全学的措置」を実施している。

大学の目的及び教員組織編成方針に沿って、適切な採用と昇任を実施し教育組織に編成しており、非常勤講師を含めて、教育課程を遂行するのに必要な教員を確保している。また、大学の目的に沿って、教員選考及び教員資格審査を実施しており、法令に従って必要な専任教員、研究指導員等を確保している。

公募制を活用し、任期制を計画的に導入している。教員組織の年齢構成はバランスがとれ、民間企業等経験者を含めて、教員を適切に採用、配置している。女性教員の採用についても「男女共同参画推進室」を設置するなど若手研究者の育成とともに積極的に取り組んでいる。

教育研究組織の編成の基本方針、採用基準及び昇格基準を明確に定めており、採用及び昇任時には、教育研究上の指導能力の評価を適切に実施している。

本学における計画と評価を一元的に所掌する組織として、全学計画評価委員会及び全学的な自己点検・評価小

委員会を設置している。教育評価については、大学教育センターにおいて、授業評価アンケートや「成績報告・期末試験報告書」に基づく分析・チェックを実施している。教員の定期的な評価についても組織的に検討している。なお、平成 11 年度から、教育方法等の改善のために「教育褒賞制度」(BT 賞)を実施している。

各教員における研究活動と担当授業科目の内容には関連性があり、教育の目的を達成するための基礎として、教員は教育内容等と関連のある研究活動を行っている。

教育課程を展開するに必要な事務職員、技術職員等の教育支援者を適切に配置しているほか、実験補助等の教育補助者として、TA を活用している。教育支援者を配置するだけでなく、充実した教育支援のために、SD 研修及び TA 研修を企画・実施している。

基準 4 学生の受入

大学の目的に沿ったアドミッション・ポリシーを明確に定めている。その周知・広報のために、大学教育センターのアドミッション部門、広報・社会貢献委員会、入学試験委員会等が連携・協力して、Web 等で公表するとともに、オープン・キャンパスや学部説明会等の多様な取組を行っている。また、Web による周知の効果についてはアクセス数により把握している。

アドミッション・ポリシーに即した学生の受け入れを推進するため、大学入試センター試験においては、自然や科学技術に関心を持ち、国際性豊かで語学力に優れた学生を適切に選抜できるようにしている。

私費外国人留学生特別選抜、社会人特別選抜、第 3 年次編入学選抜、帰国子女特別選抜を実施し、多方面から優秀な人材を確保している。

入学者選抜に係る実施計画等の作成、試験問題の作成、試験の実施、試験の採点、合格者の決定まで、入学試験委員会等による適切な実施体制の下で、入学者選抜を公正に実施している。また、査読制度や試験問題モニター制度は、出題ミス等の防止に効果をあげている。

入学者受け入れ方策を充実させるため、大学教育センター、入学者選抜方法研究小委員会等が連携協力して、現在の学生受け入れ方策を検証し、今後の入学者選抜方法改善のための提言を行っている。

過去 5 年間の入学定員超過率は、学士課程の場合 1.10、大学院博士前期(修士)課程入学の場合 1.36、大学院博士後期(博士)課程の場合 1.37 となっており、入学定員と実入学者数との関係は適正である。

基準 5 教育内容及び方法

学士課程

授業科目は、教養教育と専門教育のバランス、必修科目と選択科目のバランスなどに配慮した配置となっている。教育目的に沿って、教養科目、専門科目、基礎・専門教養科目を有機的に配置するなど、全体としてくさび形の体系的な編成を行っている。各科目の内容は、教育目的に応じ、講義、実験、実習、演習を通して専門性を身につける特徴ある科目配置としている。また、内容は、各教員の研究活動の成果を反映したものになっている。さらに、社会の要請に対応して、安全・安心・環境に配慮した教育課程を編成している。

平成 15 年度から GPA 制度及び CAP 制度を導入し、平成 17 年度には 1 学期当りの単位上限を全学的に 26 単位に統一し、平成 18 年度カリキュラムから実施している。また、単位の実質化を促進するため、履修指導により、予習・復習の喚起等を行っている。

各科目における授業形態は、各学部の教育目的及び特徴に応じて、実験・実習・演習科目を講義と効果的に組み合わせ、バランスの良い配置となっている。学習指導法における工夫としては、基礎ゼミに代表される少人数授業・対話討論型授業を重視して実施しており、学生側の評価も高い。また、情報機器等を適切に活用しているほか、効果的な TA の配置を行っている。

シラバスは、授業について必要な情報を網羅した全学共通のフォーマットで作成しており、その運用体制も整備している。学生にシラバスの利用を呼びかけ、その質・量両面の改善を目指した結果、活用するとした学生が増加した。しかし、今後、さらなる活用促進を図る必要がある。

自主ゼミ、自主学習会等の活動に対して支援する取組を組織的に行っている。また、施設設備面については、図書館及び総合情報メディアセンター等において、自主学習がしやすい環境を整備し、基礎学力不足への学生への配慮として補習教育等も行っている。平成 18 年度カリキュラムから、eラーニングシステムによるリメディアル教育を実施する計画である。

学則及び各学部教育規則で、成績評価基準や卒業認定基準を定めており、学生便覧及び学部履修案内に明記するとともに、1 年次のオリエンテーション時に周知している。また、各科目の成績評価方法の詳細はシラバスに記載することにより周知に努めている。各学部において、シラバスに記載した評価方法により、試験、レポート及び授業への出席状況等を総合して 5 段階評価を行っている。卒業の認定は各学部教授会等の議を経て、厳格に行っている。成績評価に対する学生の異議申し立ては、担当教員が責任をもって対応しており、成績確認期間を設定し、成績評価等の正確性を担保するための措置を講じている。

大学院課程

各学府における教育目的に基づき、講義科目と論文研究等の科目、さらに専門分野と関連分野の科目をバランスよく配置している。学会発表、論文発表など活発に研究成果を挙げており、教育課程は学問分野等からの期待に応えるものとなっている。各学府及び研究科において、その編成の趣旨に沿って、講義科目、実験、実習、セミナー等を効率的に組み合わせて授業体系を組んでいる。各教員の研究活動は、授業内容との間に関連があり、研究活動の成果を授業内容に反映している。特に、「21 世紀 COE プログラム」を実施しており、関連開講科目の授業内容に研究成果を反映している。

各学府は、予習・復習を実施するようにシラバスを整備し、コースツリーを提示して履修指導を行うなど、単位の実質化への配慮を行っている。

講義・実験演習・セミナー等の割合は学府ごとに違いはあるが、講義形態による当該専門分野の基礎から、実験演習等による応用までの広範な学習指導を行っている。実験実習・セミナーを通して学生の主体性を引き出すために、授業形態をバランス良く配置している。実験実習・セミナーはマンツーマン教育であるため、教員と学生との相互コミュニケーションによって学生の能力を引き出す教育効果を上げている。

シラバスは、その内容を 1 年次当初のオリエンテーションで配布し周知している。この結果、シラバスの活用が若干増加した。今後、さらなる活用促進を図る必要がある。

研究指導は、複数教員の指導体制のもとで適切に行っており、学生の研究成果は、関連する学会・国際会議で発表し、学会誌等に論文として掲載されている。学生は研究題目や研究計画を複数の指導教員とともに綿密に検討し決定している。また、多数の TA、RA が採用され、教育研究補助に従事することにより、学生の研究能力、指導能力の向上を図っている。さらに大学院学生に対して、企業におけるインターンシップ、特に、「派遣型高度人材育成プログラム」にそった取り組みを実施している。また、海外での研修も奨励している。

学位論文に係る指導体制について、研究題目の決定から学位論文の作成に至るまで、きめの細かい少人数指導体制となっている。また、論文作成までの期間中に、論文執筆の方法やプレゼンテーション技法に関する指導を組織的に行っている。さらに研究の進捗度や方向性は、中間発表等で確認し指導している。

成績評価基準をシラバスに記載している。また、修了認定基準も学生便覧や履修案内に明示し、1 年次入学時のオリエンテーション等で学生に説明・周知している。

学則及び各教育規則に定められた評価基準や認定基準に従って、成績評価・単位認定を実施している。各教員

の成績評価については分析を実施している。

修了認定は、教授会、研究科委員会等において厳正に実施しており、学位論文に係る審査も同様である。また、成績評価に対する学生の異議申し立ては、担当教員が責任をもって対応しており、成績確認期間を設定し、成績評価等の正確性を担保するための措置を講じている。

専門職学位課程

教育目的に基づき、基礎から応用、さらには技術リスクに着眼した課題解決能力を身につける教育課程を体系的に整備し、必要な授業科目を配置している。また、各科目内容は、各教員の研究及び企業活動等における実績を反映している。

単位の実質化のための取組として、履修要件、履修モデルの提示、履修オリエンテーション、アドバイザー制度など、きめ細かい履修指導を実施しているほか、自主的な学習環境を整備している。また、モジュールの達成度により、授業を進めており、学生の主体的な学習を促している。

夜間開講への配慮として、社会人学生に配慮した時間割を設定している。小金井キャンパスの他に田町教室を設置し、「遠隔講義システム」と「講義支援システム」で構成される e ラーニングシステムを整備することにより、固定の場所や時間帯にとらわれないフレキシブルな学習を可能としている。

社会や企業等のニーズを踏まえて、教育課程及び教育内容を編成しており、その水準は当該職業分野の期待に応えるものになっている。教育目的の達成のため、演習やケーススタディをふんだんに取り入れた実践重視の講義を行っている。また、修士論文に代えてビジネスプラン等のプロジェクト研究を取り入れている。少人数による、よりきめ細かい指導を実施している。

シラバスには、学生が履修計画を立てる際のガイドラインとして必要な情報を記載している。また、オリエンテーション等で周知するとともに、シラバスを活用するよう指導を行っている。

成績評価基準及び修了認定基準を組織的に策定しており、オリエンテーションや Web 等によって、学生に周知している。成績評価は基準に基づき適切に実施され、そのための FD 講習も定期的実施している。また、修了認定は、教授会の議と研究科長の認証を経て、学長が実施することとしており、成績評価、単位認定、修了認定は適切に実施されている。成績評価に対する学生の異議申し立てに対しては、担当教員が責任をもって対応している。

基準 6 教育の成果

大学の目的に沿って、卒業（修了）生が身につけるべき学力、資質・能力や、養成しようとする人材像についての方針を策定し、受験生、学部生、大学院生に対してさまざまな広報手段を用いて明示している。教育成果・効果の達成状況は、大学教育センター及び大学教育委員会において、多様な手段を用いて調査、検証され、自己点検・評価小委員会での分析を通して教育改善に結びつけられている。

単位・学位取得状況からみると、ほとんどの学生が意図する学力を身に付けて、卒業、修了している。また、資格取得状況及び各種コンペティション受賞の状況から、各学府・学部の教育目標に沿った専門性を所定の年限で身に付けていると判断する。なお、卒業延期（留年）者を減少させるために、一層の教育指導を行う必要がある。

授業評価アンケート等の各種調査において、教育効果を検証する項目について、高い評価であること、また、学生の満足度が高いとの結果から、本学の意図する教育の効果があったと学生自身が判断していると考えられる。

卒業生及び修了生が上位の教育課程に進学する割合が高いことは、大学院機軸大学としての本学の目的に沿ったものである。さらに、卒業（修了）生の就職状況から見て、各教育課程の特徴と個性を反映した教育の成果が現れているものと判断できる。

卒業(修了)時、卒業(修了)後5年及び10年の卒業(修了)生に対するアンケート等により、在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取する取組を実施しており、その結果から、本学の教育の成果が上がっていると判断できる。

基準7 学生支援等

授業科目の選択及び専門・専攻の選択のために、シラバス、コースツリーなどを通して、詳細なガイダンスを行っている。さらに、新入生に対しては、きめ細かなオリエンテーションを実施しており、理解度やその効果については、多くの学生が満足していることから、成果を上げていると考える。

学習支援としては、1～3年次生にまで幅広く指導助言を行うクラス担任制を導入した。また、オフィスアワーを設定し、メールによる学習相談などを充実することによって、きめ細かな相談体制を整備した。

学習支援に関するニーズ把握のために、クラス担任による把握、種々のアンケートの利用等の取組を実施している。そして、図書館の開館時間延長等の様々な教育環境に反映させている。

留学生、社会人学生(編入生を含む)等の特別な学習支援を要する学生に対しては、各々支援を必要とする内容に応じて適切な対応を行っている。

自主的な学習環境として、図書館、総合情報メディアセンター、自習のための「教室開放」、建物ごとに設置されたオープンスペース等があり、十分に利用されている。また、eラーニングを推進するため、受講室を整備している。しかし、キャンパスによって整備状況に違いがあることから、一層の充実を図る必要がある。

サークルに対する環境整備、研修の実施、予算補助、表彰等を通して積極的に課外活動を支援している。しかし、課外活動施設・設備への不満が多く、課外活動施設の充実を図るなど一部対応しているが、中長期的な展望を持ってその改善を検討する必要がある。

学生サポートセンターを設置し、学生生活委員及びクラス担任、留学生センター教員の協力を得て、全学的な相談体制をとっている。また、内容に応じて、学生相談室、保健管理センター、進路・就職相談室においてきめ細かく相談に応じているほか、ハラスメントの相談体制を整備している。さらに、相談窓口の学生への一層の周知を図るとともに、大学全体として相談体制の連携を進める必要がある。

特別な支援を要する者への生活支援については、留学生に対するチューター制度、住居の提供などを積極的に進めている。また、バリアフリー環境の整備に努め、災害被災者の子女への配慮を行っている。

生活支援等に関するニーズの把握については、様々なアンケート調査、役員と学生との懇談会などを通して、把握に努めている。

学生の経済面の援助については、外部奨学金制度の活用のほか、本学独自の奨学金制度を創設しており、この取組は優れている。また、授業料免除に関しては、免除者の拡大、災害被災者子女への配慮等を行っている。

基準8 施設・設備

本学の校地及び校舎面積は、大学設置基準上の面積を満たすとともに、本学の目的に沿って、講義室、実験・実習室、演習室について整備している。ただし、講義室等については、キャンパスにより、老朽度、狭隘度などに格差が生じており、耐震診断調査及び定期点検を実施して、計画的に改修を進めているが、さらなる改善が必要である。また、自主的な学習環境も整備している。

学外との接続速度の高速化を図るとともに、小金井・府中両キャンパス間を光ファイバで結んで、ギガネットワークによる高速高品質な基幹ネットワークを構築している。利用者は部屋内の情報コンセント、無線LANを通して、ネットワークに容易に接続することができる。

研究室等に必要台数のPCを整備しているほか、メンテナンス及びセキュリティ管理を実施している。また、

eラーニング環境も着実に整備している。

学内施設・設備について、運用方針を明確に規定しており、オリエンテーション等を通して、大学構成員に関係資料を配布し周知しているほか、web 上でもその運用方針等を公表している。

図書館では、図書 495,022 冊、雑誌 12,179 タイトルを整備し利用できるほか、Web から電子ジャーナル等への文献検索が可能である。図書等の資料は、各キャンパスの図書委員会が教職員の意見や教育課程に応じて整備しており、学生のリクエストを取り入れ、その意見を反映する制度もある。また、図書館資料の学内・学外への貸出も活発に行われている。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

平成 12 年度から大学活動に係るデータ・資料の収集及び蓄積を実施しており、平成 16 年度には、大学全体としてのデータ収集・管理体制を整備した。ただし、ほとんどのデータ等が紙媒体であるため、平成 21 年度までの各種情報システムのデータベース化に対応した電子媒体による蓄積・整理が必要である。

学生の授業評価、学生生活実態調査、「学長と学生との懇談会」における意見聴取等の結果を、自己点検・評価に反映させるシステムとなっている。また、卒業（修了）生に対するアンケート、就職先等の関係者からの意見聴取を実施し、その結果は、教育改革検討委員会、自己点検・評価小委員会等における自己点検・評価に反映している。

全学計画評価委員会、全学自己点検・評価小委員会を設置し、自己点検・評価に基づき、改善を実施するシステムを整備した。教育部会、大学教育センターは、教育評価の結果を改善に結びつける機能をはたしている。また、教育改革検討委員会及び大学改革検討 WG により、それぞれ教育課程の見直し、教育組織の改革について検討した。

大学教育センターでは教員・学生による授業評価アンケートを実施し、アンケート結果は個々の教員へフィードバックしており、教授会等を通して内容等を説明している。ただし、その改善状況を確認するシステムを整備する必要がある。

また、大学教育センターでは、教育内容の改善を図るため、優れた教育手法を学内に広める方策を講じ、FD を積極的に推進している。FD 活動は教育の質の向上に結びついており、授業評価アンケート結果等から把握することができる。平成 17 年度から、全学的な教育改善活動推進するため、「教育改善支援プログラム」を募集し実施している。また、大学教育センター等が企画した、事務職員や技術職員に対するセミナーや研修会などにより、その資質の向上を図るための取組を適切に行っている。

基準 10 財務

平成 16 年 4 月からの国立大学の法人化に伴い、新たな会計基準が導入され、本基準によると、本学の財務状況は、(1) 大学の目的に沿った十分な資産を有しており、(2) 利息を伴った返済を要する債務は極めて小さく健全であり、(3) 教育研究活動に必要な資産を更に獲得する余地は十分にあることから、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務は過大ではないと判断する。

また、本学は国立大学法人であり、国からの運営費交付金に大きく依存しているが、安定した増加傾向の自己収入を得ており、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

本学においては中期目標に沿った中期計画が立案されており、当該計画については、中期目標期間中の収支に係る計画も含めて策定され、本学 Web サイト上で広く一般に公開されているところから、大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

収支状況については、平成 17 年度に損益計算上では、323 百万円の収益が上がっており、また、会計基準に基づき作成した決算報告書に対して適切な債務補正した収益においても、167 百万円の利益となっており、支出超過とはなっていないと判断する。

予算配分の状況については、支出予算の 67%を教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む）に配分されており、本学の経営資源は、大学の主業務である教育研究活動に適切に配分されていると判断する。

平成 17 年度の財務諸表等は、文部科学大臣承認を受け次第、本学の Web サイト上に公表するとともに、官報に掲載する予定であるので、適切な形で公表していると判断する。

本学は、中央青山監査法人による外部監査を受けており、同法人からの監査報告書については、本学の監事も監査の方法及び結果を相当として認めている。また、監事等による内部監査も行われており、本学の財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

基準 11 管理運営

管理運営組織として、国立大学法人法及び学校教育法等の法令に基づく「学長選考会議」、「役員会」、「経営協議会」、「教育研究評議会」、「教授会」を整備しており、適切な規模と機能を持っている。また、学長のリーダーシップのもとに役員会主導の戦略的な大学運営を推進するために、4 名の理事が副学長を兼務し業務を所掌する体制が整備されている。また、これらの組織を支援する事務組織については、理事が直接分掌する新しい体制をとるとともに、グループ・チーム制を採用し柔軟な業務運営を行うために必要な職員を配置しており、グループ・チーム制が適切に機能しているかについても 1 年後に検証し、必要に応じて見直している。また、学生及び学外関係者のニーズを定期的に把握し、そのニーズを適切に管理運営に反映するシステムに加えて、教職員についても、ニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映できる制度を整備し、試行を開始している。

監事による監査結果は学長に報告され、改善すべき事項について改善措置が講じられている。また、監事は大学運営について、必要な提言を行っており、適切な役割を果たしている。管理運営を担当する役員、教職員に対する研修、セミナー等を組織的に実施しており、資質の向上のための取組を組織的にしている。管理運営に関する方針を明確に定めており、学内の諸規程を整備している。また、管理運営に関わる委員や役員の選考等についても規定し、Web 上で明確に示している。大学の目的、計画等に関するデータ・情報を蓄積し、Web 上で公表している。また、大学の構成員が必要に応じてアクセス可能なシステムを構築しており、機能している。本学の外部評価は、平成 8 年度から平成 11 年度にかけて、各部局において実施し、平成 16 年度以降、全学計画評価委員会が企画、実施することとなっている。また、評価結果をフィードバックして、改善に結びつけるシステムを整備しており、システムは機能している。

自己評価書等リンク先

東京農工大学のホームページ及び機構に提出した自己評価書本文については、以下のアドレスからご参照下さい。

なお、自己評価書の添付資料として提出された資料の一覧については、次ページ以降の「自己評価書に添付された資料一覧」をご参照下さい。

東京農工大学	ホームページ	http://www.tuat.ac.jp/
	自己評価書	http://www.tuat.ac.jp/outline/kei_hyou/hyouka/n_hyouka/n_hyokasyo.htm
機構	ホームページ	http://www.niad.ac.jp/
	自己評価書	http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou200703/daigaku/jiko_tokyonoko_d200703.pdf

自己評価書に添付された資料一覧

基準	資料番号	根拠資料・データ名
基準1	1-1-1-1	学長諮問「2015年頃までの本学の長期目標及び目標達成までの長期計画」（答申）
	1-1-1-2	国立大学法人東京農工大学中期目標（抜粋）
	1-1-1-3	国立大学法人東京農工大学学則（抜粋）
	1-1-1-4	国立大学法人東京農工大学概要（抜粋）他
	1-1-1-5	各学部・教育部等の教育目的・教育目標・養成する人材像一覧
	1-2-1-1	オリエンテーション等実施一覧
	1-2-1-2	「UP 農工大」プロジェクト・スローガン募集ポスター及び講演会ポスター
	1-2-1-3	Web ページ・アクセス数調査（大学の基本理念）
	1-2-1-4	平成17年度学生生活実態調査報告書
	1-2-2-1	大学案内
	1-2-2-2	大学説明会等実施一覧
基準2	2-1-1-1	国立大学法人東京農工大学概要：組織〔学部〕
	2-1-3-1	国立大学法人東京農工大学大学教育委員会細則（抜粋）
	2-1-3-2	大学教育委員会、教養教育小委員会議事要旨（抜粋）
	2-1-3-3	委員会見直し一覧
	2-1-3-4	カリキュラム改革の意義と新カリキュラムの概要
	2-1-3-5	教養教育関係委員会事務分掌一覧
	2-1-4-1	国立大学法人東京農工大学概要：組織〔大学院〕
	2-1-5-1	国立大学法人東京農工大学概要：組織〔大学院共生科学技術研究院〕
	2-1-5-2	東京農工大学大学院教育部設置計画書（抜粋）
	2-1-7-1	国立大学法人東京農工大学組織運営規則（抜粋）
	2-1-7-2	東京農工大学におけるセンター、施設の運営組織等
	2-2-1-1	教育研究評議会規程、部局組織運営規程（抜粋）
	2-2-1-2	教授会等審議事項
	2-2-2-1	国立大学法人東京農工大学全学計画評価委員会規程（抜粋）
	2-2-2-2	国立大学法人東京農工大学農学教育部・農学部教育委員会規程等（抜粋）
	2-2-2-3	教育活動に係る検討プロセスの事例
基準3	3-1-1-1	教育研究評議会資料：教育職員人事に関する基本方針について
	3-1-1-2	教育研究評議会資料：各部局の選考方針及び採用計画
	3-1-1-3	教育研究評議会資料：教育力・研究力向上のための全学的措置について等
	3-1-2-1	国立大学法人東京農工大学職員採用・昇任規程（抜粋）
	3-1-2-2	教養教育運営小委員会資料
	3-1-3-1	国立大学法人東京農工大学工学教育部教授、助教授及び講師の選考に関する規程等
	3-1-3-2	大学設置基準上の専任教員数積算資料（学士課程）
	3-1-4-1	国立大学法人東京農工大学生物システム応用科学教育部教員選考規程等
	3-1-4-2	大学設置基準上の研究指導員数積算資料（大学院課程）

	3 - 1 - 5 - 1	大学院等の設置計画について（文部科学省高等教育局長通知）
	3 - 1 - 6 - 1	国立大学法人東京農工大学中期計画（抜粋）
	3 - 1 - 6 - 2	任期制実施一覧
	3 - 1 - 6 - 3	東京農工大学における男女共同参画の推進について（フロー図）
	3 - 1 - 6 - 4	教員年齢別一覧
	3 - 1 - 6 - 5	教員女性比率一覧
	3 - 1 - 6 - 6	教員在職年数一覧
	3 - 1 - 6 - 7	教員取得学位一覧
	3 - 1 - 6 - 8	教員学外経験一覧
	3 - 1 - 6 - 9	教員前歴一覧
	3 - 2 - 1 - 1	教員採用等に係るプロセスの事例
	3 - 2 - 2 - 1	全学計画評価委員会及び全学自己点検・評価小委員会組織図
	3 - 2 - 2 - 2	成績報告・期末試験報告書の分析（抜粋）
	3 - 2 - 2 - 3	全学計画評価委員会議事記録（抜粋）
	3 - 2 - 2 - 4	教育報奨制度（BT 賞）報告書（抜粋）
	3 - 3 - 1 - 1	研究活動・教育内容相関表（学士課程）
	3 - 3 - 1 - 2	該当科目のシラバス（事例）
	3 - 4 - 1 - 1	職員別・俸給表別・職員配置状況表
基準 4	4 - 1 - 1 - 1	国立大学法人東京農工大学中期計画（抜粋）
	4 - 1 - 1 - 2	平成 18 年度東京農工大学特別選抜学生募集要項等（抜粋）
	4 - 1 - 1 - 3	Web ページ・アクセス数調査（アドミッション・ポリシー）
	4 - 1 - 1 - 4	東京農工大学学部説明会ポスター等資料
	4 - 2 - 1 - 1	平成 18 年度東京農工大学入学者選抜要項（抜粋）
	4 - 2 - 1 - 2	平成 17 年度東京農工大学入試情報（抜粋）
	4 - 2 - 2 - 1	平成 18 年度東京農工大学特別選抜学生募集要項等（抜粋）
	4 - 2 - 2 - 2	平成 18 年度東京農工大学特別選抜学生募集要項等（抜粋）
	4 - 2 - 2 - 3	農学部第 3 年次編入学生募集要項・農学部獣医学科社会人編入学生募集要項等（抜粋）
	4 - 2 - 3 - 1	平成 17 年度個別学力検査実施要項（抜粋）
	4 - 2 - 3 - 2	出題ミス防止のためのモニター実施要項（抜粋）
	4 - 2 - 3 - 3	平成 17 年度教育・研究等プロジェクト事業計画書：入試問題・回答チェック
	4 - 2 - 3 - 4	合否判定までのプロセスを示す資料（大学院博士前期課程専攻の事例）
	4 - 2 - 4 - 1	入学者選抜方法研究小委員会調査研究報告書（抜粋）
	4 - 2 - 4 - 2	平成 18 年度一般選抜学生募集要項等（抜粋）
	4 - 2 - 4 - 3	報告書「平成 18 年度入学生学力問題、A0 入試を含む入学者受入れ体制について」（抜粋）
	4 - 2 - 4 - 4	工学教育部入学者選抜方法研究小委員会議事要旨等（抜粋）
	4 - 2 - 4 - 5	入学事前学習支援プログラム試行実施結果報告書（抜粋）
	4 - 2 - 4 - 6	国立大学入学者選抜研究連絡協議会第 26 回大会プログラム（抜粋）
	4 - 2 - 4 - 7	大学教育センターアドミッション部門会議議事概要及び関係資料（抜粋）
	4 - 3 - 1 - 1	入学定員充足率（学士課程：平成 14～18 年度）

	4 - 3 - 1 - 2	入学定員充足率（大学院課程：平成 14～18 年度）
基準 5	5 - 1 - 1 - 1	カリキュラム改革の意義と新カリキュラムの概要（抜粋）
	5 - 1 - 1 - 2	農学部、工学部履修案内：卒業要件
	5 - 1 - 1 - 3	農学部履修案内：教育課程表
	5 - 1 - 1 - 4	工学部履修案内：教育課程表
	5 - 1 - 1 - 5	教育改革検討委員会報告書 平成 18 年度カリキュラムの考え方（抜粋）
	5 - 1 - 2 - 1	基礎ゼミ実施報告書（抜粋）
	5 - 1 - 2 - 2	カリキュラム改革の意義と新カリキュラムの概要（抜粋）
	5 - 1 - 2 - 3	農学部履修案内：各学科の教育内容（抜粋）
	5 - 1 - 2 - 4	工学部履修案内：各学科の教育内容（抜粋）
	5 - 1 - 3 - 1	研究活動反映事例一覧（学士課程）
	5 - 1 - 3 - 2	「総合科目」シラバス（事例抜粋）
	5 - 1 - 3 - 3	「基礎・専門教養科目」シラバス（事例抜粋）
	5 - 1 - 4 - 1	該当科目のシラバス（抜粋）
	5 - 1 - 4 - 2	平成 16 事業年度に係る業務の実績に関する報告書等（抜粋）
	5 - 1 - 4 - 3	特別講義開講事例一覧
	5 - 1 - 4 - 4	農学部、工学部履修案内：他学部単位認定等（抜粋）
	5 - 1 - 4 - 5	大学案内：単位互換
	5 - 1 - 4 - 6	インターシップ科目シラバス（抜粋）
	5 - 1 - 4 - 7	編入学生等への配慮事例
	5 - 1 - 4 - 8	該当科目のシラバス（抜粋）
	5 - 1 - 5 - 1	評価報告書集（分野別教育評価・分野別研究評価）（抜粋）
	5 - 1 - 5 - 2	農学部、工学部履修案内：GPA 制度及び CAP 制度
	5 - 1 - 5 - 3	農学部、工学部履修案内：コースツリーの事例
	5 - 1 - 5 - 4	教員・学生アンケート結果報告書（抜粋）
	5 - 1 - 5 - 5	成績評価・期末試験実施報告の分析（抜粋）
	5 - 2 - 1 - 1	授業形態（実験・実習等）の組み合わせ・バランス一覧
	5 - 2 - 1 - 2	農学部・工学部時間割表〔前期・後期〕
	5 - 2 - 1 - 3	カリキュラム改革の意義と新カリキュラムの概要（抜粋）
	5 - 2 - 1 - 4	平均受講学生数一覧〔農学部・工学部〕
	5 - 2 - 1 - 5	該当科目のシラバス〔フィールドワーク科目事例〕（抜粋）
	5 - 2 - 1 - 6	海外特別実習関係資料（抜粋）
	5 - 2 - 2 - 1	農学部、工学部履修案内等：シラバスデータベースシステム
	5 - 2 - 2 - 2	平成 15・17 年度学生生活実態調査：シラバスの活用
5 - 2 - 2 - 3	シラバス・キャンペーン用ポスター等	
5 - 2 - 3 - 1	自主学習サポート事例一覧（農学部・工学部）	
5 - 2 - 3 - 2	学生便覧：留学生センター（抜粋）	
5 - 3 - 1 - 1	農学部、工学部履修案内等：成績評価基準	
5 - 3 - 1 - 2	成績評価方法説明プリント【事例】（初回授業時配付）	

5 - 3 - 1 - 3	国立大学法人東京農工大学学則（抜粋）
5 - 3 - 1 - 4	新入生オリエンテーション資料（卒業認定基準説明関連）
5 - 3 - 2 - 1	成績評価・期末試験実施報告の分析（抜粋）
5 - 3 - 2 - 2	国立大学法人東京農工大学学則（抜粋）
5 - 3 - 3 - 1	農学部履修案内：成績確認制度
5 - 4 - 1 - 1	大学院工学府、農学府、生物システム応用科学府履修案内等：コースツリー
5 - 4 - 1 - 2	各教育部における修了に必要な最低習得単位数及び各科目別の比率
5 - 4 - 1 - 3	連合農学研究科学生の主要手続き一覧
5 - 4 - 1 - 4	連合農学研究科課程制検討状況（新聞記事）
5 - 4 - 2 - 1	大学院工学府履修案内等：教育課程表 大学院農学府：教育課程表 大学院生物システム応用科学府履修案内等：教育課程表
5 - 4 - 2 - 2	該当科目シラバス（事例抜粋）
5 - 4 - 3 - 1	研究活動反映事例一覧（大学院課程）
5 - 4 - 3 - 2	講義資料〔事例〕（抜粋）
5 - 4 - 4 - 1	オリエンテーション資料〔事例〕（抜粋）
5 - 4 - 4 - 2	授業参観制度関係資料（報告書事例）
5 - 5 - 1 - 1	1科目当りの平均受講者数
5 - 5 - 1 - 2	授業形態（実験・実習等）の組み合わせ・バランス一覧
5 - 5 - 1 - 3	工学教育部時間割表〔前期・後期〕 農学教育部時間割表〔前期・後期〕 生物システム応用科学教育部（BASE）時間割表〔前期・後期〕
5 - 5 - 1 - 4	フィールド型授業の事例（国際環境農学専攻の該当科目事例）
5 - 5 - 2 - 1	平成15・17年度学生生活実態調査：シラバスの活用
5 - 6 - 1 - 1	中間発表実施状況一覧
5 - 6 - 1 - 2	21世紀COEプログラム「中間評価」参考資料（抜粋）
5 - 6 - 2 - 1	2005年度TAセミナー・ノート
5 - 6 - 2 - 2	東京農工大学派遣型高度人材育成プログラム説明資料
5 - 6 - 2 - 3	国立大学法人東京農工大学学則（抜粋）
5 - 6 - 3 - 1	大学院指導教員資格別教員数と1教員当りの学生数一覧
5 - 7 - 1 - 1	大学院工学府、農学府、生物システム応用科学府 Web ページ：成績評価基準
5 - 7 - 1 - 2	国立大学法人東京農工大学学則（抜粋）
5 - 7 - 2 - 1	成績評価・期末試験実施報告の分析（抜粋）
5 - 7 - 3 - 1	国立大学法人東京農工大学学位規程等（抜粋）
5 - 7 - 3 - 2	各教育部・研究科における専攻別修士・博士学位申請数一覧
5 - 8 - 1 - 1	東京農工大学大学院技術経営研究科設置計画書
5 - 8 - 2 - 1	技術経営研究科パンフレット（抜粋）
5 - 8 - 2 - 2	技術経営研究科シラバス（事例）
5 - 8 - 4 - 1	技術経営研究科パンフレット〔抜粋〕

	5 - 8 - 5 - 1	技術経営研究科 時間割表
	5 - 9 - 1 - 1	専門職大学院設置検討委員会資料（抜粋）：企業等へのアンケート
	5 - 10 - 1 - 1	授業形態別科目配分表
	5 - 10 - 1 - 2	技術経営研究科パンフレット
	5 - 10 - 2 - 1	オリエンテーション資料：シラバス
	5 - 11 - 1 - 1	国立大学法人東京農工大学学則（抜粋）
	5 - 11 - 1 - 2	技術経営研究科 Web ページ：成績評価基準
	5 - 11 - 2 - 1	東京農工大学大学院技術経営研究科設置計画書：成績評価
	5 - 11 - 2 - 2	国立大学法人東京農工大学技術経営研究科教育規則（抜粋）
	5 - 11 - 2 - 3	FD 講習会資料（メモ）
基準 6	6 - 1 - 1 - 1	自己点検・評価報告書
	6 - 1 - 1 - 2	大学教育センター構想検討 WG 報告書：教育部及び大学教育センター構想について
	6 - 1 - 1 - 3	教育改革検討委員会報告書 平成 18 年度カリキュラムの考え方（抜粋）
	6 - 1 - 2 - 1	進級基準（「工学部履修案内」）
	6 - 1 - 2 - 2	単位取得状況〔学士課程〕
	6 - 1 - 2 - 3	卒業、退学、留年、休学状況〔学士課程〕
	6 - 1 - 2 - 4	学位取得状況〔大学院課程〕
	6 - 1 - 2 - 5	農学部卒業生数・卒業論文数の割合
	6 - 1 - 2 - 6	論文数・学会発表数の状況
	6 - 1 - 2 - 7	各種コンペティション受賞等状況一覧
	6 - 1 - 2 - 8	東京農工大学で取得できる資格等一覧（学士課程）
	6 - 1 - 2 - 9	学士課程・大学院課程における資格取得状況一覧
	6 - 1 - 2 - 10	獣医師免許国家試験合格率
	6 - 1 - 2 - 11	国家公務員 種試験の出身大学別合格者数と合格率
	6 - 1 - 3 - 1	大学教育ジャーナル：授業評価アンケートによる講義の検討
	6 - 1 - 3 - 2	平成 15・17 年度学生生活実態調査報告書：本学への満足度
	6 - 1 - 4 - 1	就職&進路〔学士課程：平成 18 年 3 月卒業生対象〕
	6 - 1 - 4 - 2	大学院修了後進路・就職状況（大学院課程：平成 18 年 3 月修了生対象）
	6 - 1 - 5 - 1	「卒業生へのアンケート - 東京農工大へのカリキュラム教育環境について - 」実施報告
	6 - 1 - 5 - 2	評価報告書集（分野別教育評価・分野別研究評価）：教育の達成状況
	6 - 1 - 5 - 3	東京農工大学年度計画（抜粋）
基準 7	7 - 1 - 1 - 1	農学部、工学部履修案内：クラス担任
	7 - 1 - 1 - 2	学生便覧（抜粋）：クラス担任、オフィスアワー
	7 - 1 - 1 - 3	平成 17 年度学生生活実態調査報告書：オリエンテーションへの満足度
	7 - 1 - 1 - 4	研究者情報検索（該当 web ページ）
	7 - 1 - 3 - 1	学生大会等要望書（事例）
	7 - 1 - 3 - 2	学生生活実態調査報告書：概要及び基本的事項
	7 - 1 - 3 - 3	学長と学生との懇談会関連資料（抜粋）
	7 - 1 - 5 - 1	外国人留学生の手引

	7-1-5-2	留学生オリエンテーション実施要項案
	7-1-5-3	留学生アンケート調査報告書
	7-1-5-4	農学部、工学部履修案内：身体に障害がある者への受講措置について
	7-1-5-5	保健管理センターにおける学生相談件数一覧
	7-1-5-6	東京農工大学保健管理センター報
	7-1-5-7	東京農工大学保健管理センター特別レポート
	7-2-1-1	平成17年度学生生活実態調査報告書：図書館の利用頻度
	7-2-1-2	eラーニングプロジェクト-施設設備の概要」：Web ページ
	7-2-1-3	学生便覧：福利厚生施設、リフレッシュスペース一覧
	7-2-2-1	学生便覧：課外活動
	7-2-2-2	学生便覧：学生の行事・催し
	7-2-2-3	サークル・リーダース・トレーニング研修会資料〔抜粋〕
	7-2-2-4	学生表彰規程
	7-2-2-5	定期学生大会に伴う休講措置等について他
	7-2-2-6	各種スポーツ大会等の実施資料（国公立体育大会）〔抜粋〕
	7-2-2-7	平成17年度学生生活実態調査報告書：課外活動施設の満足度
	7-2-2-8	国立大学法人東京農工大学年度計画（抜粋）
	7-3-1-1	学生便覧：学生相談室
	7-3-1-2	学生相談室パンフレット
	7-3-1-3	定期健康診断実施学生数
	7-3-1-4	学生便覧：ハラスメント防止ガイドライン等
	7-3-1-5	セクハラ予防・相談パンフレット
	7-3-1-6	就職ガイドブック（抜粋）
	7-3-1-7	平成17年度就職ガイダンス実施一覧
	7-3-1-8	進路・就職学生相談室パンフレット
	7-3-1-9	進路・就職学生相談会開催実績まとめ
	7-3-2-1	東京農工大学外国人留学生受入れに伴う支援事業の会要項
	7-3-2-2	国際交流会館利用実績等
	7-3-2-3	国立大学法人東京農工大学年度計画（抜粋）
	7-3-2-4	身障者用設備整備状況
	7-3-2-4	災害被災者免除措置関係資料（抜粋）
	7-3-4-1	奨学金等実施状況一覧
	7-3-4-2	国立大学法人東京農工大学奨励奨学金規程
	7-3-4-3	授業料等免除実施状況一覧
基準8	8-1-1-1	国立大学法人東京農工大学概要：土地・建物
	8-1-1-2	国立大学法人東京農工大学キャンパスマスタープラン：キャンパスの現状（抜粋）
	8-1-1-3	講義室整備・稼働状況一覧
	8-1-1-4	平成17年度学生生活実態調査報告書：教育環境への満足度
	8-1-1-5	国立大学法人東京農工大学年度計画（抜粋）

	8 - 1 - 1 - 6	図書館概要
	8 - 1 - 1 - 7	国立大学法人東京農工大学概要：学内共同教育研究施設・附属施設等
	8 - 1 - 2 - 1	平成 17 年度 SINET 整備計画の進捗状況
	8 - 1 - 2 - 2	総合情報メディアセンター年報
	8 - 1 - 2 - 3	PC 教室授業開講状況
	8 - 1 - 2 - 4	PC 調査結果
	8 - 1 - 2 - 5	国立大学法人東京農工大学年度計画（抜粋）
	8 - 1 - 2 - 6	国立大学法人東京農工大学情報セキュリティ・ポリシー（抜粋）
	8 - 1 - 2 - 7	電子計算機システム仕様書
	8 - 1 - 3 - 1	施設等の運用方針一覧
	8 - 1 - 3 - 2	学生便覧：施設等の利用案内
	8 - 1 - 3 - 3	安全マニュアル
	8 - 2 - 2 - 1	府中キャンパス図書委員会議事要旨等
基準 9	9 - 1 - 1 - 1	情報化年次計画
	9 - 1 - 2 - 1	国立大学法人東京農工大学年度計画（抜粋）
	9 - 1 - 4 - 1	教育部会議事要旨
	9 - 1 - 4 - 2	大学教育ジャーナル第 2 号（抜粋）
	9 - 1 - 4 - 3	大学改革検討 WG 中間答申
	9 - 1 - 5 - 1	第 3 回・第 4 回新任教員のための FD セミナー資料
	9 - 2 - 1 - 1	東京農工大学の FD（1～3）：表紙及び目次
	9 - 2 - 1 - 2	大学教育ジャーナル第 2 号（抜粋）
	9 - 2 - 1 - 3	教育改善支援プログラム募集要領
	9 - 2 - 2 - 1	FD セミナー実施及び改善事例一覧
	9 - 2 - 3 - 1	大学教育センター主催の事務職員研修（SD）資料
	9 - 2 - 3 - 2	東京農工大学教室系技術職員研修報告等
基準 10	10 - 1 - 1 - 1	「国立大学法人会計基準」による開始貸借対照表（長期未払い金の項）
	10 - 1 - 1 - 2	平成 16・17 年度貸借対照表（合計残高試算表の未払金の細目リース債務の項）
	10 - 1 - 2 - 1	平成 16・17 年度決算報告書・平成 17 年度決算報告書
	10 - 1 - 2 - 2	歳入決算書（平成 12 年度から平成 15 年度分）
	10 - 2 - 1 - 1	国立大学法人法
	10 - 2 - 1 - 2	国立大学法人東京農工大学中期計画（抜粋）
	10 - 2 - 1 - 3	教育研究評議会資料（平成 17 年度当初予算・第一次補正予算・第二次補正予算）
	10 - 2 - 1 - 4	国立大学法人東京農工大学概要
	10 - 2 - 3 - 1	平成 17 年度合計残高試算表
	10 - 3 - 1 - 1	官報の該当箇所（平成 16 年度掲載例）
	10 - 3 - 1 - 2	Web の該当箇所（平成 16 年度掲載例）
	10 - 3 - 2 - 1	独立監査人の監査報告書
	10 - 3 - 2 - 2	監事意見書
	10 - 3 - 2 - 3	監査結果報告書

基準 11	11-1-1-1-1	事務組織図(グループ・チーム制)
	11-1-1-1-2	事務組織再編1年後評価報告書
	11-1-1-1-3	事務組織見直しに伴う移行図(組織図)
	11-1-2-1	役員会議事要旨(平成17年5月2日開催)等
	11-1-3-1	役員会資料(平成18年1月10日開催)等
	11-1-3-2	平成16事業年度実績報告書関連資料(経営協議会議事概要)
	11-1-4-1	監事の業務活動について
	11-1-5-1	教職員研修実施一覧(平成16・17年度)
	11-2-1-1	国立大学法人東京農工大学規則等一覧
	11-2-2-1	本学TOPページ
	11-3-1-1	全学計画評価委員会議事要旨
	11-3-2-1	計画・評価Webページ
	11-3-3-1	国立大学法人東京農工大学大学評価実施規程
	11-3-3-2	外部評価実施状況
	11-3-4-1	業務の実績報告書
	11-3-4-2	国立大学法人東京農工大学グリーンキャンパス

京都教育大学

目 次

認証評価結果	2-(6)-3
基準ごとの評価	2-(6)-4
基準1 大学の目的	2-(6)-4
基準2 教育研究組織（実施体制）	2-(6)-6
基準3 教員及び教育支援者	2-(6)-9
基準4 学生の受入	2-(6)-12
基準5 教育内容及び方法	2-(6)-15
基準6 教育の成果	2-(6)-25
基準7 学生支援等	2-(6)-28
基準8 施設・設備	2-(6)-32
基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	2-(6)-34
基準10 財務	2-(6)-37
基準11 管理運営	2-(6)-39
<参 考>	2-(6)-43
現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(6)-45
目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(6)-46
自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(6)-48
自己評価書等リンク先	2-(6)-55
自己評価書に添付された資料一覧	2-(6)-56

認証評価結果

京都教育大学は、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

当該大学の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

京都府・京都市教育委員会と包括協定を結び、平成 17 年度に教育現場で経験を積んだ人材を 2 人、特任教員として採用するとともに、企業等で活躍していた人材を採用するなど、大学の目的に沿った教育研究に必要な知識・能力を有する人材を確保するための積極的な取組が行われている。

学校教育教員養成課程のカリキュラムに、附属学校を場とする「学校教育・観察参加研究」のほかに、公立学校との連携による「教育課題研究実地演習」、「学校インターンシップ研修」、「教職キャリア実践論」などの科目が用意され、教員養成系大学としての特色ある取組が見られる。

平成 17 年度に「知的財産創造・活用力を育成する教員の養成」が文部科学省現代GPに採択されている。また、平成 17 年度に「魅力ある教職生涯支援プロジェクト in 京都」、平成 18 年度に「連合大学院による教員養成高度化京都モデル」が文部科学省教員養成GPに採択されている。

当該大学の主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

施設全体としてバリアフリー化が十分ではない。

附属図書館及び教員研究室の図書の配置が、学生の必要に応じるものとなっていない。

基準ごとの評価

基準1 大学の目的

- 1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-1 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

大学の目的は、学則第1条及び大学院規則第1条に定めるとともに、中期目標に学士課程、大学院課程それぞれの養成しようとする人材像を明確に示している。

このことから、大学の目的が明確に定められていると判断する。

- 1-1-1 目的が、学校教育法第52条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

学則に定められている大学の目的（「学芸についての深い研究と指導とをなし、教養高き人としての知識、情操、態度を養い、併せて教育者として必要な能力を得させることを目的とする」）は、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的から外れるものではないと判断する。

- 1-1-1 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第65条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学院規則に定められている大学院の目的（「学部における教養あるいは教職経験の上に、広い視野に立って精深な学識を授け教育関係諸科学の研究を深めることにより、教育の理論と実践に関する優れた能力を有する教育者の養成を目的とする」）は、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものではないと判断する。

- 1-2-1 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

学則、大学院規則、教育理念は大学ウェブサイトに掲載され、教職員及び学生が閲覧可能となっている。学生に対しては、新入生オリエンテーションにおいてさらに周知を図っており、周知状況を新入生アンケートで調査した結果、約60%の学部学生、約67%の大学院学生が「知っていた」と回答している。

これらのことから、目的が、大学の構成員に周知されていると判断する。

- 1-2-2 目的が、社会に広く公表されているか。

学則及び大学院規則に定められている目的や教育理念は、大学ウェブサイト及び大学概要に掲載され、公表されていることから、目的が社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 1 を満たしている。」と判断する。

基準2 教育研究組織（実施体制）

- 2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 2-1-1 学部及びその学科の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

教育学部の教育目的は、「教養高き人としての知識、情操、態度を育成し、学校教育、生涯学習などの広い教育分野で日本と地域社会に貢献できる人材を輩出する」となっており、教育学部における学校教育に対応する学校教育教員養成課程と、生涯学習に対応する総合科学課程の二つの課程の教育目的をともに包含する内容となっている。平成18年度に教育学部の改組があり、総合科学課程を廃止して、学校教育教員養成課程に一元化した。学校教育教員養成課程は、教育学専攻、幼児教育専攻、発達障害教育専攻及び国語、社会、英語、数学、理科、技術、家庭、美術、音楽、体育の各領域専攻の13専攻で構成している。

これらのことから、学部及び課程の構成が、教育研究の目的を達成する上で適切なものになっていると判断する。

- 2-1-1 学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成が学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

- 2-1-1 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

教務委員会に、専門委員会の一つとして教養教育検討委員会を置き、同専門委員会が教養教育のカリキュラムの作成、検討、改善、モデル授業の開発等に当たっている。平成17年度には、平成18年4月からの学部改組に向けて、教務委員会全体で教養教育を含むカリキュラムの見直しを行った。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

- 2-1-1 研究科及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院教育学研究科は、「広い視野に立って精深な学識を受け教育関係諸科学の研究を深めることにより、教育の理論と実践に関する優れた能力を有する教育者の養成」を目的として、学校教育専攻、障害児教育専攻、教科教育専攻の3専攻12専修で構成している。

このことから、研究科及びその専攻の構成が、教育研究の目的を達成する上で適切なものになっていると判断する。

- 2-1-1 研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成が大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2 - 1 - 1 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

昭和49年以来、1年課程の特殊教育特別専攻科を設置している。同専攻科は、「主として現職教員を対象とし、精深な程度において発達障害学に関する専門の事項を教授し、その研究を指導して、資質の向上を計ること」を目的として、知的障害教育専攻と重複障害教育専攻の2専攻で構成され、養護学校教諭1種免許又は同専修免許を取得することができる。

これらのことから、専攻科の構成が、教育研究の目的を達成する上で適切なものになっていると判断する。

2 - 1 - 1 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

教育研究を支援するセンターとして、教育実践総合センター、環境教育実践センター、情報処理センターが設置されている。教育実践総合センターは、地域社会との間にさまざまなチャンネルやネットワークを構築し、学部、大学院、附属学校園との連携協力のもとに、教育の今日的課題の解決を目指しつつ、学生の教育実践力の習得を支援している。環境教育実践センターは、学生等の実験実習の場としての利用や公開講座等、広く一般の利用に供しつつ、環境教育に関する専門的な教育を行い、環境教育の推進を図っている。情報処理センターは、学内LAN等の情報基盤整備の中核として、教育研究のための多様な情報処理を支援するとともに、学生に対する基礎的な情報処理教育の場を提供している。

これらのことから、全学的なセンター等の構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2 - 2 - 2 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

教育活動に必要な運営組織として、国立大学法人法に基づいて設置されている教育研究評議会のほかに、教授会が置かれている。教授会は、学長、副学長及び教授をもって組織し、教員人事に関する事項を審議する場合以外の教授会には助教及び常勤の講師を加えている。教授会は、教授会規程に基づき、教育課程の編成に関する事項、学生の入学、卒業及び課程の修了、その他の在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項、学生の修学その他学生生活の指導、助言、援助に関する事項、教員人事に関する具体的な事項、その他教育研究に関する必要な事項、教育研究評議会から付託された事項を審議している。教授会は毎月定例のほか臨時にも開催され、平成17年度には16回の教授会が開催されて、上記の事項の審議のほか、各委員会の報告等を行っている。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとして判断する。

2 - 2 - 2 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

教授会規程に基づき、教務委員会を置いている。同委員会は、副学長（教務・学生指導担当）と教授会構成員の互選により選出され学長が委嘱する者6人をもって組織し、学部、専攻科及び研究科に係る、教育課程、授業日程、単位認定、修士論文の指導、審査及び修士の学位の授与、非常勤講師等の配当、休学、

退学及び除籍、科目等履修生及び研究生、その他教務に関することを所掌している。同委員会は、必要と認めるときは、専門委員を加えて専門委員会を置くことができ、現在は、教養教育検討委員会、共通教育「外国語」検討委員会、履修・評価検討専門委員会、遠隔授業検討専門委員会の四つの専門委員会が置かれている。教務委員会は、毎月定例のほか臨時の委員会を開催し、平成17年度は20回の委員会が開催され、上記所掌事項に関する審議を行っている。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

基準3 教員及び教育支援者

- 3 - 1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3 - 2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3 - 3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3 - 4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3 - 1 - 教員組織編成のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされているか。

教員組織は、学科組織等に関する規程に基づき、教育学部学校教育教員養成課程の専攻及び教育学研究科の専攻・専修に対応する学科として編成され、学士課程・大学院課程の教育研究活動を行うことができる体制となっている。

これらのことから、教員組織編成のための基本方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされていると判断する。

3 - 1 - 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

学部・大学院で教育研究に当たっている教員は、常勤120人のほか、客員教授3人と非常勤講師延べ278人(平成18年5月1日現在)である。また、京都府・京都市教育委員会と包括協定を結び、平成17年度より、教育現場で経験を積んだ人材を2人、特任教授として採用している。

これらのことから、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されていると判断する。

3 - 1 - 学士課程において、必要な専任教員が確保されているか。

学士課程の収容定員は1,200人、専任教員数は120人(教授63人、助教授47人、講師10人)であり、大学設置基準第13条に定める必要数を十分に満たしている。平成18年5月現在の在籍者数は1,533人であり、教員1人当たりの学生数は12.8人となっている。

これらのことから、必要な専任教員が確保されていると判断する。

3 - 1 - 大学院課程(専門職大学院課程を除く。)において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

教育学研究科の研究指導教員及び研究指導補助教員は、研究指導教員73人、研究指導補助教員45人となっており、教科教育専攻の研究指導教員及び研究指導補助教員は、研究指導教員55人、研究指導補助教員35人となっている。設置認可以来、同研究科においては、教科教育専攻の下に置かれる教科に係る各「専修」についても、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会の審査内規「教員養成大学に設置される大学院に関する審査内規について」に拠りつつ、「専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置く」とした大学院設置基準第9条に準じて研究指導教員と研究指導補助教員を配置し、研究指導を実施してきた。この実

態に鑑み、当該専攻の各専修に対して教科に係る専攻の基準を準用すれば、いくつかの専修においては、教科に係る専攻において必要とされる教員数を下回っていることになる。このことは当該専攻の教育研究の目的を達成する上で支障があると考えざるを得ないが、準則主義の立場から、大学院設置基準に教科教育専攻の必要教員数の規定がないことを前提にすれば、当該専攻の現状を大学院設置基準違反とは言えない。なお、訪問調査の時点では、一部の専修については平成18年10月付けで充員済みであり、一部の専修では平成18年11月付けの充員が決定しており、一部の専修では平成19年4月付けの充員を目指して選考中であった。

これらのことから、教育学研究科全体としては、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員がおおむね確保されていると判断する。

3 - 1 - 専門職大学院課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

該当なし

3 - 1 - 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別構成のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

大学の目的を達成するために必要な教員を確保する方策として、現職教員や企業等で活躍する人材からも採用するよう努めている。現在、学校・教育委員会、企業等から採用された教員は、それぞれ15人、33人である。京都府・京都市教育委員会と包括協定を締結し、平成17年度には、現職教員を任期3年の特任教員として継続的に任用する制度を導入した。教員人事に関しては、原則的に公募制をとりながら、年齢構成についても配慮しており、現在は教授で50代前半、助教授で40代に厚い層がある年齢構成となっている。バランスのとれた構成といってよい。男女別構成については男性97人に対して女性23人で、女性教員の比率は19%である。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3 - 2 - 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用及び昇任については、教員選考基準に基づき、「人格、健康、教授能力、教育・研究業績、学会並びに社会における活動等」を総合的に審査して行われている。また、大学院修士課程を担当する場合には、人事委員会の審査に基づいて行われている。教授、助教授、講師のいずれの職種においても、採用・昇任の条件として、「大学における教育を担当するにふさわしい能力を有すると認められる者」と定められ、書面による研究業績の提出とともに、人事委員会におけるヒアリングにおいて、候補者の教育上の指導能力評価を行っている。

これらのことから、教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用されていると判断する。

3 - 2 - 教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、機能しているか。

教育活動の評価については、ファカルティ・ディベロップメント（以下、「FD」という。）委員会が毎期末終了前に学生による「授業アンケート」を行い、その結果を全教員にフィードバックしている。授業ア

ンケートの結果として出てきた問題点については、副学長（教務・学生指導担当）に報告され、必要に応じて担当教員に改善指導を行っている。また、各教員の教育・研究・社会活動等の実績に基づいて、「教育研究活性化経費」の傾斜配分を行っている。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、機能していると判断する。

3 - 3 - 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

全教員の研究活動とその成果は、毎年データ化され、大学ウェブサイトの「アニュアルレポート」に掲載されている。それは、各教員の研究活動が担当する授業科目と基本的に関連し、教育目的を達成するための基礎となっていることを示している。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3 - 4 - 大学において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教育課程を展開するために、教務課に専任職員のほかに非常勤職員を配し、教育支援を行っている。このほかに、平成17年度には、合計54人の修士課程学生が、ティーチング・アシスタント（以下、「TA」という。）従事者として、学部学生の実験・実習・演習の補助をしている。

これらのことから、必要な事務職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

京都府・京都市教育委員会と包括協定を結び、平成17年度に教育現場で経験を積んだ人材を2人、特任教員として採用するとともに、企業等で活躍していた人材を採用するなど、大学の目的に沿った教育研究に必要な知識・能力を有する人材を確保するための積極的な取組が行われている。

基準4 学生の受入

- 4 - 1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4 - 2 アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4 - 3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 4 - 1 - 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されているか。

教育学部学校教育教員養成課程は、「本学が求める学生像」として、「子どもが好きで、その成長にかかわることに喜びを感じ、将来は教員として学校教育にたずさわることを強く志望する人」を掲げ、特別選抜の推薦入学と地域指定推薦入学、編入学、私費外国人留学生についても、それぞれアドミッション・ポリシーを定めて、求める学生像を明示している。また、大学院教育学研究科も、一般選抜、外国人留学生特別選抜、社会人特別選抜のそれぞれにアドミッション・ポリシーを定めている。それらは、学生募集要項等の刊行物に記載するとともに、大学ウェブサイトに掲載・公表している。学生募集要項等の刊行物は、大学コンソーシアム京都、京都大学記者クラブ、高等学校、オープンキャンパス(夏秋)、進学ガイダンス、委託発送、窓口配布等さまざまな機会・手段を利用して配布・説明し、周知を図っている。

これらのことから、アドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

- 4 - 2 - アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

教育学部の一般選抜においては、専攻の特性等を考慮し、前期日程試験と後期日程試験の間で、大学入試センター試験と個別学力検査の配点を変える等の対応を行っている。また、推薦入学では教員志望の強い者を入学させるため、高等学校等から推薦された者を対象として、志望動機書の提出を求め、大学入試センター試験及び個別学力検査を免除し、小論文と面接を中心にした選抜を実施している。

教育学研究科においては、入学定員の3分の1程度を現職教員対象として、教科教育専攻英語専修以外は、外国語を小論文試験で代替することができるようにしている。

これらのことから、アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

- 4 - 2 - アドミッション・ポリシーにおいて、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

学部では編入学及び私費外国人留学生の選抜、大学院では外国人留学生特別選抜及び社会人特別選抜を、アドミッション・ポリシーに受入等の基本方針を示して実施している。

学校教育教員養成課程の編入学試験は、他の大学や社会人から進路を変更してまでも教員になろうとする強い教員志望をもった人材を期待して、平成16年度入学者選抜より導入された。入学者の選抜は、提出された志望調書(「あなたが本学に編入学を希望する動機及び理由は何ですか」、「あなたは将来どんな教員

になりたいと思いますか」を問う)をもって第1次試験とし、その合格者に対して小論文試験と面接試験を行い、合否を判定する方式をとっている。面接試験の実施要領に、評価の観点として、教職に対する意欲・関心、子どもへの興味・関心・態度、教育に関する基礎的な知識理解・論理的思考、コミュニケーション能力の四つの項目を明示している。

私費外国人留学生試験については、日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」の科目を、専攻ごとに「文系」(日本語、総合科学、数学コース1)あるいは「理系」(日本語、理科[物理、化学、生物から2科目を選択]、数学コース2)と指定して学力検査を実施している。

大学院の外国人留学生特別選抜については、「日本留学試験」の日本語試験の成績が一定の点数以上であることを条件に、専門科目と口述試験、学科によっては日本語文献の読解力を験す試験を課している。社会人特別選抜については、学校教育専攻のみが、教育行政機関において3年以上の教育行政実務の経験を有し、当該機関の長等の推薦を受けた者を対象に、小論文(教育学一般に相当する内容を問う)と口述試験(教育行政実務に関するレポートにより教育行政について問う)によって実施している。

これらのことから、アドミッション・ポリシーに応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4-2- 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学試験委員会規程に基づき、副学長(教務・学生指導担当)を委員長とする入学試験委員会が中心となり、入学試験連絡会議及び事務局入試課と連携しつつ、教育学部、教育学研究科及び特殊教育特別専攻科の入学試験並びに大学入試センター試験の実施に当たっている。

準備段階では、試験問題点検会議のほかに、複数の出題委員や点検委員により、点検マニュアルによるチェック等、数回の確認作業を行い、出題ミス等の防止に努めている。

試験当日には、全学を挙げて試験の実施に当たり、試験実施本部を置き、さまざまな出来事に対応できる体制をとるとともに、試験監督や要員を適切に配置し、公正で静穏な試験環境の確保を図っている。試験実施後は、複数の採点委員による採点と各専攻又は専修での判定を基に、入学試験委員会及び教授会の議を経て、合否判定を行っている。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2- アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

入学者選抜方法の検討・改善については、以前は入学者選抜方法研究委員会が行い、毎年、調査研究報告書を発行していたが、国立大学法人化にあたって組織・委員会の見直しを行い、平成16年度より、新たに設置した「教学支援室」が「入学者選抜のあり方に関すること」を所掌し、入学試験委員会が同支援室と連携して選抜方法の検討を行っている。

この間、大学の学生受入方針に沿った入学者選抜が行われているかどうかを検証し、平成17年1月に『入学者選抜方法の改革に向けて - 検討結果報告書 -』としてまとめている。これらの分析を踏まえて、平成18年度入学者選抜から前期日程試験に重点を置くこととし、また、教育学部特別選抜の一つとして、京都府北部地域の高等学校等から推薦された者を対象とする「地域指定推薦入学」を導入した。入学試験委員会では、ほかにも、大学評価室と協力して入学者アンケート調査を実施し、その結果を分析・検討して、改善につなげている。

これらのことから、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っていると判断する。

4 - 3 - 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

入学定員は、平成 18 年度現在教育学部 300 人、大学院教育学研究科 75 人である。平成 12 年度から平成 17 年度までは、教育学部の入学定員の内訳は、学校教育教員養成課程 160 人、総合科学課程 140 人であったが、平成 18 年度の改組により、平成 18 年度入学者から学校教育教員養成課程 300 人となった。

学士課程においては、過去 5 年間の入学者数の状況を見ると、定員超過率は平均 1.17 倍であり、入学定員をやや上回っている。大学院修士課程においては、過去 3 年間の推移を見ると平均 1.11 倍である。特殊教育特別専攻科においては、過去 2 年間の推移を見ると 0.61 倍であり、入学定員を下回っている。

これらのことから、入学定員と実入学者数との関係の適正化がおおむね図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 4 を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

専攻科では、入学定員充足率が低い状況が見られる。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5 - 1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5 - 2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5 - 3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5 - 4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5 - 5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5 - 6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5 - 7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

< 学士課程 >

- 5 - 1 - 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置（例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）され、教育課程の体系性が確保されているか。

学校教育教員養成課程では「学士（教育学）」、総合科学課程では「学士（教養学）」の学位を授与している。学校教育教員養成課程では、複数の教員免許の取得が義務づけられており、総合科学課程では、中学校・高等学校の教員免許の取得が可能である。

両課程とも、授業科目は「共通教育科目」、「専門教育科目」、「自由選択科目」から組み立てられ、共通教育科目は「総合科目」、「外国語科目」、「体育科目」で構成されている。「総合科目」に立てられている「基礎セミナー」は、全学共通で、1年次前期に開設し、大学及び所属する系・専攻への入門としての性格を持っている。

学校教育教員養成課程の特徴としては、専門教育科目に課程共通科目を置き、教員を目指す学生に必要な基礎的科目を設定している。カリキュラム全体としては、教育職員免許法に則る必要から単位数の配置や科目構成に一定の制限を受けるが、免許取得パターンに従って、自分の所属とは異なる専攻の専門教育科目を受講することにより、複数教科の免許取得が可能となっている。また、自由選択科目では、得意分野づくりとしてのパッケージを設定するとともに、課程を越えて総合科学課程の科目受講も認めている。

一方、総合科学課程では、現代的課題に対応した人材育成を目指す「生涯発達・表現」、「言語・社会」、「環境学」、「自然科学」、「情報」の5コースを設けている。共通教育科目においては、コース・専攻の特性に合わせ、総合科目・外国語科目の単位数を変えている。専門教育科目に課程共通科目として「現代教育論」、「現代人間論」等、現代社会の諸問題を理解するための17の基礎科目を設定しており、また、コース別にコース共通科目を設け、特定の専門に偏らない視野を持たせる工夫をしている。

卒業に必要な総単位 135 単位中、学校教育教員養成課程は、共通科目 22 単位、専門教育科目 99～103 単位、自由選択科目 10～14 単位を配当し、総合科学課程は、共通科目 22 単位、専門教育科目 88 単位、自

由選択科目 25 単位を配当している。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程の体系的性が確保されていると判断する。

5 - 1 - 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

共通教育科目は、大学生としての学修の基礎を形成するとともに、各自の専門における学修をより包括的・普遍的に捉える視野と感性を育むことを目的としている。「文化と人間」、「社会と人間」、「自然と人間」、「教育と人間」及び「共通」(「基礎セミナー」、「日本国憲法」、「情報機器の操作」)の五つの柱で構成している総合科目、必修科目と選択科目からなる外国語科目、さらに必修科目の体育科目により構成し、両課程ともほぼ同様の内容となっている。また、大学コンソーシアム京都の単位互換制度による修得単位も総合科目の単位に含めることができる。

専門教育科目は、学校教育教員養成課程と総合科学課程では異なった構成となっている。学校教育教員養成課程では、教育職員免許法に準じた科目構成になっており、さらにそれは課程共通科目、教職科目、各専攻の専門科目等で構成され、課程共通の必修科目としては「学校教育・観察参加研究」が立てられている。この科目は、教育実習の前年度に、教育実習配当校の附属学校において、学校行事への参加や授業観察を通して、子どもの理解や教科指導の実際を学ぶものであり、教職科目が始まる2年次生を対象としている。教育実習は含まないが、子どもたちとの交流ができ、実習校の様子を知ることができる。それと同時に、教師の仕事に対する自覚と認識が生まれ、教職科目の理解につなげていくことができる。その他、公立学校との提携による「教育課題研究実地演習」、「学校インターンシップ研修」を単位化するとともに、教職のキャリア形成を目的とする「教職キャリア実践論」を開設している。教育実習は、七つの附属学校園で取得免許に応じて行っており、卒業要件として7単位(障害児教育専攻は9単位)を課している。

一方、総合科学課程では、課程共通科目、コース共通科目、各専攻の専門科目によって「専門教育科目」を構成し、各自が専攻する領域に限らず、隣接する分野の科目群をコース共通科目として学び、関連分野の視野をもちつつ専攻専門領域の学習を深めることができるように図っている。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5 - 1 - 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。

共通教育科目並びに学校教育教員養成課程の課程共通科目、総合科学課程の課程共通科目及びコース共通科目、両課程の専攻専門科目の授業内容は、平成17年度シラバス、アニュアルレポート2005から見て、学界、教育界及び社会の動向を踏まえた授業が展開されていると認められる。

これらのことから、授業の内容が、研究活動の成果を反映したものになっていると判断する。

5 - 1 - 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成(例えば、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育)の実施、編入学への配慮、修士(博士前期)課程教育との連携等が考えられる。)に配慮しているか。

学校教育教員養成課程、総合科学課程ともに、カリキュラムに自由選択枠があり、学生のニーズに応じて、他専攻、他課程の開設科目を受講することができ、修得した単位を卒業要件単位に加えることができるようになっている。

平成12年度以来「大学コンソーシアム京都」に加盟して、京都市域40余の大学間の単位互換制度に参

加し、また大阪教育大学、奈良教育大学、京都大学教育学部との間で単位互換を実施しており、互換可能な科目を設定して、年間で16単位の範囲で単位認定している。

インターンシップとしては、京都府・京都市教育委員会との連携・協力により行っていた公立学校における研修を、平成16年度から正規授業の「教育課程研究実地演習」、「学校インターンシップ研修」として、学校教育教員養成課程の課程共通科目に開設した。また、総合科学課程では、一般企業における「インターンシップ実習」を受講できるようになっている。

これらの実績をもとに申請した「知的財産創造・活用力を育成する教員の養成」が文部科学省の「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）」に採択され、その事業が進行中である。

補充教育については、主として専門高校の卒業者及び希望者を対象に、「英語」、「数学」の補充授業を行っている。また、いくつかの専攻では、「物理学基礎」、「地学基礎」など、基礎的な専門科目を補充教育と位置づけて履修させている。

編入学への配慮としては、既修得単位の認定や2年次編入等を行っている。

これらのことから、学生の多様なニーズ、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

5 - 1 - 1 単位の实质化への配慮がなされているか。

単位認定には、授業（講義、演習、実験・実習及び実技に区分）1単位につき標準45時間の学修を要することを履修案内に明記し、入学時のオリエンテーション及び各学年はじめの履修指導で説明している。1単位の授業時間は、講義、演習は15時間、実験、実習及び実技は30時間、「共通教育科目」の外国語でも30時間と定めて、残り30時間ないし15時間は自習するよう指導している。

自主学習については、学習内容の理解や学習意欲を喚起するため、レポートを課すなどしている。また、休講の代替として補講を実施するなど、学修の時間確保に努めている。

平成15年度入学生からは、学期ごとに受講登録できる単位数を28単位以内と定め、単位に見合った実質的な学修を進めるよう、受講登録単位数の上限設定を行っている。

これらのことから、単位の实质化への配慮がなされていると判断する。

5 - 1 - 1 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

該当なし

5 - 2 - 2 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用、TAの活用等が考えられる。）

学校教育教員養成課程、総合科学課程ともに、共通教育科目においては、総合科目は主に講義、外国語科目は演習、体育科目は実技の形で行っており、課程共通科目を含む専門科目においては、各専攻の特性に応じて、講義、演習、実験・実習、実技の科目を配した多様な学修形態のカリキュラムとなっている。特に学校教育教員養成課程では、学校現場への対応能力の育成に力を入れており、「教育実習」、「インターンシップ実習」、「実地教育」等の教育実践対応科目を充実させている。

学習指導法としては、ディベート、フィールドワーク、メディアを利用した授業が多数あり、また、30

人未滿のクラスが全体の75%と少人数教育が大半で、班別学習や個別指導なども随時取り入れている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5 - 2 - 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

平成7年度に「シラバス作成要領」を定め、それに基づいてシラバスを作成し、掲載内容の改善・充実を図っている。また、印刷物とは別に、大学ウェブサイト上にもシラバスを掲載し、学内外から検索できるシステムを構築している。平成16年度からは、CD-ROMによる配布も行っている。

シラバスには、授業目標、授業概要、授業計画とともに評価方法が記載され、学生は授業選択に際し、必要な情報を得ることができる。

シラバスの活用状況については、平成17年度卒業生アンケート結果によると、「利用した」、「ある程度利用した」を合わせて80%程度の学生が利用したと回答している。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5 - 2 - 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

学生に対しては、履修登録前のオリエンテーション時に自主学習をするよう指導しており、教員は、シラバスに「自学自習についての情報」という項目を設け、全学的に自学自習の周知を図っている。また、単位認定後、授業科目実施報告書に「自主学習支援に関する授業担当者のコメント」を記入し、自主学習状況の確認を行っている。コメントから、授業に発表形式や課題提示を取り入れて、自主学習への配慮をしていることがわかる。

自主学習支援の環境整備については、情報処理センター、附属図書館等の共同利用施設の時間外利用ができるようにしている。

基礎学力不足の学生のうち、再履修の学生に対しては、5時限目に別クラスを開設し対処している。教科や専攻によっては、補充授業を行っている。修得単位僅少者への個別指導は、指導教員が行っている。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮が組織的に行われていると判断する。

5 - 2 - 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5 - 3 - 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

成績評価基準は、「優（100～80点）」、「良（79～70点）」、「可（69～60点）」、「否（59点以下）」の評語と評点をもって判定し、「可」以上を合格として単位認定している。これらの基準は、全学的に策定したものであり、入学時のオリエンテーションや履修指導において説明し、履修案内や授業案内の冊子等でも明示している。成績の発表は、所定の時期に直接本人に行っている。

各授業科目の評価方法については、シラバスに評価の配点比率と評価の要点を記載し、学生に周知して

いる。

卒業認定基準については、学則第 19 条の規定に基づき、学校教育教員養成課程と総合科学課程それぞれの授業案内等に明記し、入学時のオリエンテーション及び履修指導での説明や、履修案内、大学ウェブサイトにより、学生への周知を図っている。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5 - 3 - 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

具体的な成績評価は、授業科目ごとにシラバスにその方法を明記し、100 点満点で採点している。総じて、筆記試験、レポート、実技試験及び授業への出席状況を総合して行われており、シラバスにはそれぞれの方法による評価が成績評価に占める割合も明記している。評価は定期試験の結果のみによらず、多くの授業科目でミニテストや小レポートを随時課し、形成的評価に努めている。

「卒業生アンケート」の「成績評価は総じて適切でしたか」という問いに対して約 93%が、「適切だった」、「ある程度適切だった」と回答している。

卒業認定については、教務委員会で必修科目の単位修得状況や科目区分ごとに設定された単位数の条件を満たしているかについて確認し、その後教授会で判定を行っている。卒業要件である卒業論文・卒業制作については、各専攻単位で構成教員による合議で評価を行っている。

これらのことから、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5 - 3 - 成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に関する申し立て等が考えられる。）が講じられているか。

学生への成績通知の後、成績内容に異議がある場合には、学生は授業担当教員に申し立てを行うことができる。学生の申し立てを受けた授業担当教員は、成績を確認した上で、その結果を学生に伝える。修正が必要な場合は、そのことを速やかに教務課に申し出て修正を行い、あらためて教務課から学生に伝えることになっている。授業担当教員が非常勤講師等で、学生が直接申し出にくい場合は、その学生の指導教員や教務課窓口に応じ、相談を受けた者が授業担当教員に連絡をとり、上述の措置を講じている。

成績評価に対する学生からの異議申し立てに対しては、申し立ての手続きを明示するなどの措置はとられていないが、授業担当教員が受け付けて速やかに対応している。

これらのことから、成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられていると判断する。

<大学院課程>

5 - 4 - 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。

教育学研究科修士課程では、学校教育専攻、障害児教育専攻、教科教育専攻の 3 専攻を設置し、「修士（教育学）」の学位を授与している。教育課程は、専攻ごとに、「学校教育に関する科目」、「障害児教育に関する科目」、「教科教育に関する科目」、「自由選択」、「課題研究」から構成され、履修基準に従って所定の単位を修得することにより、教育職員の専修免許を取得することができる。教科教育専攻にあつては、「教科教育に関する科目」の中に、それぞれの専修の「教科教育に関する科目」、「教科専門に関する科目」、「専修共通科目」を立て、それぞれ 4 単位、6 単位、4 単位を修得することによって、教科に関する分野

と教職に関する分野、両方の専門性を深めるよう意図されている。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっていると判断する。

5 - 4 - 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

授業内容については、専攻や専修のねらいや特色に合わせて、講義(特論、特講)演習等から構成され、大学院の目的(「学部における教養あるいは教職経験の上に、広い視野に立って精深な学識を授け教育関係諸科学の研究を深めることにより、教育の理論と実践に関する優れた能力を有する教育者の養成を目的とする」)に沿ったものとなっている。

平成17年度に、文部科学省の「大学・大学院における教員養成推進プログラム(教員養成GP)」のプロジェクトとして「魅力ある教職生涯支援プロジェクト in 京都」が採択され、京都府・京都市教育委員会との連携による「現職教員の再教育」に重点を置く大学院改革に着手した。教員のライフステージに応じた必要とされる資質や力量を高めるために、「ベーシック講座」(若手教員の力量を伸ばす)、「エキスパート講座」(中堅教員の得意分野を伸ばす)、「実践教育学講座」(実践と理論の融合を図る)、「学校経営改善講座」(学校管理職に必要なマネジメント能力を養う)などの講座を平成18年4月から(「学校経営改善講座」は17年度から)開設した。これらの講座は、履修方法の弾力化・履修機会の拡大のため、科目等履修生制度を活用するとともに、大学院課程のカリキュラムに位置づけ、正規の学生も受講できる(一部条件付き)ようにした。

また、平成18年度には、文部科学省の「資質の高い教員養成推進プログラム(教員養成GP)」のプロジェクトとして「連合大学院による教員養成高度化京都モデル」が採択されている。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5 - 4 - 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。

平成17年度シラバス、アニュアルレポート2005、さらに授業の際に配布された資料等から見て、学界、教育界及び社会の動向を踏まえた授業が展開されていると認められる。

これらのことから、授業の内容が、研究活動の成果を反映したものとなっていると判断する。

5 - 4 - 単位の実質化への配慮がなされているか。

単位認定には、授業(講義、演習、実験・実習及び実技に区分)1単位につき標準45時間の学修を要することを教育学研究科学生便覧に明記し、入学時のオリエンテーション及び各専修の履修指導の際に指導している。1単位の授業時間は、講義、演習は15時間、実験、実習及び実技は30時間を要するので、残りの30時間ないし15時間は自習するよう指導している。

自主学習については、学習内容の理解や学習意欲を喚起するため、レポートを課すなどしている。また、休講の場合には補講を実施し、学修の時間確保に努めている。

これらのことから、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5 - 4 - 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

大学院では、学部からの進学者や現職教員などの多様な学生に対応するために、平成2年度に研究科が設置された当初から、昼夜開講の形態をとっている。各専修においては、個々の授業を隔年ごとに昼間（3時限目か4時限目）と夜間（5時限目か6時限目）に交互に開設することによって、昼間か夜間のどちらかだけでも、2年間で必要単位を修得できるように工夫している。平成17年度からは、時間割を1日7時制限にして、夜間の開始時間を17時30分から18時に繰り下げ、現職教員などが授業に出席しやすくなるよう配慮した。サテライト教室（キャンパスプラザ京都）も開いている。

これらのことから、学部からの進学者や現職教員等、多様な学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされていると判断する。

5 - 5 - 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。）

専攻や専修のねらいや特色に合わせて、講義（特論、特講）と演習の組み合わせを基本としながら、実験・実習形態の授業もある。各専修の授業の多くは、少人数で担当教員の研究室において行っており、対話、討論の形式をとることが多い。授業によって、テキストや資料を配布し、ビデオ、コンピュータなどを利用して講義を行ったり、スペース・コラボレーション・システム（以下、「SCS」という。）を利用した遠隔共同講義に参加して、受講者（他大学の受講者を含む。）と討論したり、概要を講義した上で課題を提示し、受講者が持ち回りで発表を行い議論する形式、冬期に巡検形式で実施するものもある。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5 - 5 - 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

平成17年度からシラバス作成要領を定め、それに基づいてシラバスを作成している。シラバスの活用状況については、平成17年度修了生アンケート調査の結果によると、「利用した」、「ある程度利用した」を合わせて8割程度の学生が利用していることがわかる。少人数授業であることに加え、受講生が多様であるため、実際には、シラバスを骨子としながら、その年度の受講生に合わせて臨機応変に対応している。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5 - 5 - 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5 - 6 - 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。

大学院学生は入学時に研究課題を提出し、それを基に学生の志望を重視して、1人の学生に2人の指導教員が履修指導と研究指導に当たっている。このことは「指導教員制」として明文化され、「教育学研究科学生便覧」に記載されており、次の3項目からなる。各学生に対して、大学院担当教員の中から2人の

指導教員を定める。指導教員のうち1人は学生の希望を考慮して専修で決定する。他の1人は専修で指定する。指導教員は学生の入学時から修了時まで一貫して指導に当たるものとする。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われていると判断する。

5 - 6 - 研究指導に対する適切な取組(例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、TA・RA(リサーチ・アシスタント)としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練等が考えられる。)が行われているか。

1人の大学院学生に2人の指導教員が指導に当たるが、学生の研究課題によって、2人の指導教員は同一分野の教員である場合も異なる分野の教員である場合もある。2年次の「課題研究」(修士論文指導)では、2人の教員が別々の時間に指導に当たることもあれば、同時に指導することもある。また、同じ分野の研究課題をもつ複数の学生を同じ場で複数の教員が指導することもあり、必要に応じて最も適切な形態や方法をとっている。そうした指導体制のもとで、個々の学生は複数の教員と協議しつつ、主体的に研究テーマを決めている。修士論文のテーマについては、その多くが学校教育、教科教育に関するものとなっている。

また、学部の演習や実習などの授業に、大学院学生をTAとして参加させることにより、大学院学生は自分の専門とする知識や技能等について整理したり深めたりするとともに、授業の仕組みや指導のあり方、教材や教具の準備など、教育の実際について具体的に学ぶ機会になっている。

これらのことから、研究指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5 - 6 - 学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。

大学院学生は、個別の研究テーマについて2人の指導教員により、研究面及び学位論文(修士)作成面での指導を受ける。1年次には、履修指導等により各自が志望する関連分野の授業(特論や特別演習など)を受講しながら、指導教員のゼミで、基礎調査や関係文献の購読等を行い、2年次に「課題研究」において、研究テーマや研究構想のもとに修士論文を仕上げていく。専修や分野により、修士論文の中間発表会や完成段階の発表会を開いているところもある。発表者はその機会に助言を得たり、自分の論文を客観視したりすることができ、また、そこに参加した1年次の学生には、自らの研究テーマについて模索する好機となる。

これらのことから、学位論文に係る指導体制が整備され、機能していると判断する。

5 - 7 - 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

授業科目の成績は、「100点を満点とする点数でもって表し、60点以上を合格とする。学生には、優、良、可、否の評語をもって示す。(優・80~100、良・70~79、可・60~69、否・59以下)」と教育学研究科学生便覧に明記するとともに、入学時のオリエンテーションや履修指導において、学生に説明している。個々の科目の具体的な成績評価基準は、各授業のシラバスに示しており、評価の観点や方法は、授業中の成績、授業に関連するレポートの成績、試験成績など、授業のねらいや特性に合わせて多様に工夫している。

修了認定基準については、大学院規則第30条の規定に基づき、教育学研究科学生便覧に、専攻ごとの「履修基準及び履修方法」及び「学位及び修士論文(修了の要件)」を明記している。修了認定基準についても、オリエンテーションや履修指導において説明している。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断

する。

5 - 7 - 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

成績評価は、それぞれの教員が、授業の到達目標に対応させた具体的な観点や方法を用いて評価を行い、単位認定している。科目ごとに、多様な評価方法がとられているが、それぞれの方法による評価が成績評価に占める割合も明記している。評価は、シラバスに記された評価方法に従って、優、良、可、否の4段階で行い、その上で単位を認定している。

修了生アンケートの「成績評価は総じて適切でしたか」という問いに対して、約95%が「適切だった」、「ある程度適切だった」と回答している。

修了要件である修士論文については、学位規程に基づき、指導教員を含む3人以上の審査委員からなる審査委員会を設置し、主査を中心とする審査委員会の審査及び最終試験を経て、合否を判定している。修了認定は、大学院規則第30条の規定に基づき、原則2年以上在学し、30単位以上履修した上で、修士論文及び最終試験に合格した者について、教務委員会に諮られた後、教授会で決定する。

これらのことから、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5 - 7 - 学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。

修士論文の審査に当たっては、学位規程に基づき、教授会が審査委員会を設置している。審査委員は、教授会の付託を受けた各専修会議で候補者を選定し、決定している。審査委員会は、修士論文を提出した学生が所属する専修及び当該修士論文の内容と関連する専修等に属する研究科担当教員のうちから、指導教員を含む3人以上の審査委員をもって組織している。各審査委員会は、提出された修士論文について、主査を中心に厳正な審査を行い、最終試験を実施して、合否を判定する。その後、教務委員会に諮られた後、教授会において修士の学位授与を決定している。

これらのことから、学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能していると判断する。

5 - 7 - 成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。

学生への成績通知の後、成績内容に異議がある場合には、学生は授業担当教員に申し立てを行うことができる。学生の申し立てを受けた授業担当教員は、成績を確認した上で、その結果を学生に伝える。修正が必要な場合は、そのことを速やかに教務課に申し出て修正を行い、あらためて教務課から学生に伝えることになっている。授業担当教員が非常勤講師等で、学生が直接申し出にくい場合は、その学生の指導教員や教務課窓口へ申し出て、相談を受けた者が授業担当教員に連絡をとり、上述の措置を講じている。

成績評価に対する学生からの異議申し立てに対しては、申し立てに関する手続きを明示するなどの措置はとられていないが、授業担当教員が受け付けて速やかに対応している。

これらのことから、成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられていると判断する。

<専門職大学院課程>

該当なし

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

学校教育教員養成課程のカリキュラムに、附属学校を場とする「学校教育・観察参加研究」のほかに、公立学校との連携による「教育課題研究実地演習」、「学校インターンシップ研修」、「教職キャリア実践論」などの科目が用意され、教員養成系大学としての特色ある取組が見られる。

平成17年度に「知的財産創造・活用力を育成する教員の養成」が文部科学省現代GPに採択されている。また、平成17年度に「魅力ある教職生涯支援プロジェクト in 京都」、平成18年度に「連合大学院による教員養成高度化京都モデル」が文部科学省教員養成GPに採択されている。

基準6 教育の成果

6 - 1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6 - 1 - 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

大学の目的に沿い、学部の教養教育や学校教育教員養成課程、総合科学課程それぞれに応じた専門教育等について、学生が身に付ける力、資質・能力や養成しようとする人材像は、『大学案内』や『学生募集要項』等の冊子で明示し、オープンキャンパスや新入生オリエンテーションでも説明している。大学院についても、目的及び養成しようとする人材像は、『大学院教育学研究科修士課程案内』に明示し、大学院入試説明会や新入生オリエンテーションで説明している。

その達成状況の検証については、指導教員が個別の学生の履修状況を把握し、それぞれの問題を所掌する関係委員会と情報を交換しつつ、各専攻・専修が所属する学生について行ったのち、全学的に、成績、単位修得、卒業・修了判定、免許・資格取得等に関する事項については教務委員会、教育実習を中心とする実地教育関係は実地教育委員会、進路・就職は学生生活・就職対策委員会においてそれぞれ検討の上、教授会で行っている。大学評価室では卒業・修了時にアンケート調査を実施し、教育成果達成状況の検証・評価を行っている。

これらのことから、学生が身に付けるべき学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6 - 1 - 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位取得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

学生が身に付ける学力や資質・能力については、『平成17年度授業科目実施報告書 中間まとめ』の「授業の目標と対応させた達成度」において、学部、大学院、いずれも8割が「十分に達成できた」又は「かなり達成できた」と回答している。また、成績評価の結果については、学部では8割以上が合格、54.9%が「優」、大学院では9割以上が合格、87.8%が「優」となっている。学部の科目では、共通教育科目等の「優」の比率が7割以上であるのに対して、教職科目等や専攻専門科目等では5割に至っていない。「達成度」評価と成績評価の結果は、ほぼ一致している。

卒業・修了時の資格取得状況については、平成16年度の学校教育教員養成課程卒業生187人中、教員一種免許状取得者は延べ531人（小学校134人、中学校169人、高等学校184人、養護学校14人、幼稚園30人）、総合科学課程卒業生158人中では、教員一種免許状取得者延べ168人、学芸員資格取得者28人となっている。学校教育教員養成課程では、二種類の教員免許状取得を義務づけていることもあり、多くの学生が二つ以上の一種免許状を取得している。また、大学院では、平成16年度64人の修了者中、専修免

許状取得者延べ98人(幼稚園1人、小学校21人、中学校34人、高等学校40人、養護学校2人)のほか、臨床心理士受験資格取得者や学校心理士の申請資格取得者がいる。

これらのことから、おおむね教育の成果は上がっていると判断する。

6-1-1 学生の授業評価結果等から見て、大学が編成した教育課程を通じて、大学の意図する教育の効果があったと学生自身が判断しているか。

平成17年度卒業生アンケートにおいて、大学の教育がその目的に合致しているかという問いに対して、学校教育教員養成課程では80.1%、総合科学課程では74.3%が「合致している」、「ある程度合致している」と回答している。また、「総じて、本学の教育に満足していますか」との問いに対しては、学校教育教員養成課程では88.4%、総合科学課程では80.3%が「満足」又は「ある程度満足」と答えている。これは、授業アンケートの「総合してみるとあなたはこの授業にどの程度満足していますか」との問いに対して、約8割が「満足している」、「だいたい満足している」と答えていることとほぼ対応する。

大学院修士課程においては、平成17年度修了生アンケートで、大学院の教育がその目的に合致しているかという問いに対し、90.3%が「合致している」、「ある程度合致している」と答えている。

これらのことから、大学の意図する教育の効果が上がっていると判断する。

6-1-1 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業(修了)後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

学校教育教員養成課程における平成16年度の教員就職率は67.6%(正規採用25.1%、非常勤採用42.5%)で、前年度の教員就職率61.5%を上回っている。学校教育教員養成課程では、約8割が教員を志望しており、非常勤採用を含めると、多くの者が教員になっている。総合科学課程では、48.1%の卒業生が企業・公務員等に就職している。また、総合科学課程卒業生の中から、教員になる者が増加する傾向にある。

平成16年度大学院修了生57人(留学生を除く。)の修了後の進路の内訳は、現職教員11人、教員就職20人(正規採用13人、非常勤採用7人)、企業・公務員16人、進学1人、その他9人となっている。修了生の教員就職率が低い理由の一つには、高等学校の教員を志望する学生が多いにもかかわらず、需要が少ないことがあげられる。

教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、卒業・修了後の進路の状況等の実績から見ると、学校教育教員養成課程では、教員就職率が前年度を大きく上回っている。これは、教員採用試験に対する支援の強化と小学校教員の需要が増えた結果である。教員を志望する学生の多くが採用されている。この点では、教育の効果が上がってきていると言ってよい。

これらのことから、教育の成果や効果が上がってきていると判断する。

6-1-1 卒業(修了)生や、就職先等の関係者から、卒業(修了)生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しているか。また、その結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

毎年3月に卒業生・修了生にアンケート調査を実施している。平成17年度卒業生アンケートにおいては、在学中の教育について、学部、大学院ともに、85%以上の卒業生・修了生が「満足」、「ある程度満足」と評価している。

平成 17 年度に、京都府・京都市のすべての公立学校教員（約 2,800 人）を対象に「地域と連携した教育の総合大学としてのあり方に関する調査研究」を行い、教育理念に関する項目で、「教育についての専門的知識・技術の身に付く大学」について、「大変そう思う」、「まあまあそう思う」を合わせた肯定的意見が 90%を越え、「優秀な教員を送り出してきた大学」、「さまざまな専門性をもった教員のいる大学」では 80%程度であった。教員養成への貢献度に関する項目では、「教科指導のための専門的知識・技能」についての肯定的意見は 90%弱、「生徒指導・生活指導において子どもを深く理解する力量」及び「教師自身の豊かな人間性」については 70%強であった。

これらのことから、在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しており、その結果から、教育の成果や効果は上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 6 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

平成 17 年度に、京都府・京都市の全公立学校を対象に、「地域と連携した教育の総合大学としてのあり方に関する調査研究」を実施し、教育の成果や効果について高い評価を得ている。

基準7 学生支援等

- 7 - 1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7 - 2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7 - 3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7 - 1 - 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

教育課程や履修手続きに関するガイダンスは教務委員会で審議され、教授会で決定されている。学部、大学院、専攻科の新生(編入生を含む。)オリエンテーションは、入学式当日を含む3日間に、全学的説明の後、専攻・専修ごとに行われている。

在学生オリエンテーションは、年度末の3日間に、それぞれの学年次ごとに全体オリエンテーションと専攻別オリエンテーションを行い、年度ごとの課程表の変更等に対応している。また、専攻選択のためのオリエンテーションを行っているコースもある。取得を希望する教員免許や資格の問題に加えて、改組が続き、年度ごとの変更等も重なって、カリキュラムが複雑になっている。そのため、必要に応じて教務委員会主催の履修相談会(カリキュラムカウンセリング)を開催するなど、学修支援にはきめ細かな対応が行われている。単位や資格については、教務課窓口で常時相談に応じている。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7 - 1 - 学習相談、助言(例えば、オフィスアワーの設定等が考えられる。)が適切に行われているか。

学習相談に関しては、指導教員制を採って対応している。これは、「指導教員に関する申合せ」にあるとおり、「学生の広義な学生生活に関する良き相談相手等として機能する」ことを旨とし、指導教員は、修学・身分・生活上の指導及び助言を職務として、半年ごとの履修登録時に履修指導を行っている。

履修登録に当たっては、指導教員が学生と面談して履修状況を確認し、教務課窓口では登録用紙における指導教員の押印を確認して受理している。この方式は卒業判定時のうっかりした単位修得ミスを少なくすることを意図しているが、修得単位僅少者と指導教員との接点にもなり、学生指導の面からも重要な意味を持っている。

これと並行して、教員のオフィスアワーを設定し、大学ウェブサイトやオリエンテーション時の配布物にオフィスアワー一覧を記載して学生に周知し、その利用を呼びかけている。

これらの支援は制度的には整備されてはいるものの、学生の実際の利用状況は必ずしもそれに十分見合うものとはなっていない。しかしながら、それに向けた取組自体には適切さが認められる。

これらのことから、学習相談、助言が適切に行われていると判断する。

7 - 1 - 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

授業に関しては、FD委員会が前後期各1回学生による授業アンケートを実施し、その中で授業内容に

についての理解度や満足度を尋ね、自由記述による意見を集約して、結果を各教員にフィードバックし、改善につなげている。

学生生活については、学生生活・就職対策委員会が学生生活実態調査を行い、学習環境等の把握にも努めている。

また、学長主催のランチミーティング（1年次生及び編入学生を対象）や、副学長のオフィスアワー、改組に伴う全学生に対する説明会等、学長や副学長が直接学生と話す機会を設け、学生のニーズの把握に努めている。

さらに学生の意見や要望を聴取するため、「意見箱」を設置している。備え付けの用紙に記入し投函するか、Eメールで投書する方法を採り、内容に応じて、関係委員会で検討し対応している。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7 - 1 - 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7 - 1 - 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）への学習支援が適切に行われているか。

留学生に関しては、留学生指導教員を配置し、事務体制も留学生係を置いて対応している。また、論文指導や学習相談のための日本人学生のチューターを配置している。留学生のための授業科目として、総合科目・外国語などの共通教育科目に、留学生のみが受講できる日本語科目や基礎科目を開設し、留学生の日本理解や修学を支援している。

障害のある学生に関しては、現在、聴覚や視覚、肢体不自由等の障害のある学生が在籍しているため、ノートテイクの配備、拡大したプリント類の事前配布、試験の場合の拡大した問題用紙の配布や時間の延長等、配慮すべき事項を記した「身体に障害のある学生への特別措置に関する通知文例」を、開講時に授業担当教員に配付することで対応している。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への学習支援が適切に行われていると判断する。

7 - 2 - 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

自主的学習環境としては、附属図書館における自習設備や情報処理センターの端末室開放があり、17時以降の時間外も附属図書館は平日21時まで、情報処理センターは19時30分まで利用できるようになっている。

このほかの学習環境としては、学生のための研究室及び演習室、芸術系の制作室やピアノ個人練習室等の部屋を配備しており、自主的学習に活発に利用されている。

しかしながら、一方で施設整備の不十分さや利用にあたっての不便さが学生から指摘されており、これをうけて現在自主的学習環境の整備が進められている。

これらのことから、自主的学習環境がおおむね整備され、利用されていると判断する。

7 - 2 - 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

クラブやサークルの課外活動への支援については、物品貸出、施設利用、大会開催等は学生課が担当し、施設整備等の要望事項は文化会・体育会を通じて学生生活・就職対策委員会が集約し、関係委員会と検討した上で可能なものについて対応している。毎年定例的に大学と学生団体との懇談会を開催し、学生のニーズを把握して、課外活動が円滑に行われるよう対応している。

関係施設の整備については、平成17年度には、大学会館大集会室に空調機設置及び防音ガラス窓を設置し、体育館アリーナの改修等を行った。

これらのことから、支援が適切に行われていると判断する。

7-3- 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。

学生の生活に関する相談・助言は、指導教員制の導入やオフィスアワーの設定に加えて、いくつかの取組みが行われている。学長より委嘱された「学生相談担当教員」を置き、学生からの相談に応じている。また、臨床心理士による「学生カウンセリング」やセクシュアル・ハラスメント防止委員会による「セクシュアル・ハラスメント相談窓口」、保健管理センターの「こころとからだの健康相談」等が、常時利用できる体制をとっている。

就職に関しては、学生生活・就職対策委員会の下に就職対策連絡会議を設け検討を重ねているほか、教育委員会より推薦された相談員（平成18年度からは客員教授）を置き、希望学生はその相談員や学生課の就職担当職員に相談することができるようになっている。また、就職のための「教員採用セミナー」、「企業就職セミナー」を実施している。

これらのことから、必要な相談・助言体制が整備され、機能していると判断する。

7-3- 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等が適切に行われているか。

留学生への支援に関しては、日本人学生のチューターを配置しているほか、国際交流会館による住居の整備を行うとともに、留学生に関する経費を予算化し、外国人留学生交流会、外国人留学生実地見学旅行、留学生と地域住民のためのプログラム等の活動を行っている。障害のある学生への支援に関しては、教室やトイレの改修、スロープの設置を行うとともに、バリアフリーマップを作成するなど、その改善に努めている。なお、その整備については不十分な箇所も見受けられるが、順次改善の努力が行われている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への生活支援等が行われていると判断する。

7-3- 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

「意見箱」の設置や各種学生相談のほかに、より組織的な取組みとして、必要に応じて「学生生活実態調査」を実施し、学生の様々なニーズを把握している。最近では平成15年度に全学生を対象として調査を実施したが、平成16年度には1年次生を、平成17年度には1年次生から3年次生までを、それぞれ調査対象として実施している。これらは、学生のニーズを把握し、適正な指導・助言を行うことによって、学生がよりよい学生生活を送ることができるよう、そのための基礎資料を得ることを目的としている。

この「学生生活実態調査」で集められた回答は、統計処理の上、報告書としてまとめ、学内に配布し、大学ウェブサイトに掲載している。学生生活・就職対策委員会は、それらを基礎データとして問題を検討

し、学生の生活や就職、経済面での援助等、一層の支援を図っている。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7 - 3 - 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

学生への経済面の援助に関しては、奨学金の貸与や授業料免除を実施するとともに、男女別の学生寮を置くなどの支援を行っている。それらに関する審議、運営には学生生活・就職対策委員会が当たっている。

奨学金貸与を希望する学生は年々増える傾向にある。平成 17 年度には日本学生支援機構第一種奨学生と「きぼう 21 プラン」のいずれかの奨学金を貸与されている学部学生及び大学院学生は全体の約 3 割となっている。

授業料免除に関しては、学生生活・就職対策委員会に授業料免除及び徴収猶予選考委員会を置いて、学内免除のうち、全額免除者数を少なくし、半額免除者数を多くして、増加した出願者に対応する措置をとっている。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 7 を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

学習相談等の支援が制度的には整備されているが、学生の実際の利用状況が必ずしもそれに十分見合うものとはなっていない。

施設全体としてバリアフリー化が十分ではない。

基準 8 施設・設備

- 8 - 1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8 - 2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8 - 1 - 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。

施設に関しては、学部収容定員 1,200 人の大学としては十分な面積や施設を有している。教育研究施設として、情報処理教育と環境教育の中心的役割を担う「情報処理センター」と「環境教育実践センター」があり、附属図書館は教育研究のための文献資料等を所蔵している。理科実験室、調理実習室、木工室、LL 教室、美術実習室など各教科教育に応じた教室のほか、実験室 54 室、実習室 44 室、演習室 56 室、ピアノ個人練習室 42 室等、各種の実験・実習室も整備されている。

講義室等の施設は、通常の講義以外にも課外活動や各種セミナー（就職ガイダンス等）でも利用しており、稼働率は高いものとなっている。キャンパスマスタープランでは、附属図書館の増築、教育実践総合センターの増築、体育館の改築など、施設の一層の整備充実を計画中である。また、耐震強度の脆弱な建物が 2 割を超えているため、耐震強化のための改修計画を策定している。

これらのことから、施設の耐震性強化の早急な実施が望まれるものの、施設・設備が整備され、有効に活用されていると判断する。

- 8 - 1 - 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

情報ネットワークについては、情報化推進室と情報処理センターがその整備に当たっている。

情報処理センターは、理数系だけでなく、文科系、芸術体育系の授業での利用も多く、また学生の自主利用も活発である。17 時以降については、学生を非常勤職員として配置し、利用者に対するサポート体制の充実を図っている。

これらのことから、情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されていると判断する。

- 8 - 1 - 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

施設については、設置目的や運用規程等を学内規則で定めている。施設の利用等については、新入生オリエンテーション時に説明するとともに、教職員に対しても、運用や利用案内について、大学ウェブサイトや冊子の配布等で周知している。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されていると判断する。

8 - 2 - 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

図書、学術雑誌、視聴覚資料の収集・整備については、附属図書館がその役割を担っている。平成 18 年 5 月 1 日現在、蔵書は和書、洋書合わせて 288,753 冊、和雑誌 3,256 種類、洋雑誌 916 種類を所蔵している。資料の収集は、図書館長の下に資料選択委員会を置き、方針の策定や実施にあたっている。

大型コレクションとしては、米国教育情報センター資料（1966-1985）、鍵盤楽器研究学位論文集（1971-1980）、師範学校史・各教育史和文コレクション、全英記録文書所在総目録等も整備している。

平成 17 年度の利用状況は、入館者数が約 75,500 人、貸出冊数が約 24,000 冊となっている。

しかし、附属図書館配架図書並びに教員研究室配置図書の構成は学生の学習意欲を満足させるものとなっていない。

これらのことから、附属図書館及び教員研究室の図書の配置について工夫が望まれるものの、教育研究上必要な資料が整備され、活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 8 を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

耐震強度の脆弱な建物が 2 割を超えている。

附属図書館及び教員研究室の図書の配置が、学生の必要に応じるものとなっていない。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。

9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準9を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1- 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

卒業・留年者数及び単位認定に関する資料、留学派遣状況、教育実習参加状況及び学位・免許・資格の取得状況等、教育の状況については、関係各委員会を中心に、大学として常に把握できる体制にある。

また、シラバスと授業科目実施報告書、教育内容や成績評価、授業アンケートの結果、学生の成績結果、卒業論文題目、修士論文題目及び修士論文の要旨については、大学または各専修が蓄積し、保存している。

これらのことから、教育活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1- 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

授業に関しては、FD委員会を中心に、学期ごとに授業アンケートを実施し、アンケート結果は担当教員に通知するとともに、報告書の形式で教員や学生にフィードバックしている。

大学に対する要望や満足度に関しては、学生生活・就職対策委員会が「学生生活実態調査」を行うとともに、大学評価室が卒業生・修了生を対象にアンケートを実施している。調査結果は教員及び関係委員会等にフィードバックされ、教員の自己点検及び大学評価の資料となっており、「分野別教育評価(教育学系)自己評価書(大学評価・学位授与機構)」や「自己点検・評価報告書(大学基準協会)」で用いている。

各教員レベルでは、指導教員や学生相談担当教員が学生からの質問や相談に応じる体制にある。また、オフィスアワーの設定や「意見箱」の設置のほか、学長主催のランチミーティング(1年次生及び編入学生を対象)や副学長のオフィスアワーによる意見交換の機会も設けられており、そこでの意見は関係委員会での検討事項となることもある。

これらのことから、学生の意見の聴取が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1- 学外関係者(例えば、卒業(修了)生、就職先等の関係者等が考えられる。)の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

毎年度、卒業生・修了生に対してアンケート調査を実施し、集計結果を学内専用のウェブサイトに掲載して、大学構成員にフィードバックしている。また、その結果を踏まえ、関係委員会で検討し、カリキュラムの見直しや就職支援対策等の参考資料として活用している。

学外者の意見の反映に関しては、大学評価室が中心となり、卒業生・修了生から大学の教育状況に対する意見や評価を受け、それらの意見や評価を大学の業務改善や自己点検・評価に適切に反映する体制を整

えている。

これらのことから、学外関係者の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切に反映されていると判断する。

9 - 1 - 評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しや教員組織の構成への反映等、具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

平成 13 年度に受けた大学基準協会の加盟判定審査、大学評価・学位授与機構の分野別評価（教育学系）に係る報告書及び平成 17 事業年度に係る業務の実績に関する報告書等を、刊行物又は大学ウェブサイトで開催している。大学基準協会には、加盟判定評価結果を受けて、平成 17 年に改善報告書を提出し、改善への取組みが認められた。それに基づく具体的かつ継続的な教育の質の向上・改善方策は学内外に明示されている。

また、教務委員会及びFD委員会を中心に、全教員にシラバスの作成を義務づけ、授業期間中には学生による授業評価を実施し、授業終了後に各教員から授業科目実施報告書の提出を求める、といった教育活動に関する自己点検・評価のシステムを立ち上げている。

教育課程については、社会的要請と学生や学外関係者の意見・評価を踏まえ、教学支援室及び学部改組委員会が中心となり、教育課程の見直しを行った。その結果、平成 18 年度より総合科学課程の募集を停止し、学校教育教員養成課程に一元化することとなった。このような教育課程の見直しや教員組織の構成については、役員会、企画調整室及び教学支援室が連携しながら、継続的に検討する体制にある。

これらのことから、評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるシステムが整備され、具体的かつ継続的な方策が講じられていると判断する。

9 - 1 - 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

FD委員会の下で、毎学期、各授業科目について受講学生による授業アンケートを実施し、その結果を授業担当教員にフィードバックする体制ができている。

また、各教員は、教務委員会に、各授業科目について、授業実施前にシラバスを提出し、成績提出後に授業科目実施報告書を提出している。このようなシステムの中で、各教員は、教科書の変更や講義ノートの改良及び教材のIT化等の改善を行い、授業内容や方法の改善を行っている。こうして、各教員は、シラバスの作成から授業科目実施報告書の提出に至る一連のプロセスやFD委員会を中心とした研修会等を通して、教育の質の向上を図るよう努めている。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、継続的改善を行っている判断する。

9 - 2 - ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

FD委員会や教務委員会による授業アンケートの実施やFDニュースの発行、FD研修会の開催、授業科目実施報告書の取りまとめにより、学生や教員のニーズをくみ上げる取組みや情報提供のシステムが整備されている。また、大学コンソーシアム京都が主催している「FDフォーラム」に教員を派遣し、FD活動に関する情報収集や研修も行っている。さらに年間を通した活動成果を『FD活動報告書』として刊行している。

シラバスの作成、授業アンケート及び授業科目実施報告書の取りまとめやFD 研修会活動の中で、教育の質の向上を図るための全学的なシステムが整備されつつある。

これらのことから、FDについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されていると判断する。

9 - 2 - ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

FD委員会及び教務委員会を中心とした授業アンケートやFD研修会の開催等、授業改善の取組みにより、さまざまな改善を個々の教員が行っている。実地教育についても、実地教育運営委員会が中心となり、事前・事後指導、報告会等を開催し、成果の共有化を図り、教育の質の向上や改善に努めている。

これらのことから、FDが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9 - 2 - 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

教育支援者に対する資質向上の取組みとしては、各種の研修会や説明会への派遣を中心に行っており、TA等の教育補助者は、授業の演習や実習等において、授業担当教員と連絡をとりつつ、教育支援活動を行っている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切になされていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

学長主催のランチミーティングや副学長のオフィスアワー等によって、学長や副学長が学生と意見を交換する機会を設け、得られた意見を関係委員会で検討している。

基準 10 財務

- 10 - 1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10 - 2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10 - 3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10 - 1 - 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 17 年度末現在の資産は、固定資産 35,915,095 千円、流動資産 953,875 千円であり、合計 36,868,971 千円である。なお、教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎等の資産を有している。

負債については、固定負債 1,269,126 千円、流動負債 907,402 千円であり、合計 2,176,528 千円である。なお、負債については、ほとんどが実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

10 - 1 - 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

経常的収入としては、運営費交付金、学生納付金及び外部資金等で構成されている。

平成 13 年度からの 5 年間における状況から、学生納付金収入は安定して確保されている。また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定して確保されている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10 - 2 - 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

平成 16 年度から平成 21 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、教育研究評議会、経営協議会及び役員会の議を経て、学長により決定されている。これらの計画は大学ウェブサイトで公表されている。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10 - 2 - 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成 17 年度において、経常費用 5,079,553 千円、経常収益 5,219,533 千円であり、経常利益 139,979 千円、当期総利益が 98,647 千円となっている。なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10 - 2 - 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

予算配分に当たっては、教育研究評議会及び経営協議会等で審議し、役員会で決定している。

平成 17 年度においては、教育研究の重点化及び活性化のためのプロジェクト推進経費、教育研究活性化経費、教育研究重点化経費等の競争的経費等、教育研究活動に必要な経費を配分している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10 - 3 - 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

法令に基づき、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、6年間一般の閲覧に供しなければならないこととなっている。法令を遵守し、財務諸表について、文部科学大臣の承認を受けた後、財務諸表等を適切な形で公表するとともに、大学ウェブサイトでも公表している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10 - 3 - 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査が行われている。

監事の監査については、監事監査実施要領等に基づき実施されている。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施されている。

これらの監査報告書は大学ウェブサイトで公表されている。

内部監査については、内部監査要領等に基づき、監事が会計課長に実施させることとなっており、会計課職員が、監査を実施している。

これらのことから、内部監査体制の独立性確保などの方策が求められるものの、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 10 を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11 - 1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11 - 2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11 - 3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 11 - 1 - 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

管理運営組織は、国立大学法人法に基づく「学長選考会議」、「役員会」、「経営協議会」、「教育研究評議会」、「教授会」を設置するとともに、学長のリーダーシップによる機動的、戦略的な大学運営を推進するために、法人に「企画調整室」、「教学支援室」、「大学評価室」、「情報化推進室」の4室を設置している。また、法人と大学の一体的な運営を推進するために、理事3人のうち2人は副学長を、1人は事務局長を兼務しており、大学評価室の室長には学長を、他の3室の室長には理事を充てている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、必要な職員が配置されていると判断する。

- 11 - 1 - 大学の目的を達成するために、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

国立大学法人にあっては、国立大学法人法に基づき、経営に関する重要事項は経営協議会で、教育研究に関する重要事項は教育研究評議会に審議された後、役員会の議を経て学長が決定する仕組みになっている。

懸案事項の検討に関しては、既存の委員会とは別に、役員会の下に非常置の作業グループ(以下、「WG」という。)を設置し、特化した事項を集中的に審議し、迅速な意思決定のための情報提供を行っている。平成17年度には4つのWGが設置されている。大学全体の問題について審議する常置の組織と、特化した事項を審議する非常置のWGとが協同的に機能することにより、課題に応じて効果的な意思決定がなされている。

これらのことから、効果的な意思決定が行える組織形態になっていると判断する。

- 11 - 1 - 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

学外関係者のニーズの把握については、京都府・京都市教育委員会との連携会議を設け、それぞれの事業に関し、利用者側としての意見を取り入れながら実施している。

学生に対しては、授業や生活に関する「学生生活実態調査」を行うとともに、平成14年度より学長をはじめ役員が参加するランチミーティングを実施し、学生の生の声を聞く取組みに力を入れている。さらに卒業・修了時にアンケートを実施している。

教員に関しては、各学科会議や各種委員会、月1回開催の教授会において、ニーズの把握に努めている。事務職員に関しては、各課において月1回程度の課内会議を実施しており、各系の業務状況や課題、問題点を話し合い、その結果を各課長・事務長等で構成する事務連絡会議で協議する体制をとっている。

これらのことから、学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、管理運営に反映していると判断する。

11 - 1 - 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

監事は、監事監査実施要領及び監事監査計画に基づいて、監査を実施している。会計監査は、会計監査人の報告を受け、財務諸表、決算報告書の監査を行っている。監事は、また、必要に応じて経営協議会に出席し、業務等の実施状況の調査・確認を行っている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11 - 1 - 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

平成17年度には、管理者養成関係、初任者養成関係、個人情報保護等リスクマネジメント関係、図書系職員関係、専門分野研修等の学外研修と、事務職員研修、エクセル研修、会計事務研修、消費税ガイダンス講座等の学内研修のほか、SCSを利用して、「財務マネジメントセミナー」や「管理職等研修」を実施している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11 - 2 - 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

管理運営に関する方針については、中期目標において「全学的視点に立った機動的な大学運営」を掲げている。また、学内諸規定の整備については、組織運営規則で管理運営に係る組織等を規定している。学長の選考については、学長選考規程に基づいて行われ、役員、「企画調整室」、「教学支援室」、「大学評価室」、「情報化推進室」の室員の選考も、それぞれ規程に基づいて行われている。また、構成員のうち、事務職員については、事務分掌規程に責務と権限が明示されている。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11 - 2 - 適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

活動状況に関するデータは、企画広報課において一元管理体制が整備されており、「各種データの提供について」（運用方針）に基づいて、大学ウェブサイトの学内専用ページで構成員に提供されている。

これらのことから、大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能していると判断する。

11-3- 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価（現状・問題点の把握、改善点の指摘等）を適切に実施できる体制が整備され、機能しているか。

平成 16 年 4 月から、国立大学法人化を契機に、自己点検・評価の実施体制として、「大学評価室」を設置し、年度計画に基づく業績評価や、大学活動の総合的情報に基づく自己点検・評価を実施して、毎年度『アニュアルレポート』を刊行している。

この「大学評価室」は、学長自らが室長となり、教員 4 人と事務職員 3 人で構成し、自己点検・評価、第三者評価、大学情報のデータベース化の促進、中期目標に係る評価等を所掌事項とする。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、自己点検・評価を適切に実施できる体制が整備され、機能していると判断する。

11-3- 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

毎年度行っている自己点検・評価の結果は、『アニュアルレポート』として刊行し、関係諸機関に送付しており、また、大学ウェブサイトで公表している。

これらのことから、自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3- 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）によって検証する体制が整備され、実施されているか。

自己点検・評価結果については、積極的に第三者機関による検証を実施している。その実績は、平成 12 年度大学評価・学位授与機構全学テーマ別評価（教育サービス面における社会貢献；教養教育）、平成 13 年度同機構全学テーマ別評価（教養教育；研究活動面における社会との連携及び協力）、平成 13 年度同機構分野別教育評価（教育学系）、平成 13 年度大学基準協会加盟判定審査、平成 14 年度大学評価・学位授与機構全学テーマ別評価（国際的な連携及び交流活動）、平成 17 年度大学基準協会改善報告書の提出である。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者によって検証する体制が整備され、実施されていると判断する。

11-3- 評価結果が、フィードバックされ、大学の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、機能しているか。

評価結果は、教授会や事務連絡会議により全教職員にフィードバックされ、改善については、役員の指示により関係組織や委員会活動を通じて具体的改善措置を講じている。特に国立大学法人化後は、教育研究活性化経費により教員の教育研究にインセンティブを付与するなど、フィードバックを含め評価結果に基づいた改善のための活動を行っている。

これらのことから、評価結果が、フィードバックされ、大学の目的の達成のための改善に結び付けるシステムが整備され、機能していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 11 を満たしている。」と判断する。

< 参 考 >

現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

- (1) 大学名 京都教育大学
 (2) 所在地 京都市伏見区深草藤森町1
 (3) 学部等の構成
 学部：教育学部
 研究科：教育学研究科
 専攻科：特殊教育特別専攻科
 附置研究所：なし
 関連施設：教育実践総合センター，環境教育実践センター，情報処理センター，保健管理センター，京都小学校，桃山小学校，京都中学校，桃山中学校，高等学校，養護学校，幼稚園
 (4) 学生数及び教員数（平成18年5月1日現在）
 学生数：学部 1,550人，大学院 172人，専攻科24人
 教員数：120人

2 特徴

本学は、1949（昭和24）年に京都師範学校と京都青年師範学校を統合し「広く学術教養を修得させつつ、一方で教育者としての学識や資質を育成する」との理念のもとに、京都学芸大学として発足した。その後、1966（昭和41年）にその名称を京都教育大学に変更して、現在に至っている。この間、社会的な要請に応えて、1988（昭和63）年に総合科学課程を、1990（平成2）年に大学院（修士課程）を設置した。そして、「地域における教育の総合大学」の基本方針のもと、1997（平成9）年、2000（平成12）年の二度にわたって学部改組を実施した。

教育学部には、学校教育教員養成課程及び総合科学課程を設置し、学校教育教員養成課程では、複数免許の取得を義務づけることによって、幅広い教育分野に活躍できる教員を育てる。一方で、7附属学校園並びに公立学校等との連携の中で実地教育を充実させ、子どもたちをめぐる現代的な問題に対応出来る実践力のある教員の育成に務めている。総合科学課程では、多様な専門分野を有する本学の特徴を活かして、柔軟な思考力と基礎教養及び専門学力を備え、生涯学習社会の進展や地域社会の文化の継承・発展などに貢献できる人材育成を目指している。

大学院教育学研究科では、高度の専門性を基礎に、教育学研究科としての本質を生かすため「学校教育に関する科目」を共通に履修させている。課題に即した個別の研究指導、少人数制を原則としたきめ細かい

指導体制をとっている。現職教員に修学の機会を提供するため、勤務校に在職しながら研究が継続できるように、授業時間帯等を工夫している。職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて4年以内の許可された一定の期間にわたり計画的な教育課程を履修できる「長期履修学生」の制度を導入している。

臨床心理士や臨床発達心理士等の資格取得を支援するための条件を整えている。これらにより教育・研究活動の一層の活性化を目指している。

平成17年度は、「現代GP」「教員養成GP」が採択された。これにより、学部においては、京都府・市教育委員会との連携のもと、現代GP「知的財産創造・活用力を育成する教員の養成」と題する研究を展開し、小学校における知的財産教育の教材及び授業の開発、それらを活用した教員養成プログラムの構築を図っている。大学院においては、教員養成GP「魅力ある教職生涯支援プロジェクトin京都」を実施し、従来の大学院教育学研究科のカリキュラムの見直しを図り、大学院教育の改善を進めている。

その他、（財）大学コンソーシアム京都に加盟し、京都市域40余の大学との単位互換が可能となり、学生は、幅広い教養を身につけることができる環境にある。また、国際交流の面では、海外からの留学生を積極的に受け入れると同時に、中国、韓国、タイ、オーストラリア、カナダの大学と提携して、学生、研究者の交流を行っている。特に、タイ国との間では、本学を代表校とする関西地区6大学コンソーシアムとスアンスナタ地域総合大学を代表校とするタイ国41地域総合大学コンソーシアムとの国際交流の充実を図っている。地域社会連携の面では、附属教育実践総合センターが中心となって、大学の人的・物的資産を活用し、地域に開かれた大学として、多様な企画を行い、生涯学習のニーズに応えている。さらに、附属環境教育実践センターでは、社会連携の中で環境教育の重要な役割を担っている。

平成18年度より、実践的指導力に富む義務教育教員を養成するため2課程を統合し、学生定員300名を学校教育教員養成課程に一本化する学部改組を行った。同時に、京都府北部の学校教員として地域に貢献する意欲ある学生を確保するための地域指定推薦入試を新たに導入するなど、入試改革を進めた。

目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

本学は、昭和 24 年制定の学則第 1 条の改正条文として昭和 27 年に掲げた「学芸についての深い研究と指導とをなし、教養高き人としての知識、情操、態度を養い、併せて教育者として必要な能力を得させること」を大学の目的とし、これを教育研究の基本的理念として継承し今日に至っている。

教員養成系大学として教員養成の諸課程での教育研究を長らく担っていたが、昭和 63 年に社会的な要請に応え総合科学課程を開設することで学部を二課程とし、さらに平成 2 年には大学院教育学研究科修士課程を設置した。平成 18 年 4 月には、本学の特徴である教員養成の目的をより一層打ち出すために、学部においては学校教育教員養成課程に一元化し、その社会的使命をより明確に果たそうとしている。大学の目的と教育研究の基本的理念は上記の学則に置きながらも、このような本学の沿革および時代背景に鑑み、より明瞭な教育理念を次のように掲げている。

急激な変化の時代。京都教育大学は、いじめ・不登校・退学等の学校をめぐる諸問題、「総合的学習」や「情報教育」「環境教育」「国際理解教育」などの現代的課題、生きる力を育てる教育や実践的指導力の涵養、あるいは生涯学習社会の進展や地域社会の文化の継承・発展などに、地域の教育の中心的機関として積極的に関与していきたいと考えている。そのために、学校教育をはじめ、生涯学習社会の要請に応えることのできる人材を育成する。また、地域社会との間に様々なチャンネルやネットワークを再構築し、地域と協力して、教育の今日的課題を解決することや人間性豊かな地域文化の発展に寄与することを目指し、「地域に開かれた教育の総合大学」としての展開を図る。

これにより、本学は教育学部を擁する単科の大学として、諸学問、諸芸術、スポーツなど、広く学芸についての深い研究とこれらを通した質の高い教育をなすとともに、人を育てるための新しい知の創造と実践によって地域及び国際社会に貢献し、責任と使命を自覚した実践力のある教育の専門家養成することを目指している。

以下、学士課程・大学院課程ごとの独自の目的について記す。

【学士課程】

教育学部は、学校教育教員養成課程と総合科学課程（平成 18 年度入学者より学校教育教員養成課程のみ）からなり、この 2 つの課程は相互に連携しながら、学校教育のみならず、社会教育、生涯学習などの広い分野での教育に貢献することを目的としている。教育目的を学部共通のものと課程別のものを示すと次の通りである。

1. 教育学部全体の教育目的：教養高き人としての知識、情操、態度を育成し、学校教育、社会教育、生涯学習などの広い教育分野で日本と地域社会に貢献できる人材を輩出する。
2. 学校教育教員養成課程の教育目的：広い教養と学識及び柔軟な教育実践力を修得させることにより、学校教育を中心とする教育現場に貢献できる教育者を育成する。
3. 総合科学課程の教育目的：広い教育的視野を持ち、情報化、国際化や環境問題などの社会の当面する諸問題に積極的に対応できる人材を育成する。

上記の教育目的の実現に向けて、本学学士課程では、平成 21 年度までの国立大学法人としての中期目標・中期計画に次のような方針を掲げている。

- (1) 入学者選抜の基本方針を学校教育教員養成課程においては、強い教員志望と教育者としての適性、資質、情熱をもつ人材を得ること、また総合科学課程においては、教育への志向とともに広い視野と情報化、国際化、環境問題などの社会的諸問題への積極的な関心をもつ人材を得ることとし、その基本方針を学外に積極的に周知・公表する。また、この基本方針に照らして、現代社会のニーズに適切に対応しうるように、多様な入学者選抜を行う。
- (2) 学生に共通して求められる諸能力の育成を図るため共通教育科目を置くとともに、各課程に専門教育への導入としての基礎的教養を育成するための専門基礎科目を置く。さらに、これらの基礎的な教育の上に各課程・コース・専攻の専門的な教育を配置し、両者を有機的に連結させた教育課程を編成する。
- (3) 教育効果を高めるために、教育目的や学修の意義等を学生に明確に周知するとともに、授業内容・方法の充実と改善を積極的に推進する。学校教育教員養成課程では、附属学校等と連携し、実践的指導力の育成を目指した授業内容・方法を充実する。さらに、総合科学課程においては、広い視野を持ち、現代社会の諸問題に対応できる能力の育成を目指した授業内容・方法を充実する。
- (4) 授業の到達目標や成績評価方法、成績評価基準等を明確に示すことにより、学生の学修への積極的な取り組みを促進する。
- (5) 学生の多様なニーズの把握に努め、学生指導体制の充実と研究活動の積極的支援、自主的学習のための施設・設備の充実を図る。

【大学院課程】

学則第1条に基づき、大学院規則では、「学部における教養あるいは教職経験の上に、広い視野に立って精深な学識を授け教育関係諸科学の研究を深めることにより、教育の理論と実践に関する優れた能力を有する教育者の養成」を目的としている。

これは、学校教育法第65条の「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする」という大学院の目的に沿い、さらに、「教員養成を主旨とする大学に対しては、高度の専門性と豊かな人間性によって、発展する社会に積極的に対応できる教師の育成を図ることが使命として課せられている」という社会的要請に応えて、学生のより高度な教育・研究の機会を提供することを目指している。また、近年、大学院における社会人や教育者等の再教育への要請が高まっており、それに対応する大学院設置基準第14条特例の趣旨に沿い、現職教員や社会人の修学・研鑽に便宜を図っている。さらに、生涯教育や外国人留学生の教育にも積極的に取り組んでいる。

この教育目的を実現に向け、中期目標・中期計画では以下のことを掲げ、具体的に取り組んでいる。

- (1) 入学者選抜の基本方針を、教育に関する高度な専門性と教育実践力を修得しようとする意欲と資質、能力を有する人材を得ること、及び現職教員の研鑽の場として、学校教育に関する高度な実践的能力の修得を目指す現職教員を受入れることとしている。
- (2) 教育の理論と実践に関する優れた能力を育成するための体系的な教育課程を編成する。特に、実践的な研究能力の養成のための教育課程の充実を図る。
- (3) 教育効果を高めるため、教育目的や学習の意義等を学生に明確に周知するとともに、授業内容・方法の充実と改善を積極的に推進する。現職教員等の履修に配慮するため、夜間・土曜・休業時等の多様な授業開講形態を拡充するとともに、長期履修制度を導入した。
- (4) 授業の到達目標や成績評価方法、成績評価基準等を明確に示すことにより、学生の学修への積極的な取り組みを促進する。
- (5) 学生指導体制の充実と研究活動の積極的支援を図る。

さらに、本学では「地域に開かれた教育の総合大学」として、京都府・京都市教育委員会等との連携を深め、教育大学としての特色を生かして、大学開放事業等による社会的貢献活動や「大学コンソーシアム京都」等の他大学との連携協力を積極的に進めている。また、アジア地域を中心に国際交流活動を活発化させ、国内外ともに教育の総合大学としての責務を果たしそうとしている。

自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準 1 大学の目的

本学では、昭和 24 年に学則を制定しその第 1 条として「京都教育大学は、学芸について深い研究と指導とをなし、教養高き人としての知識、情操、態度を養い、併せて教育者として必要な知識を得させる」を目的として定め規程集やウェブサイトへの記載により、大学の目的として明示してきた。また、昭和 63 年度の学部改組により新たに教員養成を目的としない総合科学課程を設置し、平成 12 年度改組に伴い「教育の総合大学を目指して」という教育理念や、教育目的をより明確にするため課程ごとに定めるとともに、ウェブサイトで広く社会に公表してきた。

本学の教育理念にある『教育の今日的課題を解決することや人間性豊かな地域文化の発展に寄与することを目指して、教育研究組織を大きく変革し、「地域に開かれた教育の総合大学」としての展開を図り』及び教育目的の「教養高き人としての知識、情操、態度を育成し、学校教育、生涯学習などの広い教育分野で日本と地域社会に貢献できる人材を輩出する。」という内容は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び应用能力を展開させることに対応していることから、学校教育法の定めを外れるものではない。

大学の教職員、学生及び社会に対する周知としては、ウェブサイトを中心に行っている。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

本学は、明治 9 年発足の京都府師範学校をその前身とし、教員養成を目的とした単科大学である。学士課程の教育目的は、「教養高き人としての知識、情操、態度を育成し、学校教育、生涯学習などの広い教育分野で日本と地域社会に貢献できる人材を輩出する。」となっており、学校教育に対応する学校教育教員養成課程、生涯学習に対応する総合科学課程と適切な構成となっている。

教養教育に関しては、教務委員会の専門委員会として教養教育検討委員会があり、学部における教養教育の実施体制を整備しており、各シラバスの分析・検討から教養教育におけるモデル授業の開発を行うなど、積極的な活動が見られる。

大学院課程では、その目的である教育の理論と実践に関する優れた能力を有する教育者の育成のため、学校教育専攻・障害児教育専攻・教科教育専攻の 3 専攻及び 12 専修で構成している。

また、昭和 49 年に 1 年課程で養護学校教諭 1 種免許状又は同専修免許状を取得することができる特殊教育特別専攻科も設置している。

教育支援の体制としては教育実践総合センター・環境教育実践センター・情報処理センターがあり、教育実践力の修得・環境問題等への対応、情報基盤整備等それぞれの分野で支援している。

教授会は、教育課程、学生の入学、卒業及び課程の修了、教員人事等の事項を審議しており、ほぼ毎月開催し、必要な活動を行っている。

教務委員会は、副学長（教務・学生指導担当）を委員長とし、教育課程や教育方法等について審議する組織であり、4 つの専門委員会を持って、教務関係の具体的な事項の検討を行っている。

基準 3 教員及び教育支援者

本学の教育目的を達成するため、教員組織編成は「学科組織等に関する規程」により規定されている。これらの教員組織は、教科に関する組織を中心として教育研究活動を推進しており、学士課程・大学院課程の教育活動を行うにあたり、柔軟な体制となっている。

教員の採用や配置に関しては、学士課程・大学院修士課程に係る大学設置基準等を準拠規定としながら、効果的なカリキュラムを遂行するために、十分確保されている。また、平成 17 年度より京都府・京都市教育委員会と包括協定を結び、教育現場で経験を積んだ人材を特任教員として受入れる制度が確立している。

学士課程の収容定員に対する専任教員は十分に確保している。大学院修士課程における教員についても全体として、十分な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されており、教員の異動の際にも早期に補充し必要な教員の確保に努めている。

教員組織の活動をより活性化するために、教員人事については、原則的に公募制としており、教育委員会や教育現場の第一線で活躍している現職教員や、教科専門についてそれぞれの分野において企業等で活躍していた人の採用も多い。

年齢構成についても、教授で 50 代前半、助教授で 40 代に厚い層があり、十分バランスがとれている。

教員の採用及び昇格に関しては、教員選考基準に基づき行っており、書面による研究業績の提出とともに、人事委員会におけるヒアリングにおいて候補者の教育上の指導能力評価を行っている。

教育活動評価については、FD 委員会が授業アンケートを行っており、その結果は全教員にフィードバックし教員の資質向上に役立っている。

教員は、教育目的を達成するためにそれぞれの研究活動と連動した授業科目を担当しており、研究成果を学士課程及び大学院課程の教育内容に反映している。

教育支援体制としては、教育課程の展開支援に関しては主として教務課が対応しており、教育支援に関しては主として各センター職員が学生利用の補助を、また、修士課程の学生が TA として学部学生の実験・実習や演習の補助を行っている。

基準 4 学生の受入

本学は「学芸についての深い研究と指導とをなし、教養高き人としての知識、情操、態度を養い、併せて教育者として必要な能力を得させることを目的とする。」という教育目的に沿って基本方針を定め、入学者選抜を行ってきた。これまでは学校教育教員養成課程と総合科学課程という二つの課程でそれぞれ違う方針を持っていたが、改組によって平成 18 年度より学生定員 300 名をすべて学校教育教員養成課程とすることとし、教員養成系大学として、より明確な学生像「子どもが好きで、その成長にかかわることに喜びを感じ、将来は教員として学校教育にたずさわることを強く希望する人」を掲げることとなった。この「本学が求める学生像」は、入学者選抜に関する要項・学生募集要項及びホームページに掲載され、公表・周知されている。

本学の入学者選抜においては、学部では、一般選抜の前期日程と後期日程、特別選抜の推薦入学試験と地域指定推薦入学試験、編入学試験、私費外国人留学生試験、大学院では、一般選抜、外国人留学生特別選抜、社会人特別選抜、のそれぞれについて、アドミッション・ポリシーが定められ、求める学生像が記されている。また学部の専攻ごとに、将来教員として志望する校種を指定するなどの細かな指示をしている。また、その実施においては、準備段階、試験当日、合格発表まで、教授会選出の入学試験委員会委員と各専攻専修からの入学試験連絡会議委員、それに入学試験担当職員の連携のもと、全学を挙げた取組みとして、公正に実施されていると考える。このように多様できめ細かな選抜を行うことで、求める学生を見出す工夫が適切になされている。

選抜方法の検証と改善については、従来、入学者選抜方法研究委員会が行ってきたが、法人化以降は入学試験委員会がこれを引き継ぎ、また法人組織である教学支援室と連携して進められることとなった。平成 18 年度より、新たに取り入れられた「地域指定推薦入学」は、その成果の一つである。

本学の入学者数は、この 5 年間の状況を見ると、教育学部、大学院教育学研究科とも定員数を少し超えて入

学者を受け入れている。これは、試験区分や募集区分が細分化しているためと分析されているが、今後、教育学部においては、より適切な受入者数を目指した取組みを行う必要がある。

基準 5 教育内容及び方法

< 学士課程 >

学校教育教員養成課程では、特に現代の教育課題に対応できる実践的指導力を身につけた教員養成をめざしており、一方、総合科学課程では、広い視野を持って現代の諸問題に対処できる人材の養成をめざしている。この目的の下で、基礎的教養教育科目から段階を踏んで高度な専門教育科目を多く配置し、学校教育教員養成課程では、教育職員免許法に準拠して科目編成するとともに附属学校や京都府・京都市教育委員会を通じて教育現場と連携をとりながら行う実践教育的な科目を有機的に配置している。また、総合科学課程では、専攻専門教育科目の充実だけでなく、課程共通科目およびコース共通科目を設け、特定の専門に偏らない工夫をしている。これら科目の授業内容は、基礎から応用を幅広く扱い、教員の日頃の研究成果や学校現場の実態を反映させて行っている。

本学は単科大学であるが、学生の多様なニーズや社会の要請に応えるよう、複数大学と単位互換協定を結びとともに京都の近隣大学が参画している「大学コンソーシアム京都」に加盟して、多様なカリキュラムを用意している。

単位認定については履修案内に明記するとともに、入学時のオリエンテーションで履修モデルを提示して学修計画をたてさせ、また各学年の終わりには、次年度に向けた履修指導を行っている。シラバスは、冊子体とCD版、さらに大学のWebサイト上でも見ることができ、学生に十分活用されている。受講登録できる単位数は前・後期各28単位以内と上限を定め、自主学習についてはシラバスに具体的方法を記載するとともに、授業時には学習内容の理解や自習のための課題レポートを提出するなどの支援をして、単位の実質化を図っている。

教員一人当たりの学生数は12.9人で、30人以下の少人数授業が全体の3/4を占め、学習指導法も対話や討論型授業、班別・個別の演習形式が多く組み入れられ、きめ細かな授業が行われている。

成績評価基準および卒業認定基準については、学生に配布する履修案内および授業案内に明記し、さらに科目ごとの具体的な評価方法をシラバスに記載し、学生への周知を図っている。成績評価はこれらの基準に則って行われ、卒業認定は所属する専攻の卒業要件に適合しているかを判断する。成績評価に対する学生の満足度は高い。

成績評価についての異議の申し立てに対しては、授業担当教員や教務課窓口が個別に対応しているのが現状であるが、その制度の整備が今後の課題である。

< 大学院課程 >

修士課程の教育課程は、「学校教育に関する科目」「障害児教育に関する科目」「教科教育に関する科目」「教科専門に関する科目」についての履修基準が定められ、それらに加えて「自由選択」と「課題研究」が課せられ、教職に関する分野と教科に関する分野の両方の視野が持てるよう配慮されている。

開講形態は、多様な就労形態にある現職教員が働きながら学べるよう、昼夜開講の形をとっている。隔年で同一科目の開講時間を昼夜に振り分けたり、夜間の授業開始時刻を遅らせたりして、2年間で必要単位が取れるよう配慮している。

平成17年度に、教員養成GPのプロジェクト「魅力ある教職生涯支援プロジェクト in 京都」が採択されたことにより、京都府・京都市教育委員会との連携による「現職教員の再教育」に重点を置く大学院改革に着手した。これにより、教育現場の実態を踏まえた多様な課題や要請に応えるカリキュラムとなり、また教員のライフステージに応じて必要とされる資質や力量を高める講座が加わった。なお、授業内容は、教員の研究活

動と密接な関係があり、研究活動の成果が反映されたものとなっている。

単位認定については教育学研究科学生便覧に明記し、入学時のオリエンテーション及び各専修の履修指導の際に、指導を行っている。専攻や専修のねらいや特色にあわせて、講義（特論、特講）と演習の組み合わせを基本としながら、実験及び実習の形態を適切に配置している。各専修の授業は少人数で研究室にて行っているものが多くあり、対話、討論の形式をとることが多い。

シラバスは、統一された様式で必要事項が明記され、教育課程の編成の趣旨に沿ったもので、学生に十分活用されている。

研究指導は、教育目的に鑑み、教育の理論と実践の融合に重きを置いている。各学生は、入学時に研究課題を提出し、それをもとにそれぞれの希望を重視して適切な2名の指導教員をつける「指導教員制」を取っている。この指導教員体制により、各自が主体的に決めた研究テーマについて、研究面及び学位論文作成面で、適切に綿密な指導が受けられるようになっている。また、学部の演習や実習などの授業にTAとして参加することで、自分の専門とする知識や技術等について深めるとともに、授業の仕組みや指導のあり方、教材や教具の準備など、教育の実際について具体的に学ぶ機会としている。また学位論文に関わる指導は、学生個別にきめ細かくなされており、審査体制も整備され、十分機能している。

成績の評価基準および修了認定基準は、学生に配布される教育学研究科学生便覧に明記し、さらに科目ごとの具体的な評価方法はシラバスに記載して、これらの基準に則って行っている。修了認定については、各専攻、各専修の判定基準に従い修士論文の評価を踏まえて、教授会で最終決定をしている。成績評価に対する学生の満足度は高いが、異議申し立てに対する制度は学部同様に未整備で、その整備が今後の課題である。

基準 6 教育の成果

本学では、大学の目的に沿い、学部・大学院の各課程・各専攻において育成すべき学生の学力、資質・能力や人材像は、大学（院）案内等の冊子で明示し、新入生オリエンテーション等で説明している。その教育の成果は、指導教員を中心に各専攻・専修で検討し、全学的には、教務委員会、実地教育委員会、学生生活・就職対策委員会等で検証し、さらにこれらに加えて、大学評価室では卒業（修了）時におけるアンケート調査などにより、教育の達成状況について、検証・評価を行っている。

教育の成果を卒業・修了等の認定状況から見ると、8割以上の学生が所定の単位とともに、教員免許状を取得している。教員養成課程では全員が複数の免許状を、総合科学課程でも多くの学生が一種免許状を、大学院では多くの学生が一つ以上の専修免許状を取得している。教員の「授業の目標に対応した達成度」は、学部・大学院とも8割以上と高く、成績評価の結果も、「優・良」が学部で7割以上、大学院で9割以上という結果になっている。

教育の成果に関する学生の意識としては、卒業（修了）時のアンケートで8割以上が、本学の教育に「満足している」と回答しており、これは、授業アンケートでも8割以上が、「この授業に満足しているか」に対し肯定的であることとも一致している。

卒業（修了）後の進路としては、教員就職が最も多い。学校教員養成課程では6割以上が、総合科学課程でも5割近くが、大学院では現職教員を除き4割以上が教員になっている。ただし総合科学課程や大学院の志望校種は中学校・高校であるにもかかわらず、実際の需要が少ないという問題がある。

本学への評価として、京都府・京都市の現職教員を対象に行ったアンケートにおいて、教員養成への貢献度に関する項目で、「教科指導のための専門的知識・技能」（9割）「生徒指導・生活指導において子どもを深く理解する力量」及び「教師自身の豊かな人間性」（7割）について肯定的な回答が得られ、「優秀な教員を送り出してきた大学」（8割）との結果であった。

基準 7 学生支援等

本学のカリキュラムは、取得を希望する教員免許や資格との関係もあって、複雑になっている。そのことに加え、改組があるなど年度ごとの変更等も重なっている。そのため、新入生オリエンテーション、在学生オリエンテーション、教務委員会主催の履修相談会等、きめ細かな対応が行われている。また、教務課窓口では専攻ごとに異なる卒業要件にもとづいた履修単位取得や資格取得のための相談などに常時応じる等、適切な履修指導が行われている。これとは別に、指導教員制を採って、ひとりひとりの学生の半年ごとの単位登録時に履修指導を行っている。また、教員のオフィスアワーを設定し、学生に周知し、その利用を呼びかけている。

学習支援に関する学生のニーズの把握については、授業アンケート、学生生活実態調査、意見箱、ランチミーティング及びオフィスアワー等の様々な方法を取っているが、今後、それらを一元化する組織的な制度の確立を急がねばならない。

自主的学習環境としては、附属図書館における自習設備や情報処理センターの端末室開放による施設があり、学生等に活発に利用されている。またこのほか、学生のための研究室及び演習室、芸術系の制作室やピアノ個人練習室等の部屋を備えており、自主的学習に活用されている。現在、学習環境の整備を進めているところであるが、自習室やグループ討議室等の一層の整備が望まれている。

学生の生活に関する相談・助言は、先に述べた指導教員制やオフィスアワーに加えて、「学生相談担当教員」、臨床心理士による「学生カウンセリング」やセクシュアル・ハラスメント防止委員会による「セクシュアル・ハラスメント相談窓口」、保健管理センターの「こころとからだの健康相談」等を設け、常時利用できる体制をとっている。また、就職に関しても、教育委員会から推薦された相談員や学生課の就職担当職員が相談にあたり、同時に、就職のための「教員採用セミナー」「企業就職セミナー」を実施して支援する体制をとっている。

生活支援等に関する学生のニーズの把握については、組織的な取組みとして「学生生活実態調査」を実施している。そこで集められた回答は統計処理を行い、報告書を作成し、学内に配付及びホームページに掲載した。それらを基礎データとして学生生活・就職対策委員会で審議して支援を適切に行うこととしている。

学生への経済面の援助に関しては、奨学金の貸与や授業料免除を実施するとともに、経済的負担を軽減できるように、学生寮を設置する等、支援を適切に行っている。

特別な支援を行うことが必要と考えられる者として、留学生に関しては、学習面では、留学生指導教員、留学生係、日本人学生のチューターを配置し対応している。また留学生のみが受講できる日本語科目や基礎科目を開講し、留学生の日本理解や修学を支援している。生活面では、国際交流会館による住居の整備及び基金による支援を行っている。障害のある学生に関しては、学習面では、ノートテイクの配備を行っており、加えて授業時に配慮すべき事項を記した通知文を開講時に授業担当教員に配付することで対応している。生活面では、教室やトイレの改修、スロープの設置を行うとともに、バリアフリーマップの整備を行っている。しかし、建物によっては不十分な箇所も見られ、今後のより一層の改善が必要である。

基準 8 施設・設備

施設に関しては、学部収容定員 1,200 人の大学としては十分な面積や施設を有している。講義室等施設の利用状況については、通常の講義以外にも課外活動や各種セミナーにおいても利用しており稼働率は高いものとなっている。また、キャンパスマスタープランでは各施設の耐震補強をはじめ、施設充実を計画中であるが、耐震強化は緊急の課題である。

施設・設備の整備については、研究棟・講義棟・グラウンド等に加え、学内 LAN の敷設や教育大学の特性による実験・実習室等の整備がきめ細やかに行われ、有効に活用されている。

情報ネットワークの整備については、情報化推進室と情報処理センターが担っている。情報処理センターは、理数系だけでなく文科系、芸体系の授業での利用も多く、また学生の自主利用も活発である。午後5時以降については、学生を非常勤職員として配置し、利用者に対するサポート体制の充実を図っている。また、平成18年1月には情報処理センターのサーバー機の更新もあり、教育・研究の利便に関し一層の向上に努めている。

各施設・設備についての運用規程や方針等が明確に定められ、本学ホームページや冊子で公表されており、構成員に周知されていると判断する。

本学の図書・学術雑誌・視聴覚資料の収集・整備については、附属図書館が担っており、資料の収集は、図書館長の下に資料選択委員会を置き、方針の策定や実施にあたり、利用状況からも有効に活用されていると言える。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

教育の状況について活動実態を把握する組織として、教学支援室、教務委員会、実地教育運営委員会、FD委員会があり、教務委員会を中心に大学として、卒業・留年者数及び単位認定状況、教育実習参加状況及び学位・免許の取得状況等の全学的な教育活動の実態を示す資料について常に把握できる体制にある。

学生の意見聴取に関しては、各授業においてFD委員会を中心に、毎学期ごとに授業アンケートを実施し、アンケート結果を教員や学生にフィードバックしている。大学に対する要望や満足度では、学生生活・就職対策委員会が学生生活実態調査を行うとともに、大学評価室が卒業生・修了生を対象に「卒業生・修了生アンケート」を実施し、調査結果は、教員の自己点検及び大学評価の資料として用いられている。各教員レベルではオフィスアワーの時間を設定するとともに、学生相談担当教員が学生からの質問や相談に応じる体制にある。また1回生及び編入学生を対象にした、学長主催のランチミーティングも行っている。

教育の質の向上に関するシステムについては、教務委員会及びFD委員会を中心に、シラバスの作成に始まり、授業科目実施報告書の取りまとめを行うといった一連の教育活動に関する自己点検・評価のシステムを立ち上げている。各教員はこのようなシステムの中で、授業内容や方法の改善を行い、教育の質の向上を図っている。また、FD委員会を中心にFDニュースの発行やFD研修会の開催等の全学レベルで教員のニーズをくみ上げる仕組みや情報提供のシステムが整備されている。さらに、大学コンソーシアム京都が主催している「FDフォーラム」に本学教員を派遣し、FD活動に関する情報収集や研修も行っている。このような年間を通じた活動成果を「FD活動報告書」として刊行している。

教育課程については、社会的要請と学生や学外関係者の意見・評価を踏まえ、教学支援室及び学部改組委員会が中心となり教育課程の見直しを行った。その結果、平成18年度より総合科学課程の募集を停止し、学校教育教員養成課程に一元化した。このような教育課程の見直しや教員組織の構成に関しては、役員会、企画調整室及び教学支援室が連携しながら継続的に検討する体制にある。

基準10 財務

本学の資産は、法人化以前の土地、建物等すべて国からの出資を受けており、財源についても継続的に措置されていることから、安定した教育研究活動を行える状況にある。また、本学の自己収入の大部分を占める授業料収入については、適正な学生数が確保できていることにより安定した収入に寄与している。

学内予算の配分は、各種委員会の審議を経て、適切な方法により行われている。また、教育・研究の重点化及び活性化を図るため競争的経費を確保し、有効的な資源配分を行っている。

財務諸表等の公表については、法令に基づき財務諸表を官報に公示し、大学ホームページにも掲載している。また、財務に関する監査は、本学規程に基づく内部監査及び監事監査のほか、会計監査人による監査が実施さ

れ、それぞれ結果報告がなされており、適正に実施されている。

基準 11 管理運営

管理運営体制は、4つの法人室を設置することにより、学長のリーダーシップによる機動的、戦略的な大学運営を推進している。また事務組織は適切な配置により管理運営体制を支援している。

経営及び教育研究に係る重要事項は、法人室や各委員会において検討・実施しているが、特定の懸案事項に関しては、役員会の下に設置したWGの活用により、既存委員会等の活動をサポートし、山積する課題に効果的な意志決定ができる組織形態となっている。

学外ニーズの把握については、京都府・京都市教育委員会等の各種連携会議において意見収集を行っている。また、学生に対しては、各種アンケート調査や学長自ら「学長と新入生とのランチミーティング」により、学生の生の声を聞く取組みに力を注いでいる。教職員については、学科会議や各種委員会、教授会、事務連絡会議等の諸会議を通じて、全構成員の意思疎通及び連絡調整を図っている。

監事は、監事監査実施要領及び監事監査計画に基づき、業務監査を適切に行っており、会計監査については、会計監査人の報告を受け、財務諸表、決算報告書の監査を行い、常に経営協議会に出席し、業務等の実施状況の調査・確認を行い、適切な役割を果たしている。

管理運営に関わる事務職員については、財務マネジメントセミナーを始めとする各種研修や職務内容に応じた研修等に積極的に参加・実施することにより、職員の資質向上を目的とした取組みを組織的に行っている。

管理運営に関する方針は、中期目標として明確に定めており、また、組織運営規則により管理運営に関する組織規定の整備もされている。また、管理運営に関わる役員や法人室員、事務職員について選考、責務、権限等についても各規程により明確に示されている。

大学の目的、計画、活動状況に関するデータは、一元管理体制が整備され、学内で規定している「データの運用方針」により学内構成員に提供できる環境を整備している。

自己点検・評価については、平成16年4月に設置した「大学評価室」において、自己点検・評価、第三者評価、大学情報のデータベース化の促進、中期目標に係る評価等を所掌し、アニュアルレポートの刊行や、年度業績報告書の作成、認証評価に係る自己点検・評価を実施している。

本学における外部者による自己点検・評価の検証は、積極的に第三者機関の評価を受けることにより行っている。また、大学評価室や第三者機関による評価結果は、教授会等の諸会議で構成員にフィードバックされるとともに、役員の指示により関係組織や委員会活動を通じて具体的改善措置を講じている。今後はさらに、学外委員等による評価を受けることが求められる。

自己評価書等リンク先

京都教育大学のホームページ及び機構に提出した自己評価書本文については、以下のアドレスからご参照下さい。

なお、自己評価書の別添として提出された資料の一覧については、次ページ以降の「自己評価書に添付された資料一覧」をご参照下さい。

京都教育大学	ホームページ	http://www.kyokyo-u.ac.jp/
	自己評価書	http://www.kyokyo-u.ac.jp/ABOUT/iinkai/index.html
機構	ホームページ	http://www.niad.ac.jp/
	自己評価書	http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou200703/daiqaku/jiko_kyotokyoiku_d200703.pdf

自己評価書に添付された資料一覧

基準	資料番号	根拠資料・データ名
基準 1	1	教育理念を掲載したホームページの箇所
	2	学長からのメッセージ
基準 2	3	教育学部組織図
	4	共通教育科目カリキュラム表
	5	教授会規程
	6	教授会審議事項一覧
	7	教務委員会規程
	8	教務委員会審議事項一覧
基準 3	9	学科組織等に関する規程
	10	教員選考基準
	11	教員の研究活動と担当授業科目
	12	事務組織と職員配置図
基準 4	13	平成 17 年度編入学試験実施状況
	14	入学試験委員会規程
基準 5	15	学校教育教員養成課程の履修表
	16	総合科学課程の履修表
	17	学士課程授業科目と担当教員の研究課題
	18	シラバス（例示）
	19	大学院の授業内容の例
	20	各専攻の研究活動及び授業内容概要との関係例
	21	時間割の例
	22	大学院授業科目配置例
	23	学習指導法の工夫例
	24	学位規程
	基準 6	25
26		教育学部課程別留年生
27		大学院専攻別留年生
28		教育学部課程別休学者数
29		大学院専攻別休学者数
30		教育学部課程別中途退学者・除籍者数
31		大学院専攻別中途退学者・除籍者数
32		教育学部課程別既修得単位の認定状況
33		大学院専攻別既修得単位の認定状況
34		課程別免許・資格の取得状況
35		教育学部単位取得状況
36		大学院単位取得状況

	37	教育学部卒業生アンケートより問 14
	38	教育学部卒業生アンケートより問 42
	39	アニュアルレポート 2005 表 19
	40	大学院教育学研究科修了生アンケート問 21
	41	大学院教育学研究科修了生アンケート問 41
	42	アニュアルレポート 2005 表 22
	43	アニュアルレポート 2005 表 23
	44	教育学部新入生アンケートより問 30
	45	地域と連携した教育の総合大学としてのあり方に関する研究調査より
基準 7	46	新入生オリエンテーション等日程表
	47	在学生オリエンテーション日程表
	48	カリキュラムカウンセリングの案内
	49	京都教育大学指導教員に関する申合せ
	50	指導教員の業務
	51	身体に障害のある学生への特別措置に関する通知文例
	52	附属図書館の開放設備状況
	53	平成 17 年度附属図書館利用状況
	54	情報処理センター設備概要
	55	情報処理センター利用状況
	56	平成 17 年度課外活動団体一覧
	57	学生相談の学生への周知文
	58	セクシュアル・ハラスメント相談窓口についてのホームページ掲載箇所
	59	こころとからだの健康相談
	60	学生生活実態調査
基準 8	61	講義室授業配当状況
	62	キャンパスマスタープラン
	63	情報処理センター利用の手引き
基準 9	64	教育関係収集資料一覧
	65	授業アンケート内容
	66	卒業生アンケート項目（抜粋）
	67	卒業生・修了生アンケート結果を公表しているホームページの該当箇所
	68	年度業績報告を公表しているホームページの該当箇所
	69	教務系の研修会・説明会の派遣状況（出張記録より抽出）
基準 10	70	平成 17 年度貸借対照表
	71	平成 17 年度損益計算書
	72	平成 16 事業年度財務諸表官報掲載記事抜粋
	73	監事監査実施要領
	74	監事監査計画
	75	内部監査要領

	76	平成 17 年度内部監査（定期監査）計画
	77	平成 16 年度会計監査人監査報告書
	78	平成 16 年度監事監査報告書
	79	平成 17 年度内部監査報告書
基準 11	80	国立大学法人京都教育大学企画調整室規程
	81	国立大学法人京都教育大学教学支援室規程
	82	国立大学法人京都教育大学大学評価室規程
	83	国立大学法人京都教育大学情報化推進室規程
	84	国立大学法人京都教育大学組織運営規則
	85	国立大学法人京都教育大学学長選考規程

徳島大学

目 次

認証評価結果	2-(7)-3
基準ごとの評価	2-(7)-4
基準1 大学の目的	2-(7)-4
基準2 教育研究組織（実施体制）	2-(7)-6
基準3 教員及び教育支援者	2-(7)-10
基準4 学生の受入	2-(7)-13
基準5 教育内容及び方法	2-(7)-15
基準6 教育の成果	2-(7)-25
基準7 学生支援等	2-(7)-28
基準8 施設・設備	2-(7)-32
基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	2-(7)-34
基準10 財務	2-(7)-38
基準11 管理運営	2-(7)-40
<参 考>	2-(7)-45
現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(7)-47
目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(7)-48
自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(7)-50
自己評価書等リンク先	2-(7)-56
自己評価書に添付された資料一覧	2-(7)-57

認証評価結果

徳島大学は、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

当該大学の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

大学の目的を学生に周知させるため、オリエンテーションやガイダンスのほかに、導入教育として「大学入門講座」を必修科目として開講している。

学生が主体的に授業を運営する「創成学習科目」を導入し、学生の創造的な活動を支援している。

広く市民に開かれた大学開放実践センターの活動を20年にわたって行っている。

平成15年度に『『進取の気風』を育む創造性教育の推進』が文部科学省特色GPに採択されている。また、平成16年度に「ユビキタス技術による新しい学習環境の創生」、平成18年度に「医療系学生の保育所実習による子育て支援 - 地域の保育所での継続的学習による医療人としての人間形成 - 」及び「豊饒な吉野川を持続可能とする共生環境教育」が文部科学省現代GPに採択されるなど、平成15年度から平成18年度に、現代GP、特色GP等に10件採択されている。

学生の自主創造の実践の場となることを目的に設置された創成学習開発センター、学生個人が携帯できる情報端末を持ち、いつでもどこでも情報アクセスを可能にする「uキャンパス構想」により、先進的な自主的学習を支援している。

附属図書館は、館内に飲み物、携帯電話や談話の可否についてセクションを設けるなど、利用者の立場に立って、さまざまなきめの細かい配慮がなされている。

「教育の質を向上させるための学生ワーキンググループ」や学部の教育ワークショップへの学生参加など、教員と学生が協同で教育改善活動を実施している。

全学共通教育センターで、「授業方法に関するアンケート」(中間アンケート)を実施することにより、集計結果をもとに当該授業での改善に結び付けている。

当該大学の主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

大学院の多くの課程では、入学定員超過率が高い状況が見られる。

施設のバリアフリー化が十分とはいえない。

基準ごとの評価

基準 1 大学の目的

- 1 - 1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1 - 2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準 1 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1 - 1 - 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

当該大学の目的は、徳島大学学則第 1 条において「徳島大学は、教育基本法及び学校教育法の精神に則り、有為な人材を育成し、学術の研究を推進し、社会貢献を果たし、もって人類の福祉と文化の向上に貢献することを目的とする」と定められている。また、平成 16 年度の法人化に際して、徳島大学基本構想の中で、大学の基本理念として、「自主と自律の精神に基づき、真理の探究と知の創造に努め、卓越した学術及び文化を継承し、世界に開かれた大学として、豊かで健全な未来社会の実現に貢献する」、また、教育、研究及び社会貢献に関する理念・目標として、優れた専門能力と、自立して未来社会の諸問題に立ち向かう進取の気風を身につけた人材の育成に努める 学術研究の総合的な発展に努める 地域社会の向上発展に貢献する、を設定している。

これらのことから、大学の目的が明確に定められていると判断する。

- 1 - 1 - 目的が、学校教育法第 52 条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

学則第 1 条に定められている大学の目的及び徳島大学基本構想に定められている理念・目標は、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的から外れるものではないと判断する。

- 1 - 1 - 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第 65 条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学院の目的は、徳島大学大学院学則第 1 条に「徳島大学大学院は、徳島大学の目的使命に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、もって文化の進展に寄与する有為な人材を養成することを目的とする」と定められていることから、目的が学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものではないと判断する。

- 1 - 2 - 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

当該大学の目的や活動方針については、徳島大学基本構想、徳島大学第一期基本計画、徳島大学概要等に掲載されており、同内容のものが大学ウェブサイトにも掲載されている。これらの印刷物は教職員に配布するとともに、学生に対しては入学時オリエンテーションや学部ガイダンスなどで配布し説明しているほか、全学共通教育の授業で各学部・学科対応導入教育として「大学入門講座」を必修科目として開講し、

大学・学部等の目的の周知に努めている。

これらのことから、目的が、大学の構成員に周知されていると判断する。

1 - 2 - 目的が、社会に広く公表されているか。

当該大学の目的や活動方針については、大学概要や学生募集要項など各種の印刷物や大学ウェブサイトを通じて社会に公表されている。大学概要は各国立大学、高等専門学校など全国に配布され、学生募集要項は徳島県内外の入学希望者に数多く配布されている。部局ごとに開催されるオープンキャンパスでは、受験情報とともに大学の目的や基本理念の説明が行われている。産学官共同事業の実施に当たっては大学概要の配布などを行い、地域の行政機関や事業所等にも大学の目的とその趣旨の説明を行っている。

これらのことから、目的が、社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

大学の目的を学生に周知させるため、オリエンテーションやガイダンスのほかに、導入教育として「大学入門講座」を必修科目として開講している。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

- 2 - 1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2 - 2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 2 - 1 - 学部及びその学科の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

学部・学科は、総合科学部（人間社会、自然システムの2学科）、医学部（医、栄養、保健の3学科）、歯学部（歯の1学科）、薬学部（薬、創製薬科の2学科）及び工学部（建設、機械、化学応用、生物、電気電子、知能情報、光応用の7工学科）で構成されている。これらの構成は、当該大学の基本理念「学生の多様な個性を尊重し、人間性に富む人格の形成を促す教育を行い、優れた専門能力を身につけ、進取の気風に富む人材の育成をめざす」に整合するものである。

これらのことから、学部及びその学科の構成が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

- 2 - 1 - 学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成が学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

- 2 - 1 - 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

総合科学部を中心に、全学的な支援のもとに全学共通教育センターを設置し、5学部の教養教育を担っている。全学共通教育センターでは、四つの目的（「大学での学修に適応し、主体的に知的訓練に取り組む態度を養う」など）と八つの目標（「現代社会の諸問題への理解を深め、それらに主体的に取り組む姿勢を身につける」など）を定め、これをもとに平成17年度から新カリキュラムとして大学入門・教養・基盤形成・学部基礎にかかわる科目群を編成し、目的・目標の達成を図っている。また、平成18年度からは学生が主体的に授業を運営する「創成学習科目」などを導入してカリキュラムの一層の充実を図っている。これらの新カリキュラムの効果を検証するために、新旧の両カリキュラム対象学生に共通のアンケート調査を行い、それをもとに比較・検討を行うことにしている。教養教育の目的・目標は教職員・学生に明示されている。

全学共通教育の企画・運営は全学共通教育センター運営委員会が当たり、そのもとで五つの部会（総務広報、授業企画運営、授業研究開発、FD教育方法、点検評価）が業務を分担している。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

- 2 - 1 - 研究科及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院は、学生が所属する組織としては、1研究科（人間・自然環境研究科）と6教育部（医科学、口

腔科学、薬科学、栄養生命科学、保健科学、先端技術科学)で構成されている。人間・自然環境研究科は人間環境専攻、自然環境専攻、臨床心理学専攻で構成されている。このほかに教員が所属する組織として2研究部(ヘルスバイオサイエンス、ソシオテクノサイエンス)がある。研究科及び各教育部はいずれもその基盤となる学士課程を有し、専門性を一層向上させて高度専門職業人や優れた研究者・研究技術者を養成しようとするものである。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、教育研究の目的を達成する上で適切なものになっていると判断する。

2-1-1 研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成が大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院の重点化に向けて組織改革を進め、従来の医学、歯学、薬学、栄養学及び工学の各研究科を、教員が所属する2研究部(ヘルスバイオサイエンス、ソシオテクノサイエンス)と、学生が所属する6教育部(医科学、口腔科学、薬科学、栄養生命科学、保健科学、先端技術科学)に改組した。大学院の研究科を研究部と教育部に分離することにより、戦略的・先進的な研究を推進する組織と、幅広く体系的な教育を推進する組織とに区別している。研究部は、ヘルスバイオサイエンス研究部が統合医療創生科学部門、発達予防医歯学部門など計8部門、ソシオテクノサイエンス研究部が情報ソリューション部門、先進物質材料部門など計5部門で構成されている。一方、教育部は、医科学教育部が医科学専攻(修士課程)、医学専攻(博士課程)、プロテオミクス医科学専攻(博士課程)、口腔科学教育部が口腔科学専攻、薬科学教育部が創薬科学専攻、医療生命薬学専攻、栄養生命科学教育部が人間栄養科学専攻、保健科学教育部が保健学専攻、先端技術科学教育部が知的力学システム工学専攻、環境創生工学専攻、システム創生工学専攻で構成されている。

大学院の研究科を研究部と教育部に改組したことは、教育研究の目的を達成する上で適切であると判断する。

2-1-1 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

平成18年度に助産学専攻科が「女性のライフサイクルの変化の過程に関わる助産実践に必須の判断能力と実践能力及び、徳島大学の教育理念のもとで人間性豊かな専門的能力を身につけ、母子保健の発展に貢献できる人材の育成」を目的として設置された。これは国立大学として初めての4年制大学卒業後の助産学教育であり、系統的で実践的な授業科目群によって編成されており、助産スペシャリストの養成を目指すものである。

これらのことから、当該専攻科の構成が、教育研究の目的を達成する上で適切なものになっていると判断する。

2-1-1 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学には、教育実践推進機構、研究連携推進機構及び社会連携推進機構のもとに、16の学内共同教育研究施設等が設置されている。これらを主たる機能別に区分すると、(1)教育及び学生支援施設：全学共通教育センター、大学開放実践センター、学生支援センター、創成学習開発センター、uラーニングセ

ンター、留学生センター、保健管理センター、(2)学内教育研究支援施設：高度情報化基盤センター、アイソトープ総合センター、(3)研究推進施設：分子酵素学研究センター、ゲノム機能研究センター、環境防災研究センター、ヒューマンストレス研究センター、(4)その他：知的財産本部、埋蔵文化財調査室、評価情報分析センター、となる。

このうち、「生涯にわたる大学教育を推進し、それを支援する各種業務を開発するとともに、これに関連する調査研究を行うこと」を目的として昭和61年に設置された大学開放実践センターは、広く市民に開かれた活動を20年にわたり行っており、平成17年度には、公開講座年間149講座（受講者数2,120人）、地域連携事業8件及び全学FD推進プログラムを実施している。

その他の施設についても、目的・役割と具体的な運営の在り方がそれぞれ規則に定めてあり、これらは「進取の気風を身につけた人材の育成」や「研究を通して国際社会で高く評価される成果を生み出す」あるいは「知的ネットワークの拠点」など、教育研究等の目的を達成する上で重要な役割を果たしている。

これらのことから、全学的なセンター等の構成が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2- 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

「徳島大学教授会通則」、「徳島大学大学院研究科委員会及び教育部教授会通則」に基づき、各学部教授会、大学院研究科委員会及び各教育部教授会が運営されている。また、これらの通則に基づき、各学部教授会細則、研究科委員会細則及び各教育部教授会細則が定められている。各教授会等は原則毎月1回開催され、教育活動にかかわる重要事項が審議されている。その審議内容は、教授会議事要旨に記載されている。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2-2- 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

全学的な見地から大学教育の円滑な運営を図るため、徳島大学大学教育委員会を設置し、全学共通教育の基本方針、学部教育・大学院教育に関する全学的共通事項、学部教育と大学院教育の連携、教育課程に関する全学的共通事項、生涯学習の基本方針、学生教育に係る施設・設備の基本方針、高等学校との連携、教務事務に関する重要事項、そのほか大学教育に関する重要事項を審議している。具体例としては、全学共通教育の新カリキュラムの導入や全学における成績評価法の標準化の検討を行っている。

各学部には、教務にかかわる専門委員会（教務委員会）が設置されており、教育課程の編成に関すること、履修方法に関すること、そのほか教務に関する重要事項の審議が行われている。教務委員会は定期的で開催されており、その検討内容等は、教授会、研究科委員会で審議・報告されている。

なお、大学教育委員会には、全学共通教育センター長、各学部の教務委員会委員長等が委員として参加しており、各組織間の横の連携を図りつつ、決定内容がスムーズに伝わるようにしている。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が、適切な構成となっており、実質的な検討が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

学生が主体的に授業を運営する「創成学習科目」を導入し、学生の創造的な活動を支援している。
広く市民に開かれた大学開放実践センターの活動を20年にわたって行っている。

基準3 教員及び教育支援者

- 3 - 1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3 - 2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3 - 3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3 - 4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3 - 1 - 教員組織編成のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされているか。

教員組織編成については、中期目標・中期計画において、「大学教育、学術研究の進展や産業界からの社会的要請、政策などに応じ、適切な点検・評価に基づく教育研究組織の柔軟な設計と改組を推進する」と定めている。

平成16年度から大学院の重点化を進め、総合科学部及び人間・自然環境研究科の教員を除く、ほとんどの教員は大講座制を基本にした大学院研究部に所属して日常の研究活動を行うとともに、教育組織である教育部に所属して教育活動を行っている。総合科学部及び人間・自然環境研究科の教員組織編成については、平成20年度に向けて改組計画を策定中である。

これらのことから、教員組織編成のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされていると判断する。

3 - 1 - 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

平成18年5月1日現在の常勤教員数は、総合科学部が134人、医学部が217人、歯学部が94人、薬学部が37人、工学部が171人である。また、平成18年5月1日現在の非常勤講師数は、全学で合計771人である。

これらのことから、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されていると判断する。

3 - 1 - 学士課程において、必要な専任教員が確保されているか。

平成18年5月1日現在の専任教員数は、総合科学部が134人(教授77人、助教授50人、講師6人、助手1人)、医学部が217人(教授62人、助教授37人、講師31人、助手87人)、歯学部が94人(教授17人、助教授17人、講師2人、助手58人)、薬学部が37人(教授18人、助教授13人、助手6人)、工学部が171人(教授60人、助教授55人、講師19人、助手37人)である。歯学部の教授については、平成18年4月から大学設置基準を1人下回っているが、平成19年2月付けの充員が決定されている。

これらのことから、学士課程において、必要な専任教員がおおむね確保されていると判断する。

3 - 1 - 大学院課程（専門職大学院課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

平成 18 年 5 月 1 日現在の研究指導教員及び研究指導補助教員は、修士課程及び博士前期課程では、人間・自然環境研究科は 138 人（研究指導教員 86 人、研究指導補助教員 52 人）、医科学教育部は 104 人（研究指導教員 45 人、研究指導補助教員 59 人）、薬科学教育部は 36 人（研究指導教員 33 人、研究指導補助教員 3 人）、栄養生命科学教育部は 26 人（研究指導教員 15 人、研究指導補助教員 11 人）、保健科学教育部は 29 人（研究指導教員 21 人、研究指導補助教員 8 人）、先端技術科学教育部は 148 人（研究指導教員 111 人、研究指導補助教員 37 人）である。博士課程及び博士後期課程では、医科学教育部は 103 人（研究指導教員 44 人、研究指導補助教員 59 人）、口腔科学教育部は 99 人（研究指導教員 38 人、研究指導補助教員 61 人）、薬科学教育部は 36 人（研究指導教員 33 人、研究指導補助教員 3 人）、栄養生命科学教育部は 26 人（研究指導教員 15 人、研究指導補助教員 11 人）、先端技術科学教育部は 148 人（研究指導教員 111 人、研究指導補助教員 37 人）である。

これらのことから、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されていると判断する。

3 - 1 - 専門職大学院課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

該当なし

3 - 1 - 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別構成のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

平成 18 年 5 月 1 日現在の教員数は 875 人で、その年齢構成は 20 代が 13 人、30 代が 265 人、40 代が 290 人、50 代が 198 人、60 代が 109 人で、著しい偏りはない。このうち女性教員数は 122 人で 13.9%、外国人教員数は 15 人で 1.7% である。

教員の選考は公募を原則とし、「教員選考の基本方針」において、「教員選考においては女性、社会人、外国人の任用について特に配慮し、また、出身大学が偏ることのないように考慮する」ことが明記されている。また、教員選考における学長及び学部等の長の役割についても明記されている。

任期制の導入については「国立大学法人徳島大学教員の任期に関する規則」を定め、教育・研究・社会貢献等の活性化及び機動的な人材配置を図っている。平成 18 年度の任期制適用教員は 58 人である。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための措置が講じられていると判断する。

3 - 2 - 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用・昇任等については、「教員選考の基本方針」において、「教員の採用及び昇任のための選考は、国立大学法人徳島大学基本構想及び学部・学科等の理念・目標・将来構想に沿って行うこととする」と定められている。また、部局ごとに明文化された選考規則に基づいて教員選考を進め、各教授会において審議・決定している。教員選考の経過及び結果は大学ウェブサイトで公表され、透明性・公正性が保たれている。

教員選考に際しては、学士課程及び大学院課程のいずれにおいても、教育指導上の業績や抱負が重要な審査対象とされ、また、面接も選考する上での重要な要件であり、さらに研究発表を課すなど研究業績や

社会的貢献の実績などと併せて総合的に評価している。

これらのことから、教員の採用基準や昇格基準が明確かつ適切に定められ、適切に運用されていると判断する。

3 - 2 - 教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、機能しているか。

学生による授業評価アンケートは、各学部で定期的実施され、教員による授業実施報告及び自己評価も定期的実施されている。各部局の自己点検・評価委員会による授業評価アンケートの分析結果は報告書等の形で公表されるとともに各教員に通知されている。なお、この分析結果は授業の改善に利用されているほか、分析結果を用いてFD研究会が適宜開催されており、情報交換が図られている。

また、教員の業績を客観的に評価するシステムを作成し、その結果を処遇等に反映させる「教員業績評価・処遇制度」を平成18年4月から全学的に試行している。この制度は、業績データを入力することによって、大学全体で相対評価を可能にする数値を算出するもので、システムの公平性を検証した後に、平成19年度から処遇等に反映させることを予定している。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、機能していると判断する。

3 - 3 - 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

教員の教育研究活動は「徳島大学教育・研究者情報データベース」(EDB)等に収集されており、教育内容と研究活動との関連性を確認することができる。また、教育内容と研究活動との関連性は、シラバス及び教育研究者総覧でも確認することができる。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3 - 4 - 大学において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教育課程を遂行するに当たっては、学務部及び各部局に学務担当事務職員を配置し、これらの職員は実務処理のみならず学生指導も担当している。また、各部局の教務職員・技術職員等は、実験・実習や教室運営にかかわる実務及び学生指導を担当している。これらの職員についての各配置状況は「現員表」により確認することができる。

TAとしては、平成17年度は、総合科学部に57人、工学部に477人、医学部に87人、歯学部に52人、薬学部に24人、全学共通教育センターに57人が配置されており、学士課程の実習系の授業に関して、補助的役割を果たしている。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

基準4 学生の受入

- 4 - 1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4 - 2 アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4 - 3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 4 - 1 - 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されているか。

学士課程のアドミッション・ポリシーについては、各学科・専攻ごとに明確に定められており、大学案内や学生募集要項に掲載され、公表されている。

また、オープンキャンパスでの説明や大学ウェブサイトへの掲載によって、その趣旨は常時公表・周知されている。

大学院課程のアドミッション・ポリシーについては、大学院概要、募集要項等に掲載されている。

これらのことから、アドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

- 4 - 2 - アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

各学部学科及び専攻が「求める学生像」の趣旨に沿って、学生を幅広く受け入れるため、一般選抜（前期日程・後期日程）のほかに特別選抜（大学入試センター試験を課す推薦入学、大学入試センター試験を課さない推薦入学、帰国子女、社会人）及び私費外国人留学生選抜と、多様な選抜を実施している。試験方法についても、各学科・専攻のアドミッション・ポリシーに即して学力検査、面接、小論文の選抜方法を採用している。また、アドミッション・ポリシーを実現するため、必要な基礎学力を適切に評価するとともに、特別選抜では志願者の意欲や適性を適切に評価するために、必ず面接を課している。

これらのことから、アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

- 4 - 2 - アドミッション・ポリシーにおいて、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

各学部において全選抜共通の「学生受入方針」を定め、その趣旨に沿って選抜が行われている。留学生、社会人を積極的に受け入れる措置として、各試験に適切な選抜方法を採用し、入学後は柔軟な履修方式を導入している。

これらのことから、アドミッション・ポリシーに応じた適切な対応が講じられていると判断する。

- 4 - 2 - 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学者選抜は、徳島大学入学試験委員会規則により、入学試験委員会が所掌して実施されている。実施にかかわる関係要領として個別学力試験問題作成・採点要領、前期日程入学試験実施要領、後期日程入学

試験実施要領があり、試験問題の作成・点検・印刷・採点はそれぞれの要領及び申合せに沿って進められている。面接試験では、「面接標準マニュアル」を作成するなど、試験が公正に行われるよう留意している。

合格者の決定に際しては、試験ごとの要領に基づき入学試験委員会が関係資料を整備した上で、各学部教授会、大学院研究科委員会又は各教育部教授会において審議・決定している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4 - 2 - アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

入学者選抜の改善に関する調査研究を行うために、徳島大学入学者選抜研究専門委員会が設置されており、実施状況についての分析や改善課題の検討を行っている。その結果は毎年度報告され、各学部入学者選抜の改善の基礎資料に用いられている。改善例としては、総合科学部の推薦入学（大学入試センター試験を課す）において、各学科に対する高等学校1校当たりの推薦者数の制限が撤廃されている。

これらのことから、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っていると判断する。

4 - 3 - 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合にはこれを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

過去5年間の入学者定員充足率において、学士課程では、総合科学部が平均1.02倍、医学部が平均1.02倍、歯学部が毎年度1.00倍、薬学部が平均1.12倍、工学部が平均1.04倍である。工学部生物工学科（夜間主コース）は1.00～1.50倍である。一方、大学院課程では、人間・自然環境研究科修士課程が平均1.69倍、医科学教育部修士課程が平均1.01倍、医科学教育部博士課程が平均0.96倍、栄養生命科学教育部博士前期課程が1.14～2.21倍、栄養生命科学教育部博士後期課程が0.83～2.00倍、保健科学教育部修士課程が1.21倍（平成18年度のみ）、口腔科学教育部博士課程が0.19～1.17倍、薬科学教育部博士前期課程が0.97～1.71倍、薬科学教育部博士後期課程が0.59～1.82倍、先端技術科学教育部博士前期課程が1.02～1.58倍、先端技術科学教育部博士後期課程が0.94～1.92倍であり、多くの課程において、入学定員超過率が高い状況が見られる。

これらのことから、入学定員と実入学者数との関係の適正化が一部を除いておおむね図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

大学院の多くの課程では、入学定員超過率が高い状況が見られる。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5 - 1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5 - 2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5 - 3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5 - 4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5 - 5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5 - 6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5 - 7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

< 学士課程 >

5 - 1 - 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置（例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）され、教育課程の体系性が確保されているか。

教育課程については、全学共通教育及び専門教育の授業科目を必修、選択及び自由科目に分けて、各年次に配当している。

全学共通教育では、大学入門科目群として、大学での学習に必要な基本的な事柄の習得を目指す「大学入門講座」と高大接続を目的とした「自然科学入門」があり、当該大学の導入教育の特徴となっている。このほかに全学共通教育として、教養科目群、基盤形成科目群及び基礎科目群が配置されている。各学部では、全学共通教育と専門教育を融合的に実施し、両者の楔形配置が基本となっている。

4年制の学部では、1年次に基礎学力を養成し、2、3年次から専門性を深めるとともに幅広い知識を身に付け、4年次で専門領域の深化を図る教育課程が構成されている。また、学部・大学院連続教育を想定した科目配置も行われている。

6年制の学部では、1、2年次に基礎、3、4年次に専門科目、4、5年次に臨床科目や実習科目を重点的に履修する。なお、医学部医学科では、早期から専門教育を導入し、3、4年次に統合的学習のチュートリアル・ハイブリッド方式と臨床実習を組み入れた特徴ある教育課程を実施している。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程の体系性が確保されていると判断する。

5 - 1 - 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

全学共通教育においては、「社会人としての豊かな人間性と高い倫理観を培う」、「専門分野での学習に必要な基礎的知識を身につけ、その運用能力を高める」などを目的・目標としている。「大学入門科目群」では、大学での学習に必要な基本の授業とリメディアル授業が実施されている。「教養科目群」では、文理融合型の授業科目が開設されている。「基盤形成科目群」では、諸科学の基本的思考法、言語運用能力、情

報処理能力等の授業内容が提供されている。特に英語については、「基盤英語」に加え、「主題別英語」、「発信型英語」が用意されている。「基礎科目群」では、自然科学系の各専門分野に必要な基礎知識の習得を目指す授業が用意されている。

専門科目においては、各学部学科の教育目的に沿った多様な科目群が用意されている。医・歯・薬学部では、高度職業人の育成を目標として、統合的学習や人間性育成の教育が専門基礎教育と組み合わせられた内容となっており、工学部では、J A B E E（日本技術者教育認定機構）における専門技術者育成の教育内容が盛り込まれている。総合科学部では、幅広い知識と総合的な洞察力を身に付けた人材を育成する教育内容となっている。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5 - 1 - 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したのものとなっているか。

各学部等における研究成果の授業内容への反映状況について代表的な例を見ると、専門科目においては、医学部、歯学部及び薬学部では大学院ヘルスバイオサイエンス研究部における先端的研究成果が、工学部では学科ごとの特色ある研究成果が、総合科学部ではコースごとに特徴ある研究成果が活用されている。

これらのことから、授業の内容が、研究活動の成果を反映したのものになっていると判断する。

5 - 1 - 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育）の実施、編入学への配慮、修士（博士前期）課程教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

他学部等の授業科目の履修認定は、総合科学部及び工学部で、他大学で修得した単位の認定はすべての学部で、外国語科目の資格試験による単位認定はすべての学部で、外国語科目の海外留学による単位認定は総合科学部、医学部及び工学部で、インターンシップの単位認定は総合科学部及び工学部で、補充授業の単位認定は工学部で、編入学は歯学部、医学部及び工学部で、それぞれ実施されている（平成 17 年度）。博士前期課程教育との連携については、工学部で 6 年連続教育を基本としたカリキュラムが組まれている。

また、「文部科学省現代的な教育ニーズ取組支援プログラム」（現代 G P）については、平成 16 年度に「ユビキタス技術による新しい学習環境の創生」、平成 18 年度に「医療系学生の保育所実習による子育て支援 - 地域の保育所での継続的実習による医療人としての人間形成 - 」及び「豊饒な吉野川を持続可能とする共生環境教育」が、「文部科学省地域医療等社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム」（医療人 G P）については、平成 18 年度に「医療の現場と直結した薬剤師養成教育の実践」が採択されている。

このうち、「医療系学生の保育所実習による子育て支援」は、医学生や看護学生などを 1 年次の共通教育の必修単位として、地域の保健所実習と子育て支援関連の自治体に参加させるなど、地域社会の要請に応える取組である。

これらのことから、学生の多様なニーズ、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

5 - 1 - 単位の実質化への配慮がなされているか。

全学共通教育では、「大学入門講座」で学習目標に沿った履修選択の指導、単位の修得に必要な学習時間についての指導をしている。また、学生支援室の設置、自習室の増設、図書館の開館時間延長など、学習環境の充実に努めている。医学部、歯学部及び薬学部において、教員は、予習・復習を確実に行わせるために、講義開始時に小テストの実施や、次の講義までにレポートを提出させるなどの取組を行っている。

G P A (Grade Point Average) 成績評価については、全学共通教育、総合科学部及び工学部で導入している。また、工学部では、年間の履修単位数に上限を設けている。さらに、全学共通教育、総合科学部、工学部では、教育の質に関する専門委員会答申に従って、クラス間格差の是正に役立てることなどを目的として、G P C (Grade Point Class average) (ある学期の科目の履修生全員についてG Pを平均した値)を担当教員にフィードバックするなど、成績評価基準の整備に取り組んでいる。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5 - 1 - 夜間において授業を実施している課程(夜間学部や昼夜開講制(夜間主コース))を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

工学部には、入学定員 50 人の夜間主コースに学生が在籍している。夜間主コースでは、夜間の授業履修によって卒業に必要な単位修得が可能となっているが、昼間に開講される科目や集中的に開講される講義も併せて履修できるように設定されている。

これらのことから、在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされていると判断する。

5 - 2 - 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用、T Aの活用等が考えられる。)

教育内容に応じた学習指導法の工夫状況については、講義、実験、演習、実習の授業形態、少人数授業、対話・討論形式、フィールド型、メディア利用、情報機器利用、T A利用、ゼミナール形式、チュートリアル形式などの学習指導方法が採用され、実施されている。

全学共通教育では、少人数のゼミナール形式、グループの課題学習とプレゼンテーションを重視した創成学習形式の授業を設けている。

総合科学部では、多くの少人数教育授業を行っている。ゼミナール形式の授業も多く、語学授業では多様なメディアを利用したものが多く、フィールド型授業も実施されている。

医学部医学科では、チュートリアル・ハイブリッド方式による授業のほか、多くの実験・実習は少人数で行っている。栄養学科でも、少人数教育・学外実習が行われ、保健学科では、グループ学習・演習発表によるフィールド型授業が取り入れられている。

歯学部では、講義と実習・演習を融合した「モデル・コア・カリキュラム」を実施し、また、1年、3年次に研究室に配属して少人数教育を実施している。チュートリアル教育として、各自が調査し討論する授業、障害者施設の見学等のフィールド型授業も行っている。

薬学部では、講義で知識を習得し、実習で技能を習得するように組み合わせしており、病院・薬局実習は少人数による実践教育を行っている。

工学部では、少人数セミナー、特に学生らが自ら解決策を探る創成学習の実施が特徴となっている。

T Aについては、工学部、医学部、総合科学部などで多数の大学院生が指導補助者として活用されてい

る。

また、「文部科学省特色ある大学教育支援プログラム」(特色GP)については、平成15年度に「『進取の気風』を育む創造性教育の推進」が、「文部科学省大学教育の国際化推進プログラム(海外先進教育実践支援)」については、平成18年度に「国際感覚を育む統合的な医療人教育の推進 多種職医療人の統合的臨床教育指導を統括するクリニカル・エデュケーターの養成」が採択されている。

このうち、「『進取の気風』を育む創造性教育の推進」は、工学部各学科で、デザイン能力を育成する「創成学習」をカリキュラムに取り込み、さらに、創成学習開発センターを設置して他学部のカリキュラムに反映させるなど、学生の課題設定・探究・解決能力等を向上させる工夫をしている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5 - 2 - 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

各学部学科において、授業の目標、内容、成績評価の方法などを示した授業概要(シラバス)が作成され、全学生に配布されている。総合科学部、医学部保健学科、工学部及び全学共通教育ではインターネットを利用したシラバスの更新作成システムを活用している。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿ってシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5 - 2 - 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

自主学習への配慮として、学生支援室の設置、クリニカルスキルラボラトリーやチュートリアル室、教室の開放など、全学部において自主学習への取組が進められている。また、学力不足の学生に対する取組としては、「学生相談室」、「学習支援室」、「学びの相談室」の設置や補充授業を行うなどの組織的な取組のほかに、小テストやレポート提出、クラス担任の指導やオフィスアワー対応、講義の後の質問受付などさまざまな取組が行われている。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5 - 2 - 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業(添削等による指導を含む。)放送授業、面接授業(スクーリングを含む。)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5 - 3 - 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

成績評価基準及び卒業認定基準については、学則及び学部規則に規定されている。成績評価は、全学共通教育、総合科学部及び工学部では、出席状況、小テスト、期末試験、論文、平素の学習状況等を総合的に判断して行っている。医学部、歯学部及び薬学部でも、授業内容に応じて多様な評価方法が採用されている。また、学部学科の教育目標に応じて、卒業に必要な全学共通教育科目と専門科目の単位数が定められており、履修の手引きによって学生に周知されている。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5 - 3 - 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

各学部において策定された基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が行われている。

成績評価については、GPシステムの導入、到達目標、試験問題、成績評価基準の標準化といった措置を工学部、総合科学部、全学共通教育で行っている。

そのほか、工学部では、J A B E E の認定を受けるため、成績評価の根拠資料を教員が相互に確認できるよう整理保管する取組も行っている。

また、全学共通教育では、授業の最終回に試験答案を学生へ返却し、学生の学習到達度の自己認識と成績評価の確認を行う機会とする取組を行っている。医学部医学科では、複数教員担当によるチュートリアル科目等で、複数分野の成績を総合的に評価する新たな評価方式を行っている。

これらのことから、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5 - 3 - 成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。

成績評価に対して疑問がある場合の措置として、全学共通教育、総合科学部、歯学部及び工学部では、学生からの申立てについて細則あるいは申合せとして明文化されており、担当教員での解決、学生支援室や教務委員会での対応等、責任を明確にしている。医学部及び薬学部では、規定はないが、担当教員への申し出を指導している。

これらのことから、成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられていると判断する。

<大学院課程>

5 - 4 - 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。

大学院では、大学院学則、研究科及び各教育部で定められている教育課程に関する規則により教育研究が行われている。

人間・自然環境研究科では、研究科共通科目のほかに専門力を育成するために選択科目として、各専攻の研究能力の基礎を養う特別演習・実験を開設している。

医科学教育部、口腔科学教育部、薬科学教育部、栄養生命科学教育部、保健科学教育部では、共通科目と指定科目で専門全般の知識や他分野の専門的知識を学び、専門科目で高度な専門的知識を習得することを目指している。

先端技術科学教育部では、技術経営、知的財産、企業実習等の幅広い実践的総合科目、自分野以外の素養を広げる専攻内共通科目とともに、コース基礎科目、コース応用科目及び特別演習・実験によって専門性を高める教育課程が編成されている。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっていると判断する。

5 - 4 - 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

人間・自然環境研究科では、人間環境専攻と自然環境専攻との有機的関連を図るため、研究科共通科目によって環境問題全体と地域社会への関心を喚起し、基礎知識を習得させた上で、各専攻の中核となる選択科目を履修できるようにしている。また、臨床心理学専攻では、家庭や地域、学校、企業、超高齢社会

における地域の医療・福祉などの幅広い領域で「こころのケア」に対応できる人材育成を目的とした授業科目が提供されている。

医科学教育部では、生命倫理に関する見識を備え、社会に貢献できる研究者及び臨床医の養成を目的とした授業科目を、口腔科学教育部では、歯科領域での高度な臨床能力を有し、国際的に活躍できる人材の育成を目的とした授業科目を提供し、薬科学教育部では、各専攻固有の授業科目を提供するとともに、他専攻の講義科目及び共通科目の受講を推奨している。

栄養生命科学教育部では、健康科学に関する幅広い知識を習得するために共通科目の選択を推奨するとともに、栄養科学の先端研究者育成と栄養分野での専門職業人を目指す授業科目を提供している。

保健科学教育部では、幅広い基礎能力を獲得させるとともに、指導教員以外の特論を複数科目修得させるなど、多様化、高度化、専門化し続ける医療環境に対応できる人材の育成を目指す授業科目を提供している。

先端技術科学教育部では、ハードウェアとソフトウェアが融合した「システム工学」及び環境との調和を図る科学技術に取り組む「環境工学」で活躍できる人材の育成を目的にしている。総合科目及び専攻内共通科目により専攻分野以外の多様な分野の科目を履修できるようにすることで、高い倫理観を持ち、総合的判断力・応用力・課題探求力を持った専門的職業人や研究者の育成を目指す授業科目を提供している。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5 - 4 - 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。

研究科及び各教育部の特性に応じて、例えば、学生が最新の研究論文等を紹介し合い、相互議論を通して指導を行う授業や、当該大学で得られた研究成果について、その経緯に関する授業が行われるなど、研究活動の成果を授業内容に反映させている。

これらのことから、授業の内容が、研究活動の成果を反映したものとなっていると判断する。

5 - 4 - 単位の実質化への配慮がなされているか。

大学院では、授業で課題のプレゼンテーション、レポートの提出があり、論文講読のための事前予習や授業内容の復習のため、授業時間外に多くの勉強を行う必要がある。このため、学生は授業と併せて、予習復習や自らの研究活動に多くの時間を費やし、大学の研究室や自習室を利用している。大学院生の生活実態調査によれば、約8割の学生は1日に6時間以上を大学で過ごし、約6割の学生は学習研究環境に「満足している」、「やや満足している」と答えている。

これらのことから、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5 - 4 - 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

大学院は、大学院学則第7条の2に定める「各研究科及び各教育部において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる」により、すべての専攻において、夜間に授業・研究指導を行っている。

人間・自然環境研究科では、社会人大学院生のために、必要に応じて夜間開講を行っており、特に臨床

心理学専攻では、ほとんどの授業が夜間開講である。

医科学教育部、栄養生命科学教育部、保健科学教育部、口腔科学教育部及び薬科学教育部に入学する社会人には、主要科目の開講時間帯をできるだけ夜間に調整するなど、履修しやすくするとともに、一部の科目は集中的な履修が可能になるような時間帯の設定を行っている。

先端技術科学教育部では、社会人の入学生は多くはないが、学部夜間主コースの開講時間帯での補講及び集中講義、教員による個別授業などの方法がとられている。

これらのことから、在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされていると判断する。

5 - 5 - 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。)

教育内容に応じた学習指導法の工夫状況については、講義、実験、演習、実習の授業形態、少人数授業、対話・討論形式、フィールド型、メディア利用、情報機器利用、TA活用、ゼミナール形式、チュートリアル形式などの学習指導方法が採用され、実施されている。

人間・自然環境研究科では、一つの講義につき、対応した演習又は実験が基本として用意されており、講義で学んだことを実践的に深める教育方式がとられている。

医科学教育部、口腔科学教育部及び栄養生命科学教育部では、社会人や英語特別コース等の学生の多様な履修形態に対応できるようにカリキュラムの編成を行っている。

薬科学教育部では、学生のニーズに応じて多様な講義形態をとっており、また、病院実習及び調剤薬局実習においては少人数教育がなされている。

保健科学教育部では、専門科目の講義並びに演習は基本的に少人数授業とし、実験、実習も技術習得を徹底させるため少人数での教育を行っている。

先端技術科学教育部では、少人数のセミナー形式や対話型の授業が配置されており、地域企業や行政機関でのインターンシップ、ベンチャー起業や企業共同研究の授業科目、実践的な英語力やプレゼンテーション能力を高める技法といった総合科目が配置されている。

また、「文部科学省魅力ある大学院教育」イニシアティブについては、平成17年度に「食品機能研究を先導する人間栄養学教育拠点」、平成18年度に「歯科専門医教育の指導者養成プログラム」が、「文部科学省派遣型高度人材育成協同プラン」については、平成18年度に「経営センスを有する型技術者の協働育成」が、「文部科学省大学教育の国際化推進プログラム(戦略的国際連携支援)」については、平成17年度に「複数学位を与える国際連携大学院教育の創設(協定大学間ネットワークを活用したメジャー・マイナー履修制による実践的教育)」が採択されている。

このうち、「歯科専門医教育の指導者養成プログラム」については、博士(臨床歯学)コースの新設による教育課程の実質化や、国際レベルの高度な臨床歯学教育プログラムの導入、専門分野に応じた指導体制とカリキュラムの充実などの取組を行うなどの工夫がなされている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5 - 5 - 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

研究科及び各教育部において、授業目的、授業概要、授業計画等が記載されたシラバスが作成され、入学時あるいは各年度の初めに学生に配布されている。学生は、授業内容を事前に確認するなど、必要に

じて、シラバスを活用している。

このことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5 - 5 - 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5 - 6 - 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。

大学院学則により、大学院生はすべての課程において必要な研究指導を受けることが修了要件となっている。研究科及び各教育部により研究指導の実態は異なるが、学生は担当指導教員の指導を受けるとともに、研究実験や演習、講義を通じて教育を受けている。研究成果の学会発表に向けての指導、投稿論文の指導、修士論文、博士論文の指導も指導教員が中心に行っている。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われていると判断する。

5 - 6 - 研究指導に対する適切な取組（例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、TA・RA（リサーチ・アシスタント）としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練等が考えられる。）が行われているか。

研究指導に対する取組は、研究科及び各教育部においてそれぞれ工夫され、実施されている。

人間・自然環境研究科では、副指導教員制をとっており、大学院生は副指導教員にも研究面・教育面で指導を受けることができる。

医科学教育部及び口腔科学教育部では、シラバスにより複数教員による指導体制を周知している。栄養生命科学教育部、薬科学教育部及び先端技術科学教育部では、研究室における複数教員の指導が行われている。

大学院生に対するアンケート調査では、約6割の学生が研究指導に「満足している」、「やや満足している」と答えており、TAについては希望する学生の約7割が採用されている。

これらのことから、研究指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5 - 6 - 学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。

学位論文にかかわる指導は、研究指導教員が行うこととされている。人間・自然環境研究科では、副指導教員制が導入されており、指導教員以外の教員の指導を受けることができる。研究科及び各教育部のいずれにおいても、学位審査前に研究発表会を開催して、指導教員以外の教員からも研究や論文作成に関するアドバイスを受ける機会が設けられている。

栄養生命科学教育部と保健科学教育部では、審査には指導教員以外の教育部教授会構成員が主査となる制度を実施している。

これらのことから、学位論文に係る指導体制が整備され、機能していると判断する。

5 - 7 - 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

成績評価基準及び修了認定基準については、研究科及び各教育部の規則並びにシラバスにおいて明記さ

れており、履修の手引きに掲載されて学生に配布され、オリエンテーションや授業において説明されている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5 - 7 - 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

授業の成績評価は担当教員が実施しており、評価は4段階で行われている。単位認定については、各教育部等の実施細則に基づき委員会において修得単位を確認し、教授会及び研究科委員会において認定している。修了認定については、各教育部等の学位規則に基づいて、複数の審査委員による学位論文審査の結果と、単位認定結果を併せて教授会及び研究科委員会において合否を決定し、修了を認定している。

これらのことから、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5 - 7 - 学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。

学位論文の審査については、徳島大学学位規則の第8条から第11条に規定されている。学位論文の審査及び最終試験は、研究科委員会や教育部教授会が行い、学位論文提出者の資格を確認した後、研究科委員会や教育部教授会構成員のうちから3人以上の審査委員（主査1人、副査2人以上）を定め、学位論文の審査及び最終試験に関する事項を付託している。

審査委員は、学位論文の審査の要旨及び最終試験の成績を記録し報告している。研究科委員会や教育部教授会は、審査委員の報告に基づき、課程修了の認定については、出席委員の3分の2以上をもって議決している。

研究科及び各教育部では、発表会や公聴会を開催し、論文内容の発表と質疑応答を実施している。

これらのことから、学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能していると判断する。

5 - 7 - 成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。

成績評価等の正確性を担保するための措置として、研究科及び各教育部では、学部に策定されている「成績に関する学生の疑義への対応に関する申合せ」の基準等に準じた対応がなされている。

このことから、成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられていると判断する。

<専門職大学院課程>

該当なし

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

1年次に高大連携を目的とした「自然科学入門」など、導入教育が充実している。

平成15年度に『進取の気風』を育む創造性教育の推進」が文部科学省特色GPに採択されている。また、平成16年度に「ユビキタス技術による新しい学習環境の創生」、平成18年度に「医療系学生の保育所実習による子育て支援 - 地域の保育所での継続的学習による医療人としての人間形成 - 」及び「豊

徳島大学

「饒な吉野川を持続可能とする共生環境教育」が文部科学省現代G Pに採択されるなど、平成15年度から平成18年度に、現代G P、特色G P等に10件採択されている。

基準6 教育の成果

6 - 1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6 - 1 - 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

学生が身に付けるべき学力、資質・能力や養成しようとする人材像については、徳島大学第一期基本計画、大学ウェブサイト、履修の手引き、学生募集要項等に明記されている。

全学共通教育及び専門教育においては、教育目標を達成するために、教育目標ごとに対応する講義科目群が明示されている。達成状況は、進級、卒業、修了に関して、それぞれ教授会、研究科委員会、教務委員会等において大学学則、大学院学則に基づいて判断されている。

達成状況を検証・評価する委員会として、全学の自己点検・評価委員会、各部署の自己点検・評価委員会が設置されており、卒業生・修了生アンケート、雇用主アンケートを実施している。

また、工学部では、外部評価会議、参与会議などの外部評価を行っている。国家試験の合格率の検証(医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、看護師等)は、当該学部及び教育研究評議会で行っている。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6 - 1 - 各学年や卒業(修了)時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位取得、進級、卒業(修了)の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業(学位)論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

過去5年間の学部学生の進級率は、総合科学部が平均99.1%、医学部が平均97.3%、歯学部が平均94.3%、薬学部が平均95.4%、工学部(昼間コース)が平均86.9%、工学部(夜間主コース)が平均85.5%であり、いずれもおおむね良好である。

過去5年間の学部学生の卒業率は、総合科学部が平均78.2%、医学部が平均98.7%、歯学部が平均96.4%、薬学部が平均97.5%、工学部(昼間コース)が平均81.8%、工学部(夜間主コース)が平均62.8%であり、いずれもおおむね良好である。

また、過去5年間の大学院生の修了率は、修士及び博士前期課程では、人間・自然環境研究科が平均83.3%、医学研究科(医科学教育部)が平均88.5%(過去2年間)、栄養学研究科(栄養生命科学教育部)が平均87.6%、薬学研究科(薬科学教育部)が平均93.6%、工学研究科が平均93.2%である。博士及び博士後期課程では、医学研究科が14.3~68.1%、歯学研究科が平均91.7%、栄養学研究科が28.5~100%、薬学研究科が20~72.2%、工学研究科が平均55.0%である。大学院生の修了率は、一部を除いておおむね良好である。

また、各種国家試験の合格率は、過去5年間で、医師免許は85.4~94.4%、歯科医師免許は80.8~93.5%、

薬剤師免許は74.5～87.3%、管理栄養士免許は86.8～100%、看護師免許は87.3～98.5%、臨床検査技師免許は89.5～100%であり、年度や資格の種類により多少の変動はあるが、いずれもおおむね良好である。

工学部では、J A B E E の審査を順次受けており、受審した学科はすべて認定されている。

これらのことから、教育の成果や効果がおおむね上がっていると判断する。

6 - 1 - 学生の授業評価結果等から見て、大学が編成した教育課程を通じて、大学の意図する教育の効果があつたと学生自身が判断しているか。

学部学生全員を対象として、平成16年度に実施した学生生活実態調査結果によれば、授業に「満足している」「やや満足している」の学部平均が39.0%であり、一方、「やや不満足である」「不満足である」の学部平均が21.3%である。これらの調査結果は『学生生活実態調査報告書』や広報誌『徳大広報 とく talk』で教員にフィードバックされている。

大学院生全員を対象として、平成17年度に実施した大学院生生活実態調査における「研究指導に対する満足度」については、研究科及び各教育部平均で64.8%の学生は「満足している」「やや満足している」と答えており、「やや不満足である」「不満足である」は研究科及び各教育部平均12.8%で、学生自身は研究指導にはおおむね満足している結果となっている。

全学共通教育に関して実施した授業評価アンケート結果では、学生自身の「達成度の自己判定」、「到達度の満足度」については、基礎教育科目を除き5段階評価の中間点3点を超えている。また、授業方法に対する評価において、「授業目的の達成度」は基礎教育科目では他分野と比較して低い値となっているが、1回目（平成14年度前期）の2.85から2回目（平成15年度後期）では3.47と上がっている。

これらのことから、学士課程における学生の授業に対する満足度はやや低いが、大学の意図する教育の効果がおおむね上がっていると判断する。

6 - 1 - 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成17年度の卒業者の就職状況等調べでは、就職希望者に対する就職者の比率は、学部間で大きな差はなく平均94.3%であり、また、進学希望者に対する進学者の比率も全体で99.0%となっており、就職率、進学率ともに良好である。大学院修士（博士前期）課程修了者の、就職希望者に対する就職者の比率及び進学希望者に対する進学者の比率もそれぞれ96.9%、100%で、学部の場合と同様に高い値を示している。大学院博士（博士後期）課程修了者の、就職希望者に対する就職者の比率は、93.0%となっている。

平成16年度卒業生の就職先・進路については、総合科学部が「総合性と専門性を兼ね備えた人材の育成」を目指しており、その進路は事務従事者、教員、情報処理技術者など多様な職種に亘っている。医学部医学科では医師に、栄養学科では管理栄養士に、歯学部では歯科医師に、薬学部では薬剤師に、工学部では専門的・技術的職業従事者になるものが多数を占めており、各学部が養成しようとする人材像に沿った進路・就職先となっている。

また、平成16年度修了生の就職先・進路については、人間・自然環境研究科修士課程では専門的・技術的職業従業者及び事務従業者に、医学研究科修士課程では医療技術者に、医学研究科博士課程では医師に、栄養学研究科博士前期課程では栄養士に、歯学研究科博士課程では歯科医師に、薬学研究科博士前期課程では薬剤師に、薬学研究科博士後期課程、工学研究科博士前期課程及び博士後期課程では専門的・技術的職業従事者になるものが多数を占めており、各研究科が養成しようとする人材像に沿っている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6 - 1 - 卒業（修了）生や、就職先等の関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しているか。また、その結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

当該大学の自己点検・評価委員会では、教育の成果・効果を検証し、教育の改善を図るため卒業生、修了生及び雇用主に対するアンケートとして、「教育の成果・効果を検証するためのアンケート調査実施概要」を定め、3年ごとに卒業生、修了生及び雇用主にアンケートを実施することになっている。

総合科学部が平成14年度に実施した雇用主アンケート調査結果では、8項目の質問のうち「国際感覚」「自然科学の知識・能力」に関して、それぞれ3.1点、3.3点のやや低い評点であるが、そのほかの質問に対しては良い評価を得ており、特に「問題解決に当たった総合能力」は4.0点と高い評価となっている。

工学部が平成17年度に実施した雇用主、卒業生・修了生アンケート調査結果のなかで、「卒業生の達成度」と「教育の貢献度」を教育の成果としてみると、雇用者側からは「工学部専門知識」、「自然科学基礎知識」、「一般教養」については、達成度、貢献度ともに中以上（大又は中）の割合は80～95%である。一方、卒業生の側からは、「工学部専門知識」、「自然科学基礎知識」、「発表・表現力」の達成度及び貢献度において、3分の2以上が大又は中と答えている。

これらのことから、教育の成果がおおむね上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

基準7 学生支援等

- 7 - 1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7 - 2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7 - 3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7 - 1 - 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

新生には、学部学科ごとにオリエンテーション、大学入門講座、新生合宿研修を実施し、「学生生活の手引」等を用いて、学則、授業の選択・登録方法、大学生生活の過ごし方等について説明しており、個別相談にも応じている。

専門科目の受講に関しては、ワークショップ形式でのガイダンス(医学部)、研究室紹介冊子の配布とガイダンス(歯学部)、研究室紹介のパネル展示(薬学部)、学科紹介、教育内容紹介の資料配布とガイダンス(工学部)、コース分属のガイダンス(総合科学部)等、各学部の専門に応じた対応がなされている。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7 - 1 - 学習相談、助言(例えば、オフィスアワーの設定等が考えられる。)が適切に行われているか。

オフィスアワーは全学的に設定されており、シラバス等で学生に周知している。クラス・学年担任制も全学的に設定されており、女子学生が相談しやすいように女性教員を配置する学部、入学から卒業まで同一教員が対応する学部もある。

学習相談、助言の窓口として、全学共通教育センターの「学習支援室」、工学部の「学びの相談室」等が設けられており、平成17年度の利用者数はそれぞれ642人、378人である。

これらのことから、学習相談、助言が適切に行われていると判断する。

7 - 1 - 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

学生のニーズの把握には、多様な形態があり、学生から要望、意見を聞く機会や窓口は複数設定されている。その一つは、学生代表から教員が直接・間接に意見、要望を聞くもので、全学・学部・学科各レベルで開催されている。また、学長、学部長、教育担当責任者等との定期的な懇談会や、教務委員と学生代表との合同の委員会「教育の質を向上させるための学生ワーキング」等も実施している。さらに、小グループの学生と学年担当教員との懇談会も設けている。個別的には、「学生相談室」、「学習支援室」、「学びの相談室」等の窓口を訪れる学生から学習支援に関するニーズの把握に努めている。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7 - 1 - 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1- 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）への学習支援が適切に行われているか。

留学生は大学院生を中心に、25か国232人（うち学部生50人）で、全学生の2.9%を占める。留学生への学習支援窓口の一つである留学生センターでは、専任教員5人が、共通教育科目「日本語」、全学日本語コース、日本語研修コース等の講座を開いて、学習支援に当たっている。また、留学生を支援するチューターの配置など、マンツーマンでの学習支援も行っている。「国際交流会館」、「地域・国際交流プラザ」、「留学生談話室OASIS」等には留学生担当職員等が常駐して支援に当たっている。留学生向けウェブサイトも開設されている。大学院には「英語特別コース」が開講されており、英語で講義が行われている。各種の案内冊子やシラバスの一部は外国語で表記されている。

社会人学生への学習支援としては、補講・特別クラス・夜間の授業開講、休日の研究指導、長期にわたる教育課程の履修、夕方のオフィスアワーの設定、大学ウェブサイト上での情報提供等が行われている。

障害のある学生には、障害の程度と本人の希望等に応じて対応している。メンタルケアの必要な学生への学習支援は各学部の学生委員の対応とともに「学生相談室」で臨床心理士等が対応している。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への学習支援が適切に行われていると判断する。

7-2- 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

自習用スペースとして、図書館本館に自習コーナー、マルチメディアプラザ、分館にはマルチメディアコーナー、視聴覚室等が整備されている。開館時間は平日では8時40分から22時（蔵本分館は8時40分から21時）、土日は10時から17時であるが、大学院生、教職員、利用申請をした学部学生には24時間（蔵本分館は24時まで）利用できるようにしている。

総合科学部、薬学部には、スタジオプラザが整備され、個人やグループでの自習に活用されている。このほか、各学部には自習室が整備され、夜間の使用も可能にしている。工学部には、「学生自習室」、「リフレッシュコーナー」がある。また、蔵本キャンパスには、臨床実習機器や自習用パソコンを整備したクリニカルスキルラボラトリーが設置されており、医療系学部生の予習、復習に活用されている。医学部では、チュートリアル室をグループ討論室として開放している。

特色GPに「『進取の気風』を育む創造性教育の推進」が採択され、学生の自主創造の実践の場となることを目的に設置された創成学習開発センターは、学生が学部の枠を超えてグループを作り、自由な発想を持ち寄り、多様な考え方を形成することを支援している。

また、現代GPに「ユビキタス技術による新しい学習環境の創生」が採択され、学生個人が携帯できる情報端末を持ち、いつでもどこでも情報アクセスを可能にする「uキャンパス構想」に取り組んでいる。

創成学習開発センターや「uキャンパス構想」により、先進的な自主的学習を支援している。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2- 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

文化系36、体育系49のサークルがあり、必要な支援を行っている。

活動に必要な経済的支援としては、課外活動団体助成金が支給されている（約4,574千円）、サークル活動に必要な部室、運動場等は整備されている。備品等の整備のために、ニーズに応じた経済支援を行って

いる（約41,612千円）。教職員と学生の拠出による全学的支援組織「徳島大学学生後援会」や学部単位の各種支援組織からも、大会派遣費等の補助が行われている。

これらのことから、学生の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3- 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。

学生の健康相談・助言の体制として、保健管理センター、「学生相談室」がある。保健管理センターには、常勤の医師、看護師、事務職員が配置され、定期健康診断のほか、学生の健康面の相談や治療を行っている。「学生相談室」には、インテーカーが常駐して様々な相談に応じており、メンタルケアが必要な場合には保健管理センターの医師や臨床心理士がこれに対応している。また、「学生相談室」には、学生相談員、人権問題相談員及び法律アドバイザーを配置し、セクハラ、パワハラ等の相談、経済的問題等の生活相談、進路相談などに応じている。就職に関する相談窓口として、「就職支援室」があり、4人のスタッフが対応している。また、工学部の「学びの相談室」でも就職や進路の相談に応じている。

一方、各学部の学生委員、課外活動助言指導教員、クラス担当教員、授業担当教員等が直接学生に対して助言・指導を行っている。

こうした体制の利用状況や満足度については、保健管理センター、「学生相談室」及び「学びの相談室」等から定期的に報告書が出されている。「学生相談室」、「学びの相談室」及び「就職支援室」の平成17年度の利用者はそれぞれ延べ1,058人、378人、4,584人であった。

これらのことから、必要な相談・助言体制が整備され、機能していると判断する。

7-3- 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等が適切に行われているか。

留学生への生活支援に関しては、留学生センター担当教員、学術研究国際部国際課職員、チューター、学生サポーター、国際交流会館職員が奨学金貸与、入国管理事務所での手続きなど、生活上の諸問題についての情報提供、助言をマンツーマンで行っている。

「国際交流会館」、「地域・国際交流プラザ」、「留学生談話室OASIS」及び「留学生交流室」等を設け、各施設には留学生担当職員が常駐し、支援に当たっている。また、これらの施設には、パソコンが設置され、母国との連絡や情報収集に利用されている。さらに、留学生向けのウェブサイトがあり、奨学金貸与、宿舎、各種手続きなどの情報提供等を行っている。

留学生対象の冊子には日本語と英語が併記され、日本語にはルビを付している。留学生が訪れる国際課室、留学生談話室には連絡周知用に留学生個々のメールアドレスを設置し、連絡を取りやすくするための工夫をしている。

障害のある学生への対応としては、スロープ、点字ブロック、特別仕様の机や椅子などを設置しているが、施設のバリアフリー化は十分とはいえない。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への生活支援等がおおむね行われていると判断する。

7-3- 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

生活支援等への要望について学生から直接意見を聴取する場として、学長、副学長、学部長、教育担当

責任者等との懇談会が定期的開催されている。一方、ニーズ把握のための窓口としては、「学生相談室」、「学習支援室」、「学びの相談室」を設置している。

学生のニーズを把握するために、全学及び学部レベルのアンケート調査を実施している。「学生生活実態調査」、「大学院生生活実態調査」は、学部学生及び大学院生の生活実態を詳しく調査しており、その報告書には経済的問題、健康・生活上の問題、学習環境の問題、就職・進路の問題、家庭の問題等、学生のニーズがまとめられている。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7 - 3 - 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

日本学生支援機構の奨学生採用状況は、平成 17 年度は、第一種が学部 236 人、大学院 137 人、第二種が学部 357 人、大学院 76 人である。授業料免除については、半額免除(151 人)と全学免除(365 人)の比率を変更することで、できるだけ多くの希望者に対応できるようにしている。なお、免除者の 20%は留学生である。

大学独自の奨学金制度として、「藤井・大塚国際教育研究交流資金」、「徳島大学国際教育研究交流資金」があり、毎年約 40 人の留学生に奨学金を給付している。また、私費留学生対象の「若葉会奨学基金」(医学部)、「私費外国人留学生スカラーシップ助成金」(歯学部)、及び「日亜特別待遇奨学生制度」(工学部)等の奨学金制度がある。そのほか民間団体等からの各種奨学生も含め、これらの制度や募集案内は大学ウェブサイトや学務課等を通じて学部学生・大学院生に周知している。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 7 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

学生の自主創造の実践の場となることを目的に設置された創成学習開発センター、学生個人が携帯できる情報端末を持ち、いつでもどこでも情報アクセスを可能にする「uキャンパス構想」により、先進的な自主的学習を支援している。

【改善を要する点】

施設のバリアフリー化が十分とはいえない。

<p>基準 8 施設・設備</p> <p>8 - 1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。</p> <p>8 - 2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。</p>
--

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<p>8 - 1 - 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。</p>

当該大学は、新蔵地区、常三島地区及び蔵本地区の3地区からなり、教育研究の場として362,505 m²の校地と延べ281,440 m²の校舎を有しており、これらは大学設置基準に十分適合するものである。課外活動施設も常三島地区、蔵本地区の両地区に設けられている。

当該大学の管理、運営部門として新蔵地区8,415 m²の敷地に4,186 m²の事務棟を保有している。

講義室、実験・実習室、演習室及び情報処理学習のための設備等は、利用できる環境が整っている。そのほかに、語学学習室、視聴覚学習室、SCS（スペース・コラボレーション・システム）学習室等を保有している。

附属図書館は、常三島地区の本館（面積5,342 m²）と蔵本分館（面積3,107 m²）からなり、それぞれ528席、314席の閲覧席を持つ。館内には飲み物、携帯電話や談話の可否についてセクションを設けるなど、利用者の立場に立ったさまざまなきめの細かい配慮がなされている。

これらのことから、施設・設備が整備され、有効に活用されていると判断する。

<p>8 - 1 - 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。</p>
--

平成13年度に現在の超高速ネットワーク・マルチメディアキャンパスシステムが導入され、学内のネットワーク環境が整備されている。

各部局には学生が自由に使用できるパソコン室が設けられ、24時間使用できる20～50台のパソコンが設置されている。また、講義室の約80%に情報コンセントが設置されており、講義等で利用するとともに、学生にも利用されている。

教職員及び学生は、研究室等の端末パソコンから、学術情報の検索・収集、電子メールによる教育研究及び事務連絡、計算サーバなど研究用システムの利用ができる。

また、学生には、ポータルサイト、PDA・携帯電話等を用いたuラーニング、eラーニングのシステムが提供され、履修登録もネットワーク上で行われている。

高度情報化基盤センターの各種サーバ・システムの管理・運用とセキュリティ管理は、センター長と6人の専任教員、3人の技術職員が担当している。情報ネットワークの適正な管理・運用を図るため、「情報セキュリティポリシー」を制定し、管理体制等に関する必要事項を定めている。

これらのことから、情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されていると判断する。

8 - 1 - 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

大学ウェブサイトや各施設のウェブサイトには利用規則、利用案内や利用方法などが掲載されていることから、施設・設備に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されていると判断する。

8 - 2 - 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

附属図書館で購入する学術雑誌、図書、視聴覚資料等は、附属図書館長、附属図書館蔵本分館長、各部局及びセンターから選出の教員で構成される附属図書館運営委員会の審議に基づいて決定される。

附属図書館では、備品扱いの学術図書・雑誌は原則としてすべて附属図書館の管理下に置き、集中管理方式により図書、資料を系統的に整理し、活用に供している。蔵書数は本館に約 57 万冊、蔵本分館に約 24 万冊、雑誌は本館に約 1 万種類、蔵本分館に約 6 千種類である。また、電子ジャーナルも整備され、8,934 種類が利用できる。

当該大学の中期計画では、学生用図書の整備、充実をあげ、その達成に取り組んでいる。平成 17 年度の学生用図書資料の受入実績は本館 3,412 冊、分館 644 冊であった。図書の選定に際しては、利用実績や専門分野間のバランスに配慮して行われている。また、貸出冊数及び入館者数は、平成 17 年度が本館 45,482 冊、188,515 人、分館 21,004 冊、141,848 人であった。

これらのことから、教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 8 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

附属図書館は、館内に飲み物、携帯電話や談話の可否についてセクションを設けるなど、利用者の立場に立って、さまざまなきめの細かい配慮がなされている。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9 - 1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9 - 2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準9を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 9 - 1 - 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

各教員は教育活動に関する実績資料を「徳島大学教育・研究者情報データベース」(EDB)に登録している。EDBは、資料収集としての機能のほかに、教育研究者総覧及びシラバス作成にも利用されており、その内容は大学ウェブサイト上で公開されている。平成18年度には、EDBへの情報集積や評価データの分析などを目的とする評価情報分析センターが設置された。

カリキュラム、履修の手引き及びシラバス等は、各学部、学務部(全学)に蓄積されている。『授業実施報告書』も学部単位で収集・保管している。総合科学部、工学部等では、毎年度作成される『FD研究報告書』、『自己点検・評価報告書』に、各学科のFD活動の実施状況などが記載されており、関連データの内容が把握できる。また、中期計画・年度計画にかかわる教育・研究・管理運営の資料は、「経常的資料登録システム」に蓄積する体制の整備に伴い、その登録内容は大学ウェブサイト上(学内限定)で随時閲覧することができる。

これらのことから、教育活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

- 9 - 1 - 学生の意見の聴取(例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。)が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

学生の意見や要望は、授業評価アンケート、学生生活実態調査、卒業時のアンケート調査等を通じて聴取されている。

このほかに、学長、学部長、教育担当責任者等が学生の代表者から直接意見を聞く懇談会を実施している。また、学生対象ワークショップでも学生の意見を聴取している。さらに、学生の要望を教育改善に反映させることを目的として、学生自らの企画で、アンケート調査や教員との懇談を行う「教育の質を向上させるための学生ワーキンググループ」を大学教育委員会内に設置するなどの取組を行っている。

アンケート調査で聴取した学生の意見や要望は、『学生生活実態調査報告書』、『大学院生生活実態調査報告書』などにまとめられている。授業の満足度については、一人一人の学生に細かく配慮しながら教え方や内容を工夫するなど、改善に向けての提言を、「教育の質を向上させるための学生ワーキンググループ」では、成績評価基準・判定基準の不明確さに対する学生の不満などに対する提言を行っている。

これらのことから、学生の意見の聴取が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9 - 1 - 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

学外関係者からの意見聴取の方法と内容については、「教育の成果・効果を検証するためのアンケート調査実施概要」が全学自己点検・評価委員会で定められており、平成18年度に全学で統一して実施することとしている。工学部では、平成17年度に既に実施し、その結果を大学ウェブサイトに公表している。

このほかに、これまで取り組んだものとして、徳島県内の高等学校との連絡協議会（全学、平成17年度で8回目）、大学院生や卒業生との意見交換会（医学部栄養学科）教育改善に向けての卒業生・修了生アンケート調査（工学部、工学部生物工学科）などがある。また、雇用主（企業）等からの意見聴取としては、徳大関係医療機関協議会総会における病院からの要望聴取（附属病院）臨床現場の意見を教育に生かすための薬剤師と学生の交流の場として設けられた薬剤師交流ネットワーク（薬学部）外部有識者から意見を聞く外部評価会議・参与会議（工学部等）などがある。このような意見が、教育の改善に反映された事例としては、新人医師のマナーの悪さが、徳大関係医療機関協議会総会で指摘され、クリニカルクラークシップ時の接遇教育の契機となっている。

これらのことから、学外関係者の意見がさまざまな形で聴取され、改善に反映されていると判断する。

9 - 1 - 評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しや教員組織の構成への反映等、具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

自己点検・評価委員会で分析された外部評価結果、各学部での学生・卒業生・雇用主対象のアンケート調査結果及び教育の質を向上させるための専門委員会・学生ワーキングの意見や評価は、大学教育委員会に改善資料として提供される。また、各学部の教務委員会等で討議された意見等は、直接大学教育委員会に報告される。大学教育委員会はこうした改善資料をもとに教育の質の向上のための改善策を立案し、学部へ指示するシステムとなっている。これを受けて各学部の教務委員会又はFD委員会が、教育改善の実施に努めている。

これらのことから、評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、具体的かつ継続的な方策が講じられていると判断する。

9 - 1 - 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

学生の授業評価等の結果は、各学部の教務委員会、学生委員会へ報告され、自己点検・評価委員会等で分析され、個々の教員に伝達される。

全学共通教育センターでは、授業開始約1か月後に「授業方法に関するアンケート」（中間アンケート）を実施し、学期末に「学生による授業評価」を実施している。担当教員はアンケートの集計結果をもとに当該授業での改善を行うことで、学生は授業の改善状況を評価することができる。工学部では、JABEE受審のために改善システム（PDCAサイクルシステム）が整備され、個々の教員が継続して教育の改善を図っている。医学部のチュートリアル授業評価は、チューターへの評価を本人に回覧するとともに、チューターFDでの参考資料や支援センター会議での改善に向けた検討資料としている。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、継続的改善を行っていると判断する。

9 - 2 - ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

全学的なファカルティ・ディベロップメント（FD）としては、「徳島大学全学FD推進プログラム第2期計画」に基づいて、新任教員を対象とした「FD基礎プログラム」、教育経験豊かな教員対象の「リーダーワークショップ」、テーマごとに話題提供者を囲んで話し合う「FDラウンドテーブル」、授業VTRの一部を視聴した後、コメントや自由討論を行う「授業コンサルテーション・授業研究会」などが年に数回行われている。また、各学部でもそれぞれの教育内容・方法に沿ったFD研究会、FDワークショップ、FD講演会などが開催されている。

FDについての、学生や教職員のニーズは、「学生による授業評価アンケート」や「授業実施報告書」の分析結果、FD参加教員へのアンケート調査などから把握されており、FDの内容の検討や次のFDプログラムの策定に活用され、シラバス作成の技術、教育方法、メディア利用方法等の教育の改善に資するFD活動が展開されている。

これらのことから、FDについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されていると判断する。

9 - 2 - ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

全学的には、第1期「徳島大学全学FD推進プログラム」に参加した教員を対象に実施したアンケート調査から、その成果・効果を『徳島大学FD推進ハンドブック』や『大学教育研究ジャーナル』に掲載するとともに、「徳島大学教育カンファレンス」で報告している。

また、各学部でもFD研究会やワークショップ等を開催しており、これらのFD活動の成果をまとめた報告書を作成するとともに、授業の進め方や方法、成績評価の基準や方法を改善するなど、FD活動の成果を随時教育の改善に活かしている。

これらのことから、FDが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9 - 2 - 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

TA、RA（リサーチ・アシスタント）については、学部単位で採用時にその意義や趣旨についての説明会やガイダンスを行っている。また、講演会、新規導入機器の操作研修会、研究基盤ゼミなども行われ、教育研究補助の質の向上に努めている。

事務職員や技術職員は、管理運営関係の研修のほかに、情報システム統一研修、実験動物関係教職員高度技術研修、留学生担当者研修、教務事務研修、厚生補導事務研修など、学内外で企画された研修を積極的に活用し、スキルアップを図っている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切になされていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

「教育の質を向上させるための学生ワーキンググループ」や学部の教育ワークショップへの学生参

加など、教員と学生が協同で教育改善活動を実施している。

全学共通教育センターで、「授業方法に関するアンケート」(中間アンケート)を実施することにより、集計結果をもとに当該授業での改善に結び付けている。

基準 10 財務

- 10 - 1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10 - 2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10 - 3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10 - 1 - 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 17 年度末現在の資産は、固定資産 86,866,985 千円、流動資産 12,324,282 千円であり、合計 99,191,268 千円である。なお、教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎等の資産を有している。

負債については、固定負債 32,810,193 千円、流動負債 13,609,120 千円であり、合計 46,419,313 千円である。なお、負債のうち、文部科学大臣から認可された償還計画に基づき返済している借入金が 28,993,520 千円であり、その他の負債については、ほとんどが実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

10 - 1 - 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

経常的収入としては、運営費交付金、学生納付金、附属病院収入及び外部資金等で構成されている。

平成 13 年度からの 5 年間における状況から、学生納付金収入及び附属病院収入は安定して確保されている。また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定して確保されている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10 - 2 - 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

平成 16 年度から平成 21 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、教育研究評議会、経営協議会及び役員会の議を経て、学長により決定されている。これらの計画は大学ウェブサイトで公表されている。

また、中期計画等を踏まえて制定された毎年度の予算編成方針が、部局長会議に報告され、教職員へ周知されている。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10 - 2 - 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成 17 年度において、経常費用 36,143,613 千円、経常収益 36,844,116 千円であり、経常利益 700,502

千円、当期総利益が694,417千円となっている。なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2- 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

予算配分に当たっては、予算編成方針等に基づき、役員会で検討・審議され、予算配分されている。

平成18年度においては、発展性や高い成果、効果が予想される事業計画、緊急度の高い整備計画、若手教員への研究奨励等の教育研究等支援事業を学長裁量経費により重点的に配分するなど、教育研究活動に必要な経費を配分している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3- 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

法令に基づき、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、6年間一般の閲覧に供しなければならないこととなっている。法令を遵守し、財務諸表について、文部科学大臣の承認を受けた後、財務諸表等を適切な形で公表するとともに、大学ウェブサイトでも公表している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10-3- 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査が行われている。

監事の監査については、監事監査規則等に基づき実施されている。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施されている。

これらの監査報告書は大学ウェブサイトで公表されている。

内部監査については、独立性を持つ学長直属の監査室を設け、内部監査規則等に基づき監査職員が監査を実施し、改善指導・改善措置を講じている。

また、監査項目を定め、各事務部内において相互に検証することにより内部統制の強化を図るため、自己監査制度を導入している。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11 - 1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11 - 2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11 - 3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

11 - 1 - 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

中期目標・中期計画及び年度計画、予算・決算、学部学科などの組織の改廃等、当該大学の重要事項の審議を行う組織として役員会があり、この役員会は学長と5人の理事(総務、教育、研究、管理、経営を担当)で構成されている。また、4人の学長補佐(全学共通教育、国際関係、情報、法務を担当)が、学長及び副学長(理事)の業務を補佐している。

教育研究評議会は、大学の教育研究に関する重要事項を審議する組織で、学長、理事及び学部長等で構成されている。経営協議会は、法人の経営に関する重要事項を審議する組織で、学長、理事、医学部・歯学部附属病院長に加えて7人の学外委員で構成されている。そのほか、役員会の下に各種委員会が組織されている。

各部局では、教授会、研究科(教育部)委員会等において、各部局固有の重要事項について審議、決定し、部局長等を中心とした管理運営体制が構築されている。

事務組織は、法人化を契機に各理事の担当業務と各部課の対応が明確にされている。各部局では、学部等に固有の事務を中心に、部局長の職務を支援する事務職員を配置している。そのほか、技術職員、教務職員、医療職員、看護職員が配置され、大学の管理運営に係る業務、教育研究支援業務及び医療支援業務に従事している。職員は、922人が配置されている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っており、必要な職員が配置されていると判断する。

11 - 1 - 大学の目的を達成するために、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

学長を最高責任者として、5人の理事(総務、教育、研究、管理、経営を担当)が配置され、それぞれ担当ごとの責任体制と事務組織の対応関係が明確にされている。これにより、教育研究、社会連携、国際交流などに係る重要な情報が学長に伝達され、学長のリーダーシップの下で、全学的な視点からの機動的で戦略的な大学運営が行われている。一方で、学長、理事及び各部局長等で構成される部局長会議を設置し、各部局からの意見を反映する体制が整えられている。

法人化に伴い、各種委員会の整理・統合が行われ、重要な委員会には理事が委員長に就任し、委員からの意見に適切に対応するとともに、学長や理事からの提案や諮問に対し、理解と協力が得られやすい組織

形態をとっている。各部局においても、全学委員会に対応した委員会を組織しており、各部局の委員長等が全学委員会の委員として参画することにより、各部局の意見を反映させながら迅速な意思決定が行いえる体制となっている。

これらのことから、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1- 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

学生のニーズについては、「学生生活実態調査アンケート」の実施、学長等との各種懇談会により直接把握することに努めているほか、「学生相談室」、「学びの相談室」等において聴取した意見を関係委員会に報告する体制をとっている。

教員のニーズは、各部局の教授会、運営委員会、各種委員会での審議過程で把握されており、これらの意見等は全学委員会や部局長会議、教育研究評議会を通じて、管理運営に反映されている。

事務職員のニーズは、各種委員会への委員としての参画をはじめ、事務連絡協議会などを通じて反映されている。また、平成17年度から2年間の時限組織として業務改善推進係2人を配置し、業務改善提案制度を設け、平成17年度に提案があった98件の中から効果があると認められる18件を採用し、順次実行に移すことで、業務の改善と経費の削減に効果を挙げている。提案の採用例として、「共用公用車の一元管理によるタクシー利用費用の削減」、「電力料金の支払手順簡素化について」がある。

学外関係者のニーズについては、徳島県内の高等学校長や教育委員会との連絡協議会及び高等学校教員との懇談会を開催し、その把握に努めている。工学部では、外部評価会議、参与会議を開催している。そのほか、徳島地域連携協議会や徳大関係医療機関協議会等を通じて、自治体や医療界などからのニーズの把握に努めている。

これらのことから、学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1- 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

当該大学に常勤、非常勤監事各1人を置き、徳島大学監事監査規則及び同細則により監事監査について必要事項を定め、徳島大学監事会規則に定める監事会を開催して、監査に関する事項の協議と決議を行うとともに、監事間の意見形成に努めている。

監事監査については、監事監査年度計画に基づき、教育、研究、大学管理・運営、附属病院の管理・運営について監査を実施し、結果を学長に報告している。

また、監事は役員会、経営協議会、教育研究評議会等に陪席し、適宜助言を行っている。このほか、大学の管理運営に関する諸業務及び会計処理に関して、助言と指導を行っている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11-1- 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

事務職員の研修は、人事課が中心になって「研修検討ワーキング」を発足させ、人材育成、研修等のアンケートを行い、学内研修計画を立案し、研修を実施している。平成17年度は、徳島地区3機関（徳島大学、鳴門教育大学、阿南工業高等専門学校）の事務職員を対象に、初級、中級、上級の3コースで、週1回全課程12回開催した語学研修など、20件の研修が実施され、延べ727人が参加した。

学外研修としては、国立大学協会や国立大学財務・経営センターが行った法人化関連の各種研究協議会や研修会、日本能率協会が開催した「大学経営革新フォーラム」等へ49件、延べ127人が参加している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2- 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

管理運営に関わる方針は、徳島大学基本構想、徳島大学第一期基本計画、中期目標・中期計画及び年度計画に明記されている。

また、徳島大学規則をはじめ学内規則が整備されており、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規則や方針、各構成員の責務と権限が示されている。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2- 適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

当該大学の目的や計画をはじめとする全学・各部局に係るデータや情報は、大学ウェブサイトに掲載されている。これらは当該大学の内外から自由にアクセスすることができる。また、教員の研究活動等は「徳島大学教育・研究者情報データベース」(EDB)に蓄積されており、大学ウェブサイトからアクセスできる。

中期計画及び年度計画の実施状況を検証するための根拠資料は、「経常的資料登録システム」を用いて整理・蓄積しており、学長、理事、監事を含む関係職員にアクセス権を限定し、運用している。

これらのことから、大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能していると判断する。

11-3- 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価(現状・問題点の把握、改善点の指摘等)を適切に実施できる体制が整備され、機能しているか。

平成3年に自己点検・評価委員会が組織され、全学的に取り組む体制が整っている。この委員会が大学の総合的な活動状況を把握し、根拠となる資料やデータに基づいて点検・評価を行い、その結果を改善に結び付ける体制も整備され、機能している。また、法人化を契機に、年度計画の根拠となる資料・情報が「経常的資料登録システム」に蓄積されており、その事業年度に係る業務実績報告書作成に活用されている。

自己点検・評価の資料となる教員の教育研究活動については、EDBへ各教員の研究室からネットワーク経由でデータ登録でき、学外からも大学ウェブサイトにより、自由にアクセスが可能である。

また、平成18年4月に評価情報分析センターが設置され、専任教授1人を配置して情報収集、調査、分析を行うとともに、評価方法の研究・開発を行っている。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、自己点検・評価を適切に実施できる体制が整

備され、機能していると判断する。

11 - 3 - 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

平成 17 年度から、大学ウェブサイトにて点検・評価の項目を設け、外部評価、年度評価の前提となる自己点検・評価並びに各部署での自己点検・評価を掲載している。また、各部署でも随時『自己点検・評価報告書』を刊行し、公表している。

これらのことから、自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11 - 3 - 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）によって検証する体制が整備され、実施されているか。

自己評価に基づいて大学評価・学位授与機構の試行的評価を受けており、また、各部署では自己点検・評価を実施し、それに基づき外部者の評価を受けている。例えば、工学部では、平成 13 年 9 月に外部評価会議規則を制定し、以後、毎年外部評価を受けている。

法人化後の新たな自己点検・評価として、外部有識者を加えた経営協議会等を設け、業務の実績に関する報告書や認証評価に係る自己評価書などの審議を行っている。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者によって検証する体制が整備され、実施されていると判断する。

11 - 3 - 評価結果が、フィードバックされ、大学の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、機能しているか。

自己点検・評価や外部評価の指摘事項は、役員会や教育研究評議会をはじめ各種の組織や委員会等において検討を行うなど、必要に応じて具体的改善措置を講じている。改善措置の具体例として、医学部医学科の新カリキュラム（チュートリアル教育等）の導入、歯学部の実習控室へのネットワーク PC の設置、実習時期及び卒業試験期間の見直しがある。

これらのことから、評価結果が、フィードバックされ、大学の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、機能していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 11 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

2 年間の時限組織として業務改善推進係 2 人を配置し、業務の改善と経費の削減に効果を挙げている。

< 参 考 >

現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 徳島大学

(2) 所在地 徳島県徳島市

(3) 学部等の構成

学部：総合科学部，医学部，歯学部，薬学部，工学部

大学院：人間・自然環境研究科，ヘルスバイオサイエンス研究部及び医科学教育部・口腔科学教育部・薬科学教育部・栄養生命科学教育部・保健科学教育部，ソシオテクノサイエンス研究部及び先端技術科学教育部

関連施設：大学開放実践，分子酵素学研究，高度情報化基盤，ゲノム機能研究，アイソトープ総合，留学生，全学共通教育，学生支援，創成学習開発，環境防災研究，保健管理，評価情報分析，uラーニング，ヒューマンストレス研究の各センター，教育実践推進機構，研究連携推進機構，社会連携推進機構，埋蔵文化財調査室，知的財産本部，附属図書館，医学部・歯学部附属病院

(4) 学生数及び教員数（平成 18 年 5 月 1 日現在）

学生数：学部 6,163 人，大学院 1,725 人

教員数：854 人

2 特徴

本学の特徴を端的に表現すれば、「真理を探究し，知を創り，地域に生き，世界に羽ばたく徳島大学」ということになる。その主な特徴は次のとおりである。

(1) 教育に関する特徴

理系優位の本学では，教養教育が特に重要であるとの認識に立ち，早い時期から検討を重ね，昨年度から新カリキュラムによる教育を行っている。工学部と全学共通教育では，創成学習カリキュラムを取り入れ，学部の枠を越えた自主創造活動に取り組むなど，本学の教育理念である「進取の気風」を育む創造性教育を推進している。uラーニングセンターが中心となり，「いつでも，どこでも」教育が受けられる本学独自の教育・学習モデルを開発・実践している。栄養学科は，全国の医学部の中で唯一設けられた学科であり，我が国の栄養施策の推進役となりうる人材を養成している。平成 16 年度に創設された「ヘルスバイオサイエンス研究部」では，統合医療教育開発センターを設置し，医科学，口腔科学，薬科学，栄養生命科学，保健科学の教員による分野を越えた「医療人育成教育」の実現を目指し，医療教

育カリキュラムによる教育（分野横断的教育，チュートリアル教育など）を実施している。平成 15 年度に開設された人間・自然環境研究科臨床心理学専攻は，医学部と連携して，幅広い領域で「心のケア」に対応できる臨床心理士の養成機関として注目されている。

(2) 研究に関する特徴

大学院の教育・研究と密接に連動して，「基礎研究の推進」と「国家的・社会的課題に対応した研究の推進」を重点研究に位置づけ，「豊かで健全な未来社会の実現」を目標とし，「健康な身体」，「健全な心」，「快適な生活」実現のための重点的な課題を設定している。これらに対応するものが，「健康生命科学」（ヘルスバイオサイエンス），「社会技術科学」（ソシオテクノサイエンス）及び「地域創生総合科学」である。

「ヘルスバイオサイエンス研究部」は組織横断的な研究を促進するとともに，分子酵素学研究センターやゲノム機能研究センターとバイオメディカルセンターを構成し，より独創的な教育研究の発展を目指している。

「ソシオテクノサイエンス研究部」は，工学部が「社会技術科学」を中核とする大学院の重点化を図り，平成 18 年 4 月に開設された。総合科学部は，「地域創生総合科学」を主眼とした教育研究体制を検討している。

(3) 社会貢献に関する特徴

産学官連携や，地域との連携に重きを置いた活動を行っていることも，本学の特徴である。特に知的財産の保護と産業界への技術移転を促進し，企業から高い評価を受けている。また地域連携事業により人・物・心・体の面で総合支援を推進している。大学開放実践センターは，生涯学習とその一環としての公開講座の実績で国立大学法人のトップクラスとなっている。

本学は，「21 世紀 COE」（2 拠点），「特色ある教育支援」（以上平成 15 年），「現代的教育ニーズ取組支援」（平成 16 年），「大学教育の国際化推進」各プログラム，「『魅力ある大学院教育』イニシアティブ」（以上平成 17 年）に採択されている。また「知的クラスター創成事業」，「地域貢献特別支援事業及び大学知的財産本部整備事業」（平成 15 年）が採択された。こうした特徴を持つ本学の実績と取組は，米国科学誌「Science 304 巻」（2004 年）に紹介されるなど，国内外から高い評価を受けている。

目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

本学は、「自主と自律の精神に基づき、真理の探究と知の創造に努め、卓越した学術及び文化を継承し、世界に開かれた大学として、豊かで健全な未来社会の実現に貢献する」ことを基本理念とし、教育、研究及び社会貢献に関する3つの理念を設定している。

理念（1）明日を目指す学生の多様な個性を尊重して、人間性に富む人格の形成を促す教育を行い、優れた専門的能力と、自立して未来社会の諸問題に立ち向かう進取の気風を身につけた人材の育成に努める。

理念（2）根元的な真理を探究する研究と社会的要請の強い課題を解決する研究を通して、国際社会で高く評価される成果を生み出すとともに、学問分野の固定的概念にとらわれない自由な発想により、互いに協力して新しい領域を切り開き高度化することによって、学術研究の総合的な発展に努める。

理念（3）地域社会と世界を結ぶ知的ネットワークの拠点として、平和で文化的な国際社会を構築するために貢献し、産学官の組織と連携し、社会の発展基盤を支える教育、研究及び文化の拠点として諸機能の充実強化に努めるとともに、大学の開放と生涯学習支援を通じて地域社会の向上発展に貢献する。

理念（1）は、主として学部教育についての理念である。すなわち、本学学生に求められる能力として「人間性」、「専門能力」及び「進取の気風」を挙げることができる。特に「進取の気風」は、本学としての個性・独自性、すなわちアイデンティティを表すキーワードである。また、理念（2）の「根元的な真理を探究する研究と社会的要請の強い課題を解決」、理念（3）の「地域社会と世界を結ぶ知的ネットワークの構築」は、教育に関するキーワードでもある。

（学士課程の目的）

<初年次教育・全学共通教育>

自ら学ぶ姿勢や態度は初年次の学習において形成される。その態度は大学4年間のみならず、大学院や社会、ひいては人生全般における在り方の基盤にもなると考えられるので、初年次はこの点を重視した教育を行うことを目的としている。また、いわゆる2006年問題として、新学習指導要領による教育を受けた学生の理科、数学などにおける基礎学力の低下が問題視されており、さらに、理科系の学部・大学院が中心の本学にあっては、文理融合型を含む教養教育が極めて重要になってくる。本学では、この点を十分考慮した全学共通教育を目的としている。加えて、学部専門の基盤を形成する教育を充実させることを目的としている。

初年次教育・全学共通教育に関わる目的は以下のとおりである。

- （1）大学の学修に適応し、主体的に知的訓練に取り組む態度を養う（主に初年次教育を含む大学入門科目群）
- （2）社会人としての豊かな人間性と高い倫理観を培う（主に文理融合型を中心とする教養教育科目群）
- （3）基本的な思考法や言語運用能力などを身につけ、自立的学習の基盤を形成する（主に基盤形成科目群）
- （4）複合的な視点から専門分野を理解し、必要な基礎的知識を身につける（主に基礎教育科目群）

<学部専門教育>

学部専門教育では専門基礎を重視する教育課程を編成し、次の諸点の実現に努める。

- （1）本学の3つの理念を反映した科目群を配置し、特色ある教育課程を編成する。
- （2）学部・大学院6年連続教育をいらんだ科目群を置き、他方では4年間で卒業する学生に配慮したキャリア教育を組み込んだカリキュラムを用意して、専門性と職業意識の涵養に努める。
- （3）6年制の医学部、歯学部、薬学部においては、卒業後に医師、歯科医師、薬剤師免許を取得し高度専門職業人となるための基本的な教育を行うとともに、より先端的・指導的な能力を養うための大学院教育への連続性を持った先進的な教育も併せて行う。

<学部ごとの専門教育>

総合科学部：総合的・複合的視点から問題解決に取り組む能力を身につけるとともに、各専門分野での学習を通して豊かな人間性を涵養しつつ、個性と専門性を磨き、様々な職種で活躍できる人材を養成する。

医学部：医療人としての技術、知識、態度を身につけ、国際的視野を持って生涯にわたり医療、保健・福祉活動

を通して社会に貢献できる人材の育成を行う。チュートリアルや統合教育を取り入れて、倫理観・責任感を養い、他者を理解し、いたわる人間性を身につける教育を行う。

歯学部：歯科領域にとどまらない広い知識と最新の治療技術を持ち、歯科医師として医の倫理及び魅力ある人間性豊かな歯科医師・研究者の養成を目指す。

薬学部：6年制の薬学科では薬剤師養成の専門教育を、また、4年制の創製薬科学科では創薬研究者育成のための基礎専門教育を行い、薬の専門家としての知的・技術的基盤形成に必要な技能と医療人としての使命感・倫理観を有する人材の養成を目指す。

工学部：豊かな人格と教養及び自発的意欲、基礎知識による分析力と創造力のある人材、そして高度な倫理観をもって活躍できる人材の育成を行う。また、創成学習開発センターで実施する創造性を育む教育方法の導入を行い、さらに全学科のJABEE（日本技術者教育認定機構）資格の取得を目指す。

（大学院課程の目的）

大学院教育では、自由な発想を育む学習・研究環境の中で、課題を探求し解決する能力を身につけることを目指し、先端科学技術の専門分野における研究を通じて、豊かで健全な未来社会の創生に貢献できる積極性と責任感を持つ高度専門職業人、研究者育成を目的にしている。

- （１）博士前期課程（修士課程）は、研究者養成の最初の段階、あるいは高度専門職業人の養成と位置づけ、学部教育で培われた専門基礎能力を基に、専門性を一層向上させると同時に、職業倫理など人間性の涵養に努める。
- （２）博士後期課程（博士課程）においては、基礎的・先駆的な学術研究を推進するとともに、これを世界的な学術研究の拠点、指導的な高度専門職業人や優れた研究者・研究技術者養成の中核機関として位置づけ、特に、健康生命科学（ヘルスパイオサイエンス）と社会技術科学（ソシオテクノサイエンス）を柱とし、これらを地域創生総合科学と連携することにより、地域及び国際社会の要請に対応できる指導的な研究者及び高度専門職業人の育成を図る。

（教育目的・目標全体に関連して）

- （１）本学の教育理念と教育目標に則した教育課程を編成し、特に大学院では、各専攻の特色ある研究実績と経験を活かした教育課程を編成して、学部・大学院一貫の6年教育の推進や職業観教育を含む専門基礎教育の充実を図る。
- （２）学生募集要項、入学案内などに各学部学科や各専攻のアドミッション・ポリシーを明示し、志願者の個性や出身学部学科などでの修学歴を尊重した入学者選抜を行う。
- （３）修学意欲と講義の質の向上を図るため、教育方法、授業形態、履修指導及び成績評価の改善に努める。成績評価の適正化に当たっては、GP、GPA、GPCを導入する。
- （４）適切な教職員の配置を行い、学生の能力開発の視点に立った各学部・学科の教育内容の改善に努める。
- （５）教育に必要な施設・設備、図書館、情報ネットワークなどの活用・整備に努める。
- （６）教育活動の評価を実施し、その評価結果を質の改善につなげるための体制を整える。
- （７）正課及び正課外教育において、学生の人的成長を図り、自立を促すための適切な指導を行うよう意識改革に努める。
- （８）入学から卒業まで系統立てた学生支援を行い、「進取の気風」にあふれた学生生活を送り、希望に添った進路に進めるよう支援する。
- （９）教育実践推進機構（教育推進室、学生支援推進室）の下に、「学生支援センター（学生生活支援室、就職支援室、学生相談室）」、「保健管理センター」、「全学共通教育センター」を置き、全学各種委員会等との連携を強化し、各種相談支援体制の充実を図る。

自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準 1 大学の目的

本学は、昭和 24 年に発足して以来、教育基本法と学校教育法に則した理念を追求してきた。また、平成 16 年に国立大学法人として再出発する際に徳島大学基本構想と徳島大学第一期基本計画を整備して、大学の理念と目的をより鮮明にした。その内容は、大学及び各部局の印刷物やホームページで公表されている。

本学学則は、大学の目的を「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用能力を展開させること」であるとする学校教育法の精神に則ることを明記しており、大学一般に求められる目的から外れるものではない。

本学の理念や目的などは、大学の全構成員に対して大学概要や履修の手引き、ホームページなどの媒体を通じて周知されており、学生に対しては口頭による説明もなされている。さらに、社会や高等学校に対しては、印刷物やホームページを通じて本学の目的などが公表されている。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

本学は昭和 24 年の発足以来、教育組織を継続的に充実させ、現在、5 学部・計 15 学科で構成されている。本学の教育理念は第一期基本計画に示されており、各学部組織は各々の領域でこの理念の具体化を図るために教育実施体制の整備を図っている。学部・学科組織の構成や目的は大学の目的を達成する上で適切なものと判断できる。

本学では、全学的な支援のもとで全学共通教育センターが 5 学部の教養教育を担っている。環境変化に対応した効果的な教育課程を推進すべく、全学共通教育センターのイニシアチブのもとに継続的な検討と実践が図られている。平成 17 年度から新カリキュラムを導入し、大学入門・教養・基盤形成・学部基礎に関わる科目群を編成している。その目的・目標は教職員・学生に明示されており、教育効果に関する各種の調査によって検証が行われている。

本学の大学院は、6 教育部・1 研究科からなり、大学院課程における教育研究の目的を達成するために、教育システムの改革が不断に取り組みされている。また、各専攻における教育研究活動は、研究者及び高度専門職業人等の養成に向けられており、本学大学院及びその専攻の構成は、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判定できる。

本学の 16 の学内共同教育研究施設等は、学生支援や特定課題研究あるいは産学官連携等の役割を担って運営されている。各々の目的や具体的な運営の在り方は規則や議事要旨などで確認できるが、いずれも本学の目的を達成する上で重要な役割を果たしており、センター等の構成は適切と判断できる。

徳島大学教授会通則、徳島大学大学院研究科委員会及び教育部教授会通則に基づき、各部局の教授会、研究科委員会が運営されている。各教授会等は定期的開催され、教育活動に関わる重要事項が審議されている。

本学では、教務に関わる重要事項を専門的に審議する各部局の教務委員会が設置され、教育課程や教育方法等が適切に検討されている。また、全学的な見地から大学教育の円滑な運営を図るために、大学教育委員会が設置され、必要な事項の審議が行われている。これらの委員会は、相互に連携し合い、教育上の諸課題に対応を図るために、適正な構成を保ち、定期的開催され、実質的な検討がなされていると判断できる。

基準 3 教員及び教育支援者

本学は、教育研究組織の柔軟な設計と改組を推進する基本的方針を有しており、大学院研究科の重点化を進めており、合理的な教育・研究体制を形成している。

本学では、教育課程を遂行するために必要な専任教員が配置され、教育及び学習支援活動に従事している。また、教育課程の展開に必要な事務職員等の教育支援者は適切に配置されているとともに、TA 等の教育補助者の活用が図られている。

大学の目的に応じて、教員組織が効果的に構成されるよう措置されている。なお、女性教員や外国人教員の任用に配慮しており、また、任期制導入によって機動的な人材配置が企図されている。

本学は明確な教員選考方針を持ち、各部局も厳正な選考基準に基づいて教員選考を行っている。また、選考に際して教育指導上の力量の評価が行われている。教員の教育活動を評価するシステムは漸次整備されつつあり、教育内容の向上に有効に機能している。また、平成 18 年度から試行実施される「教員業績評価・処遇制度」が定着すると、評価内容はより客観性が高まり、教育活動の改善に対して効果的なシステムとなる。適切な体制整備に向けての努力がなされていると判断できる。

学部教育及び大学院教育において、各教員の研究活動は当該分野の教育目的と深い関連性を保っている。また、本学では、EDB（徳島大学教育・研究者情報データベース）の改善充実を図っており、研究業績の多さや教育目的との関連性の高さを検証している。

基準 4 学生の受入

本学が求める学生像や入学者選抜の基本方針は「中期目標・中期計画」に明示されている。さらに志願者に分かりやすいものに改めるための検討を進めている。また、その趣旨は、印刷物やホームページを通じて受験者及び社会一般に公表・周知されている。

本学は入学者選抜の基本方針に基づき、「求める学生像」を幅広く受け入れるために多様な選抜方法を採用しており、さらに選抜方法の改善に継続的に取り組んでいる。入学者の状態及び進路の状態はほぼ安定しており、入学者の受入方法は適切に機能していると評価できる。

本学では、アドミッション・ポリシーに沿って多様な入学者を受け入れるための措置を講じている。例えば、留学生には、英語コース、英語による授業等の実施、社会人には、長期にわたる教育課程の履修を認めたり、フレキシブルな履修方式を導入するなどの対応を進めている。

入学試験の実施体制及び運営は、あらかじめ定められた要領に基づいて公正に管理されている。また、入学者選抜制度の在り方を検証し、改善課題を検討する恒常的な専門機関を設けており、その報告は入学者選抜制度の改善に役立てられている。

実入学者数は定員から大幅に乖離することはない。ただし、大学院生の受入を増大させる課題や、学部志願者を十分に確保し続ける課題があり、これらへの対策を検討している。

基準 5 教育内容及び方法

（学士課程）

本学では、「全学共通科目」の科目群別の履修システム、「専門科目」における基礎、応用を組み合わせた履修システム等、各学部の特性に応じた教育課程が実施されている。さらには医学部、歯学部では、これに加えて、必修システムによる一貫した教育課程が行われている。特に、初年度から専門教育を積極的に導入して共通教育と専門教育の有機的連携が工夫されている。こうした取組は、本学学生に求められる能力として教育目的に挙げられた「人間性」、「専門能力」及び「進取の気風」をキーワードとする人材の育成に貢献するものとなっている。また、教育課程の編成に関しては、授業内容への研究活動の反映、外国語科目の語学研修認定、インターンシップ科目、チュートリアル教育など様々な工夫が行われている。

各学部においては、定められた様式及び教育課程の趣旨に沿ったシラバスが作成されており、履修の手引きを通じて学生に周知されている。また、教育目標に応じた成績評価基準や卒業認定基準が策定され、成績評価、単位認定及び卒業認定が実施されている。成績評価の厳格化、基準の標準化（統一）及び正確性の確保についても各学部で多様な試みが実施されている。資格取得状況などからみて、教育の目的に応じた成績評価や卒業認定が組織として適切に実施されている。

（大学院課程）

本学では、高度な専門科目と関連する分野の科目の履修を組み合わせ、広い視野を持った専門的職業人や

研究者を育成する教育課程が工夫されている。また、研究科及び教育部の特性に応じ、育成する人材の目標に沿った授業内容の構成、研究活動と関連した授業内容の提供、社会人学生の受入れに対応した適切な授業を行う配慮、適切な学習指導法の工夫などが実施されている。ただし、シラバスについては、形式の統一など使いやすさの向上の検討が必要である。研究指導については、指導教員による親密な研究指導体制が機能しており、学位論文に係る指導体制、成績評価基準や修了認定、学位論文審査体制が整備され、機能している。学生の満足度も良好な結果となっている。

基準 6 教育の成果

学生が身につける学力、資質・能力や大学が養成しようとする人材像に関して、その教育方針・教育目標は、学生募集時、入学時や進級時の時点で示され、教養教育及び専門教育それぞれの課程に応じて明らかにされている。カリキュラムにおいては、履修科目と教育目標との対応を明確にしている。その達成状況は学則に従って進級、卒業、修了時に判定されている。また、達成度を検証・評価するために自己点検・評価委員会として卒業（修了）生及び雇用主に対するアンケートや外部評価を定期的に行っている。

在学中の教育の成果や効果に関して、各学部各学科の進級率、卒業率、医師・歯科医師・薬剤師などの国家試験の合格率、工学部各学科の JABEE（日本技術者教育認定機構）受審及びその認定状況、大学院生の論文発表数などから成果や効果が上がっていると判断できる。

学生自身による教育効果の判断については、授業評価結果や達成度・満足度調査によって現状を調査しており、その結果を評価し、評価結果を自己点検・評価委員会や各教員にフィードバックし、それらを教育改善に結びつけていく取組を行っている。

学生の進路状況については、就職率や進学率が良好であること、また、進路がおおむね適切であり、各学部が養成しようとする人材像に合った進路や就職先となっている。

部局によっては、すでに卒業（修了）生や就職先等の関係者から、卒業（修了）生が在学時に身につけた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施している。アンケート結果からみて、教育の成果・効果がおおむね上がっている。

以上のように教育の目的において意図している事項、学生が身につける学力、資質・能力や養成しようとする人材像について検証した結果、教育の成果や効果がおおむね上がっていると判断される。

基準 7 学生支援等

新入生への学習支援は、「オリエンテーション」、「大学入門講座」、「新入生合宿研修」等の場で実施され、専門教育に向けた学習支援は、パネル展示、ワークショップ形式のガイダンス等学部ごとの教育内容に応じたガイダンスが適切に行われている。

学習相談・助言は、オフィスアワー、クラス担任・学年担任制のほか、uキャンパス等の個別的な相談・助言システム、「学びの相談室」、「学習支援室」の相談窓口など、多様なルートが設けられている。

学習支援に対する学生のニーズの把握には、教員と学生との懇談会のほか、相談窓口、アンケート調査など、様々なルートで継続的に実施され、分析、公表されており、学習支援に関する学生のニーズは適切に把握されている。

留学生、社会人学生、障害のある学生、就学上の問題を持つ学生への学習支援は、「留学生センター」、「学生相談室」での対応、開講時間の弾力的運用、英語での授業や表記などにより、快適な学生生活が送れるよう配慮されている。

「特色ある大学教育支援プログラム」の採択により、学生の自主創造の実践の場となることを目的に設置された「創成学習開発センター」、「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」に採択された「uキャンパス構想」は、先進的な自主的学習の支援システムである。また、「スキルラボ」が医療系学生向けに整備されるなど、自主的学習環境は十分整備され、活用されている。

学生の課外活動は、人間性の育成に不可欠であることから、積極的に経済的支援と奨励制度などの支援を行っており、これに応えるように、学生もサークル活動等に主体的に参加している。

学生の健康、生活、進路、ハラスメントに係わる相談・助言体制は、「学生相談室」、「学びの相談室」及び「就職支援室」の利用者が増加傾向にあることから分かるようによく活用されている。

留学生への生活支援は、マンツーマンの対応、留学生同士、留学生と日本人学生の交流を図る施設の充実、文化、伝統の理解を深めるための支援など、幅広く行っている。メンタルケアが必要な学生には「学生相談室」を主な窓口として支援体制を整備している。

生活支援等に関する学生のニーズも様々なルートを設定して随時把握できる体制がある。得られたニーズは「学生生活実態調査報告書」等に掲載されており、ニーズの把握は適切に行われている。

学生の経済的援助は、日本学生支援機構の奨学金と授業料免除のほか、「藤井・大塚国際教育研究交流資金」、「日亜特別待遇奨学生制度」等があり、適切に配分されている。

基準 8 施設・設備

本学は、大学設置基準及び大学院設置基準に十分に適合する校地と校舎を保有している。講義室、研究室、実験・実習室等は、必要数が設置基準より多く確保され、高い稼働率で使用されている。講義室と実習室には、適宜、映像設備や冷暖両用空調設備が設置されている。情報処理教育用に合計 363 台のパソコンが、語学学習用に CALL 教室 2 室、LL 教室 1 室と高度情報化基盤センターに e ラーニングのシステムがあり、利用されている。

附属図書館は、キャンパスが常三島地区と蔵本地区に分かれていることから、本館（面積 5,342 m²）と蔵本分館（面積 3,107 m²）からなり、それぞれ 528 席、314 席の閲覧席を持つ。平日は 8:40～22:00（蔵本分館 8:40～21:00）、土日は 10:00～17:00 の間、開館している。24 時間利用できるように自動貸出装置と入退館システムを設置している。

学内では、5,000 台近くのパソコンがキャンパスネットワークを利用しており、稼働率が非常に高く、教育・研究に必須の設備になっている。情報処理教育用として、高度情報化基盤センターに 190 台、各部局にある情報処理実習室に 20～50 台、合計 363 台が分散配置されている。また、無線 LAN の整備が進行中で、学生がいつでも自由に利用できる環境整備が行われている。

情報ネットワークの適正な管理を図るために、本学情報資産に対する機密性、完全性、可溶性を損なう内外の脅威からの保護、学内外の情報セキュリティを損ねる加害行為の抑止、情報資産の重要度による分類とそれに見合った管理、情報セキュリティに関する情報の取得支援、学内情報ネットワーク及び情報システムの適切な運用・管理を目的として「情報セキュリティポリシー」を制定し、管理体制等に関する必要事項を定めている。

平成 13 年度に超高速ネットワーク・マルチメディアキャンパスシステムが導入され、パソコンをはじめ、ポータルサイト、PDA・携帯電話等を用いた u ラーニング、e ラーニングのシステムが提供されている。

各施設・設備の利用の手引が作成され、大学のホームページや各施設のホームページに掲載されている。学生には、新入生のオリエンテーションや学内の諸規則を「学生生活の手引」に掲載して、周知を図っている。

附属図書館は、人員と予算の効率的な運用のために、学術図書・雑誌の目録情報の電子化を進め集中管理方式を採用している。これは、24 時間利用と併せて、学術資料を有効に活用するための基盤になっている。電子ジャーナルの導入を積極的に推進するとともに、利用講習会を開催して、学生、教職員の利便を図っている。

以上の状況から、本学の教育研究組織の運営と教育課程の実現にふさわしい施設・設備、情報ネットワーク、学術資料等が、適切に整備・管理され有効に活用されていると判断できる。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

教育活動実態を把握する組織的な資料の集積は全学的及び学部単位で適切に行われている。個人レベルの教

育研究実績資料は EDB（徳島大学教育・研究者情報データベース）への登録により集積されている。「教員業績評価・処遇制度」、「評価情報分析センター」、「経常的資料登録システム」等が相次いで開始・開設されており、制度面・ソフト面・ハード面が有機的に連携することで、組織的資料・個人的資料はより集約的・機能的なシステムで収集・管理されることになった。

学生の授業評価やニーズの聴取は、全学あるいは学部レベルで様々な形で行われ、聴取された評価結果は報告書や研究論文の形で分析・公表されている。本学では、評価を改善に連結する必要性を認識し、評価のための評価ではなく、改善に具体的に役立つことを踏まえた意見聴取を実施しており、具体的な改善・改良に結びついている事例は多数挙げることができる。

卒業生や就職先などの学外関係者からの意見聴取は、学部の専門性を反映して、主として学部単位で行われている。学生からの意見聴取と同様に、評価のための評価でなく、実際に改善に寄与させることを目指して行われ、いくつかの改善事例が示されている。

評価結果を教育の質の向上・改善に結びつける組織的なシステムは、全学的なシステムとして、外部評価結果、アンケート調査結果、教育の質を向上させるための専門委員会の検討結果等を大学教育委員会に改善資料として提供し、大学教育委員会ではこうした資料を基に改善案を立案し、学部へ指示するシステムとなっている。各学部でも、JABEE（日本技術者教育認定機構）認定を受けている工学部をはじめ、すべての学部に教務委員会、FD 委員会などを設置して、組織的なシステムとして活用されている。さらに、「評価情報分析センター」の設置により全学的に改善へのサイクルシステムが機能することが期待される。

一方、授業評価結果の個別伝達は各学部で適切に行われるとともに、授業改善やカリキュラム改訂に利用されており、個々の教員の教育の質の向上と改善に結びつけるシステムとして機能している。

また、改善のためのアイデアを教員間で共有できるように作成した徳島大学 FD 推進ハンドブック等は、改善を推進するためのプログラムにも再活用されている。このように学生・学外関係者の評価結果を教育の質の向上に結びつけるシステムは、一部遅れている面もあるが全体として適切に整備されている。

FD は、学生・教員のニーズを受けて、全学的にも学部レベルでも活発に行われている。ワークショップなどの参加型形式の FD が広く実施されている点、参加した成果を具体的な改善に反映させることを念頭においている点は、特筆されるべきである。

これらの FD 活動の具体的な成果については短期的に判断できない部分があるが、授業方法の改善やシラバスの改訂など、目に見える形での成果は「徳島大学 FD 推進ハンドブック」に代表的に示されている。

TA・RA などの教育活動の質を高め、その資質の向上を図るための取組は、学部単位で実施し、事務職員や技術職員は、全学的な取組として学内外で企画された多様な研修会を積極的に活用し、スキルアップを図るよう努めており、適切に実施されている。

基準 10 財務

徳島大学基本構想において「国立大学法人徳島大学は、自主と自立の精神に基づき、真理の探究と知の創造に努め、卓越した学術及び文化を継承し、世界に開かれた大学として、豊かで健全な未来社会の実現に貢献する。」という理念・目標が掲げられている。この理念・目標に向けて中期計画・年度計画において、教育研究活動が具体的に記されている。

教育研究活動を遂行する上で予算編成は重要であり、予算編成方針が役員会及び経営協議会で十分に審議され、学長裁定により制定されている。その内容が部局長会議で報告され、部局長から当該所属職員へ周知されている。

教育研究活動に安定的に必要な経常収益は、文部科学省からの運営費交付金の配分及び授業料収益及び入学料収益等の自己収入により確保されている。

競争的資金及び外部資金の獲得についても学長のリーダーシップのもと、資金獲得のための組織として研究連携推進本部及び知的財産本部が整備され、教職員が重要性を認識するとともに、徳島大学ホームページにお

いて外部からの公募等の情報提供をし、資金獲得のため一層の努力を行っている。

本学の財務諸表等については、文部科学大臣の承認後、官報に公示し、監事及び会計監査人の意見とともに閲覧に供し、大学のホームページに掲載するなど適切に公表されている。また、財務に関する監査として、法令に基づく会計監査人監査及び監事監査が実施され、いずれも適正である旨の報告がなされている。

基準 11 管理運営

本学は、大学の目的の達成に向けて、学長、理事及び事務組織が、管理運営のための適切かつ効果的な機能を発揮するとともに、効率的な意思決定を行い得る組織形態となっている。また、監事から本学の業務運営や会計処理に関し、有益な多くの助言と指導を得ている。

学生のニーズや要望は、アンケートや懇談会などにより把握されており、教員のニーズや要望の把握は、部局長会議や各種委員会などで行われている。事務職員のニーズや要望についても、各種委員会への参画などの場で把握されている。また、学外関係者についても、各種の協議会、懇談会など種々の交流の機会を通じて、ニーズや意見の収集に努めている。

本学の目的、基本計画や管理運営に関する方針、学内諸規則をはじめとする全学に係るデータや情報は全学のホームページに、また、各部局に関するデータや情報はそれぞれのホームページに掲載されており、かつ、相互にリンクされ大学の内外から自由にアクセスできるシステムが構築されている。

一方、教育研究活動の個人情報（EDB（徳島大学教育・研究者情報データベース））に記録・蓄積するとともに情報の保護については、「徳島大学情報セキュリティポリシー」に従い管理されている。

平成3年に全学委員会として自己点検・評価委員会を設置し、各部局の自己点検・評価に関する委員会と協力し、数年ごとに根拠となる資料やデータに基づき、対象となる期間内の活動を検証し、現状の分析・認識と問題点の抽出・把握及び改善点の指摘・改善方策の提案を示し、実質的な自己点検・評価などを行ってきた。法人化後は、自己点検・評価委員会により、年度計画の自己点検・評価結果である業務実績報告について、検証する体制が整備され、実施されている。

平成18年4月から評価情報分析センターを設置し、EDB（徳島大学教育・研究者情報データベース）等を用いた具体的な評価活動がスタートした。

自己評価書等リンク先

徳島大学のホームページ及び機構に提出した自己評価書本文については、以下のアドレスからご参照下さい。
なお、自己評価書の別添として提出された資料の一覧については、次ページ以降の「自己評価書に添付された資料一覧」をご参照下さい。

徳島大学	ホームページ	http://www.tokushima-u.ac.jp/
	自己評価書	http://www.tokushima-u.ac.jp/hyouka/cl-ziko.pdf
機構	ホームページ	http://www.niad.ac.jp/
	自己評価書	http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou200703/daigaku/jiko_tokushima_d200703.pdf

自己評価書に添付された資料一覧

基準	資料番号	根拠資料・データ名
基準 1	1 - 1	国立大学法人徳島大学 基本構想（概要版含む）
	1 - 2	国立大学法人徳島大学 第一期基本計画（概要版含む）
	1 - 3	大学等の目的及び養成しようとする学生像一覧
	1 - 4	国立大学法人徳島大学概要 '06
	1 - 5	国立大学法人徳島大学々報（巻頭言）
	1 - 6	徳島大学ホームページ トップページ
	1 - 7	大学入門講座 【抜粋】
	1 - 8	2006 年度版 徳島大学概要 印刷（配付）部数内訳【抜粋】
	1 - 9	徳島大学基本構想・徳島大学第一期基本計画学外送付一覧
基準 2	2 - 1	徳島大学全学共通教育カリキュラム（パンフレット）
	2 - 2	徳島大学全学共通教育センター運営委員会規則
	2 - 3	2006（H18）年度 全学共通教育センター各部会役割分担等
	2 - 4	徳島大学助産学専攻科学生募集要項（リーフレット）
	2 - 5	各センター等規則
	2 - 6	徳島大学教授会通則
	2 - 7	徳島大学大学院研究科委員会及び教育部教授会通則
	2 - 8	教授会議議事要旨 【抜粋】
	2 - 9	平成 17 年度教授会および教務委員会開催回数調
	2 - 10	徳島大学大学教育委員会規則
	2 - 11	大学教育委員会議事要録
	2 - 12	各学部教務委員会規則
	2 - 13	教務委員会議事要録 【抜粋】
基準 3	3 - 1	現員表（H18.5.1）
	3 - 2	職種別職員数日報
	3 - 3	研究指導教員数及び研究指導補助教員数一覧
	3 - 4	徳島大学における最近の教員採用数及び退職者数
	3 - 5	（部局別・年齢別・男女別）教員一覧表
	3 - 6	国立大学法人徳島大学教員選考の基本方針
	3 - 7	国立大学法人徳島大学教員の任期に関する規則
	3 - 8	全学共通教育の現状と課題 - 学生による授業評価アンケート調査の分析から -
	3 - 9	徳島大学教員業績評価・処遇制度の導入について【抜粋】
	3 - 10	ようこそ「徳島大学教育・研究者情報データベース（EDB）」へ
	3 - 11	学部別 T A ・ R A 採用数調べ
基準 4	4 - 1	大学案内（Let's Challenge 2006） [4 ~ 5 頁]
	4 - 2	平成 18 年度学生募集要項 [1 ~ 3 頁] 【抜粋】
	4 - 3	国立大学法人徳島大学 中期目標・中期計画一覧表

	4 - 4	平成 18 年度入学者選抜要項
	4 - 5	平成 18 年度入学者選抜試験における個別学力試験等の科目等
	4 - 6	面接標準マニュアル等
	4 - 7	平成 17 年度文部科学省 大学教育の国際化推進プログラム「複数学位を与える国際連携大学院教育の創設」
	4 - 8	国際環境・予防医学（外国人留学生特別英語）コース及び関連規則
	4 - 9	徳島大学大学院（医科学，栄養生命科学，口腔科学，薬科学）教育部国際環境・予防医学英語特別コース募集要項
	4 - 10	徳島大学入学試験委員会規則
	4 - 11	徳島大学個別学力試験問題作成・採点要領
	4 - 12	平成 18 年度 徳島大学前期日程入学試験実施要領
	4 - 13	平成 18 年度 徳島大学後期日程入学試験実施要領
	4 - 14	徳島大学入学者選抜研究専門委員会規則
	4 - 15	平成 17 年度第 9 回入学試験委員会（問題作成責任者との合同会議）議事要旨 【抜粋】
	4 - 16	徳島大学入学試験実施状況（最近 5 年間）
	4 - 17	平成 18 年度 徳島大学入学試験実施状況（総表）
基準 5	5 - 1	各学部等の学科別授業科目の分類・配当学年別の単位数
	5 - 2	各学部等の教育課程の特徴
	5 - 3	各学部等における教育内容についての説明
	5 - 4	各学部等における研究成果の授業内容への反映状況
	5 - 5	徳島大学インターンシップ実施要領
	5 - 6	履修の手引・授業概要（1）(工学部) 【抜粋】
	5 - 7	各学部等に学生の多様なニーズ，学術の発展動向，社会からの要請等に対応した教育課程の編成について
	5 - 8	全学共通教育アンケート結果 [一授業あたりの学習時間(週平均)]
	5 - 9	附属図書館の開館時間：本館，蔵本分館
	5 - 10	履修の手引・授業概要（2）(工学部) 【抜粋】
	5 - 11	履修の手引・授業概要（3）(工学部) 【抜粋】
	5 - 12	教育システムに関する学内標準化について - 教育の質に関する専門委員会（常三島部会）答申 -
	5 - 13	平成 18 年度前期/後期 時間割表（工学部） 【抜粋】
	5 - 14	教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫状況
	5 - 15	モデル・コア・カリキュラム研究室(科)別授業担当
	5 - 16	履修の手引・授業概要（4）(工学部) 【抜粋】
	5 - 17	平成 18 年度 各学部等シラバス 【抜粋】
	5 - 18	教員によるシラバスの活用状況
	5 - 19	E D B を利用した学習経路探索を支援する e シラバスシステムの構築
	5 - 20	『大学教育研究ジャーナル第 2 号（2005）』 学生による授業アンケートにおける授業あたりの学習時間 【抜粋】

	5 - 21	歯学部における「平成 17 年度新入生自発的研修」制度の履修実績
	5 - 22	各学部学科における卒業要件(各学部規則)
	5 - 23	成績評価・単位認定・卒業認定に対する各学部の説明
	5 - 24	卒業学生の成績(平成 17 年度)
	5 - 25	成績に関する学生の疑義への対応に関する申合せ
	5 - 26	試験細則(総合科学部)
	5 - 27	成績に関する学生の疑義への対応に関する申合せ
	5 - 28	学生からの成績評価等に関する申し立てに対する対応について
	5 - 29	研究科, 教育部別, 修了単位数
	5 - 30	各研究部, 教育部における研究成果の授業内容への反映状況
	5 - 31	大学での学習, 研究に関するアンケート調査結果
	5 - 32	社会人, 外国人留学生の受入
	5 - 33	平成 18 年度 大学院授業時間割表(人間環境専攻・自然環境専攻)
	5 - 34	平成 18 年度 大学院授業時間割表(臨床心理学専攻)
	5 - 35	平成 18 年度 大学院教育部授業時間割表
	5 - 36	授業形態, 学習指導方法の採用状況
	5 - 37	平成 18 年度大学院シラバス 【抜粋】
	5 - 38	シラバスの活用状況に関する教員アンケート結果
	5 - 39	研究指導, TA活動に関する大学院生へのアンケート結果
	5 - 40	研究科, 教育部オリエンテーション関係資料 【抜粋】
	5 - 41	徳島大学学位規則
基準 6	6 - 1	履修の手引・授業概要(5)(工学部) 【抜粋】
	6 - 2	徳島大学学則等 【抜粋】
	6 - 3	徳島大学自己点検・評価委員会規則
	6 - 4	教育の成果・効果を検証するためのアンケート調査実施概要他
	6 - 5	教育研究評議会議事録
	6 - 6	徳島大学工学部・大学院工学研究科の教育・研究・社会活動の外部評価報告書 【抜粋】
	6 - 7	徳島大学工学部参与会議規則及び議事要録【抜粋】
	6 - 8	進級率, 卒業率, 修了率
	6 - 9	各種国家試験等の合格者数調
	6 - 10	学生が活発に研究している事例(学会発表数, 論文発表数等)
	6 - 11	学生生活実態調査結果 【抜粋】
	6 - 12	徳大広報 とく talk (121) 【抜粋】
	6 - 13	全学共通教育に関して実施した授業評価アンケート結果 【抜粋】
	6 - 14	工学部授業アンケート調査結果
	6 - 15	授業方法に関する中間アンケートの効果分析 - 授業評価の新たな試みと課題 -
	6 - 16	平成 17 年度卒業生の就職状況等調(学部別)(研究科別)
	6 - 17	就職先・進路(平成 16 年度卒業・修了生)
	6 - 18	雇用主アンケート結果(総合科学部)

	6 - 19	徳島大学工学部の教育改善に向けてのアンケート調査実施と結果報告
基準7	7 - 1	ようこそ徳島大学へ 2006 学びのファーストステップ (オリエンテーション日程等)
	7 - 2	平成 18 年度新入生合宿研修 【抜粋】
	7 - 3	平成 18 年度学生生活の手引 2006 【抜粋】
	7 - 4	平成 18 年度 歯学部第 6 年次学生への「研究室等紹介」日程表
	7 - 5	「電気電子工学入門実験」実施計画ほか
	7 - 6	平成 18 年度チュートリアル・ハイブリッドシラバス 【抜粋】
	7 - 7	クラス・学年担任制
	7 - 8	学習支援室利用状況 (2005 年度)
	7 - 9	学びの相談室 (工学部) 規則他
	7 - 10	平成 16 年度工学部学びの相談室及び自習室に関する報告書
	7 - 11	学生の意見 (教育・学生生活等) を聴取する懇談会等
	7 - 12	徳島大学学生WGの今年度の活動 教育の質を向上させるための学生ワーキンググループ
	7 - 13	キャンパスライフ 第 22 回学生生活実態調査報告書 【抜粋】
	7 - 14	キャンパスライフ 第 1 回大学院生生活実態調査報告書 【抜粋】
	7 - 15	徳島大学留学生センター規則
	7 - 16	平成 17 年度 チューター配置一覧
	7 - 17	徳島大学国際交流会館規則ほか
	7 - 18	徳島大学地域・国際交流プラザ留学生宿舎規則ほか
	7 - 19	留学生談話室 O A S I S
	7 - 20	徳島大学附属図書館パンフレット [施設・設備] 【抜粋】
	7 - 21	スタジオプラザ配置図 (総合科学部, 薬学部)
	7 - 22	徳島大学医学部クリニカルスキルスラボラトリー使用要領ほか
	7 - 23	徳島大学創成学習開発センター規則
	7 - 24	ユビキタス技術による新しい学習環境の創生 u - Learning プロジェクト
	7 - 25	課外活動 (サークル) 団体一覧
	7 - 26	徳島大学学生表彰要項, 徳島大学学生の表彰に関する申合せ及び平成 17 年度学長表彰候補者一覧他
	7 - 27	平成 17 年度課外活動団体支援内訳
	7 - 28	平成 17 年度課外活動施設整備状況
	7 - 29	徳島大学学生後援会会則及び事業概要
	7 - 30	徳島大学保健管理センター規則
	7 - 31	平成 17 年度 就職支援室利用学生数調ほか
	7 - 32	徳島大学学生支援センター規則
	7 - 33	徳島大学学生支援センター概念図
	7 - 34	徳島地域留学生交流推進協議会要項ほか
	7 - 35	藤井・大塚国際教育研究交流資金要項及び平成 17 年度「藤井・大塚国際教育研究交流資金」に

	7 - 36	よる国際交流事業の募集要項 徳島大学国際教育研究交流資金要項及び平成 17 年度「徳島大学国際教育研究交流資金」による国際交流事業の募集要項
	7 - 37	若葉会奨学基金取扱規則
	7 - 38	徳島大学歯学部私費外国人留学生スカラーシップ助成金支給制度実施要項
	7 - 39	日亜特別待遇奨学生制度（日亜特待生制度）
	7 - 40	晨鐘寮・藍香寮・友朋寮案内
基準 8	8 - 1	講義室等の設置状況，情報関連機器の設置状況，ホームページの開設状況
	8 - 2	キャンパス情報ネットワークの構成
	8 - 3	徳島大学情報セキュリティポリシー
	8 - 4	施設・設備の利用の手引き周知例
	8 - 5	常三島地区図書館資料の選定方針
	8 - 6	蔵本地区における収書の基本方針
	8 - 7	学術雑誌（電子ジャーナル・データベースを含む）の整備方策について
	8 - 8	徳島大学附属図書館ホームページ
基準 9	9 - 1	徳島大学評価情報分析センター規則ほか
	9 - 2	経常的資料の収集フローほか
	9 - 3	総合科学部 F D 報告書 2005 ， 平成 16 年度 F D 研究報告書徳島大学工学部 【抜粋】
	9 - 4	「教育の質を向上させるための学生ワーキンググループ（蔵本地区）」における討議のまとめと提言：「学生の成績評価」について
	9 - 5	大学教育研究ジャーナル（第 2 号 2005 年 3 月） 【抜粋】
	9 - 6	徳島県内高等学校と徳島大学との連絡協議会
	9 - 7	高大連携交流・研究会のご案内
	9 - 8	栄養学科同窓会総会のご案内及び報告
	9 - 9	満足度，改善要望，セクハラ等について卒業式の日に問う「大学生生活についての卒業時アンケート調査」
	9 - 10	工学部点検・評価ホームページ
	9 - 11	徳大関係医療機関協議会会則ほか
	9 - 12	薬剤師交流ネットワーク
	9 - 13	自己点検・評価委員会の流れ図
	9 - 14	教員の授業改善実績に係るアンケート結果
	9 - 15	徳島大学 F D 推進ハンドブック【抜粋】
	9 - 16	徳島大学 全学 F D 推進プログラム第 2 期（2005/ 4 - 2008/ 3）計画について
	9 - 17	平成 17 年度全学 F D 推進プログラム第 1 回 F D ラウンドテーブルほか
	9 - 18	F D 基礎プログラム日程ほか
	9 - 19	2005 年度の F D コンサルテーションについて 授業コンサルテーション・授業研究会のお知らせ
	9 - 20	平成 17 年度第 1 回徳島大学教育カンファレンス（ご案内）

	9 - 21	平成 17 年度学外研修等受講一覧ほか
基準 10	10 - 1	平成 17 事業年度貸借対照表【平成 18 年 3 月 31 日】
	10 - 2	平成 17 年度外部資金等の獲得額一覧表
	10 - 3	平成 18 年度予算編成方針
	10 - 4	平成 17 事業年度損益計算書
	10 - 5	徳島大学事務組織規則【抜粋】
	10 - 6	国立大学法人徳島大学内部監査規則
	10 - 7	平成 17 年度 監査計画書
	10 - 8	監査室年度報告（平成 17 年度）
	10 - 9	国立大学法人徳島大学事務部自己監査実施要領
基準 11	11 - 1	徳島大学運営組織図
	11 - 2	徳島大学各種委員会等組織図
	11 - 3	徳島県内の大学と徳島県教育委員会との連携に関する連絡協議会設置要綱ほか
	11 - 4	徳島地域連携協議会議事要旨
	11 - 5	国立大学法人徳島大学監事監査規則及び監事監査細則
	11 - 6	国立大学法人徳島大学監事会規則
	11 - 7	平成 17 年度 監事監査年度計画について
	11 - 8	平成 17 年度 学内研修等実施状況
	11 - 9	平成 17 年度 学外研修等受講一覧
	11 - 10	第 3 期大学経営革新フォーラム参加表
	11 - 11	徳島大学規則集一覧表
	11 - 12	電子文書保管システム（中期計画等評価資料）
	11 - 13	徳島大学ホームページ（点検・評価）
	11 - 14	第 1 回 経営協議会議事要録
	11 - 15	徳島大学自己点検・評価の進め方

奈良県立医科大学

目 次

認証評価結果	2-(8)-3
基準ごとの評価	2-(8)-4
基準1 大学の目的	2-(8)-4
基準2 教育研究組織（実施体制）	2-(8)-6
基準3 教員及び教育支援者	2-(8)-9
基準4 学生の受入	2-(8)-12
基準5 教育内容及び方法	2-(8)-15
基準6 教育の成果	2-(8)-24
基準7 学生支援等	2-(8)-26
基準8 施設・設備	2-(8)-30
基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	2-(8)-33
基準10 財務	2-(8)-36
基準11 管理運営	2-(8)-38
<参 考>	2-(8)-43
現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(8)-45
目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(8)-46
自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(8)-48
自己評価書等リンク先	2-(8)-53
自己評価書に添付された資料一覧	2-(8)-54

認証評価結果

奈良県立医科大学は、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

当該大学の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

先端医学研究機構が設置され、全学的に高度先進的研究を推進する体制が始動している。
教育開発センターを設置し、任期制の専任教員を中心に授業評価、教育改革の取組が始まっている。
卒後臨床研修用のEPOCシステムを卒前医学教育の臨床実習評価へ試験的に導入している。
平成18年度から、医学教育のための新カリキュラム「MDプログラム奈良2006」を導入している。
日本医学教育学会開催をファカルティ・ディベロップメントに結び付けている。

当該大学の主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

医学科と看護学科で別個に教養教育の体制が定められ、教養教育担当教員が配置されているが、医学部として統一された教養教育の体制が構築されていない。

授業評価結果のフィードバックが授業を担当する教員全員に伝わっていない講座があり、十分に機能していない。

大学院の課程では、入学定員充足率が低い状況が見られる。

施設全体としてバリアフリー化が不十分である。

病院、看護学科校舎以外の建物が老朽化している。

学生が利用できるパソコン台数が少ないなど、IT環境整備が不十分である。

図書館に学生が必要とする最新の参考図書が不足している。

基準ごとの評価

基準 1 大学の目的

- 1 - 1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1 - 2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準 1 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1 - 1 - 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

当該大学の目的は、大学学則第 1 条に規定されている。また、平成 6 年には教授会でより具体的な大学の理念及び目的が承認、制定されている。平成 16 年度の看護学科の設置に伴い、平成 17 年 12 月には大学の理念及び目的が一部改正されている。

大学の目的として、「学部教育では、医学および看護学に関する基本的知識・技能および生命倫理・医の倫理を修得させるとともに、将来、臨床・研究・教育のいずれの分野でも活躍できる独創性・応用力と豊かな人間性を身につけた人材を育成する」、「研究面では、医学、看護学およびこれらに関連する独創的・先端的研究を学際的・国際的に推進することを主眼とし、大学院では、研究・教育・臨床のいずれの領域においても指導者となり得る人材の育成を図るとともに各専門分野の高度の研究を推進する」、「附属病院は、生涯に亘る臨床教育・研修の場であると同時に、奈良県のみならず我が国における指導的役割を果たす医療機関として、新しい社会的要請に対応できる体制を確立するとともに、先進的・高度医療を担う」と定めている。

これらは、大学の理念である「医学、看護学およびこれらの関連領域で活躍できる人材を育成するとともに、国際的に通用する高度の研究と医療を通じて、医学および看護学の発展を図り、地域社会さらには広く人類の福祉に寄与すること」と一致している。

これらのことから、大学の目的が明確に定められていると判断する。

- 1 - 1 - 目的が、学校教育法第 52 条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学の理念に基づき掲げられた大学の目的は、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的から外れるものではないと判断する。

- 1 - 1 - 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第 65 条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学院の目的は、大学院学則第 1 条に規定されている。平成 11 年に大学院制度改革検討部会が発足し、大学院医学研究科の制度改革に向けての検討が行われた結果、大学院の目的に「21 世紀の地域医療に貢献するために、種々の問題を迅速に解決する能力と未知の課題に柔軟に対処できる創造力を兼ね備え、良質の医学知識や最高の医学技術を身につけた優秀な研究指導者を養成するところにある」と補足されてお

り、養成しようとする人材像については「専攻領域にとらわれずに、広い視野から総合的に医療・医学研究を遂行し得る人材」とされている。

これらのことから、大学院の目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものではないと判断する。

1 - 2 - 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

大学の理念及び目的を『大学概要』及び『教育要項』に掲載するとともに、教育目標を『学生便覧』及び『教育要項』に掲載している。これらの冊子を教職員に配布する一方、大学ウェブサイトにも大学の理念及び目的を掲載し、学内外に周知している。学生には『学生便覧』及び『教育要項』を配布するとともに、入学時のガイダンスにより、大学の理念、目的及び教育目標を周知している。

これらのことから、目的が、大学の構成員に周知されていると判断する。

1 - 2 - 目的が、社会に広く公表されているか。

大学の理念及び目的は、大学ウェブサイト等に掲載することにより、社会に対して公表されている。また、関係する機関に配布している『大学概要』にも大学の理念及び目的を掲載するとともに、活動内容を『学報』に掲載している。オープンキャンパスの参加者には『大学概要』を配布するほか、スライドによるプレゼンテーションが行われている。

これらのことから、大学の目的が社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準2 教育研究組織（実施体制）

- 2 - 1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2 - 2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 2 - 1 - 学部及びその学科の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

医学科と看護学科から成る医学部のみを置く単科大学であり、その基本構成は大学の理念及び目的と適合するものとなっている。

これらのことから、学部及びその学科の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

- 2 - 1 - 学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成が学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

- 2 - 1 - 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

医学科の教養教育は変革の移行期にあり、平成17年度以前の入学者と平成18年度の入学者ではカリキュラムが異なっている。

医学科における教養教育は、平成17年度までは第1学年から第2学年の前期終了までの1年半にわたる一般教育課程の期間に行われていたが、カリキュラム改革により、平成18年度に入学した学生からは新カリキュラムに沿った6年一貫教育が導入されている。新カリキュラムでは、第1学年は教養教育が主であるが、第2学年と第3学年においても専門教育と並行して一部教養教育を提供することとしている。

看護学科の教養教育は短期大学部からの移行過程であり、医学科とは別個に主として第1学年の間に行われている。

教養教育を実施する体制は医学科と看護学科では個別に組織されているが、多くの医学科の一般教育担当教員が看護学科の授業を担当している。医学科では1コマ90分で3学期制、看護学科では1コマ90分で2学期制をとっており、大学として統一された教養教育が実施されていない。

これらのことから、大学としては統一された教養教育の体制が構築されていないが、学科ごとには整備され、機能していると判断する。

- 2 - 1 - 研究科及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院課程設置の目的は、「本学の目的使命に則る医学に関する学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究めて広く文化の進展に寄与するとともに、専門分野に関する高度の研究指導者ならびに技術者を養成すること」である。

従来の講座単位に束縛されない新しい専攻・領域を設置する必要から、大学院システムの改革が行われた結果、平成 16 年度から基礎医学と臨床医学の連携体制に基づく研究指導体制を整備し、多角的、学際的な研究が展開できる地域医療・健康科学専攻、生体情報・病態制御医学専攻、生体分子・機能再建医学専攻の 3 専攻に改組されている。各専攻は 2～3 の研究領域により構成され、研究領域は合計 47 の科目から構成されている。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2 - 1 - 1 研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成が大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2 - 1 - 1 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2 - 1 - 1 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

全学的な組織として教育開発センターと先端医学研究機構が設置されている。

教育開発センターは「教育及び教育支援に関するものとして、学内外の健康科学ならびに保健医療の発展に寄与するために、その担い手である医療人の教育能力を高め、健康・医療教育学、卒前・卒後の教育カリキュラムならびに教育活動のあり方を開発すること」を目的として、平成 16 年度に設置されている。当該センターは専任教員の教授と一般教育、基礎医学教育、臨床医学教育の各部門から選出された 8 人の兼任教員から成り、新しい 16 年一貫教育制度に基づく教育カリキュラムを策定する等の改革を実施している。

先端医学研究機構は「これからの時代の要請に応える独創的な研究成果を生み、かつ臨床応用等を行うことにより地域社会に貢献するとともに、高度な医学研究用及び教育用施設機器類を有効に利用することを通じて、新たな医学の研究及び教育の向上を図ること」を目的として、平成 16 年度に設置されている。当該機構は二つの「研究単位」(医療情報学分野及び生命システム医科学分野)と「施設部」の 4 施設(大学院中央研究施設、動物実験施設、組換え DNA 実験施設及びラジオアイソトープ (R I) 実験施設)から成り、「研究単位」のうちの生命システム医科学分野では末梢性の嗅覚障害やその他末梢神経疾患の予防・治療、並びに再生医療など、臨床への応用を目指し、嗅覚システムの研究を実施している。

これらのことから、全学的なセンター等の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2 - 2 - 2 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

大学の最高意思決定機関として教授会があり、学科固有の事項を審議するための組織として学科教授会議が設置されている。各学科教授会議は、学科教授会議規程に基づき、学務委員会や入学試験委員会等にかかわるカリキュラムの編成、学年暦、学生の入学、成績、卒業、その他教育に関する事項を審議してい

る。教授会は毎月1回定例で開催されるほか、臨時にも開催されている。更に、大学の目的に則り効率的に運営するため、一般教育、基礎医学教育、臨床医学教育、看護教育ごとに教育協議会を、また、大学院には医学研究科委員会を設置している。

医学科の進級に関しては、審議を迅速に行うことを目的とし、学長、学部長及び各課程の教育部長から構成される進級判定会議にて決定し、その結果を教授会に報告している。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2 - 2 - 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数
の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

医学科及び看護学科にそれぞれ学務委員会が設けられている。また、学務委員会の下にカリキュラム部会が設けられており、各学科の学科種目、授業時間表の企画編成等の教務に関することを審議している。医学科のカリキュラム部会は教育開発センター教授をはじめ一般教育、基礎医学教育、臨床医学教育の各部門から選ばれた教員で構成されており、看護学科のカリキュラム部会は、看護学科の教員で構成されている。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が、適切な構成となっており、実質的な検討が行われているとは判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

先端医学研究機構が設置され、全学的に高度先進的研究を推進する体制が始動している。

【改善を要する点】

医学科と看護学科で別個に教養教育の体制が定められ、教養教育担当教員が配置されているが、医学部として統一された教養教育の体制が構築されていない。

基準3 教員及び教育支援者

- 3 - 1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3 - 2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3 - 3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3 - 4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3 - 1 - 教員組織編成のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされているか。

大学学則に、教育組織は医学科には9学科目(一般教育) 35講座(基礎医学系13講座、臨床医学系22講座) 看護学科には10学科目(一般教育3学科目、専門教育7学科目) 大学院医学研究科には3専攻を設置する基本方針を定めている。また、大学学則に基づき、各学科目・講座に教授、助教授、講師及び助手を配置している。

これらのことから、教員組織編成のための基本方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされていると判断する。

3 - 1 - 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

大学の教育課程を遂行するため、教員は常勤319人が確保されている。

医学科の一般教育課程においては、単科大学であるため補えない領域を学外の非常勤講師が担当している。また、専門教育課程は専任教員で教育を行える体制にあるが、特異な分野の科目は非常勤講師が担当している。

看護学科の専門教育課程においては、一部の主要科目で教授・助教授が欠員となっており講師が授業を担当しているが、現在、教授の公募を実施している。

これらのことから、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されていると判断する。

3 - 1 - 学士課程において、必要な専任教員が確保されているか。

医学科の専任教員は、一般教育課程15人(教授5人、助教授4人、講師4人、助手2人)、基礎医学教育課程49人(教授11人、助教授4人、講師13人、助手21人)、臨床医学教育課程192人(教授22人、助教授19人、講師37人、助手114人)、附属病院中央部門28人(教授4人、助教授7人、助手17人)、教育開発センター1人(教授1人)、先端医学研究機構5人(教授2人、助教授2人、講師1人)で構成されている。

看護学科の専任教員は、29人(教授6人、助教授2人、講師14人、助手7人)で構成されている。

これらのことから、必要な専任教員が確保されていると判断する。

3 - 1 - 大学院課程（専門職大学院課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

大学院医学研究科は、学士課程の一般教育、基礎医学教育、臨床医学教育を担当する教員、総合研究施設部及び病院中央診療部門の教員により構成されている。学部教育の教員組織としては一般教育、基礎医学教育、臨床医学教育の枠組みを存続させ、大学院医学研究科の教員構成としては学部講座の枠組みにとられることなく、研究内容に合わせて柔軟に対応できる組織となっている。大学院の教員は研究指導教員が49人、研究指導補助教員が57人である。

これらのことから、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されていると判断する。

3 - 1 - 専門職大学院課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

該当なし

3 - 1 - 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別構成のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

大学全体の教員数は319人であり、性別構成は、女性教員数が55人（18.2%）となっており、看護学科では教員29人中25人（86.2%）が女性である。外国語教育には4人の外国人非常勤講師が確保されている。教育開発センター及び先端医学研究機構の教員の採用には教員の任期に関する規程に基づき任期制が導入されており、平成18年11月1日現在、教育開発センターの専任教員1人、先端医学研究機構の専任教員4人、合計5人の教員が任期制の適用を受けている。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための措置が講じられていると判断する。

3 - 2 - 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員選考基準に基づき、教授会において教員の採用や昇格人事に関する事項を審議することが定められている。教授の選考は全て公募制を採っており、教授選考に関する規程に基づき「教授候補者の選考に係る基本方針」を定めたのち、教授候補者選考委員会を設置し、公募の手続き等を行っている。

医学科の教授の選考は、大学院課程において研究指導教員として研究指導を担当することを前提として、研究・教育実績の評価が行われている。研究業績については、論文の数と論文の質を問うためのインパクトファクターの算定、科学研究費補助金などの研究費取得状況が評価の基準となっている。また、教育実績に関しては教育歴、研究指導実績などを評価している。更に、研究で得られた成果を社会にどのように還元しているかについても評価されている。臨床医学教育にあっては、手術実績など、診療担当科の専門的臨床能力に加え、高度先進医療技術の開発及び指導の状況等も評価されている。

看護学科においては、教育研究業績及び教育・実践経験を評価している。

これらのことから、教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、運用されていると判断する。

3 - 2 - 教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、機能しているか。

教員の教育活動に関する評価は、5年に一度行われる自己点検・評価にまとめられている。過去には平

成5年、平成11年及び平成17年に過去5年間の点検・評価が行われている。

また、医学科の教育評価については、教育開発センターによって開発された授業評価法により、一部の一般教育、基礎医学教育及び臨床医学教育の授業で学生による5段階、記名式の評価を授業終了の時点で実施しており、評価結果は一般教育の授業では科目担当教員に、基礎医学教育及び臨床医学教育では科目・コースを担当する講座にフィードバックされているが、評価結果のフィードバックが授業を担当するすべての教員に伝わっていない講座が見られる。

看護学科でも評価項目は異なるが、医学科と同様の授業評価が実施されている。

授業評価は平成16年度の試行を経て平成17年度から実施されており、評価の時期や評価法等について引き続き検討が行われている。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備されつつあるが、十分に機能しているとは言えない。

3-3- 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

大学の理念及び目的に則り教育研究が行われており、医学科の学士課程及び大学院課程における教員の研究活動の内容と各課程の『教育要項』に示された教育内容は相関している。看護学科でも教員は自らの専門領域の研究を行い、研究内容と教育内容が関連づけられている。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4- 大学において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教育課程を展開するために必要な事務職員として、学務課に17人の職員が配置されている。また、技術職員として基礎医学教育に1人、教務職員として基礎医学教育に9人、臨床医学教育に1人の職員が配置され、教育資料の作成、学生実験の補助を担当している。教務職員が配置されていない基礎医学教育の3講座には大学雇用の非常勤職員を各1人配置しており、講座が雇用した非常勤職員に対しては費用の補助も行っている。事務局には研究支援室が設置され、事務職員1人と技術職員1人が教育研究の支援ために配置されている。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

教育開発センターを設置し、任期制の専任教員を中心に授業評価、教育改革の取組が始まっている。

【改善を要する点】

授業評価結果のフィードバックが授業を担当する教員全員に伝わっていない講座があり、十分に機能していない。

基準4 学生の受入

- 4 - 1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4 - 2 アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4 - 3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 4 - 1 - 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されているか。

大学の理念等に基づき、「良き医師と良き看護師を育成し、地域社会に貢献すること」を目標として学生を求め、特に、基礎学力と将来性ある潜在能力を持った人材を求めている。この考え方を基に入学試験に面接試験を取り入れるとともに入学試験問題にも工夫を凝らしている。また、幅広く優秀な学生を求め、大学ウェブサイトを通じて学外に『入学者選抜要項』を公表し、『大学案内』や『学生募集要項』等の印刷物を入学志願者や県内の高等学校等に配布している。夏休みにはオープンキャンパスを開催し、参加者にパンフレットを配布するほか、学長の講演、医学科及び看護学科の教員による大学における具体的研究例の説明、研究施設の案内等、高校生とその保護者、地域住民への広報活動を行っている。

また、入学者選抜方法検討部会で、平成20年度から地域枠を設けることを決定し、地域に定着できる入学者を選抜することを公表している。

一方、大学院に関しては、各専攻における学生募集領域の主科目、研究指導教員名、研究領域等を明記した『学生募集要項』を大学ウェブサイトで公表し、周知を図っている。

これらのことから、アドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

- 4 - 2 - アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

医学科においては、高等学校卒業者を対象とした一般入試（前期・後期）で、第1次選考として大学入試センター試験を課している。前期試験の第2次選考では学力検査（英語、数学、理科）と面接を行っており、後期試験では小論文試験と面接を行っている。特に面接試験では医学部に入学するのにふさわしい学生であるかどうかを評価するため『面接試験評価要領』に基づき面接結果を得点化している。前期試験で実施している学力試験においては、英語では医療に関係した内容を含んだ英文読解、理科では医学や人体にかかわる問題も課している。後期試験で実施している小論文試験は医学、医療に関する文章を読ませた上で論述させる形式で行っている。

看護学科においては、一般選抜とは別に推薦・社会人特別選抜、3年次編入学生選抜という多様な選抜を実施しており、選抜に応じてそれぞれ学力試験と面接を組み合わせ、看護師としての適性を総合判定している。面接は医学科と同様の『面接試験評価要項』に基づき面接結果を得点化している。推薦入学生の受け入れについては、県内の学生の確保を目的として、地元の優秀な学生を高等学校長からの推薦で得ている。

大学院医学研究科においては、学力検査、健康診断の結果及び出身大学の成績証明書を資料として総合

判定している。出願資格は、平成 16 年度の大学院再編整備後は、4 年制大学卒業者に加えて、短期大学卒業者、専門学校卒業者も可能としており、入学資格が大幅に緩和され、医学研究に参画するための門戸が開放されている。また、社会人の入学も可能となっており、この制度を利用することにより官公庁の職員、研究所に所属する研究者、医療機関の従事者等が退職することなく大学院博士課程に入学することができる。

これらのことから、アドミッション・ポリシーに沿って適正な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4 - 2 - アドミッション・ポリシーにおいて、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

看護学科においては、推薦・社会人特別選抜制度を設け、大学入試センター試験を免除し、小論文、面接、推薦書、志望理由書、調査書を総合的に判定している。3 年次編入学生選抜では、学力試験、面接試験、成績証明書等を総合的に判定している。社会人入学生については、県民の高学歴化や生涯教育に対するニーズの高まりに応えるため、また、編入学生については、看護職者の質の向上を図るためといった基本方針に沿ったものである。

大学院医学研究科においては、勤務先の所属長の了解を得ることを条件として、勤務しながら大学院生として研究ができる制度が設けられている。

これらのことから、アドミッション・ポリシーに応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4 - 2 - 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学者選抜の実施体制は、入学試験委員会規程に基づき、医学部長を委員長とする入学試験委員会が主導している。試験問題の作成は、入学試験委員会の下に置かれた学科試験委員、小論文試験委員等の専門委員が担当している。健康診断委員は志願者の健康診断を行い、面接試験委員は志願者の面接及び評定を行っている。

試験当日の実施体制は、学長を本部長とする試験実施本部を置き、入学試験委員、専門委員、学務課職員が本部員となっている。出題を担当した専門委員は試験中に最終査読を行い、受験生からの出題に対する質問に適正に対応する体制をとっている。学内の教職員から選出される試験監督者等には事前に詳細な説明会を行った上で資料、実施要領を配布し、不備が生じないように留意している。また、試験会場の所要の箇所に監視員、連絡員を配置し、公正な試験環境の確保を実現している。合格発表は入学試験委員会、教授会の議を経て行っている。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4 - 2 - アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

医学科においては、大学の理念及び教育目標に沿った学生の受入が行われているかについて、医学科入学試験委員会が妥当性を検討している。また必要に応じて入学者選抜方法検討部会が組織され、選抜方法の変更についての検討が行われている。その結果、平成 16 年度入学試験から大学入試センター試験と前期日程の第 2 次試験の科目配点の変更が行われている。また、平成 18 年度には、大学入試センター試験における理科として、物理、化学、生物の 3 科目を必修とすることが答申されている。同様に「地域社会さら

には広く人類の福祉に寄与する」という理念を掲げ、公立大学の責務である地域への還元を実施するという目的のために、奈良県内在住の志願者に受験資格がある地域枠(定員 10 人)を後期日程に設定することが答申されている。これらの答申内容は教授会において承認され、平成 20 年度入学試験から施行されることが大学ウェブサイトで公表されている。

看護学科及び大学院医学研究科においては、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証する取組は行われていない。

これらのことから、医学科ではアドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4 - 3 - 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合にはこれを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

医学科においては、過去 5 年間の入学者数は、定員 95 人に対して 95 人となっており、入学定員充足率は 1.00 倍であり、入学定員と実入学者数との関係は適正となっている。また、一般選抜(前期・後期)後の追加合格者数は毎年 0 ~ 3 人である。

看護学科においては、平成 16 年度の開学からの 3 年間の入学者数は、定員 80 人に対して 80 人となっている。また、平成 18 年度に初めて実施された 3 年次編入学においても定員 15 人に対して 15 人が入学している。いずれの場合も入学定員充足率は 1.00 倍であり、入学定員と実入学者数との関係は適正となっている。

大学院医学研究科においては、大学院再編整備以前の入学定員 24 人に対してはほぼ充足していたが、平成 16 年度の大学院再編整備以降の入学者は定員 40 人に対し、平成 16 年度 26 人、平成 17 年度 14 人、平成 18 年度 22 人となっており入学定員充足率が低い。

これらのことから、医学科、看護学科においては入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているが、大学院医学研究科については充足率が低いと判断する。

以上の内容を総合し、「基準 4 を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

大学院の課程では、入学定員充足率が低い状況が見られる。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5 - 1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5 - 2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5 - 3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5 - 4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5 - 5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5 - 6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5 - 7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

< 学士課程 >

- 5 - 1 - 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置（例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）され、教育課程の体系性が確保されているか。

医学科においては、大学の理念、目的及び教育目標を効果的に達成するため、教育課程は「一般教育」、「基礎医学教育」、「臨床医学教育」により構成されている。一般教育課程では、医療者に求められる「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」することを目標に、幅広い教養教育を実施している。このため、心理学、哲学、法学等の授業による知的・道徳的・倫理的能力の開発及び外国語、数学、物理学、化学、生物学等の授業による先端的研究への参加のための基礎知識の習得を基盤とし、医学概論、医療情報学、いのちのしくみ等の科目を配置している。同時に、入学当初から医学入門として基礎・臨床医学の医学特別講義を設けている。平成18年度から実施されている新カリキュラム「MDカリキュラム奈良2006」では一般教育課程と基礎医学教育課程を第1学年から3学年に楔型に配置している。基礎医学教育課程は、解剖学、生理学、生化学により「人体の形態や機能」について学び、それをもとに薬理学により「薬の作用」、細菌学、寄生虫学により「細菌やウイルスの生体へのかかわり」について学び、病理病態学、分子病理学により「疾病によって生じる身体の変化及び病因解明に必要な基本的知識」を習得する教育を行っている。これらの基礎医学教育課程により学問的な基盤を確立し、科学的な思考力を培うことと並行して「人と社会との関わりをより深く探求すること」を目的として社会医学、地域健康医学、健康政策医学、法医学を学んでいる。臨床医学教育課程では、講座の枠を越えコア・カリキュラムとして臓器・疾患領域別の統合講義を設けている。統合講義終了後、実践的医療倫理の学習のために臨床事例を用いた少人数グループ学習、基本的臨床実技習得のための基本的臨床実技実習を設けている。臨床実習資格試験としての統合講義全試験と医療系大学間共用試験に合格した後に、臨床実習を主体としたコースを設けている。主として第5学年で行う前期臨床実習では附属病院全診療科で、また第6学年で行う後期実習では学外施設で自己選択した領域について診療参加型の臨床実習を行っている。

医学教育全体として、平成13年3月に提示された「医学教育モデル・コア・カリキュラム：教育内容ガイドライン」に沿った教育体系に向けて改善されつつある。また、アドバンスト・コースの授業も一部で実施され始めている。

看護学科においては、教育目的及び教育目標達成のための教育課程は、「一般教育」、「看護の基礎」、「看護の専門」に関する科目に大別している。一般教育と看護の基礎に関する科目は「人間の理解」、「社会の理解」、「生活・環境の理解」、「健康の理解」、「国際理解」から構成され、看護の専門に関する科目は「看護学の基本」、「看護学の展開」、「看護学の発展と探求」から構成されている。「人間の理解」、「生活・環境の理解」、「健康の理解」は主として第1学年から第2学年に、「社会の理解」及び「国際理解」は主として第2学年から第3学年に配置している。「看護学の基本」及び「看護学の展開」は主として第1学年から第3学年に配置している。「看護学の発展と探求」の科目は主として第3学年から第4学年に配置している。第1学年から第4学年にかけて楔形に実習科目を設け、入学早期から臨地での看護体験ができるよう授業科目を構成している。卒業に必要な単位は、必修科目110単位、選択科目15単位、合計125単位であり、学士課程の修了者には看護師及び保健師の国家試験受験資格を与えている。助産師国家試験受験資格取得を希望し、その履修を許可された学生は、卒業に要する単位は136単位以上となっている。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程の体系性が確保されていると判断する。

5 - 1 - 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

医学科においては、基礎医学教育課程は、講義と実習からなり、初めに人体の形態や機能について講義で学び、実習を行うことにより、更に深い理解が得られるよう構成されている。解剖学では特に実習に重点を置き252時間行っており、将来の臨床医学を学ぶ上での十分な基盤作りを行っている。更に、薬理学、細菌学、寄生虫学についても講義、実習で学び、病理病態学、分子病理学では病理標本の鏡検を実習で行い、病気の診断に必要な基本的な知識が身に付く教育を行っている。地域健康医学では15時間の実習を行い社会とのかかわりをより深く探求できる教育を行っている。臨床医学教育課程では、統合講義で健康政策医学、法医学各30時間の社会医学系授業、臨床教育総論33時間、臓器・疾患領域別講義26科目510時間、基本臨床手技30時間などの授業が設けられている。これらの各科目は、比較的短期間に集約され、終了後早期にテストされ、臨床実習資格試験として評価されている。同時に医療系大学間共用試験実施機構の全国的な共用試験C B T (Computer Based Test) とO S C E (Objective Structured Clinical Examination)を受験させて学外評価を受けており、試験合格をもって診療参加型の実地臨床実習に進むことができることとしている。臨床実習は3段階に分かれ、附属病院で20診療科を2週間ずつ実習し、その後3週間自由選択実習として3科を廻り、最終段階で学外協力病院では2科×3週間の合計1,800時間の研修を行い、臨床の立場から系統的に修得させている。

看護学科においては、看護の対象である全人的理解、尊厳と権利の擁護、倫理的判断に基づいた行動能力の育成については、人間発達論、生命と倫理、社会福祉学などの科目を開設している。家族や社会集団の健康に関する諸問題への支援については、心理学、人間関係論、カウンセリング論、公衆衛生学、健康科学、家族社会学、家族看護論などの科目を開設している。看護の熟練した技術を追及し看護実践能力を持ち合わせることについては、総合看護学実習、看護学特論、卒業研究を配置している。絶え間なく変化する社会のニーズに対応するためには、保健福祉行政論、医療経済学、地域社会学などを開設している。国際感覚を身に付けることについては、英語、英語表現法、英語表現法、英語文献講読、国際情勢論及び韓国語、中国語、ドイツ語の3外国語の科目を開設している。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断

する。

5 - 1 - 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。

授業内容全体として医学教育モデル・コア・カリキュラムに準拠しており、『教育要項』に示された専門教育課程の授業内容は、研究活動の成果を反映していることが多く、各学科目・講座の研究内容を反映する最新の先端的な内容については、アドバンスト・コースの講義でも紹介されている。

これらのことから、授業の内容が、研究活動の成果を反映したものになっていると判断する。

5 - 1 - 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育）の実施、編入学への配慮、修士（博士前期）課程教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

医学科においては、一般教育科目の単位について入学前修得に関する配慮があり、学則に「他の大学等における授業科目の履修等」、「入学前の既修得単位の認定」が定められており、入学前の既修得単位の認定に関する規程にも定められている。

看護学科においては、他大学既卒者には、「人間の理解」、「社会の理解」、「生活・環境の理解」及び「国際理解」に属する科目に内容が適合するものについて単位認定を行っている。

これらのことから、学生の多様なニーズ等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

5 - 1 - 単位の実質化への配慮がなされているか。

医学科においては、一般教育課程の授業は、必修、選択、自由科目に区分されている。各科目とも教育目標が『教育要項』に明記され、週間授業計画でも必要な自己学習時間を確保できるようになっている。医学科の専門教育課程においては、全科目が必修であり、実時間数で授業が計画されている。さらに週の授業時間数は30時間であり、実習を除く授業時間以外に、講義のない授業の時間には自己学習時間を設けている。

看護学科においては、実習以外の科目は15時間又は30時間で1単位となっている。各講義の第1回目にはガイダンスが行われており、週間授業計画でも十分な自己学習時間が確保されている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断される。

5 - 1 - 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

該当なし

5 - 2 - 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用、TAの活用等が考えられる。）

医学科においては、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされており、『教育要項』に記載されている。講義室にはPCプロジェクターが設置されており、パソコンを駆使しての授業やビデオを使用しての授業が行われている。基礎医学教育課程では少人数授業（PBLチュートリアル）が実施

されている。また、ワークショップ形式の講義などの取組もあり、中には対話・討論型授業も取り入れられている。臨床医学教育課程の実習ではすべて少人数グループで附属病院 20 診療科、学外協力病院での診療参加型実習に加えて、抄読会、症例検討会など多彩な学習指導が行われている。臨床実習前の医療倫理、医療安全教育については綿密に計画・工夫された教育内容、方法となっている。

看護学科においては、「国際理解」、「看護学の基本」、「看護学の展開」及び「看護研究」等の授業は、講義と演習、講義と実習、実習という授業形態で構成されている。「看護研究」では、「看護研究概論」の講義を受けた後、「看護学特論」では学生が選択した看護分野においてグループ討議を実施している。その後、テーマを設定した卒業研究では、少人数授業、フィールド型授業の形態等がとられ、卒業論文を作成できるように配慮している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5 - 2 - 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

医学科においては、『教育要項』は、「一般教育」、「基礎医学教育コース」、「臨床医学教育コース」ごとに作成され、それぞれの科目について教育スタッフ、講義の概要、一般教育目標(G I O)、個別行動目標(S B O) 評価方法、教科書・参考書、授業計画、講義予定が記載されており、各教員は『教育要項』の内容に沿って授業を進めている。

看護学科においては、『教育要項』に授業科目名、担当教員、学年・学期・曜日・講時、必修・選択の別、単位数、授業目的、授業目標、授業内容、授業形式、成績評価法、テキスト、参考図書、学生へのメッセージが記載されている。入学時及び年度当初のガイダンスで『教育要項』を利用して履修指導を行い、授業の事前学習に活用するように指導している。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5 - 2 - 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

医学科においては、大学入試センター試験で生物学あるいは物理学を選択していない学生に対し、一般教育課程において生物学あるいは物理学の授業がカリキュラム外の補講として実施されている。また、6年生に対しては9月以降に自主グループ学習のためにチュートリアル用の部屋を確保している。

看護学科においては、高等学校レベルの小テストを入学時から6月まで実施し、基礎学力不足の学生には夏休みに再度全テストを受けさせている。

附属図書館は平日は22時まで開館しており、土曜日や祝日も利用でき、自主学習への配慮がなされている。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われている判断する。

5 - 2 - 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業(添削等による指導を含む。)放送授業、面接授業(スクーリングを含む。)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5 - 3 - 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

医学科においては、履修要領に成績評価基準及び卒業認定基準を定めている。この基準は、各コース別の『教育要項』にも抜粋の形で記載されている。臨床実習（C2コース）への進級に当たっては原則として統合講義科目ごとに実施する試験及び共用試験の合格をもって臨床実習資格とし、このことを『教育要項』に明記している。

看護学科においては、成績評価基準を定めた履修要領を『教育要項』に記載している。また、卒業に必要な授業区分ごとの単位数についても『教育要項』に記載している。

『教育要項』は冊子の形で学生全員に配布され、年度当初のガイダンスでも学生に説明・周知されている。

成績の評価は、授業への出席、試験の成績、実習への出席、実習の成績によって行われ、これらの総合得点の60点以上を合格、60点未満を不合格としている。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5 - 3 - 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

医学科においては、成績評価基準、進級判定や卒業認定の方法については履修要領に定められており、一般教育課程、基礎医学教育課程、臨床医学教育課程の各コースの『教育要項』に履修要領の必要部分の抜粋を掲載している。また、『教育要項』には各科目の成績評価方法が個別に明記しており、それらに従って成績の評価を実施している。授業の成績認定、進級判定は、各教育協議会から提出された成績資料に基づき、進級判定会議の議を経て、学長が行い、医学科教授会議に報告している。卒業時の成績認定、授業科目の修了の認定及び卒業の認定は、医学科教授会議の議を経て、学長が行っている。

看護学科においては、成績評価は、履修要領に従い授業科目ごとに筆記・実技試験、レポート・論文、発表、出席により行われ、授業科目及び臨床実習の成績評価及び単位認定は、各教科の単位認定者が『教育要項』に記載された基準に従っている。最終的に看護学科教授会議の議を経て、学長が行っている。

これらのことから、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5 - 3 - 成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。

医学科においては、各科目担当教員の責任において学生の成績評価を行い、担当教員から提出された成績資料は、各教育協議会での評価などにより正確性を確認の後、進級判定会議で検討されている。

学生への成績通知の後、異議がある場合には、学生は科目担当教員に申立てを行い、申立てを受けた教員は答案等の成績評価の証拠書類を開示し、説明を行っている。

看護学科においては成績評価は、履修要領に基づき行われている。教員には、採点後に評価に関する異議を受け付けることを義務付けており、医学科と同様に申立てを受けた教員は答案等の成績評価の証拠書類を開示し、説明を行っている。

学生の成績評価に関する問い合わせは、担当教員、クラス担当教員又は担当事務局を通じて行われている。

これらのことから、成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられていると判断する。

<大学院課程>

5 - 4 - 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。

大学院の教育課程は、医学研究科に地域医療・健康医学専攻、生体情報・病態制御医学専攻、生体分子・機能再建医学専攻の3専攻を設け、各専攻は2～3の研究領域から構成されている。それぞれの研究領域は、大学院教育を担当する各教員の研究内容に即した3～9の授業科目から編成されている。また、全専攻の共通科目として大学院での研究の基礎となる内容の授業を行っている。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっていると判断する。

5 - 4 - 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

授業内容は各専攻の領域ごとに『履修要項』に記載されており、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5 - 4 - 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。

大学院生が所属する当該専攻の研究領域の抄読会・セミナーにおいては、研究の成果と最近の進歩が紹介されており、大学院生の指導の一環として学会発表練習も行われている。また、各領域で実施されている講義は研究内容を反映したものとなっている。

これらのことから、授業の内容が、研究活動の成果を反映したものとなっていると判断する。

5 - 4 - 単位の実質化への配慮がなされているか。

大学院の修了に必要な単位数は34単位以上であり、主科目の講義2単位以上、演習2単位以上、実験・実習12単位以上、主科目以外の講義又は演習16単位以上、共通科目1単位以上、医学研究セミナー1単位以上となっている。

大学院入学直後の4月から6月に大学院で研究を遂行するためのガイダンスとして、「大学院研修プログラム」を実施している。このプログラムは10回の講義からなり、必要な基本的概念、方法論の講義が行われており、主科目の1単位の科目にもなっている。第1学年では、主科目又は選択科目の公聴会に3回以上出席し、主科目担当教員にレポートを提出することとなっている。

授業は大学院生の希望と診療に関わる時間等を考慮して実施しており、自己学習及び研究時間が確保できるよう配慮されている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断される。

5 - 4 - 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

該当なし

5 - 5 - 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。)

博士課程の授業は主科目と選択科目に区分され、講義、実験・実習等により授業が実施されている。

単位として認定されている医学研究セミナーでは日本を訪れた世界的な科学者による講演を取り入れている。また、平成16年度の大学院の再編整備により、奈良県内にある他の施設での教育・研究活動も単位として認めることが可能となっており、県心身障害者リハビリテーションセンターのスタッフが開講する授業科目を単位として認定し、学習指導を受けることができるようになっている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5 - 5 - 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

『履修要項』に各専攻の研究領域の教員が実施する授業の教育内容を記載している。この中には、講義や演習の概要が記載されており、講義を通じて習得すべきことが明確になっており、専攻する分野の選択に利用されている。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5 - 5 - 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業(添削等による指導を含む。)放送授業、面接授業(スクーリングを含む。)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5 - 6 - 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。

原則として、必要な単位を第2学年までに修得し、第3学年以降は研究課題に即した研究指導を受け、論文作成等のための研究活動を行うものとしており、研究課題を学長に届け出ている。学位論文にかかる研究及び論文の作成等は、主科目の研究指導教員の指導を受けるものとしているが、教育研究上有益と認められる場合は、主科目以外の科目を担当する教員の研究指導を受けることができる。この場合は、主科目の研究指導教員は、当該教員との協議を経て学長に届け出ることとなっている。第2学年あるいは第3学年終了時には、研究報告会としてセミナーや論文抄読会を行い、研究成果報告書を学会発表形式で発表し、形成的評価を受けている。また、主科目の講義の単位認定に含まれる学位審査公聴会の聴講については、主科目担当の教員にレポートを提出することが義務付けられている。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われていると判断する。

5 - 6 - 研究指導に対する適切な取組(例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、T・A・RA(リサーチ・アシスタント)としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練等が考えられる。)が行われているか。

基本的には大学院生が所属する研究室ごとの指導体制となっており、各研究指導教員の研究室には原則として研究指導補助教員が配置され、複数の教員による指導体制が取れるようになっている。研究テーマは大学院生の希望も活かしつつ決定されている。また、高学年の大学院生が低学年の大学院生に技術指導

を行っている。

これらのことから、研究指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5 - 6 - 学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。

研究室には原則として研究指導教員、研究指導補助教員が配置されており、複数の教員により学位論文作成の指導が行われている。

学位論文作成に係る実験に関しては、先端医学研究機構の総合研究棟に所属する動物、組換えDNA、ラジオアイソトープ（RI）の各実験施設の助教授又は講師が研究の支援を行っている。

これらのことから、学位論文に係る指導体制が整備され、機能していると判断する。

5 - 7 - 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

『履修要項』に、修了認定に必要な単位数及び最終試験の方法が定められている。また、成績評価基準は80～100点をA、70～79点をB、60～69点をC、59点以下をDとしており学士課程における基準と同様となっている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5 - 7 - 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

学生が履修した授業科目の成績評価と単位認定は、授業科目担当教員が行い、学長に報告し決定している。さらに大学院研修プログラムへの出席、学位公聴会の聴講、研究報告会での形成的評価を受け、学位論文についての最終試験に合格することによって修了認定が行われている。

これらのことから、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5 - 7 - 学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。

平成16年度の大学院再編整備に伴い、新しい学位論文審査制度を導入しており、5人の研究指導教員から成る学位審査委員会が審査を行っている。論文提出者の研究指導教員は審査委員を担当することはできるが、学位審査委員会の委員長となることはできない。

これらのことから、学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能していると判断する。

5 - 7 - 成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。

成績評価に関する申立ては学務課が担当し、それぞれの担当教員に連絡を取り、申立てを受けた教員が直接大学院生と面談し、成績評価について説明している。また、必要な場合は研究部長が介在することもある。

これらのことから、成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられていると判断する。

< 専門職大学院課程 >

該当なし

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

基準6 教育の成果

6 - 1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6 - 1 - 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

育成しようとする人材像は、大学の目的に定められており、教育目標の達成状況についての評価・検証は授業アンケートや学生の自己評価アンケートを通して行っている。

また、医学科においては、平成17年度から、卒前の診療参加型臨床実習において、国立大学病院長会議常置委員会教育研修問題小委員会の許可を得て、卒後臨床研修における全国統一の評価システムであるEPOCシステムを試験的に導入し、卒前・卒後臨床教育を一貫して評価できるシステムを構築している。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6 - 1 - 各学年や卒業(修了)時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位取得、進級、卒業(修了)の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業(学位)論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

医学科、看護学科ともに、学年ごとに決められた必須科目を順次履修していくことが求められている。医学科では、一般教育課程を除いて、基礎及び臨床医学教育課程では全科目を必須とし、仮進級は認めない。

医学科の過去5年間の学年別留年率は、各年度とも全体では2%台である。また卒業試験での不合格者は平成16年度3人、平成17年度2人である。看護学科では、平成16年度の開学から現在までのところ、留年者はいない。

既卒者と新卒者を合わせた医師国家試験合格率は90%前後であり、新卒者のみでは93%前後となっており、全国医科大学の中位の成績にあたる。

看護学科では平成16年度より学生を受け入れたところであり、卒業生が出ていない。

大学院生については、学位論文の主論文が、インパクトファクターの高い外国の学術誌の筆頭著者として掲載された例がある。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6 - 1 - 学生の授業評価結果等から見て、大学が編成した教育課程を通じて、大学の意図する教育の効果があつたと学生自身が判断しているか。

医学科の基礎医学教育及び臨床医学教育の授業を中心に、教育開発センターによって開発された、学生による授業評価とともに、学生にその授業によりどの程度学習が進んだかの自己評価を行わせており、評

評価結果は担当講座にフィードバックされている。この評価は平成 16 年度の試行を経て実施されており、評価対象とする科目を徐々に拡大させているが、過去 3 年間を通して実施しているのは B 1 コース (Basic Medical Science Course) である。B 1 コースについて、大学の意図する教育効果があったと学生が判断しているかどうかの評価は「評価段階 4 = そう思う」に近い値が得られている。

看護学科でも評価項目は異なるが、医学科と同様の授業評価が実施されている。

これらのことから、大学の意図する教育の効果が上がっていると判断する。

6 - 1 - 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

既卒者と新卒者を合わせた医師国家試験の合格率は 90% 前後であり、医師国家試験合格者の就職率は常に 100% である。

平成 17 年度の大学院修了者 20 人の進路先は、奈良県立医科大学 8 人、奈良県立医科大学附属病院以外の奈良県内の病院 9 人、県外病院 2 人、その他 1 人となっている。

看護学科では平成 16 年度より学生を受け入れたところであり、卒業生が出ていない。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6 - 1 - 卒業（修了）生や、就職先等の関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しているか。また、その結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

関連病院の関係者等から日常的に卒業生の資質・能力等に関する意見を聴取する機会がある。また、平成 17 年度より卒後臨床研修における全国統一の評価システムである E P O C システムを導入し、卒後臨床研修の評価を聴取するための取組を実施している。この取組は 2 年後の卒後臨床研修終了後に結果が出ることとなっている。

これらのことから、在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組が実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 6 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

卒後臨床研修用の E P O C システムを卒前医学教育の臨床実習評価へ試験的に導入している。

基準7 学生支援等

- 7 - 1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7 - 2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7 - 3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7 - 1 - 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

医学科においては、入学時の新入生オリエンテーションで大学生活の基本となる事項とともに一般教育科目の履修方法についての説明を行っている。オリエンテーション期間には新入生相互並びに教員との親睦を図るために、一泊の宿泊研修を設け、医学生としての心構えについての討論が行われている。新入生を少人数に班編成し基礎医学系施設の見学を実施するとともに、将来医師となることを実感させるためのearly exposureの一環として附属病院関係施設の見学を行っている。臨床医学教育では、第5学年の臨床実習前に2日間の特別講義を設け実習に入る前のガイダンスを行い、心構え、実習の概要及び注意事項、安全管理などについて説明している。この後に臨床実習に臨むに際しての「医学生の宣誓」を行い、各々の学生に直接附属病院長が院内で着用するIDカードを授与している。

看護学科においては、入学時のガイダンスとして、新入生及び看護学科3年次編入生にオリエンテーション、教務関連のガイダンスを行っている。2～3学年の開始前には、授業履修方法についてのガイダンスを行っている。

大学院においては、入学後の研究が円滑に行えるように講義形式で10回の研修プログラムを実施しており、実施時間帯を参加しやすい夕方に設定し、出席を義務付けている。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7 - 1 - 学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定等が考えられる。）が適切に行われているか。

講義に関する質問、相談、助言などは、授業科目の担当教員によって個々に随時行われている。

また、医学科では平成18年度から、1～6年次の全学生を各学年3人ずつから構成される6年間固定の小グループに分け、小グループごとに教授、助教授、講師よりなるプリセプターを配し、お互いに学習や生活を支援をする制度を発足させている。この制度では上級生と下級生の連帯感をもって学習相談や助言を行うことも可能となっている。

これらのことから、学習相談、助言が適切に行われていると判断する。

7 - 1 - 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

学習に関する学生のニーズを適切に把握するために、学年ごとに学生の代表者を決めており、必要に応じて教員あるいは教育部長に意見を申し出ることとなっている。学生からの意見は各教育部長からカリキュラム部会、さらに学務委員会に諮られている。個々の学生のニーズに関しては、授業終了時を含め、随

時聴取している。また、学務課職員も学生からの意見を聞き、委員会に報告することとなっている。

学生のニーズから可能な範囲で改善を行った最近の事例としては、一般教育校舎交流ホール等の整備、体育施設の整備がある。体育施設の整備については、『学報』にも掲載されている。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7 - 1 - 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7 - 1 - 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）への学習支援が適切に行われているか。

看護学科の3年次編入生については入学時に別途オリエンテーションを行っている。社会人特別選抜での入学者については、入学後は一般選抜で入学した学生と区別せず対応している。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への学習支援が必要に応じて行われていると判断する。

7 - 2 - 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

自主的学習の場所として、臨床研修棟2階のチュートリアル室、附属図書館、英会話習得のための Chat room が設けられている。チュートリアル室は、20人程度が入ることのできる部屋と5、6人程度が利用できる小部屋があり、チュートリアル教育が終了した後に医師国家試験のための自習の場所として6年生に24時間開放している。附属図書館にも自習のための机が設けられており、また、オンラインで文献などの検索が可能なように、学生が使用できるパソコンを4台設置している。附属図書館は平日は9時から22時まで開館し、土曜日、祝日も利用できる。Chat room に週2回外国人非常勤講師を招き、少人数グループで英会話の学習を行っている。

これらのことから、自主的学習環境が整備され、利用されていると判断する。

7 - 2 - 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

課外活動では文化系11部、体育系24部のクラブがあり、各クラブには教授が務める部長が決められており、相談、指導を行っている。施設としては、クラブ棟、体育館、運動場、水泳プール、テニスコート等がある。各施設には使用規程が設けられており、これに従い活動が行われている。クラブ活動に関する経済的支援として西日本医科学生総合体育大会に平成17年度64万円、平成18年度55万円の補助を行っている。

これらのことから、支援が適切に行われていると判断する。

7 - 3 - 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。

健康、生活、進路等の相談は、学年ごとに決められている生活相談担当教員が行う体制が取られている。また、学生相談室が設けられており、学生相談員が相談に当たっている。学生相談室を利用する際には、学生が学務課に予約するか、あるいは予約箱にメモを残すことにより臨床心理士によるカウンセリングを

受けられるようになっている。保険制度に関しては、教育活動中に受けた事故による傷害に対して学生教育研究災害傷害保険がある。このほか病院内研修を行う学生には、賠償事故や針刺し事故などに対応するための医学生総合補償制度、日本看護学校協議会共済会保険がある。

健康管理は臨床実習などにより患者と接する機会が多いため、年1回の定期健康診断を義務付けているが、第3学年、第4学年では授業時間との重複による受診率低下を防ぐための周知を行っている。また、病院実習を開始する医学科第5学年及び看護学科第1学年に対しては結核感染防止のためのツベルクリン反応検査、B型肝炎抗原抗体検査を実施している。希望者には自己負担ではあるがワクチン接種を行っている。

セクシュアル・ハラスメントについては、防止等に関する規程を定めており、相談員が決められているが、現在までのところハラスメントに関する相談は寄せられていない。

これらのことから、必要な相談・助言体制が整備され、機能していると判断する。

7-3- 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等が適切に行われているか。

現在特別な支援を行うことが必要と考えられる学生は存在せず、学内の整備計画に従って、優先的に附属病院等からバリアフリー化が進められているが、全体としてバリアフリー化が遅れている。

7-3- 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

学年ごとに2人の生活相談担当教員が決められており、生活関連の相談を受けられるようになっている。大学としての対応が必要な場合には、教員から学生生活部会に諮られている。

また、医学科では平成18年度からは、1～6年次の全学生を各学年3人ずつから構成される6年間固定の小グループに分け、小グループごとに教授、助教授、講師よりなるプリセプターを配し、お互いに学習や生活を支援をする制度を発足させている。

大学院生に対する生活支援については、大学院生が所属する研究領域で行われている。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-3- 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

奨学金制度についての案内を『学生便覧』に掲載するとともに、入学時のオリエンテーションでも説明されている。また、学務課でも案内を行っているほか、掲示により周知されている。

奨学金は主に日本学生支援機構からのものが利用されており、希望者に対する受給率は、医学科、看護学科、大学院においてそれぞれ63%、86%、100%となっている。また、府県や市町村レベルでの奨学金制度も利用されている。

経済的理由からの退学者は過去5年間で2人である。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

施設全体としてバリアフリー化が不十分である。

<p>基準 8 施設・設備</p> <p>8 - 1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。</p> <p>8 - 2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。</p>

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<p>8 - 1 - 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備(例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。)が整備され、有効に活用されているか。</p>

校地面積は 99,098 m²、校舎面積は 30,584 m²、附属病院面積は 81,560 m²であり、大学設置基準を満たしている。

医学科では、一般教育校舎に四つの講義室と三つの実習室がある。講義室のうちの 1 室には 60 台のパソコンが設置されている。基礎医学校舎には三つの講義室と五つの実習室及び標本室があり、臨床医学校舎には二つの講義室が設けられている。教育研究棟(チュートリアル室)が整備されており、臨床手技実習室、研修室等があり、チュートリアル終了後は 6 年生の自習室として 24 時間使用されている。

看護学科では、八つの講義室と五つの演習室、五つの実習室、情報科学室、LL 教室がある。LL 教室には語学学習用設備が設置されている。

教員、大学院生、研究生などの研究の場として、一般教育、基礎医学、臨床医学、看護学の各校舎に研究室が配置されている。このほか、研究者が共同で使用できる研究施設としては総合研究棟があり、この中には動物実験、組換え DNA 実験、ラジオアイソトープ (RI) 実験等の施設及び機器が整備されている。自習の設備としては、チュートリアル室、附属図書館等がある。

長期計画に基づいて整備中であるが、病院、看護学科校舎以外の建物が老朽化しており、一部にはエアコンが故障して学習環境がよくない部屋がある。また、近年は女子学生数が増加しているが、女子学生のためのトイレ等の環境整備が不十分である。

附属図書館は、開館時間が 9 時から 22 時までであり、一部の期間を除き 18 時以降は無入となる。土曜日、祝日も利用できる。英会話のための Chat room が設けられており、外国人講師による指導が行われている。

体育に関する施設としては、体育館、運動場、水泳プール、テニスコート等があり、体育の授業を行う上で十分な広さと設備が整っている。これらはクラブ活動にも使用されている。

交流施設としては同窓会館「巖櫃会館」があり、学生も利用できる。また、外国人研究者のための宿泊施設としてはゲストハウスがある。

これらのことから、施設・設備は、一部老朽化が見られるが、おおむね整備され、有効に活用されていると判断する。

<p>8 - 1 - 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。</p>
--

全学的な研究用コンピュータネットワークが構成されている。運営は研究用コンピュータネットワーク

運営管理規程に基づき、運営委員会が行っている。利用に関する要項は研究用ネットワーク利用要項に定められており、教職員、学生、研究生等が利用登録を申請し、一定の講習を受けた後に運営委員長の承認を得て利用者登録名の交付を行っている。学内LANを利用する際にはネットワーク端末登録申請書を提出し委員長から端末登録名の交付を受ける必要がある。

研究用コンピューターネットワークの利用登録者数は2,800人となっており、教職員・学生・研究生とも、ほぼ全員が登録している。教育用のパソコンの設置数は114台であり、学生1人あたりでは約0.14台と少なく、学生が自由に利用しにくい状況である。

大学ウェブサイトには学事計画や学生生活に必要な事項、教員の専門分野が掲載されており、必要時に検索することにより教員に連絡を取ることができ、直接指導を受けている。

これらのことから、情報ネットワークがおおむね整備され、有効に活用されているが、IT環境が良好とは言えないと判断する。

8-1- 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

施設、設備の利用については、それぞれ使用規程が定められており、入学時のオリエンテーションで説明を行うとともに『学生便覧』に掲載している。

総合研究棟の施設の内容は大学ウェブサイトに掲載されており、この中で行われている動物実験、組換えDNA実験、研究用放射線関連実験についてはそれぞれ規程が定められており、更にラジオアイソトープ(RI実験)については施設利用マニュアルも作られている。教員、大学院生、研究生等が利用しているこれらの施設については、それぞれについて講習会を行っており、講習会を受講後に利用が許可されるシステムとなっている。

附属図書館については、管理規程、閲覧規程が定められ、運営に関しては図書委員会で検討している。利用方法については、附属図書館の大学ウェブサイト及び『学生便覧』に詳細に記載し、周知を図っている。

同窓会館「蔵書会館」及びゲストハウスについても使用規程が定められている。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されていると判断する。

8-2- 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

附属図書館には、平成18年5月1日現在、総蔵書数195,856冊、定期刊行物3,991種類(外国書1,425、国内書2,566)が保管されており、電子ジャーナルは1,083種類である。視聴覚資料ではビデオ、CD、DVDなど919点の所蔵があり、系統的に保管されているが、図書については、学生が必要としている自己学習のための最新の学習参考図書や最新の教科書が不足している。これらはいずれも教職員、学生、研究者のほか、一般にも閲覧、貸し出しが可能となっている。利用状況は、館外帯出、文献複写枚数、LAN検索ともに学生の利用が最も多く、有効に活用されている。

これらのことから、教育研究上必要な資料がおおむね系統的に整備され、有効に活用されているが、学生用の最新の参考図書が不足していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

病院、看護学科校舎以外の建物が老朽化している。

女子学生のための環境整備が不十分である。

学生が利用できるパソコン台数が少ないなど、IT環境整備が不十分である。

図書館に学生が必要とする最新の参考図書が不足している。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9 - 1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9 - 2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 9 - 1 - 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

平成 17 年に過去 5 年について自己点検・評価を実施しており、その結果を自己点検・評価報告書にまとめている。

教育の状況については、教育関連部会で検討が行われ、「教育研究組織」、「教育研究の内容・方法の条件整備」、「学生の受け入れ」、「教育研究のための人的体制」、「図書館の利用」、「学生生活への配慮」、「大学院医学研究科」の七つの項目ごとに点検・評価がまとめられている。

これらのことから、教育活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

- 9 - 1 - 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

平成 17 年に実施した自己点検・評価において、平成 16 年度に教育開発センターが中心となり実施された医学科での学生による授業評価と学生自身の学習目標への到達度等の評価及び看護学科が独自に行う授業評価の点検結果と課題がまとめられている。

これらのことから、学生の意見の聴取が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に反映されていると判断する。

- 9 - 1 - 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

第 2 学年を対象とした「社会体験実習」及び第 6 学年を対象とした「地域医療体験教育実習」を実施しており、これらを通して受入れ先の学外関係者からの医学生への評価を把握し、改善点などは翌年の学生への注意事項として反映されている。また、附属病院と関連病院協議会で指摘された事項について、学部教育の改善も行っている。

これらのことから、学外関係者の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に反映されていると判断する。

- 9 - 1 - 評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しや教員組織の構成への反映等、具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

平成 11 年に実施した自己点検・評価時の課題に対する具体的な改善事項を平成 17 年に行われた自己点検・評価の報告書にまとめている。内容は以下のとおりである。

- ・ 一般教育期間を 1 年半とし、6 年一貫教育とした（平成 12 年度）。

- ・ 『教育要項』を6学年全てで作成した(平成12年度)。
- ・ チュートリアル教育や基礎配属などを導入した(平成13年度)。
- ・ 統合型教育を臨床教育に導入した(平成14年度)。
- ・ 臨床実習を開始するにあたっての資格要件の審査である共用試験(OSCE、CBT)の試行を開始した(OSCEは平成12年度、CBTは平成14年度)。
- ・ 学外施設での臨床実習(クリニカル・クラークシップ)を導入した(平成16年度)。
- ・ クリニカル・クラークシップの評価のために「EPOC-オンライン臨床研修システム」を導入した(平成17年度)。

また、上記の取組を受け、カリキュラム部会や教育開発センターを中心に検討が行われた結果、平成18年度の入学生からは成人教育学に基づいた新カリキュラム「MDプログラム奈良2006」が導入されている。その特徴は、

- ・ 医学教育を「6年一貫教育」とした。
- ・ 医学入門コースを第1・2学年で行い学生の医学を学ぶ動機付けを高めることを目的とした。
- ・ 附属病院内で行うボランティア活動としてクラークシップを採用した。
- ・ 基礎医学スタンダードコースの終了後に行う選択必修のコースとしてアドバンスト・コースを設けた。
- ・ 奈良県大学連合の単位互換制度を利用した他大学での教養科目の受講システムのコンソーシアムを採用した。
- ・ 研究室に配属されるスカラーシップは基礎医学、臨床医学の研究室をはじめ学外施設での研究活動も認めた。
- ・ 第1学年から第6学年までを縦割りにした学生のグループを作り、学生相互が支援しあうシステム、プリセプターシステムを導入した。

という点である。

これらのことから、評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるシステムが整備され、具体的かつ継続的な方策が講じられていると判断する。

9-1-1 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

評価結果が講座の責任者から各教員に十分に伝達されていない場合も見受けられるが、授業評価結果に基づいて個々の教員が実施した改善の事例は以下のとおりである。

- ・ 学生の要望に対応して、疾患ごとの実習から、一人の患者をとらえて罹患する複数の症例を組み合わせたストーリー性を持たせるように改善した。
- ・ 講義の内容を理解しきれない場合に、授業の理解を深めるための小テストを実施した。また、授業速度を理解度に応じた速度に改めた。
- ・ 自宅でも予習・自己学習できるように、講義のパワーポイント資料(講義ファイル)にアクセスできるようにした。

これらのことから、多くの教員は、評価結果に基づいて、継続的改善を行っていると判断する。

9-2-2 ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

平成12年度からファカルティ・ディベロップメント(以下「FD」という。)として医学教育ワークシ

ヨップ、医学教育セミナーを開催している。また、平成 18 年度からの新カリキュラム「MDプログラム奈良 2006」の導入に向け、平成 17 年度に医学部カリキュラム部会主催の学内教育討論会「平成 18 年度よりの新カリキュラム導入に向けて」が開催されている。提示されたカリキュラム改革の具体案で学生や教職員のニーズを反映している主な点は以下のとおりである。

- ・ 学生からの要望により、医学入門コース Early Medical Exposure としての医学特別講義の導入、基礎医学教育を第 2 学年当初から導入すること、一部仮進級制度の導入を実現した。
- ・ 教員からの要望により、プリセプター制度の導入、第 1 学年の後半に附属病院内でボランティア活動を行うクラークシップの導入、基礎医学系教育にアドバンスト・コースの設定を実現した。
- ・ 学生、教員の要望により臨床系の統合型講義を実現した。

また、平成 18 年 7 月には、第 38 回日本医学教育学会総会及び大会を当該大学で開催しており、2 人の教員が模擬授業を行うなど、当該大学の F D に大きな効果があった。

これらのことから、F D について、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されていると判断する。

9 - 2 - ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

平成 17 年度の F D ではカリキュラム改革の具体案が提案されている。

また、その他の F D が教育の質の向上や授業の改善に結び付いた点は以下のとおりである。

- ・ チュートリアル教育の学習効果を高めるための議論を行い、チュートリアル教育を基礎医学教育のみで導入した。
- ・ 第 4 学年の後半の 3 ヶ月に設けられる研究室配属システムであるスカラシップを導入した。
- ・ 地域医療体験実習を導入した。

これらのことから、F D が、教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9 - 2 - 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

医学科の臨床教育を補助する「模擬患者」を総合医療学講座を中心に養成している。模擬患者は附属病院において患者診察のトレーニング及び臨床技能試験に協力するボランティアであり、定期的に研修を行い、質の向上を図っている。当該大学の模擬患者は大阪大学主催の Heart-to-heart 研究会に加入しており、この研究会の研修会に参加している。また、十分な数の模擬患者を確保するため、他大学の模擬患者の協力を得ている。

これらのことから、教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切になされていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 9 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

平成 18 年度から、医学教育のための新カリキュラム「MDプログラム奈良 2006」を導入している。日本医学教育学会開催をファカルティ・ディベロップメントに結び付けている。

基準 10 財務

- 10 - 1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10 - 2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10 - 3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10 - 1 - 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。
奈良県を設置者とする公立大学であり、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地・校舎・設備等の資産を有している。

10 - 1 - 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。
授業料等の学生納付金、附属病院収入、科学研究費補助金等の外部資金を確保するとともに、奈良県の一般財源からの繰り入れにより、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10 - 2 - 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。
奈良県を設置者とする公立大学であるため、毎年度の歳入歳出予算については、奈良県議会で審議・決定されている。
学内においては、予算成立後に、予算委員会や教授会に報告するとともに、大学概要及び学報に掲載している。これらは大学ウェブサイトで公表されている。
また、大学・附属病院の経営改善策として「医科大学・附属病院経営改善計画」を策定し、大学・附属病院関係者に広く明示され、理解を得た上で、改善計画が実行されている。
これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10 - 2 - 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。
平成 14 年度からの 4 年間ににおける歳入歳出決算から、毎年度、歳入が歳出を上回っており、次年度への繰越金を計上していることから、支出超過とはなっていないと判断する。

10 - 2 - 大学の目的を達成するため、教育研究活動(必要な施設・設備の整備を含む。)に対し、適切な資源配分がなされているか。
教育研究活動と直接関係のない経費で大幅に予算を削減しつつ、教育研究活動関係予算の総額確保を優先的に図っている。
また、教育研究活動の充実に伴う施設設備整備予算についても、所要額を確保している。
これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10 - 3 - 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

奈良県を設置者とする公立大学であるため、財務諸表は作成していないが、歳入歳出決算として、『大学概要』及び『学報』に掲載されており、これらは大学ウェブサイトで公表されている。

10 - 3 - 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

地方自治法に基づき、毎年度、奈良県の監査委員による監査が行われている。この結果については、奈良県のウェブサイトで公表されている。また、平成12年度、平成17年度には、公認会計士等による包括外部監査が行われている。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11 - 1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11 - 2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11 - 3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

11 - 1 - 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

大学の管理運営に関する事項を協議する組織として部局長会があり、学長、部局長選考規程に基づき専任教授の中から選考される8人の部局長及び事務局長から構成されている。部局長会は教授会及び学科教授会議の審議事項等に関すること、その他大学の管理運営に関して必要な事項を所掌している。

大学の最高意思決定機関は、学則に基づき設置された教授会であり、教授会規程により組織及び運営等が規定されている。教授会規程に基づき、医学科及び看護学科に関する学科固有の事項を審議するため、学長、医学部長及び各学科の専任教授を会員とする学科教授会議と特定の事項を審議する専門委員会が設置されている。同様に大学院については大学院学則に基づき設置された医学研究科委員会があり、大学院医学研究科委員会規程により組織及び運営等が規定されている。

事務組織は、事務局長のもと5課3室で構成され、事務分掌に基づき業務を行っている。各課の業務の連絡調整のため事務局長と各課室等の長からなる定例課長会議を開催しており、その会議内容は各課室長から各課室員に対して伝達されている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っており、必要な職員が配置されていると判断する。

11 - 1 - 大学の目的を達成するために、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

大学の意思決定については教授会で審議し決定している。教授会は学長を議長、専任教授を会員として組織され、毎月開催されている。教授会の審議事項のうちで、学科固有の事項については、学科教授会議で審議決定し、その決定事項を教授会の決定としている。また、教授会に特定の事項を審議するための専門委員会が設置されており、予算委員会、学務委員会、将来計画委員会、国際交流委員会、点検・評価委員会等の委員会等で審議が行われている。各委員会において審議された事項については、教授会において審議又は報告されている。

大学院の意思決定については、医学研究科委員会で審議し、決定している。

これらのことから、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11 - 1 - 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

教員からのニーズは、一般教育、基礎医学教育、臨床医学教育、看護教育の各教育協議会で把握され、

毎月協議された内容が担当教育部長経由で部局長会に反映されている。具体的な例では、一般教育棟のすべての教室にクーラーの設置が要望により実現している。

学生からのニーズは、各学年に代表として総代を置き、総代を窓口とし、学務委員会の学生生活部会委員が担当し、学生相談室を設置し相談等を受けている。具体的な例では学生からの要請を受け、平成 15 年度には、附属図書館の開館日を土曜、祝日まで拡大し、平成 17 年度には、一般教育棟 1 階にある学生のためのロビーやロッカーの改修、開学 60 周年記念事業の一事業としてクラブ活動等のための施設の改修等を実施している。

学外関係者からのニーズは、附属病院と約 110 の関連病院の意見や情報を交換するため関連病院協議会を組織し、地域医療の連携に関する事項や医師の養成等に関する要望等を聞いている。

これらのことから、学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11 - 1 - 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

監事は置かれていないが、県立大学として 県の監査制度の対象となっており、年 1 回、県会計規則等に基づき、県の監査委員の監査や出納局職員による会計検査が行われるとともに、県議会における予算、決算の審査を受け、必要な部分は県民に公表している。

また、各支出関係書類は奈良県財務会計システムに基づきデータ管理されているとともに、支出証拠書についても、毎月、出納局に提出しチェックを受けている。

これらのことから、監事は置かれていないが、適切に監査されていると判断する。

11 - 1 - 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

県職員の研修に依拠しており、県職員の能力の向上のために実施されている職員研修やパソコン研修を受講しているほか、所属における職員の能力開発のため編集し職員に配布された『職場研修のすすめ（集団指導編）』に基づく職場研修や、県から提案されている「いきいき職場づくり」「職場目標」、「新 TQM 運動」により、職務に関連する事項に関して提案した計画について各人が目標達成のために取り組んでいる。平成 17 年度には、奈良県の「新 TQM 運動」の最優秀賞を獲得している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11 - 2 - 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

管理運営の方針を学則に規定しており、学内の諸規定も整備されている。

教授会は学則に基づき設置されており、教授会規程に組織及び運営等を定め、部局長や大学における特定の事項を審議する各種委員会委員の選考を行っている。また、教授会の構成員である教授の選考も、教授選考に関する規程に基づき教授会での投票により候補者が決定され、県に内申され知事により任用されている。

事務職員は県の採用試験により採用され、当該大学に配属されており、事務組織の所掌事務は奈良県行政組織規則に定められている。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11 - 2 - 適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

大学の規程等は、『大学規程集』として冊子にまとめられている。また、教授会議事録及び委員会の概録は担当事務局により取りまとめられ、教職員が閲覧することができるよう保管されている。

大学の計画等は、大学ウェブサイトの学内ページに掲載されるとともに、年4回発行される『学報』により全教職員に周知され、学生に対しても掲示等により公表されている。『学報』は学報編集要領に基づき、各教育課程の教員、事務・技術職員等からなる編集委員数名が紙面を作成しており、将来計画委員会や各教授会の決定事項等を発信している。

附属病院を中心に、大学を取り巻く環境の変化に的確に対応し、中長期的な視野に立った経営の安定化を進めるため、平成12年に、平成13年度から平成22年度までの10年間の経営改善計画を策定しており、平成16年度には、環境の大きな変化に対応するため計画の見直しを行った内容を冊子とし、教職員に配布し、周知している。

これらのことから、大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能していると判断する。

11 - 3 - 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価（現状・問題点の把握、改善点の指摘等）を適切に実施できる体制が整備され、機能しているか。

平成4年に大学の点検・評価を行う組織として点検・評価委員会が設置されている。点検・評価委員会は学長を委員長とし、全部局長と各教育協議会に所属する教授等の16人の委員により構成されている。過去5年間の自己点検・評価を平成5年、平成11年、平成17年の3回にわたり実施しており、平成17年の自己点検・評価は、点検・評価委員会の委員のほか、点検・評価に必要な教員を加えた五つの部会により実施されている。自己点検・評価では、前回の自己点検・評価の報告において提言として取りまとめられた項目に対する5年間の改善状況の確認が行われ、次の期間に向けての提言が行われる等の取組が実施されている。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、自己点検・評価を実施できる体制が整備され、機能していると判断する。

11 - 3 - 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

平成5年、平成11年分の自己点検・評価報告書は冊子として発行されており、各大学や関連機関へ送付し、広く社会に公開している。平成17年分の自己点検・評価についても、『自己点検・評価報告書（2000～2004）』として取りまとめ、大学ウェブサイトに掲載し社会に対して公開している。

これらのことから、自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11 - 3 - 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）によって検証する体制が整備され、実施されているか。

平成11年の自己点検・評価において、外部者による評価の必要性が「点検評価の外部委託」として提

言されている。また、平成 16 年度から認証評価機関による評価が義務づけられたことに伴い、平成 18 年度に認証評価による第三者評価に取り組んでいる。平成 17 年の自己点検・評価は、平成 18 年度に認証評価を実施することを前提として行われ、県の一機関である県立大学ということから自己点検・評価報告書は県の関連課にも提出され、事業の推進、人事配置、予算要求面での参考資料とされている。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者によって検証する体制が整備され、実施されていると判断する。

11 - 3 - 評価結果が、フィードバックされ、大学の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、機能しているか。

将来計画を審議するため、将来計画委員会が設置されている。平成 14 年度からはほぼ月 1 回の割合で開催されており、看護短期大学部 4 年制化、任期制の導入、教育開発センターの設置、先端医学研究機構の設置等が検討され、実現に結び付いている。

これらのことから、評価結果が、フィードバックされ、大学の目的の達成のための改善に結びつけられるシステムが整備され、機能していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 11 を満たしている。」と判断する。

< 参 考 >

現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

- (1) 大学名 奈良県立医科大学
 (2) 所在地 奈良県橿原市四条町840番地
 (3) 学部等の構成
 学部：医学部(医学科、看護学科)
 研究科：医学研究科(地域医療・健康医学専攻、生体情報・病態制御医学専攻、生体分子・機能再建医学専攻)
 附置研究所：なし
 関連施設：附属図書館、附属病院、
 教育開発センター、先端医学研究機構、
 看護短期大学部
 (4) 学生数及び教員数(平成18年5月1日)
 学生数：学部825人 大学院85人
 (医学科575人，看護学科250人)
 教員数：320人

2 特徴

〔沿革〕

本学は、昭和20年4月に設立された奈良県立医学専門学校を起源とし、昭和22年7月に奈良県立医科大学(旧制、新制としては昭和27年4月開設)となり、現在までの60年にわたり、県立の医学の単科大学として「医学、看護学およびこれらの関連領域で活躍できる人材を育成するとともに、国際的に通用する高度の研究と医療を通じて、医学および看護学の発展を図り、地域社会さらには広く人類の福祉に寄与する」という理念に基づき、教育・研究・地域貢献(診療)を大学の3つの柱として、約4,000人におよぶ卒業生を地域の医療機関等に輩出するとともに、臨床課程の医学生や看護学生の教育の場としての目的もある22の診療科や900床の病床等を有する附属病院を運営すること等により地域医療の中核を担ってきた。

〔組織〕

大学の組織は、学長をトップに、最終決定機関として、医学科教授会議、看護学科教授会議をまとめる教授会があり、主な組織として医学部、附属病院、附属図書館、教育開発センター、先端医学研究機構、事務局がある。また、学長、教授8名及び事務局長を構成員とする部局長会に於いて大学の管理運営に関する調整を行っている。

また、大学院として医学科の教員が兼務する形で医学研究科が置かれており、平成16年度の看護学科の設置により学生の募集はなくなったが、平成8年4月から看護短期大学部(平成18年度末で閉校予定)を併設しており、看護学科の教員が兼務している。

医学部は、6年制の医学科と4年制の看護学科からなり、それぞれ一般教育と専門教育(医学科は基礎医学教育と臨床医学教育)に分かれるとともに、一部の必要な授業に於いてはそれぞれの学科の教員が補完している。

〔国際交流〕

国際交流の面では、毎年150名にもおよぶ教員を学会、研究及び研修を目的として海外へ派遣するとともに、海外からも研究者や学生を受け入れており、平成7年8月にはタイ国チェンマイ大学と、平成15年12月には中国福建医科大学と学術交流協定を締結し、研究者や学生の学術交流を行っている。

〔公開講座〕

平成7年3月の本学の開学50周年を契機に、地域貢献の一環と

して、県民を対象として医学や医療の知識をわかりやすく伝えるため、公開講座「くらしと医学」を開催し、毎年、奈良市と橿原市に於いて、約1,200名を超える聴講者の参加を得ている。
 〔大学連合〕

平成13年3月に奈良県内の大学が連携・協力する組織として結成した「奈良県大学連合」の一員として情報の発信、公開講座、地域社会・自治体・産業界等との連携等を実施してきている。

〔大学改革〕

大学としてのさらなる発展を目指して幾多の取組や改革を行ってきており、近年では、平成16年4月に次のような大きな改革を実施している。

(看護学科の設置、大学院の再編整備)

まず、看護の部門におけるより質の高い看護専門職者の養成と、医学と看護学の連携の強化を図るため、平成8年4月に設置された3年制の奈良県立医科大学看護短期大学部を4年制の医学部看護学科とし、医学科との2科体制とするとともに、昭和35年4月に設置された大学院(医学研究科)も、今日の急速な医療技術の進歩と医学研究の高度化、研究領域の拡大、ならびに地域社会の医療ニーズに対応するため5系から3専攻7領域に再編整備した。

(教育開発センター、先端医学研究機構の設置)

また、転換期にある日本の医学教育において本学の医学教育の充実と発展を図ることを主目的に教育開発センターが設置されるとともに、がんに関する治療や研究が全学的なものに進展したことを受け、昭和43年4月に設置された附属がんセンターを廃止し、これからの時代の要請に応え、より独創的な研究成果を発し、かつ臨床応用することにより地域社会に貢献するため先端医学研究機構が設置され、その研究単位として平成16年4月に「医療情報学分野」と平成18年4月に「生命システム医科学分野」が設置され、現在新たな研究単位の検討に入っている。
 (6年一貫教育の導入)

教育開発センターを中心に、学務委員会のカリキュラム部会でも検討され、平成18年度からは、医学科の6年間を通じて、それぞれの学年に適した一般教育、基礎医学教育、臨床医学教育を実施するために「6年一貫教育」のカリキュラムが導入された。

(寄附講座の設置)

また、平成18年4月には、地域社会への貢献のための産学連携を推進するため、大和ハウス工業株式会社の協力を得て、「住まいを医学する」をキャッチフレーズに、6年間の寄附講座「住居医学講座」を開設した。

(教員の任期制の導入)

なお、教育開発センター、先端医学研究機構の研究単位に於いては、組織の活性化のため6年間を基本とする教員の任期制を導入している。

(公立大学法人化に向けて)

加えて、平成16年4月からの国立大学の法人化に伴い、本学も、時代の変化と社会の要望に応え、更なる発展を目指して改革を押し進めることにより、県民の信頼と付託に応えるとともに、大学に所属する全教職員が誇れる職場とすべく、全員一丸となって平成19年4月からの公立大学法人化の準備に取り組んでいるところである。

目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

本学の目的としては、奈良県規則として定められた「大学学則」「大学院学則」の第1条に(目的)として規定されているほか、教授会で決定された「大学の理念」「大学の目的」「大学の教育目標」並びに「看護学科教育目標」が制定されている。

【大学学則第1条】 昭和28年1月16日奈良県規則第2号

奈良県立医科大学は、医学及び看護学を教授研究するとともに、倫理的観念をかん養し、もって文化の発展と人類の福祉に寄与することを目的とする。

【大学院学則第1条】 昭和35年4月1日奈良県規則第22号

奈良県立医科大学大学院は、医学の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて広く文化の発展に寄与するとともに、専門分野に関する高度の研究指導者及び技術者を養成することを目的とする。

【大学の理念】 平成6年3月8日教授会決定 平成17年12月13日教授会一部改正

本学は、医学、看護学およびこれらの関連領域で活躍できる人材を育成するとともに、国際的に通用する高度の研究と医療を通じて、医学および看護学の発展を図り、地域社会さらには広く人類の福祉に寄与することを理念とする。

【大学の目的】 平成6年3月8日教授会決定 平成17年12月13日教授会一部改正

- 1 学部教育では、医学および看護学に関する基本的知識・技能および生命倫理・医の倫理を修得させるとともに、将来、臨床・研究・教育のいずれの分野でも活躍できる独創性・応用力と豊かな人間性を身につけた人材を育成する。
- 2 研究面では、医学、看護学およびこれらに関連する独創的・先端的研究を学際的・国際的に推進することを主眼とし、大学院では、研究・教育・臨床のいずれの領域においても指導者となり得る人材の育成を図るとともに各専門分野の高度の研究を推進する。
- 3 附属病院は、生涯に亘る臨床教育・研修の場であると同時に、奈良県のみならず我が国における指導的役割を果たす医療機関として、新しい社会的要請に対応できる体制を確立するとともに、先進的・高度医療を担う。

【大学の教育目標】 平成4年6月9日教授会決定(医学科)

奈良県立医科大学は、将来、研究・医療・保健活動を通じて地域社会に貢献し、より広く人類の福祉と医学の発展に寄与できる人材を育成するため、医学・医療に関する基本的な知識、技術、態度・習慣を体得し、独創性と豊かな人間性を涵養し、あわせて生涯学習の基礎をつくることを教育の目標とする。

基本的知識

- 一 人間関係、人間行動及び人間と環境の相互関係に関する知識
- 二 医学に関係する学問全般にわたる幅広い基本的知識並びに国際化に対応できる語学力
- 三 人間の精神活動、身体の構造・機能及びライフサイクルに関する知識
- 四 疫病の病因・病理・病態生理に関する基礎的知識並びに主要症状・経過・治療に関する臨床的知識
- 五 保健・医療の社会的・行政的機構に関する知識

基本的技術

- 一 面接・問診・診察の技術
- 二 主要臨床検査について理論と方法を理解し、成績を判定する能力
- 三 診察・臨床検査から得られる情報を整理分析し、患者のもつ問題を解決する能力
- 四 頻度の高い疾患の診断、基本的な治療・応急処置・救急治療のできる能力
- 五 研究が医学に果たす役割の重要性の理解と基本的研究技術

基本的態度・習慣

- 一 医学・医療を全人的包括的にとらえ、自然科学としてだけでなく、精神的・社会的問題との関係を含めて総合的に考える広い視野
- 二 患者の立場を尊重して、温かく誠実な患者・医師関係をつくれる豊かな人間性と医師としての指導性
- 三 関連の医療・保健従事者及び他の医療施設・研究機関と協力できる謙虚さ、責任感、協調性

- 四 卒業後も生涯学習と自己評価を続け、医学の急速な進歩と医療をめぐる社会環境の変化に対応できる能力
- 五 高い倫理観に基づく医師としての社会的使命・責任の自覚

【看護学科教育目標】 平成16年4月からの看護学科設置において制定

- (1) 看護の対象である人間を全人的に理解し、生命の尊厳と権利を擁護する姿勢を持ち、倫理的判断に基づいた行動ができる能力を育成する。
- (2) 看護の目的および意義を理解し、対象者に応じた技術の適用と必要性の判断を自己決定できる実践能力を育成する。
- (3) 変化する社会のニーズやあらゆる人々に応じた看護の展開方法を修得し、さらに幅広い学問を探究することで、看護学固有の課題を追求し、改革する能力を育成する。
- (4) 大学生活や看護の実践を通して、自己を洞察し、看護職者としてのアイデンティティの形成、人間形成等、自己の成長に努める姿勢を育成する。
- (5) 医療及び関係職種との協働の必要性を理解し、ヘルスケアシステムにおけるマネジメントの基礎的能力を育成する。
- (6) 地域および国家社会における看護職の役割を理解し、地域保健医療および国際協力活動に貢献できる基礎的能力を育成する。

自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準 1 大学の目的

本学の理念・目的は、平成 6 年 3 月 8 日に制定され、看護学科の設置を機会に平成 17 年 12 月に一部見直しされた。本学の理念・目的は大学概要やホームページに掲載されている。一方、学生便覧には、本学学則が掲載されており、第 1 条に規定された「奈良県立医科大学は、医学および看護学を教授研究するとともに、倫理的観念を涵養し、もって文化の進展と人類の福祉とに寄与することを目的とする。」という内容は「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的および応用能力を展開させることを目的とする。」とした学校教育法第 52 条の規定に適合するものである。

大学院の目的は、本学大学院学則第 1 条に「奈良県立医科大学大学院は、医学の理論および応用を教授研究し、その深奥を究めて広く文化の進展に寄与するとともに、専門分野に関する高度の研究指導者および技術者を養成することを目的とする。」と記載されており、その後、大学院制度改革検討部会で補足された大学院の目的についても「21 世紀の地域医療に貢献するために、種々の問題を迅速に解決する能力と未知の課題に柔軟に対処できる創造力を兼ね備え、良質の医学知識や最高の医学技術を身につけた優秀な研究指導者を養成するところにある。」と定められている。これらは、「大学院は、学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究め、または、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。」とした学校教育法第 65 条の規定に適合するものである。

本学の理念・目的、教育目標はこれらを掲載している大学概要、教育要項や学生便覧を冊子として配布し、更にホームページに掲載して、全教職員および学生に対して周知を図っている。社会に対しては、大学のホームページに本学の理念・目的を掲載することによって、公表している。教職員および学生が、本学の理念・目的、教育目標をどの程度認識しているかについては特に調査は行っていないが、平成 17 年度に一部見直されたところであり、基本的にすべての教職員及び学生が知るところである。しかしながら、新しく見直した部分もあり、本学の理念・目的や教育目標を今後、更に、教職員および学生に深く浸透させるような取り組みが必要であると考えている。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

本学は、医学部内に医学科と看護学科とが設置され、その教育研究の目的を達成するために、一般教育と専門教育とが連携して、医学教育および看護学教育の効率的かつ効果的な教育研究活動を実施している。

学部の教育研究活動に関する審議・決定は、教授会を最高の意思決定機関として位置づけ、教育研究に係る重要事項を具体的に検討・審議するために学務委員会ははじめ各種の委員会、作業部会を設置し、実質的な活動を行っている。大学院では最高意思決定機関として研究科委員会を設置している。

教育課程や教育方法などの医学教育改革を推進する教育開発センターが設置され、センター教授を中心とするカリキュラム委員会でカリキュラムの改革・改善を検討した後、学務委員会でさらに審議され、最終的には教授会でカリキュラムが決定される。委員会の人的構成は適切である。

以上から、教育研究活動を展開する上で必要な管理運営体制は適切に整備されており、教授会ははじめ各種委員会は適切にかつ効果的に機能している。

基準 3 教員及び教育支援者

本学の理念・目的を達成するために、教員組織は、奈良県立医科大学学科目及び講座等の規程等により、医学科に 9 学科目 35 講座（基礎医学系 13 講座、臨床医学系 22 講座）を置き、看護学科に 10 領域、大学院医学研究科に 3

専攻を設置し、各学科目・講座等に教授、助教授、講師及び助手を配置し、合計 319 人の専任教員構成を確保している。

本学の教員数は、大学設置基準にある教員定数を満たしており、教員選考基準に則り、数的・質的に学内の課程・専攻の教育を十分に遂行できる教員構成をとっている。

大学院医学研究科の教員構成は医学科の教員が兼任しているが、従来の枠組みにとらわれることなく、研究内容に合わせて柔軟に組織し、県立 3 病院の職員も研究指導支援スタッフとして加えることを可能としている。大学院課程に於いて、必要な研究指導教員および研究指導補助教員が確保されている。

本学教員選考規程や選考基準を定め、それに基づき教員採用を行い、教員の採用・昇格にあたっては、専門性及び教育への適性を十分に考慮している。既に任期制が導入されており、公立大学法人化に於いては全教員の任期制が検討されている。教授の採用は、原則として公募制が採用され、教員の年齢構成については、十分にバランスがとれており、女性教員および外国人教員数は十分と言えないが、教員組織をより活性化するための適切な措置が講じられている。また、教育の目標を達成するため、それぞれの教育を担当する教員の研究活動と教育内容は相関している。しかしながら、本学では教員採用後の教育に関する組織的な評価は十分と言えず、今後、教育に関する評価の基準を確立し、一定の評価方法を導入する必要があると判断される。

大学に於いて編成された教育課程を展開するに必要な事務職員、技術職員等の教育支援体勢は十分とは言えないが、授業補助体制は機能していると判断する。大学のみならず大学関連施設の研究者が大学院教育を支援する体制は、シニア TA の役割を果たしているとは評価できる。

基準 4 学生の受入

本学は単科医科大学という性格上、医師、医学研究者、看護師等を志す志願者のみが受験すると考えられるが、本学が求める学生像に沿った学生を受け入れるために、本学の理念・目的、教育目標を大学案内、ホームページ等を通して公表することにより、その周知に努めている。また、入学後も学年が進級する毎に学生便覧、教育要綱を配布することにより、理念・目標の再確認と周知を徹底している。

学生の受入れにあたっては、医療や人体に関する内容を伴った学力試験の小論文試験、面接試験を通じて、志願者に、なぜ医学部を目指すかを自覚させ、医学・医療の意味を考えさせ、本学の理念にふさわしい学生を選ぶ努力を行っている。その結果、高度の医学、医療の進歩を推進し、取り入れることのできる医師、医学研究者の育成に役立っている。

入学者選抜の実施については、実施計画、試験問題の作成、試験の実施、採点、合格者の決定まで、入学試験委員会が掌握し、円滑な遂行が図られている。また、責任も明確であり、公正な試験の実施がなされている。また、試験当日には全学的な実施体制がとられ、公正な試験環境の確保を実現した上で、不慮のトラブルにも万全の体制がとられている。

入学者選抜の検証および改善については、入学試験委員会が追跡調査を行い、随時入学者選抜方法検討部会が組織され、選抜方法の変更についての検討が行われている。その結果が配点、必修科目の変更、地域枠の設定等の選抜方法の改善に反映されている。

実際の入学者の状況については、過去 5 年間に於いて、医学科および看護学科については定員の 1.0 倍の学生を受入れていることから、入学定員を大幅に超え、または下回る状況にはなっていないので、実入学者数は適正である。

看護学科では、一般選抜とは別に推薦・社会人特別選抜、3 年次編入学生選抜という多様な選抜を実施し、学力検査と面接試験等を総合的に判定している。面接試験では、学生の表現力、積極性、判断力、態度、適性を評価して、看護師としての適性を総合判定している。このように選抜方法の違いによって、アドミッション・ポリシーに於

いて、一般学生、推薦入学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針が示され、それぞれに応じた試験選抜要項が定められている。

大学院では、更なる充実を図るために院生の入学募集、院生の厚生の充実、研究への専念の意識改革が求められる。入学後の研究に対する指導体制は充分確保されているものと判断する。

基準 5 教育内容及び方法

これまでの点検評価の問題点の抽出以来、カリキュラム委員会、学生委員会で教育改革が進められてきた。更に医学科では医学教育専門の教授を迎え、教育開発に取り組んできた。その結果、すでに専門課程では基礎医学と臨床医学との統合教育、臨床への全国的な教育改革も積極的に取り入れてきた。一般教育へは本年度から新カリキュラムが取り入れられ改革が始まった。この5年間での教育の面からは実に有効に大学改革を行ってきたと判断する。その改革が実際に学生の意識、学力に反映していくかの判断は今後に待ちたい。改革の追跡調査が今後の課題と言える。

しかし、学生の個人の生活様式は親の経済力も含め多様であり、学業にどれほど専念できるかはまだまだ問題が多い。医学、看護学に燃える入学時の情熱に応え、それぞれの学年に応じたカリキュラムを提供する姿勢を大学は持ち続けるとともに、努力を惜しまない姿勢を教育陣は持続すべきである。

基準 6 教育の成果

本学では学部および大学院の教養教育、専門教育等を通して育成すべき学生の学力、資質・能力を本学の教育目的に沿って定め、大学案内、学生便覧等で公表している。更に新生に対してはガイダンス等で教育目的を説明し周知している。

教育成果については、平成16年度に設置された教育開発センターを中心に教育の達成状況に関する学生への意識調査を行い検証しているが、十分に成果を挙げているところまでは至っていない。医師国家試験の合格率は全国の中位にあることから、今後、受験者に対する追跡調査を含めて卒前教育の改革に努力することが必要である。

教育の成果を進級、卒業・修了等の認定状況についてみると、学部卒業、大学院修了については入学者のほぼ9割に達し、丁寧で熱心な教育・研究指導がなされていると言える。

しかし、一方、多重留年者も見られることから、教育指導だけではなく、生活指導にも重点を置く必要がある。

基準 7 学生支援等

入学時に学生生活全体に関するオリエンテーションとともに、学習及び授業履修に関するガイダンスをきめ細かく行っている。とくに医学科では、入学後早期に医学を学ぶための動機付けをするために、基礎医学や附属病院の施設を見学するなどの「early exposure」を行っている。進級時には授業内容及び履修方法に関するガイダンスを行っている。特に、臨床実習は患者と接する実習であることから、開始前に2日間にわたり詳細な指導を実施し、医療に携わるものの自覚を宣誓した上で実習に入るようにしている。大学院に於いても円滑な研究活動に入ることができるように入学時にガイダンスが行われている。

学習相談、助言についてはオフィスアワーなどの一定の仕組みは設けていないが、担当教員が講義後などに適宜相談を受けるようにしている。学生数が少ないために教員と学生間の意志の疎通は取れやすく、学生に不満のないように相談、助言がなされている。

学習に関するニーズについては、教員ならびに学務職員が窓口になり把握し、カリキュラム委員会などで検討される。今後学生のニーズを授業に反映させるためには、定期的な意見交換の機会を設ける必要があろう。

自主的な学習を支援する部屋, IT 関連設備は整えられており, 利用方法も周知されている。使用頻度も高く, 有効に活用されている。更に Chat room の設置により今後の英会話の上達が期待される。

現在のところ障害のある学生はいないためにバリアフリー対応はなされていない。将来特別な支援を必要とする学生が入学することは十分に想定されるので, 早急な対応が必要と考える。

医療に携わるものの最も重要な要素は, 健全な人間関係を構築できることであることに鑑み, 全人的教育の一環として課外活動には力を注ぎ, 文科系, 体育系ともに活発な活動が行われるように物心両面から支援している。

学生の健康については, 医療に直接関連する教育であることから, 心身ともに細心の注意を払って管理している。生活相談, ハラスメントについては, それぞれ担当相談員が決められており, 学生相談室などを利用して適切に対応している。学生生活の更なる向上のために医学科に新たに導入されたプリセプターシステムの効果に期待したい。なお, 経済面での支援は, 奨学金制度の利用によりなされている。

基準 8 施設・設備

大学の校地面積, 校舎面積は大学設置基準第 37 条で規定されている総定員から必要とされる面積を大きく上回っている。医学科では 9 室(総定員 1,112 人), 看護学科では 9 室(総定員 490 人)の講義室を有しており, 十分な部屋数, 席数である。それぞれの学年で使用する講義室が分かれており, 効率よく利用されている。実習室は医学科に 8 室, 看護学科に 5 つがあり, いずれも十分な広さを有している。講義室及び実習室には空調設備, 視聴覚設備が整っており, 実習室にはそれぞれ必要等する教育器材が揃っている。一部の講義室には LAN 設備がなされており, パソコンも設置されている。研究施設として, 動物実験, アイソトープ, DNA などの特殊な研究に対する設備や大型研究機器などを設置した研究者が共同で使用する総合研究棟があり, 24 時間利用可能になっている。

自主的学習のための設備として, チュートリアル室, 附属図書館, 各講義室がある。チュートリアル室は授業終了後自習用に 6 年生に 24 時間開放されており, また一部の部屋には診察用機器, ビデオ設備が整っていて, 学生のためのスキルスラボとなっている。講義室は放課後 20 時までには自由に使用できる。英会話のための Chat room では外国人講師による指導が行われ, 全ての構成員が利用できる。このように自習支援の場所は十分に確保されている。体育関連設備は体育館, 運動場, テニスコートなどをはじめ十分に整っている。

学内の情報ネットワークとして全学的な研究用コンピュータネットワークが構成されており, 殆どの学生及び研究者が利用登録をしている。学事計画, 各教室の専門, 研究内容などの情報はそれぞれのホームページから得ることができる。また, 学生への緊急連絡には電子メールが用いられている。

これらの施設, 設備に関する運用規程が作成されており, 利用開始時のオリエンテーションで周知を図るとともに, 学生便覧をはじめ, 各施設を使用する講座, 部門に配布されている。また, アイソトープなどの特殊な設備を使用に関しては年一度の講習会が行われ, 周知が徹底されている。

附属図書館の総蔵書数は約 20 万冊, 定期刊行物は約 4,000 種類である。積極的に電子化を図り, 現在電子ジャーナルは 1,083 種類に上っている。学生, 研究者はオンラインでの検索ができる。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

平成 11 年に実施した自己点検・評価時の課題から本学に於いて, 医学教育に専念する教授ポストの必要性が認識され, 新しく平成 16 年に新教授が選任され, 赴任された。これにより, 教育開発センターを中心として, 大学全体が医学教育に取り組む体制が整った。実際, 全国の医学教育の改革に遅れることなく対応できてきたと評価している。また, すでに基礎医学と臨床医学とを統合した新しいカリキュラムが進められており, 学生の学習意欲が高まりつつある。更に, 平成 18 年度入学生より, 様々な新カリキュラムが発足した。本学の医学教育改革に

対する姿勢は極めて高い評価と判断する。

基準 10 財務

本学は、県の厳しい財政状況にあっても、県及び県民から求められている、

優秀な医療従事者の養成

国際的な研究

高度先進的な医療の提供

という使命を果たすべく、自らの手で策定した経営改善計画に則り経営改善に取り組み、歳出の削減、歳入の確保、効果的な資金投入等を推進し、大学・附属病院の安定的かつ適正な財務運営に努めていることは、観点 10-1-1 から 10-3-2 に記したとおりである。

なお、本学は平成 19 年 4 月に公立大学法人に移行する予定であり、移行後は、大学・附属病院での教育・研究・医療の運営を全て自己責任のもとで行わねばならず、県民への説明責任の遂行、法人運営の透明性・公正性の確保等について、従来以上に積極的に取り組む必要がある。従って、財務運営についても、透明性・公正性の確保に努めるとともに、法人運営の基盤強化に資するため、効率的・効果的運営を推進する予定である。

基準 11 管理運営

本学の最終意思決定機関は、学長を議長として毎月開催される教授会であり、教授会等への提案議題等の管理運営に関する重要な事項を協議する組織として、学長をはじめ本学の代表である 10 名からなる部局長会を設置している。

また、教授会等に教授等を委員とする、特定の事項を審議・検討する委員会が設置され、部局長会員は各種委員会に於いて充て職として中心的役割を担っている。

教員、事務職員等、学生等学内者に加え、学外関係者のニーズを把握するために、教授会等で審議・決定され、それぞれ必要な組織や事業等が設定されている。

県の組織として、県の規則である学則等を基本として、学内規程が整備され大学が運営されており、県の規則に基づき、県の機関による監査や検査等が実施され、結果が県民に公表されている。

過去 3 回、6 年ごとに自己点検・評価が実施され、冊子等となって学内及び学外に公表されており、その中で策定された「今後への提言」の必要事項が月 1 回開催されている将来計画委員会で検討され、教授会で審議され実現化されている。

今後は、来年に迫った法人化に向け、大学組織の改革とともに、学外からの必要な人材の登用等により、より効率的な大学運営体制の確立が必要とされる。

自己評価書等リンク先

奈良県立医科大学のホームページ及び機構に提出した自己評価書本文については、以下のアドレスからご参照下さい。

なお、自己評価書の別添として提出された資料の一覧については、次ページ以降の「自己評価書に添付された資料一覧」をご参照下さい。

奈良県立医科大学	ホームページ	http://www.naramed-u.ac.jp/
----------	--------	---

機構	ホームページ	http://www.niad.ac.jp/
----	--------	---

	自己評価書	http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou200703/daigaku/jiko_naraika_d200703.pdf
--	-------	---

自己評価書に添付された資料一覧

基準	資料番号	根拠資料・データ名
基準 1	1-1-1-1	大学の理念・目的
	1-1-1-2	大学学則第 1 条
	1-1-1-3	自己点検・評価報告書 (1993) - 現状と課題 - (P15～17)
	1-1-1-4	大学の教育目標
	1-1-1-5	看護学科の教育目標
	1-1-1-6	大学概要 (平成 18 年度)
	1-1-1-7	本学ホームページ (基本理念・目的・沿革)
	1-1-1-8	学生便覧 (平成 18 年度) (P6～7)
	1-1-1-9	教育要項 (平成 18 年度)
	1-1-1-10	2006 大学案内
	1-1-3-1	大学院学則第 1 条
	1-1-3-2	大学院制度改革検討部会名簿
	1-2-2-1	学報 Vol.16
基準 2	2-1-3-1	平成 17 年度一般教育教育要項 (医学科)
	2-1-3-2	学報 Vol.16 資料 1-2-2-1-P9
	2-1-4-1	大学院専攻・領域・科目表
	2-1-7-1	教育開発センター兼任教員名簿
	2-1-7-2	学報 Vol.16 資料 1-2-2-1-P9
	2-1-7-3	組織機構図
	2-2-1-1	授業科目履修要領
	2-2-2-1	医学科学務委員会委員・同専門部会委員名簿
		看護学科学務委員会委員・同専門部会委員名簿
基準 3	3-1-1-1	資料 1-1-1-1
	3-1-1-2	大学概要 (平成 18 年度) 教職員一覧表 (P9～10)
	3-1-1-3	学則第 32 条
	3-1-1-4	一般、基礎医学、臨床医学、看護教育協議会規程
	3-1-1-5	大学院医学研究科委員会規程
	3-1-2-1	資料 1-1-1-10
	3-1-2-2	教員選考基準
	3-1-2-3	資料 3-1-1-2
	3-1-2-4	非常勤講師
	3-1-2-5	資料 1-1-1-9
	3-1-3-1	資料 3-1-2-4
	3-1-4-1	大学院教員候補の予備判定
	3-1-6-1	専任教員年齢構成
	3-1-6-2	専任教員性別構成

	3-1-6-3	教員の任期に関する規程
	3-1-6-4	医学科教授選考に関する規程
	3-1-6-5	看護学科教授選考に関する規程
	3-2-1-1	資料 3-1-2-2
	3-2-1-2	教員組織のあり方検討委員会名簿
	3-2-1-3	資料 3-1-2-2
	3-2-1-4	教育研究業績及び教育・実践経験
	3-2-1-5	学生による授業評価
	3-2-2-1	自己点検・評価報告書（過去3回の報告書表紙）
	3-2-2-2	資料 3-2-1-5
	3-3-1-1	資料 1-1-1-9
	3-3-1-2	アドバンスト・カリキュラム
	3-3-1-3	資料 3-1-1-2
	3-3-1-4	看護学科紀要
	3-4-1-1	資料 3-1-1-2
	3-4-1-2	資料 3-1-1-2
	3-4-1-3	資料 3-1-1-2
基準 4	4-1-1-1	資料 1-1-1-6
	4-1-1-2	資料 1-1-1-10
	4-1-1-3	平成 18 年度学生募集要項（医学科） 平成 18 年度学生募集要項（看護学科）
	4-1-1-4	オープンキャンパス配布資料
	4-1-1-5	入学者選抜方法検討部会員名簿
	4-1-1-6	平成 18 年度大学院医学研究科学生募集要項(P1)
	4-2-1-1	平成 18 年度奈良県立医科大学入学者選抜要項
	4-2-1-2	平成 18 年度医学科入学試験面接試験評価要領
	4-2-1-3	平成 16-18 年度過去問題（医学科）
	4-2-1-4	資料 4-1-1-3
	4-2-1-5	平成 18 年度看護学科学生募集要項（推薦・社会人特別選抜）
	4-2-1-6	平成 18 年度看護学科第 3 年次編入学学生募集要項
	4-2-1-7	資料 4-1-1-6
	4-2-1-8	資料 4-1-1-6
	4-2-2-1	資料 4-2-1-5
	4-2-2-2	資料 4-2-1-6
	4-2-2-3	資料 4-2-1-6
	4-2-2-4	資料 4-2-1-1
	4-2-2-5	資料 4-1-1-6
	4-2-3-1	医学科入学試験委員会規程
	4-2-3-2	医学科入学試験委員会委員名簿

	4-2-3-3	平成 18 年度前期日程試験第二次学力検査監督者等説明会資料
	4-2-3-4	資料 4-2-3-3
	4-2-3-5	平成 18 年度医学科入学試験前期日程面接試験実施要領
	4-2-3-6	平成 18 年度医学科後期日程小論文（第 2 次試験）説明会資料
	4-2-3-7	平成 18 年度医学科入学後期日程面接試験実施要領
	4-2-3-8	資料 4-2-1-2
	4-2-3-9	看護学科入試委員会規程
	4-2-3-10	平成 18 年度看護学科小論文試験実施要領（前期・後期）
	4-2-3-11	平成 18 年度看護学科面接試験実施要領（前期・後期）
	4-2-3-12	平成 18 年度看護学科面接試験評価要領
	4-2-4-1	医学科入試の変更（平成 14-18 年度）
	4-2-4-2	入学者選抜方法検討部会からの答申
	4-2-4-3	本学ホームページ（医学科選抜者選考方法の変更について）
	4-3-1-1	志願者数・入学者数（医学科）
	4-3-1-2	志願者数・入学者数（看護学科）
	4-3-1-3	大学院専攻別学生数
基準 5	5-1-1-1	大学学則第 5 条
	5-1-1-2	資料 2-2-1-1
	5-1-1-3	看護学科授業科目履修要領
	5-1-1-4	資料 1-2-2-1-P9
	5-1-1-5	資料 5-1-1-3
	5-1-1-6	資料 5-1-1-3
	5-1-1-7	資料 5-1-1-3
	5-1-1-8	資料 5-1-1-3
	5-1-2-1	資料 2-2-1-1
	5-1-2-2	資料 2-2-1-1
	5-1-2-3	資料 2-2-1-1
	5-1-2-4	C2 コース時間割臨床実習表
	5-1-2-5	資料 2-2-1-1
	5-1-3-1	医学科授業科目・研究内容表
	5-1-3-2	看護学科授業科目・研究内容表
	5-1-4-1	大学学則 第 6 条
	5-1-4-2	入学前の既修得単位の認定に関する規程
	5-1-4-3	看護学科 3 年次編入学生規程
	5-1-4-4	資料 1-2-2-1-P9
	5-1-5-1	履修ガイダンス資料
	5-2-1-1	臨床実習直前の学生を対象とした医療倫理・医療安全教育
	5-2-1-2	資料 5-1-2-4
	5-2-1-3	資料 5-1-1-3

	5-2-1-4	資料 5-1-1-3
	5-2-2-1	資料 1-1-1-9
	5-2-2-2	資料 3-3-1-1
	5-2-2-3	平成 18 年度看護学科教育要項
	5-2-2-4	看護学科授業評価
	5-3-1-1	大学学則 第 28 条
	5-3-1-2	資料 2-2-1-1,5-1-1-3
	5-3-1-3	資料 2-2-1-1,5-1-1-3
	5-3-2-1	資料 2-2-1-1
	5-3-2-2	資料 2-2-1-1
	5-3-2-3	資料 5-1-1-3
	5-3-2-4	資料 5-1-1-3
	5-3-3-1	資料 5-1-1-3
	5-4-1-1	平成 18 年度大学院医学研究科履修要項(P10)
	5-4-1-2	大学院特別聴講学生規程
	5-4-1-3	資料 5-4-1-2
	5-4-3-1	大学院学則 第 4 条
	5-5-1-1	資料 5-4-1-1-P14
	5-5-2-1	資料 5-4-1-1-P11 ~ 34
	5-6-1-1	資料 5-4-1-1-P3
	5-7-1-1	資料 5-4-1-1
	5-7-2-1	資料 5-4-1-1-P1 ~ 7
	5-7-2-2	資料 5-4-1-1-P11 ~ 34
	5-7-2-3	資料 5-4-1-1-P2
	5-7-3-1	学位審査に関する申合せ
	5-7-4-1	学位授与者数
基準 6	6-1-1-1	資料 1-1-1-9
	6-1-1-2	資料 1-1-1-1
	6-1-1-3	医学科学務委員会規程 看護学科学務委員会規程
	6-1-1-4	資料 3-1-1-5
	6-1-1-5	資料 3-2-1-5
	6-1-1-6	資料 3-1-1-4
	6-1-1-7	資料 3-3-1-1
	6-1-2-1	留年の状況
	6-1-2-2	医師国家試験の状況
	6-1-4-1	資料 6-1-2-2
	6-1-5-1	EPOC - オンライン研修評価システム
基準 7	7-1-1-1	平成 18 年度医学科新入生オリエンテーション日程表

	7-1-1-2	平成 18 年度医学科新入生宿泊研修日程表
	7-1-1-3	大学・附属病院関係施設見学
	7-1-1-4	平成 18 年度 5 年生特別講義（臨床実習開始前）
	7-1-1-5	看護学科新入生ガイダンス日程
	7-1-1-6	資料 5-4-1-1-P4
	7-1-3-1	学生便覧 P40
	7-1-3-2	資料 6-1-1-3
	7-1-3-3	資料 6-1-1-3
	7-2-1-1	チャットルーム開設案内
	7-2-1-2	教育研修棟平面図
	7-2-1-3	学生便覧（附属図書館 P77～79）
	7-2-2-1	学生便覧（課外活動 P67）
	7-2-2-2	体育館、水泳プール、運動場・テニスコート、クラブ棟使用規程
	7-2-2-3	第 57 回西日本医科学生総合体育大会
	7-3-1-1	学生相談室要綱
	7-3-1-2	学生相談状況等について
	7-3-1-3	学生教育研究災害傷害保険申請状況
	7-3-1-4	平成 18 年度健康診断実施計画表
	7-3-1-5	大学における学生等に係わるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程
	7-3-3-1	プリセプターシップ
基準 8	8-1-1-1	大学・附属病院 配置図
	8-1-1-2	一般教育校舎 平面図
	8-1-1-3	基礎医学校舎 平面図
	8-1-1-4	臨床医学校舎 平面図
	8-1-1-5	資料 7-2-1-2
	8-1-1-6	看護学校舎 平面図
	8-1-1-7	総合研究棟 平面図
	8-1-1-8	講義室の状況
	8-1-1-9	資料 7-2-1-3
	8-1-1-10	資料 7-2-1-1
	8-1-1-11	ゲストハウス平面図
	8-1-2-1	研究用コンピュータネットワーク構成図
	8-1-2-2	研究用コンピュータネットワーク運営管理規程
	8-1-2-3	研究用コンピュータネットワーク利用要項
	8-1-3-1	資料 7-2-2-2
	8-1-3-2	動物実験管理規程
	8-1-3-3	組換え DNA 実験安全管理規程
	8-1-3-4	研究用放射線障害予防規程・細則
	8-1-3-5	ラジオアイソトープ実験施設 利用マニュアル

	8-1-3-6	附属図書館管理規程
	8-1-3-7	附属図書館図書閲覧規程
	8-1-3-8	図書委員会細則
	8-1-3-9	本学ホームページ(附属図書館)
	8-1-3-10	資料 7-2-1-3
	8-1-3-11	交流施設「巖櫃会館」使用規程
	8-1-3-12	ゲストハウス使用規程
	8-2-1-1	図書館統計
基準 9	9-1-1-1	資料 3-2-2-1
	9-1-2-1	資料 3-2-1-5
	9-1-3-1	平成 17 年度社会体験実習必携
	9-1-3-2	地域医療体験教育実習報告書集
	9-1-4-1	自己点検・評価報告書(平成 17 年度)
	9-1-4-2	資料 2-1-7-1
	9-1-4-3	資料 1-2-2-1-P9
	9-2-1-1	学内教育討論会通知文・資料
	9-2-3-1	海外の研究機関への派遣
	9-2-3-2	教員の海外出張
基準 10	10-1-1-1	土地・建物の保有状況
	10-1-2-1	歳入決算の状況
	10-1-2-2	附属病院の決算状況
	10-2-1-1	予算委員会名簿
	10-2-1-2	資料 1-2-2-1-P19
	10-2-1-3	経営改善計画
	10-2-2-1	決算状況
	10-2-3-1	教育予算の状況
	10-2-3-2	研究予算の状況
基準 11	11-1-1-1	資料 2-1-7-3
	11-1-1-2	部局長選考規程
	11-1-1-3	部局長会規程
	11-1-1-4	教授会規程
	11-1-1-5	資料 3-1-1-5
	11-1-1-6	学科教授会議規程
	11-1-1-7	各種委員会委員一覧(平成 18 年 5 月 1 日現在)
	11-1-1-8	資料 2-1-7-3
	11-1-1-9	定例課長会議名簿(平成 18 年度)
	11-1-1-10	資料 11-1-1-7
	11-1-1-11	事務分掌(平成 18 年 5 月 1 日)
	11-1-2-1	各種委員会名簿及び規程

11-1-2-2	資料 1-2-2-1-P16-18
11-1-3-1	学報編集要領
11-1-3-2	資料 3-1-1-4
11-1-3-3	資料 6-1-1-3
11-1-3-4	資料 7-3-1-1
11-1-3-5	関連病院協議会規約
11-1-3-6	公開講座「くらしと医学」開催状況
11-1-3-7	公開講座「くらしと医学」アンケート、結果集計
11-1-4-1	奈良県監査委員名簿
11-1-5-1	「職場研修のすすめ(集団指導編)」
11-1-5-2	「職場目標」「新TQM運動」提出様式
11-2-1-1	資料 3-1-1-3
11-2-1-2	奈良県行政組織規則第11条別表4
11-2-1-3	資料 11-1-1-4
11-2-1-4	部局長会名簿
11-2-1-5	資料 11-1-1-7
11-2-1-6	教授選考に関する規程
11-2-1-7	資料 3-1-2-2
11-2-2-1	大学規程集
11-2-2-2	資料 1-2-2-1
11-2-2-3	資料 10-2-1-3
11-2-2-4	資料 8-1-2-2
11-3-1-1	資料 11-1-2-1
11-3-1-2	資料 11-1-2-1
11-3-1-3	資料 3-2-2-1
11-3-3-1	平成11年度自己・点検評価報告書 P19~22
11-3-4-1	資料 11-1-2-1
11-3-4-2	資料 11-1-2-1
11-3-4-3	将来計画委員会検討内容

沖縄県立芸術大学

目 次

I	認証評価結果	2-(9)-3
II	基準ごとの評価	2-(9)-4
	基準1 大学の目的	2-(9)-4
	基準2 教育研究組織（実施体制）	2-(9)-6
	基準3 教員及び教育支援者	2-(9)-9
	基準4 学生の受入	2-(9)-13
	基準5 教育内容及び方法	2-(9)-15
	基準6 教育の成果	2-(9)-24
	基準7 学生支援等	2-(9)-27
	基準8 施設・設備	2-(9)-31
	基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	2-(9)-34
	基準10 財務	2-(9)-37
	基準11 管理運営	2-(9)-39
<参 考>		2-(9)-43
i	現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(9)-45
ii	目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(9)-46
iii	自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(9)-48
iv	自己評価書等リンク先	2-(9)-55
v	自己評価書に添付された資料一覧	2-(9)-56

I 認証評価結果

沖縄県立芸術大学は、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

当該大学の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 建学の理念の中で、芸術文化のもつ普遍的な美に加え、美術・工芸、音楽・芸能等さまざまな分野における沖縄文化固有の美を追求することを明確に掲げている。
- 学部の各学科・専攻、大学院修士課程の各専攻及び大学院後期博士課程の各研究領域を通じて、芸術文化の創造と沖縄伝統芸術の継承発展との双方を見据えた人材育成が行われている。
- 音楽学部琉球芸能専攻で社会人特別選抜を実施するとともに、社会人特別選抜においては実技試験を一般入試と同等に課し、多様な人材を受入れている。
- 学部における卒業制作、卒業演奏と卒業論文、大学院修士課程における修士作品、修士演奏と修士論文、及び大学院後期博士課程における博士論文を作成するために、学生・大学院生一人一人に対するきめ細かい指導が実施されている。
- 奏楽堂は音楽教育における舞台・演奏の実技に効果を発揮しており、附属図書・芸術資料館は、学生の作品展示及び自主的発表の場としても活用されるとともに、地域社会住民との交流や教育成果の学外公開にとって有用である。
- 美術工芸学部・造形芸術研究科学生の各種作品と制作過程の映像記録、図録、音楽学部と音楽芸術研究科学生の演奏の録音・録画、理論系専攻における卒業及び学位論文関係の記録など、教育活動の実態を示すデータが丁寧に保存されている。
- 教員一人一人の授業改善記録が作成・集積されており、全学的規模の評価・改善のフィードバックシステム構築の条件が整備されている。

当該大学の主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 1学年に20単位以上を修得できなかった学生が毎年一定数存在している現状について検討する必要がある。
- 音楽棟ほか4棟については、障害のある学生を考慮したバリアフリー化がされておらず、器具やソフト面がほとんど整備されていない。
- 美術工芸学部のうちの3棟は、建築後39年を経て老朽化が目立つ。
- 学内IT環境が不十分である。情報管理専門職員が配置されていない。
- 学生の自主的な学習と市民の利用を支援する上で、図書館の有効活用への配慮が不足している。図書・資料を管理する専任の司書・学芸員が配置されていない。
- 重要事項決定に関する評議会、全学委員会及び各学部教授会の関係が必ずしも明かではない。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

- 1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-① 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

学則第1条に、「広く教養を培い、深く専門芸術の技術、理論及び歴史を教授研究して、人間性と芸術的創造力及び応用力を育成し、もって伝統芸術文化と世界の芸術文化の向上発展に寄与することを目的とする。」と定められている。

また、学生便覧及び大学案内所載の「建学の理念」では、次の3点を強調している。第一は「県立芸術大学を建学する基本的な精神は、沖縄文化が造りあげてきた個性の美と人類普遍の美を追求することにあるが、そのためには、地域文化の個性を明らかにし、その中に占める美術・工芸、音楽・芸能等さまざまな伝統芸術の問題に積極的かつ具体的に取り組み、その特性を生かすことでなければならない」ことである。第二は「日本文化の内容をより豊かにするとともに、ひいては、国際的な芸術的文化活動にも寄与する」ことである。第三は「東アジア、東南アジアを軸とした太平洋文化圏の中心として、それらの地域における多様な芸術文化の実態と地域文化伝統の個性とのかかわりを明らかにする」ことである。

これらのことから、大学の目的が明確に定められていると判断する。

- 1-1-② 目的が、学校教育法第52条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学の目的及び建学の理念は、学校教育法第52条に規定された大学一般に求められる目的から外れるものではないと判断する。

- 1-1-③ 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第65条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学院学則第1条に、「沖縄県立芸術大学大学院は、建学の理念に則り、高度な芸術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて芸術文化の創造及び発展に寄与することを目的とする」と定められている。

また、造形芸術研究科、音楽芸術研究科、芸術文化学研究科は、大学院の目的と建学の理念とに基づき、それぞれ具体的な目標を定めている。

これらのことから、大学院の目的が、学校教育法第65条に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものではないと判断する。

1-2-① 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

学部・大学院の目的及び建学の理念は、大学ウェブサイトに掲載するとともに、学生便覧、大学案内に記載され、すべての教職員、学生に配布している。

これらのことから、目的が大学の構成員に周知されていると判断する。

1-2-② 目的が、社会に広く公表されているか。

建学の理念及び学部・大学院の目的は、各専攻や大学院各研究科の目的・教育課程等とともに、大学ウェブサイト及び大学案内に解りやすいレイアウトで掲載している。

また、建学の理念及び大学の目的を記載した大学案内は、進学説明会、大学視察訪問者、県内高校、志願実績のある県外高校、オープンキャンパスでの配布など、様々な形で配布されている。なお、大学ウェブサイトのアクセス件数は1ヶ月平均66,667件である。

これらのことから、目的が社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 建学の理念の中で、芸術文化のもつ普遍的な美に加え、美術・工芸、音楽・芸能等さまざまな分野における沖縄文化固有の美を追求することを明確に掲げている。

基準2 教育研究組織（実施体制）

- 2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-① 学部及びその学科の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

学士課程における教育研究の目的を達成するため、美術工芸学部には、絵画、彫刻、芸術学の3専攻からなる美術学科とデザイン、工芸の2専攻からなるデザイン工芸学科が置かれている。デザイン工芸学科の工芸専攻には陶芸及び染織の2コースが置かれている。

音楽学部では、声楽、器楽、音楽学、琉球芸能の4専攻からなる音楽学科が置かれている。音楽学科の器楽専攻にはピアノ、弦楽、管打楽の3コース、音楽学専攻には音楽学、作曲の2コース、琉球芸能専攻には琉球古典音楽、琉球舞踊組踊の2コースが置かれている。

美術工芸学部及び音楽学部の3学科9専攻は、学部・学科・専攻ごとにその専門とする教育研究を行うとともに、相互に有機的に連携し、豊かな芸術文化の創造と沖縄伝統芸術の継承・発展を担う人材の育成を期している。

これらのことから、学部及びその学科の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成が学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-③ 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

平成6年に、従来型の教養教育のあり方を改め、総合教育科目と共通教育科目の設置を骨子とする新たな教養教育の体系を整備した。

総合教育科目は、人文科学分野・社会科学分野・自然科学分野・総合科学分野の4系列からなり、教養教育と専門教育との橋渡しを進めるとともに、社会性と豊かな人間性を兼ね備えた国際的・文化的素養のある人材の育成を期するものである。

共通教育科目は、芸術諸領域に関する理論と歴史、外国語、健康・運動を対象とし、美術工芸学部・音楽学部共通の基礎を習得させるとともに、両学部の教育における交流を企図するものである。

以上のように、当該大学では、1990年代の我が国における高等教育の一大改革期に、芸術系大学全体に共通する課題を解決し、2学部からなる同大学固有の課題に対応するため、新しい教養教育の体系整備を行っている。また、教養教育の運営を専一に担うために総合教育等委員会を設置している。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

2-1-④ 研究科及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院では、大学院の目的及び建学の理念に沿い、造形芸術研究科修士課程、音楽芸術研究科修士課程、芸術文化学研究科後期博士課程を設置している。

造形芸術研究科には、生活造形専攻（陶磁器専修・染織専修）、環境造形専攻（デザイン専修・絵画専修・彫刻専修）、比較芸術学専攻（比較芸術学専修・民族芸術文化学専修）を置いている。

音楽芸術研究科には、舞台芸術専攻（琉球古典音楽専修・琉球舞踊組踊専修）、演奏芸術専攻（声楽専修・ピアノ専修・管弦打楽専修）、音楽学専攻（音楽学専修・作曲専修）を置いている。

芸術文化学研究科には、比較芸術学研究領域と民族音楽学研究領域を置いている。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-⑤ 研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成が大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑥ 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑦ 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学の主要な目的の一つは、沖縄における芸術文化の特色を解明することであり、開学と同時に附属研究所を開設し、沖縄芸術文化の構成に対応して芸術文化学部門、伝統工芸部門、伝統芸能部門の3部門を配置し、調査・研究を実施している。

附属研究所3部門をそれぞれ担当する合計3人の教員は、大学院造形芸術研究科比較芸術学専攻民族芸術文化学専修、同生活造形専攻染織専修、大学院音楽芸術研究科音楽学専攻音楽構造学専修（民族芸能論）の兼任教員及び学部兼任教員として専門教育に従事している。

また、附属研究所は、地域社会との連携を推進するため、研究成果に基づいて公開講座や各種研究会を開催している。

これらのことから、附属研究所の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

美術工芸学部及び音楽学部の教育活動に係る重要事項は、それぞれの学部教授会が、それぞれの学部における各種委員会の審議を経て教授会で最終審議の上、決定している。学部間にまたがって調整の必要な事項・重要案件は、全学委員会で審議されている。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数
の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

大学教務委員会、美術工芸学部教務委員会及び音楽学部教務委員会が教育課程や教育方法を検討する組織として編成されており、平成17年度には、それぞれ10回以上開催されて実質的な検討が行われている。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が、適切な構成となっており、実質的な検討が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学部の各学科・専攻、大学院修士課程の各専攻及び大学院後期博士課程の各研究領域を通じて、芸術文化の創造と沖縄伝統芸術の継承発展との双方を見据えた人材育成が行われている。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員組織編成のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされているか。

建学の理念・大学の目的に沿い、普遍的な芸術文化と沖縄固有の芸術文化の教育研究を行うため、学科目制によって学部、学科、専攻が組織編成され、教育目的を実現させる構成となっている。

教員組織も、目的達成のために編成されており、従来の芸術文化と沖縄の固有の文化を研究教授する編成がなされている。

これらのことから、教員組織編成のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされていると判断する。

3-1-② 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

平成17年度の各学部教員数は、美術工芸学部が187人（常勤39人、非常勤講師148人）、音楽学部181人（常勤37人、非常勤講師144人）となっている。また総合教育等の非常勤講師は40人となっている。

大学院教員は、学部と附属研究所に所属する専任教員が兼務している。また、非常勤講師は68人となっている。

非常勤講師は、学士課程、教養教育担当及び大学院課程を含め、平成17年度実績で、総計400人となっている。

学士課程担当の非常勤講師のうち音楽学部の場合には、アンサンブルの演奏員や伴奏員など、授業運営上必要補助教員の需要が大きい。また、地理的な理由から美術学部の理論系科目、音楽学部の実技系・理論系科目を中心に人材を本土の他県に求めねばならないことも多い。これらの事情から多数の非常勤講師が雇用され、教育の質の確保に貢献している。平成17年度における教員1人当たりの学生数は、学部6.3人、大学院1.5人、常勤・非常勤講師をあわせた全教員1人当たりの学生数は学部1.2人、大学院0.7人となっている。

これらのことから、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-③ 学士課程において、必要な専任教員が確保されているか。

学士課程の教員（学長を除く）は79人であり、附属研究所教員3人を除く76人が専任教員として配置されている。

76人の内訳は、美術工芸学部各学科担当39人（教授20人、助教授8人、講師6人、助手5人）、音楽学部

各学科担当37人（教授23人、助教授7人、講師3人、助手4人）である。

これらのことから、必要な専任教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学院課程（専門職大学院課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

大学院課程に配置されている研究指導教員及び研究指導補助教員数は、造形芸術研究科が33人（研究指導教員25人、研究指導補助教員8人）、音楽芸術研究科が27人（研究指導教員19人、研究指導補助教員8人）、芸術文化科学研究科が12人（研究指導教員8人、研究指導補助教員4人）となっている。

造形芸術研究科、音楽芸術研究科、芸術文化科学研究科の研究指導教員及び研究指導補助教員は、すべて学士課程教員と附属研究所教員の兼任となっている。

これらのことから、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されていると判断する。

3-1-⑤ 専門職大学院課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

該当なし

3-1-⑥ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別構成のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

教員の年齢別構成では、50～60代の比率が59.5%である。教員の性別構成は、男性が73.4%、女性が26.6%である。外国人教員は、英語科目担当、芸術学担当及び声楽担当の合計3人であるが、非常勤講師として7人が採用されている。任期制は助手について導入され、任期3年、特別な場合には3年（ただし、平成17年度以前の採用者に限る。）の更新が可能となっている。教員の採用は平成15年度から助手も含めて公募制を導入している。

芸術の分野が習熟を必要とするため、経験と実績を優先した結果ではあるが、年齢構成が50～60代に傾斜していること、また、3年前に導入された公募制はまだ十分に実績が上がっていないことなどを踏まえ、平成17年度に「沖縄県立芸術大学における教員の採用、昇任選考に係る指針及び運用方法」を制定し、教員人事の適正化を進めつつある。

これらのことから、平成17年度以降、特に年齢構成の改善及び公募制の推進を中心に、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられつつあると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員採用基準や昇格基準は、教員選考規程、教員採用要綱、教員選考審査要綱、教員昇任要綱など学内規程で基準や手続き等が定められており、学士課程においては、教育上の指導能力、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力を評価しているほか、平成17年度制定の「沖縄県立芸術大学における教員の採用、昇任選考に係る指針及び運用方法」を踏まえて専門分野の能力のほか、大学運営に係る資質も審査対象としている。また、この「指針及び運用方法」における新しい人事システムの趣旨の第一には、「本学が追求する芸術教育の理念を実現する教員の適正な配置のために、人事が大学全体の視野の中で行われるべきこと」が掲げられている。

これらのことから、教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、機能しているか。

全学的な教員の教育活動に関する評価は、平成12年度に実施した「沖縄県立芸術大学自己点検・評価」及び平成18年度における自己評価書作成を契機として教員一人一人の授業改善記録が作成・集積されており、全学的規模で教員の教育活動の評価を定期的に行う条件が整備されつつある。

また、平成17年度から大学ウェブサイト「教員総覧」の項目に各教員の専門分野や研究活動が掲載されていることから、教員の教育活動の基盤としての研究活動に関する自己点検が実施されていることが確認できる。

美術工芸学部では、各専攻単位で教員展を沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館で開催し、団体展・企画展・個展等においても、創作の成果が発表されている。

音楽学部では、学内外の演奏会や公演に出演することにより、教員の演奏の成果が広く発表されている。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備されつつあり、機能し始めていると判断する。

3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

教員の研究活動と教育内容は相関性を有しており、学部・大学院の授業を担当しているすべての専任教員の研究活動の成果がシラバス、大学ウェブサイトに公表され、平成18年度における自己評価書作成を契機として文書「教育内容と関連する代表的な研究活動等」が作成されている。

また、美術工芸学部では、各専攻単位で教員展を沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館で開催し、団体展・企画展・個展等においても、創作の成果が発表されており、音楽学部では、学内外の演奏会や公演に出演することにより、教員の演奏の成果が広く発表されているが、これらは一般の大学における研究活動の成果発表に相当するものであり、上記文書「教育内容と関連する代表的な研究活動等」にもこうした創作や演奏が収録されている。

これらのことから、教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-① 大学において編成された教育課程を展開するのに必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教務学生関係事務を一元管理している教務学生課には、専任事務職員8人の他、事務補助嘱託員2人、賃金職員1人、嘱託国際交流コーディネーター1人を配置している。また、各専攻事務室には、教育補助嘱託員14人が配置され、美術工芸学部石彫実習室のクレーン・トラック・フォークリフト操作や音楽学部器楽専攻に係る楽器の維持管理など多様な業務に従事している。美術工芸学部デザイン専攻の木工室に技術嘱託員1人を配置し、危険器具の取り扱い等に従事している。

TA及びRA制度については、平成18年4月、学部教育等の充実、授業内容の向上等に資する観点から、大学院学生に対し、教育トレーニングの機会を提供するとともに、後期博士課程に在籍する学生には、教員の研究プロジェクトの研究補助者として参画させ、研究遂行能力の育成、研究体制の充実等を図るため、「沖縄県立芸術大学ティーチング・アシスタント取扱要領」及び「沖縄県立芸術大学リサーチ・アシスタント取扱要領」

沖縄県立芸術大学

が制定された。TAは平成18年9月から造形芸術研究科において5人の候補者から1人を選抜して実務に配置している。RAについては附属研究所で配置を準備している。

これらのことから、大学において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、また、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

基準 4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準 4 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されているか。

大学案内において、冒頭に「沖縄文化が造りあげてきた個性の美と人類普遍の美を追究すること」を謳った建学の理念を掲げるとともに、美術工芸学部及び音楽学部それぞれの紹介部分にはいずれも新しい創造的な芸術文化の形成、発展を担う人材を育成すると述べ、求める学生像を明確にしている。また、美術工芸学部及び音楽学部の学生募集要項においてそれぞれ入学者選抜の基本方針を明示している。大学案内、学生募集要項は広く学内外に配布され、また、大学ウェブサイト等にも掲載され、受験生及び高等学校等にも広く周知されている。

これらのことから、アドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

- 4-2-① アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

芸術文化の担い手を育成する大学として、美術工芸学部と音楽学部の2学部のいずれもが、実技系でない美術工芸学部芸術学専攻、音楽学部音楽学専攻音楽学コースの場合を含めて、専攻別実技検査を実施しており、音楽学部では音楽に関する基礎能力試験を実施している。2学部のすべての専攻における一般選抜試験では、芸術文化の担い手として、幅広い教養を体得していなければならないということから、大学入試センター試験を課し、総合的に判断している。

美術工芸学部芸術学専攻、デザイン専攻、工芸専攻、音楽学部琉球芸能専攻では推薦入学を、さらに音楽学部琉球芸能専攻では社会人特別選抜を実施しており、これらを通じて多様な人材の受入れを期するとともに、建学の理念の柱の一つである沖縄の豊かな芸術文化の継承発展に配慮している。

これらのことから、アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

- 4-2-② アドミッション・ポリシーにおいて、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

建学の理念の中に「国際的な芸術的文化活動にも寄与する」ことが謳われ、また、外国において学校教育を受けた者の入学資格が学則第13条に、さらに、編入学の条件が学則第19条に定められている。これらに基づいて、私費外国人留学生選抜試験が実施されている。

また、建学の理念には「美術・工芸、音楽・芸術等さまざまな伝統芸術の問題に積極的かつ具体的に取り組む」と述べられており、このことが音楽学部琉球芸能専攻において社会人特別選抜による社会人学生

受け入れを行う前提となっている。

これらのことから、全体としてアドミッション・ポリシーに沿った対応が講じられていると判断する。

4-2-③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

美術工芸学部及び音楽学部の各学部入試委員会は、各専攻及び総合教育等から選出された教員各1人によって構成され、互選で委員長が決められ、入試問題の作成から合格者の判定基準に至るまでの入学試験業務に従事している。

全学の入学試験管理委員会は、学長を委員長とし、学部長、研究科長、事務局長、学生部長、各学部・研究科の入学試験委員会委員長等で構成されており、入学者選抜要項及び学生募集要項の決定から合格者の決定に至る入学試験事項を所掌している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-④ アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

入学試験管理委員会及び入学試験委員会において、各学部各学科の下にある各専攻単位で毎年入学試験の結果を検証し、各試験内容の改善、社会人入試、推薦入試の取り入れ等、入試の改善が図られている。

受験生の学力と芸術的才能との相関関係把握の困難もあり、大学全体としての入学試験結果の検証体制は未確立であるが、各専攻単位で個別적으로는入学試験結果の検証が行われ、入学者選抜の改善に役立っている。

これらのことから、検証結果を入学者選抜の改善に役立っていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

学士課程における平成14年度から平成18年度の入学定員の充足率は、5年間の平均で、美術工芸学部が1.13倍、音楽学部が1.12倍となっている。

大学院課程における入学定員の充足率は、造形芸術研究科が1.13倍、音楽芸術研究科が1.04倍、芸術文化学研究科が1.07倍となっている。

これらのことから、入学定員と実入学者数との関係は適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 音楽学部琉球芸能専攻で社会人特別選抜を実施するとともに、社会人特別選抜においては実技検査を一般入試と同等に課し、多様な人材を受入れている。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1-① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置（例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）され、教育課程の体系的性が確保されているか。

教育課程は、学則第25条の2「教育課程の編成方針等」に基づき、総合教育科目、共通教育科目、専門教育科目により編成されている。

総合教育科目、共通教育科目は、専門以外の幅広い教養を身に付けることができるよう工夫されている。専門教育科目の主要科目は実技であり、実技を裏付ける理論科目を配置し、必修科目と選択科目のバランスもとれている。

美術工芸学部及び音楽学部の専門教育科目としては、美術工芸学部芸術学専攻と音楽学部音楽学コースの場合を除き、中核的位置を占めている「主要科目」（実技）を重視するとともに、「専門基礎科目」、「専門関連科目」、「自由科目」を配置している。また、音楽学部では「主要科目」（実技）とともに「実技関連科目」を必修としている。

平成6年に、従来型の教養教育を改め、総合教育科目と共通教育科目の設置を骨子とする新たな教養教育の体系を整備した。教養教育の卒業要件単位数のうち、総合教育科目・共通教育科目は、美術工芸学部が45単位、音楽学部が28単位必要である。

中学校教諭1種免許状（美術・音楽）、高等学校教諭1種免許状（美術・音楽）及び学芸員資格取得のための授業科目も配置されている。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程の体系的性が確保されていると判断する。

5-1-1-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

教養教育としての総合教育科目・共通教育科目にはじまり、美術工芸学部及び音楽学部の専門教育科目に至るまで、授業内容が各学部の教育課程に即応し得るよう工夫が行われている。

総合教育科目は、人文科学・社会科学・自然科学・総合科学4系列からなり、国際的、文化的、人格的識見の涵養を期している。

共通教育科目は、芸術諸領域に関する理論と歴史、外国語、健康・運動を対象とし、両学部共通の基礎を習得させることを狙っている。このうち、外国語科目について、音楽学部では同学部の特性を踏まえ、同一言語で2ヶ年8単位を必修とするなどの工夫が行われている。

専門教育科目は、美術工芸学部では、1年次前期に2学科の全5専攻にまたがる造形基礎を置いている。音楽学部では、合奏の分野の重要性に鑑み、オーケストラ、合唱、琉球芸能の総合実習などを必修科目として開設し、基礎的な音楽能力を錬磨するための様々な科目が配置されている。

専門教育科目中の「主要科目」は、美術工芸学部芸術学専攻と音楽学部音楽学コース以外は「実技」であり、卒業制作・卒業演奏に向けて、また芸術学専攻と音楽学コースでは「理論科目」を重視して卒業論文に向けて、それぞれきめ細かい指導が行われている。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。

芸術系大学、とりわけ実技系科目においては、教員1人対学生1人の個別指導が大きな比重を占めている。従って、個々の教員の制作あるいは演奏の能力が提示されなければ、説得力のある指導はできない。このため、個々の教員の研究活動の成果を常に確認しておくことが当該学部・専攻の授業を円滑に実施するための不可欠の前提となっている。

教員の「研究活動の成果」にさまざまなタイプがある。(1)美術工芸学部芸術学専攻コース、音楽学部音楽学コース及び両学部に分属する総合教育等(教養教育等)担当教員の場合、基本的には、学術論文又は著書の形態をとる。(2)作品を制作して個展等で発表し、公演等で演奏する等の実技の成果と関連する学術論文・著書との双方をいずれも「研究活動の成果」としている教員。(3)実技の成果のみを「研究活動の成果」としている教員。当該大学では、これら三つのタイプの「研究活動の成果」をいずれも「教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果」と考えている。

したがって、専任教員はいずれも「研究活動の成果」を有しているとみなされる。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっていると判断する。

5-1-④ 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成(例えば、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、編入学への配慮、修士(博士前期)課程教育との連携等が考えられる。)に配慮しているか。

美術工芸学部工芸専攻染織コースでは、平成12年度から平成16年度に8人の学生が企業実習を実施し、また、大学院学生が学部授業のサポートを行っている。同専攻陶芸コースでは学部学生が附属研究所公開講座のサポートを実施している。音楽学部声楽専攻では、3年次の学外研究で、他の音楽大学や芸術大学のオペラ授業見学・オペラ公演見学を実施し、また、沖縄県立芸術大学主催のオペラ・オラトリオ公演に際しては、卒業生及び一般公募者とともに、合同合唱演奏を行っている。音楽学部音楽学科琉球芸能専攻では、学生の要求を踏まえ、「関連邦楽実技(副科実技)」の授業のために、複数の楽器の履修が導入され、「音声学」の授業のために首里方言が、また「詞章研究」に琉歌・組踊の詞章が多く取り入れられて

いるなど、当該大学固有の学生ニーズへの対応と教育課程編成への反映が行われている。

美術工芸学部デザイン専攻では、平均週20時間、総時間数144時間を目標にインターンシップを実施しており、平成14年度13人、16年度11人、17年度10人の学生が広告代理店、IT関連企業、デザイン・印刷・出版関連企業でインターンシップに従事し、終了後、成績評価を受け、報告会を行っている。

これらのことから、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

5-1-⑤ 単位の実質化への配慮がなされているか。

専門教育科目中の「主要科目」は、美術工芸学部芸術学専攻と音楽学部音楽学コース以外は「実技」である。例えば、美術工芸学部美術学科絵画専攻の日本画あるいは油絵では必修の「主要科目」である実技科目が合計50単位課せられているが、そのためには、年間630時間を要して14単位、あるいは年間690時間を要して15単位を修得しなければならない。音楽学部声楽専攻では必修の「主要科目」である実技科目が合計68単位課せられているが、その1単位を修得するためには5時間を要することが、学則第29条で規定されている。

理論系の美術工芸学部芸術学専攻及び音楽学部音楽学コースにおいても実技系科目が一定の比重を占めるほか、講義・演習科目においても予習・復習が義務づけられている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-1-⑥ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

該当なし

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用、TAの活用等が考えられる。）

美術工芸学部では、美術作家、美術教育者、美術研究者、デザイナー、伝統工芸の継承者、音楽学部では、声楽家、演奏家、作曲家、音楽理論家、音楽教育者、伝統芸能の継承者など、新しい創造的な芸術文化の形成・発展を担うとともに、沖縄の豊かな芸術文化の伝統を受け継ぐ人材の育成を期している。これらの人材育成方針に沿い、両学部とも、それぞれの専攻・コースの特性に応じて、カリキュラムの中に、実技、講義、演習という複数の形態と多彩な内容をもつ授業を組み込み、基礎的な能力を身に付けるとともに、各人の個性を引き出す努力を行っている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

総合教育等委員会編『平成18年度授業科目〈シラバス〉（総合教育科目・共通教育科目・教職に関する科目）』、美術工芸学部編『2006授業科目〈シラバス〉』、音楽学部編『音楽学部&大学院（修士課程）音楽芸術研究科シラバス Syllabus2006』は、いずれもそれぞれの教育目的を踏まえている。

総合教育等委員会編シラバスは、授業概要とねらい、授業計画・方法、履修上の留意点、成績評価の方

法、教科書・参考文献（作品）等の各項目から構成されている。

美術工芸学部編シラバスは、総合教育等委員会編シラバスと同様の項目構成をもつとともに、実技科目については、課題名、期間、教室、担当、課題、目的、授業計画、専攻準備、備考等の項目が付加されている。

音楽学部編シラバスは、主な対象（学年等）、科目の概要・目標、指導計画・方法、評価方法、履修上の注意事項、教材・参考図書等の各項目から構成されている。

これら3冊のシラバスには教育課程編成の趣旨に沿い、学生がそれぞれの授業科目を履修する上で必要にして十分な情報が記載されており、学生が授業科目を選択し、履修登録を行い、各回の授業の準備をする上で活用されていると判断する。

5-2-③ 自主学习への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

芸術系の学生教育における自主性伸張及び実技練習の重要性に対する大学としての認識が高く、美術棟では、平日9時から21時まで、土日祝祭日9時から17時まで、一般教育棟では平日授業終了時から21時まで、音楽棟では平日7時から22時まで、土日祝祭日9時から21時までの使用を認めている。

音楽学部で音楽教育の基礎となるソルフェージュについて、入学時に全学生に基礎テストを課し、その結果に基づいてグレード制による授業運営を行っている。

平成17年度後期から、共通教育科目の外国語科目・英語の補習授業が希望者35人を対象として週1回実施されている。

これらのことから、自主学习への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業、面接授業（スクリーニングを含む）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

成績評価基準や卒業認定基準は、学則に基づき各学部で取り決められ、それぞれ履修規程に組み入れられている。履修規程は学生便覧や履修案内に掲載され、各年度はじめのオリエンテーションでも説明されている。

これらのことから、教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-3-② 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

成績評価は成績評価基準に基づいて、課題作品提出、試験演奏、筆記・実技試験、レポート及び授業への出席状況などを総合して、4段階で行われている。

美術工芸学部では、科目担当教員の通常評価に加えて、授業を担当する全教員の協議によって成績を評価し、単位を認定している。音楽学部では、専門実技の成績評価に当たっては、演奏（演技）試験が行われ、全担当教員の協議により評価し、単位を認定している。

各学部における卒業判定は卒業認定基準に基づいて各学部教授会でされている。

これらのことから、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。

成績評価の正確性を担保するための措置として、基準・採点方法が履修規程及びシラバスに明示されている。また、学生便覧（平成18年度）3頁所載「問合せ」欄に「登録関係」の枠があり、そこに「成績について質問したい」とときには「教務学生課教務係」へ行き、「なるべく早期に照会する（担当教官に質問してもよい）」とある。すなわち、学生が成績評価について質問や申立てをする場合には、教務学生課学生係又は担当教員に照会し、担当教員は当該学生の成績を速やかに調査し、結果を学生に伝えることとなっている。

これらのことから、成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられていると判断する。

<大学院課程>

5-4-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。

大学院は、「沖縄文化が造りあげてきた個性の美と人類普遍の美を追究すること」という建学の理念に則り、大学院学則第1条にあるように、「高度な芸術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて芸術文化の創造及び発展に寄与すること」を目的として設立された。

造形芸術研究科及び音楽芸術研究科においては、教育の目的に沿って、必修科目である専門の研究を中心に、関連する講義、演習又は実技の選択科目を合計30～32単位以上修得し、必要な研究指導を受けた上で、修士論文、修士作品又は修士演奏の審査及び最終試験に合格することが修了要件であり、修了すれば規定により修士（芸術）の学位が授与される。

芸術文化学研究科においては、必修科目である「芸術表現総合比較研究Ⅰ」2単位と選択科目2科目8単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上で、博士論文の審査及び最終試験に合格することが修了要件であり、修了すれば規定により博士（芸術学）の学位が授与される。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっていると判断する。

5-4-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

造形芸術研究科及び音楽芸術研究科では、大学院学生は指導教員の研究室に所属し、その研究指導を受ける。研究の内容は、それぞれの専門の実技である修士作品、あるいは修士演奏、又は修士論文執筆である。修士課程修了のために必要とされる単位数は造形芸術研究科比較芸術学専攻及び音楽芸術研究科音楽学専攻が32単位、他は30単位であり、その大部分は専門科目に属している。

芸術文化学研究科では、大学院学生は指導教員から、博士論文執筆を中心とする研究の指導を受ける。後期博士課程修了に必要な最低単位数は10単位であり、大学院学生は集中して専門分野の研究に従事することができる。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。

芸術系大学の大学院課程である造形芸術研究科及び音楽芸術研究科の実技系科目においては、学士課程と同様、教員1人対学生1人の個別指導が大きな比重を占めており、個々の教員の制作あるいは演奏の能力が提示されなければ、説得力のある指導はできない。このため、多数を占める実技担当教員一人一人の制作及び演奏の成果を常に確認しておくことが修士課程の授業を円滑に実施するための不可欠の前提となっている。このため授業担当者となっているすべての教員の研究活動が公表され、確認できるようになっている。

これらのことから、授業の内容が、実技系における制作・演奏を含む研究活動の成果を反映していると判断する。

5-4-④ 単位の実質化への配慮がなされているか。

修士課程では、理論系以外の多くの専攻において、修了に際して必要な授業科目中の実技科目の単位数が多く、さらにそれ以外に修士作品または修士演奏が義務づけられている。したがって修了のためには多くの時間を制作及び演奏に割くことが求められており、大学院生は多くの時間を自習に割いている。理論系の専攻の学生、及び後期博士課程のすべての学生は理論分野の学習・研究に集中することが必要であり、課程修了のために長時間の自習を行っている。

これらのことから、大学院においては、単位が実質化されていると判断する。

5-4-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

該当なし

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。）

造形芸術研究科においては、生活造形、環境造形、比較芸術学の3専攻の下に配置された7専修ごとに、その特性に対応して、必修・選択・自由の3区分、及び実技・講義・演習の3授業形態が設定され、実技の授業には1対1方式が多く組み込まれている。

音楽芸術研究科においては、舞台芸術、演奏芸術、音楽学の3専攻の下に置かれた7専修ごとに、その特性に対応して、実技・実習・講義・演習の4授業形態が設定されている。その他に各専攻共通科目が置かれ、講義・実技・演習の3形態が設定され、実技の授業は1対1あるいは少人数方式で行われている。

芸術文化科学研究科は、博士論文の作成の指導を目的としており、必修科目で単位付与をとまなわない「研究指導」に加えて、必修科目で演習の「芸術表現総合比較研究Ⅰ」を含む10単位以上を修得することになっており、24開講科目中23科目が講義、1科目が演習である。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

造形芸術研究科のシラバスの内容は、授業概要とねらい、授業計画・方法、履修上の留意点（授業以外の学習方法を含む）、成績評価の方法・基準、教科書・参考文献等であり、音楽芸術研究科のシラバスの内容は、科目の概要・目標、指導計画・方法、評価方法、教材・参考文献（声楽専修は修士演奏プログラム）等である。芸術文化学研究科のシラバスの内容は、授業概要とねらい、授業計画・方法、履修上の留意点、成績評価の方法、教科書・参考文献（作品）等である。いずれも履修に必要な幅広い目配りがなされ、活用されている。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-6-① 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。

修士課程では、「広い視野に立って精深な学識と技術を研究せしめ、芸術の各分野における高度な専門能力を養成するものとする」（大学院学則第2条第2項）という教育目的を踏まえ、造形芸術研究科及び音楽芸術研究科において、専攻・専門に適合した実技・講義・演習等の形態を運用し、学生自ら選択した研究室の指導教員及び担当教員が1対1の授業方式によってきめ細かい個別指導を実施している。

後期博士課程では「芸術文化に関する高度な理論を教授研究し、芸術文化についての幅広い識見及び自立して研究活動を行うに必要な高度の能力を有する研究者を養成するものとする」（大学院学則第2条第3項）という教育目的を踏まえ、芸術文化学研究科において、学生自ら選択した研究室の指導教員による個別的な働きかけと自主的な研究活動の展開を通じて博士学位取得を指導している。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われていると判断する。

5-6-② 研究指導に対する適切な取組（例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、TA・RA（リサーチ・アシスタント）としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練等が考えられる。）が行われているか。

造形芸術研究科では、実技の授業において主たる指導教員は1人であり、音楽芸術研究科においても主たる実技の指導教員は1人である。

しかしながら、造形芸術研究科では、授業科目によっては指導教員以外の教員の指導が行われており、音楽芸術研究科では指導教員と担当教員による研究指導体制がとられている。また、両研究科のシラバスにおいては、2人以上の教員によって担当されている授業科目が少なくない。

芸術文化学研究科においても指導教員と担当教員とが一致している場合だけではなく、分離している場合も存在している。

このように大学院においては、複数教員による指導体制が多く導入されている。

TA及びRA制度については、平成18年4月、大学院学生に対し「教育的配慮の下に教育補助業務を行わせ、大学教育の充実及び大学院学生が将来指導者等になるためのトレーニングの機会を提供すること」及び「教員が行う研究プロジェクト等に研究補助者として参画させることにより、研究体制の充実・強化

を図るとともに、当該学生の研究遂行能力の育成を図ること」を目的とする、「沖縄県立芸術大学ティーチング・アシスタント取扱要領」及び「沖縄県立芸術大学リサーチ・アシスタント取扱要領」が制定された。その後、TAについては、平成18年9月から造形芸術研究科において5人の候補者から1人を選抜して実務担当者として配置した。また、RAについては附属研究所で配置を準備している。

これらのことから、研究指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5-6-③ 学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。

大学院には、造形芸術研究科、音楽芸術研究科、芸術文化科学研究科の3研究科が設置されているが、学位授与の対象となる研究成果は、芸術系以外の研究科とは異なる。すなわち、沖縄県立芸術大学大学院学則第22条の2によれば、「大学院における教育は、授業科目の授業及び学位論文等（博士論文、修士論文又は修士作品・修士演奏）に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う」とあるように、修士課程においては、学位論文以外に、修士作品及び修士演奏という実技系の創造的活動の成果が学位授与の対象となっている。

修士作品・修士演奏につながる実技科目については、1対1あるいは少人数方式の授業を中心に、きめ細かい個別指導が実施されている。こうした指導方法は修士学位論文及び博士学位論文の場合にも貫かれている。

これらのことから、学位論文に係る適切な指導体制が整備され、機能していると判断する。

5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

教育の目的は沖縄県立芸術大学大学院学則第1条「目的」及び同第2条の1、2及び3「大学院の課程」に明記されている。

成績評価基準は同第27条「成績の評価及び単位の授与」に明記されている。修了認定基準は同第28条第1項の1「修士課程の修了要件」、第28条第1項の2及び第28条第2項の「博士課程の修了要件」、関連して学位の授与は第29条の第1項及び第2項にわたる「学位の授与」にそれぞれ明記されている。

大学院学則は学生便覧（平成18年度）にすべて掲載されている。

また、大学院学則の理解の上で必要な事項は、大学院造形芸術研究科履修案内（平成18年度）、音楽学部・大学院（修士課程）音楽芸術研究科履修案内、大学院芸術文化科学研究科履修便覧にも掲載され、平明に解説されている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-7-② 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

大学院における成績評価については、基準に基づいて、試験及び出席・学修状況等を総合し、4段階評価で行われ、多くの場合、複数の教員で協議の上決定されている。また、単位認定、修了認定については、各研究科委員会において履修単位数、修士論文・作品・演奏又博士論文の審査結果を基に適切に判定を行っている。

これらのことから、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-③ 学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。

大学院における学位授与は、博士學位論文、修士學位論文だけではなく、修士作品・修士演奏によっても行われている。

従って、學位論文審査は、修士課程においては、學位論文、修士作品及び修士演奏の審査を意味している。

修士論文等の審査体制については、大学院造形芸術研究科履修案内（平成18年度）所載の履修要項9「修士作品又は修士論文の審査及び最終試験」、音楽学部・大学院（修士課程）音楽芸術研究科履修案内所載の履修要領5「修士演奏又は修士論文・修士作品」、同6「修士演奏又は修士論文・修士作品の審査及び最終試験」に説明がある。

博士論文については大学院芸術文化科学研究科履修便覧所載のIX「芸術文化科学研究科学位論文（課程博士）審査規則」、同X「課程博士の学位申請に関する申し合わせ」に詳細が明記されている。

これらのことから、學位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能していると判断する。

5-7-④ 成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。

成績評価の正確性を担保するための措置として、基準・採点方法が履修規程及びシラバスに明示されている。また、学生便覧（平成18年度）3頁所載「問合せ」欄に「登録関係」の枠があり、そこに「成績について質問したい」とときには「教務学生課教務係」へ行き、「なるべく早期に照会する（担当教官に質問してもよい）」とある。すなわち、学生が成績評価について質問や申立てをする場合には、教務学生課学生係又は担当教員に照会し、担当教員は当該学生の成績を速やかに調査し、結果を学生に伝えることとなっている。

これらのことから、成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられていると判断する。

<専門職大学院課程>

該当なし

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学部における卒業制作、卒業演奏と卒業論文、大学院修士課程における修士作品、修士演奏と修士論文、及び大学院後期博士課程における博士論文を作成するために、学生・大学院生一人一人に対するきめ細かい指導が実施されている。
- 大学の特色の一つである音楽学部琉球芸能専攻では、琉球芸能に対する学生の理解を一層深めるため、専門実技以外に、西洋音楽理論などの幅広い諸科目を配置している。

基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

大学として養成しようとする人材像、学士課程及び大学院課程における教育方針を踏まえ、第一に、平成14年度から平成18年度の各年度にわたり、美術工芸・音楽両学部・各専攻で、学生の達成状況を常に検討・評価し、教養教育及び専門教育について科目区分・授業科目の変更を中心とするカリキュラム改革を実施している。

第二に、芸術大学固有の達成度評価として、美術工芸・音楽の両学部の卒業生及び大学院修士課程の修了生ともに、学外の競争的審査、すなわち展覧会やコンクールへの参加とそこでの入選・入賞を重視している。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位取得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

最近5年間の卒業率は、それぞれ4年前の入学人数を母数として算出すれば、美術工芸学部では、平成10年度入学生が83%であるのを除き、いずれも90%台であり、音楽学部では、平成9年度入学生が80%であるのを除き、いずれも90%台である。大学院修士課程の修了率は、過去5年間平均で、造形芸術研究科が93.1%、音楽芸術研究科が94.6%となっている。

なお、最終学年を除き修得が義務づけられている年間最低20単位に達しない学生が、平成12年度から16年度にかけての5年間に美術工芸学部で82人（1年度平均16.4人）、音楽学部で41人（1年度平均8.2人）存在している現状については検討する必要がある。

また、芸術系の大学において、教員免許状や学芸員資格の取得は、必ずしも学生に付与されるべき能力とは見なし得ないが、芸術活動を持続していく条件の一つであり、この意味では教育の成果を測定する参考的指標である。平成16・17年度の教員免許状資格者は、それぞれ4年前の入学人数を母数として算出すれば、両学部を通じて51%・30%であり、大学院修士・後期博士課程については33%・37%である。また美術工芸学部における学芸員資格取得者は、23～24%となっている。

さらに、学生・卒業生のコンクール入選・入賞一覧、第17回沖縄県立芸術大学卒業・修了作品図録、美術工芸学部美術学科芸術学専攻卒業論文要旨及び大学院造形芸術研究科比較芸術学専攻修士論文要旨、音楽学部音楽学専攻卒業論文要旨及び大学院音楽芸術研究科音楽学専攻修士論文要旨、大学院芸術文化学研

究科博士学位論文（芸術学）論文要旨・論文審査用要旨も提示されており、それぞれ教育の成果を反映している。

これらのことから、教育の成果や効果は上がっていると判断する。

6-1-③ 学生の授業評価結果等から見て、大学が編成した教育課程を通じて、大学の意図する教育の効果があつたと学生自身が判断しているか。

芸術系大学としては、芸術活動の個別的表現を尊重し、1対1の個別指導あるいは少人数教育を中心に置いており、教育効果に対する学生自身の判断は、教員が学生と日常的に頻繁に行っている意見交換を通じて自ずと把握・認識することが可能であると考えている。したがって、大学は、現状においても、学生の意見は、教育内容に確実に反映されているとみなしている。

ただ、芸術系大学固有の日常的な個別指導を通じて教育の効果に対する学生自身の判断を教員が把握することは可能であるとしても、そのことを第三者に理解させるために必要な客観的根拠のある説明が不足している。また、現状とは別個の形態によって教育の効果に対する学生の意見を聴取することについても検討する必要がある。

これらのことから、当該大学は、芸術系大学固有の仕方により、教育効果に関する学生の意見を把握していると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

芸術系の当該大学では、学部を卒業する学生の中で、進学希望者の比率が高く、とくに音楽学部においてその傾向が顕著である。資料「進学・就職率」によれば、美術工芸学部では、平成14、15、16年度の卒業生中に占める進学希望者率は27%、40%、27%である。また、音楽学部では、53%、52%、46%となっている。就職率は、美術工芸学部では、29%、29%、65%であり、音楽学部では、17%、59%、65%であり、近年上昇している。

大学院修士課程修了者においては、造形芸術研究科で、進学希望者数が、平成14、15、16年度の場合非常に少なく、1人、3人、0人となっており、他方、就職率が36%、67%、100%となっている。音楽芸術研究科においても同様の傾向があり、進学希望者数は、平成14、15、16年度の場合2人、3人、5人となっており、他方、就職率は38%、50%、67%となっている。

学部から大学院修士課程に進み、修士課程修了の段階で就職するという傾向は学部卒業生の志向性の特徴として理解される。大学院修士課程修了時の就職率は必ずしも高くはないが、近年上昇傾向にある。

これらのことから、就職や進学それぞれについて芸術系大学固有の状況が見られるものの、近年においては、定量的な面も含め、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しているか。また、その結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

卒業生・修了生や就職先等の関係者から、卒業生（修了生）が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組は、組織的には行われていない。

しかしながら、様々な形で、卒業生（修了生）が在学時に身に付けた学力や資質・能力等が社会的に評

価される機会はある、その結果から、教育の成果や効果について把握することが可能となっている。

美術工芸学部・造形芸術研究科及び音楽学部・音楽芸術研究科において卒業生・修了生が多数のコンクールに入選・入賞している。美術工芸学部関係では、絵画、彫刻、工芸、芸術学の四つの分野において、また、音楽学部関係では、ピアノ、作曲、器楽・管打楽、声楽、琉球古典音楽、琉球芸能の六つの分野において、多数の入選・入賞例が挙げられている。

たとえば、美術工芸学部美術学科絵画専攻の状況は以下の通りである。平成12～16年度の5年間に同専攻では47人が学部を卒業し、関連する造形芸術研究科環境造形専攻・絵画専修では19人が修了し、合計66人、重複を除くと55人が卒業・修了している。このうち11人の制作になる作品22点が卒業・修了後、県内外のコンクールで入選し、その中の8点が受賞している。また、平成11年度以前の卒業・修了生中6人が入選している。

また、音楽学部では、「国立劇場おきなわ」第1期研修生合格者10人のうち6人が、同学部音楽学科琉球芸能専攻の出身者であり、在学中習得した技芸が十分に発揮されていたとの評価が寄せられている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 1学年に20単位以上を修得できなかった学生が毎年一定数存在している現状について検討する必要がある。

基準 7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準 7 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

入学時に2日間にわたり、大学案内、学生便覧、履修便覧、シラバス等を示しながら新入生に授業科目や専門・コースの選択について説明しており、各専攻においても入学時及び各学年開始時に独自のオリエンテーションを実施している。音楽学部では、過年度生に対しても実施している。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定等が考えられる。）が適切に行われているか。

美術工芸学部芸術学専攻ではオフィスアワーを設置し、学生に活用されている。美術工芸学部及び音楽学部ともその他の専攻ではオフィスアワーを設定していないが、それに代わる実質的な学生相談をそれぞれ全学部規模で行っている。

美術工芸学部では、芸術学専攻を含む同学部の五つの専攻すべてについて、助手を除くすべての専任教員（30人）が参加し、担当教員1人と相談員2人、合計3人が一組となって、学生1人1人を受け持っている。造形芸術研究科及び芸術文化科学研究科の学生に対しても担任教員と相談員が配置されている。研究生及び科目等履修生に対しては担任教員1人ずつが配置されている。担任教員や学生相談員は、学習や生活全般について日常的に相談に応じ、指導・助言している。

音楽学部では、平成16年度以前は、基本的には、実技指導教員が担任教員として相談に当たっていたが、平成17年度以降は、学部に修学支援室を置き、音楽学専攻1人、声楽専攻1人、器楽専攻2人、琉球芸能専攻2人、合計6人の専任教員をアドバイザーとして配置し、単位履修、講義や授業等への疑問の相談に当たっている。

これらのことから、学習相談、助言が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

美術工芸学部では学生1人1人を受け持つ担当教員及び相談員が、音楽学部では修学支援室のアドバイザーがそれぞれ学習相談を通じて学生の修学上のニーズを把握している。また、両学部ともに、少人数教育、特に実技の個人レッスンを通じて形成されている教員と学生間のコミュニケーションが修学上のニーズ把握にとって有用である。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-1-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-⑤ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）への学習支援が適切に行われているか。

留学生に対しては、事務局配置の嘱託員としての国際交流コーディネーター（1ヶ月16日以下の勤務）及び教員が兼任する留学生アドバイザーが、留学生の相談に当たるほか、平成17年度後期から学生の担当するチューター制度を実施している。

国際交流コーディネーターは、留学生受け入れに関する手続の支援やその他再入国手続の支援、各種の生活上の相談、留学生派遣、書類等の翻訳業務、イベントや取り組みのコーディネートなどに従事する。

留学生アドバイザーは専任教員が当たり、修学上及び福利厚生等に関する指導・助言を行う。

平成18年度の学生チューターとしては、音楽学部声楽専攻4年生が外国人学部生1人を、芸術文化研究科学生1人が外国人大学院生2人を担当している。

また、留学生の日本語力強化のため、平日午前中に日本語セミナーを実施している。

これらのことから、留学生に対する学習支援は適切に行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

実習室等の専用施設は狭く、学生が十分満足するものではないが、福利厚生棟2階や一般教育棟、各学部の指定した部屋などを提供するとともに、21時まで教室などの施設使用を認めている。このように、専用の施設及び機器・設備の整備は十分とは言えないが、自主的学習のほとんどを占める実技学習に対して、可能な限り実習室等を開放している。

ただ、実技・実習への十分な支援を期する大学側の懸命の努力にもかかわらず、学生の側からすれば、自主的学習への旺盛な意欲は満たされておらず、空きスペースの更なる活用、図書館の土日開館、インターネット設備の土日利用などへの要求が強い。

これらのことから、自主的学習環境はおおむね整備されているが、利活用のための一層の努力が必要であると判断する。

7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

学生の課外活動が円滑に行われるように、学生自治会は役員6人を置き、大学側と協議し、平成18年度には、音楽学部の授業としてのオペラ公演準備における学生の授業時間外負担を解消し、かつ美術工芸学部学生の授業としての参加を可能とする共通科目授業「オペラ制作演習」A・Bを開設させるなど、有用な活動を展開している。大学は大学祭への経費拠出など自治会の支援を行うとともに、サークル活動にも施設の利活用承認や教員の指導などを通じて支援を行っている。

これらのことから、支援が適切に行われていると判断する。

7-3-① 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。

保健室の設置と頻度の高い利用、嘱託学校医（月2回）、嘱託保健師（月16日勤務）の配置、学生定期

健康診断の実施とその受診率の高さ（平成17年度98%）、美術工芸学部学生の実習中の負傷への留意とそのためのガイダンス実施、指導教員の配置など、学生の健康をめぐる対応は非常に適切である。

心の健康の相談窓口として学生相談室を設け、嘱託の臨床心理士によるカウンセリングを実施するとともに、兼任教員（心理学）をカウンセリングアドバイザーとして配置している。学生のメンタルケアに対する大学の対応は適切である。

各種ハラスメント防止については、ハラスメント防止委員会規程、セクシュアル・ハラスメント防止規程、セクシュアル・ハラスメント防止等のために教職員が認識すべき事項についての指針、セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談対応要領など、関連規程・指針・要領などが周到に整備されている。

就職支援に対しては、就職委員会を年5回開催し、事務局ロビーに就職に関する学生コーナーを設置し、求人票、企業資料パンフレット、就職情報検索のためのインターネット端末などを設置しているが、十分な支援が行われているとはいえない。

これらのことから、就職支援については十分とはいえないが、学生の健康、生活、進路、各種ハラスメントなどに関する必要な相談・助言体制は整備され、機能していると判断する。

7-3-② 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等が適切に行われているか。

留学生には、嘱託員としての国際交流コーディネーター、兼任教員が担当する留学生アドバイザー及び各専攻の留学生担当教員の配置、日本人学生によるチューター制度の実施、教務学生課の担当職員による支援、私費外国人留学生の授業料減免などが行われている。

しかし、現在までに障害のある学生が在籍していないという事情もあり、管理・一般教育棟、音楽棟、奏楽堂、陶芸棟、染織棟の5棟については、障害のある学生を考慮したバリアフリー化がされておらず、器具やソフト面がほとんど整備されていない。

これらのことから、バリアフリー化への対応支援は不十分であるが、留学生への生活支援等が行われていると判断する。

7-3-③ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

美術工芸学部では、担当教員1人と相談員2人、合計3人が一組となって、学生1人1人を受け持ち、教育や生活全般について日常的に相談に応じ、指導・助言している。

美術学部及び音楽学部では、少人数教育、特に実技の個人レッスンを通じ教員と学生間のコミュニケーションが形成されている。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが把握されていると判断する。

7-3-④ 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

経済的支援として、授業料・聴講料・入学料・学位論文審査料の免除又は減額、日本学生支援機構奨学金貸与、沖縄県立芸術大学振興財団はじめ7機関からの奨学金給付又は貸与がある。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学生定期健康診断受診率（平成 17 年度）98%という達成はきわめて高い水準であり、学生の健康を守る体制が整備されているとともに健康に対する学生の自覚が非常に高いことを物語っている。

【改善を要する点】

- 音楽棟ほか4棟については、障害のある学生を考慮したバリアフリー化がされておらず、器具やソフト面がほとんど整備されていない。

基準 8 施設・設備

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。

校地面積は、第1キャンパス13,038㎡、第2キャンパス16,515㎡、第3キャンパス10,874㎡、合計40,427㎡であり、大学設置基準面積の8.3倍となっている。運動場は5,446㎡で、第2キャンパスの中に整備されている。校舎面積は27,787㎡であり、大学設置基準面積の3.4倍となっている。

美術工芸学部の施設としては、デザイン・彫刻棟、美術棟、陶芸棟（実習棟）、作業室棟、陶芸棟（校舎）、染織棟、引染作業室棟、金工・木工棟、藍染め工房が整備されている。

美術工芸学部校舎のうち、開学時に既設施設を改装・転用したデザイン・彫刻棟、染織棟、陶芸棟は、建築後39年を経て老朽化が目立ち、建物耐力度数値も非常に低く、天井がすでに剥落したため防護網を設置するなどの応急措置を施している場所も見られる。

音楽学部の施設としては、音楽棟がある。

共通施設としては、管理棟・一般教育棟、体育館、福利厚生棟がある。

美術工芸学部、音楽学部、造形芸術研究科、音楽芸術研究科及び芸術文化科学研究科の講義室、演習室及び実習室等、大学設置基準第36条第1項から第4項の対象施設は、すべて設置されている。また、大学設置基準第36条第5項の対象施設である体育館及び福利厚生施設も設置されている。同項の対象施設である講堂は、以下に言及する奏楽堂が機能面でこれに代替している。

一般教育棟は午前には教養教育としての総合教育・共通科目の授業に、午後は専門課程の理論系科目の授業に使用され、稼働率は極めて高く、専門課程の専用講義室及び実技関連の実習室等も少人数教育が基本となっているため、稼働率が非常に高い。

他に、大学設置基準には掲げられていないが、共通施設であり、教育研究の特色を体現するものとして、奏楽堂、附属図書・芸術資料館、陶芸登窯、附属研究所がある。奏楽堂は遮音構造の壁・床・天井で構成された客席390席のホール・附属の練習室・講義室からなり、音楽教育における舞台・演奏実技の実践教育に効果を発揮するとともに、演奏会等を通じて住民との交流に寄与している。附属図書・芸術資料館には、常設展示室・企画展示室が設置され、美術工芸学部が教育成果としての制作作品の展示及び学生の自発的発表の場として活用するとともに、また、住民との交流にも活用している。

設備のうち、芸術系大学の特色に対応するものとしては、彫刻機器、版画用機器、染織機器、洋楽・琉球芸能の楽器・舞台衣装などの教育用機器がある。また、作曲、試演、ビデオ編集、グラフィックス及びDTP支援等水準の高いコンピュータ機器、デジタルアートクリエイター育成事業用マルチメディア機器

などを具備している。

情報機器・設備としては、コンピュータ教室、大学院研究室、LL教室、附属図書・芸術資料館閲覧室及び学生資料室兼用の管理棟1階ロビー等に、総計100台のパソコンを配備している。他に視聴覚教育用として35台のパソコンを具備している。

その他、学内LAN・附属研究所・図書館システム用サーバー、入試・学籍・成績管理用システム、事務局用端末など、教育研究・管理運営用のコンピュータを配置している。

音楽棟ほか4棟にはエレベーター・スロープなど、バリアフリーが講じられていない。

これらのことから、施設・設備は老朽化等の問題があるが、有効に活用されていると判断する。

8-1-② 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

情報ネットワークは、主要な施設・設備が配置されている第1及び第2キャンパスに、学内ネットワークと事務局システムの県庁ネットワークが設置されている。また、附属研究所及び各教員の研究室等がある第3キャンパスには、WWWサーバー、メールサーバー及びファイルサーバーを設置して内部的なネットワークとし、学外へは民間プロバイダに接続している。

しかしながら、第1及び第2キャンパスの学内LAN環境は低速であり、インターネットの接続やメールの送受信に時間がかかる。また、情報管理職員が配置されていない。

これらのことから、情報環境の整備は十分ではないと判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

施設・設備の維持管理は、根幹となる部分については、沖縄県条例・規則等に基づき、事務局総務課で一括して担当している。奏楽堂については、奏楽堂管理運営規程がある。附属図書・芸術資料館については、附属図書・芸術資料館運営規程を定め、利用案内を大学ウェブサイトにより学内外に広報するとともに、学年初めには、図書館案内パンフレットにより学生に伝えられている。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

附属図書・芸術資料館における図書・芸術資料は、平成17年3月末現在で、和書・洋書75,387冊、AV資料6,693点、芸術資料105点、卒業・修了作品192点等であり、量的には適切な水準をもつ。芸術資料中には国指定重要文化財である鎌倉芳太郎収集資料など質的に優れたものを包含している。閲覧席は42席である。図書検索用パソコン9台、CD-ROM専用検索機器、視聴覚機器及びマイクロリーダーなどが整備されている。図書・雑誌等は大学ウェブサイトからOPACシステムによる検索が可能であり、学外との横断検索サービスも行われている。平成16年度における附属図書・芸術資料館の図書等の貸し出し総件数は8,142件、学生1人当たり貸し出し件数は11.7冊となっている。

しかし、附属図書・芸術資料館の土日開館が未導入であるなど、施設・設備の有効な活用への配慮が不十分であり、また図書・資料を管理する専任の司書及び学芸員が配置されていない。

これらのことから、教育研究上必要な資料が系統的に整備されているが、活用が十分でないと判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 奏楽堂は音楽教育における舞台・演奏の実技に効果を発揮しており、附属図書・芸術資料館は、学生の作品展示及び自主的発表の場としても活用されるとともに、地域社会住民との交流や教育成果の学外公開にとって有用である。

【改善を要する点】

- 美術工芸学部の中の3棟は、建築後39年を経て老朽化が目立つ。
- 学内IT環境が不十分である。情報管理専門職員が配置されていない。
- 学生の自主的な学習と市民の利用を支援する上で、図書館の有効活用への配慮が不足している。図書・資料を管理する専任の司書・学芸員が配置されていない。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

教育活動の実態を示す資料のうち、学生自身の成果物は、芸術系大学の特性に基づき、実技系と理論系の二つに区分される。

美術工芸学部実技系では、専門課程の授業の成果は、課題作品とその制作過程の映像記録が保存され、大学案内や大学ウェブサイトに掲載されるとともに、卒業制作展については図録が公刊されている。同学部理論系では、卒業論文、そのレジュメ、音声・映像記録及び論文要旨集が保存されている。

音楽学部実技系では、対外的な定期公演、定期演奏会、学内での演奏会、卒業演奏会、作品試演会が、奏楽堂あるいは外部のホールで開催され、必ず録音・録画される。これらの記録は音楽資料管理室で保存され、利用したい学生に提供されている。同学部理論系では、音楽学専攻音楽学コースが論文集『ムーサ』を刊行しているほか、卒業論文発表会を経て、その要旨集が刊行されている。

教員の教育研究成果については、平成12年度に自己点検・評価が実施され、その結果が同13年度に『自己点検評価報告書』として刊行され、事務局に保存されている。また、平成18年度には、「教育内容と関連する代表的な研究活動等」と題する文書及び教員別の詳細な授業改善記録が作成されている。

これらのことから、教育活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

芸術系大学として芸術活動の個別的表現を尊重し、教員と学生の1対1の対応を重視しており、個人又は少人数による授業形態を維持している。教員は、常に学生の学習状況に即して対応を行い、学生の意見聴取や学生との意見交換も頻繁に行われている。

美術工芸学部における学生の制作発表や音楽学部における学生の演奏の結果は、いずれも公開の会場で開催され、教育の状況を直接に反映しており、教員に自己点検・評価の資料を提供している。

音楽学部では、これに加え、教務委員会が主催する全学生対象のオリエンテーションにおいて、履修登録や施設利用に関すること等の学生の要望を聴取しており、すでいくつかの修学環境改善が実施された。

平成18年度に実施された自己評価に際して作成された教員別の詳細な授業改善記録は、平成12年度実施の自己点検・評価以来最近に至る間、各教員が学生の意見聴取、制作発表・演奏等を踏まえ、各専攻会議での審議を経て行ってきた授業改善を集成したものである。

これらのことから、学生の意見の聴取が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-③ 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

卒業（修了）生、就職先等の関係者等の学外関係者の意見を直接的に反映する組織的活動は行われていないが、学内外で行われる展覧会や演奏会では、学外の専門家や卒業生が来場し、学生の制作物や演奏に即して教育の状況に関する意見を聴取し、自己点検・評価の手がかりを得ている。

これらのことから、学外関係者の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-④ 評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しや教員組織の構成への反映等、具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

教育方法は個別指導で実施されている。教員1人対学生1人の間で行われる個別指導方式の教育を通じて把握された学生の意見等を踏まえ、専攻・コース単位での協議が行われ、継続的に改善が施されている。専攻・コース単位での改善は、小規模校でもあり教員数も少なく実施しやすい体制となっている。

具体的には、専攻に所属する全専任教員で構成される専攻会議が一月に一回程度開催され、教育関係の各種委員会に諮る原案を取りまとめ又は事前審査している。例えば教務委員会に諮るカリキュラム改正原案等も専攻会議で審議される。また、所属学生の動向に関すること、又は修学上の問題なども専攻会議で扱われる。

これらのことから、評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、具体的かつ継続的な方策が講じられていると判断する。

9-1-⑤ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

教育活動に対する全学的な自己点検・評価が平成12年度に行われ、平成13年度にはその報告書が刊行された。その後音楽学部では、この自己点検・評価の結果、抽出された問題点や課題を、平成13年度及び14年度の2度にわたり、報告書にまとめている。こうした取り組みに基づいて、音楽学部では平成18年度に大幅なカリキュラム改正が行われた。また、この間、美術工芸学部においても音楽学部の取組体制とは異なるものの、以下に見るように、専攻会議を通じて対応策を講じてきた。

平成18年度実施の自己評価に際して作成された教員別の詳細な授業改善記録は、平成12年度実施の自己点検・評価以来最近に至る間、両学部の個々の教員が、学生の意見聴取等を踏まえ、専攻会議での審議を経て実施してきた授業改善を集成したものである。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、継続的改善を行っていると判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

教員1人対学生1人の間で行われる個別指導方式の教育を通じて把握された学生の意見等を踏まえ、専攻・コース単位では、専攻会議等を通じ、授業実施について教員相互の情報交換や意見交換が常に行われている。また、シラバスで明示されている複数教員による講評も授業改善に貢献している。新任教員に対しては、複数教員との協議やその助言の下に授業計画を立て授業を行っている。

これらのことから、芸術系大学固有の1対1の個別指導方式の教育を通じて、学生や教職員のニーズが

把握され、授業内容・方法を改善・向上させるための組織的取組としての、FDが実施されていると判断する。

9-2-② ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

平成18年度実施の自己点検・評価に際し、平成12年度実施の自己点検・評価以来最近に至る間、教員一人一人が各専攻会議での審議を経て行ってきた授業改善の内容を集成し、教員別の詳細な授業改善記録を作成した。この授業改善記録では、例えば、以下のようなことが明らかにされている。音楽学部では、演奏試験の採点に際し、それぞれの教員が個々の学生へのコメントを記述して学生へ配布するという改革が行われ、それにより、学生とのコミュニケーションが深められるとともに、各教員が採点基準と指導の要点を熟慮し、また楽曲についてのより立入った準備を必要とするようになったという。このように教員別の詳細な授業改善記録を作成すること自体が授業内容・方法を改善・向上させるための組織的取組としてのFDとなっている。これを有効に利用することによって、全学的規模における授業改善のフィードバックシステム構築が可能となる。

これらのことから、FDが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-③ 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

教員1人対学生1人の個別指導を中心とする少人数教育方式を全面的に採用しているため、教育の実施組織自体が専攻・コースを基盤とする少人数から構成されている。従って、教員と助手や教育補助嘱託員との間でも教員と学生の間と同様に日常的に緊密な意思疎通が行われており、専任教員が教育力を発揮し、助手や教育補助嘱託員の教育活動の質の向上を促進することに繋がっている。訪問調査を通じて、両学部の大半の専攻の教育現場で、教員が助手や教育補助嘱託員と共同して学生指導に当たっている状況を確認した。なお、当該大学には、助手と教育補助嘱託員（技術嘱託員1人を含む）以外に教育支援者は配置されていない。

これらのことから、教育補助者に対して、その資質の向上を図るための日常的な活動が適切になされていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 美術工芸学部・造形芸術研究科学生の各種作品と制作過程の映像記録、図録、音楽学部と音楽芸術研究科学生の演奏の録音・録画、理論系専攻における卒業及び学位論文関係の記録など、教育活動の実態を示すデータが丁寧に保存されている。
- 教員一人一人の授業改善記録が作成・集積されており、全学的規模の評価・改善のフィードバックシステム構築の条件が整備されている。

基準 10 財務

- 10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。
 沖縄県を設置者とする公立大学であり、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地・校舎・設備等の資産を有している。

10-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。
 授業料等の学生納付金、科学研究費補助金等の外部資金を確保するとともに、沖縄県の一般財源からの繰り入れにより、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-2-① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。
 沖縄県を設置者とする公立大学であるため、毎年度の歳入歳出予算については、沖縄県議会で審議・決定されている。
 学内においては、教授会及び学部・研究科の予算委員会で沖縄県の予算編成方針概要が説明され、大学内の予算要求・配分の承認を得ている。
 これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。
 沖縄県を設置者とする公立大学であるため、単年度での支出と収入は均衡していると判断する。

10-2-③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。
 教育研究事業費については、毎年安定した配分がなされ、各学部は、配分額を学部予算委員会において各専攻に配分している。また、施設整備費についても、所要額を確保している。
 これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。
 沖縄県を設置者とする公立大学であるため、財務諸表は作成していない。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

地方自治法に基づき、毎年度、沖縄県の監査委員による監査が行われている。この結果については、沖縄県のウェブサイトで公表されている。また、平成16年度には、公認会計士等による包括外部監査が書類審査と訪問調査により実施され、監査結果報告書として公表されている。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

管理運営組織は、学長、評議会、両学部教授会、大学院3研究科委員会及び各種全学委員会から構成され、部局長会が各組織間の連絡調整及び評議会等議題の原案作成等に従事している。

評議会を構成する評議員は、学長、各学部長、各大学院研究科長、各学部教授3人、附属図書・芸術資料館長、附属研究所長、学生部長及び事務局長である。

平成17年度の教員数は合計79人で、内訳は教授45人、助教授16人、専任講師9人及び助手9人である。その他非常勤講師は平成17年度実績で400人、教育補助嘱託員も平成17年度実績で15人が配置されている。

事務組織については、事務局長の下に教務学生課、総務課の2課が置かれている。平成17年度の事務・技術職員数は23人である。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っており、必要な職員が配置されていると判断する。

11-1-② 大学の目的を達成するために、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

学長の統括の下に評議会及びその準備に当たる部局長会が運営され、大学としての意思決定がなされている。重要事項のうち、事前に教授会等の審議に付す必要がある事項については、教授会等の審議決定を踏まえている。

しかしながら、重要事項決定に関する学長、評議会、全学委員会及び各学部教授会の関係が明確でないため、大学運営のあり方が学外から理解しにくい状況である。

これらのことから、おおむね効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1-③ 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

学生のニーズについては、大学の規模が小さいという特性から、学生等の声として教員に伝わっている。

卒業（修了）生及び就職先関係者など学外関係者のニーズを組織的に把握する体制は整備されていないが、展覧会・演奏会などの機会を通じて卒業生や外部専門家の意見を聴取している。

教員のニーズについては、教授会及び研究科委員会を通じて、事務職員のニーズは、評議会・部局長会において把握されている。

これらのことから、学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握していると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

該当なし

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

大学の管理運営に関わる教職員の資質向上については、事務職員の場合には、沖縄県による管理職を対象とした研修が行われている。教員はこの研修の対象外となっている。

公立大学協会総会、同学長会議、同事務局長会議、同九州沖縄地区協議会、同芸術系大学部会などの諸会議では、公立大学の管理運営に関する審議・学習が行われている。学長及び事務局長はこれらの会議にほぼ毎回参加している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

大学の管理運営の基本に関わる方針は、学則第1章総則・第5節評議会及び教授会、評議会規程、美術工芸学部教授会規程、音楽学部教授会規程、造形芸術研究科委員会規程、音楽芸術研究科委員会規程及び芸術文化学研究科委員会規程等に明示されている。

管理運営に関わる組織の長の選考は、沖縄県立芸術大学学長選考規程をはじめとする人事所収の各組織の長の選考に関する規程に明記されている。

各教授会及び各研究科委員会の構成員及びその責務と権限、全学委員会等委員の選考及び責務と権限は、上述の各学部教授会規程及び各大学院研究科委員会規程のほか、学内諸規定に明記されている。

教員の採用方針は、昭和62年制定の沖縄県立芸術大学教員選考基準、平成17年制定の沖縄県立芸術大学教員選考規程及び沖縄県立芸術大学教員採用要綱に定められているほか、「沖縄県立芸術大学における教員の採用、昇任選考に係る指針及び運用方法」において人事システムの趣旨を鮮明にしている。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

毎年『大学案内』を発行し、建学の理念、組織、沿革、在籍学生数、部局長の氏名、各学部・各大学院研究科・附属研究所等学内各組織の活動状況、授業開設科目、教員の担当科目と氏名（教員総覧）、施設案内など、多くの情報を掲載している。

また、年1回発行の大学の広報誌『開鐘（けいじょう）』に大学の毎年の活動状況を掲載している。

これらは事務局、附属図書・芸術資料館及び学内各部署に保存・蓄積されている。

大学ウェブサイトには『大学案内』各項の内容、及び創刊以来全号の『開鐘』が掲載されているほか、教員全員の詳細な研究業績及び教員公募案内など大学の基本情報が掲載されている。

これらのことから、大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能していると判断する。

11-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価（現状・問題点の把握、改善点の指摘等）を適切に実施できる体制が整備され、機能しているか。

平成11年11月に制定され、同12年7月に一部改正された「自己点検・評価委員会規程」を平成16年7月に全面改正し、「沖縄県立芸術大学（大学院を含む）における自己点検・評価及び認証評価を実施するため」、現行の「評価委員会規程」を制定した。

当該規程によれば、評価委員会の委員は美術工芸学部・音楽学部から各2人、附属研究所から1人、事務局次長の計6人、及び学長が必要と認める者となっており、全学的構成をとっている。

また、評価委員会は、学長の諮問に応じ、（1）自己点検・評価を行うべき事項及び時期、（2）自己点検・評価の方法、結果報告、（3）認証評価を受ける事項及び時期、（4）認証評価の方法、結果報告、（5）その他学長が必要と認める事項、について学長に回答することを任務としている。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、自己点検・評価を適切に実施できる体制が整備され、機能していると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

平成12年度に実施され、平成13年3月30日に刊行された『沖縄県立芸術大学自己点検・評価報告書』は、関係機関等に配布し、公開されている。また、県立図書館、県議会図書館及び県行政情報センターにおいて閲覧に供されている。なお、大学ウェブサイト上で、全専任教員の詳細な研究業績が公表されており、学外からの検索も可能となっている。

これらのことから、自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-③ 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）によって検証する体制が整備され、実施されているか。

平成12年度の「第1回」自己点検・評価の結果については、外部者の検証を受けていないが、平成17年度制定の「評価委員会規程」においては「学長が必要と認める者」を委員に任命することができるとあり、自己点検・評価委員会が評価について外部者の検証を受けることが可能となっている。さらに、平成18年度には大学評価・学位授与機構による認証評価を受けている。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-④ 評価結果が、フィードバックされ、大学の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、機能しているか。

教育活動に対する全学的な自己点検・評価が平成12年度に行われ、その後音楽学部では、この自己点検・評価の結果、抽出された問題点や課題を持続的に検討し、こうした取り組みに基づいて、平成18年度に大幅なカリキュラム改正が行われた。この間、美術工芸学部においても対応策が講じられてきた。こうした経緯の底流には、平成12年度実施の自己点検・評価以来最近に至る間、両学部の個々の教員が、学生の意

見聴取等を踏まえ、専攻会議での審議を経て実施してきた授業改善があった。平成18年度実施の自己評価に際して作成された教員別の詳細な授業改善記録は、こうした授業改善を集成したものである。

これらのことから、評価結果が、フィードバックされ、大学の目的の達成のための改善に結び付けられていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 11 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 毎年発行『大学案内』のほかに発行される大学の広報誌『開鐘（けいじょう）』に大学の活動状況や展示会・演奏会・公開講座の予定を掲載し、また、そのすべてを大学ウェブサイトに転載して、広く学内外の利用に供するとともに、データとして保存・蓄積している。

【改善を要する点】

- 重要事項決定に関する評議会、全学委員会及び各学部教授会の関係が必ずしも明かではない。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

- (1) 大学名 : 沖縄県立芸術大学
- (2) 所在地 : 沖縄県那覇市首里当蔵町
- (3) 学部等の構成
- 学部：美術工芸学部・音楽学部
- 研究科：造形芸術研究科・音楽芸術研究科・芸術文化学研究科
- 附置研究所：附属研究所
- 関連施設：附属図書・芸術資料館、奏楽堂
- (4) 学生数及び教員数（平成18年4月1日）
- 学生数：美術工芸学部304名
音楽学部185名、大学院80名
- 教員数：80名

2 特徴

沖縄県立芸術大学の設置は、西銘順治知事が昭和55年県議会2月定例会で設置を表明したことを受け、沖縄県は、国が策定する第2次沖縄振興開発計画に芸術系高等教育機関の設置を盛り込み、昭和58年1月に芸術大学の基本を成す美術・音楽芸術の教育・研究に沖縄の伝統工芸・芸能芸術分野を盛り込んだ特色ある地域大学創りを骨子とした「県立芸大設置の基本的考え方」をまとめた。この基本的考え方に沿い、沖縄振興開発計画に基づき教育組織や施設等の整備が行われ、昭和61年4月に初代学長山本正男が就任し沖縄県立芸術大学が開学した。国の沖縄振興開発政策の支援を伴って開学したことは本学存立の大きな支えとなっている。

開設当初は、美術工芸学部と附属研究所が、その後平成2年度に音楽学部、平成5年度に大学院造形芸術研究科、平成6年度に音楽芸術研究科、平成7年度に後期博士課程芸術文化学研究科が設置され現在に至っている。

沖縄及び日本の特徴的な伝統芸術は、常に生活芸術として文化や社会の基盤をなしてきたと言える。それぞれの芸術表現は、互いに関連し合う総合芸術として成り立っており、技芸習得と理論反省が同時に行われてきたことにも特性がある。本学は、この伝統芸術の特性を大学教育研究に取り入れ、普遍的な芸術の追究とともに、東西芸術文化の比較研究と教育交流を目指している。また、開かれた文化交流拠点及び新たな芸術教育研究の場として、大学院後期博士課程までも包含し、国際的視野に立った研究教育機関として構成されている。

■ 美術工芸学部

デザイン工芸学科の工芸専攻染織コースと陶芸コースは、沖縄の伝統工芸の展開と後継者育成を目指している。伝統文化の新たな展開は、デザイン専攻が担い専門家の養成を行っている。美術学科の絵画専攻と彫刻専攻は、豊かな沖縄の風土の下に普遍的な美術教育を行いつつ、デザイン専攻とともに基礎的造形教育を行っている。沖縄の工芸文化をどのように普遍的な美術教育の中に位置づけ、伝統文化を論理的に再構築するのかという使命は美術学科芸術学専攻が担っている。

美術工芸学部では、上記のように2学科5専攻により学部教育組織が構成されているが、デザイン専攻と美術学科の3専攻については、普遍的な西洋芸術学の展開と我が国における明治以降の美術教育の歴史の上に、理論的に構築された教育方法を採用している。東洋の工芸文化は、技術と技能、造形性と精神性が互いに密接に関連し合い成立しているという特性がある。工芸専攻では、造形教育システムの中にこの特性を組み込み、地域固有の文化を教育内容としていることに特徴がある。

■ 音楽学部

音楽学部の最も特色ある教育分野として設置された琉球芸能専攻は、沖縄の伝統的音楽、芸能を教育研究する専攻組織である。琉球芸能専攻は、琉球古典音楽コースと琉球舞踊組踊コースからなり、各コースは専攻に匹敵する扱いとなっている。

音楽学専攻は、楽理分野として学部の成立に不可欠の教育組織であるとともに、音楽学部の特色ある教育組織として、地域の伝統的音楽、芸能分野に関する教育研究も併せて行う専攻組織である。すなわち、音楽学部の基本組織である声楽・器楽専攻と琉球芸能専攻の架橋として音楽学専攻の存在意義は高い。声楽・器楽・音楽学の3専攻と琉球芸能専攻が豊かに関わり合って新しい創造の地平を拓くことこそ音楽学部の最も重要な使命であり、それが可能な学部構成となっている。

専攻配置で特に配慮されているのは、西洋的論理的思想と沖縄独自の文化的精神はそれぞれ侵すことなく独立し研究が行われるようになっていることである。そして、お互いは徐々に浸透し合い新たな創造的環境が芽生えつつあることから、学部配置の独創性が窺われる。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

本学は、日本の最南端に位置する極めて特殊な芸術大学として設置された。琉球王朝が築いた芸能・工芸分野の芸術は広く市民に浸透し伝承された。しかし、大戦の後、復興計画の陰となって、それらの文化的資産の伝承・発展は途絶えがちとなり、衰退の危機に曝されるに至った。そうした県民の危機感と、伝統芸術の活力ある正統な伝承と発展の願いは、沖縄振興開発計画の中に芸術大学設立という形で織り込まれることとなった。同計画は、沖縄振興開発特別措置法に基づいて、内閣総理大臣が決定する総合的な計画であり、いかに沖縄県にとって重要な施策であったかが理解できる。

ところで伝統芸能・工芸の伝承という観点で考えれば、組織は大学より研究所なり、専門学校の方がふさわしいかもしれない。それにも係わらず芸術大学を設置する構想を立てたのは、正統な伝承の路の先にあるべき発展を獲得できると確信したからである。

近代日本の芸術と芸術教育の潮流をみれば、当初、西欧の芸術と、その合理的なメソッドを手本として展開してきたが、ポストモダニズムの終焉と西洋至上主義への反省から、沖縄・日本やアジアの芸術文化をも包含する普遍的な芸術の追究と、東西芸術文化の比較研究及び、教育交流を目指すことの重要性が認識されるようになってきた。

以上のような背景の中で沖縄県立芸術大学設置・建学の理念は策定された。

■建学の理念

- (1) 日本文化における沖縄の地域文化の特性と伝統は、極めて特徴的であり、文化伝統の源流を探り、文化生成の普遍性を極めるために不可欠の内容を持つものである。わけても沖縄固有の風土によって培われた個性的な芸術文化の継承と創造の問題は、日本文化としてはもちろんのこと、沖縄県にとっても重要な課題であるといわざるを得ない。そして、それらを担う人材の育成もまた永い未来への架橋として緊要なことである。
- (2) 沖縄県立芸術大学を建学する基本的な精神は、沖縄文化が造りあげてきた個性の美と人類普遍の美を追求することにあるが、そのためには、地域文化の個性を明らかにし、その中に占める美術・工芸・音楽・芸能等様々な伝統芸術の問題に積極的かつ具体的に取り組み、その特性を生かすことでなければならない。このことは、日本文化の内容をより豊かにするとともに、ひいては国際的な芸術文化活動にも寄与するものと信ずる。
- (3) 我が国の最南端に位置する沖縄県立芸術大学は、東アジア、東南アジアを軸とした太平洋文化圏の中心として、それらの地域における多様な芸術文化の実態と地域文化伝統の個性との関わりを明らかにし、その広がりを目指し、汎アジア的芸術文化に特色を置いたユニークな研究教育機関にしたい。

■学部目的

本学は、広く教養を培い、深く専門芸術の技術、理論および歴史を教授研究し、人間性と芸術的創造力及び、応用力を育成し、もって伝統芸術文化と世界の芸術文化の向上発展に寄与することを目的とする。

美術工芸学部は、伝統工芸をはじめ豊かな芸術文化の伝統を受け継ぎ、新しい創造的な芸術文化の形成、発展を担う人材を育成する。

音楽学部は、伝統音楽・芸能をはじめ沖縄の豊かな芸術文化の伝統を受け継ぎ、新しい創造的な音楽芸術文化の形成、発展を担い得る人材を育成する。

■大学院の目的

大学院は、建学の理念に則り高度な芸術の理論及び、応用を研究教授し、その深奥を究めて芸術文化の創造および発展に寄与する。

大学院修士課程は、基本的に美術工芸学部及び音楽学部における学部教育の基盤の上に各専攻が構成されている。大学院造形芸術研究科は、美術工芸学部を基礎としながら、生活造形、環境造形、比較芸術学という新たな理念を基に、時代の要請に対応し得る広い視野を有し社会における幅広い芸術活動に貢献し得る造形芸術家、研究者、教育者などの人材の育成を目指す。比較芸術学専攻民族芸術文化学専修は、学部教育組織がなく修士課程より開設されており、沖縄の固有の風土によって培われた芸術文化を、言語文化学、琉球文学、民族文化学の立場から研究している。大学院音楽芸術研究科は、より広い視野に立った高度な教育研究を目的とし、それぞれの分野においてより芸術性の高い専門家を育成する。

大学院後期博士課程芸術文化学研究科は、大学院造形芸術研究科比較芸術学専攻と音楽芸術研究科音楽学専攻が中心となって構成されており、芸術文化に関する高度な理論を教授研究し、芸術文化についての幅広い見識及び自立して研究活動を行うに必要な高度の能力を有する研究者を養成する。

iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準1 大学の目的

昭和61年4月に開学した本学は、沖縄の芸術文化を含む汎アジアな視点を包含し、芸術文化の教育研究に特化した大学であり、その点で大学の基本構想と教育の目的は明確である。

建学の理念に謳われている「沖縄県伝統芸術文化の現状と課題」、「本学建学の目的」、「本学研究教育の目標」を基本として、本学の目標を具体化したものが沖縄県立芸術大学基本構想である。この建学の理念と基本構想に基づき本学学則に謳われている目的が明確化されている。さらに両学部、大学院3研究科ごとに具体的な目標が定められている。

これら学部学則に記載されている両学部共通の目的及び大学院学則に記載されている大学院の目的は、学生便覧、履修案内等に明示されている。

本学学部の目的は、「広く教養を培い、深く専門芸術の技術、理論および歴史を教授研究して、人間性と芸術的創造力および応用力を育成し、もって伝統芸術文化と世界の芸術文化の向上発展に寄与すること」であり、学校教育法第52条で求められている大学一般の目的から外れるものではない。また大学院の目的は、「高度な芸術の理論および応用を研究教授し、その深奥を究めて芸術文化の創造および発展に寄与すること」であり、この目的は学校教育法第65条の規定から外れるものではない。

本学の目的を導き出す建学の理念は、明確に示されており、大学案内や学生募集要領、ホームページ等に提示され確認できるようになっている。同様に大学の目的は、学生便覧と大学案内に記載されており、大学の教職員と全学生に対して周知されている。

社会に対しては、大学のホームページ及び大学案内に、建学の理念と大学の目的が明示され公表されている。

基準2 教育研究組織（実施体制）

本学は、建学の理念に基づき美術工芸学部と音楽学部を設置している。

美術工芸学部は、美術学科とデザイン工芸学科を設置している。美術学科は、絵画専攻、彫刻専攻、芸術学専攻に分かれ、基礎的な造形教育と普遍的な美術教育を絵画専攻と彫刻専攻が担い、芸術学専攻は沖縄の芸術文化を汎アジア的な視点から追求し理論的に研究教育を行っている。デザイン工芸学科には、デザイン専攻と工芸専攻があり、デザイン専攻は基礎造形を基に沖縄文化の新たな教育研究の展開を目指している。工芸専攻には、陶芸コースと染織コースが設置されており、伝統工芸をはじめ沖縄の豊かな芸術文化の伝統を受け継ぎつつ沖縄の芸術文化の継承と新しい創造的な芸術文化の形成、展開を目指している。美術工芸学部の2学科5専攻は、有機的に結合し合い沖縄の明日を担う人材の育成と豊かな芸術文化の創造という目的を達成することができる構成となっている。

音楽学部は、音楽学科の中に声楽、器楽、音楽学、琉球芸能の4専攻を配置している。琉球芸能専攻は、音楽学部の最も特色ある教育分野として、沖縄の伝統的音楽、芸能を教育研究する専攻組織である。音楽学専攻は、楽理分野として学部の成立に不可欠の教育組織であり、音楽学部の特色ある教育組織として地域の伝統的音楽、芸能分野に関する教育研究も併せて行う専攻組織である。声楽、器楽、音楽学の3専攻と琉球芸能専攻が豊かに関わり合って新しい創造の地平を拓くことが重要な使命であり、その使命を達成可能な学部構成となっている。

本学における授業科目は、総合教育科目、共通教育科目及び専門教育科目から成り立っている。総合教育科目と共通教育科目が教養教育であり、総合教育等委員会が所管している。教養教育担当の専任教員は、8名で構成されており、教養教育科目の卒業要件単位数は美術工芸学部37単位、音楽学部28単位以上となっている。

本学大学院は、学部教育のより高度な研究教授の場として位置づけられている。修士課程造形芸術研究科には生活造形（陶磁器、染織）、環境造形（デザイン、絵画、彫刻）、比較芸術学（比較芸術学、民俗芸術文化学）の3専攻を置き、時代の要請に対応した幅広い芸術活動に貢献し得る造形芸術家、研究者、教育者等の人材育成を目指している。修士課程音楽芸術研究科には舞台芸術（琉球古典音楽、琉球舞踊組踊）、演奏芸術（声楽、ピアノ、管弦打楽）、音楽学（音楽学、作曲）の3専攻を置き、より広い視野に立った高度な教育研究を目的に掲げて専門家の育成を目指している。また後期博士課程として芸術文化学研究科があり、比較芸術学研究領域と民族芸術学研究領域とに分かれ、より高度な研究の場を提供している。大学の理念をさらに高度に達成するために、大学院組織として適切な研究科の下に学部教育に基礎を置いた専攻を配置している。

本学の組織は、3本の柱として美術工芸学部、音楽学部並びに附属研究所が設置されている。附属研究所の主要な業務は、芸術文化・伝統工芸・伝統芸能の調査・研究を行うこと、公開講座を行うこと等であり、芸術文化学部門、伝統工芸部門、伝統芸能部門の3部門に各1名の専任教員が配置されている。附属研究所教員は、研究成果を教育に還元させるため修士課程、博士課程構成専任教員としてそれぞれ大学院教育に関わっており、さらに学部授業についても兼任教員として教育を行っている。

教育活動に係わる重要事項を審議する組織としては、両学部教授会と3研究科委員会を議決機関として設置している。学部の教育活動に関する案件は、部門ごとに委員会を構成し、そこでの審議を経て教授会で最終審議の上採否が諮られるようになってきている。学部間にまたがって調整の必要な事案、重要案件については、全学の委員会組織において活発な審議が行われている。

教育課程や教育方法等を検討する委員会は、全学の大学教務委員会と両学部の教務委員会があり、これらの委員会は適宜に開催され活発な審議が行われている。中でも大学教務委員会は、両学部と大学院に共通する事項を所管する重要な委員会である。

基準3 教員及び教育支援者

本学は第2次沖縄振興開発計画に基づき国から支援を受けて開設された。したがって開学に当たって当時の文部省以外に、職員定数や財政的な観点から自治省の協議・指導も受ける必要があった。本学は学科目制の下に教員組織編成の基本方針を有しており、本学の設置構想に沿った学科および専攻・コース構成が編成され、専攻毎に必要な教員を配置している。開学時の職員総定数は、60人であったが、音楽学部開設に伴い職員総定数は100人体制に見直され、各専攻の教育内容を考慮した教員組織が編成されている。

授業科目を少なくし可能な限り専任教員が授業を担当するよう非常勤講師の数を減らしたが、専任教員が担当できない科目については非常勤講師を配置することとした。また総合教育等の教員については、設置基準どおりの定数を確保し教員編成を行っている。

教員の欠員に伴う人事は、欠員が生じた専攻に対して行われている。

本学の専任教員数は、大学設置基準と比較し必要十分な教員を確保している。また本学は、沖縄芸術文化の解明と展開に重点を置き、それらを担う専攻（生活造形専攻、舞台芸術専攻、民族音楽学専修、芸術文化学専攻）の研究指導教員は、充実し確保されている。

教員の年齢構成において50～60歳代の比率が高い状況にある。芸術分野では、習熟に時間がかかるため教員の年齢は高くならざるを得ない。また大学院開設の必要もあり、年齢構成を考慮した採用より経験と実績を優先した人事が行われてきた。

教員の採用及び昇任については、学内規程で基準や手続き等を明確に定めるとともに、教育上の指導能力及び教育研究上の指導能力など総合的な要素に基づき公募により審査し、学長の申し出に基づき知事が任命する。

学部教員の教育活動は、ホームページの教員総覧に発表されている。附属研究所教員の研究活動は、附属研

沖縄県立芸術大学

研究所紀要の「彙報」に公表されている。

本学は、美術工芸及び音楽表現が主であり、教員による展覧会・演奏会や公演活動は活発に行われており、一般にも公開され社会的な評価は頻繁に受けているといえる。

教員の研究活動と教育内容は相関性を有しており、特に大学院教育における専門課程の教育内容と教員の研究活動内容は多くの場合対応しており、教育の目的を達成するための基礎として活発な研究活動が行われている。

教育課程に必要な事務職員と技術職員等の教育支援者は、相互連携の下に役割分担を担いながら教学組織の円滑な運営と適切な意思決定が行われるよう協力体制の確立が努められている。TA、RAの教育補助者については、平成18年度から試行している。

基準4 学生の受入

本学は、芸術系大学として高度な造形能力、音楽芸術の能力及び文化的見識を学生の身に付けるべく教授しており、このことは周知されている。受験生は、自己の芸術的な目的の実現のため本学を受験するのであり、本学の教育の目的と受験者の目的は重なっている。個別学力検査もこの目的に沿った専門実技修得が可能かを問う、きめ細かなものになっている。各専攻は、毎年の入学試験の結果を検証し、入試の改善に役立っている。一般選抜の他に推薦入学、社会人特別入学の制度をとっている専攻もある。

入学者選抜要項、学生募集要項は、マスメディアを通して公表されホームページにも掲載されている。入学試験は、各学部の入学試験委員会、全学の入試管理委員会が適切に機能して実施されている。個人情報の開示も選抜要項、募集要項に明示され手続きに沿って開示されている。

入学試験状況は、ここ数年ほとんど変わっておらず、専攻により受験者数の多少はあるが、これは専攻の特性と考えられる。実入学者数は、5年間の平均で定員を僅かに上回る程度であり、厳正な試験が行われている証と言え、本学の特色である少人数教育が確保されている。

しかし、編入学の制度の実質化、入学試験の検証のシステムの作成等改善を要する点もある。

基準5 教育内容及び方法

<学士課程>

本学では、教育の目的に合わせて「総合教育科目」、「共通教育科目」、「専門教育科目」からなる教育課程を編成している。「総合教育科目」と「共通教育科目」は、専門教育の土台となる教養教育である。「専門教育科目」については、それぞれの専攻・コースが、専門に相応しいカリキュラムと授業内容を提供している。教員の研究活動の成果は、教材や事例研究等により授業内容に反映されている。またデザイン専攻の実技科目の中でインターンシップを行っていて、実績を挙げている。その他、コンクール等で積極的に学外との関わりを持ち、大学院修士課程との連携も行っている。他大学や海外姉妹校との単位互換、編入学については、前向きに検討しているところである。

本学では、専門実技の学習に多くの時間を必要とすることをオリエンテーション時に学生に周知し、履修登録の上限設定を行うことにより、単位の実質化に配慮している。しかし、一部の専攻で学習時間の確保に対する配慮が不足しているような例もあり、履修登録・成績処理等の電算処理のシステム改善と併せて制度を見直す必要がある。

授業形態については、講義、演習、実技等の組合せ、バランスが適当であり、特に専門実技が個人指導であることは、芸術大学の大きな特徴である。平成16年度までは「授業科目概要」を作成していたが、平成17年度より、書式を見やすく改めたシラバスを作成したことにより、学生の授業に対する理解がより深まった。

成績評価方法については、筆記、実技試験、レポート及び授業への出席状況などから総合的に判断している。成績評価基準は、学生便覧等に明記され、オリエンテーション時に学生へ周知している。また成績評価に対する学生の質問を受付けるようになっていて、成績評価の正確性が保たれている。

<大学院課程>

修士課程においては、それぞれの専門の科目の必修単位数の割合が大きく、博士課程では、専門分野の研究指導が教育課程の中心となっている。その他、関連する科目を選択できる教育課程編成であり、授業内容も教育課程の趣旨に沿ったものである。音楽芸術研究科では、平成18年度に専修の組織改変とカリキュラム改正を実施した。教員の研究活動の成果は、教材や事例研究等により授業内容に反映されている。

大学院では、履修単位の上限設定はないが修了要件単位数が少なく、各自の専門の研究に集中できるよう、単位の実質化に配慮している。

授業形態は、各研究科の特性に応じたバランスのとれた組合せで、専門実技又は論文指導は、個人指導で行なわれている。平成17年度よりシラバスを作成したことにより、学生にとって科目のねらいや評価方法等がより解りやすくなった。

研究指導は、専門により1名又は複数の教員が指導する体制が整備されている。本学には、TAやRAの制度がなかったが、平成18年度より取り入れた。成績評価及び学位論文審査も適切に行われ、成績評価について学生からの申立てを受付けるようになっており、成績評価の正確性が保たれている。

基準6 教育の成果

本学及び各学部の目的に照らして、学生が身につける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針は、各専攻のカリキュラムが明らかにしていると考えられる。各学部等では、学生の学力等の達成状況を検証・評価しカリキュラムの改変を行っている。卒業作品、演奏、論文の評価は、関係する全教員で行い水準の維持向上に勤めており、バラエティーに富み水準も高いと判断できる。

教員免許は、約半数の学生が取得しているが、就職を希望する学生ばかりではなく、また就職希望者は、デザイン関係に多いことを勘案すると、取得率はかなり良いと思われる。学芸員資格は、美術工芸学部のみ取得が認められており、教職科目と合わせて履修する学生が多い。

就職及び進学に関しては、本学の特性を受けデザイン専攻学生の就職率は高く、それ以外の専攻の学生は進学率が高い傾向にある。また、在学中・卒業後もコンクール等での活躍が多数あることは、専門家の育成を目指している本学の教育の成果が上がっていると考えられる。

学生の授業評価は、制度化されていないが、芸術活動の個別的表現を尊重して教員と学生の1対1の対応を重視しているため、学生の意見は教育内容に確実に反映される状況にある。

基準7 学生支援等

授業科目選択の際のガイダンスは、新学期の始めに適切に実施している。

学習相談(進路相談を含む)や助言に関しては、美術工芸学部においては学年担任と、学生一人一人に対する学生相談員が配置されている。音楽学部においては、修学支援室が設置され、こうした人的・組織体制により学習支援に関する学生のニーズを把握している。ただし、学生のニーズは大学として集約されておらず、大学学生委員会においてその対応を論議する予定である。

オフィスアワーについては、小規模大学の特性を活かし個々の教員が学生の求めに応じて日常的に適宜の時間を指定し対応している。

特別な支援を必要とすると考えられる者としては、留学生のみが対象となる。留学生に対する学習支援及び

沖縄県立芸術大学

生活支援については、嘱託国際交流コーディネータ等の人的体制を整え、受け入れ準備段階から日本語セミナーの開設など適切に支援している。

学生の自主的学習環境については、専用施設が狭いことから教室や実技室等を授業時間外に開放している。

学生のサークルは、ガムラン音楽の2団体が担当教員の指導の下に活動している。また、実行委員会を組織して行う大学祭に対しては、材料等購入の一部に大学予算を支出している。

保健室と学生相談室に嘱託臨床心理士、嘱託看護師、兼任教員(心理学)を配置し、学生の健康管理、健康相談、ハラスメント相談に適切に対応している。

就職相談については、事務局ロビーに学生コーナーを設置し、求人票一覧、企業パンフレットを備え置いているほか、インターネット端末を設置し就職等の情報が検索できるようにしているが、その取り組みは緒に就いた状況である。

学生の経済面の援助に関しては、授業料等の減免措置を講ずるとともに、外部機関からの奨学金を積極的に活用している。

基準 8 施設・設備

校地及び校舎は、大学設置基準第 37 条及び第 37 条の 2 に定める面積を大幅に上回っている。大学設置基準第 36 条第 1 項から第 5 項に定める施設のうち講堂、寄宿舎及び課外活動施設を除き、他の施設は全て設置している。しかしながら、施設全体の整備環境から見た場合、キャンパスアメニティが不十分であり、またバリアフリー対策が後れている。

本学を特徴づける施設として、奏楽堂、附属図書・芸術資料館、陶芸登窯、附属研究所を設置している。奏楽堂(1,999 m²)は、音楽教育における舞台・演奏実技の実践教育に大きな効果を発揮するとともに、演奏会等を通して住民との連携を図っている。また機能的に講堂の役割も果たしている。附属図書・芸術資料館には、常設展示室・企画展示室を設置し、主に美術工芸学部が教育成果としての制作作品の展示を行うとともに、学生の自発的発表の場として広く住民に教育成果の発表を行っている。附属研究所には、独立した附属研究所棟を設置し、沖縄の伝統文化や芸術の研究を行っているほか、研究成果の普及などを目的とした一般社会人向けの公開講座や文化講座・研究会を開講し地域連携に貢献している。

情報機器・設備については、本学の規模に相応した整備がなされている。また教育用機器として美術教育や音楽教育に必要な彫刻機器、版画用機器、映像用機器、染織機器、洋楽・琉球芸能の楽器・舞台衣装等を備えている。

教室の利用状況については、総合教育棟及び音楽棟の利用が特に高い上、その他の教室の利用も総じて高い。

学内情報ネットワークについては、一応全体的に整備はされているものの、第 1・2 キャンパスの LAN 環境は低速のため、現在の情報量に対応できていない。さらに、システムは古く、情報管理専門職員も配置されていない状況である(【改善を要する点】を参照)。これらの改善点については、平成 21 年 4 月の大学法人化移行に向けての準備工程の中で財務会計・給与システム等の新規導入と併せて改善していく必要がある。

施設・設備については、根幹となる維持・管理は沖縄県条例・規則等により適正に行われており、また附属図書・芸術資料館の利用も学内規程により管理されている。

附属図書・芸術資料館の図書、資料等は、相応の種類、数量等を備えているほか、検索システムも整備されている。図書の収集・整理、国指定重要文化財の管理及び利用日・時間の拡充については、人的体制の強化が求められる。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

本学は、芸術系大学であり、教育の成果や活動の実態を示すデータは実技・演奏系の場合では、作品や作品映像・演奏録音や演奏映像の資料として残り、美術工芸学部では各専攻・コースで、音楽学部では音楽資料管理室で管理されている。また理論系の成果物は、論文や要旨集、さらに発表録音や発表映像として蓄積されている。これらの資料は教員・学生とも閲覧可能であり、教育・研究や自主学习などに活用されている。

本学の専門科目は、少人数授業であり、教員との緊密な意思疎通の中で創作教育が行われている。学生の意見は、教育内容に確実に反映される状況にある。また学生の制作や演奏は教育の状況を直接反映させるものであり、教員は教育内容を客観的に把握できる状況にある。

学外関係者の意見の反映例では、学外で開催される大きな展覧会や演奏会等は、学内の学生だけではなく学外の専門家や卒業生と共同で行われることが多く、その過程で学外の意見に触れる状況にある。したがって教員は教育内容を学外の意見から客観的に把握できる状況にあり、自己点検と評価は適切に行われている。

本学の特徴は、個別指導にあり、教員個人単位では常に教育の質の向上が求められ、教員個人単位あるいは専攻・コース単位では教育の質の向上が常時求められており、専攻・コース単位での協議が行われ継続的な改善が行われている。今回の自己点検・評価の結果を、全学的な取り組みとして、どのようにシステムを整備し活用していくか新たな改善システムの整備について論議していく予定である。

授業内容は、個々の教員の自覚の下に改善が図られている。専門課程の教員にとっては、教授内容が学生の芸術活動の結果に如実に反映されるため教育の改善は必要不可欠である。

専攻・コース単位では教育課程を進めていく上で教員相互の情報交換や意見交換が常に行われている。また複数教員による講評も行われており、授業方法や内容の改善に貢献している。新任教員に対しては、複数教員と協議や助言の下に授業計画を立て授業を行うなどの配慮が各専攻・コース単位で行われている。

教育の質の向上ために教育支援者や教育補助者の資質の向上は不可欠である。教育支援者や教育補助者は、業務以外の時間に学内施設を自由に利用できる環境にあり、研究環境としては整備されている。また本学は少人数教育であり、教育支援者や教育補助者と教員とのコミュニケーションは、日常的に行われており、教育支援者や教育補助者の資質向上に役立っている。

基準 10 財務

本学は、県が設置した公立大学であるため、予算及び決算は地方自治法等に基づき適正な手続きにより成立、認定され、県民に公表されている。

大学予算は、歳出において抑制傾向が続いているが、大学運営に必要な教育研究費等は確保されている。収支における自主財源の大幅な増加は、本学が少人数教育を特色としているため改善には一定の制約があることから一般財源からの組み入れに県の政策的な配慮が求められる。

大学の資産は、教育研究活動を安定して遂行できる校地、校舎、教育研究備品、図書類等を有している。

基準 11 管理運営

本学の管理運営組織としては、県規則（学則を含む）及び学内規程に基づき学長を統括者として部局長会、評議会、教授会、研究科委員会及び全学委員会等が置かれている。しかし、学長と全学委員会との連携が十分とはいえ、また学生部長の職務権限が規程上不明確である。

事務局には、総務課と教務学生課が置かれ管理運営組織の円滑な運営を支えている。ただし、一部事務分野において事務職員の定期人事異動期間が3年と短いため、教学に関する企画・立案、大学運営及び高等教育行政にある程度精通した人材が確保されていないなど、人的配置の改善及び体制強化が求められる。

管理運営に関しては、管理運営方針を管理運営事項として具体化し学内諸規程に盛り込むとともに、管理運営に関わる組織の長及び教授会や全学委員会等の構成員の責務、権限についても学内規程で明示されている。

大学内外の関係者のニーズ把握については、小規模大学の特性を活かした教員相互間、教員と学生・卒業生らとの意思疎通を通し必要なニーズは把握しており、特に支障は生じていない。

大学活動状況等に関するデータや情報は、各部署において蓄積されており、今後はこれらのデータ等が構成員からアクセスできるようにデータベース等のシステム構築を検討する必要がある。

平成 12 年度に第 1 回自己点検・評価を実施し問題点や課題を抽出し対応策を講じてきたが、問題点や課題には大学・学部で短期的に改善可能なものや中・長期的なもの、あるいは県の政策に係るものがあり、大学全体及び両学部における改善取組が弱かったことは否めない。その大きな要因は、大学が組織体として自己点検・評価結果とそれに対する改善が表裏一体であることの認識が弱く、組織的対応を欠いたことが挙げられる。このことを踏まえ、今回の自己点検・評価に当たっては、評価委員会とは別途に改善のための機構組織を立ち上げて評価システムを構築する予定である。

iv 自己評価書等リンク先

沖縄県立芸術大学のホームページ及び機構に提出した自己評価書本文については、以下のアドレスからご参照下さい。

なお、自己評価書の別添として提出された資料の一覧については、次ページ以降の「v 自己評価書に添付された資料一覧」をご参照下さい。

沖縄県立芸術大学 ホームページ <http://www.okigei.ac.jp/>

機構 ホームページ <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 [http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou200703/
daigaku/jiko_okinawageijutsu_d200703.pdf](http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou200703/daigaku/jiko_okinawageijutsu_d200703.pdf)

v 自己評価書に添付された資料一覧

基準	資料番号	根拠資料・データ名
基準1	1-1-1-1	平成18年度版大学案内
	1-1-1-2	平成18年度学生便覧
	1-1-1-3	沖縄県立芸術大学規程集
	1-1-2-1	ホームページのトップページ(写)
	1-2-2-1	平成18年度版大学案内の配布先一覧
基準2	2-2-1-1	各種委員会名簿(全学・学部・大学院)
	2-2-1-2	平成17年度各種委員会開催日時・教授会等開催(5年間)
	2-2-1-3	平成17年度美術工芸学部教授会議事録
	2-2-1-4	平成17年度音楽学部教授会記録
	2-2-1-5	平成17年度大学教務委員会記録
	2-2-1-6	平成17年度大学人事委員会議事要旨
	2-2-1-7	平成17年度学生委員会記録
基準3	3-1-3-1	平成18年度大学組織及び教職員配置図
	3-1-4-1	平成18年度音楽学部・音楽芸術研究科(修士課程)履修案内
	3-1-4-2	平成18年度芸術文化学研究科(後期博士課程)履修便覧(シラバス含む)
	3-1-4-3	平成18年度造形芸術研究科(修士課程)履修案内
	3-1-6-1	平成18年度外国人・実務経験者等の任用・公募状況
	3-2-2-1	沖縄県立芸術大学自己点検・評価報告書
	3-2-2-2	平成18年度版沖縄県立芸術大学広報「開鐘」
	3-3-1-1	教育内容と関連する代表的な教育研究活動等
	3-4-1-1	TA・RA制度・取扱要領等
基準4	4-1-1-1	平成18年度音楽学部個別学力検査(専攻別実技試験等)試験曲
	4-1-1-2	ガイダンス資料(日程、学年暦等一部例示)
	4-1-1-3	平成18年度オープンキャンパスのお知らせ
	4-1-1-4	主張演奏会パンフレット
	4-1-1-5	平成18年度入学者選抜要項(社会人特別選抜・推薦入試・私費外国人留学生選抜含む)
	4-1-1-6	平成18年度美術工芸学部学生募集要項(一般・私費外国人留学生選抜)
	4-1-1-7	平成18年度音楽学部学生募集要項(一般・社会人特別・私費外国人留学生)
	4-1-1-8	平成18年度推薦入学学生募集要項
	4-2-1-1	過去3年間の入試問題(一部例示)
	4-2-1-2	平成18年度造形芸術研究科(修士課程)学生募集要項
	4-2-1-3	平成18年度音楽芸術研究科(修士課程)学生募集要項
	4-2-1-4	平成18年度芸術文化学研究科(後期博士課程)学生募集要項
	基準5	5-1-1-1
5-1-1-2		平成18年度美術工芸学部・造形芸術研究科授業時間割表(講義系科目)
5-1-1-3		平成18年度音楽学部・音楽芸術研究科(修士課程)授業時間割表

	5-1-1-4	平成 18 年度総合教育・美術工芸学部（専門教育・博物館学）開設授業科目表
	5-1-1-5	音楽学部開設授業時間配当表（平成 18 年度入学生用）
	5-1-1-6	音楽学部開設授業時間配当表（平成 17 年度入学生用）
	5-1-2-1	平成 18 年度総合教育等シラバス
	5-1-2-2	2006 美術工芸学部シラバス
	5-1-2-3	平成 18 年度音楽学部&(修士課程)音楽芸術研究科シラバス
	5-1-4-1	デザイン専攻インターンシップ学生受入
	5-1-4-2	学生ニーズによるカリキュラム改正例
	5-1-4-3	学外との関わり及び大学院との連携例
	5-1-5-1	学生の音楽棟及び奏楽堂施設使用に関する申し合わせ
	5-2-2-1	音楽学部シラバス作成の手順書
	5-2-2-2	シラバス活用アンケート
	5-2-3-1	「単位外補修授業クラス（英語）」の開設について
	5-4-1-1	平成 18 年度大学院（修士課程）造形芸術研究科・大学院（博士課程）芸術文化科学研究科開設授業科目表 大学院音楽芸術研究科（修士課程）開設科目一覧（平成 18 年度入学生用）
	5-4-1-2	大学院音楽芸術研究科（修士課程）開設科目一覧（平成 17 年度入学生用）
	5-4-1-3	2006 造形芸術研究科(修士課程)シラバス
	5-4-2-1	
基準 6	6-1-1-1	学生・卒業生のコンクール入選・入賞者一覧
	6-1-2-1	平成 17 年度美術工芸学部卒業・修了作品図録
	6-1-2-2	修士論文・卒業論文要旨
	6-1-2-3	博士学位論文（要旨及び審査結果）第 1 号又は第 2 号
基準 7	7-3-1-1	平成 18 年度就職委員会資料（ガイダンス・アンケート・進路調査等）
	7-3-4-1	奨学金受給状況(平成 14～17 年度)
	7-3-4-2	留学生の授業料等減免状況（平成 13～平成 17 年度）
基準 8	8-1-1-1	教室の利用状況
	8-1-2-1	大学コンピュータネットワーク構成図
	8-1-3-1	附属図書・芸術資料館案内パンフレット
	8-1-3-2	施設使用許可の取扱い及び音楽棟・奏楽堂の施設使用許可について
	8-2-1-1	附属図書・芸術資料館の図書数・芸術資料数
基準 9	9-1-1-1	音楽学コース論文集「ムーサ」
	9-1-5-1	「自己点検評価報告書」による検討課題の取組現状報告（音楽学部）
	9-1-5-2	平成 18 年度美術工芸学部・音楽学部入学カリキュラム改正資料
基準 10	10-3-2-1	「平成 16 年度沖縄県包括外部監査報告書」抜粋
基準 11	11-1-2-1	評議会名簿
	11-1-2-2	評議会議事録

沖縄県立看護大学

目 次

認証評価結果	2-(10)-3
基準ごとの評価	2-(10)-4
基準1 大学の目的	2-(10)-4
基準2 教育研究組織(実施体制)	2-(10)-6
基準3 教員及び教育支援者	2-(10)-8
基準4 学生の受入	2-(10)-11
基準5 教育内容及び方法	2-(10)-14
基準6 教育の成果	2-(10)-21
基準7 学生支援等	2-(10)-23
基準8 施設・設備	2-(10)-26
基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	2-(10)-28
基準10 財務	2-(10)-31
基準11 管理運営	2-(10)-33
意見の申立て及びその対応	2-(10)-36
<参 考>	2-(10)-37
現況及び特徴(対象大学から提出された自己評価書から転載)	2-(10)-39
目的(対象大学から提出された自己評価書から転載)	2-(10)-40
自己評価の概要(対象大学から提出された自己評価書から転載)	2-(10)-42
自己評価書等リンク先	2-(10)-47
自己評価書に添付された資料一覧	2-(10)-48

認証評価結果

沖縄県立看護大学は、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

当該大学の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

大学の使命に島嶼県である沖縄県の県民への貢献を挙げている。

大学設置の目的に沿って県民の期待に応えるよう、地域推薦入学制度を設け、県内出身者の数を確保している。

海外の最新の研究論文をレビュー、討論して学生の授業に生かすことを狙いとしたジャーナル『シンセサイザー』によって最新の学術的情報の取り入れに努力し、授業内容の刷新を図っている。

県内に就職した学生のうち離島に就職した学生の割合が15%と高い。

講義室、演習室は広く、数も十分に確保されており、附属図書館と同一の建物内に、良く整備され、広いスペースの院生室が確保されている。

当該大学の主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

学士課程の成績評価に対する正確性を担保する措置が十分には講じられていない。

図書の冊数が不足しており、看護系の図書には刊行年の古いものが多く、整備が不十分である。

基準ごとの評価

基準1 大学の目的

- 1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-1 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

当該大学は、保健医療福祉の分野において、県民の期待に応えうる、資質の高い看護職者の育成を図り、看護実践及び学術的発展に寄与することを使命とし、学則に目的を「生命の尊厳を重んずる豊かな人間性を育成するとともに、看護に関する高度な専門的知識や技術を修得させることにより、保健医療福祉の分野において看護を科学的に実践し、人々の健康と福祉の向上に貢献することのできる人材を育成することを目的とする」と定めている。その上で、教育理念及び教育目標を定め、教養を備えた質の高い看護師・保健師・助産師等を育成し、地域に貢献するとともに看護学の発展に寄与することを目的としている。

これらのことから、大学の目的が明確に定められていると判断する。

- 1-1-1 目的が、学校教育法第52条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学の目的としては、「生命の尊厳」、「豊かな人間性」の涵養、「専門知識や技術」の修得、「看護学の発展に寄与」することを挙げており、これらは学校教育法に規定された大学一般に求められる目的から外れるものではないと判断する。

- 1-1-1 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第65条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学院学則に目的を「高度な看護の理論および応用を教授研究し、その深奥を究めて保健看護の発展並びに県民の健康および福祉の向上に寄与することを目的とする」と定め、大学院設置の趣旨において、博士前期課程は、高度なケアの実践や教育のできる専門的能力・研究能力を養うこと、博士後期課程は、研究者として自立して研究ができる能力と豊かな学識を養うことを目的とすると明示している。

これらのことから、大学院の目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものではないと判断する。

- 1-2-2 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

大学及び大学院の目的、教育理念及び教育目標を、大学ウェブサイトに掲載するとともに、『学生便覧』、『実習の手引き』、『院生便覧』に掲載し、全教職員及び学生に配布し周知を図っている。また、新入生のみならず、2年次以降の学生に対しても毎年のガイダンスで繰り返し説明している。さらに、学長は、新

任教員の辞令交付時等にも教育目的等を話し、周知に努めている。

これらのことから、目的が、大学の構成員に周知されていると判断する。

1 - 2 - 目的が、社会に広く公表されているか。

大学の目的、教育理念及び教育目標を、大学ウェブサイトに掲載するとともに、『大学案内』に掲載し、各種大学説明会時に配布している。さらに、学長は、実習連絡調整会議等で目的を説明している。また、大学広報誌『かせかけ』を年1～2回発行し、学内外に配布している。学長や教員は、機会を捉え新聞等のマスコミを活用し広報に努めている。

これらのことから、目的が社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

大学の使命に島嶼県である沖縄県の県民への貢献を挙げている。

基準2 教育研究組織（実施体制）

- 2 - 1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2 - 2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2 - 1 - 学部及びその学科の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

看護学部看護学科のみを置く単科大学であり、目的及び教育目標に基づき学部学科を構成しており、看護師・保健師・助産師の国家試験受験資格を取得できる構成となっている。

これらのことから、学部及びその学科の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2 - 1 - 学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成が学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2 - 1 - 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

教養教育に相当する科目は、「基本科目」群及び「専門支持科目」群で構成され、専任教員及び非常勤講師により教育が行われている。教養教育の体制及び履修に関することは教務委員会で審議され、目的及び教育目標の達成が図れるような授業内容とそれにふさわしい教員を確保するよう調整している。「基本科目」群と「専門支持科目」群には非常勤講師を比較的多く採用しているが、非常勤講師は教務委員会で検討し、教授会の議を経て決定し、教育課程が円滑に進むよう教務委員会と学務課が連携し調整している。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

2 - 1 - 研究科及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

博士前期課程及び博士後期課程双方に共通する3分野5領域がある。3分野は、文化間保健看護、生涯発達保健看護、先端保健看護から構成されている。文化間保健看護分野には、保健看護管理、地域保健看護の2領域がある。生涯発達保健看護分野には、母子保健看護、成人・老年保健看護の2領域があり、先端保健看護分野は、新領域保健看護の1領域から構成されている。

特徴は、ケアの受益者の立場に立ち、高い見地から専門職者の役割を果たせる分野・領域が置かれ、学際的な能力の育成を目指す観点、先進的ケアの実践能力を育成する観点からの構成となっていることである。

これらのことから、研究科の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2 - 1 - 1 研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成が大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2 - 1 - 2 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2 - 1 - 3 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2 - 2 - 1 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

教育研究活動の最高意思決定機関として教授会及び研究科委員会を設置している。両会は毎月1回開催され、学則、学内諸規程の制定・改廃、教員の人事、学生の入学・卒業等、教育課程及びその履修に係る事項並びに教育研究活動等の重要事項を審議している。

教授会は学長及び教授、研究科委員会は研究科長（学長兼任）、大学院担当教授及び研究指導教員により構成されている。審議され決定された事項については、全教職員を構成員とする教職員連絡会議を教授会と研究科委員会の直前に開催し、報告を行っている。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2 - 2 - 2 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

学部の教育課程や教育方法を検討する委員会として、教務委員会があり、その下に実習小委員会を置いている。教務委員会は、教務部長を委員長とし、そのほか「専門科目」群から8人、「基本科目」群から1人、計10人で構成され、教育課程の編成、履修、入学、休学、退学、卒業等に関することを審議している。実習小委員会は、「専門科目」群の7人で構成され、臨地実習計画及び運営に関する事項を担当している。これらは毎月1回定例で開催され、必要時には臨時で開催されている。

大学院教務委員会は、研究指導教員及び研究指導補助教員の計5人で構成され、大学院の運営方針、担当教員の資格審査等の運営にかかわること、教育課程の編成、学生の動向、学位論文の審査等を審議しており、平成17年度は15回開催されている。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が、適切な構成となっており、実質的な検討が行われているとは判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

基準3 教員及び教育支援者

- 3 - 1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3 - 2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3 - 3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3 - 4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3 - 1 - 教員組織編成のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされているか。

学士課程の授業科目を「基本科目」群、「専門支持科目」群、「専門科目」群及びこれら3科目群の統合である「統合科目」群の4科目群に分類し、「基本科目」群、「専門支持科目」群、「専門科目」群に必要な教員として教授・助教授・講師・助手・その他の職員を配置している。

これらのことから、教員組織編成のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされていると判断する。

3 - 1 - 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

学部の教育課程は、「基本科目」群、「専門支持科目」群、「専門科目」群及び「統合科目」群の4科目群で構成されている。43人の教員(常勤)は、科目群間及び「専門科目」群間の連携、学部と大学院の一貫性を重視した学部教育を行うとともに、一部の教員は大学院の教育を担当している。33人の非常勤講師は主に「基本科目」群と「専門支持科目」群において特色ある科目を担当し、教養教育の充実に貢献している。助手は、他の教員とともに「専門科目」群の演習の一部を担当するとともに、実習科目の学生指導を担当している。

これらのことから、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されていると判断する。

3 - 1 - 学士課程において、必要な専任教員が確保されているか。

沖縄県組織・定数台帳に基づき、教員定数を学長1、教授12、助教授5、講師12、助手16と定めている。現在は専任教員として教授11人、助教授5人、講師10人、助手17人の計43人を配置しており、大学設置基準第13条に定める定数以上を確保している。

専任教員は「基本科目」群に3人、「専門支持科目」群に3人、「専門科目」群に20人が配置されており、全体では授業総コマ数の72%を専任教員が担当している。

これらのことから、必要な専任教員が確保されていると判断する。

3 - 1 - 大学院課程(専門職大学院課程を除く。)において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

大学院担当教員は学部との兼任であるが、博士前期課程の研究指導教員9人と研究指導補助教員5人を、

また、博士後期課程の研究指導教員 6 人と研究指導補助教員 7 人を確保しており、博士前期課程の研究指導教員のうち 8 人は教授であり、博士後期課程の研究指導教員 6 人全員が教授である。また、授業の約 9 割は専任教員によって行われている。

これらのことから、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されていると判断する。

3 - 1 - 専門職大学院課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

該当なし

3 - 1 - 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別構成のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

教員の採用に関しては、教員選考規程、教員選考基準に基づき公募制を採っている。公募に際しては、応募資格、選考方法、提出書類等を学内外に明示し、大学ウェブサイトも活用している。男性教員の割合は約 2 割である。また、教員の平均年齢は、教授 60.9 歳、助教授 53.8 歳、講師 44.4 歳、助手 36.6 歳と高い。平成 16 年度より助手に対しては任期制を導入しているほか、若手教員育成として助手をハワイ大学マノア校に派遣し海外の看護について学ばせている。また、外国人教員によるファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）活動や教育方法の紹介により、教員の活動の活性化を図っている。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための措置が講じられていると判断する。

3 - 2 - 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の選考に当たっては、教員選考規程、教員選考基準を定め、教員選考委員会をその都度設置し、教授会の議を経て決定している。学士課程教員の選考は書類と面接により、教育経験、実践経験、研究業績を重視して教育上の指導能力を評価している。教員の大学院担当資格審査については、学士課程よりも専門分野・領域の研究能力に関して学術的により高い基準で評価している。

教員の昇格基準については、平成 18 年度中に教員昇任要綱として制定される。

これらのことから、教員の採用基準が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3 - 2 - 教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、機能しているか。

教員の教育研究活動を評価するために、全学自己点検・評価検討委員会規程に基づき、教員の教育活動に関する自己点検・評価の基本方針を策定している。平成 13 年度には自己点検・評価を実施し、結果を公表している。学士課程に関しては、平成 12 年度より学生による講義・演習の授業評価を実施している。教員個人の自己評価の取組は、平成 18 年度から本格的に実施しており、教員は毎年 4 月に各自 1 年間の教育研究活動予定を記入した自己評価計画書を提出し、年度末に実績を提出することとなっている。

また、実習担当教員に対しては、学外臨地実習指導者による外部評価を実施している。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、機能していると判断する。

3 - 3 - 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

教員は、教育内容と対応した研究活動を行っており、各教員の研究活動の主な業績である論文、著書あるいは他大学、他機関との共同研究の成果と担当授業科目は関連している。このことは、『シラバス』や『大学紀要』、『共同研究成果報告書』等により確認できる。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3 - 4 - 大学において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教育課程展開への支援は学務課事務職員、教育補助嘱託員及び臨地実習指導者等の教育支援者により行われている。一般事務職員4人は学務全般・総括を行っている。教育補助嘱託員として、語学補助嘱託員、情報教育補助嘱託員、人体構造・機能学教育補助嘱託員、臨地実習教育補助嘱託員の4種類があり、それぞれ、資格を定めている。現在の教育補助嘱託員は5人であり、語学演習、主に情報処理演習、人体構造・機能演習の授業を支援している。また、学外の指導者として臨地実習指導者165人が臨地実習指導を支援している。

これらのことから、必要な事務職員等の教育支援者が適切に配置されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

基準4 学生の受入

- 4 - 1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4 - 2 アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4 - 3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 4 - 1 - 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されているか。

大学の理念に沿ったアドミッションポリシーが教授会の議を経て、次のように定められている。すなわち、

- 1 人の生命と健康に関心を持ち、社会に貢献したいという意欲を持った方
- 2 幅広く学ぼうとする、向学心、探究心を持った方
- 3 離島・過疎地域医療を含めた保健・医療・看護に関心を持ち、主体的に問題解決に臨む意欲を持った方
- 4 異なる文化に関心を持ち、国際的な視野で看護を学ぼうとする意欲を持った方

と、明確に定められている。

これらは、大学ウェブサイトに掲載されるとともに、『大学案内』や『募集要項』に記載され、学内外に公表されている。また、オープンキャンパスへの参加が困難な離島の高等学校へも訪問し周知活動を行っている。学部においては一般選抜試験及び特別選抜試験の2種類の選抜方法を採用しており、学力や学問探究心のみならず、人間・生命・健康への関心、社会貢献への意欲、看護職者としての適性を判定している。

これらのことから、アドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

- 4 - 2 - アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

学士課程の一般選抜試験は、大学入試センター試験、小論文及び面接試験により総合判定している。特別選抜試験は定員の25%とし、大学入試センター試験を免除し、推薦書、調査書、小論文及び面接により判定している。特別選抜試験のうち、地域推薦入学制度は、医療過疎地対策の一つであり、県内の特定町村20町村からの推薦を受け、卒業後に出身町村において保健・医療・福祉に貢献できる者を対象としている。

大学院博士前期課程は、学力試験と面接により総合判定している。博士後期課程は、学力試験、面接、修士論文要旨、研究業績一覧により総合判定している。面接では特に保健看護の実践、教育、研究の発展に貢献したいという意欲を重視して判定している。

これらのことから、アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4 - 2 - アドミッション・ポリシーにおいて、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

社会人入学については、特別選抜試験の枠内で社会人特別選抜として、大学入試センター試験を免除し、小論文と面接により志望動機、看護職者としての適性等を重視して総合判定している。質の高い看護職者を養成するという県民への責任を果たすために、一定の水準に達している者の入学を許可しており、社会人特別選抜の定員は定めていない。大学院課程では、アドミッション・ポリシーに沿って積極的に大学院設置基準第 14 条適用学生として社会人を受け入れている。社会人に対しても一般受験者と同じ学力試験を課し、同一基準で判定しているが、修了後実践の場に復帰する者については修士論文の代わりに課題研究報告書を作成させている。

これらのことから、アドミッション・ポリシーに応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4 - 2 - 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学者選抜は、入学試験委員会規程に基づき、入学試験委員会を中心に企画から合格者の決定まで一貫して、学長の指揮のもと、全学体制で実施しており、責任の所在も明確である。

入学試験個人成績の開示は、『募集要項』に明記し、開示請求に基づき実施している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4 - 2 - アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

学部では、学長を委員長とする学部入試委員会が、平成 13・14 年度に入試改善に関連する調査を実施しているほか、入学試験の結果、入学後の学業成績追跡調査、履修状況、国家試験合格状況、就職・進学状況等を踏まえ入学者選抜について検証し、改善策に生かしている。成績追跡調査の結果を受けて、一般選抜前期試験の定員を 45 人から 50 人に増やしている。

これらのことから、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4 - 3 - 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

学部の入学者数は平成 14 年度からの 5 年間では、入学定員 80 人に対して 80~81 人であり、入学定員充足率はほぼ 1.00 倍である。

大学院の入学者数は平成 16 年度の開設からの 3 年間では、博士前期課程の入学定員 6 人に対して 6~9 人であり、入学定員充足率の平均値は約 1.17 である。また、博士後期課程では入学定員 2 人に対して 2 人であり、入学定員充足率は 1.00 倍である。

これらのことから、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 4 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

大学設置の目的に沿って県民の期待に応えるよう、地域推薦入学制度を設け、県内出身者の数を確保している。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5 - 1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5 - 2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5 - 3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5 - 4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5 - 5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5 - 6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5 - 7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

< 学士課程 >

5 - 1 - 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置 (例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。) され、教育課程の体系性が確保されているか。

教育課程は、「基本科目」群、「専門支持科目」群、「専門科目」群及び「統合科目」群の四つの科目群からなり、体系的にカリキュラムを構成し、講義・演習・実習を有機的に組み合わせ、段階的に学習できるように科目が配置されている。また、国際化・情報化時代に対応して、地域の視点から国際的視点まで広い視野を持つ人材育成に対応した科目を配置している。特に、離島の多い沖縄県の地域に貢献できる人材育成のために「島しょ保健看護論」を開設している。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程の体系性が確保されていると判断する。

5 - 1 - 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

授業の内容は、教育課程の編成の趣旨に沿って、「基本科目」群では、豊かな人間性と幅広い知識を涵養する内容を、「専門支持科目」群は医療人が持つべき専門的教養を身に付けるための内容を、「専門科目」群は地域と国内外の保健看護活動を広い視野から理解し、健康の保持増進から終末期ケアまでの実践をするために必要な知識・技術・態度を習得できる内容となっている。「統合科目」群では総合的な問題解決能力及び応用能力を養うための授業内容となっている。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5 - 1 - 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものであるか。

教員の研究活動の成果は、それぞれの授業に反映され、授業内容の改善を目的とした研究も行われてい

る。卒業論文では、学生は自分の課題に近似するテーマを研究している教員のもとで学習し、卒業論文の作成に取り組んでいる。また、FD活動の一環として海外の最新の研究論文をレビュー、討論して学生の授業に生かすことを狙いとしたジャーナル『シンセサイザー』を毎年編集・刊行し、授業内容の刷新に努めている。

これらのことから、授業の内容が、研究活動の成果を反映したものになっていると判断する。

5 - 1 - 1 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学部の実験科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育）の実施、編入学への配慮、修士（博士前期）課程教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

他大学卒業生には 30 単位を超えない範囲で既修得単位を認めている。また、病気等で実習科目を履修できなかった場合には補充実習を実施している。

博士前期課程教育との連携については、「学士・修士課程における看護学生の到達目標としての能力（コンピテンシー）」を明確にし、一貫性のある教育を行っている。

これらのことから、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

5 - 1 - 2 単位の实质化への配慮がなされているか。

学習目標に沿った主体的学習を促す履修指導をしている。さらに、学生担当教員制を敷き、個別に履修指導を行っている。実習科目については、『実習要綱』を作成し、事前に目標や実習内容を把握させるとともに、実習後には、実習記録やレポートの提出を義務付けている。

授業時間外の学習のために、校舎内の演習室を解放しているほか、附属図書館の開館日を平成 16 年度からは土曜日に、平成 17 年度からは日曜日にも拡張している。

これらのことから、単位の实质化への配慮がなされていると判断する。

5 - 1 - 3 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

該当なし

5 - 2 - 1 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用、TAの活用等が考えられる。）

教育目的に照らし、講義 52%、演習 19%、実習 29%とバランスを考慮した授業方法をとっている。学習指導法は、それぞれの科目の目的に応じて少人数授業、フィールド型授業、メディアを利用した授業、情報機器の活用等多様な方法を実施している。例をあげると、「英会話」の少人数対話型授業、「保健医療情報」のインターネット上の各種データベース検索方法等の実践的教育、「人体構造学」の教材を用いた人体模型作成、ホスピス見学・離島訪問演習等のフィールド型授業である。

専門科目の演習は学生 20 人単位で実施し、実習においては、学生 5～6 人を 1 人の指導教員が担当し、実習施設の担当者と協力し学生の個別の学習ニーズに対応した指導を行っている。また、離島での実習やハワイ大学での研修も取り入れている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5 - 2 - 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

講義の目的、内容及び計画、教科書、参考書、成績評価方法、履修上の注意等を記載した『シラバス』が作成され、履修ガイダンスや授業の初回ガイダンスに活用されている。『シラバス』は入学時に第1から第4学年のすべての授業内容を記述したものを配布しているが、バインダー式となっており、教員が学期末に実施する授業評価アンケート等を参考にして、『シラバス』の内容の改訂を行った場合には最新の情報に差し替えることができるという工夫がされている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5 - 2 - 自主学习への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

授業初日にオリエンテーション資料や手引きを配布し、教育目標・行動目標、具体的な授業及び実習の進め方等を説明し、自主学习への動機付けを行っている。

自主学习促進のため、附属図書館の平日21時までの開館及び土日の開館を実施している。また、学生の自主学习の場として、講義室、実習室、演習室、情報処理学習室等の使用を可能にしている。学力不足の学生に対しては、国家試験対策特別講義として、学力不足科目の補講を実施している。

これらのことから、自主学习への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5 - 2 - 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5 - 3 - 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

成績評価基準及び卒業認定基準は、学則及び履修規程に基づき策定し、『学生便覧』の履修要領に明示しており、入学時及び学年ごとの履修ガイダンスで、周知を図っている。期末試験の受験資格は3分の2以上の授業への出席を前提としている。試験の方法は授業科目に応じて、筆記、口述、レポート、論文、実技等があり、『シラバス』に明記されている。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5 - 3 - 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

成績は期末及び随時の試験結果と出席状況等により総合的に判定し、単位認定を行っている。複数教員が少人数教育体制で行う実習科目では評価の公平性確保のために、評価基準を『実習の手引き』に明記し、基準に従って作成した資料を基に、科目を担当した全教員で討議を行い、科目責任者による成績評価、単位認定が行われている。進級認定、卒業認定は基準に従って教務委員会で討議し、教授会で認定している。

これらのことから、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5 - 3 - 成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。

学生からの成績評価に関する申立ては科目担当教員、学生担当教員、学務課を通じて行うことができることとなっているが、学生に対して十分に周知されていない。申立てに対しては教員それぞれが対応しているが、適切な対応がされていない事例も確認された。

これらのことから、成績評価の正確性を担保する措置が十分には講じられていないと判断する。

<大学院課程>

5 - 4 - 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。

博士前期課程は、文化間保健看護、生涯発達保健看護、先端保健看護の3分野から編成され、各分野には専攻領域があり、3分野では合計五つの専攻領域がある。そのほかに看護の課題への学際的取組を促すための科目をコア科目として設定している。博士前期課程は、保健医療福祉に関する対人サービスを担う看護専門職者リーダーとして、高度なケアの実践あるいは教育研究の役割を果たせるよう、広い看護の領域と学際的知識を教授する教育課程を編成している。

博士後期課程では、博士前期課程と同じ3分野5領域から編成されているが、よりレベルの高い授業内容であり、卓越した実践や教育・研究活動に携われる高度な学識と専門知識・技術を備えた人材育成を目指す教育課程を編成している。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっていると判断する。

5 - 4 - 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

博士前期課程における専門科目の3分野5領域は、それぞれ特論、演習、実習と特別研究又は課題研究により構成されている。特論は講義が中心で、学問分野に関する最新の学術情報など専攻する分野・領域の理解を深め、演習は、学術論文の抄読・輪読や討論形式が中心、実習は領域の特殊性及び学生の経験・修了後の進路と関心のあるテーマを踏まえて最近のケア方法、技法あるいは技術を学ぶことを目標にしている。必修コア科目は、継続保健看護教育、生涯発達学、保健看護システム等の5科目、選択コア科目はヘルスプロモーション・健康教育、保健看護情報、保健看護政策等を配置し、看護の問題解決への学際的アプローチによる応用能力の強化を図っている。

博士後期課程の授業内容は、特論や特別研究により広く深い専門的素養を身に付けて、自立した研究者あるいは卓越した実践者の育成を目指す教育課程の編成の趣旨に沿ったものである。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5 - 4 - 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したのとなっているか。

各専門分野・領域に応じた多数の研究成果があり、それらが授業に反映されている。授業科目は、当該

分野・領域の研究を行っている教員が担当し、研究活動の成果を反映させている。研究活動に基づき教科書を作成している教員もあり、『生涯人間発達』、『看護研究ハンドブック』、『国際保健看護』は、コア科目や専門科目のテキストとして使用されている。また、『シンセサイザー』によって最新の学術的情報の取り入れに努め、授業で活用している。

これらのことから、授業の内容が、研究活動の成果を反映したものとなっていると判断する。

5 - 4 - 単位の実質化への配慮がなされているか。

大学院生は指導教員の指導に基づき、履修計画を立て学習目標を明確にし、自主学習を促している。院生室が与えられ、専用のパソコンと専用ネットワークが設置されメールによるQ & Aや、附属図書館の平日の21時までの開館、土日の開館等学習環境を整えている。

これらのことから、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5 - 4 - 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

現在、大学院生の7割を社会人学生が占めていることから、授業開始時刻を17時40分としている。また、土曜日・日曜日・祝祭日に授業を行うなど、柔軟な授業時間の設定を行っている。さらに、離島の社会人学生に配慮して、講義の一部で遠隔講義システムを試行している。

これらのことから、在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされていると判断する。

5 - 5 - 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。）

授業は、講義形式のほか、対話・討論型授業を実施している。特論は講義形式、演習はゼミ形式で大学院生の自発的参加を促している。演習には講師や助手の参加を求めて討論の活発化を図っている。実習は大学院生の入学前の実践経験や修了後の進路等により、実践家あるいは教育研究者のどちらを目指すかの意向を確認し、実習指導教員の指導方針のもとに現場の指導的看護職者の協力を得ることにより個別に展開している。また、離島の社会人学生に配慮して、講義の一部で遠隔講義システムも試行している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5 - 5 - 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

大学として統一したフォーマットで到達目標を明確にするという方針の基に教育課程の編成の趣旨に沿って『シラバス』を作成している。『シラバス』の構成はフォーマット化され、教育方針、教育目標、講義の計画、成績評価方法等が記載されている。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5 - 5 - 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5 - 6 - 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。

修士論文を作成する学生と現場の課題に取り組み、課題研究報告書を作成する学生がいる。それぞれに合ったスケジュールが示され、それに沿って指導が行われている。

平成 16 年度に入学したうちの 4 人は、それぞれの職務の発展に寄与できる内容を修士論文にまとめ、平成 18 年 3 月に修了している。

なお、博士後期課程は学年進行中である。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われていると判断する。

5 - 6 - 研究指導に対する適切な取組（例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、T A・R A（リサーチ・アシスタント）としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練等が考えられる。）が行われているか。

複数指導教員体制を原則としている。大学院生には外部の研究費獲得のための研究計画書の指導が行われているほか、国内外の学会、ハワイ研修、学内共同研究等への積極的参加を促進している。

これらのことから、研究指導に対する工夫が行われていると判断する。

5 - 6 - 学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。

複数の指導教員のもと、年間スケジュールに従って指導を行っている。公開発表会や予備審査の過程で分野・領域を超えて建設的な助言や指導を受ける機会を設けるなど、指導の効果を上げる工夫をしている。

これらのことから、学位論文に係る指導体制が整備され、機能していると判断する。

5 - 7 - 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

成績評価基準や修了認定基準並びに課程修了の要件や学位授与の要件は、大学院学則に基づき策定され、『院生便覧』にも明示されている。これらは入学時のガイダンスにおいて周知を図るとともに指導教員からも適宜説明されている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5 - 7 - 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

成績評価は大学院履修規程第 6 条、単位認定は同第 5 条、修了認定は大学院学則第 36 条及び 37 条に基づき行われている。大学院教務委員会は単位及び論文審査成績の確認を行い、研究科委員会の議を経て学長が修了認定を行っている。

これらのことから、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5 - 7 - 学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。

修士論文審査は、大学院保健看護学研究科博士前期課程学位審査に関する内規第 10 条に則り、研究科委員会の選出する研究指導教員あるいは研究指導補助教員と教授 2 人からなる審査委員会を設置し、修士論文・課題研究審査基準に則り行っている。修了認定は審査委員会の評価により、教務委員会及び研究科

委員会の議を経て学長が修了認定を行っている。

これらのことから、学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能していると判断する。

5 - 7 - 成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。

成績の正確性を確保するため、『シラバス』に成績の評価方法を明記している。大学院生は成績評価等に関し、科目担当教員又は学務課を通じて申立てをすることができる。申立てに対し必要がある場合には大学院教務委員会での検討を経て、研究科委員会で審議される体制がとられている。

これらのことから、成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられていると判断する。

<専門職大学院課程>

該当なし

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

海外の最新の研究論文をレビュー、討論して学生の授業に生かすことを狙いとしたジャーナル『シンセサイザー』によって最新の学術的情報の取り入れに努力し、授業内容の刷新を図っている。

【改善を要する点】

学士課程の成績評価に対する正確性を担保する措置が十分には講じられていない。

基準 6 教育の成果

6 - 1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準 6 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6 - 1 - 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

卒業時の人材像を明確に定め、大学ウェブサイト・『学生便覧』等に詳しく紹介している。平成 15 年度から平成 17 年度には科学研究費補助金の助成を受け、中長期的視点から「学士・修士課程における看護学生の到達目標としての能力(コンピテンシー)」の研究に取り組み、人材育成等の方針・内容・人材像等を明らかにしている。また、学内にカリキュラムワーキング委員会を組織し、在校生・卒業生による教育課程・教育環境の評価や、卒業生の就職先からの卒業生への評価等を受け、報告書を作成し達成状況を検証・評価する取組を行っている。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6 - 1 - 各学年や卒業(修了)時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位取得、進級、卒業(修了)の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業(学位)論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

学部では進級率、卒業率は 90~99%と高く、保健師・助産師・看護師国家試験合格率は全国平均より高い実績である。また、学会発表を行った実績や学会誌に掲載された実績がある卒業論文もある。

大学院博士前期課程修了者の中には、在学中に学会発表した実績がある者もいる。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6 - 1 - 学生の授業評価結果等から見て、大学が編成した教育課程を通じて、大学の意図する教育の効果があつたと学生自身が判断しているか。

学部学生に対して、毎回科目終了時に、学習到達度自己評価・授業評価アンケートを実施し、教育効果を検証評価している。平成 17 年度に実施した在校生及び卒業生による教育全体に関する調査結果は、いずれの科目においても 6~8 割の満足度を示している。

これらのことから、大学の意図する教育の効果が上がっていると判断する。

6 - 1 - 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業(修了)後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

学部卒業生のほぼ全員が看護職の免許を取得し、平成 14 年度から平成 17 年度の進路状況は就職が約 9 割、進学が約 1 割であり、就職者の職種は看護師が 223 人、保健師が 25 人、助産師が 25 人、養護教諭が

9人である。県内就職が約6割を占め、このうち15%は離島へ就職しており、教育目標に対する成果が上がっていると評価できる。博士前期課程の修了者のうち1人は博士後期課程に進学し、県庁から派遣された1人は修了後に昇進している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6 - 1 - 卒業（修了）生や、就職先等の関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しているか。また、その結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

県内就職先の看護管理者から卒業生が在学時に身に付けた学力や資質・能力に関する意見を聴取するための取組を実施している。平成17年度に実施した就職先の看護実習責任者を対象としたアンケート調査では、高い評価を得ている。

これらのことから、在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しており、その結果から、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

学部卒業生の国家試験合格率が高い。

県内に就職した学生のうち離島に就職した学生の割合が15%と高い。

就職先からの卒業生に対する評価が高い。

基準7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-1 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

学部では、教務委員会と学生委員会が協力し、学年ごとに年度初めに授業科目に関するガイダンスを実施しており、平成17年度に実施した学生生活に関する調査では、ガイダンスの満足度について、約8割の学生が満足していると回答している。

大学院では、教務委員会が入学式後にガイダンスを実施し、その後研究指導教員による分野・領域別の指導を実施している。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-1 学習相談、助言(例えば、オフィスアワーの設定等が考えられる。)が適切に行われているか。

開学当初から学生担当教員制を実施しており、平成17年度からは学部のすべての学生を、第1年次から第4年次まで各学年4人ずつ、合計16人からなるグループに分け、グループごとに学生担当教員2人を置き、学習・奨学金・就職・進学など、学生生活全般についての相談や助言に当たっている。この制度は、学年を越えた学生相互の交流を図ることも目的としている。平成18年度の初めには、学生担当教員懇談会を開催し、この制度の運用について教員同士の意見交換を行い、学生の学習、国家試験合格、進路の状況等、教員間の情報共有を図っている。

大学院生に対しては、教員の助言がメール交換や研究室訪問を通じて支障なく行われている。

これらのことから、学習相談、助言が適切に行われていると判断する。

7-1-1 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

学生による授業の評価、学生生活調査によるニーズ把握が組織的に行われている。学生生活調査では、意見箱の設置や上級生から下級生への学習支援システム、学生担当教員に対する期待などが把握されている。

実現した事項としては、上級生から下級生への学習支援システムを目指した学生担当教員制の実施や学生の学習、国家試験合格、進路の状況等、教員間の情報共有を目指した学生担当教員の学生担当教員懇談会の開催がある。

大学院生のニーズは教員の個別指導の中で把握されている。附属図書館の休日開館の要望等が把握されており、現在は土曜日と日曜日の開館が実現している。

これらのことから、学習支援、教育相談が適切に行われていると判断する。

7 - 1 - 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7 - 1 - 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）への学習支援が適切に行われているか。

これまでに該当する学生の入学は学部ではないが、大学院で身体に障害のある学生への対応として入学試験でパソコン使用の便宜を図っている。また、附属図書館が土足禁止であり、車椅子通行に支障があったため、当該学生の入学後には、全館土足入館可能に規則を変更したほか、離島からの通学であり体調も万全でないため、講義時間の変更や補習授業等を行うなどの配慮もされている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への学習支援が適切に行われていると判断する。

7 - 2 - 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

附属図書館は、137席の自習室のほか、グループで使用可能な研修室を備えており、平日は9時から21時までで開館しているほか、土曜日と日曜日にも開館している。また、講義棟演習室、情報処理学習室等の自主的学習環境が整備されており、附属図書館、情報処理学習室にはパソコンが設置されている。

自主的学習環境に関しては、学生調査によると、学生の約半数は自主学习・グループ学習のための環境は確保されていると認識している。

大学院生には、附属図書館と同一の建物内に良く整備され、広いスペースの院生室が確保されており、自由に使用可能なパソコンも設置されている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7 - 2 - 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

学生の自治活動組織である学生会とサークルへの支援は、学生委員会が窓口となり行っている。学生会室及びサークル室を3室準備している。各サークルの顧問は教員が務め、助言相談を行っている。サークル及び学生活動に優れた実績を残したグループと個人に学長奨励賞の授与を行っている。後援会からは活動費が助成されており、平成17年度には学生活動助成費として221万円が支出されている。

これらのことから、支援が適切に行われていると判断する。

7 - 3 - 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。

健康相談については、健康管理担当者と学校医により相談・助言が行われている。健康管理担当者は保健師及び養護教諭免許の有資格者であり、健康診断後の事後指導を健康障害が懸念される者に対して個別に行っているほか、生活相談についても対応している。また、生活面の相談・助言体制として学生担当教員制度を整備している。専門的な相談には心理学担当の学内教員がカウンセリングを行っているが、学内教員による相談体制には学生の抵抗感もある。進路指導は学生担当教員及び進路対策委員会が支援している。

また、ハラスメントに対しては規程が定められ、平成17年度にはハラスメント防止委員会が設置され、

大学として対応できる体制が整っているが、ハラスメントが委員会に報告がされていなかった事例も確認された。

これらのことから、必要な相談・助言体制が整備されているが、十分には機能していないと判断する。

7 - 3 - 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等が適切に行われているか。

障害者用駐車スペースの確保、正面玄関近くへの障害者用トイレの設置等の環境整備を行っている。平成 18 年度に車椅子利用の大学院生が入学したことに伴い、本人及び教員からの要望により研究棟に通じる渡り廊下の改修、エレベーター扉開閉時間の延長、体育館や附属図書館入り口の段差撤去等を行い、講義室や研究室への移動の障壁解消に努め、研究・福利棟の 3 階以外へは車椅子による移動が容易となっている。

附属図書館の書架間の広さは十分にあり、車椅子でも通れるよう配慮されている。また、書架は、車椅子からでも本が取れるように設計されている。

これらのことから、施設・設備が十分整備され、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への生活支援等が適切に行われていると判断する。

7 - 3 - 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

生活支援に関するニーズは学務課、保健室担当者、学生担当教員、学生相談室を窓口として把握されている。学生担当教員は懇談会により情報共有を図っている。また、学生生活調査を実施し、学生担当教員や学生相談室等に対する学生のニーズを把握している。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7 - 3 - 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

入学金及び授業料の免除・減免制度があり、『学生便覧』に案内を記載している。また、奨学金についても『学生便覧』に案内を記載しているほか学務課が掲示、案内等を行っている。

平成 17 年度の奨学金受給者は 182 人であり、半数以上の学生が奨学金を受給している。また、平成 18 年度の授業料減免制度の対象者は免除 5 人、減額 3 人となっている。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 7 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

附属図書館と同一の建物内に、良く整備され、広いスペースの院生室が確保されている。

基準 8 施設・設備

- 8 - 1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8 - 2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8 - 1 - 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備(例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。)が整備され、有効に活用されているか。

校地面積は 15,850 m²、校舎面積は 14,596 m²であり、大学設置基準に規定する面積を上回っている。敷地内には那覇市の景観賞を受賞した校庭がある。

教育管理棟は授業に必要な数の講義室を有し、小児の行動観察等ができるマジックミラーを備えた観察面接室、語学学習機器を活用した LL 教室等の最新の教育用備品や教材を工夫して整備している。情報処理学習室は、数人の学生が座れる円卓を複数配置しており、ディスカッションを行いながら学習を進めるための工夫がなされている。また、廊下も十分な幅があり、実習室の広さも十分に確保されている。空調機器が老朽化し不具合が生じているが平成 19 年度中の整備が予算化されている。

研究・福利棟は 3 階建ての建物で 1 階は学生食堂等学生の福利厚生のための各施設を備えており、2・3 階は教員用研究室となっている。

附属図書館にはノート型パソコン 20 台を整備しており、情報検索やレポート作成等に利用されているほか、グループ学習が可能な学習研修室や個室がある。

体育館はアリーナや音響室を備え、授業や課外活動に使用されている。運動場は沖縄県立芸術大学の運動場を共用している。

これらのことから施設・設備が整備され、有効に活用されていると判断する。

- 8 - 1 - 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

インターネットに接続された学内コンピューターネットワークシステム(学内 LAN)が整備されており、情報処理学習室、附属図書館、院生室、教員研究室、事務室等から利用できる。情報処理学習室は 60 台のパソコンを備え、専任の教育補助嘱託員を配置し、アプリケーションの利用法や保健医療情報に関する教育を実施している。附属図書館にも 20 台のパソコンを設置している。機器更新は計画的に行っており、メンテナンス、セキュリティについても保守契約を締結している。

これらのことから、情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されていると判断する。

- 8 - 1 - 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

施設・設備の運用に関する方針は、施設等管理運営規程、附属図書館運営規程等に基づくほか、関連する細則及び基準に定められている。これらは『規程集』として各教職員に配布され周知が図られている。

学生には、『学生便覧』等により周知を図っている。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されていると判断する。

8 - 2 - 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

学習支援及び教育研究支援を目的に、カリキュラム・『シラバス』と連動した図書の選定及び附属図書館運営委員会委員、教員、附属図書館職員、学生の購入希望に基づき選定を行い計画的に購入している。平成 17 年度には、「基本科目」関連図書 15,816 冊、「専門支持科目」関連図書 9,811 冊、「専門科目」関連図書 13,947 冊等、計 46,439 冊、和雑誌 160 種類、洋雑誌 101 種類のほか、視聴覚資料としてビデオテープ 1,275 本、カセットテープ 65 本、DVD 135 本、CD-ROM 71 本が保管されており、入館者数 76,084 人、貸し出し冊数 16,271 冊であり、ともに前年度より増加している。

附属図書館資料は、開学時に設定した図書整備計画に基づいて収集されており、平成 20 年度までに 100,000 冊を整備する計画であり、平成 17 年度には 77,500 冊を整備する計画であるが、大幅に遅れている。また、整備されている看護系の図書は全体的に古く、洋書は書庫にありアクセスしにくい状況である。

これらのことから、教育研究上必要な資料が系統的に整備されていないと判断する。

以上の内容を総合し、「基準 8 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

講義室、演習室は広く、数も十分に確保されている。

【改善を要する点】

図書の冊数が不足しており、看護系の図書には刊行年の古いものが多く、整備が不十分である。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。

9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準9を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-1 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

平成11年度の開学時からの教育活動の実態を平成13年度に『自己点検・評価報告書』としてまとめ報告している。また、定期的に教育活動に係る資料を作成しており、平成16年度には『沖縄県立看護大学年報』として発行している。自己点検・評価委員会において、学生による授業評価が実施されており、評価に関するデータが蓄積されているほか、平成17年度から実習評価を全学的に取り入れて、実習に関するデータも蓄積している。また、カリキュラムワーキング委員会を組織し、実習指導教員の資質や指導力等についての調査を実施しており、教育活動の実態に係るデータの蓄積がなされている。

これらのことから、教育活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-2 学生の意見の聴取(例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。)が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

学生による授業評価、実習評価が定期的に実施されており、結果は教員に報告されるとともに、学生に対しても報告されている。また、教育課程及び学習環境に関する調査を在校生及び卒業生に実施し、結果を教育環境整備に生かしている。

これらの結果、平成18年度から教員による自己評価計画書の提出が実施されているほか、得られたデータや意見を今回の機関別認証評価の自己評価書のデータとして生かしている。

これらのことから、学生の意見の聴取が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-3 学外関係者(例えば、卒業(修了)生、就職先等の関係者等が考えられる。)の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

卒業生受け入れ施設や学外実習協力施設からの意見を日常的に聴取しているのに加え、平成17年には卒業生と学外実習協力施設に対する調査を実施している。それらの結果、卒業生に対する評価は、「情報収集・分析力や問題解決能力が高い」、「理論的根拠に基づいた幅広い看護実践ができる」等好評であり、9割以上の施設が卒業生を受け入れたいとしている。また、実習指導教員に対する評価では「実習指導教員としての資質があり臨床実習指導者とも連携がとれ、学生の実習態度や動機づけ、知識・技術の指導も適切に行なわれている」等の評価があった。

これらにより得られたデータ及び意見を今回の機関別認証評価の自己評価書のデータとして生かしている。

これらのことから、学外関係者の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9 - 1 - 評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しや教員組織の構成への反映等、具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

学生による授業評価、教員の自己評価、学外関係者等による評価を次年度の教育目標・計画の改善につなげるシステムとして、すべての教員が前年度の授業評価等を参考とし、4月に教育活動目標・計画を立て、年度末の3月にその評価を行うという取組を平成18年度から実施している。また、実習の実施後には学内実習報告会を開催し、実習先の市町村との調整、事前学習、実習オリエンテーション、実習内容、実習記録、事例検討会、指導体制・環境・物品の各項目について報告を行うとともに、次年度の改善事項を挙げ、『実習の手引き』の改訂や次年度の指導に反映させている。

学部教育の充実の方策として、学生の自主的活動を促すため、学業成績優秀者、ボランティア活動などの課外活動や地域保健看護活動への貢献者を卒業・修了時に表彰することを平成13年度から実施しているほか、平成17年度には「カリキュラムWG」を学長のリーダーシップの下に結成し、学生の授業評価に対応する改善と、今後のカリキュラム改善に役立てるために、学外関係者に対する調査を実施している。

これらのことから、評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるシステムが整備され、具体的かつ継続的な方策が講じられていると判断する。

9 - 1 - 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

教員が学生による評価結果に基づいて、授業内容、教材、指導技術等の継続的な改善を自発的に行っている。具体的には、母性保健看護領域での能動的学習を促すためのディベート、妊婦インタビュー後のクラスディスカッション、IBL (Inquiry based learning) 等の導入、成人保健看護領域でのデモンストレーションの実施や自ら患者の立場になって演習ができるような様々なモデルの作成等である。また、学長奨励教育研究費の助成を受けて授業改善を目的とした研究に取り組む教員もいる。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、継続的改善を行っているとして判断する。

9 - 2 - ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

わが国より看護学教育に長い歴史と経験を有する米国の教授を招聘し、FD活動の活性化を図ってきており、平成13年度からはFDプロジェクトチームを発足させ取り組んでいる。主な企画は、「ナースングリーダーシップ会議」、「FDセッション」等の実施と『シンセサイザー』の発行である。平成16年度から若手教員育成として、ハワイ大学マノア校FD研修が実施されており、海外の看護実践や看護教育を学び、その結果を自分の教育活動にどう活かすかを考察し、公開報告会で発表している。大学教育に役立つ研究に取り組む若手教員に対しては、学長奨励教育研究費の助成がある。FDセッション参加者の意見・要望を踏まえ、平成18年度からは休業日に集中的に開催し、教員全員が参加できる形態に変え、充実を図っている。

これらのことから、FDについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されていると判断する。

9 - 2 - ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

実施しているFD企画について満足度調査を行った結果は、5段階評価でほぼ3.5以上となっており、参加者の大部分は満足している。

授業改善の具体例としては、平成17年度に若手教員育成のためのハワイ大学マノア校のFD研修に参加した母性保健看護・助産学領域の助手2人が、自身の担当する授業のこれまでの問題を振り返り、学生が重要な部分を自主的に学習するための「ALOHAノート」、「ゆいノート」を作成するなど、授業改善に取り組んでいる。

これらのことから、FDが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9 - 2 - 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

教育補助者は語学や専門科目の講義・演習の補助を行っており、科目担当の教員から個別指導を受けている。指導の内容は、授業で使用する教科書の説明、教材作成を通じた授業内容の把握、質問を受けた場合の対応方法等である。

これらのことから、教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組がなされていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

看護教育の専門家である外国人教員の招聘によるFD活動の活性化を図っている。

基準 10 財務

- 10 - 1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10 - 2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10 - 3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10 - 1 - 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。
 沖縄県を設置者とする公立大学であり、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地・校舎・設備等の資産を有している。

10 - 1 - 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。
 授業料等の学生納付金、科学研究費補助金等の外部資金を確保するとともに、沖縄県の一般財源からの繰り入れにより、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10 - 2 - 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。
 沖縄県を設置者とする公立大学であるため、毎年度の歳入歳出予算については、沖縄県議会で審議・決定されている。
 学内においては、予算委員会で検討後、教授会で議決され、学内関係者に明示されている。
 これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10 - 2 - 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。
 沖縄県を設置者とする公立大学であるため、単年度での支出と収入は均衡していると判断する。

10 - 2 - 大学の目的を達成するため、教育研究活動(必要な施設・設備の整備を含む。)に対し、適切な資源配分がなされているか。
 教育研究活動に必要な経費については、予算委員会において審議され、配分されている。
 研究活動に必要な教員に対する経費については、職名毎に配分単価を決定し、教授会の承認を得て配分されている。このほか、若手教育研究者を中心に教育研究を奨励するために学長奨励教育研究費を設け、教授会の審議を経て、予算配分されている。
 これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10 - 3 - 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

沖縄県を設置者とする公立大学であるため、財務諸表は作成していない。

10 - 3 - 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

地方自治法に基づき、毎年度、沖縄県の監査委員による監査が行われている。この結果については、沖縄県の大学ウェブサイトで公表されている。また、平成 16 年度には、公認会計士等による包括外部監査が書類審査と訪問調査により実施され、監査結果報告書として公表されている。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 10 を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11 - 1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11 - 2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11 - 3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

11 - 1 - 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

管理運営組織は、学則や沖縄県行政組織規則、各種委員会に関する規程等に基づいており、学部及び研究科における最高意思決定機関として教授会・研究科委員会があり、その下に学部に 15 委員会、大学院に 3 委員会、さらに二つのプロジェクトチーム、三つの全学共通委員会を置き、必要事項を審議・検討している。また、学長の下に、学生部長、教務部長、附属図書館長、事務局長、総務課長、学務課長から構成される管理者会議を置き、学長を補佐し、基本方針などの重要事項について検討している。これらには事務職員も加わり円滑に機能している。

事務組織は、事務局長が学長の監督の下に事務を統括し調整している。事務職員は管理運営、教育研究補助に参画している。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っており、必要な職員が配置されていると判断する。

11 - 1 - 大学の目的を達成するために、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

意思決定は、管理者会議で検討され、教授会及び研究科委員会の議を経て行われている。学長は大学運営に当たり重点課題がある場合には、作業部会の長となり、大学の目的達成のためにリーダーシップを発揮している。また、独立法人化プロジェクトを組織し、将来の組織改革への準備を進めている。

これらのことから、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11 - 1 - 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

学生のニーズは授業評価や学生生活に関する調査により把握され、関連する各種委員会で検討され対策がとられている。教員のニーズは各専門領域会議で討議され、必要に応じて関連委員会に議題として提出されている。臨地実習機関関係者からのニーズは学内実習報告会で報告され、次年度の実習の運営に反映されている。また、後援会や沖縄県看護学学術振興財団等の外部有識者からの意見も定期的に把握されている。これらが必要に応じて各種委員会や教授会に諮られ、管理運営に反映されている。事務職員のニーズは、定期的に局内会議で把握され対応がとられている。

管理運営に反映させた事例としては、委員会及び教授会での決定事項が全職教員に正確に伝達されず、

意思疎通を欠いているとの指摘を受け、平成 18 年度から全教職員が出席する教職員連絡会議及び研究科教職員連絡会議を月 1 回開催し、情報の共有と意思の疎通を図っている。

これらのことから、学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11 - 1 - 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

該当なし

11 - 1 - 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

学長を初めとする管理職の教員は公立大学協会トップセミナーや管理監督者のためのメンタルヘルス研修会等に参加している。また、事務職員は、沖縄県の行う各種研修に参加するほか、文部科学省、公立大学協会、その他全国の各種団体が行う研修会に参加している。さらに学内ではFDセッションとして、全教職員を対象に管理運営に関する内容の伝達や講習会を実施している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11 - 2 - 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

管理運営に関する方針は、学則に明確に定められ、必要な規程が整備されている。これらの規程には、管理運営の中心となる学長、教務部長、学生部長、附属図書館長の選考、所管事項及び議決方法などが定められ、また、教員の採用、学内委員会の各構成員の責務と権限についても明確にされている。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11 - 2 - 適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

大学の目的、計画、活動に関するデータや情報は学内のサーバーに蓄積されており、大学の構成員は必要に応じて、大学ウェブサイトからアクセスできるようになっている。

教授会と研究科委員会の議事録は学内専用のWebバインダーに、各種供覧文書、大学の計画とともに系統的に整理されており、教職員が自由にアクセスし閲覧できる。また、月間計画や週間計画は、メールで全教職員に送られ、学内外の大学関連行事や学内委員会等の情報も共有している。

これらのことから、大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能していると判断する。

11 - 3 - 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価（現状・問題点の把握、改善点の指摘等）を適切に実施できる体制が整備され、機能しているか。

自己点検・評価を行う体制として、平成 11 年度の開学当初から学長、教務部長、学生部長等で構成される学部自己点検・評価委員会が設置され活動している。初年度は、在籍する教員の教育研究業績を中心に自己点検・評価を実施している。また、平成 13 年度には『自己点検・評価報告書』を作成している。平成 16 年度の大学院開設の後には大学院自己点検・評価委員会を組織したほか、平成 17 年度には、大学機関別認証評価も視野に入れて、全学自己点検・評価委員会を組織している。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、自己点検・評価を適切に実施できる体制が整備され、機能していると判断する。

11 - 3 - 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

平成 13 年度の『自己点検・評価報告書』及び平成 16 年度の『沖縄県立看護大学年報』は、大学の構成員、沖縄県関係者、県内外大学、県内医療関係施設等に広く配布され、社会に公開されている。平成 18 年度自己点検・評価報告書は冊子として学内外に広く配布し、大学ウェブサイト上に掲載する予定である。

これらのことから、自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11 - 3 - 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）によって検証する体制が整備され、実施されているか。

全学自己点検・評価委員会の一員として学外有識者を迎え、助言を得ているほか、平成 18 年度中に看護及び大学運営等に関する有識者からなる「アドバイザー会議」を設置することを決定している。また、平成 18 年度に大学評価・学位授与機構による認証評価を受けている。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者によって検証する体制が整備され、実施されていると判断する。

11 - 3 - 評価結果が、フィードバックされ、大学の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、機能しているか。

開学当時から学部の完成年度までの自己点検・評価の結果を整理し、1．学部教育の充実、2．教員の教育研究活動の活性化、3．組織・管理運営上の改善、4．大学と地域社会の連携、5．大学院課程の設置、を将来の課題として掲げている。

課題解決に向けて努力した結果、平成 16 年度には大学院開設が実現し、平成 18 年度には教職員連絡会議が設置されている。また、学生のボランティア活動による地域貢献を奨励した結果、平成 18 年度にはボランティア活動グループ「美ら笑ばー」が那覇市教育委員会から表彰されている。

これらのことから、評価結果が、フィードバックされ、大学の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、機能していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 11 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

全教職員を構成員とする教職員連絡会議を毎月開催し、情報の共有化と意思の疎通を図っている。

< 参 考 >

現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

対象大学の現況および特徴

1 現況

- (1) 大学名 沖縄県立看護大学
- (2) 所在地 沖縄県那覇市与儀 1-24-1
- (3) 学部等の構成
 学部： 看護学部
 研究科： 保健看護学研究科
 付置研究所： なし
 関連施設： 附属図書館
- (4) 学生数および教員数（平成 18 年 5 月 1 日現在）
 学生数：学部 325 名，大学院 22 名
 教員数： 44 名

2 特徴

1) 地域の地理・歴史・文化

本県は、日本最南端の亜熱帯地域に位置し、東西 1,000 キロ、南北 400 キロにわたる広大な海域に 160 の島々が拡がり、その中には沖縄本島を含む有人 40 島が点在している。また、中国・東南アジア・本土との長期にわたる交易の歴史を持ち、琉球王国として繁栄した。南米を中心とする移民県でもある。戦後には異民族支配下にあったことから、生命や平和への強い希求を持ち、文化や生活様式が、本土とは異なっていることが多い。

本学は県内外からの社会的要請により、質の高い看護職者の養成をめざして、平成 11 年 4 月に 4 年制大学看護学部として発足した。平成 12 年 4 月に赴任し、本学の学生及び教員の教育に献身的に貢献したビバリー・ヘンリー教授（イリノイ大学看護学部名誉教授 平成 17 年他界）らが推進力となり、平成 16 年 4 月に大学院保健看護研究科博士前期課程及び博士後期課程を開設した。

本学の特徴は以下のとおりである。

保健看護：対象を集団か個人か、健康人が病人かという枠組に基づいて学問体系を組み立てている伝統的看護の概念に準拠せず、保健看護の概念を提唱している。これは今日の医療状況下で求められている新しい看護概念であり、広く個人、集団（家族、学校、地域、国など）を対象にし、人々の生活者としての存在形態に即して健康現象をとらえていこうとする視点に基づく。

学部教育：豊かな人間性と幅広い知識を涵養し、判断力と問題解決能力を有する人材育成を目指す基礎教育を実施する。そのために必要な教員を確保しているが、保健看護活動には多面的な学際的知識を必要とするので非常勤講師をも積極的に活用している。

カリキュラムは、基本科目群、専門支持科目群、専門科目群を中心に系統的に構成されている。新たな看護概念の理解を促進するための科目「国際保健看護」「研究への導入」等は独自の教科書を作成している。

大学院教育：博士前期課程、博士後期課程では、基礎的学力を踏まえつつ、高度の能力を持つ看護専門職者、行政をはじめ各界で活動する実践者、教育者及び研究者を養成する。各専門分野・領域において到達すべき保健看護能力を明確にし、コア科目を設定することによって、分野・領域間の連携をはかり、学部と大学院との連続性をはかる科目設定をしている。大学院設置基準第 14 条の特例を導入して生涯学習の拠点となる配慮をしている。実践的研究者を育てるため、学内外の共同研究・発表への参加を促し、実施している。

教員の FD 活動：開学時より活発に実施している。（例：大学独自に各専門分野・領域の最新の文献を紹介する学内誌「シンセサイザー」の発刊、若手教員の海外研修、学長奨励教育研究費の設置）

学術的国際交流：ハワイ大学と提携し、学生を同大学に派遣し、毎年 3 週間のセミナーを体験させている。また JICA に協力し、東南アジア、アフリカ、中南米等から訪れる研修生に対し看護教育研修を実施している。また、学術的国際交流を推進するため、海外の教育研究者との共同研究を実施している。

自律性とリーダーシップの養成：学生会の主体的活動を積極的に支援するため、サークル活動等で優れた成果を上げた学生に学長賞を授与している。学生指導方法では、学生全員を対象として学年の枠を超えた異年齢集団を編成し、自発的相互支援活動を促している。

地域貢献：開かれた大学として毎年、公開講座、ナーシング・リーダーシップ会議などを開催し、内外の先進的教育研究者を招聘し、地域の「知の拠点」づくりに向けて全学的に取り組んでいる。

目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 大学の使命

本学の使命は、沖縄の地理・歴史・文化、看護を取り巻く今日的状況および社会的要請、また、グローバル時代の健康上のニーズおよび学生・院生の学習上のニーズを踏まえて、看護を科学的に実践できる質の高い人材を育成することである。すなわち、保健医療福祉の分野において県民の期待に応えうる、質の高い看護職者の育成を図り、同時に看護の教育、研究および実践の中核的機関として看護実践および学術的發展に寄与することである。

2 大学の教育理念・目的と教育目標

1) 本学の教育理念は、設置の趣旨に基づき、生命の尊厳を重視し、豊かな人間性を養い、多様化・国際化の進む社会で幅広い視野をもち、看護を科学的に実践できる看護職者を育成し、人々の健康と福祉に貢献することである。

2) 教育の目的は、豊かな人間性と幅広い学識を涵養し、保健看護活動において判断力と問題解決能力を有する質の高い看護職者を育成すること、同時に看護の教育、研究および実践を通して学術的發展を図ることである。

3) 学部および大学院における教育目標

A. 学部の教育目標は以下のとおりである。

- (1) 生命の尊厳を尊重する倫理観を備えた豊かな人間性を養う。
- (2) 幅広く学問を学び、知性と感性を高め、創造力を養う。
- (3) 看護の専門職者に必要な知識・技術・態度を修得し、科学的な根拠に基づく判断と問題解決の能力を養う。
- (4) 保健・医療・福祉の概念を共有し、関連職種との連携の中で専門職者として看護の役割を担うことのできる能力を養う。
- (5) 人々の生活者としての存在形態に即して、人間のおかれた地理的文化的特性を理解し、地域に根ざした保健看護活動が国際的視野でできる能力を養う。
- (6) 研究的態度を身につけ、保健看護活動をとらして看護の発展に寄与する能力を養う。

B. 大学院の教育目標は、以下のとおりである。

- (1) 博士前期課程では、保健看護における最新の高度な専門的知識や技術の修得を基本とし、広い視野に立って保健看護の高度なケアの実践や教育をできる専門的能力を養うこと、および学識を深めることによって研究能力を養う。
- (2) 博士後期課程では、前期課程での学習基盤の上に新たな看護課題をみつけ、分析・評価し看護方法の開発・理論創出など、保健看護分野における研究者として自立した研究活動を行うのに必要な高度な研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養う。新しい看護学の創出、より高度な看護の実践・研究・教育に貢献する人材を養成する。

3 社会への貢献に関する目標

地域社会への貢献は、すべての大学の目標の一つである。

本学は、有人 40 島を有する島嶼県に属する看護系大学である。看護専門職者の養成を通して、離島、過疎地で保健看護活動を継続発展させることが最大の地域貢献である。このために本学は、学士課程から博士前期課程、博士後期課程まで、看護専門領域と関連する学問を学際的に教授し、地域におけるヘルスニーズ、健康管理体制および看護実践上の質を分析・評価し、地域住民との協働によって保健看護上の問題解決をはかる看護専門職者やリーダーとして獲得すべき保健看護能力を明確に定めている。また、離島、過疎地で勤務する看護専門職者等に対して IT などの駆使により継続学習の機会等を提供し、地域ケアの質向上を支援することを目指している。

4 大学の人材育成機能の強化に関する目標

1) 学生の受け入れから、卒業・終了までの教育を充実する。 2) 卒業後の成果を評価し大学教育に反映する。

3) 物的・人的資源 大学の施設・設備、人材、財政面等 などの教育的環境を整備・充実する。
具体的に以下の目標を掲げている。

(1) 学生の受け入れ

アドミッションポリシー（入学者受け入れ方針）を明示するとともに情報公開の機会を多く持ち、大学のめざす教育目標が到達できる学生、大学院生を受け入れる。

(2) 教員の教育研究能力の向上

教員は自己点検・評価を徹底し、常に自らの教育研究能力の向上に努める。

大学は、教員が学内および国内外の実践者・教育研究者との交流をはかり、最新の情報を入手し、自己の教育研究能力の向上を図れるような機会を設け、時間的、財政的にもサポートする体制を構築する。

(3) 時代のニーズにあった施設・設備面および実習施設等の教育環境の整備

IT 機器・AV 機器の整備、および図書をはじめ教育関連施設・備品の整備・更新に努める。

(4) 進学・就職活動のサポートおよび卒業生との交流や学習環境の整備

卒業後、本人の進路設計に合わせて適材適所に就職できるようサポートすること、また、高度な大学院教育を受けた院生の能力に見合った活動のできる社会環境の整備と創出に努める。

5 . 新しい看護学の構築に関する目標

目下、健康上の問題は HIV のごとく国境を越え、学際的に解決しなければならない課題が山積している。このようなグローバル化時代の看護専門職者は、国の内外を問わず、人間の健康現象を人々の生活行動と環境との力動的相互作用の結果であることを理解し、また、認識した上で、保健看護の実践、教育、研究の推進を図ることが重要な課題である。

学士課程では、高い倫理性をもちながら看護ケアの受益者の立場を理解できる保健看護の科学的実践者を育成する。大学院の博士前期課程では、看護専門職者として高度な看護ケアを実践できる実践家、ケアの質向上を促進する管理者、先端的医療に伴って生じる保健看護上の複雑な問題に対応できる看護スペシャリストを養成する。さらに博士後期課程では、高度な看護実践または教育研究活動を通して、新たな課題をみつけ分析・評価し、看護理論の創出に貢献できる自立した研究者あるいは看護実践面で卓越した指導的人材を養成する。このような教育研究活動を通して保健看護に基づく新しい看護学の構築をめざしている。

自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準 1 大学の目的

本学の使命に則り、大学及び大学院の目的を明示している。大学の目的は、生命の尊厳を重んじる豊かな人間性を醸成するとともに、看護職者として質の高い専門的知識・技術・態度を修得し、人々の健康と福祉の向上に貢献する人材育成である。大学院の目的は、保健看護に関する理論及び実践への応用について教授し、ケアの質の向上に向けた新しい保健看護活動の発展と新たな看護学の創出に学術的に寄与することである。本学の大学及び大学院の目的は、学校教育法第 52 条及び第 65 条に定める大学一般または大学院一般の目的からはずれるものではない。

大学の全構成員には、大学の目的を記載した学生便覧や院生便覧を配布し、また、新入生及び各学年毎のガイダンスを徹底し、目的に添ったカリキュラムを履修する機会を提供している。

社会に対しては、大学のホームページ、「大学案内」、広報誌「かせかけ」、オープンキャンパス等で広く目的を公表している。特に高校生には高等学校訪問による大学説明会を積極的に開催し、また、臨地実習施設の実習指導責任者、後援会会員、沖縄県看護学術振興財団理事会等関係者にも毎年機会をとらえて、学長が本学の目的を説明し、理解と協力を得ている。

以上のように、本学は大学及び大学院の目的を明確に示し、その目的は学生、教職員、実習施設関係者をはじめ、広く社会に公表されて周知が図られている。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

本学は、看護学部看護学科及び保健看護学研究科を有する単科大学である。大学の目的、教育の理念、教育目標を達成するために、諸規程が整備され、学士課程から博士課程まで、全体として保健看護(Health Nursing)を教育・研究・実践するために一貫した教育研究組織・体制がとられている。また、本学の卒業生の生涯学習、離島地域で学ぶ院生の遠隔教育を念頭に、遠隔講義システム(FCS)が教育研究に試行されており、研究・研修センター構想(地域交流室)にまで発展してきている。

教授会及び研究科委員会を設置して毎月 1 回の定例および臨時会議を開催し、教育研究活動について審議している。特に教育課程を審議する委員会として学部教務委員会及び大学院教務委員会を設置し、毎月 1 回開催される委員会では教育課程及び履修に関すること等、教務に関し必要な事項について審議している。また、大学の全教職員で構成されている「教職員連絡会議等」を設置して、教職員間相互の意思疎通と連携を図り、教育研究に関する審議結果の共有化・明確化が積極的に図られている。

以上から、本学の教育研究の目的を達成するための組織・運営体制は適切に機能していると判断する。

基準 3 教員及び教育支援者

本学学則に則り、学科目制に基づく教員組織を構成し、教授、助教授、講師、助手が配置されている。教員は大学設置基準、大学院設置基準及び沖縄県組織・定数台帳に基づき確保され、教員定数を満たしている。教育課程の中で主要な授業科目には専任教員が配置され、専門科目の演習、実習等の授業科目には助手が配置されている。

平成 12 年度に本学に赴任し、文化間保健看護分野「保健看護管理」領域を担当したビバリー・ヘンリー教授(イリノイ大学名誉教授、平成 17 年他界)は、特に多くの斬新な教育研究活動を紹介し、教員組織の活性化に多大な貢献をした。

教員の採用は、本学教員選考規程、選考基準に基づき教員の公募制を導入し、学内の教員選考委員会の検討、

教授会の審査を経て決定している。

学士課程における教育活動の評価は、開学当初より学生による授業評価を実施するとともに、平成 18 年度からは各教員が教育研究活動の自己評価計画書を提出し、年度末に自己評価を行うことにしている。教員は、それぞれ教育内容と直接的間接的に結びつく研究活動に従事しているが、教員の多くは学内において分野・領域を越えた共同研究あるいは他研究機関の研究者と共同研究を行っている。

学部生・院生の教育課程の支援については、学務課が所轄し一般事務職員、教育補助嘱託員を配置し、教育課程の円滑な運用のための支援及び事務的補助を行っている。臨地実習施設等においては、臨地実習指導者が実習担当教員に協力し学生指導を支援している。

基準 4 学生の受入

本学では、学士・修士・博士それぞれの課程ごとにアドミッションポリシー(入学者受け入れ方針)を明確に定めている。これらは大学ホームページに掲載するとともに、大学案内、学生募集要項に明記し、学内外に配布することにより公表している。さらにオープンキャンパスにおける進路相談や本学教員による県内高等学校訪問を通して周知を図っている。

学生の受け入れについては、本学の目的を達成するために学部の入試において一般選抜試験と特別選抜試験を行い、各高等学校からの入学、特定町村からの入学、社会人入学等多様な人材の受け入れ体制を整備している。大学院においても、受験資格に臨床歴や出身大学・学部を問わず、また積極的に社会人(大学院設置基準第 14 条適用学生)を受け入れる等、広く多様な学生確保に努めている。入学試験は選抜試験の目的に応じて実施しており、大学入試センター試験(5 教科 7 科目)、小論文試験、成績証明書等により、学力を判定するとともに、面接、調査書・志願の理由、推薦書等によりアドミッションポリシーに沿って適性を判定している。

入学者選抜の実施については、学部及び大学院それぞれに、入試方針等の企画、実施計画等の作成、試験問題の作成、試験の実施、採点及び合格者の決定まで、入試委員会を中心に体制を整備している。意思決定のプロセスおよび責任分担も明確であり、公正に実施している。

入学者選抜の妥当性及び改善の方策は、それぞれの入試委員会が中心となって、入学試験の結果、入学後の学業成績の追跡調査、実習関連施設・卒業生就職先の看護管理者との意見交換や調査等を踏まえて実施している。

実際の入学者数は、開学以来過不足なく安定しており、入学定員と実入学数との関係は全ての年度において適正である。

基準 5 教育内容及び方法

< 学士課程 >

伝統的看護に準拠せず、保健看護の概念を提唱している。保健看護活動を行う看護職者を育成するために、教育課程は「基本科目」群、「専門支持科目」群、「専門科目」群、「統合科目」群の 4 つの科目群で体系的に構成し、カリキュラムの編成方針; 6 つの視点(「基本科目」群から「統合科目」群へ、成長・発達に沿って小児から老年へ、知識・技術・態度を基礎から応用へ、講義・演習・実習を組み合わせた学習形態、国際保健看護科目の設定、「統合科目」群の設定)に基づいて段階的かつ多面的に学習できるように科目を配置している。特に、4 年次には原著講読、卒業論文、統合実習が配置され、科学的思考に基づく問題解決能力、総合的な判断能力及び研究的態度を身につけるようにしている。また、「島しょ看護論」や「国際保健看護論」等の開講は本学の特色であり、国際化への対応として希望者に 3 週間のハワイ大学セミナーを実施開設している。

全学的取り組みとして、海外最新論文をレビューし授業に生かす『シンセサイザー』を毎年発刊しており、また教員各自の研究活動の成果を授業内容へ反映している。

組織的な学習指導としては、履修ガイダンスで学年別のカリキュラムに基づいた学習指導を行っている。学生担当教員による個別指導を行い、また、授業科目の履修の認定及び成績の評価の周知を図っている。学生にはシラバスで授業計画を周知させ、学習効果を上げることをめざしている。

学習指導法は科目の目的や課題や教材に応じて少人数授業、対話、討論型授業、フィールド型授業、メディアを利用した授業、情報機器の活用等を行っている。また、専門科目の臨地実習では、実習指導教員1名が学生5~6名を担当し、臨床の実習担当者と協働して学生の個別的な学習ニーズに対応できるよう配慮している。

図書館は、平成17年度より土曜日、平成18年度より日曜日が開館可能となり、多様な学生のニーズに対応可能になっている。基礎学力不足の学生への配慮として、学生の要望に応じて自習室の開放や補講等学習上の支援を行っている。

< 大学院課程 >

大学院における教育課程及び履修方法等は、大学院学則、大学院履修規程に基づき構成され、修士課程では、広い視野に立って保健看護の立場から高度なケアの実践や教育のできる専門的能力を養う、あるいは学識を深めることによって研究能力を養うことを目的としている。博士後期課程では、看護分野における自立した研究者として研究活動を行うのに必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的としている。

研究指導に関しては規程や申し合わせ等を明確に定め、研究内容及び研究水準を含めて適切な指導体制をとっている。また、学位論文(修士論文)の審査は規程に基づき適正に実施している。院生は若手教育研究者の養成を目的として設定された「学内共同研究」や「学長奨励教育研究費」などに参加することが可能であり、研究遂行能力の育成を図るためにいろいろな機会が提供されている。

現時点で実施している入試科目に含まれる英語を、実践家をめざす受験者にも一律に課すか否かの検討を必要としている。しかし、大学院課程は基本的に、学生のニーズと能力に応じた教育・研究指導体制を構築しているといえる。大学は大学院課程の開設に伴い、コンピューターやインターネット環境を整備し、院生の利便性を最優先に、図書館前に院生室を設置し、適切な学習環境を整備している。

修士課程における過去2年間の応募学生や入学生の状況を分析した結果、社会人と本学卒業生とが混在し、臨床経験の長短や学力差にも幅が存在していた。平成18年度の合格者からは、英語力を高める必要性のある者に対して、入学前から定期的に補充の勉強会を開催し、また、他の学力面でも可能な範囲で学部の授業の聴講も勧めている。一方、学部学生のハワイ研修に自発的に参加して視野を広げ、学術的研究に意欲を増大している者もいる。大学院設置基準14条特例適用の社会人学生は、職場の理解を十分に得て、仕事と学業の配分を計画的に実行する目標管理能力が必要であることから、入学試験の面接時から本人の意思と職場環境を確認するなど、研究指導教員及び研究指導補助教員による複数指導体制の利点を活用して現実的対応を要している。

基準6 教育の成果

本学は、学部生の卒業時の到達すべき能力を明らかにしており、国家試験合格率は毎年全国平均を上回り、卒業生のほぼ全員が希望する保健医療機関等に就職、または進学している。本学は、グローバルな視点を持ちながら地域に立脚して貢献する人材の育成をめざしており、卒業生が離島や過疎地に就職し、実践に従事して

いることは、教育の成果としてあげられる。

在学生及び卒業生を対象にした調査結果は、科目の満足度について、「満足」と回答した割合は、基本科目群、専門支持科目群、専門科目群のいずれにおいても6割以上の満足度を示しており、概して教育の成果は得られている。

学部では、卒業時の学生の能力・資質の評価を組織的な方法でなされていないため、取り組みが必要である。平成17年度に実施した卒業生も含めた中長期的視点に立ったカリキュラム作業部会による教育評価は、今後も継続して実施する必要がある。就職先等の関係者および卒業生自身からの卒業生の資質・能力の評価を得る取り組みが実施され、それぞれから肯定的な結果が得られ、教育の成果はあがっていると判断する。

基準7 学生支援等

学生の学習支援に関しては、毎年度はじめにガイダンスを実施しており、学生の満足度も高い。学生担当教員制度は1～4学年より構成される学生グループ(16名)を2人の教員が担当し、学年間の交流による学習相談・支援体制構築を目指している。自主的学習環境は、整備され、効果的に利用されている。特別な支援を要する学生に対する学習面及び生活面に関する支援は、車いす使用学生の入学に伴って環境整備を進めているが、多額な予算を伴う大規模な改修には更なる努力が必要である。健康相談に関しては健康管理規程に基づき体制を整備している。特に、抗体検査及び予防接種、定期健康診断及び事後指導は充実している。学生生活支援に関しては、学生担当教員をはじめ学務課、保健室、生活相談室を窓口としているが、生活相談室は整備されている。しかし、カウンセラーは学外者および女性の採用も考える必要がある。

進路に関する支援については、学生のニーズおよび就職・進学活動に対応する支援システムが機能している。ハラスメント防止に関する体制も整備されている。

基準8 施設・設備

本学の校地・校舎面積は大学設置基準を上回る広さを確保している。施設・設備の運用に関する方針は明確に規定され、教職員や学生に周知され、活用されている。また、情報ネットワークについては、基本的なコンピュータ機器は整備され、学生・院生が活用できる環境にあり、有効に活用されている。附属図書館は、休日にも開館し利用者の利便性を図っている。開学以来、図書館資料数は増加し、入館者数や貸出冊数も増加してきている。また、地域の保健看護情報の拠点として、学外者の利用も増加傾向にある。

しかし、校舎の老朽化による空調機器の不具合や、高齢者や障害者に配慮した施設・設備の整備等の課題もある。また、時代を先取りした教育研究を目指すために必要とされるIT関係の整備を早急にはかる課題も有している。

このように、本学においては、看護を科学的に実践できる人材を育成するという目的を実現するにふさわしい施設・設備が概ね整備され、有効に活用しているが、しかし保健看護活動の先端をめざす大学として遠隔保健看護の教育、ケアの開発に向けた設備の充実を図っていく必要がある。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

学部では、平成12年度から学生による授業評価を質問紙調査により実施しデータを蓄積している。その結果は教員および学生へ向けて報告し、公表している。教員は、その結果を踏まえ自己評価計画書を作成し、教育改善へ反映するよう取り組みが開始されている。平成17年度からは自己評価、臨地実習の評価を実施し、実習指導教員としての資質の向上を図っている。また、JSPSによる研究課題として学外有識者による評価に取り組み、その結果から得られた情報を基にカリキュラムや教育活動の改善に反映させるとともに、教員として

の資質や指導力の向上に努めている。

FD 活動は活発に実施され、特に「シンセサイザー」の発行は本学の特徴といえる。助手に対する取り組みとして平成 16 年度からハワイ大学マノア校 FD 研修が実施されている。帰国後に報告会を実施し、海外の最新情報に関する教員間の共有と授業改善に役立っている。また、研究・研修委員会は若手教員を対象に学長奨励教育研究費を助成し、将来の教員の育成を図っている。一方、前述の委員会は教育・研究活動推進のための海外研究者との交流拡大についての必要性を提言し、その実施のあり方について検討を行っている。

基準 10 財務

本学は、沖縄県を設置者とする県立大学であり、その財務は沖縄県財務規則に則り適正に会計処理され、予算、決算等については県議会の承認を得ている。予算については、沖縄県の予算が漸減傾向にあるなか、大学の教育研究活動に係る予算は一定水準を確保できているが、大学の教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされている。

財務に関する事務の執行及び事業の管理については、毎年度定期監査が行われている。平成 16 年度には包括外部監査も実施されており、適正な財務処理がなされている。

しかし、学術的に先端の研究活動をめざすための施設等整備費・海外出張費等に関して、大学の教育研究機関としての独自の使途項目がなく、外部からの研究費確保の努力のみならず、今後の大学全体の教育研究水準の向上のために改善を要する緊急の課題となっている。

基準 11 管理運営

本学の管理運営は沖縄県立看護大学学則に定められたことに準じている。組織は学内の最高意思決定機関として教授会(大学院は研究科委員会)があり、その下に各種委員会を設け、規程に定められた事項を審議し、教授会または研究科委員会の決定によって運営されている。ただし、効果的な意思決定を行うために、事柄の内容によっては委員会で審議決定し、教授会へ報告することもある。

事務組織は、沖縄県行政組織規則等で定められ、職員の資質向上のために、県内外の研修に参加している。

自己点検・評価を行う体制は、平成 11 年度開学当初から、学長を委員長とする学部自己点検・評価検討委員会を発足し、活動している。平成 13 年度にはこれまでの活動の総括とその後の本学の将来に向けて課題を明らかにした自己点検・評価検討報告書を作成し、文部科学省の視察を受けている。その後も学内の自己点検評価活動は継続しており、平成 17 年度に第三者評価を意図して全学自己点検・評価検討委員会に学外有識者を加えている。平成 18 年度には大学機関別認証評価を受けることが決定している。

教授会・各種委員会等の議事録、各規程など本学の管理運営に関するデータは蓄積されており、大学構成員により閲覧可能である。

本学の使命と目的は、「質の高い看護職者の育成を図り、同時に沖縄県における看護の教育、研究及び実践の中核的機関として看護実践及び学術的発展に寄与すること」である。それらの実現に向け、修士課程及び博士課程を開設した。さらに、時代に応じて変化する地域・国の健康上の問題を解決していくために、大学と地域社会、実践現場との連携による共同研究、離島支援などの活動を積極的に推進する体制が整備されつつある。ただし、公立大学としての制約もあり、大学の目的達成に向けて、大学構成員のニーズを管理運営上に反映するために、さらに組織的管理体制の確立強化を目指す必要がある。

自己評価書に添付された資料一覧

基準	資料番号	根拠資料・データ名
基準 1	1- 1	2006 年学生便覧
	1- 2	2006 年学生便覧
	1- 3	2005 年、2006 年実習の手引き
	1- 4	2006 年院生便覧
	1- 5	ナーシングリーダーシップ会議報告書
	1- 6	平成 18 年度実習連絡調整会議資料
	1- 7	沖縄県立看護大学広報誌「かせかけ」第 1 号～8 号
	1- 8	「看護ことはじめ」 琉球新報 H11.7.25
	1- 9	「大学が変わる」(下) 沖縄タイムス H15.12.19
	1-10	「看護のリーダーシップ」 沖縄タイムス H18.1.5
基準 2	2- 1	沖縄県立看護大学教務委員会規程
	2- 2	沖縄県立看護大学大学院設置認可申請に係る補正申請書
	2- 3	沖縄県立看護大学大学院学則第 3 条の 2
	2- 4	遠隔講義システムご利用の手引き
	2- 5	第 16 回拡大教授会議事録
	2- 6	学内委員会等再編成(案)
	2- 7	沖縄県立看護大学大学学則第 8 条
	2- 8	沖縄県立看護大学教授会規程
	2- 9	沖縄県立看護大学大学院研究科委員会規程
	2- 10	沖縄県立看護大学教務委員会 実習小委員会運営要領
	2- 11	沖縄県立看護大学大学院教務委員会規程
基準 3	3- 1	沖縄県立看護大学学則第 1 条、第 6 条
	3- 2	2006 年学生便覧教員一覧
	3- 3	2006 年院生便覧教員一覧
	3- 4	沖縄県組織・定数台帳
	3- 5	学年毎 専任教員・非常勤講師 授業担当コマ数一覧
	3- 6	沖縄県立看護大学教員選考規程
	3- 7	沖縄県立看護大学教員選考基準
	3- 8	沖縄県立看護大学教員募集要項
	3- 9	沖縄県立看護大学教員の任期に関する規程
	3-10	沖縄県立看護大学教員選考規程第 9 条
	3-11	沖縄県立看護大学大学学則第 50 条
	3-12	授業評価アンケート票、調査結果
	3-13	実習評価アンケート票、調査結果
	3-14	沖縄県立看護大学カリキュラムワーキング報告書 2006 年
	3-15	沖縄県立看護大学共同研究報告書平成 11-12 年度

	3-16	沖縄県立看護大学共同研究報告書平成 13-15 年度
	3-17	沖縄県立看護大学共同研究報告書平成 16 年度
	3-18	沖縄県立看護大学紀要第 1 号-第 7 号 2000-2006
	3-19	総務課・学務課 課の分掌事務
基準 4	4- 1	平成 18 年度学生募集要項
	4- 2	平成 18 年度大学院生募集要項
	4- 3	平成 18 年度学生募集要項 (特別選抜)
	4- 4	沖縄県立看護大学入学試験委員会規程
	4- 5	平成 18 年度学生募集要項
	4- 6	「入学試験別及び入学試験成績と入学後の学内成績との関連に関する研究」 沖縄県立看護大学共同研究報告書平成 13 年度～15 年度
基準 5	5- 1	沖縄県立看護大学学則第 27 条、別表
	5- 2	2006 シラバス教育課程の概要
	5- 3	2006 年学生便覧 教育科目の年次配置
	5- 4	2006 年学生便覧 授業科目一覧
	5- 5	沖縄県立看護大学海外セミナー - ハワイ 2005 - 報告集
	5- 6	沖縄県立看護大学履修規程第 10 条
	5- 7	看護大学における国際保健看護教育の現状と将来、医学のあゆみ、2001
	5- 8	2006 年学生便覧 授業科目の概要
	5- 9	2006 シラバス
	5-10	沖縄県立看護大学紀要第 1 号 - 第 7 号 2000-2006
	5-11	平成 18 年度「卒業論文」教員研究専門分野・研究方法一覧・担当学生
	5-12	シンセサイザー 2002-2005
	5-13	教育内容の更新を続ける挑戦；看護教育、看護展望、2002
	5-14	沖縄県立看護大学学則第 34 条
	5-15	既修得単位認定に関する運営要領
	5-16	2006 年実習要項
	5-17	平成 16 年度補充実習
	5-18	シンセサイザー 2002 学士課程及び修士課程に期待される看護能力
	5-19	「学士・修士課程における看護学生の到達目標としてのコンピテンシー」
	5-20	2006 年院生便覧
	5-21	平成 18 年度ガイダンス
	5-22	平成 18 年度グループ別担当学生教員一覧
	5-23	平成 18 年度 5 グループ担当教員 & 学生連絡先一覧(例)
	5-24	2006 年学生便覧 授業科目一覧
	5-25	2006 シラバス
	5-26	2006 シラバス
	5-27	成人保健看護方法 演習ノート
	5-28	平成 18 年度 臨地実習学生配置、実習の手引き

	5-29	沖縄県立看護大学カリキュラムワーキング報告書（概要）2006年
	5-30	21世紀における看護の課題 - 新たな可能性、看護教育、2003
	5-31	2006年学生便覧 附属図書館の利用
	5-32	施設(物品)使用願
	5-33	国家試験対策特別講義日程表
	5-34	沖縄県立看護大学学則
	5-35	沖縄県立看護大学履修規程
	5-36	2006年学生便覧
	5-37	沖縄県立看護大学履修規程
	5-38	2006年学生便覧
	5-39	沖縄県立看護大学学則
	5-40	2006年学生便覧
	5-41	成績一覧表様式
	5-42	実習評価会資料
	5-43	必修科目修得状況表
	5-44	卒業判定資料
	5-45	平成17年度 卒業判定会議議事録
	5-46	沖縄県立看護大学大学院学則
	5-47	沖縄県立看護大学大学院学則
	5-48	「離島のフォローに活用」 沖縄タイムス H16.7.13
	5-49	2006SYLLABUS
	5-50	入学から修了までの履修指導・研究指導の概要（博士前期課程）
	5-51	2006年院生便覧
	5-52	2006年院生便覧 修士論文・課題研究審査基準
基準6	6-1	2006年院生便覧
	6-2	平成17年度九州地区看護研究学会集録集
	6-3	THE GERONTOLOGIST、2005
	6-4	国立身体障害者リハビリテーションセンター研究紀要、2005
基準7	7-1	学生生活に関する調査報告書（概要）平成18年
	7-2	平成18年度大学院学生対象のガイダンスプログラム
	7-3	平成18年度学生生活の心得
	7-4	2006年学生便覧
	7-5	平成18年度学生担当教員の手引き
	7-6	学生担当教員懇談会資料
	7-7	学長賞、「学生の障害児支援好評」 沖縄タイムス H18.4.14
	7-8	沖縄県立看護大学学生健康管理規程
	7-9	感染予防対策関連資料
	7-10	平成18年度学生生活の心得
	7-11	沖縄県立看護大学セクシュアル・ハラスメント防止規程

	7- 12	沖縄県立看護大学ハラスメント防止委員会規程
	7- 13	沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例施行規則
基準 8	8- 1	沖縄県立看護大学施設等管理規程
	8- 2	沖縄県立看護大学附属図書館運営規程
	8- 3	沖縄県立看護大学教員研究用図書貸出細則
	8- 4	沖縄県立看護大学学内施設（物品）使用要領
	8- 5	クラブ室・自治会室使用基準
	8- 6	沖縄県立看護大学運動施設使用基準
	8- 7	沖縄県立看護大学情報処理学習室使用基準
	8- 8	2006 年学生便覧
基準 9	9- 1	平成 13 年度沖縄県立看護大学自己点検・評価報告書
	9- 2	平成 16 年度沖縄県立看護大学年報
	9- 3	母性保健看護・助産領域会議資料
	9- 4	ALPHA note 2006
	9- 5	第 70 回日本民族衛生学会総会講演集
	9- 6	「授業評価アンケート自由記入欄」分析結果報告、2005 年
	9- 7	地域保健看護実習学内報告会議事録
	9- 8	実習の手引き 2003-2005
	9- 9	「基礎看護実習 ・ 実習を終えて」
	9- 10	OPCN 開学 6 周年 記念会資料 平成 17 年、学長奨励教育研究費・ハワイ大学マノア校 F D 研修 学内報告会資料 平成 18 年
	9- 11	沖縄県立看護大学広報誌「かせかけ」第 8 号
	9- 12	ハワイ大学からの書簡
基準 10	10- 1	沖縄県財務規則
	10- 2	平成 17 年度沖縄県立看護大学歳入・歳出予算事項別積算内訳書
	10- 3	沖縄県立看護大学予算委員会規程
	10- 4	沖縄県立看護大学学長奨励教育研究費取扱規程
	10- 5	地方自治法第 199 条
	10- 6	地方自治法第 252 条の 37
	10- 7	平成 16 年度定期監査の結果報告書
	10- 8	平成 16 年度包括外部監査結果報告書
基準 11	11- 1	平成 18 年度学内委員会名簿
	11- 2	2000 年度沖縄県立看護大学自己点検・評価検討委員会報告書
	11- 3	沖縄県立看護大学アドバイザー会議設置規程

3. 用語解説

【アドミッション・ポリシー】

受験生に求める能力、適性等についての考え方や入学者選抜の基本方針をまとめたもの。

【インターンシップ】

学生が在学中に、企業等において、自らの専攻や将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと。

【オープンキャンパス】

受験生が学校を選択する際の参考とするために開催する大学見学会、体験入学等の催し。一般の授業や課外活動等、大学生活の一部を体験することができる。

【オフィスアワー】

授業内容等に関する学生の質問等に応じるための時間として、教員があらかじめ示す特定の時間帯。

【外部評価／第三者評価】

外部評価とは、学校の教育活動等について、学校側が選定する学外者から評価を受けること。一方、第三者評価は、第三者的立場にある評価機関等が実施する評価である。

【現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代G P）】

各種審議会からの提言等、社会的要請の強い政策課題に対応したテーマ設定を行い、各大学等から応募された取組の中から、特に優れた教育プロジェクト（取組）を選定し、財政支援を行うことで、高等教育の活性化が促進されることを目的とするもの。

【資質の高い教員養成推進プログラム（教員養成G P）】

大学等における教員養成や現職教育の充実・強化を図る特に優れた教育プロジェクトを選定し、重点的な財政支援を実施する文部科学省の事業のこと。

【G P A制度】

授業科目ごとの成績評価に対して、G P（グレードポイント）を付し（例えば、5段階（A、B、C、D、E）の成績評価に対して、それぞれ4、3、2、1、0のG P）、この単位当たりの平均を出し、その一定水準を卒業などの要件とする制度。G P Aは、Grade Point Average の略。

【大学教育の国際化推進プログラム（海外先進教育研究実践支援）】

大学等の教職員を海外の教育研究機関等に派遣し、高等教育の国際的通用性・共通性の向上を図る優れた取組みを選定し、財政支援を実施する文部科学省の事業のこと。

【大学教育の国際化推進プログラム（戦略的国際連携支援）】

海外の大学等との積極的な連携等を図る取組の中から、特に優れた取組を選定し、財政支援を実施する文部科学省の事業のこと。

【地域医療等社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム（医療人GP）】

地域医療等社会的ニーズに対応したテーマ設定を行い、国公私立大学の質の高い医療人を養成する特色ある優れた取組について、財政支援を実施する文部科学省の事業のこと。

【チューター制度】

主として、外国人留学生に対し、日本人学生が日本語の指導、学習や生活上の様々な支援を行う制度。

【チュートリアル教育】

グループ討論、個別指導、個人学習等を通じて、具体的なテーマについて解決する能力を育成する教育。

【テニュア・トラック制】

任期制等により一定期間、若手研究者が自立した研究者としての経験を積んだ上で、厳格な審査を実施し、その間の業績や教員・研究者としての資質・能力が高いと認められた場合には、任期を付さない職を与える仕組み。

【特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）】

大学教育の改善に資する種々の取組のうち、特色ある優れたものを選定し、選定された事例を広く社会に情報提供するとともに、財政支援を行うことにより、国公私立大学を通じ、教育改善の取組について、各大学及び教員のインセンティブになるとともに、他大学の取組の参考になり、高等教育の活性化が促進されることを目的とするもの。

【TOEIC】

アメリカのETSが開発した英語によるコミュニケーション能力を測定するためのテスト。TOEICは、Test of English for International Communication の略。

【TOEFL】

アメリカのETSが開発した、アメリカやカナダへ留学を希望する外国人のための英語の学力テスト。TOEFLは、Test of English as a Foreign Language の略。

【21世紀COEプログラム】

我が国の大学に世界最高水準の研究教育拠点を形成し、研究水準の向上と世界をリードする創造的な人材育成を図るため、重点的な支援を行い、もって、国際競争力のある個性輝く大学づくりを推進することを目的とするプログラム。平成14年度～平成16年度に国公私立大学から申請が行われ、93大学274拠点が採択された。

【日本技術者教育認定機構（JABEE）】

技術系学協会と密接に連携しながら、大学など高等教育機関で実施されている技術者教育プログラムが、社会の要求水準を満たしているかどうかの審査・認定を行う非政府団体。

【ファカルティ・ディベロップメント（FD）】

教員が授業内容・方法を改善し、教育力を向上させるための組織的な取組の総称。FDと略して称されることもある。その意味するところは極めて広範にわたるが、具体的な例としては、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会の開催、新任教員のための研修会の開催などを挙げることができる。

【法科大学院等専門職大学院教育推進プログラム】

専門職大学院において理論と実務を架橋した人材養成に相応しい教育水準の向上を図るため、各分野のニーズに即した教育の質の向上に寄与する先導的な取組について、文部科学省が重点的に支援する事業のこと。

【「魅力ある大学院教育」イニシアティブ】

現代社会の新たなニーズに応えられる創造性豊かな若手研究者の養成機能の強化を図るため、大学院における意欲的かつ独創的な教育の取組について、文部科学省が重点的に支援する事業のこと。

おわりに

平成18年度に機構が実施した大学機関別認証評価の評価結果をここに公表しました。

機構は、評価結果を広く社会に公表することにより、透明性の高い開かれた評価とするとともに、開放的で進化する評価を目指し、評価の経験や評価を行った大学・社会からの意見を踏まえつつ、常に評価システムの改善を図っていくことを評価の基本方針の一つとしており、今後とも評価に関する情報を積極的に社会に提供していきます。

また、機構は、大学関係者及び社会、経済、文化等の各方面の有識者の参画を得て、より効果的な評価方法を開発し、適切な評価を重ねていくことにより、わが国の大学等に対する第三者評価の発展に先導的な役割を果たしていく所存です。

このたびの公表に際して、これまでの機構の評価に関し、種々ご協力いただいた方々に感謝申し上げますとともに、今後とも、機構の評価システムの改善等にご理解とご支援いただきますようよろしくお願いいたします。